平成23年度の警察政策研究センターの主な活動

1 フォーラム等の開催

平成23年度も、治安問題について、今後の政策の展開に資するための場を設けた。

警察政策フォーラムの実施状況は以下のとおりであり、警察関係者のほか、関係省庁職員、大学教授を始めとする研究者、テーマに関心を持つ民間企業役職員等の幅広い参加を得た。

○ 平成23年8月７日(日)

警察政策フォーラム「犯罪抑止政策の総合的展開 ～日本の教訓」

- 場所:神戸国際会議場 (兵庫県神戸市)
- 共催:警察政策学会
- 後援:(財)社会安全研究財団
- 基調講演:佐久間修(大阪大学大学院高等司法研究科教授、小宮信夫(立正大学教授)、富田邦敬(内閣参事官)、加藤伸宏(警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長)
- パネルディスカッション:上記各氏に加え、安田貴彦(警察政策研究センター所長、コーディネーター)

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、関係機関、警察関係者など約250名の出席があった。

○ 平成23年11月1日(火)

警察政策フォーラム「反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策」

- 場所:グランドアーク半蔵門(東京都千代田区)
- 後援:(財)公共政策調査会、(財)警察大学校学友会
- 基調講演:ゲアハルト・シンドラー(ドイツ連邦共和国連邦内務省公安局長)、沖田芳樹(警察庁長官官房審議官(警備局担当))
- パネルディスカッション:上記各氏に加え、板橋功((財)公共政策調査会第一研究室長)、春原剛(日本経済新聞社編集局国際部編集委員兼日本経済研究センター・グローバル研究室長)、安田貴彦(警察政策研究センター所長、コーディネーター)

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、関係機関、警察関係者など約230名の出席があった。

○　平成23年12月14日(水)

警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」

- 場所:グランドアーク半蔵門(東京都千代田区)
- 共催:(財)社会安全研究財団
- 後援:(財)公共政策調査会、(財)警察大学校学友会
- 基調講演:藤本哲也(中央大学名誉教授・常盤大学教授)、ロイ・レディンガム(英国司法省犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長)、金泰明(韓国国立全北大学法科大学院教授)
- パネルディスカッション:上記各氏に加え、勝部祐子(関東管区警察学校教官、前神奈川県警察本部刑事部捜査第一課課長補佐)、安田貴彦(警察政策研究センター所長、コーディネーター)

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、関係機関、警察関係者など約240名の出席があった。

○　平成24年２月1日(金)

警察政策フォーラム「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」

- 場所:都市センターホテル(東京都千代田区)
- 後援:(財)公共政策調査会、警察政策学会、(財)警察大学校学友会
- 基調講演:守山正(拓殖大学政経学部教授)、リチャード・ウォートレイ(ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長)、ヨハネス・クヌットソン(ノルウェー警察総合大学教授)、河合潔(警視庁生活安全部長)
- パネルディスカッション:上記各氏に加え、安田貴彦(警察政策研究センター所長、コーディネーター)

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、関係機関、警察関係者など約200名の出席があった。

２ 学界との交流窓口としての活動～各分野の研究者との交流の拡大

フォーラムの開催等を通じて多数の研究者と交流を深めたほか、国際犯罪学会、日本被害者学会、警察政策学会等各種学会への出席、各種研究会への参画等を通じて、研究者等との積極的な意見交換を行った。

また、前年度に引き続き、慶應義塾大学大学院、早稲田大学社会安全政策研究所及び警察政策学会犯罪予防法制部会のそれぞれと共同研究を行った。

3 大学・大学院における講義の実施

所長等は、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院において講義科目「社会安全政策論」を担当した。また、教授は、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部及び法政大学法学部において「社会安全政策論」、「刑事学」等の講義を担当した。このほか、中央大学総合政策学部に設置された講座「社会安全政策論」を始め、複数の大学において、教授等が講義を行ったほか、警察庁各局部職員を講師として派遣するなどの協力を行った。

なお、幹部警察職員が、早稲田大学社会安全政策研究所に客員教授として、また慶應義塾大学政策・メディア研究科において教授として、それぞれ研究・講義を行った。

4 国際的な交流～国際会議・セミナーにおける講演、各国研究機関等との情報交換等

平成24年３月、米国ニューヨークで開催された刑事司法科学アカデミーに所長と教授が出席し、各国の刑事司法分野における政策立案者、大学等の研究者等と意見交換を行った。

このほかにも米国ワシントンD.Cで開催された米国犯罪学会2011年年次大会に所長と教授が、また同じく米国コネチカット州ニューヘブンで開催されたアジア警察学会に教授が出席し、各国の研究者等との意見交換を行った。

さらに、警察政策研究センターの研究科に入校の上、海外に派遣される調査研究員により、各種社会安全政策に関する調査研究を行った。

5 活動成果の発表、各種資料の作成

平成24年1月、平成22年度における警察政策研究センターによる調査研究成果を取りまとめた「警察政策研究《第15号》」を発行した。

また、平成24年3月には海外に派遣した調査研究員による調査研究成果をまとめた「警察政策研究センター・海外調査報告書」を発行した。

このほか、警察政策フォーラムの内容を紹介する特集記事や研究テーマに関連した論文を警察学論集等に掲載した。

6 懸賞論文の募集

(財)公共政策調査会との共催(後援:警察庁、読売新聞社　協賛:(財)社会安全研究財団)により、「地域社会の安全をいかに考えるか」をテーマとした懸賞論文を募集し、この問題に関する提言を広く求めた。

第１章

＜警察政策研究センター設立１５周年に当たって＞

警察政策研究センター設立15周年に当たって

警察政策研究センター

警察政策研究センター（以下「当センター」という。）は、警察大学校の附置機関として平成8年5月に新設され、昨年（平成23年）で15周年を迎えた。

設立に当たっては、冷戦終結後の流動化した世界情勢の下で、当時の日本の治安に深刻な影響を与えたオウム真理教による一連の犯罪を始めとした従来予期し得なかった治安事象に的確に対応していくため、広く警察内外の様々な意見に耳を傾け、治安を取り巻く社会現象の変化・動向を分析し、対応策について研究を行い、今後の警察行政に反映させていくことが必要であると考えられたものである[1)]。

この15年、当センターは、いわば警察の「シンクタンク」として、フォーラム等の開催、外部研究者との交流等による調査研究の推進、大学等における講義の実施[2)]、警察に関する国際的な学術会議への参加等による情報発信等の事業を幅広く展開し、ストーカー対策や被害者支援施策等の重要課題を先駆的に取り上げるなど一定の実績を残すことができたところである。

現在を見れば、我が国においては、東日本大震災という未曾有の大災害に直面し、世界に目を向けても、ユーロ危機にとどまらず資本主義の危機とまで言われる事態が生じており、その他の様々な社会事象の変化と合わせ、これまで以上に将来の予測が困難な時代になっていると言える。その一方で、警察自身も、安全・安心なまちづくり等の社会安全政策の発展や、捜査手法・取調べの高度化をめぐる議論等に見られるように、大きな変革の時代に直面している。

その意味において、現在は、当センターが設立された当時と同様又はそれ以上に治安にとっての重要な分岐点ともいえる時代にあり、正に「シンクタンク」としての底力の発揮が当センターに求められている時代といえる[3)]。

当センターとしても、職員一人一人が、現下のこの厳しい状況と当センターに課された使命を胸に刻みつつ、一層の組織的、継続的な取組強化に努めているところであり、引き続き内外のご理解とご支援を賜りたい。

平成23年12月14日、警察政策研究フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」に引き続き、当センター設立当時の警察庁長官である國松孝次・NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク理事長を始め、設立当時の関係者や当センターの研究活動にご協力いただいた研究者の方々等をお招きして、当センター設立15周年記念式典を開催した。

当センター設立に当たって多大なるご示唆を賜り、またその後も警察政策フォーラム等の

基調講演等を複数回にわたりお勤めいただいた、中央大学名誉教授・京都産業大学法科大学院教授である渥美東洋先生には、記念式典当日にも貴重なお祝いの言葉を賜ったが、この度あらためて当センターへの思いを警察学論集にご寄稿いただいた。

併せて、記念式典当日出席者に配布した小冊子「警察政策研究センターの回顧と展望ー日本警察のシンクタンクとして15年ー」に掲載した「創立15周年を迎えた警察政策研究センターの回顧と展望」、「警察政策研究センターのあゆみ」及び「過去の警察政策フォーラム等開催状況」（年表）についても警察学論集に掲載することとした[4)]。

これまでの主な警察政策フォーラム等の基調講演等については、年表備考欄記載の警察学論集に、またパネルディスカッションの様子については、同じく年表備考欄記載の警察政策研究（当センターの紀要）にそれぞれ記載しており、資料等としてご活用いただければ幸いである[5)]。

1）当センター設立の経緯及び趣旨については、警察政策研究センター「警察政策研究センター発足記念フォーラムの開催について」（警察学論集第49巻第10号）及び人見信男「創業と守成―警察政策研究センター発足1年を顧みて―」（同第50巻第6号）に詳述されている。

2）当センター職員による大学等における講義の状況やその意義については、岡部正勝「警察政策研究センター職員による大学における講義等の実施について」（警察学論集第55巻第6号）、太田裕之「大学における警察に関する教育・研究の意義～学問と実務との連携～」（同第58巻第7号）、黒川浩一「大学での教育研究における警察の役割」（警察政策第11巻（2009））において論じられているほか、産経新聞平成24年4月22日付記事「就職難　警察に実践学べ」においては最新の講義状況が報じられている。

3）当センターの在り方等について言及されているものとして、山田英雄・渥美東洋・田村正博「＜座談会＞警察学の新展開のために」（警察学論集第55巻第6号）がある。

4）この小冊子には、他に、人見信男（警察政策研究センター初代所長）「警察政策研究センター草創期の思い出」、田村正博（早稲田大学研究員教授（当時、警察大学校長））「警察政策研究センターへの思い」が掲載されている。

5）警察政策研究センターのウェブサイトには、創刊号から最新号までの警察政策研究の掲載論文目次を掲示している。（警察庁ウェブサイト（http://www.nps.gp.jp）→「警察大学校」→「警察政策研究センター」→「警察政策研究既刊一覧」）

警察政策研究センター15周年を迎えて
―今後の警察政策センターへの期待―

中央大学名誉教授
渥美　東洋

センター創設時、僅か許り関わる機会を与えられた者として、一言申し述べます。

センター創設当時、犯罪は、単一国がその主権の及ぶ範囲で対応すれば、それで充分だという過去の考え方で、十分に対応できるものではないとの自覚が、わが国をはじめ多くの国に生まれてきていました。

一面では、犯罪の、いわゆる国際化が恒常化して来ております。空路を代表とする交通機関の大規模化、大衆化と、経済活動の国際化が、とりわけ、ヒト・モノ・カネの国境を越えた移動を求め、それができるようにさせました。しかも、その過程が従来に増して恐ろしく拡大化したのです。

これに対しては、犯罪と関連する複数国が共同して対応しなくてはならなくなります。

しかも、外交ルートを通して刑事司法手続の協力を求める方途を採っていると、捜査や情報の入手に遅れをとり、犯罪行為の抑止だけでなく、犯人の逮捕や証拠の採取が不十分とならざるを得なくなります。そのため、情報の共有、捜査の当初からの捜査機関相互の「直接コンタクト」を可能にして、犯罪のガバナンス体制を充実しなくてはならなくなります。二国又は複数国による捜査共助協定が、国際犯罪、国境を跨る犯罪のガバナンスの不可欠の方途になるのです。

他方、国内での組織犯罪対策、家庭の崩壊に伴う、少年犯罪、少年を被害者とする犯罪、児童虐待、家庭内暴力という、社会の構造変化に由来する犯罪を予防、抑止し、少年犯行者や非行者の早期の社会復帰を可能にするためにも、従来のような「捜査―訴追―裁判所―矯正部門」という直線型の刑罰や制裁による対応という刑事法運用システムによる活動だけでは不十分又は不可能なことが判明してきています。有効な対応、別言すれば家庭の崩壊に伴う犯罪のガバナンスには、国家司法運用体制だけではない、少年の発達や居場所にかかわる、行政または福祉、教育部門、さらには、地域やそこの篤志家の協力、連携が要件となります。

このように、国内外の犯罪現象の変化に伴い、犯罪のガバナンスを大きく変革する必要が自覚されはじめた時期が、このセンター発足直前10年間でした。

犯罪の多発に、どのように対応すればよいかについて、確たる「知見」「観察」もなされないままに、従来の「検挙に勝る防犯なし」とか、刑罰とりわけ収容刑の社会復帰機能、更正機能が近代以降、長く「信じられ」続けてきていた時期に、むしろ、日本在来の地域共同体による犯罪に先手を打つ、共同体の犯罪集団に対する予防機能が、改めて自覚されはじめ

てもいました。

犯罪の多発や増加に直面した先進西欧諸国、とりわけ英語圏での新たな犯罪対応システムや国際刑事法の改正、変革、犯罪のガバナンスという新たな視点で、犯罪に戦略的に対応する傾向が高まって来ていたのも、センター発足前10年ほど以前のことでした。

継続的な犯罪の形態の変化やそれに対応した戦略的な犯罪ガバナンスのあり方の変化に目を投じてみましょう。

二国間、又は複数国間の在来の国際刑事（犯罪）法とは異なった、実際の必要から生まれた変化は、まず、「相互法律共助協定（MLAT)」による対応でした。国際刑事法の変革は難事業なので、共助を必要とする二国間又は複数国間で関心犯罪への相互協力体制を協定を通して対応しようとするものでした。このMLAT（エムラート）を要求する国際犯罪、国境を跨った犯罪が、関係諸国に治安確保のうえでも、正義の実現のうえでも、関心を寄せざるを得ないほどのものになってきていたのです。大量の禁止薬物の密輸入、旧ソ連モデル、中国産のトカレフ（武器、銃）の大量密輸入は、国内の「暴力団」又は組織犯罪の有力な資金源となって来ていました。人身の密輸入も目立って来ていました。売春婦、低賃金労働者の密輸入も地域、企業犯罪の一形態であり、資金獲得源の一つです。また、出稼ぎ型「ピッキング侵入盗」、「暴力スリ団」も外国人の密入国によるものが大半でした。

これらの国際犯罪又は、国を跨る犯罪類型には、相互共助協定を欠いては、「水際作戦」という対症次善策によるしかありませんでした。

情報の共有、身柄の探索、特定、証拠の取得という、予防と処罰の双方に目配りした戦略対応ができるために、二国間又は複数国間の、捜査、法執行共助協定が求められたのです。それに到る前には、事実上の相互共助が相互主義の名で行われることになりました。

どのような戦略対応が国境を跨ぐ犯罪対応に適するかについての根本的な考え方の変化が求められていました。資金獲得を目指す組織犯罪への有効な対応策として、マネー・ローンダリング（資金洗浄）罪の創設、不法収益の没収、権利剥奪（フォーフィチュア）が正義の見地からも求められてきていました。また、暴力団対策法又は地域犯罪（防止）法をどのような内容で制定すれば、国際法共助や情報の共有が犯罪予防に有効になるかを考え抜かなくてはならなくなっていました。

他方、家族構造の変化、それをもたらした社会構造の変化に由来する特徴をもつ犯罪が目立って来ていました。

電話の一般生活、日常生活への普及とともに、電話・通信を用いた犯罪が、家族の構造の変化とともに目立ってきました。爆破予告、営業妨害、新たな形の詐欺の登場です。また、テレフォンクラブによる売春周旋、仲介事業、児童、少女売買春、米国では、ダイヤル・ポーン（電話ポルノ）が日本では、ダイヤル・Qツーとして、一種の詐欺に用いられ、多発しました。

家庭の変化、男女の交際のあり方の変化に応じて、埼玉県の桶川事件にみられるように、「ストーカー」という新たな犯罪の出現、幼児性愛者による広域の連続児童略取・殺人事件（宮崎勉事件）、少年による異常性格に由来する児童殺傷、拷問殺害事件（「酒鬼薔薇聖斗」事件）という、児童を被害者とする、その逆に少年を被疑者とする従来に予想されなかった事件が発生しました。さらに、「校内暴力」「いじめ」という、むしろ先進都市化諸国にみられるような犯罪が、日本にも多発し、当時は、「いじめ」は日本特有の事件だ、などとみられていたものです。「家庭内暴力」も顕著になり、その対応が求められ、当時は男性優位の特異現象として、女性の人権擁護を中心に、社会問題として論陣が張られてもいたのです。その他に「暴走族」事犯なども含む、これらの少年非行と逆に少年を被害者とする犯罪や異常行動も、それぞれを単発的、分断的に捉えるのでは不十分と思われる背景事情があることが薄々分かっていたのに、それを全体として捉え、問題を解決する方策も開発されずにいたのが、センター開設に先立つ時期の状況だったのです。

家庭のあり方の変化、地域共同体の劣化、「公共善」や「共通善」を全く忘れ去らせるような社会構造の変化が、多くの不安を人々に与えはじめました。

ここから、対症療法ではない、犯行、非行の予防、抑止、社会構造のあり方を変える、科刑中心の「刑事司法」ではない、犯行、非行に作用する多くの要因を分析して、相互にからみ含む要因によく対処できるようにポリーシング（警察活動）の変化を求める構想が生まれてきました。人間の相互の実際の「つながり」の力を重視する、「地域警察活動」を柱とした、多機関連携の構想も生まれてきました。地域の力を重視する日本に伝統的な「多くの関係者が連携できる体制」を作るように警察活動を見直す構想も生まれてきました。今では、コミュニティ中心の警察活動が英語圏で重要視されていますが、この発想は、実は、日本に伝統的なものであり、米国の研究者は、この日本の伝統的な警察の象徴である「交番」に着目し、自国の警察活動の変革の一つの手本としようと試みられたのもこの時期です。

少年発達や少年福祉、つまり少年の健全発育を考えの中核に置く少年警察活動は従来にも増して強化しなくてはならないとの構想も生まれてきました。この少年警察活動は、少年の自立や他人と協調できるように少年が発育するのに手助けするものと考えられ、検挙だけでなく、善導・補導する補導員を警察の現場に導入しようとの方策となって実を結びました。

さらに、少年の健全育成にかかわる他の公共機関、例えば児童相談所、保健所、学校といった福祉サービスを提供する機関、非行・犯行に不幸にしてかかわった少年の矯正・保護に当たる保護観察所、少年の非行、犯行の認定と処遇に責任をもつ家庭裁判所、さらには、少年の健全育成にかかわる民間のボランティアやその組織と連携することが肝要だとの自覚がうまれました。少年警察活動が重視されるとともに、全国各地に少年サポート・センターが設置され、多機関連携の努力が重ねられはじめて来ました。

少年は当然として、国民をとりまく生活環境を、少年の健全育成や少年非行や犯行の予防

に適するように変革することも、警察活動の重要な任務とされなくてはならないとの自覚も生まれて来ていました。

このように、犯行、非行さらにはその被害を最小化するには、公共サービスや行政機関の縦割りとその体質を排して、省庁、中央、地方の垣根を超え、さらに民間のボランタリィな諸団体、諸地域とのパートナーシップの下での行動計画が組まれなくてはならないとの自覚も生まれていました。これらの連携、パートナーシップでの連絡の要となるのは警察であってよく、警察は、たんに治安機関であるだけでなく、サービス機関であるのがよく、その被害の要請に警察は応える責任も能力も高めなくてはならないと考えられるようになりました。

国際化した犯罪、組織化された犯罪、少年犯行、非行が生む社会課題の解決の責に任ずる警察というイメージも社会に生まれ、定着しはじめました。

他方、犯罪、犯罪被害、非行にかかわってきた犯罪学、社会学、心理学、犯罪政策学といった学問の分野での研究テーマも手法も、社会とともに変わるようになりました。一体、何が人を犯罪や非行に走らせるのかについて、今ここに挙げた学問等による研究が展開され、犯行や人々の社会（交）性を害する行動の原因は、単一ではなく、網の目のように広く、かつ深く絡み合っていることが判明して来ました。経済、行政、行政の政策の変化が、当然に社会構造を変化させ、それが犯行や非行を誘発したり、逆に予防、抑制したりすることも判って来ました。この一例が格差や貧困です。格差や貧困は近因ではないが、重要な遠因であることも学問的に裏づけられてきています。福祉政策やサービスは福祉を求める人々のニーズに適合してこそ、安全な社会を生むことになりますが、ニーズに適さない「バラ蒔き」政策は、むしろ犯行・非行のリスク要因となることも示されてきています。家庭構造、家族構成、家庭環境もリスク要因となったり、犯行、非行を生まない予防促進要因となったりするので、それぞれの個別のニーズに応じた、合理的な福祉、犯行予防サービスが重要であり、計画的で適切なサービスの提供が犯罪原因を減少させることも示されてきました。個人の資質から社会構造にいたるまで、犯行、非行の要因は広がり、相互に広く深く絡み合っていることが判明すると、犯行、非行の予防、抑止と安全・安心の促進には、多くの機関が共に連携して、総合、統合していかなくてはならないことが強調されてきました。異なった多くの犯行、非行に関係する学問分野が統合、総合して犯罪、非行対策として有用な戦略的行動計画を樹立することが重要なことも自覚されました。

このような研究の成果に基づいた「応用犯罪学」「クリミナル・ジャスティス」という学問分野も登場しました。私達は、「クリミナル・ジャスティス」を社会安全論と名付けました。

ともかく、センターは、以上のような犯罪をとりまく社会状況、社会構造、国際関係、学問研究の変化の中で発足、創設されたのです。創設への期待もまた大きく、当時の犯罪認知

件数の、それこそ未曾有の激増を前に、社会の安全・安心を保つことに責を負う行政機関の中核として、警察活動のシンク・タンクになるべく、当センターは出発したのです。とりわけ、犯罪と社会性を損なう行動の予防、減少、抑止こそが警察活動の中心課題であることが自覚され、犯行、非行に先立ち、先手を打つプロアクティブな法と政策を樹立し、それに適うサービスを確保できる体制と行動計画を樹てるシンク・タンクとなることがセンターの目標です。

グローバリゼイションという用語が一般化したように、犯行、非行の国際化、組織化に的確に対応できるポリーシングへの要望は、ますます高まっています。サイバー・スペースの高度化は、この犯罪のもつ傾向をより強めています。また、家族形態の変化、少子高齢化と拡大家族の崩壊、核家族、単身家庭の増加は、地域における住民の相互連帯と社会化を損うリスク要因を増加させるものとなっています。

他方で、如何に社会活動がグローバライズしたとしても、各地域のもつ、風土特性は、けっしてなくなるものでもなく、ましてや、住民一人一人の公共サービス、警察活動や福祉・教育、保健等についてのサービスへのニーズは、千差万別です。この千差万別のニーズに応える社会や政府の支援、介入が提供されないようでは、犯行、非行を生む複雑な要因、つまり犯行原因に迫り、それを減少させることはできません。しかも、犯行に駆り立て、人々を不安にさせる原因が網の目のように深く、広く複雑であるということは、住民一人一人、地域ごとに、それぞれに適した包括的全体的なサービスを用意しなければならないことを意味しています。

体感治安がますます悪化し、孤立感と疎外感を増大させるような社会構造の急速な変化のなかで、社会は安全だと安心して社会性を深めるように社会を変化させようとの目標は、なかなか容易に達成できるものではありません。社会構造の変化を、まず、客観的に「観察」し、そこで課題を発見し、地域、個人ごとの多様なニーズに全体的、包括的に対応できる戦略、政策にもとづいた具体的な行動計画と方策を開発する努力が、ますます要求されています。

センターが、この要求、課題に応える方向に向かって、さらに充実し、発展することを願って、創設15周年をお祝いしたいと思います。

創立15周年を迎えた警察政策研究センターの回顧と展望

警察政策研究センター

1　警察政策研究センターの活動状況等

(1)　警察政策研究センター設立の経緯等

警察政策研究センター（以下「当センター」という。）は、冷戦終結に伴い流動化した世界情勢とともに、国内的にもバブル崩壊など大きく変動する社会情勢の下で、地下鉄サリン事件等のオウム真理教によって引き起こされた一連の特異重大事件を始め、来日外国人による犯罪の激増など従来予想し得なかった治安事象、治安情勢の激変に対応するため平成8年5月に設置された。

すなわち、上記のような社会情勢の激変に伴う従来にない治安情勢の変化に的確に対応するためには、警察内外において広く調査研究を実施し、変化の著しい社会事象や個人或いは集団の意識、行動様式等を治安の面から総合的に分析し、個々の犯罪対策ではなく、警察としての総体的な法執行、警察行政の在り方等を研究すること、そういった社会事象等から生じ得る治安かく乱要因とその対策を研究することが絶対不可欠であると考えられたのである。

このような考え方を踏まえ、当センターは、

「警察に関する政策並びに学術及びその運用に関する調査研究に関すること」

「警察職員の研究の指導に関すること」

「警察における教育訓練及び学術の研修に必要な資料に係る総合的考査及び管理に関すること」

を所掌することとされ（警察法施行規則第76条）、また、具体的な業務として、当センター設置に伴い制定された警察政策研究要綱（警察庁次長依命通達平成8年乙官発第20号）により、

「内部部局の二以上の部局に関係のある課題を中心として調査研究を行う」

「大学等の外部の研究機関との共同研究、シンポジウムの開催等の活動を行う」

こととされた。

当センターは、いわば警察の「シンクタンク」としての役割を果たすことが求められているのである。

(2)　当センターの活動実績

上記(1)のような経緯で設立された当センターの設立以来の活動実績の詳細は、後掲「警察

政策研究センターのあゆみ」及び「過去の警察政策フォーラム等開催状況」に記載のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

ア　「フォーラム等の開催」

関係する学会や団体等と連携して、当センター発足記念フォーラムで「マネーロンダリング」を取り上げて以降、年数回のペースでストーカー対策、テロ対策、組織犯罪対策、少年非行対策、被害者支援施策、犯罪抑止対策、サイバー犯罪対策等部門横断的に取り組むべき課題を中心に多岐にわたるテーマで警察政策に関する各種フォーラム等を開催し、幅広く施策の提言等を行った。

イ　「外部研究者との交流等による調査研究の推進」

警察政策学会、日本刑法学会、日本被害者学会等の関係学会において職員が参加し、発表を行うなど、学会や研究者との交流を進めてきた。特に、警察政策学会とは、その設立当初から緊密な連携に努め、平成18年には犯罪予防法制研究部会の立ち上げに主体的に関与するなどした。また、平成15年度からは慶應義塾大学大学院法学研究科と各国のテロ対策法制等について、19年度からは早稲田大学社会安全政策研究所と少年非行・被害防止及び外国人犯罪について、それぞれ共同研究を行ってきた。

これらの活動により、前記フォーラム等の開催と合わせ、我が国の警察政策学の発展に寄与し、また、社会安全政策論という新しい学問分野の創設及び発展に多大の貢献をするとともに、それらの学術的知見の警察行政実務への活用に寄与した。

ウ　「大学・大学院における講義の実施」

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部（旧東京都立大学法学部）、法政大学法学部、日本大学法学部等に職員を講師として派遣し、刑事学、社会安全政策論等の講義を行ってきた。

エ　「警察に関する国際的な学術会議への参加等による情報発信」

日本警察の政策に関する情報発信を行うことなどを目的に、警察に関する国際的な学術会議等へ積極的に参加してきた。また、日本の治安情勢や日本警察の制度、活動に関する外国語の資料を作成し、紹介した。

2　今後の展望

今日、我が国は、東日本大震災という未曾有の災害に直面し、また、経済の低迷が続く一方、地域の規範意識の低下や社会の不安定化、サイバー空間の発展やグローバル化の進展等の様々な社会情勢の変化が更に進むなど、社会全体が大きな構造的変化にさらされている。

警察自身も大きな変革の時代に直面している。すなわち、少子化による警察官採用の困難化が予測される一方で、これまでの警察活動を支えてきた世代の大量退職時代を迎え、技能

伝承の問題すなわち警察官の質、警察活動の水準の確保の問題が生じている。また、捜査の根本的変革をもたらす可能性のある取調べの可視化や捜査の高度化をめぐる議論等も進んでいる。

このような警察内外を取り巻く複雑な諸情勢にかんがみれば、今後、警察を始めとする治安維持に関係する機関・団体の対応如何によっては、現状改善しつつある治安情勢が再び劇的に悪化する可能性も否定できない。

したがって、治安維持に最も重い責務を有する警察が、前記の複雑な諸情勢の動向を可能な限り正確に把握・予測しつつ、これを踏まえた警察としての施策を的確に講ずるとともに、治安維持に関係する全ての機関・団体等と一層緊密に連携しつつ、これまで以上に大局的視野に立ち、かつ、実務に的確に裏打ちされた理論に基づく政策を打ち出し、国民の理解と信頼を得ていく必要がある。

このような政策を適時適切に打ち出していく上で、関係学会を中心に海外を含めた部外の研究者と日常的に交流するとともに、警察内部にあって、警察庁の各部局や都道府県警察から適時に情報やニーズを把握し、一方で、これら第一線の部局等から一定の距離を置いて客観的に政策課題を検討することができる警察の「シンクタンク」たる当センターの果たすべき役割は、これまで以上に重要である。

前記の諸情勢を概観するだけでも、サイバー空間の発展やグローバル化の進展及びそれらの影響への対応、変容する地域社会や家族の在り方等を踏まえた安全・安心の確保、社会経済秩序を脅かす又はそのおそれの高い諸勢力への対応など、警察だけの取組にとどまらず、広く関係機関・団体との一層緊密な連携や地域住民の主体的取組、関係学会等の幅広い知見の活用が必要不可欠とされる喫緊の重要課題が山積している状況を看取することができる。

そこで、当センターとしては、このような重要課題について、警察庁の各部局、都道府県警察及び関係機関等との連携を一層密にしつつ、当センターの組織を挙げた調査研究を進めるとともに、フォーラム等の場を活用した具体的な政策の検討を進め、中長期的な展望に立った適時適切な政策提言の継続的発信を目指すこととする。

以上のような取組を推進するためには、「シンクタンク」としての基盤強化も必要である。そこで、職員個人の調査研究にとどまらない組織的継続的な調査研究体制の強化に努めるとともに、関係学会を中心とした部外研究者との交流や、大学等での講義、学会等での研究成果の情報発信等の業務についての取組も一層充実させる方針である。

警察政策研究センターのあゆみ

平成8(1996)年

５月　11日	警察政策研究センター、警察大学校の附置機関として設置。
15日	警察政策研究センター開所式。
25～26日	日本刑法学会第74回大会に出席。
７月　４日	警察政策研究センター発足記念フォーラム「マネーロンダリング」（基調講演：渥美東洋・中央大学総合政策学部長、人見信男・警察政策研究センター所長）を開催（会場：中央大学駿河台記念館）。
９月４～16日	ブリティッシュカウンシル「地域警察国際セミナー」に出席。 ポーツマス大学警察・刑事司法研究所を訪問。
17～24日	国内治安高等研修所（フランス・パリ）開催の「第18回国際上級警察研修」（テーマ「組織犯罪の変遷」）に出席。
10月３～４日	シンポジウム「グローバル化するテロの脅威－人間の安全保障とテロリズム」（基調講演：ポール・ウィルキンソン・英国セント・アンドリューズ大学教授、ブライアン・M・ジェンキンズ・米国クロール・アソシエイツ副会長・元米国ランド研究所政治科学部長、長谷川晋・外務省領事移住部邦人特別対策室）を開催（会場：東海大学校友会館）。
22日	第103回IACP（国際警察長協会）年次総会（米国・フェニックス で開催）に出席。
27日～	シンガポール・第三国集団研修「交番システム」（主催：警察庁、JICA、シンガポール警察、シンガポール外務省）に出席（11月６日まで）。
10月　27日	日本犯罪社会学会第23回大会に出席。
12月　１日	神奈川大学開催の「第３回国際警察保安専門家会議」（テーマ「世界的視座から考える組織犯罪」）に出席。

平成9(1997)年

１月　～　３月	「社会の変革と警察の課題」に関する実態調査。
２月　１日	東京都立大学（現首都大学東京。以下同じ。）大学院において非常勤講師として講義。
４月　～　５日	「ストーカー問題」について有識者からヒヤリング。
５月　15日	警察政策研究会「いわゆるストーカー問題について」を開催。
24～25日	日本刑法学会第75回大会に出席。
６月11～19日	警察関係研究機関幹部との意見交換及びポーツマス大学警察刑事司法研究所国際諮問委員会に出席等のため英仏に出張。
７月　８日	警察政策フォーラム「海外邦人安全対策セミナー」（基調講演：米村敏朗・警察庁外事課長）を開催（会場：KKRホテル東京）。
30日	警察政策研究会「ドイツ語圏刑事法における組織犯罪対策の最近の立法動向について～スイス、ドイツ、オーストリアを中心として～」（講師：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授）を開催。
８月	資料集「英国における性犯罪被害者対策」を発行。
９月～	東京都立大学大学院において非常勤講師として講義。
９月21日～10月１日	シンガポール・第三国集団研修「交番システム」（主催：警察庁、JICA、シンガポール警察、シンガポール外務省）に出席。
10月14～22日	パキスタン婦人警察官セミナー（国際捜査研修所で開催）に講師を派遣。
10月　31日	警察政策フォーラム「スイスの組織犯罪対策法制について」（基調講演：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授）を開催（会場：中央大学駿河台記念館）。また、東京において同テーマで警察政策研究会を開催。

11月４日	警察政策フォーラム「スイスの組織犯罪対策法制について」（講演：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授）を開催（会場：プリムローズ大阪）
11月30日～12月14日	性犯罪被害者対策等の調査研究のためカナダに出張。
12月16～23日	インターナショナルワークショップ「ポスト現代社会における犯罪及びその対策」（主催：インドネシア犯罪学会、国際犯罪学会）に出席のためインドネシアに出張。

平成10(1998)年

１月　13日	懸賞論文「21世紀の社会の安全を考える」 授賞式に出席。
22日	警察政策研究会「21世紀のテロリズム：予想される脅威とその対応」（講師：ヨナー・アレクサンダー・ジョージ・ワシントン大学教授）を開催。
３月９～20日	バングラデシュ政府及び国連アジア極東犯罪防止研修所の共催によるジョイントセミナー参加のため、バングラデシュに講師を派遣。
４月～	教授が非常勤講師として東京都立大学法学部生への講義を実施（担当：「刑事学」１年間・４単位）。
５月15～16日	「第２回コンピューター犯罪に関する白浜シンポジウム」（主催：情報システムコントロール協会）に参加。
18日	シンポジウム「総会屋・暴力団問題と企業の安全対策を考える」を(財) 公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センター、(財)大阪府暴力追放推進センターと共催（28日、大阪でも開催）。
22～24日	第76回日本刑法学会（大阪市内で開催）に出席。
30日	日本セキュリティ・マネジメント学会第12回全国大会に参加。
６月　５日	警察政策学会設立総会開催。
17日	警察政策研究会「スウェーデン及びスイスの犯罪被害者対策の現状について」（講師：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授、エザット・A・ファター・サイモン・フレイザー大学犯罪学部名誉教授）を開催。
７月　８日	警察政策フォーラム「高度情報通信社会とハイテク犯罪」（基調講演：安冨潔・慶應義塾大学法学部教授）を開催（会場：KKRホテル東京）。
８月18～21日	国際犯罪学会神戸プレコングレス98に参加し、所長が「暴力団犯罪の動向と対策」について講演。
24～29日	第12回国際犯罪学会（韓国・ソウルで開催）に出席し、「日本の少年犯罪情勢と対策」について講演。
31日～	第１回アジア地域大学院大学「被害者学と被害者援助論」コース（主催：世界被害者学会）に出席（９月４日まで）。
22日～	「日本警察政策研究」について、慶應義塾大学大学院生への講義を行うとともに、共同研究を実施（12月19日まで）。
10月８～16日	シンガポール・第三国集団研修「交番システム」（主催：警察庁、JICA、シンガポール警察、シンガポール外務省）に出席。
16日	パキスタン婦人警察官セミナー（国際捜査研修所で開催）に講師を派遣。
21日	警察政策研究会「オーストリアにおける犯罪被害者への支援及び少年法制について」（講師：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授、ウド・イェシオネク・ウィーン上級少年裁判所長官）を開催。
23日	教授が桜美林大学国際学部において「個人の危機管理」をテーマに一般学生を対象に講義。
24～25日	日本犯罪社会学会第25回大会に参加。
11月　27日	日本犯罪心理学会関東地区研究会（主題：「アメリカの児童虐待の実態と問題点」）に参加、教授が通訳を担当。

12月　12日	警察政策フォーラム「組織犯罪対策の国際的動向～アメリカ合衆国における不法収益対策を中心に」（基調講演：渥美東洋・中央大学総合政策学部長、J・B・ジェイコブズ・ニューヨーク大学教授、G･E･リンチ・コロンビア大学教授、S･L･スミス・米国司法省刑事局資産没収マネーロンダリング課検事）を開催（会場：学士会館）。また、同テーマで警察政策研究会を開催。
平成11(1999)年	
１月　13日	懸賞論文「情報化の進展と社会の安全を考える」授賞式に出席。
２月　25日～ ３月　７日	英国・ロンドンで開催された犯罪情報分析官国際会議（主催：英国National Criminal Intelligence Service）に教授が出席。また、現地でストーキング対策法制の運用担当者等と情報交換を実施。
３月８～15日	ODA事業による技術協力のため、教授がラオスで調査を実施。
４月　６日	第８回警察政策研究会「人の生命と刑法」（講師：大谷實・同志社大学法学部教授）を開催。
５月　13日	シンポジウム「総会屋・暴力団問題と企業の安全対策を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センターと共催。
13～15日	「第３回コンピュータ犯罪に関する白浜シンポジウム」に参加。
29～30日	第77回日本刑法学会（会場：早稲田大学）に出席。
６月３～13日	第６回欧州トラウマ学国際会議（トルコ・イスタンブールで開催）に教授が出席。また、英国・ロンドンで、内務省内「警察・犯罪削減研究所」及びロンドン警視庁を訪問し、情報交換。
15日	平成11年度警察政策学会総会及びシンポジウムに出席。
26日	日本被害者学会第10回学術会議（会場：同志社大学）に出席。
30日	警察政策フォーラム「中国における組織犯罪の情勢と対策」（基調講演：莫 洪憲（Mo Hongxian）・武漢大学法学学院教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
７月11～24日	米国マサチューセッツ州に教授が出張し、同地の刑事司法機関等によるドメスティック・バイオレンスへの対応状況等を視察。
９月～	教授が慶應義塾大学大学院のプロジェクト「日本警察政策研究」に参加（12月まで）。
10月～	教授が非常勤講師として東京都立大学法学部生への講義を実施（担当：「刑事学」半年間・２単位）。
１日	シンポジウム「北東アジアの国際協力による人間の安全保障の推進」（主催：東海大学平和戦略国際研究所、会場：東海大学校友会館）において 所長が「犯罪の国際化」について講演。
13日	警察政策フォーラム「組織犯罪対策の国際的動向～ヨーロッパにおける取組み～」(基調講演：宮澤浩一・中央大学総合政策学部教授、フランク・ヘッペル・ウィーン大学法学部教授、ウィリー・ブリュッゲマン・ユーロポール副長官）を開催（会場：中央大学駿河台記念館)。
18日	大阪府警察本部において、上記「警察フォーラム」講演者のウィリー・ブリュッゲマン・ユーロポール副長官による講演会を開催。
11月　20日	「女性に対する暴力を考えるフォーラム」（主催：兵庫県立女性センター会場：神戸クリスタルタワー）に教授がパネリストとして参加。
12月12～15日	タイ政府・国連アジア極東犯罪防止研修所の共同実施によるジョイント・セミナー（タイ・バンコクで開催）に教授が参加し、警察の犯罪防止に関して発表・討議。

平成12(2000)年

1月　14日	懸賞論文「子どもの躾（しつけ）を考える」授賞式に出席。
25～30日	オランダ司法省による「犯罪等による被害者のための国際基金に関する国際会議」（オランダ・ハーグで開催）に所長が参加、併せてユーロポールを表敬訪問し意見交換。
31日	警察政策フォーラム「女性に対する暴力～性犯罪被害を中心に」（基調講演：内山絢子・科学警察研究所防犯少年部補導研究室長、小木曽綾・駒沢大学法学部専任講師、原きよ子・警視庁刑事部捜査第一課係長、前田雅英・東京都立大学法学部教授）を開催（会場：三田共用会議所）。
3月　1日	国連アジア極東犯罪防止研修所第5回中国刑事司法高官研修において教授が講義。
20～26日	所長と助教授がドイツに出張し、連邦刑事警察庁、ベルリン州刑事警察庁、犯罪学研究センター等を訪問し、情報交換。
4月～	教授が非常勤講師として東京都立大学法学部生への講義を行う。（「刑事学」1年間・4単位）ほか、慶應義塾大学大学院のプロジェクト「日本警察政策研究」に参加（6月まで）。
11日	警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策～米国での取組み～」（基調講演：エリザベス・シャイベル・マサチューセッツ州ノースウェスタン地区首席検事、スーザン・ローン・マサチューセッツ州ノースウェスタン地区首席検事補佐・DV対策課長、加藤洋子・マサチューセッツ州ノースウェスタン地区検事局DV Task Force理事）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
5月20～21日	第78回日本刑法学会（会場：京都大学）に出席。
29日	シンポジウム「総会屋・暴力団問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センター、(財)社会安全研究財団と共催。
6月　17日	日本被害者学会第11回学術大会（会場：東洋大学）に出席。
23日	平成12年度警察政策学会総会・シンポジウムに出席。
26日	警察政策研究会「オーストラリア及びニュージーランドにおける非行少年対策」を開催（講師：宮島里史・桐蔭横浜大学法学部助教授）。
7月　14日	第5回刑事法実務研究会（大阪で開催）に出席。
8月2～13日	教授と助教授が米・加に出張し、米国司法省の刑事司法研究機関である「全米司法研究所内インターナショナル・センター」を訪問し、意見交換。また、カナダ・モントリオールにおいて「第10回国際被害者学シンポジウムに出席。
29日～9月1日	国際協力事業団実施のシンガポール第三国研修（シンガポールで開催）において、所長が交番制度に関して講義。
9月　7日	警察政策研究会「21世紀の犯罪捜査－これからの犯罪動向とその対策」（講師：田村雅幸・科学警察研究所防犯少年部長、デヴィッド・カンター・リヴァプール大学捜査心理学センター教授）を開催。
10月　4日	警察政策フォーラム「ドイツの組織犯罪対策」（基調講演：マンフレット・マイヴァルト・ゲッティンゲン大学法学部教授）を開催（場所：グランドアーク半蔵門）。
5～8日	所長と教授が韓国に出張し、北東アジア国際警察学術セミナーに出席。
11日	警察政策フォーラム「フランスの少年犯罪対策」（基調講演：ニコル・トリカール・パリ警視庁未成年者保護特別室長、ファブリス・ゴチエ・パリ警視庁未成年者保護特別室、フランソワーズ・ラロック・フランス国家警察生活安全局少年犯罪対策室長）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

	13日	大阪府警察本部において、上記「警察フォーラム」講演者による講演会を開催。
	30日	第６回刑事法実務研究会（大阪で開催）に出席。
11月	28日	警察政策フォーラム「ドイツにおける外国人犯罪対策」（基調講演：ロベルト・ハルニシュマッヒャー・ドイツ連邦国境警察顧問）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

平成13(2001)年

１月	15日	懸賞論文「少子化問題を考える」授賞式に出席。
２月	19～24日	米国・カリフォルニア州に教授が出張し、同地のドメスティック・バイオレンスへの対応状況を調査。
３月	７日	警察政策フォーラム「ドイツの組織犯罪対策」（基調講演：エドウィン・クーベ・ドイツ連邦刑事警察庁犯罪捜査科学研究所長）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
	８日	犯罪被害者支援シンポジウム「ドイツにおける被害者支援」を開催(共催：(社)被害者支援都民センター、後援：東京都、警視庁)。
	９日	京都府警察本部において、上記フォーラムの講演者による講演会を開催。
	14～21日	教授が英・仏に出張し、英国内務省及びフランス警察大学校を訪問し、意見交換。
	23日～	所長が独・仏に出張し、ドイツ連邦刑事警察庁、フランスGAFFI本部（金融庁）等を訪問し、意見交換（４月１日まで)。
３月	29日	第７回刑事法実務研究会（大阪で開催）に教授が出席
４月～		教授が東京都立大学法学部において非常勤講師として刑事学の講義を行う（１年間・４単位）ほか、慶應義塾大学大学院における警察に関する共同研究に参加（１年間)。
	25日	警察政策フォーラム「ドイツの少年犯罪対策」（基調講演：イェルグ・マルティン・イェーレ・ゲッティンゲン大学教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。
	26日	警察政策フォーラム「アメリカの少年犯罪対策」（基調講演：フランク・Ｐ・ジェレイシ・ニューヨーク州モンロー郡裁判所判事、前田雅英・東京都立大学法学部教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。
	27日	大阪府警察本部において、フランク・Ｐ・ジェレイシによる講演会を開催。
５月	19～20日	日本刑法学会第79回大会（会場：九州大学）に出席。
	24～26日	第５回コンピューター犯罪に関する白浜シンポジウムに出席。
６月	６日	警察政策研究会「都市における非安全性」（講師：カール＝ルートヴィッヒ・クンツ・スイス・ベルン大学教授）を開催。
	８日	シンポジウム「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全対策を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センター、(財)社会安全研究財団と共催。
	15日	平成13年度警察政策学会総会・シンポジウムに出席。
	25～29日	所長が中華人民共和国の警察制度及び犯罪捜査関係法制度の調査のため、同国公安部等を訪問。
	１～12日	教授がフランス警察行政法の調査研究等のため、同国の内務省及び同省付属の国内高等治安研究所、警察大学校を訪問し、意見交換。
	23日	第８回刑事法実務研究会（大阪にて開催）に出席。
	25日	警察大学校移転に伴い、東京都中野区から同府中市に移転。

９月　11日	警察政策フォーラム「アメリカの組織犯罪対策」（基調講演：トーマス・フェントス・米国連邦捜査局組織犯罪対策課長、ブルース・オー・米国連邦司法省組織犯罪対策課主任検事、渥美東洋・中央大学総合政策学部教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
19～22日	国際協力事業団実施のシンガポール第三国研修（シンガポールで開催）において、教授が我が国の交番制度について講演。
11月　12日	ストーカー対策シンポジウム（主催：(財)社会安全研究財団、(財)全国防犯協会連合会、会場：銀座ヤマハホール）に出席。
30日	第９回刑事法実務研究会（大阪で開催）に出席。
12月３～８日	フィリピン－国連アジア極東犯罪防止研究所ジョイントセミナー（フィリピンで開催）において、教授が我が国の警察活動における地域社会との連携について講演。

平成14(2002)年

１月　15日	懸賞論文「国際化の進展と社会の安全を考える」授賞式に出席。
29日～2月1日	第14回アジア地域組織犯罪対策セミナー（主催：警察庁、会場：三田共用会議所）に出席。
３月　14日	所長が座談会「警察学の新展開のために」に参加し意見交換。
25～29日	教授が英国・ポーツマス大学等を訪問し、平成14年９月開催の日英警察学フォーラムの打ち合わせ、また、英国内務省付属警察研究機関、フランス内務省付属国内高等治安研究所を訪問し意見交換。
４月～	中央大学総合政策学部及び同大学院総合政策研究科において講座「社会安全政策論」が設立され、所長と教授が講義を実施したほか、警察庁各局部職員の講師派遣を斡旋。また、教授が東京都立大学において非常勤講師として刑事学の講義を実施した（１年間・４単位）ほか、慶應義塾 大学大学院における警察に関する共同研究に参加（１年間）。
５月16～18日	第６回コンピューター犯罪に関する白浜シンポジウムに出席。
18～19日	日本刑法学会第80回大会（会場：南山大学）に出席。
６月　８日	日本被害者学会第13回学術大会（会場：大阪市立大学）に出席。
12日	警察政策研究会「関係修復的司法」（講師：ジョン・ブレイスウェイト・オーストラリア国立大学教授）を開催。
22～27日	スイスにおける民間警備業及び警察権限のあり方に関する調査及び意見交換のため、所長が同国連邦司法省等を訪問。
８月　29日	警察政策フォーラム「テロの被害から国民を守る～誰が、誰の負担で、どう守るか」（基調講演：ブライアン・マイケル・ジェンキンズ・米国ランドコーポレーション・シニアアドバイザー）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
９月　18日	警察政策フォーラム「日英警察学フォーラム～社会安全政策の現在と未来」（基調講演：フランク・リーシュマン・英国サウザンプトン研究所教授、渥美東洋・中央大学総合政策学部教授）を開催（会場：中央大学駿河台記念館）。
24日	愛知県警察本部において、上記「日英警察学フォーラム」英国人講師による講演会を開催。
10月26～27日	日本犯罪社会学会第29回大会（会場：明治学院大学）に出席。
11月１～30日	フランス国家警察の国家警察教養局が開催する研修に参加。
30日	全国安全都市市民サミット（愛知県で開催）に出席。
12月15～21日	インドネシアにおける刑事司法制度に関するセミナー（主催：国際協力事業団）に教授が短期派遣専門家として参加。

平成15(2003)年

１月　22日	懸賞論文「国・社会・人間の安全保障」授賞式に出席。
３月　18日	所長が「犯罪被害者対策国際シンポジウム2003」において基調報告。
４月～	所長と教授が中央大学総合政策学部、同大学院総合政策研究科、東京都立大学法学部、立正大学文学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科とともに、各国のテロ対策法制について共同研究を実施。
20～24日	教授が「都市の安全に関する国際会議」（フィリピンで開催）に出席し、我が国における交番制度の概要及び安全なまちづくりに向けた最近の取組について講演。
５月24～25日	日本刑法学会第81回大会（会場：日本大学）に出席。
６月　11日	警察政策研究会「法治国家における国内治安～国による警察と市民社会の間の任務分担の招来」（講師：ライナー・ピッチャス・ドイツ行政学大学教授）を開催（会場：警察庁）。
14日	日本被害者学会第14回学術大会（会場：常磐大学）に出席。
19日	警察政策研究会「社会安全と警察行政の役割」（講師：ペーター・ジェイ・テッティンガーケルン大学教授）を開催（会場：警察庁）。
30日～	教授が英国・ポーツマス大学を訪問し、９月開催の日英犯罪減少対策フォーラムの打ち合わせ、英国少年司法委員会を訪問。また、フランス・エクス・マルセイユ大学を訪問し、意見交換（7月7日まで）。
９月　19日	警察政策フォーラム「日英犯罪減少対策フォーラム～地域を基盤とした犯罪減少対策」（基調講演：チャールズ・ポラード卿・英国オックスフォード大学客員研究員、ダニエル・ギリング・英国プリマス大学講師、前田雅英・東京都立大学法学部教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
24日	大阪府警察本部において、上記「日英犯罪減少対策フォーラム」英国人講師による講演会を開催。
10月７～20日	教授が国際警察シンポジウム第10回年次会合（バーレーンで開催）に出席、我が国の警察制度等について講演を行い、各国の警察研究者、実務家と意見交換。また、レバノンを訪問し、国際テロリズム情勢に関して、現地関係者と意見交換。
18～19日	日本犯罪社会学会第30回大会（会場：沖縄国際大学）に出席。
11月　12日	警察政策研究会「ゼロ・トレランス・ポリシング、リストラティブ・ジャスティス（修復的司法）及びその他の重大な少年犯罪対策」（講師：ピーター・グラボスキー・オーストラリア国立大学教授）を開催（会場：警察庁）。
25～28日	国連人間居住計画・都市安全プログラム主催の「持続的な安全（治安）に関する国際会議：要としての地方自治体」（南アフリカで開催）に教授が出席し、我が国の治安対策について講演。
29日	全国安全都市首長サミット（愛知県で開催）に出席。
12月15～18日	教授が「アジア警察学協会第４回年次会合」（韓国で開催）に参加。

平成16(2004)年

1月　16日	懸賞論文「未来を負託できる青少年の育成方策」授賞式に出席。
3月　10日	警察政策フォーラム「日仏治安回復フォーラム～フランスにおける治安回復施策」（基調講演：ジャン・マルク・ベルリオーズ・フランス内務省国内治安高等研究所長、アラン・ケアン・パリ警視庁近接都市警察局地域警察部長、渥美東洋・中央大学総合政策学部教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
12日	兵庫県警察本部において、上記「日仏治安回復フォーラム」仏人講師による講演会を開催。
24～26日	所長と教授が「修復的司法に関する国際会議」（英国で開催）に出席し、修復的司法に関する最新の情報収集と意見交換。
4月～	所長と教授が中央大学総合政策学部、同大学院総合政策研究科、東京都立大学法学部、立正大学文学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科とともに、各国のテロ対策法制について共同研究を実施。
5月22～23日	日本刑法学会第82回大会（会場：広島大学）に出席。
6月　12日	日本被害者学会第15回学術大会（会場：早稲田大学）に出席。
30日	警察政策フォーラム「日英犯罪減少対策フォーラム～犯罪対策としてのＤＮＡ型情報の活用について～英国の制度を参考に」（講師：ジョン・グリーブ・バッキンガム・チルテン大学教授、勝又義直・名古屋大学医学部教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
2日	大阪府警察本部において、上記「日英犯罪減少対策フォーラム」英国人講師による講演会を開催。
5～16日	教授が英国・ポーツマス大学を訪問し、同所で開催された英国犯罪学学会に出席し、「日本の犯罪情勢と警察の対応」について講演、研究者との意見交換。また、ロンドンの日英協会においても講演。
9月　8日	大阪府警察本部において、下記「警察政策フォーラム」米独両講師による講演会を開催（会場：プリムローズ大阪）。
11日	警察政策フォーラム「市民生活の自由と安全～各国のテロリズム対策法制の現状と課題」（基調講演：ジョン・ユー・米国カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授、オリバー・レプシウス・独バイロイト大教授）を開催（会場：慶應義塾大学三田キャンパス）
15～18日	教授が「セキュリティ業及び治安に関する国際会議」（台湾で開催）に出席し、「日本における警備業」について講演、研究者と意見交換。
10月23～24日	日本犯罪社会学会第31回大会（会場：青山学院大学）に出席。
11月　11日	日本鑑識科学技術学会第10回学術集会(会場：ホテルフロラシオン青山)に出席。
20～26日	所長がフランス内務省高等治安研究所への訪問及びパリ警視庁におけるコムスタットに関する警察署の活動評価会議に出席し、日仏の治安情勢についての最新の情報を交換。
28日～	教授が、英国における新たな法制による地域住民を巻き込んだ自治体主体の少年非行防止対策の運用状況について調査（12月4日まで）。
12月　1日	警察政策研究会「韓国警察の現状と警察学の発展」（講師：李璜雨・東國大学校警察行政学科教授兼東國大学校行政大学院院長、表蒼園・・韓国警察大学助教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

平成17(2005)年

１月　19日	懸賞論文「21世紀においてあるべきわが国のかたち」授賞式に出席。
26日	警察政策研究会「犯罪情勢の科学的分析に基づく犯罪抑止対策」（講師：ローレンス・シャーマン・ペンシルバニア大学犯罪学科長・国際犯罪学会長）を開催（会場：警察庁）。
３月　２日	警察政策フォーラム「日独犯罪減少対策フォーラム～来日外国人対策を考える」（基調講演：ユルゲン・シュトック博士・連邦刑事警察庁犯罪捜査科学研究所長、宮澤浩一・慶應義塾大学名誉教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
４日	大阪府警察本部において、上記「警察政策フォーラム」講師による講演会を開催（会場：プリムローズ大阪）。
４月～	所長と教授が中央大学総合政策学部、同大学院総合政策研究科、東京都立大学法学部、立正大学文学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科とともに、各国のテロ対策法制について共同研究を実施。
17～25日	犯罪防止に関する第11回国連コングレス（タイで開催）に教授が出席。
５月　28日	危機管理システム研究学会第５回年次大会（会場：東京医科歯科大学）に教授が出席し、「三菱重工客船火災事故の行動科学分析」について研究発表・報告。
30日	警察政策研究会「イスラム社会とフランスのテロ対策」（講演：ジャン＝ルイ・ブリュギエール・パリ大審裁判所予審担当第一副所長、ジャン＝フランソワ・クレール・フランス内務省国土監視局次長、池内恵・国際日本文化研究センター助教授）を開催（会場：都市センターホテル）。
６月　１日	京都府警において、上記「警察政策研究会」フランス人講師２名によるミニ・フォーラムを開催（会場：京都ガーデンパレス）。
４日	日本被害者学会第16回学術大会（会場：関西学院大学）に所長が出席。
14～15日	警察政策研究会「ドイツの外国人犯罪とその対策」（講師：ヘルムート・クーリー・マックス・プランク外国刑法・国際刑法研究所犯罪学部門主任兼フライブルク大学教授）を開催（会場：警察大学校・警察庁）。
18～19日	日本刑法学会第83回大会（会場：北海道大学）に所長と教授が出席。
８月６～14日	国際犯罪学会（米国で開催）に教授が参加し、日本セッション「日本における犯罪予防の研究と実務」において我が国の交番制度を含む地域警察活動等についてプレゼンテーションを行い、他の参加者と意見交換。また、教授が、米国における政策評価手法に関する調査研究を行った。
20～21日	所長と教授が、日本犯罪心理学会第43回大会（会場：北海道大学学術交流会館）に出席。
31日	警察庁の英文ホームページに「Japanese Community Police and Police Box System」を掲載。
９月４～10日	教授が英国内務省及びケンブリッジ大学を訪問し、国際経済犯罪シンポジウムに参加して我が国の暴力団情勢について講演したほか、英国のテロ対策、組織犯罪対策、性犯罪者対策及び政策評価について調査。
５～９日	国際警察幹部シンポジウム「21世紀における警察の課題」（チェコで開催）に教授が参加し、我が国の交番制度について講演し、各国の警察研究者、実務家と意見交換。
７日	警察政策フォーラム「日米犯罪抑止対策フォーラム～最新の犯罪抑止対策理論と実践」（基調講演：デビッド・ケネディ・ジョン・ジェイ大学犯罪抑止統制センター所長、ジェームス・マックドネル・ロス・アンジェルス市警察副本部長）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
９日	日米犯罪抑止対策研究会（講演：デビッド・ケネディ、ジェームス・

	マックドネル、渥美東洋）を開催（会場：京都ガーデンパレス）。
10月　3日	全国犯罪被害者支援フォーラム2005（会場：有楽町朝日ホール）に教授が出席。
8～9日	日本公法学会第70回総会（会場：関西大学）に所長が出席。
21～23日	日本犯罪社会学会第二回公開シンポジウム・第32回大会に所長と教授が出席。
11月14～17日	中東治安危機管理会議（アラブ首長国連邦で開催）において、教授が、日本の交番制度を含む地域警察活動についてプレゼンテーションを実施。
16日	生活安全条例と市民生活の安全創造フォーラム「生活安全に対する地方の取組みと安全・安心まちづくり」（基調講演：櫻井敬子・学習院大学法学部教授、石附弘・警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会長、金城雄一・(財)地方自治研究機構主任研究員）を開催（会場：セコムホール）。
24日	国連大学グローバル・セミナーにおいて、教授が「テロと国際犯罪への対策」について講演を実施。
26日	第42回日本犯罪学会総会（会場：専修大学）に教授が参加。
平成18(2006)年	
1月　10日	企業危機管理セミナー「企業コンプライアンスと技術流出防止」（講演：ティモシー・ブレゼネー・米国連邦捜査局（FBI）防諜局副局長、ロナルド・ゲリン・米国連邦捜査局（FBI）防諜局東アジア課長、郷原信郎・桐蔭横浜大学法科大学院教授兼同大学コンプライアンス研究センター長）を開催（会場：三田共用会議所）。
20日	懸賞論文「『社会の安全と環境』をいかに考えるか」授賞式に出席。
3月　8日	警察政策フォーラム「性犯罪対策を考える～英米の実践を学ぶ」（基調講演：マシュー・ラクストン・英国内務省粗暴犯課性犯罪対策室長、スコット・マトソン・米国エフェクティブパブリックポリシーセンター研究員）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
10日	警察政策研究会「性犯罪対策を考える」（講演：マシュー・ラクストン、スコット・マトソン）を開催（会場：奈良県新公会堂）
4月～	所長と教授が中央大学総合政策学部、同大学院総合政策研究科、首都大学東京都市環境学部、法政大学法学部などで 講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科とともに、各国のテロ対策法制について共同研究を実施。
5月　19日	セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センター、(財)社会安全研究財団と共催。
24～31日	主任教授が国際警察シンポジウム（トルコ・アイバリクで開催）に出席し、議題「犯罪対策における地域社会から国際社会までの連携」について発表し、各国の警察研究者、実務家と意見交換。
27～28日	日本刑法学会第84回大会（会場：立命館大学）に所長と主任教授が出席。
6月　12日	日本被害者学会第15回学術大会（会場：早稲田大学）に出席。
7月　12日	警察政策フォーラム「サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進に向けて」（基調講演：アンディ・パーディ・米国国土安全保障省国家サイバーセキュリティ部部長代行、アンドリュー・リブスレー・英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部次世代技術・事業部門長）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

13日	社会安全セミナー「サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進に向けて」（講演：アンディ・パーディ、アンドリュー・リブスレー、佐久間修大阪大学大学院高等司法研究科教授）を開催（会場：大阪大学中之島センター）。
８月20～26日	教授が第12回国際犯罪被害者学会（米国・フロリダで開催）に出席し、議題「国境を越える犯罪・技術・テロ・人身売買～「通常」の犯罪は犯罪被害者対策の主要な対象であり続けてよいのか？～」について、各国の被害者対策の政策立案者、大学等の研究者、被害者支援者と意見交換。
９月　１日	警察政策研究会「多機関連携による少年非行対策」（基調講演：デドリック・カストバーグ・米国ハワイ大学ヒロ校政治学部教授、渥美東洋・京都産業大学法科大学院教授、井内清満・特定非営利活動法人ユース・サポート・センター友懇塾理事長・千葉県警察千葉南警察署少年補導員）を開催（会場：三田共用会議所）。
２～３日	日本犯罪心理学会第44回大会（会場：神戸学院大学）に所長と主任教授が出席。
３～８日	主任教授がアジア警察学会（タイ・バンコクで開催）に出席し、議題「警察資源の科学的配分と警察の効率性の実務的促進策」について、各国の警察関係者、実務家と意見交換。
10月８～９日	日本公法学会第71回総会（会場：明治大学）に所長と主任教授が出席。
18日	警察政策研究会「危機管理のための関係機関の連携」（基調講演：ジョエル・ルベシュ・フランス特命担当知事元モルビアン県知事、山浦耕志・内閣官房危機管理審議官）を開催（場所：三田共用会議所）。
21～22日	日本犯罪社会学会第33回大会（会場：中央大学）に所長と主任教授が出席。
25日	警察政策フォーラム「マネー・ローンダリング対策～組織犯罪・国際テロリズムの資金源を断つために～」（基調講演：デヴィッド・トーマス・英国重大組織犯罪対策庁（SOCA）特定資金情報部長、リズ・アトキンス・豪州取引報告分析センター（AUSTRAC）取締政策部長）を開催（会場：中央大学駿河台記念館）。
26日	警察政策研究会「マネー・ローンダリング対策」（講演：デヴィッド・トーマス、リズ・アトキンス）を開催（会場：甲南大学）。
11月１～４日	主任教授が米国犯罪学会（米国・ロスアンジェルスで開催）に出席し、犯罪対策の動向や最新の研究成果について、各国の研究者、実務家と意見交換。
９～10日	日本鑑識科学技術学会第12回学術集会（会場：ホテルフロラシオン青山）に所長が出席。
25日	第43回日本犯罪学会（会場：大阪市立大学医学部）に主任教授が出席。
29日	警察政策フォーラム「警察における国際協力の推進」（基調講演：ジャン＝クリスチャン・カーデ・フランス国家警察国際技術協力部長、河野毅・政策研究大学院大学助教授）を開催（会場：政策研究大学院大学想海樓ホール）。
30日	警察政策研究会「警察における国際協力の推進」（講演：ジャン＝クリスチャン・カーディ、河野毅）を開催（会場：大阪大学中之島センター）。
12月　15日	社会安全政策論フォーラム「日常生活の安定と安心の確保」（基調講演：渥美東洋・中央大学名誉教授、報告：田村正博・警察大学校特別捜査幹部研修所長）を開催（会場：中央大学後楽園キャンパス）。

平成19(2007)年

1月　19日	懸賞論文「「社会の安全と日本人の倫理」をいかに考えるか」授賞式に出席。
3月　3日	龍谷大学矯正・保護研究センター主催「刑事司法に関する日英シンポジウム」に主任教授が出席。
7日	警察政策フォーラム（警察政策研究センター10周年記念）「犯罪予防の法理」「来日外国人対策を考える」（基調講演：ライナー・ピッチャス・ドイツシュパイエル行政大学院教授、マリオン・ケリー・米国ノーフォーク州立大学子ども福祉促進アカデミー所長、渥美東洋・中央大学名誉教授）を開催（会場：全国都市会館）。
8日	社会安全セミナー「犯罪予防の法理」（講演：ライナー・ピッチャス、マリオン・ケリー、渥美東洋）を開催（会場：京大会館）。
4月～	所長と教授が、大阪大学法科大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、同総合政策学部、首都大学東京都市環境学部、法政大学法学部などで講義を実施したほか、本庁各部局 職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科と共に、各国のテロ対策法制に関して、早稲田大学社会安全政策研究所と共に少年非行・被害防止及び外国人犯罪に関して共同研究を実施。
6～13日	教授が国際警察シンポジウム（アラブ首長国連邦・ドバイで開催）に出席し、議題「都市化における治安」について発表し、各国の研究者、実務家と意見交換。
5月　21日	セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センターと共催。
26日	日本刑法学会第85回大会（会場：名城大学）に所長と主任教授が出席。
6月　9日	日本公共政策学会2007年度研究大会（会場：東北大学）に主任教授が出席。
9月30～10月5日	教授がアジア警察学会（韓国・ソウルで開催）に出席し、議題「犯罪捜査・犯罪のコントロールと警察活動」について、各国の研究者、実務家と意見交換。
10月6～7日	日本公法学会第72回総会（会場：香川県民ホール）に所長が出席。
19～21日	日本犯罪社会学会第34回大会（会場：龍谷大学）に所長と主任教授が出席。
24日	社会安全セミナー「危機管理とは何か～G8サミットを中心として～」（講演：ルーク・ルドルフ・仏国家警察装備計画局長、金重凱之・(株)国際危機管理機構代表取締役社長）を開催（場所：三田共用会議所）。
11月13～19日	主任教授が米国犯罪学会（米国・ジョージア州アトランタで開催）に出席し、犯罪対策の動向や最新の研究成果について、各国の研究者、実務家と意見交換。
25～27日	主任教授が韓国警察大学治安政策研究所主催のフォーラム（韓国・ソウルで開催）に出席し、「日本における警察改革」と題する発表を行い、参加国の研究者、実務家と意見交換。
12月　11日	警察政策フォーラム「これからの組織犯罪」（基調講演：ブルース・オー・米国司法省刑事部組織犯罪対策課主任検事、ブライアン・ナダウ・米国連邦捜査局ニューヨーク支局特別捜査官）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
13日	警察政策研究会「これからの組織犯罪」（講演：ブルース・オー、ブライアン・ナダウ）を開催（会場：大阪大学中之島センター）。

平成20(2008)年

１月　16日	警察政策フォーラム「多機関連携による犯罪予防～少年非行対策を中心として」（基調講演：ロブ・アレン・ロンドン大学ロンドンキングスカレッジ収容政策研究国際センター所長、中野目義則・中央大学法科大学院教授）を開催（会場：全国都市会館）。
16日	懸賞論文「社会の安全とそれぞれの役割」授賞式に出席。
17日	社会安全セミナー「多機関連携による犯罪予防～少年非行対策を中心として」（講演：ロブ・アレン、渥美東洋・京都産業大学大学院法務研究科教授）を開催（会場：ホテルグランビィア京都）。
３月　11日	警察政策フォーラム「外国人との共生と治安の確保」（基調講演：アイゴーン・マルカーヒ・アイルランド国立ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン社会学部学部長、クリスティーネ・モルゲンシュテルン・グライフスヴァルト大学教授）を開催（会場：虎ノ門パストラル）。
13日	社会安全セミナー「外国人との共生と治安の確保」（講演：アイゴーン・マルカーヒ、クリスティーネ・モルゲンシュテルン）を開催（会場：ホテルグランビィア大阪）。
22日	警察政策フォーラム「市民生活の自由と安全・理論と実務の架橋」（報告：村田隆・警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長、高橋直哉・駿河台大学法科大学院准教授）、大屋雄裕・名古屋大学法学部准教授、田村正博警察政策研究センター所長）を開催（会場：慶應義塾大学三田キャンパス）。
４月～	所長と教授が一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、同総合政策学部、首都大学東京都市環境学部、法政大学法学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科とともに各国のテロ対策法制、早稲田大学社会安全政策研究所とともに少年非行・被害防止及び外国人犯罪、警察政策学会とともに犯罪予防法制に関して共同研究を実施（翌年３月まで）。
５月12～16日	教授が国際警察シンポジウム（米国・シンシナティで開催）に出席。
17～18日	日本刑法学会第86回大会（会場：神戸国際会議場）に所長と警察政策センター付が出席。
６月　４日	セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センターと共催。
14日	日本被害者学会第19回学術大会（会場：京都産業大学）に教授が出席。
７～８日	比較法学会第71回総会（会場：大阪大学）に警察政策センター付が出席。
14～15日	日本公共政策学会2008年度研究大会（会場：北九州市立大学）において、所長がパネリストとして参加。また、教授が「官民一体となった被害者支援活動の発展に向けた今後の課題」をテーマとした報告者として参加。
27日	日本刑法学会関西部会（会場：大阪市立大学）に教授が出席。
９月　10日	警察政策フォーラム「これからの性犯罪対策」（報告：李東熹・韓国国立警察大学校教授）、朴英徳・韓国光州地方警察庁生活安全課警正、上野正史・警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長)、望月廣子・(社）被害者支援都民センター相談支援室長、太田達也・慶應義塾大学法学部教授）を開催（会場：都市センターホテル)。
10月１～３日	教授がアジア警察学会（米国・ラファイエットで開催）に出席。
11～12日	日本公法学会第72回総会（会場：学習院大学）に警察政策センター付が参加。
17～19日	日本犯罪社会学会第35回大会（会場：日本教育会館）に所長と教授が参加。また、17日に開催された第５回公開シンポジウムにおいて所長がパネリストとして出席。

11月12～14日	教授が米国犯罪学会（米国・セントルイスで開催）に出席し、各国の研究者、実務家と意見交換。
26日	警察政策フォーラム「参加型犯罪予防対策について考える―仏日におけるコミュニティとの連携を中心に」（基調講演：クリストファー・スレーズ・フランス内務省高等治安研究所犯罪調査監視部長、パスカール・デュボア・フランス内務省国家警察総局公共安全中央局評価・予測・国際協力担当局長、久我英一・東京都青少年・治安対策本部長、小木曽綾・中央大学法科大学院教授）を開催（会場：全国都市会館）。
28日	社会安全セミナー「フランスの犯罪予防対策」（講演：クリストファー・スレーズ、パスカール・デュボア、渥美東洋、田中法昌）を開催（会場：関西大学千里山キャンパス）。
12月　4日	教授が韓国警察大学校主催のゼミナール（ソウルで開催）に出席。

平成21(2009)年

1月　16日	懸賞論文「高齢社会を考える」授賞式に出席。
30日	警察政策フォーラム「我が国における犯罪対策の成果と課題」（基調講演：田村正博・福岡県警察本部長、工藤良・NPO法人TFG田川ふれ愛義塾代表、中川一郎・福岡県直方警察署協議会会長、堀内恭彦・福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長、吉中信人・広島大学大学院社会科学研究科教授、北橋健治・福岡県北九州市長）を開催（会場：エルガーラホール）。
4月～	所長と教授が一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院・同総合政策学部、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科と共に各国のテロ対策法制、早稲田大学社会安全政策研究所と共に少年非行・被害防止及び外国人犯罪、警察政策学会と共に犯罪予防法制に関して共同研究を開始（翌年3月まで）。
5月　22日	セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センターと共催。
30～31日	日本刑法学会第87回大会(会場：明治大学)に所長が出席。
6月　1～5日	アジア警察学会（台湾・台北で開催）に教授が出席。
8～15日	国際警察幹部シンポジウム(マケドニア・オーリッドで開催)に所長教授が出席。
13日	日本被害者学会第20回学術大会（会場：慶應義塾大学）に教授が出席。
19日	平成21年度警察政策学会シンポジウム「ネット社会の課題―サイバー空間に潜む危険と安全対策―」（基調講演：前田雅英・首都大学東京法科大学院教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
22日	警察政策フォーラム「安全・安心なまちづくりの成果と課題～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証（その1）」（基調講演：ジュリアン・コナー・英国内務省犯罪局犯罪戦略課長、河合潔・内閣参事官）を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。
24日	社会安全セミナー「安全・安心なまちづくりの成果と課題～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証」（講演：ジュリアン・コナー、河合潔）を開催（会場：関西大学千里山キャンパス）。
8月23～25日	国際被害者シンポジウム（会場：常盤大学）に教授が出席。
10月12～15日	金融・経済危機の治安への影響に関するセミナー（アラブ首長国連邦・アブダビで開催）に所長が出席。
11月1～8日	米国犯罪学会（米国・フィラデルフィアで開催）に所長と教授が出席。

13日	警察政策フォーラム「暴力団の資金源対策、振り込め詐欺対策と健全な社会経済システムの維持」～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証（その２）」（基調講演：田中法昌・福岡県警察本部長、金光男・韓国警察庁捜査局麻薬知能捜査課警正）を開催（会場：三田共用会議所）。

平成22(2010)年

１月　16日	懸賞論文「子供の安全をいかに守るか」授賞式に出席。
２月23～28日	刑事司法科学アカデミー（米国・サンディエゴで開催）に所長と教授が出席。
３月　19日	警察政策フォーラム「自由と安全～テロ対策の理論と実務の架橋」（報告：ハンス・ゲオルク・マーセン・ドイツ連邦内務省公安局テロ対策部長、鎌田聡・警察庁長官官房審議官(警備局担当)、山本龍彦・桐蔭横浜大学法学部准教授）を開催（会場：慶應義塾大学三田キャンパス)。
４月～	所長と教授等が東京大学公共政策大学院、京都大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、日本大学法学部、中央大学法科大学院・同総合政策学部、首都大学東京都市教養学部及び法政大学法学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科、早稲田大学社会安全政策研究所及警察政策学会犯罪予防法制部会のそれぞれと共同研究を実施（翌年３月まで）。
５月　21日	セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」を(財)公共政策調査会、全国暴力追放運動推進センターと共催。
６月５～６日	日本公共政策学会2010年度研究大会（会場：静岡文化芸術大学）に所長が参加。
12日	日本被害者学会第21回学術大会（会場：武蔵野大学）に教授が参加。
13～18日	ストックホルム犯罪学シンポジウム（スウェーデンで開催）に所長と教授が参加。
24～25日	アジア警察学会（韓国・ソウルで開催）に所長と教授が参加。
６日～	共同研究者として、デビッド T. ジョンソン・米国ハワイ大学社会学部教授を招へい（10月９日まで）。研究成果を、10月５日開催の国際シンポジウムの基調講演として発表。
８月　５日	警察政策フォーラム「APEC首脳会議の安全な開催に向けて」（基調講演：マーク・コリンズ・英国幹部警察官協会(ACPO)過激化対策推進課長、マーク・サリー・英国幹部警察官協会（ACPO）警備指導室長、鎌田聡・警察庁長官官房審議官（警備局担当））を開催（会場：パシフィコ横浜会議センター)。
６日	警察政策フォーラム「グローバル時代の治安対策」（講演：マーク・コリンズ、マーク・サリー、北村滋・警察庁警備局外事情報部長）を開催（会場：国立京都国際会館)。
10月　１日	韓国警察大学の金珍亨氏を研修生として受け入れ（平成23年９月まで)。
５日	「犯罪抑止政策に関する国際シンポジウム～市民、地域、行政、警察の協働による犯罪対策～」（基調講演：デビッド T. ジョンソン）を開催(会場：グランドアーク半蔵門)。
11月17～20日	米国犯罪学会（米国・サンフランシスコで開催）に所長と教授が参加。
26日	警察政策フォーラム「グローバル化がもたらす自由と安全への脅威」（基調講演：アルメル・ラムールー・フランス国家憲兵隊移動犯罪組織対策室大尉、岡部正勝・警察庁刑事局組織犯罪対策部国際組織犯罪対策官、大林啓吾・帝京大学法学部専任講師）を開催（会場：慶應義塾大学三田キャンパス)。

平成23(2011)年

1月　18日	懸賞論文「薬物問題と社会の安全を考える」授賞式に出席。
3月1～6日	刑事司法科学アカデミー（カナダ・トロントで開催）に所長と教授が参加。
4月～	所長と教授等が東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、中央大学法科大学院 ・ 同総合政策学部、首都大学東京都市教養学部及び法政大学法学部などで 講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋。また、慶應義塾大学大学院法学研究科、早稲田大学社会安全政策研究所のそれぞれと共同研究を実施。
6月　11日	日本被害者学会第22回学術大会（会場：同志社大学）に所長が参加。
13～15日	アジア警察学会（米国・ニューヘブンで開催）に教授が参加。振り込め詐欺対策について発表。
8月　7日	国際犯罪学会第16回世界大会シンポジウム「犯罪抑止政策の総合的展開～日本の教訓」（基調講演：佐久間修・大阪大学大学院高等司法研究科教授、小宮信夫・立正大学文学部社会学科教授、富田邦敬・内閣参事官、加藤伸宏・警察庁犯罪抑止対策室長）を開催（会場：神戸国際会議場）。
11月　1日	警察政策フォーラム「反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策」（基調講演：ゲアハルト・シンドラー・ドイツ連邦内務省公安局長、沖田芳樹・警察庁長官官房審議官(警備局担当)）を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。
11月15～21日	米国犯罪学会（米国・ワシントンD.C.で開催）に所長と教授が参加。教授が、サイバー犯罪対策について発表。
12月　14日	警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」（基調講演：藤本哲也・中央大学名誉教授・常盤大学教授、ロイ・レディンガム・英国司法省犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長、金泰明・韓国国立全北大学法科大学院教授）を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。

平成24(2012)年

1月　17日	懸賞論文「地域社会の安全をいかに守るか」授賞式に出席。
2月　21日	警察政策フォーラム「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」（基調講演：守山正・拓殖大学教授、リチャード・ウォートレイ・ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長、ヨハネス・クヌットソン・ノルウェー警察総合大学教授、河合潔・警視庁生活安全部長)を開催(会場：グランドアーク半蔵門)。
3月12～18日	刑事司法アカデミー2012年次大会（米国・ニューヨークで開催）に所長と教授が参加。所長が、東日本大震災における警察の活動について発表。

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平8	平成8年7月4日 中央大学駿河台記念館 参加者約180名	フォーラム： マネーロンダリング	渥美　東洋（中央大学総合政策学部長） 人見　信男（警察政策研究センター所長）	伊藤　智（警察庁薬物対策課補佐） 浦田　啓二（法務省刑事局付検事） 小笠原　浄二（第一勧銀総合研究所法規調査部長） 桐原　弘毅（前警察庁薬物対策課補佐） 宮澤　浩一（慶應義塾大学名誉教授） 山室　寛之（讀賣新聞社社会部長）	共催 中央大学総合政策学部 後援 （財）公共政策調査会	警察学論集第49巻第10号 警察政策研究創刊号
	平成8年10月3、4日 東海大学校友会館 参加者3日35名、4日約150名	シンポジウム： グローバル化するテロの脅威―人間の安全保障とテロリズム	ポール・ウィルキンソン（英国）（セント・アンドリューズ大学教授） ブライアン・M・ジェンキンズ（米国クロール・アソシエイツ副会長、元米国ランド研究所政治科学部長） 長谷川　晋（外務省領事移住部邦人特別対策室長）	人見　信男（警察政策研究センター所長） 榎　彰（東海大学平和戦略国際研究所教授） 折田　康徳（警察庁国際テロ対策室長） 加藤　朗（桜美林大学国際関係学部助教授） 坂井　定雄（龍谷大学法学部教授）	共催 東海大学平和戦略国際研究所 （財）公共政策調査会 後援 警察庁、外務省、日本経済新聞社	警察学論集第50巻第3号 警察政策研究創刊号
平9	平成9年7月8日 KKRホテル東京 参加者約140名	警察政策フォーラム： 海外邦人安全対策セミナー	米村　敏朗（警察庁外事課長）	渡辺　康弘（警察庁少年課理事官） 鶴谷　明憲（警視庁捜査第四課長） 宮園　司史（警察庁総務課理事官） 板橋　功（（財）公共政策調査会第一研究室長） 大貫　啓行（麗澤大学国際経済学部教授）	共催 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター 後援 警察庁、外務省	警察学論集第50巻第12号 警察政策研究第2号
	平成9年10月31日 中央大学駿河台記念館 参加者約140名	警察政策フォーラム： スイスの組織犯罪対策法制について	宮澤　浩一（中央大学総合政策学部教授）	渥美　東洋（中央大学総合政策学部長） グンター・アルツト（スイス）（ベルン大学教授） マーク・ピエット（スイス）（バーゼル大学教授） エルンスト・グネギ（スイス連邦司法省審議官）	共催 中央大学総合政策学部 後援 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター	警察学論集第51巻第2号 警察政策研究第2号
	平成9年11月4日 プリムローズ大阪 参加者約100名	警察政策フォーラム： スイスの組織犯罪対策法制について	宮澤　浩一（中央大学総合政策学部教授）	グンター・アルツト（スイス）（ベルン大学教授） マーク・ピエット（スイス）（バーゼル大学教授） エルンスト・グネギ（スイス連邦司法省審議官）	共催 中央大学総合政策学部 後援 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター 協力 大阪府警察 （財）大阪府暴力追放推進センター	警察学論集第51巻第2号 警察政策研究第2号
平10	平成10年7月8日 KKRホテル東京 参加者約260名	警察政策フォーラム： 高度情報通信社会とハイテク犯罪	安冨　潔（慶應義塾大学法学部教授）	スコット・チャーニー（米国司法省コンピュータ犯罪・知的財産権課長） 中井　正昭（日本電気（株）技術企画部技術法務課長） 内藤　浩文（警察庁セキュリティシステム対策室課長補佐）	共催 （財）公共政策調査会 （財）全国防犯協会連合会 後援 （財）社会安全研究財団	警察学論集第51巻第10号 警察政策研究第3号
	平成10年12月12日 学士会館 参加者約130名	警察政策フォーラム、中央大学総合政策フォーラム： 組織犯罪対策の国際的動向～アメリカ合衆国における不法収益対策を中心に～	渥美　東洋（中央大学総合政策学部長） J・B・ジェイコブズ（ニューヨーク大学教授） G・E・リンチ（コロンビア大学教授） S・L・スミス（米国司法省刑事局資産没収マネーロンダリング課検事）	なし	共催 中央大学総合政策学部 後援 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター 警察政策学会	警察学論集第52巻第4・5・6号 警察政策研究第3号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平11	平成11年6月30日 グランドアーク半蔵門3階光の間 参加者約120名	警察政策フォーラム： 中国における組織犯罪の情勢と対策	莫　洪憲（Mo　Hongxian）（中国）（武漢大学法学学院教授）	（コメンテーター） 宮澤　浩一（中央大学総合政策学部教授）	共催 警察政策学会	警察学論集第52巻第9号 警察政策研究第4号
	平成11年10月13日 中央大学駿河台記念館 参加者約130名	警察政策フォーラム、中央大学総合政策フォーラム： 組織犯罪対策の国際的動向～ヨーロッパにおける取組み	宮澤　浩一（中央大学総合政策学部教授） フランク・ヘッペル（ウィーン大学法学部教授） ウィリー．ブリュッゲマン（オーストリア）（ユーロポール副長官）	なし	共催 中央大学総合政策学部 後援 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター	警察学論集第53巻第3・4号 警察政策研究第4号
	平12年1月31日 三田共用会議所3階大会議室 参加者約120名	警察政策フォーラム： 女性に対する暴力～性犯罪被害を中心に	内山　絢子（科学警察研究所防犯少年部補導研究室長） 小木曽　綾（駒沢大学法学部専任講師） 原　きよ子（警視庁刑事部捜査第一課係長） 前田　雅英（東京都立大学法学部教授）	なし	共催、後援なし	警察学論集第53巻第4号 警察政策研究第4号
平12	平成12年4月11日 グランドアーク半蔵門4階富士の間 参加者約370名	警察政策フォーラム： 刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策～米国での取組み	エリザベス・シャイベル（マサチューセッツ州ノースウェスタン地区首席検事） スーザン・ローン（マサチューセッツ州ノースウェスタン地区首席検事補佐・DV対策課長） 加藤　洋子（マサチューセッツ州ノースウェスタン地区検事局DV Task Force理事）	（コメンテーター） 酒巻　匡（上智大学法学部教授） 後藤　弘子（富士短期大学助教授）	後援 日本被害者学会	警察学論集第53巻第7号 警察政策研究第5号
	平成12年10月4日 グランドアーク半蔵門光の間	警察政策フォーラム： ドイツの組織犯罪対策	マンフレット・マイヴァルト（ドイツ）（ゲッティンゲン大学法学部教授）	（コメンテーター） 小名木　明宏（熊本大学法学部助教授）	共催 警察政策学会	警察学論集第53巻第12号 警察政策研究第5号
	平成12年10月11日 グランドアーク半蔵門富士西の間	警察政策フォーラム： フランスの少年犯罪対策	ニコル・トリカール（パリ警視庁未成年者保護特別室長） ファブリス・ゴチエ（パリ警視庁未成年者保護特別室） フランソワーズ・ラロック（フランス国家警察生活安全局少年犯罪対策室長）	（コメンテーター） 森本　益之（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）	後援 （財）全国防犯協会連合会 フランス大使館	警察学論集第54巻第1号 警察政策研究第5号
	平成12年11月28日 グランドアーク半蔵門光の間	警察政策フォーラム： ドイツにおける外国人犯罪対策	ロベルト・ハルニシュマッヒャー（ドイツ連邦国境警察顧問）	（コメンテーター） 西原　春夫（早稲田大学名誉教授・元総長）	共催、後援なし	警察政策研究第5号
	平成13年3月7日 グランドアーク半蔵門光の間	警察政策フォーラム： ドイツの組織犯罪対策	エドウィン・クーベ（ドイツ連邦刑事警察庁犯罪捜査科学研究所長）	（コメンテーター） 宮澤　浩一（慶應義塾大学名誉教授・中央大学教授）	共催 中央大学総合政策学部 （財）公共政策調査会	警察学論集第54巻第9号 警察政策研究第5号
平13	平成13年4月25日 グランドアーク半蔵門富士西の間	警察政策フォーラム： ドイツの少年犯罪対策	イェルグ・マルティン・イェーレ（ドイツ）（ゲッティンゲン大学教授）	（コメンテーター） 宮澤　浩一（慶應義塾大学名誉教授・中央大学教授）	共催、後援なし	警察学論集第54巻第10号 警察政策研究第6号
	平成13年4月26日 グランドアーク半蔵門光の間	警察政策フォーラム： アメリカの少年犯罪対策	フランク・P・ジェレイシ（ニューヨーク州モンロー郡裁判所判事） 前田　雅英（東京都立大学法学部教授）	なし	共催 （財）公共政策調査会 （財）全国防犯協会連合会	警察学論集第54巻第11号 警察政策研究第6号
	平成13年9月11日 グランドアーク半蔵門富士西の間	警察政策フォーラム、中央大学総合政策フォーラム： アメリカの組織犯罪対策	トーマス・フェントス（米国連邦捜査局組織犯罪対策課長） ブルース・オー（米国連邦司法省組織犯罪対策課主任検事） 渥美　東洋（中央大学総合政策学部教授）	なし	共催 中央大学総合政策学部 （財）公共政策調査会 全国暴力追放運動推進センター	警察学論集第55巻第2号 警察政策研究第6号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平14	平成14年8月29日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約150名	警察政策フォーラム： テロの被害から国民を守る～誰が、誰の負担で、どう守るか	ブライアン・マイケル・ジェンキンズ（米国）（ランドコーポレーション・シニアアドバイザー）	坂野　公治（国土交通省大臣官房企画官） 西村　康彦（警察庁警備課長） 朴　秉植（韓国）（龍仁大学校警察行政学科教授） 板橋　功（（財）公共政策調査会第一研究室長）	共催 （財）公共政策調査会 後援 国土交通省	警察学論集第56巻第4号 警察政策研究第7号
	平成14年9月18日 中央大学駿河台記念館 参加者約80名	警察政策フォーラム： 日英警察学フォーラム～社会安全政策の現在と未来	フランク・リーシュマン（英国）（サウザンプトン研究所教授） 渥美　東洋（中央大学総合政策学部教授）	トム・ウィリアムソン（英国）（ポーツマス大学客員教授） 大山　耕輔（慶應義塾大学法学部教授） 内山　絢子（目白大学人文学部教授） 田村　正博（警察政策研究センター所長）	共催 中央大学総合政策学部 警察政策学会 後援・助成 （財）社会安全研究財団 公益信託宮澤基金	警察学論集第56巻第6号 警察政策研究第7号
平15	平成15年9月19日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約150名	警察政策フォーラム： 日英犯罪減少対策フォーラム地域を基盤とした犯罪減少対策～英国の少年犯罪対策を参考に	チャールズ・ポラード卿（英国）（オックスフォード大学客員研究員） ダニエル・ギリング（英国）（プリマス大学講師） 前田　雅英（東京都立大学法学部教授）	村松　励（専修大学ネットワーク情報学部教授） 井内　清満（NPO法人ユース・サポート・センター友懇塾理事長） 森野　國子（広島県警察本部少年サポートセンター統括少年育成官） 小宮　信夫（立正大学文学部社会学科助教授）	共催 （財）社会安全研究財団 （財）全国防犯協会連合会 後援 東京都立大学法学部	警察学論集第57巻第4号 警察政策研究第8号
	平成16年3月10日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約150名	警察政策フォーラム： 日仏治安回復フォーラム～フランスにおける治安回復施策	ジャン・マルク・ベルリオーズ（フランス内務省国内治安高等研究所長） アラン・ケアン（パリ警視庁近接都市警察局地域警察部長） 渥美　東洋（中央大学総合政策学部教授）	吉田　英法（警察庁生活安全企画課長） 竹花　豊（東京都副都知事） 鵜飼　一郎（愛知県春日井市長） 小田　啓二（NPO法人日本ガーディアン・エンジェルス理事長） 清永　賢二（日本女子大学人間社会学部教授）	共催 （財）警察大学校学友会 （財）警察大学校勧助会 後援・助成 中央大学総合政策学部 公益信託宮澤基金	警察学論集第57巻第11号 警察政策研究第8号
平16	平成16年6月30日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約160名	警察政策フォーラム： 日英犯罪減少対策フォーラム犯罪対策としてのDNA型情報の活用について～英国の制度を参考に	ジョン・グリーブ（英国）（バッキンガム・チルテン大学名誉教授） 勝又　義直（名古屋大学医学部教授）	前田　雅英（東京都立大学法学部教授） 高井　康行（日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会副委員長） 南　砂（読売新聞社東京本社編集局解説部次長） 樋口　建史（警察庁刑事企画課長）	共催 （財）社会安全研究財団 （財）警察大学校学友会	警察学論集第58巻第3号 警察政策研究第9号
	平成16年9月11日 慶應義塾大学三田キャンパス北館ホール 参加者約220名	警察政策フォーラム： 市民生活の自由と安全～各国のテロリズム対策法制の現状と課題	ジョン・ユー（カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授） オリバー・レプシウス（ドイツ）（バイロイト大学教授）	大沢　秀介（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 小山　剛（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 板橋　功（（財）公共政策調査会第一研究室長） 五十嵐　邦雄（警察庁警備企画課長）	共催 慶應義塾大学大学院「自由と安全に関する比較憲法研究会」 （財）公共政策調査会 後援 慶應義塾大学法学部 （財）警察大学校学友会	警察学論集第58巻第6号 警察政策研究第9号
	平成16年12月1日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約200名	警察政策研究会： 韓国警察の現状と警察学の発展	李　璜雨（イ・ファンウ）（韓国）（東國大学校警察行政学科教授兼東國大学行政大学院院長） 裵　蓋圀（ピョ・チャンウォン）（韓国警察大学校助教授（警察学）、アジア警察学会事務局長）		共催 警察政策学会	警察学論集第58巻第7号 警察政策研究第9号
	平成17年3月2日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約160名	警察政策フォーラム： 日独犯罪減少対策フォーラム～来日外国人犯罪を考える	ユルゲン・シュトック（ドイツ連邦刑事警察庁副長官兼犯罪捜査科学研究所長） 宮澤　浩一（慶應義塾大学名誉教授）	瀧澤　裕明（警察庁国際捜査管理官） 上原　巻善（法務省入国管理局入国管理企画官） 小川　誠（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長） 紀陸　孝（（社）日本経済団体連合会常務理事） 川岸　光男（三重県鈴鹿市長） 緒方　健二（朝日新聞社編集委員）	共催 （財）社会安全研究財団 後援 （財）警察大学校学友会 警察政策学会	警察学論集第58巻第11号 警察政策研究第9号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平17	平成17年5月30日 都市センターホテル5階オリオン 参加者約290名	警察政策研究会： イスラム社会とフランスのテロ対策	ジャン・ルイ・ブリュギエール（パリ大審裁判所予審担当第一副所長） ジャン・フランソワ・クレール（フランス内務省国土監視局次長） 池内　恵（国際日本文化研究センター助教授）		共催 （財）警察大学校学友会 （財）公共政策調査会 後援 警察政策学会	警察学論集第59巻第3号 警察政策研究第10号
	平成17年9月7日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約150名	警察政策フォーラム： 日米犯罪抑止対策フォーラム最新の犯罪抑止対策理論と実践	デビッド・ケネディ（米国）（ジョン・ジェイ大学犯罪抑止統制センター所長） ジェームス・マックドネル（ロス・アンジェルス市警察副本部長）	田代　裕昭（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官） 渥美　東洋（中央大学名誉教授兼京都産業大学法科大学院教授） 山田　宏（東京都杉並区長） 徳永　文一（読売新聞社論説委員）	共催 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会	警察学論集第59巻第5号 警察政策研究第10号
	平成17年9月9日 京都ガーデンパレス2階鞍馬 参加者約100名	日米犯罪抑止対策研究会： 最新の犯罪抑止対策理論と実践	デビッド・ケネディ（米国）（ジョン・ジェイ大学犯罪抑止統制センター所長） ジェームス・マックドネル（ロス・アンジェルス市警察副本部長） 渥美　東洋（中央大学名誉教授兼京都産業大学法科大学院教授）		共催 （財）社会安全研究財団 京都府警察本部 後援 警察政策学会	警察学論集第59巻第5号 警察政策研究第10号
	平成17年11月16日 セコム（株）本社ビル2階セコムホール 参加者約190名	生活安全条例と市民生活の安全創造フォーラム： 生活安全に対する地方の取組みと安全・安心まちづくり	櫻井　敬子（学習院大学法学部教授） 石附　弘（警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会長） （報告） 金城　雄一（（財）地方自治研究機構調査研究部主任研究員）	國松　善次（滋賀県知事） 藤岡　一郎（京都産業大学法務研究科教授） 竹花　豊（警察庁生活安全局長） 西村　和泉（静岡県袋井市三川地区安心ネットワーク会議代表） 細川　亮二（大阪府和泉市広報協会事務局巡回センターリーダー長） 後藤　一明（愛知県春日井安全安心まちづくりボニター代表）	共催 警察政策学会 （財）地方自治研究機構 後援 警察庁、総務省、国土交通省 協賛 セコム科学技術振興財団	警察学論集第59巻第6号 警察政策研究第10号
	平成18年1月10日 三田共用会議所3階大会議室 参加者約110名	企業危機管理セミナー： 企業コンプライアンスと技術流出防止	ティモシー・ブレゼネー（FBI防諜局副局長） ロナルド・ゲリン（FBI防諜局東アジア課長） 郷原　信郎（桐蔭横浜大学法科大学院教授兼同大学コンプライアンス研究センター長）		共催 （財）公共政策調査会 後援 （財）警察大学校学友会 警察政策学会	警察学論集第59巻第7号 警察政策研究第10号
	平成18年3月8日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約150名	警察政策フォーラム： 性犯罪対策を考える～英米の実践を学ぶ	マット・ラクストン（英国内務省粗暴犯課性犯罪対策室長） スコット・マトソン（米国エフェクティブパブリックポリシーセンター研究員）	荒木　二郎（内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）） 久保　貴（法務省保護局観察課処遇企画官） 渥美　東洋（中央大学名誉教授・京都産業大学法科大学院教授） 山上　皓（東京医科歯科大学教授） 安岡　崇志（日本経済新聞社論説委員兼編集委員）	共催 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会	警察学論集第59巻第10号 警察政策研究第10号
	平成18年3月10日 奈良県新公会堂2階会議室 参加者約120名	警察政策研究会： 性犯罪対策を考える～英米の実践を学ぶ	マット・ラクストン（英国内務省粗暴犯課性犯罪対策室長） スコット・マトソン（米国エフェクティブパブリックポリシーセンター研究員）		共催 （財）警察大学校学友会 奈良県警察本部 後援 警察政策学会	警察学論集第59巻第10号 警察政策研究第10号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平18	平成18年7月12日 グランドアーク半蔵門富士東の間 参加者約210名	警察政策フォーラム： サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進に向けて	アンディー・バーディ（米国国土安全保障省国家サイバーセキュリティ部部長代行兼米国コンピュータ緊急事態準備チーム長） アンドリュー・リブスレー（英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部次世代技術・事業部門長）	田中　芳夫（マイクロソフト（株）業務執行役員最高技術責任者） 中尾　康二（KDDI（株）技術統括本部技術開発本部情報セキュリティ技術部長） 安冨　潔（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） 青山　研一（警察庁情報技術解析課長） 坂　明（警察庁情報技術犯罪対策課長）	共催 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第1号 警察政策研究第11号
	平成18年7月13日 大阪大学中之島センター10階佐治敬三メモリアルホール 参加者約170名	社会安全セミナー： サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進に向けて	アンディー・バーディ（米国国土安全保障省国家サイバーセキュリティ部部長代行兼米国コンピュータ緊急事態準備チーム長） アンドリュー・リブスレー（英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部次世代技術・事業部門長） 佐久間　修（大阪大学大学院高等司法研究科教授）		共催 大阪大学大学院法学研究科・同高等司法研究科 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第1号 警察政策研究第11号
	平成18年9月1日 三田共用会議所1階講堂 参加者約50名	警察政策研究会： 多機関連携による少年非行対策	ディドリック・カストバーグ（ハワイ大学ヒロ校政治学部教授） 渥美　東洋（中央大学名誉教授、京都産業大学法科大学院教授） 井内　清満（（N）ユース・サポート・センター友塾塾理事長）		共催 警察政策学会	警察学論集第60巻第4号 警察政策研究第11号
	平成18年10月18日 三田共用会議所1階講堂 参加者約140名	社会安全セミナー： 危機管理のための関係機関の連携	ジョエル・ルベシュ（フランス）（特命担当知事（元モルビアン県知事）） 山浦　耕志（内閣官房危機管理審議官）		共催 在日フランス大使館 後援 （財）社会安全研究財団	警察政策研究第11号
	平成18年10月25日 中央大学駿河台記念館2階大ホール 参加者約250名	警察政策フォーラム： マネー・ローンダリング対策～組織犯罪・国際テロリズムの資金源を断つために	デヴィッド・トーマス（英国重大組織犯罪対策庁特定資金情報部長） リズ・アトキンス（豪州取引報告分析センター取締政策部長）	阿部　耕一（全国銀行協会業務部次長） 篠崎　芳明（弁護士（篠崎総合法律事務所）） 中野目　善則（中央大学法科大学院教授） 目黒　克幸（金融庁特定金融情報室長） 永井　達也（警察庁長官官房参事官）	共催 中央大学法科大学院 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第2号 警察政策研究第11号
	平成18年10月26日 甲南大学8号館11番教室 参加者約70名	警察政策研究会： マネー・ローンダリング対策～組織犯罪・国際テロリズムの資金源を断つために	デヴィッド・トーマス（英国重大組織犯罪対策庁特定資金情報部長） リズ・アトキンス（豪州取引報告分析センター取締政策部長）		共催 甲南大学 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第2号 警察政策研究第11号
	平成18年11月29日 政策研究大学院大学想海楼ホール 参加者約140名	警察政策フォーラム： 警察における国際協力の推進	ジャン＝クリスチャン・カーディ（フランス国家警察国際技術協力部長） 河野　毅（政策研究大学院大学助教授）	真田　正明（朝日新聞社東京本社外報部部長代理） 岡崎　有二（（独）国際協力機構社会開発部長） 山﨑　裕人（警察庁外事情報部長） 竹内　直人（警察庁国際課長）	共催 （財）警察大学校学友会 後援 政策研究大学院大学 警察政策学会	警察学論集第60巻第5号 警察政策研究第11号
	平成18年11月30日 大阪大学中之島センター10階佐治敬三メモリアルホール 参加者約80名	警察政策研究会： 警察における国際協力の推進	ジャン＝クリスチャン・カーディ（フランス国家警察国際技術協力部長） 河野　毅（政策研究大学院大学助教授）		共催 大阪外国語大学大学院通訳翻訳学専修コース （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第5号 警察政策研究第11号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平18	平成18年12月15日 中央大学後楽園キャンパス新3号館3階小ホール 参加者約60名	社会安全政策論フォーラム： 日常生活の安定と安心の確保	渥美　東洋（中央大学名誉教授） （対応報告） 田村　正博（警察大学校特別捜査幹部研修所長）	大住　荘四郎（関東学院大学経済学部教授） 氏田　博士（（財）エネルギー総合工学研究所主管研究員） 梶　裕二（北海道警察本部少年課育成担当統括官） 四方　光（警察政策研究センター主任教授）	共催 中央大学大学院総合政策研究科	警察政策研究第11号
	平成19年3月7日 全国都市会館2階大ホール 参加者約160名	警察政策フォーラム：警察政策研究センター10周年記念 犯罪予防の法理	ライナー・ピッチャス（ドイツ）（シュパイエル行政大学教授） マリオン・ケリー（米国）（ノーフォーク州立大学子ども福祉促進アカデミー所長） 渥美　東洋（中央大学名誉教授）	磯部　力（立教大学法科大学院教授） 井田　良（慶應義塾大学法科大学院教授） 大沢　秀介（慶應義塾大学法科大学院教授） 小野　正博（警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））	共催 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第8号 警察政策研究第11号
	平成19年3月8日 京大会館101号室 参加者約80名	社会安全セミナー： 犯罪予防の法理	ライナー・ピッチャス（ドイツ）（シュパイエル行政大学教授） マリオン・ケリー（米国）（ノーフォーク州立大学子ども福祉促進アカデミー所長）		主催 （財）社会安全研究財団 共催 京都大学公共政策大学院 後援 警察政策学会	警察学論集第60巻第8号 警察政策研究第11号
平19	平成19年10月24日 三田共用会議所1階講堂 参加者約190名	社会安全セミナー： 危機管理とは何か～G8サミットを中心として～	ルーク・ルドルフ（フランス国家警察装備計画局長） 金重　凱之（（株）国際危機管理機構代表取締役社長）		共催 在日フランス大使館 後援 （財）社会安全研究財団	警察政策研究第12号
	平成19年12月11日 グランドアーク半蔵門富士の間 参加者約270名	警察政策フォーラム： これからの組織犯罪対策	ブルース・オー（米国司法省刑事部組織犯罪対策課主任検事） ブライアン・ナダウ（米国連邦捜査局ニューヨーク支局特別捜査官）	緒方　健二（朝日新聞社編集委員） 斎藤　仁（（社）日本経済団体連合会社会第二本部長） 櫻井　敬子（学習院大学法学部教授） 中城　重光（日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会事務局長） 貴志　浩平（警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官）	共催 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第4号 警察政策研究第12号
	平成19年12月13日 大阪大学中之島センター10階佐治敬三メモリアルホール 参加者約120名	警察政策研究会： これからの組織犯罪対策	ブルース・オー（米国司法省刑事部組織犯罪対策課主任検事） ブライアン・ナダウ（米国連邦捜査局ニューヨーク支局特別捜査官）		共催 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第4号 警察政策研究第12号
	平成20年1月16日 全国都市会館2階大ホール 参加者約180名	警察政策フォーラム： 多機関連携による犯罪予防　少年非行対策を中心として	ロブ・アレン（ロンドン大学ロンドンキングスカレッジ収容政策研究国際センター所長） 中野目　善則（中央大学法科大学院教授）	山口　敏（警察庁少年課長） 青山　彩子（東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長） 高田　秋穂（天文館中央地区クリーンパトロール隊長） 小長井　賀與（立教大学コミュニティ福祉学部准教授） （指定討論者） 渡辺　巧（早稲田大学社会安全政策研究所客員教授）	共催 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第5号 警察政策研究第12号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平19	平成20年1月17日 ホテルグランヴィア京都5階古今の間 参加者約110名	社会安全セミナー： 多機関連携による犯罪予防　少年非行対策を中心として	ロブ・アレン（ロンドン大学ロンドンキングスカレッジ収容政策研究国際センター所長） 渥美　東洋（京都産業大学大学院法務研究科教授）		共催 京都産業大学 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第5号 警察政策研究第12号
	平成20年3月11日 虎ノ門パストラルホテル本館葵の間 参加者約180名	警察政策フォーラム： 外国人との共生と治安の確保	アイゴーン・マルカーヒ（アイルランド国立ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン社会学部長） クリスティーネ・モルゲンシュテルン（ドイツ）（グライフスヴァルト大学教授）	酒光　一章（内閣官房副長官補付内閣参事官） 宮園　司史（警察庁国際捜査管理官） 北脇　保之（東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター教授） 太田　泰彦（日本経済新聞社論説委員） 渡辺　巧（早稲田大学社会安全政策研究所客員教授）	共催 早稲田大学社会安全政策研究所 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第7号 警察政策研究第12号
	平成20年3月13日 ホテルグランヴィア大阪20階名庭の間 参加者約60名	社会安全セミナー： 外国人との共生と治安の確保	アイゴーン・マルカーヒ（アイルランド国立ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン社会学部長） クリスティーネ・モルゲンシュテルン（ドイツ）（グライフスヴァルト大学教授）		共催 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第61巻第7号 警察政策研究第12号
	平成20年3月22日 慶應義塾大学三田キャンパス北館2階ホール 参加者約140名	警察政策フォーラム： 市民生活の自由と安全・理論と実務の架橋	なし	（報告者） 田村　正博（警察政策研究センター所長） 村田　隆（警察庁国際テロリズム対策課長） 髙橋　直哉（駿河台大学法科大学院准教授） 大屋　雄裕（名古屋大学・大学院法学研究科准教授） （討論者）上記報告者を含む 大沢　秀介（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 小山　剛（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 板橋　功（（財）公共政策調査会第1研究室長）	共催 市民生活の自由と安全研究会 （財）公共政策調査会 後援 慶應義塾大学法学部	警察学論集第61巻第8号 警察政策研究第12号
平20	平成20年9月10日 都市センターホテル5階オリオン 参加者約210名	警察政策フォーラム： これからの性犯罪対策	（報告者） 李　東熹（韓国国立警察大学教授） 朴　英徳（韓国光州地方警察庁生活安全課警正） 上野　正史（警察庁犯罪抑止対策室長） 望月　廣子（（社）被害者支援都民センター相談支援室長） 太田　達也（慶應義塾大学法学部教授）	李　東熹（韓国国立警察大学教授） 朴　英徳（韓国光州地方警察庁生活安全課警正） 上野　正史（警察庁抑止対策室長） 望月　廣子（（社）被害者支援都民センター相談支援室長） 太田　達也（慶應義塾大学法学部教授）	共催 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第3号 警察政策研究第13号
	平成20年11月26日 全国都市会館2階大ホール 参加者約150名	警察政策フォーラム： 参加型犯罪予防対策について考える～仏日におけるコミュニティとの連携を中心に	クリストフ・スレーズ（フランス内務省高等治安研究所犯罪調査監視部長） パスカール・デュボア（フランス内務省国家警察総局公共安全中央局評価・予測・国際協力担当局長） 小木曽　綾（中央大学法科大学院教授） 久我　英一（東京都青少年・治安対策本部長）	クリストフ・スレーズ（フランス内務省高等治安研究所犯罪調査監視部長） パスカール・デュボア（フランス内務省国家警察総局公共安全中央局評価・予測・国際協力担当局長） 小木曽　綾（中央大学法科大学院教授） 久我　英一（東京都青少年・治安対策本部長）	共催 在日フランス大使館国家警察国際協力部 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第5号 警察政策研究第13号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平20	平成20年11月28日 関西大学千里山キャンパス第1学舎1号館6階A602教室 参加者約60名	社会安全セミナー： フランスの犯罪予防対策	田中　法昌（警察政策研究センター所長） クリストフ・スレーズ（フランス内務省高等治安研究所犯罪調査監視部長） パスカール・デュボア（フランス内務省国家警察総局公共安全中央局評価・予測・国際協力担当局長） 渥美　東洋（中央大学名誉教授）		共催 在日フランス大使館国家警察国際協力部 関西大学政策創造学部 （財）社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第5号 警察政策研究第13号
	平成21年1月30日 エルガーラホール8階大ホール 参加者約350名	警察政策フォーラム： 我が国における犯罪対策の成果と課題	（講演者） 田村　正博（福岡県警察本部長） 工藤　良（(N)TFG田川ふれ愛義塾代表） 中川　一郎（福岡県直方警察署協議会会長） 堀内　恭彦（福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長） 吉中　信人（広島大学大学院社会科学研究科教授） 北橋　健治（福岡県北九州市長）	田村　正博（福岡県警察本部長） 工藤　良（(N)TFG田川ふれ愛義塾代表） 中川　一郎（福岡県直方警察署協議会会長） 堀内　恭彦（福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長） 吉中　信人（広島大学大学院社会科学研究科教授） 北橋　健治（福岡県北九州市長）	共催 福岡県警察本部 （財）警察大学校学友会 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第9号 警察政策研究第13号
平21	平成21年7月22日 グランドアーク半蔵門華の間 参加者約220名	警察政策フォーラム： 安全・安心なまちづくりの成果と課題～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証（その1）	ジュリアン・コナー（英国内務省犯罪局犯罪戦略課長） 河合　潔（内閣官房副長官補付内閣参事官）	井上　誠（警察庁都市防犯対策官） 田辺　国昭（東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授） 平井　光雄（新宿区区長室特命プロジェクト推進課長） 山下　史雄（警視庁生活安全部長）	共催 (財)社会安全研究財団 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第12号 警察政策研究第14号
	平成21年7月24日 関西大学千里山キャンパス100周年記念会館大ホール 参加者約100名	社会安全セミナー： 安全・安心なまちづくりの成果と課題～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証	ジュリアン・コナー（英国内務省犯罪局犯罪戦略課長） 河合　潔（内閣官房副長官補付内閣参事官）		共催 (財)社会安全研究財団 関西大学法学研究所 後援 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第62巻第12号 警察政策研究第14号
	平成21年10月8日 グランドアーク半蔵門華の間 参加者約160名	警察政策フォーラム： 『犯罪分析地図』～地域安全情報の提供・活用の理論と実務	（基調講演者） 岡部　篤行（青山学院大学総合文化政策学部教授、東京大学名誉教授） （講演者） 渥美　東洋（京都産業大学大学院法務研究科教授、中央大学名誉教授） 原田　豊（科学警察研究所犯罪行動科学部長）	西堀　秀司（京都府警察本部刑事企画課犯罪情勢分析室長） 江崎　徹治（警視庁生活安全総務課指導官） 増沢　延男（NPO法人長野GIS協会会長） 石附　弘（日本市民安全学会会長、(財)国際交通安全学会専務理事） 小宮　信夫（立正大学文学部社会学科教授） （討論者） 河合　潔（内閣官房副長官補付内閣参事官） 原田　豊（科学警察研究所犯罪行動科学部長	主催 警察政策学会 後援 警察政策研究センター (財)社会安全研究財団 (財)公共政策調査会	
	平成21年11月13日 三田共用会議所1階講堂 参加者約240名	警察政策フォーラム： 暴力団の資金源対策、振り込め詐欺対策と健全な社会経済システムの維持 ～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証（その2）	田中　法昌（福岡県警察本部長） 金　光男（韓国警察庁捜査局麻薬知能捜査課警正）	貴志　浩平（警察庁暴力団対策課長） 船岡　和正（日本証券業協会証券保安対策支援センター部長） 新井　誠（東北学院大学法学部准教授） 飯利　雄彦（警察庁振り込め詐欺対策官） 岩本　秀治（全国銀行協会企画部長）	主催 警察政策研究センター 後援 (財)社会安全研究財団 警察政策学会 （財）公共政策調査会	警察学論集第63巻第4号 警察政策研究第14号
	平成22年3月19日	警察政策フォーラム：	なし	（報告者）	共催	警察学論集第63巻第8号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平21	慶應義塾大学三田キャンパス北館1階ホール 参加者約250名	自由と安全～テロ対策の理論と実務の架橋		ハンスーゲオルク・マーセン（ドイツ連邦内務省公安局テロ対策部長） 鎌田　聡（警察庁長官官房審議官（警備局担当）） 山本　龍彦（桐蔭横浜大学法学部准教授） （討論者）上記報告者を含む 大沢　秀介（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 小山　剛（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 板橋　功（(財)公共政策調査会第1研究室長）	市民生活の自由と安全研究会 (財)公共政策調査会 (財)保安電子通信技術協会 後援 慶應義塾大学法学部 (財)警察大学校学友会	警察政策研究第14号
平22	平成22年8月5日 パシフィコ横浜 参加者約600名	警察政策フォーラム： APEC首脳会議の安全な開催に向けて	マーク・コリンズ（英国幹部警察官協会（ACPO）過激化対策推進課長） マーク・サリー（英国幹部警察官協会（ACPO）警備指導室長） 鎌田　聡（警察庁長官官房審議官（警備局担当））	左記報告者も含む 上原　美都男（横浜市危機管理監） 安田　浩己（神奈川県警察本部警備部長） 保坂　修司（日本エネルギー経済研究所中東研究センター副センター長） 板橋　功（公共政策調査会第一研究室長）	主催 警察政策研究センター 神奈川県警察本部 後援 (財)公共政策調査会 神奈川県警親会	警察学論集第64巻第2号 警察政策研究第15号
	平成22年8月6日 国立京都国際会館 参加者約195名	警察政策フォーラム： グローバル化時代の治安対策	マーク・コリンズ（英国幹部警察官協会（ACPO）過激化対策推進課長） マーク・サリー（英国幹部警察官協会（ACPO）警備指導室長） 北村　滋（警察庁外事情報部長）	左記報告者も含む 保坂　修司（日本エネルギー経済研究所中東研究センター副センター長） 小谷　順子（静岡大学准教授） 板橋　功（公共政策調査会第一研究室長）	主催 警察政策研究センター (財)社会安全研究財団 後援 (財)公共政策調査会	警察学論集第64巻第2号 警察政策研究第15号
	平成22年10月5日 グランドアーク半蔵門「華の間」 参加者約230名	犯罪抑止政策に関する国際シンポジウム： ～市民、地域、行政、警察の協働による犯罪対策～	基調講演 デビッド T. ジョンソン（ハワイ大学社会学部教授） 各国発表 シェリン・チュア（シンガポール警察警視） デニス・リン・ワン・ケン（マレーシア国家警察大佐） チャトロン・トンプンロードク（タイ国家警察警視） キッ・チャンタッレ（カンボジア国家警察内務省国家警察官房局局長） ポーンサイ・ラッサミー（ラオス公安省少佐） ダン・シャン・ハン（ベトナム公安省犯罪予防・鎮圧総局上級大佐）	パネル1 前田　浩雄（玉川田園調布防犯パトロール隊） 富田　俊彦（日本防犯設備協会特別講師） 小宮　信夫（立正大学教授） 富田　邦敬（内閣参事官） 加藤　伸宏（警察庁犯罪抑止対策室長） パネル2 早川　治（警察庁少年課長） 関口　一男（群馬県保護司） 小長井　賀與（立教大学准教授）	主催 警察政策研究センター (財)社会安全研究財団 後援 (財)公共政策調査会 (財)警察大学校学友会	警察政策研究第15号
	平成22年11月26日 慶應義塾大学三田キャンパス 参加者約202名	警察政策フォーラム： グローバル化がもたらす自由と安全への脅威	アルメル・ラムールー（フランス国家憲兵隊移動犯罪組織犯罪対策室大尉） 岡部　正勝（警察庁国際組織犯罪対策官） 大林　啓吾（帝京大学法学部専任講師）	左記報告者も含む 大沢　秀介（慶應義塾大学法学部） 小山　剛（慶應義塾大学法学部・大学院法務研究科教授） 板橋　功（公共政策調査会第一研究室長）	主催 市民生活の自由と安全研究会 警察政策研究センター (財)公共政策調査会 (財)保安電子通信技術協会 後援 慶應義塾大学	警察学論集第64巻第5号 警察政策研究第15号

過去の警察政策フォーラム等開催状況 （※役職等は当時のもの）

年度	開催日・場所	テーマ	基調講演者等	パネリスト等	共催等	備考
平23	平成23年8月7日 神戸国際会議場3階「国際会議室301」 参加者約237名	国際犯罪学会第16回世界大会シンポジウム： 犯罪抑止政策の総合的展開～日本の教訓	佐久間　修（大阪大学大学院高等司法研究科教授） 小宮　信夫（立正大学文学部社会学科教授） 富田　邦敬（内閣参事官） 加藤　伸宏（警察庁犯罪抑止対策室長）		主催 警察政策研究センター 警察政策学会 後援 （財）社会安全研究財団	
	平成23年11月1日 グランドアーク半蔵門 「華の間」 参加者約234名	警察政策フォーラム： 反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策	ゲアハルト・シンドラー（ドイツ連邦内務省公安局長） 沖田　芳樹（警察庁長官官房審議官（警備局担当））	左記報告者も含む 板橋　功（公共政策調査会第一研究室長） 春原　剛（日本経済新聞社編集局国際部編集委員）	主催 警察政策研究センター 後援 （財）公共政策調査会 （財）警察大学校学友会	
	平成23年12月14日 グランドアーク半蔵門 「華の間」 参加者約237名	警察政策フォーラム： 性犯罪者の再犯防止を考える	藤本　哲也（中央大学名誉教授、常盤大学教授） ロイ・レディンガム（英国司法省犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長） 金　泰明（韓国国立全北大学法科大学院教授）	左記報告者も含む 勝部　祐子（関東管区警察学校教官）	主催 警察政策研究センター （財）社会安全研究財団 後援 （財）公共政策調査会 （財）警察大学校学友会	
平24	平成24年2月21日 都市センターホテル 「コスモスホール」 参加者約189名	警察政策フォーラム： 持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ	守山　正（拓殖大学教授） リチャード・ウォートレイ（ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長） ヨハネス・クヌットソン（ノルウェー警察総合大学教授） 河合　潔（警視庁生活安全部長）		主催 警察政策研究センター 後援 （財）公共政策調査会 （財）警察大学校学友会 警察政策学会	

第２章

＜国際犯罪学会　第１６回　世界大会シンポジウム＞

犯罪抑止政策の総合的な展開

～日本の教訓

〈国際犯罪学会第16回世界大会シンポジウム〉

犯罪抑止政策の総合的展開　～日本の教訓～

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成23年８月５日から同９日までの間、神戸国際会議場（兵庫県神戸市）において開催された国際犯罪学会第16回世界大会[*1)]において、同７日、警察政策学会との共催、（財）社会安全研究財団の後援により、シンポジウム「犯罪抑止政策の総合的展開～日本の教訓～」を開催した。

同大会は、1938年の第１回から当大会で16回を迎え、犯罪学分野で最も歴史のある国際会議であり、日本での開催は初めてであった。[*2)]

本シンポジウムは、我が国の治安状況の変遷とこれに対応して採られた犯罪抑止政策に関する事例等を紹介することにより、世界の犯罪学の発展と各国の犯罪抑止政策の向上に貢献することを目的として開催したものである。

冒頭、安田貴彦警察政策研究センター所長による開会挨拶の後、学識経験者及び警察実務者４名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは、講演順に次のとおりである。

○　佐久間修氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授）
　「我が国の犯罪状況の変遷と今後の課題」

○　小宮信夫氏（立正大学文学部教授）
　「地域を基盤とする犯罪抑止～犯罪機会理論と地域安全マップ」

○　富田邦敬氏（内閣官房内閣参事官）
　「犯罪に強い社会の実現のための行動計画について」

○　加藤伸宏氏（警察庁犯罪抑止対策室長）
　「過去20年に見る犯罪の増減と警察の対応について」

続いて、パネルディスカッションでは、上記講演者による会場からの質疑応答を含む討論（コーディネーター・安田貴彦警察政策研究センター所長）が行われ盛会のうちに終了した。

本シンポジウムには、世界各国の大学研究者、企業関係者、関係機関、警察関係者など約250名の出席があった。

---

*1）同大会開催結果について

国際犯罪学会第16回世界大会のホームページから閲覧可能。

http://hansha. daishodai. ac. jp/wcon2011/conclusion/conclusion. html

*2）国際犯罪学会について

斉藤豊治「国際犯罪学会第16回世界大会の概要、意義および課題」法律時報2011年　　３月号

開会挨拶

警察政策研究センター所長
安田貴彦

我が国の治安情勢は、刑法犯認知件数が1996年から7年連続で増加し続け、2002年には約285万件と戦後最悪を記録した。警察が取り締まりに全力を挙げたにもかかわらず犯罪の増加基調に歯止めがかからなかったことから、2003年以降、警察庁では緊急治安対策プログラムを策定し、総合的な治安政策に取り組むとともに、政府、国民等に対しても強力に働きかけし、官民一体となった犯罪抑止を推進してきた。

このような情勢を背景とし、我が国政府は2003年に内閣総理大臣を筆頭に全閣僚をメンバーとする犯罪対策閣僚会議を設置した。犯罪に強い社会の実現のための行動計画等の治安関係プロジェクトを設定し、国、地方のあらゆるレベルの行政機関を連携させ、加えて民間企業にも協力を求め、各種治安対策を強力に推進してきた。同時に、地域住民においても警察に頼るだけではなく、自らの手で安全・安心なまちづくりを推進する機運が全国的に高まった。その結果、刑法犯認知件数は2003年以降8年連続で減少し、昨年、2010年は1989年以降初めて160万件を下回るなど治安情勢は着実に改善している。

しかし、かつての日本社会にあった犯罪抑止機能が十分に回復しているとは言えない中で、女性、子ども、高齢者といった社会的に弱い立場にある方々が被害を受ける事件が相次いで発生し、市民社会に対する大きな不安となっている。また、犯罪行為が世界的展開をする犯罪のグローバル化は、治安に対する新たな脅威となっている。このような現状から、治安の改善はいまだ道半ばにあると考えている。

振り返ってみると1950～1980年代には、犯罪を抑止し、日本の良好な治安を維持する上で大きな役割を果たしてきた地域社会の連帯感や絆、さらには人々の高い規範意識があったが、時代の進展とともに弱体化している。社会の中に高い規範意識と強い絆が復活しないことには、真の治安回復を成し遂げることはできない。現在、日本警察は犯罪が起きにくい社会づくりのための諸施策を強力に推進し、絆の復活に挑戦しているところである。今般のシンポジウムは、我が国において警察による犯罪取り締まりだけではなくて、警察も含めた政府全体による犯罪抑止政策の企画立案を行い、加えてその実効性を確保することで大きな成果を挙げた経緯を具体的に紹介することにより、世界の犯罪学の発展と各国の犯罪抑止対策の向上に貢献することを目的としている。このシンポジウムが世界全体における今後の犯罪抑止対策の発展に大きく貢献することを祈念し、開会の挨拶とさせていただく。

我が国の犯罪状況の変遷と今後の課題

大阪大学大学院高等司法研究科教授
佐久間　修

1. 近年の犯罪状況について

(1) 犯罪認知件数の増加と減少の背景

まず、近年の犯罪状況を概観しておこう。日本の犯罪認知件数は、第二次大戦前後の混乱期やモータリゼーションによる自動車事故を除けば、ほぼ30年間にわたり150万件前後の低水準を維持してきた。ところが、1980年代から徐々に一般刑法犯の認知件数が上昇した結果、2002年には300万件に迫る勢いとなった。その後、いろいろな政策が功を奏したことにより次第に減少し、2009年の時点では170万件余りに落ち着いている。2003年に策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」とそれにもとづく施策が大きく寄与したと考えられる。

また、認知件数の減少に際しては、犯罪防止に向けた市民の活動と警察の連携や協力が大きく貢献したと推測される。日本では、伝統的な防犯組織として地元の町内会や自警団など、青少年の非行防止に貢献してきた諸団体が存在するが、犯罪がネットワーク化したことに対抗して、防犯活動もネットワーク化する必要が生じた。したがって、これらの活動の中核となる警察の役割が大いに期待されるゆえんである。近年では、民間ボランティア機関が結成される一方、公共の機関やNGOの活動も徐々に活発になってきている。

(2) 「治安の悪化」をめぐる議論

さて、近年の犯罪状況をめぐっては、日本の治安は悪化したかどうかの議論が盛んである。犯罪統計に依拠した分析は、大きく二つの見解に分かれている。しかし、現在進行中の急激な少子高齢化という社会の変容を無視した単純な数値比較では、一般の国民が納得しないと思う。一部の偏った考えの人はともかく、治安の悪化を否定するのは、非常に難しい。日本は、戦後の急速な経済発展を経て、社会全体が安定期に入ったことにより、若年層の占める割合が相対的に低下している。ある種の俗説であるかもしれないが、若年人口の減少に伴い、本来ならば犯罪が減少すると言われてきた。しかし、実際には、顕著な増加傾向を示しており、この点が非常に憂慮されている。

これに対して、一部の学者は、「認知件数が増加したのは、単に警察の取締り方針が変化したからである」と言うが、それ以外にも、具体的な論拠や裏付けを欠く指摘が少なくない。単なる憶測にもとづく指摘は論外としても、客観的なデータを見る限り、犯罪状況は悪化していると言わざるを得ない。もっとも、近年の犯罪抑止策が功を奏した結果、現在では、一

般刑法犯の認知件数が急激な増加以前の水準に戻ったので、なお憂慮すべき事態であるかどうかをめぐっては、異論のあるところであろう。

⑶　人口動態の変化と犯罪の現代的諸相

人口動態の変化を無視した認知件数の経年変化だけでは、正確な状況を把握できないとすれば、どのように捉えればよいのか。例えば、日本の統計年鑑を見ると、1990年から微増傾向にあった総人口は、2009年には減少に転じた。その中で特に注目すべきは20歳未満の未成年者の総数であり、1990年を基準とした場合、2000年では79％、2009年では71％にまで減少している。つまり3割近く減ったことになる。

その間の犯罪少年の検挙件数をこの減少分にも配慮した人口比で見ると、2000年には、それまでの2倍弱に上昇している。また、強盗については、実に3倍以上の検挙件数になった。放火についても、人口動態を考慮するならば、顕著な上昇傾向を示している。ただし、強姦は減っている。このような現象を見る限り、日本の犯罪状況は良くなっていないと考えるべきである。こうした事態にどのように対処すべきかが、今後の課題となる。

⑷　身近な犯罪の増加と国民の不安感

「犯罪は増えていない」または「治安は悪化していない」と信じたい人々も存在する。しかし、「認知件数ではなく、検挙件数であるから信頼できない」という主張には納得できない。認知件数についても、1998年以降で上昇しているのが明らかである。さらに、暗数がある点を考慮するならば、見掛け上の増減がないというだけで、「治安の悪化」に言及した学説を批判するのは、そもそも誤っているのではないか。

また、つぎの小宮教授の報告にもあるように、犯罪の態様が若干変容している点、特に犯罪の発生する場所が身近になった事実を、どのように見るのであろうか。かつては普通に生活している限り、犯罪に巻き込まれる恐れは非常に少なかった。ところが、現在では、一般市民が日常的に犯罪の脅威にさらされている。

卑近な例で恐縮であるが、私は名古屋出身であり、就職により京都で生活した後、一時ドイツ連邦共和国で生活したが、いまは出生地の名古屋に住んでいる。以前に住んでいた頃と比べると、身近な治安は明らかに悪化したと感じられる。これは一般市民としての素朴な感想かもしれないが、以前であれば、戸を開け放しておいても空き巣に入られることはなかった。しかし、最近では鍵をかけておいても、空き巣に入られることがある。しかも、年老いた両親だけが家にいる時期をねらって、わざわざ裏の塀をよじ登って入っている。また、家族も含めて、何度も自転車盗に遭っている。以前は、自転車を公道上に並べておいても、盗られることはなかった。さらに、私の息子や娘は、私の母校に通学していたが、しばしば学校から「不審者が徘徊している」という情報があり、親が迎えに行くという経験もした。こ

れらは、以前に自分が生活していた頃にはあり得なかった出来事である。

そうした事象から見て、一般の国民が不安を感じるのは当然であろう。国民が犯罪の日常化や多様化、すなわち、身近に迫った点に不安を感じているわけであり、こうした実情を無視して議論する有り様では、決して、犯罪対策に対する信頼を回復する手だてにならないと思う。確かに、一部の論者が主張するように、マスメディアの報道が凶悪犯罪に対する不安を煽っている側面もあろう。また、警察の取締り方針が変化した時期もあるが、それだけでは認知件数や検挙件数の増加を説明できない。反対説のように、客観的に検証できない主張を繰り返すだけでは、一般国民の納得は得られないと考える。

2. 日本における犯罪抑止政策の特徴と問題点

(1) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」

犯罪の減少に大きく寄与した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」のポイントは、本シンポジウムでも詳しく紹介されるであろうが、地域の連帯の再生、防犯意識の向上、激増した窃盗・強盗など盗難事件や、少年非行、少年犯罪等の低年齢化への対策、犯罪のグローバル化への対処、組織犯罪やサイバー犯罪に向けた防止策など、広範かつ多様なものが含まれている。

これが2004年以降の犯罪認知件数の減少につながったことは間違いないが、その減少に大きく寄与した要因はそれだけではない。間接的には、安心なまちづくりを可能にした日本の交番（KOBAN）制度と地域社会に密着した警察システムが、重視されるべきである。まさしく日常的な防犯活動からコミュニティ・ポリーシングに連結するきめ細やかな対応が、このような社会的基盤の上に行なわれてこそ、犯罪を減少させることになったと考えられる。

もちろん、大量の警察力を直接に投入して犯罪を押さえ込むことで得られる抑止効果も、否定できないであろう。現にニューヨークなどではそのような方策がとられている。しかし、大量の人員を投入して力で押さえ込むことが、果たして効率的な犯罪抑止策であろうか。必ずしもそうは言えない。

(2) 警備産業と居住地域の要塞化

冒頭でも紹介したように、一部の論者やマスコミの中には、「日本の治安は悪くなっていない」とする楽観的な見方がある。しかし、それで国民が納得しているわけではない。むしろ、それに逆行するような形で、民間で防犯カメラが普及し、高級マンションの要塞化が進んでいる。その結果として、次第に監視社会が広がることになった。なるほど、現在の匿名社会においては、住民の持つ不安感に比例して、このような監視社会が広まるのは避けがたいとも言える。防犯カメラやマンションの要塞化は、一部の評論家やマスコミの「安全だ、安全だ」という無責任な主張を見切った末の、国民による自衛手段の一つであると思われる。

ところが、こうした傾向は、一部で過剰な警備をもたらすとともに、行き過ぎにともなう弊害も見られるようになった。しかも、このような方策は、「犯罪のない明るい社会」につながるとは言い難い部分がある。特に大都会では、最新のセキュリティを備えた高級マンションが増加しているが、集合住宅の要塞化が進んだり、繁華街における防犯カメラの設置数が飛躍的に増大したことは、真の意味で、住民の安全・安心に寄与するのであろうか。

⑶　防犯努力における官民協力

率直に言えば、監視システムや防犯設備に過度に依存することは、根本的な解決にはならないと思う。いくら防犯カメラを設置しても、すべての犯罪を防止することはできないし、オートロックの高級マンションが立ち並ぶ住宅地区の周辺では、むしろ、ひったくりや車上ねらいの被害が増えたという報告がある。実際、近隣地区の数倍にのぼる被害が発生したというデータもある。過防備の建物の外に一歩でも出れば、他の地域よりも犯罪が多発するという状況が生じているのである。

また、住民たちがマンションの外の安全に関心を持たなくなることで、結果的には地域社会の防犯活動を阻害することがある。とりわけ高級マンションでは、住民のプライバシー保護を理由として、マンション内で死傷事件が起きたにもかかわらず、管理者が警察官の立ち入りを拒む事態さえ生じている。個人のプライバシーも大切かもしれないが、住民の生命や身体の安全に比べれば、明らかに価値の逆転現象が起きている。民間の警備産業が国民の不安感の受け皿となった点は否定できないが、その役割が過大視されたときに生じる問題もわきまえておかなければならない。民間の警備産業や民間の自助努力は、あくまで警察の防犯活動を補完する役割を担うべきものと考えられる。まさしく建物の外の公共空間を含めて、地域全体の安全が確保されねばならないからである。

⑷　国民の間の「安全格差」と公共の安全

すでに先進諸国の中には、「ゲーテッド・コミュニティ」と呼ばれる一地域の安全だけを守るシステムが根付いたところがある。それによって安全格差が発生したことで、その周辺地域は、むしろスラム化が進んだとも言われている。警備された閉鎖区域内にいる住民から見れば、一応の安全は確保されるかもしれないが、一歩外に出れば、危険な環境が放置されることに変わりない。

また、同じ建物内の居住者による犯罪に対しては、無防備となる状態も見過ごすことができない。実際、我が国でも、マンション内の住人が他の住人を襲った事件が報告されており、その事件で警察の捜査が困難を極めたことは、ニュースなどでご覧になった方もあるだろう。内部で犯罪が起きないという保証はないため、いくら外部からの防備を固めても、十分な安全を確保することはできない。むしろ、もっぱら警備会社だけに安全確保を委ねる姿勢は、

自分たちの手で安全を確保するという意識を低下させ、ある種の利己主義に陥るおそれさえある。

3. 最近の犯罪現象に向けた試みと今後の課題

(1) 身近になった犯罪と新しい犯罪現象

近年、国民が犯罪としてイメージするものが、随分と変わってきた。具体的には、身近にいる「よそ者」の凶悪犯罪が増えたという事実がある。この「よそ者」は悲しむべきことに、家族や見知らぬ隣人の場合もある。あるいは、インターネットを通じて、家庭内にも犯罪者が侵入してくる。ネット社会の出現によって身近な犯罪が増えているのは、皆さんもご存じのとおりである。これらの犯罪現象に対しては、警察力を強化するだけでは到底対応できない。インターネット利用者である国民自身が、安全を確保する努力をしなければならない。

市民の防犯活動やコミュニティ・ポリーシングについても、本シンポジウムで詳しい報告があると思うが、フィッシング詐欺や迷惑メール、あるいは振り込め詐欺なども含めて、近年では、ネット犯罪対策が拡充されてきた。すなわち、官民の防犯努力によって、こうした犯罪動向に応じた対策がとられるようになっている。さらに、匿名化社会にともなう被害対象の拡大をめぐっては、防犯カメラの利用など、現代社会の病理に対応する上でやむを得ない部分もあろう。

(2) 高齢化社会の進行と「犯罪に強い社会」

もう一つの課題として、我が国では、世界に類を見ない少子高齢化が進んでおり、加害者と被害者の双方が高齢者という事件が増えている。再犯を防止する見地からは、老人の累犯受刑者は、若年層よりも改善困難であると言われる。しかし、身体的能力の低下した老人であれば、粗暴犯を中心とした凶悪犯罪は少ないと考えられる。実際、近年多発する年寄りの万引き犯は、社会政策や福祉施設を充実することによって、ある程度予防することができるであろう。

高齢化社会や越境犯罪（犯罪のグローバル化）という問題は、いずれも先進諸国が直面している共通の課題である。これらに対しては、一致協力した対応が進められてきた。他方、開発途上国においては、先進国が直面するさまざまな問題だけでなく、貧富の格差拡大による社会階層の分断にもとづく排外主義や、不寛容な法政策をどのように克服ないし緩和してゆくかが、緊急の課題であると思われる。

また現代社会では、人々の精神的抑制が乏しくなったと言われる。駅のホームや列車の中で駅員に暴行を働く「キレやすい人」が多くなったほか、些細なことで喧嘩が勃発するような不寛容な社会が出現しており、それに対して一般国民が危惧を抱く場合も少なくない。身近なところで暴力的傾向が顕著になったという状況を少しでも改善することが、今後の犯罪

対策でも重視されるべきであろう。

しかし、こうした長期にわたる施策は、その効果が現れるまで相当な時間を要する。およそ社会からすべての犯罪を根絶することは不可能である以上、一般国民から見て受容可能な程度まで犯罪認知件数を押し下げる努力が必要となる。

⑶　犯罪の「転移」現象と官民の協力体制

つぎに、ある地域で犯罪の発生しやすい条件を取り除いたとしても、別の地域に犯罪集団が移動するのでは、根本的な解決にならない。いわゆる犯罪の転移現象（displacement）である。過防備のマンションの外部で犯罪が多発する例も、ある意味では、犯罪の転移現象と言えるだろう。すなわち、マンションの中から外に犯罪が移動しただけであって、根本的な解決になっていない一例であると思う。

なるほど、犯罪に遭遇する機会を減らすことでも、一定の犯罪抑止効果を期待できるであろう。当面の間だけでも、日本国内で犯罪認知件数が減少するならば、それでよいのかもしれないが、犯罪のグローバル化によって、組織的犯罪者が他国に移動するように、他の場所が被害に遭うことになる。かつての日本は、犯罪に対して無防備な社会であったため、日本人が海外を旅行するとき、その無防備さにつけ込まれて、しばしば犯罪のターゲットになった。そこで、日本国内でも、犯罪の発生しやすい場所と発生しにくい場所を研究した犯罪マップが普及している。こうした活動が犯罪抑止に大きく貢献したことは間違いない。同時に、住民の防犯意識を高めた点でも、極めて有効であった。

こうした動きに対して、一部の人々が批判的な目を向けている。例えば、防犯マップや監視カメラはもちろん、オートロックのマンションが増加した点について、さらに、市民ボランティアの活動に対してさえも、「過防備社会である」とか、「過剰警備である」といった表現で揶揄する向きがある。しかし、彼らが提案している代替策は、近代自由主義の時代に戻るかのような、単に懐古的な趣味に由来するものである。こうした姿勢は、果たして、現実の社会に適合しているのであろうか。我が国の犯罪現象の変遷とこれに応じた犯罪抑止策は、今後もさらに進化しなければならないし、そうした経験こそが、治安の悪化に苦しむ人々にとって参考になると思われるのである。

⑷　犯罪抑止策の検証と事前の抑止

しかし、注意すべき点は、犯罪抑止策を単体として、すなわち、その一つだけを取り上げて検証されるべきでないことである。各国の社会情勢や諸施策の組み合わせに依存する部分が大きいからである。また、犯罪のグローバル化にともなって、国際組織犯罪やサイバー犯罪のように、諸外国と連携して対処すべき場面も増えてきた。その意味では、一地域ないし一国だけの犯罪防止策で完結することはないのである。今後は、民間の団体と連携する場面

も含めて、犯罪抑止策がどの程度まで効果を挙げたのかを検証することが課題となる。さらに、その中核を担うべき警察当局と他の諸機関との情報共有や協力関係のあり方も、これからは検討されねばならない。

かつて警察政策研究センターが開催したフォーラムで、アメリカの犯罪学者であるデビット・ジョンソン氏の講演内容に非常に興味深い指摘があった。ニューヨークと東京を対比しつつ、ニューヨークにおける殺人の発生率が1990～2007年にかけて80％も減少することで、劇的に状況が改善したとされるが、同時期の東京は、同じく大都市であるにもかかわらず、その発生率はニューヨークの8％、つまり12分の1であった。強姦についても、東京の犯罪発生率はニューヨークの17％であり、6分の1であった。したがって、近年に日本の治安が悪化した事情を考慮するとしても、欧米諸国の大都市と比較すれば、東京は安全な街である。しかも、現在ではピーク時の3分の2程度まで減少している。

さらに、ジョンソン氏の指摘によれば、日本の犯罪抑止策の特徴は、認知件数の増加にともなって増員された警察官の数が、総人口や犯罪の発生数と比べて決して大きなものではない点である。しかも、他の諸国はともかく、少なくとも日本の警察がむき出しの強制力を発揮する場面は、それほど多くないとされる。これは、たぶんアメリカの警察と比較したのであろう。彼が言いたかったことは、日本では予防的な見地から警察自体が犯罪状況の変化に非常に敏感であること、日本の社会全体も、マスメディアの報道に見られるように、治安に対する意識が非常に高い点が特徴的であるというのである。

4. 結びに代えて

このような傾向をとらえて、反対説の人々は「警戒しすぎだ」と言うであろう。また、「国民は過剰に反応している」と批判する人もみられる。しかし、既にあちこちで「煙が出ている」状態であるにもかかわらず、「まだ大したことはない」と触れ回るのはいかがなものか。実際にも犯罪増加の勢いが増し、もはや手がつけられなくってから慌てて対策を練るのでは、あまりにも遅すぎるのではないか。とりわけ社会政策については、その効果が現れるまでには10年単位の時間が必要となる。その意味では、早め早めに手を打つことが求められるのである。

現在、とりわけ刑法学者や犯罪学者の中には、近代自由主義の時代を懐かしむ傾向がある。しかし、理想は理想として、現実には犯罪が日常化する一方、徐々に変質しているとすれば、これに合わせた法制度が必要となる。現実から目を背けた懐古趣味は、実際の犯罪対策としては不十分である。

もちろん、行き過ぎた監視社会が息苦しさや圧迫感を覚えさせることも、また事実である。結局は、バランスの問題ではなかろうか。例えば、人身の安全が脅かされるような環境下においては、個人のプライバシー保護は後退せざるを得ない。先ほど申し上げたように、居住

者のプライバシーを盾にマンション内で起きた刑事事件の捜査を阻むなど、明らかに逆転した現象が生じている。民間の自主防衛努力に委ねるとか、警備産業に依存すると言っても、それらは程度の問題である。過防備都市においては、行き過ぎた警備活動が地域社会からの孤立を深め、かえって安全を損なう場面もあるため、安全格差を生じさせないような対策が必要であろう。その意味で、我が国のこれまでの取り組みは、バランスのとれたものであったのではないかと考えている。雑駁な報告で申し訳ないが、以上をもって、私の報告とさせていただきたい。

地域を基盤とする犯罪抑止
～犯罪機会論と地域安全マップ

立正大学文学部教授
小宮　信夫

1. 犯罪機会論

(1) 宮崎勤事件

本題に入る前に一つ、事件の話から入っていきたい。会場にいらっしゃっている皆さんなら誰でも知っている、23年前の8月に起きた宮崎勤事件である。彼は4人の子どもの命を奪った。この事件を今もう一度振り返ってみたい。

皆さんに考えていただきたいのは、この事件が今なら防げると言えるかどうかである。23年前の8月、宮崎勤はある団地にやってきた。そこに車を停めて歩き始めた。誘拐する女の子を探し回っていたわけだ。そして、目の前を歩いている女の子を見つけた。「よし、今日はあの子を誘拐しよう」。さあ、皆さんが誘拐犯ならどうやって声をかけるだろうか。どうやって団地に停めてある自分の車まで女の子を連れていくだろうか。

普通は後ろからついていって、「ねえねえねえ」と肩でもトントンとやる感じだろうが、宮崎勤はそんな馬鹿なことはしない。それをしたら女の子に、「このおじちゃんは後ろからついてきた。私は尾行されていたかもしれない。ということは、このおじちゃんは悪い人かもしれないな」と思われるかもしれない。だから、彼はそんなことはしなかった。

では、どうしたか。女の子は歩道橋の階段を登っていった。それを見た宮崎勤は車道を横切って反対側の歩道に早足で歩いていき、女の子が登っていった階段とは別の階段を登っていった。すると、ちょうど橋の上ですれ違う状態ができる。つまり、「尾行していたんじゃないんだよ」という偶然性を装うわけだ。そこで初めて声をかける。宮崎勤はいつも子どもと同じ背の高さ、子ども目線で話しかける。決して上から目線ではない。彼は非常に児童心理に詳しいというか、そういう能力を持っていた人間で、いったいその子が今何を欲しているかを瞬間的にキャッチする天才であった。

8月の暑い日で、たぶん女の子の顔を見ると汗がダラダラ流れていたのだろう。「今日はとっても暑くて嫌だよね。でもね、今からとっても涼しいところに行くんだ。いいだろう」などと言うわけだ。皆さんが誘拐犯なら、どうやって歩道橋の上から団地の駐車場まで連れていくだろうか。ふつうは「今から涼しいところに行くんだ。一緒に行かない？　行こうよ」などと言って、手でもつかんで一緒に歩いていくのをイメージされるかもしれないが、宮崎勤はそんな馬鹿なことはしない。それをしたら、また［悪い人だと］気づかれるかもしれな

い。学校によっては、「悪い人は無理やり手をつかむ。手をつかまれたら、こうやって振りほどく」という練習をしている。

では、彼はどうしたか。「今日は暑くて嫌だよね。でもね、今からとっても涼しいところへ行くんだ。いいだろう。よかったらおいでね。先に行っているからね。じゃあね」と、一人で歩いて階段を降りて行ってしまう。女の子は橋の上で一人残され、「あ、おじちゃん、行っちゃった。待てよ。悪い人って無理やり手をつかんで引っ張っていくんだったよな。でも、あのおじちゃんはそういうことはしていない。ということは、あのおじちゃんはいい人なんだ。じゃ、ついていこう」とついていく。これが宮崎勤事件である。この事件、今なら防げるだろうか。

私は、残念ながら今でも防げないと思う。防犯ブザーでは防げない。護身術でも防げない。防犯パトロールでも防げない。子どもの見守り活動でも防げない。「不審者に気をつけろ」という教育でも防げない。

⑵　不審者とは

宮崎勤は不審者に見えたのだろうか。私は今まで200校くらいの小学校に授業に行っている。子どもに聞くと、みんな今は「不審者」という言葉を知っている。では、どんな人が不審者かと聞くと、子どもの答えはいつも三つだ。「マスクをしている人」「サングラスをしている人」「黒い帽子をかぶっている人」。ところが調べていくと、犯罪者でこの3点セットが揃っている子どもをねらった犯罪者など一人もいない。もちろん宮崎勤もマスクをしていない、サングラスをしていない。それならば、日本国中で行っている子どもの安全対策では、この事件を防げないということである。

いや、宮崎勤事件は特殊で、あのような事件はもうないと思う方もいらっしゃるだろうが、実はこのパターンは今でも一般的である。ほとんどの犯罪は、子どもを騙しているのだ。警察庁が発表している、小学生、中学生全部ひっくるめた子どもの誘拐事件の調査結果で、55％が騙されて連れていかれている。しかも、この警察庁の報告は、警察が知り得た犯罪の分析である。それでも過半数は騙されている。

つい3週間ぐらい前にも、子どもから唾液をもらっていた性犯罪者がいた。子どもとみると近づいて、「私は唾の研究をしている者だけれど、研究の資料が欲しいので、ちょっと君の唾を分けてくれない？」と言って、もらった唾を自分で飲んでいた。捕まえてみたら、17年間で500人以上の子どもから唾を集めていた。そんなことは捕まえるまで警察は全く知らないのだ。

横浜在住の別な性犯罪者は、小さい子を見つけると、「あれ、君、虫歯があるんじゃないの？　これ、今痛くないの？　でも、ほっておくと痛くなるよ。でも、ラッキー、おじちゃんね、虫歯を治すのが得意なんだ。よかったね。治してほしい？　治してほしいか。じゃ、

口を開けてごらん。今から治してあげるよ」と言ってディープキスをしたり、いろいろな性行為をしていた。これも捕まえてみたら、50件以上やっていたそうだ。この事件は警察は全く認知できていなかった。なぜならば、親にも言っていないからだ。その子は、「今日は虫歯を治してもらってよかった。いいおじさんだったな」で終わりだ。子どもをねらった犯罪はこんなものばかりだ。世の中の人は、子どもをねらった犯罪というといきなりバッと襲って、「きゃー助けて。防犯ブザー！」というものだと思っているが、そんな事件はほとんどない。

犯罪者は騙すのが大好きだ。騙しというのはリスクがほとんどない。騙しが成功するまでずっと続けられるからだ。まず子どものところに行って、騙して、失敗した。はい、次の子。この子は騙されなかった。はい、次の子。騙しが成功するまで捕まったりはしない。しかし、いきなり襲って、それが失敗すれば、1回目で捕まるからリスクが大きい。

つまり、子どもの安全を確保したければ、実際に起きている圧倒的多数のケースにどう立ち向かうかを教えなければならない。もっと具体的に言えば、子どもに「もしかしたら私、騙されているかもしれない」と気づかせることが大切である。しかし、それに対する対策はほとんど行われていない。

⑶　景色解読力

では、どうすれば騙されていることに気づくのだろうか。騙されていることに気づくためには、絶対騙さないものを基準にするしかない。絶対騙さないものにすがるしかない。人を見ていたら騙される。なぜならば、その人間は一生懸命騙そう、騙そうとしているのである。だから、絶対騙さないものに目を向ける必要がある。

それは何か。それは景色である。景色は騙さない。人は騙すが、景色は騙さない。人は嘘をつくが、景色は嘘をつかない。景色は子どもたちに一生懸命、「今、ここは危ない場所なんだよ。もっと警戒してよ。騙されているかもしれないよ」とのメッセージを発信している。

けれども、子どもたちはそのメッセージをキャッチできない。そのメッセージをキャッチできる能力を与えることこそが安全教育である。私はこのような能力を「景色解読力」と呼んでいる。この景色解読力を高めるのが、今から紹介する地域安全マップである。

私は2002年に地域安全マップを考え出した。これは犯罪機会論を応用したものである。犯罪機会論は、状況的犯罪防止、環境犯罪学、合理的選択理論、日常活動理論、犯罪地理学、犯罪パターン理論、守りやすい空間、防犯環境設計、割れ窓理論などさまざまな呼び方がある。それぞれの理論は、マクロを重視するか、ミクロを重視するか、あるいは物理的な視点なのか、社会心理学的な視点なのかといった違いはあるが、すべての理論は犯罪発生の確率が高い状況的な条件、あるいは空間的な条件を確定する理論である。これを犯罪機会論と呼んでいる。これを教育に応用したものが地域安全マップである。

2. 地域安全マップ

(1) 領域性・監視性

地域安全マップは、多くの犯罪機会論の共通項である二つの要素（領域性・監視性）に注目している。したがって、地域安全マップが探す危険な場所は、領域性が低い場所と監視性が低い場所である。領域性が高いということは、そもそも犯罪者を子どもに近づけないということである。さらに、仮にこの領域に入ってこられたとしても、監視性が高ければ諦めて去っていく。地域安全マップはこの二つの要素を盛り込んだものである。

ただ、領域性や監視性という言葉自体は子どもには理解が難しいので、わかりやすい言葉で、「誰もが入りやすい場所」と「誰からも見えにくい場所」は危険だと教えている。この二つのキーワード、「入りやすい」「見えにくい」が、子どもたちが危ない場所を探す基準になる。

この地域安全マップは、イギリスで行われている犯罪機会プロファイリングと非常によく似ている。最も大きな違いは、犯罪機会プロファイリングは警察官をプロファイラーとして位置づけているのに対し、地域安全マップの授業では子どもたちをプロファイラーとして位置づけていることだ。

(2) 地域安全マップの効果

それでは、効果の話に移りたいと思う。1番目の効果は、子どもたちでも犯罪機会プロファイリングの技術を習得することである。それにより、犯罪状況に遭遇する危険性、可能性を低下させる。学校では危険予測能力（Risk Prediction Ability）という言い方をしている。文部科学省はこの言葉を使って、子どもへの安全教育をするように、と通達を出している。これが最も大きな効果である。

2番目の効果は、地域安全マップに参加した子どもたちを非行に走らせないことである。地域安全マップづくりは、非行防止の効果も期待できる。グループワークで行うので、友達を作ったり、あるいは友達同士の仲が良くなったりする。学校の中の絆づくりになるわけである。さらに、子どもたちと地域の方との関係、地域社会との絆も深まってくる。

地域安全マップにはインタビュー係というものがある。子どもたちに「地域の方から危険な場所の情報を集めるように」ということも授業の中に入っている。しかし、それは建前である。インタビューの目的は情報収集ではない。本当の目的は、子どもたちに、「地域の人は知らない人が多いかもしれないけれども、不審者じゃないでしょう。本当はみんなを守ってくれるおじさん、おばさんたちばかりでしょう」ということに気づかせることである。同時に地域の人たちに対しては、「子どもたちが一生懸命地域のために活動しているじゃないか。もう少し学校や地域に関心を持ってよ」というきっかけづくりがインタビューなのだ。そのようにして、マップづくりのプロセスにおいて、友達同士の絆、子どもと地域社会との

絆が深まってくる。これは犯罪学では保護因子（Protective Factor）として機能し、結果的に少年非行を防止する。このような形での非行防止にも効果があるということである。

3番目の効果は、地域社会における街頭犯罪の発生率を低下させることである。地域安全マップづくりは犯罪機会論に基づくものなので、授業を行えば、子どもたちを通して親や地域社会、学校関係者に犯罪機会論が広まっていく。そうなれば、単に警戒する、気をつける、だけではなく、地域社会で犯罪機会そのものを減らす取り組みにつながる。機会が減れば、結果的に犯罪も減っていくということである。その意味で地域安全マップはコミュニティ・エンパワーメントの手法としても位置づけられる。

⑶　地域安全マップづくり

今日、最初にお話しした宮崎勤事件は、歩道橋の上というところに問題点がある。その子がもし地域安全マップの授業を受けていたら、歩道橋の上は「入りやすく見えにくい場所」であることに気づいていたかもしれない。歩道橋を登っている人を見て、なぜあの人は登っていくのかと誰も思わない。違和感がない。つまり、入りやすいのだ。しかも、上まで行くとドライバーも見ていないし、歩行者も見ていない、つまり、見えにくいところなのだ。

歩道橋の上は犯罪者が大好きな場所で、たくさん事件が起きている。二人の中学生が歩道橋の両側に階段の下でガードし、もう一人が橋の上でカツアゲしていた事件がある。去年も横浜で主婦の強盗殺人事件があった。あの犯人も道路上では刺さずに、主婦の後をずっと尾行して、歩道橋の上に行ったときに刺して、お金を盗んで、殺して逃げた。ちゃんと場所選びをしているわけである。このように、景色解読力を高めていくのが地域安全マップというものである。

今ご覧いただいたように、まず最初に二つのキーワード、「誰もが入りやすい場所」と「誰からも見えにくい場所」を教える。これが、子どもたちが危ない場所を探す物差しになる。物差しを与えたあとにフィールドワークに出る。その中でインタビューもしていく。そして、学校に戻って地図を書き、最後は発表会で調査結果を報告する。これが一連の流れである。

⑷　実証文献

では、本当に効果があるのかということで、少しエビデンスの話をしたい。

まず、危険予測能力は、犯罪者の目線で景色を解読するということである。これに関しては、孕石泰孝／岩井伸夫両氏の論文［小学校における危険回避力を身につけるための安全教育のあり方」『社会安全』69号：17-28頁］がある。この二人は大阪教育大学附属池田小学校の教師である。大阪教育大学附属池田小学校で安全マップの授業をし、その授業の前と後で子どもの能力を測定している。そこには、「危険予測能力が高まった」と書かれている。

次に、社会的絆については、福山大学の平伸二先生の論文（『福山大学こころの健康相談

室紀要』1号：35-42頁）がある。広島で実践した地域安全マップづくりによって、確かに子どもたちと地域との社会的な絆が高まった。あるいは地域への愛着心は高まったとの報告である。

3番目の効果は、街頭犯罪件数の減少である。これについては日本の総務省が出している冊子［『地域づくりキーワードBOOK　地域コミュニティ再生』：216-217頁］に一つ、大阪府八尾市の事例が載っている。日本では実験的な調査がなかなかできないのだが、八尾市で非常に興味深い結果が出た。ある年、八尾市の中で地域安全マップの授業をやった地区は1カ所だけで、ほかの地区ではしていなかった。1年経って認知件数を調べてみると、八尾市全体では犯罪の認知件数は増加していたにもかかわらず、安全マップづくりをした地区だけは街頭犯罪が減少していた。これは科学的な分析に耐えられる唯一と言ってよい、効果の検証である。

データの数はまだまだ足りておらず、今日お話しさせていただいたのは予備的な分析と考えていただいて結構だ。ただ、ずっと話してきたように、この安全マップには犯罪を減らす潜在力があると考えている。現在むしろ問題なのは、間違った地域安全マップがかなり出回っていることである。いろいろな間違った例はある。例えば、ここに不審者が現れた、変な人がいたという不審者マップ。実際の犯罪が起きたところを書いた犯罪発生マップ。これは警察が各県警でも発表している。

しかし、犯罪発生マップと地域安全マップは全くの別物だ。犯罪発生マップは行政や警察が使うのには非常に有効である。例えば警察力をどこに配備するのかということについては有効だ。しかし、これを住民や子どもが見てもほとんど役に立たない。なぜならば、子どもや住民は地図を見ながら歩いているわけではないからである。地図を暗記して歩いているわけでもない。子どもも住民も景色を見ながら歩いている。そのため、景色で判断させる必要があるのだ。同じマップという言葉を使っているが、全く違う二つの機能を混同してはいけない。

学校でも勘違いしている人が多い。例えばある先生は私のところに来て、「安全マップがいいのはわかるけれども、うちの学区は広いから、とても調査できない」と言うが、これは完全な勘違いだ。学区全部を調べる必要は全くない。景色解読力を高めるのが目的なので、学校周辺を歩くだけで十分である。もっと言えば、神戸の子どもたちが東京でマップづくりをしてもよいし、大阪でマップづくりをしてもよいのだ。

子どもたちに与えたい景色解読力は、やがて中学生、高校生、大人になっても使えるものである。神戸の子どもたちが大阪に引っ越そうが、東京に引っ越そうが、海外に行こうが、景色を見た瞬間に、「ここは犯罪者が好きな景色だから、警戒しよう。騙されないようにしよう」と気づける力こそが最も役に立つ力である。それを高めていくのが地域安全マップである。決して地図を作ることが目的ではない。出来あがった地図は破り捨ててもらってもい

いくらいである。今日会場にいらしている皆さんには、地域安全マップの正しい作り方を実践していただき、どのような効果があるのか。どのようにすれば、より高い効果があるのか。そのようなことを実験していただき、ぜひ私にもフィードバックしていただければと思う。多くの方がこの取り組みに関心を持っていただきたい。

犯罪に強い社会の実現のための行動計画について

内閣官房内閣参事官
富田　邦敬

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」というものがある。これは、犯罪対策閣僚会議（総理主催、全閣僚がメンバー）の決定事項で、2003年、2008年と5年ごとに作成しているものである。これはすべての政府の治安対策を網羅して書き込んでおり、治安対策全体のリストと言えるものだ。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に書かれている我が国の犯罪対策は、犯罪の起こらない社会の構築を最終的な目標としている。それを目標としつつ、国民による防犯活動に対する支援、犯罪の起きにくい社会環境の整備、国内外の関係機関の連携という、ある意味非権力的な手法を共通の手法とし、身近な犯罪等の治安上の七つの重点課題に取り組むものである。縦軸として三つの手法、横軸として七つの課題があり、そこにすべての治安対策が整理されている。その意味で私の発表は資料としてお配りしている別紙1枚に尽きるが、これにつけ加えてお話しさせていただく。

レジュメの最初に、一般的な治安機関、厚生労働省等、民間の防犯ボランティア団体等を載せている。これは治安対策における政府あるいは民間のプレーヤーのリストである。これらの人たちが現在、犯罪対策を担っている。

まず、警察法2条1項による警察、法務省、国土交通省（海上保安庁）といったところが一般的な治安機関で挙げられる。また、一部、労働基準監督署、あるいは保健所その他の行政機関は、例えば食品安全や医薬品、各種産業の各種の営業許可、労働環境といった特定の分野の公共の安全と秩序を維持する活動を行っている。これは講学上の行政警察である。これらに加えて、国民が自らの安全を確保すべく犯罪を防止する活動として民間の防犯ボランティア団体による自主防犯活動も行われている。

先ほど指摘されたことだが、平成14年、刑法犯の認知件数は戦後最悪の約285万件であった。刑法犯の認知件数についての議論がなかったのであらかじめ言っておくが、警察が認知した刑法犯の数である。ただし、道路交通法による刑法犯、いわゆる交通事故は除き、刑法犯に類似する一部の犯罪は含む。これは、経済で言うところの成長率や国民所得と同じく、治安情勢を判断する上での一番大きな指標となる。これを基準にものを考えるわけである。

この刑法犯認知件数は平成14年に285万件と戦後最悪となった。これを受けて、平成15年12月に政府で策定したのが冒頭申し上げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」である。さらに5年後、平成20年12月にこの計画を改訂し、「犯罪に強い社会の実現のための行動

計画2008」を策定した。

1. 犯罪対策閣僚会議

⑴ 戦後の安定した治安情勢

まず、犯罪対策閣僚会議についてご説明する。昭和23～24年には、実は刑法犯は多かった。戦争直後の混乱期だ。しかし、昭和25年に減少し、昭和26～54年まではおおむね140万件と、大きな増減もない時代が続いていた。

これが絶対数として少ないか否かは別だが、少なくとも我が国と類似する社会状況にある他国と比べると、犯罪の発生率（人口10万人あたりの刑法犯の認知件数）は非常に低かった。1980年の犯罪発生率はアメリカで約
5,900、イギリスでは5,100、ドイツで6,200、フランスで4,900である。これに対して、我が国は1,200で、これらの国のおおむね4分の1～5分の1である。さらに、当時の世論調査でも多くの国民が「我が国について誇りに思うこと」として治安の良さを挙げている。国民の心理的にも非常に治安のよい国であった。

⑵ 平成10年以降の治安情勢の悪化

しかるに、昭和55年以降、刑法犯認知件数は増加に転じていた。特に平成10年以降は連続して前年比10万件以上という非常に急激な増加となった。特に平成13年は、平成12年より30万件増えている。結果、平成14年の刑法犯認知件数は、先ほど申し上げた約285万件である。治安情勢の安定期と申し上げた昭和26～54年の約2倍。実は終戦直後の社会的混乱期と比較しても1.8倍となっている。

同じ時期に少年による犯罪も増加した。平成15年の少年による刑法犯の検挙人員は約14万4,000人である。この年に検挙された刑法犯検挙人員は38万人なので、検挙された刑法犯被疑者の3人に1人以上が少年という状態になった。ちなみに、当時の総人口における少年の人口比は17.5%なので、非常に多いということになる。さらに、平成15年の不法残留外国人数は約22万人である。

このような治安情勢の悪化を反映して、世論調査で「治安に不安を感じる」国民の割合は、平成9～14年までの5年間に26%から41%に上昇した。

⑶ 犯罪対策閣僚会議の設置

治安情勢が悪化したことは、社会全般に非常に強い懸念を生じさせた。平成15年6月、治安情勢は緊急事態であるとして、当時の与党である自民党治安対策特別委員会で「治安強化に関する緊急提言」がまとめられ、政府に申し入れがなされた。並行して政府でも、平成15年9月に総合的な犯罪対策の企画立案、総合調整等を行うために犯罪対策閣僚会議（平成15

年9月2日の閣議の了解）を設置した。

政府では、国政全般となれば閣議だが、特定のテーマでは特定の大臣による関係閣僚会議を開催することになっている。ちなみに、犯罪対策閣僚会議同様に全閣僚がメンバーになっている関係閣僚会議は経済対策閣僚会議ぐらいである。このことから、治安対策は経済対策と並んで政府の大き
な重点項目となったと言える。

この会議は平成15年以降、現在に至るまで、おおむね半年ごとに開催されている。ちなみに、民主党への政権交代後も全く関係なくそのまま引き続いて行われている。さらに、特定の治安関係の課題があれば、その会議の下に別途ワーキングチームを作り、全般的な対策と個別の対策を行うことになっている。レジュメには、銃器対策、薬物乱用対策、児童ポルノ排除対策、人身取引対策、犯罪から子どもを守るための対策、暴力団取締り等総合対策、消費生活侵害事犯対策、再犯防止対策及び被災地等における安全・安心の確保対策と九つ並べてある。つい先週は死因究明［に関するワーキンググループ］というものをやった。検視の問題である。ワーキングチームが設置されているテーマは、現在政府で治安上の課題と認識しているテーマだということだ。

2. 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008の決定

(1) 旧計画（犯罪に強い社会の実現のための行動計画：平成15年12月犯罪対策閣僚会議）

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」は、犯罪対策閣僚会議で決定された。最初に旧計画（平成15年12月決定）について、ざっと触れておく。犯罪の増加に歯止めをかけ、同時に国民の治安に対する不安感を解消するために、当時の犯罪情勢から五つの重点課題を取り出した。「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」「国境を越える脅威への対応」、これは犯罪の国際化の問題、「組織犯罪等からの経済、社会の防護」、これは暴力団の問題、および「治安回復のための基盤整備」、これは体制の問題である。この五つに重点的に取り組むというのが最初の行動計画である。

先ほどからご指摘があるように、ストレートにこの施策のみが治安改善の原因だったかどうかは断言できないところはあるにせよ、とりあえずここに挙げてあるとおり、刑法犯認知件数は平成19年で約191万件まで減少した。少年による刑法犯の検挙人員も10万3,000人まで減少した。不法残留外国人数も約17万人まで減少した。

(2) 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008

しかしながら、他方で振り込め詐欺や無差別殺傷事件、子どもが被害者となる犯罪、サイバー犯罪等の新しい犯罪が発生あるいは増加している。先ほどご指摘があったように、国民が「安全になった」と思っているかというと、平成20年の世論調査では、半数が依然として

「治安に不安」となっている。このような犯罪情勢を踏まえて、平成20年に旧計画を改訂し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した。

3. 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008

(1) 概　　要

先ほど申し上げたとおり、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」は別紙にまとめてある。行動計画2008は平成25年までの5年間を計画期間とし、犯罪をさらに減少させ、国民の治安に対する不安感を解消することが目的である。

では、三つの視点と七つの重点項目について少し述べさせていただく。まず、治安回復のための三つの視点は、「ア　国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「イ　犯罪の生じにくい社会環境の整備」「ウ　水際対策を始めとした各種犯罪対策」である。これは旧計画でも挙げられてきたもので、新しい計画でもそのまま引き続いて維持されている。

若干敷衍して述べると、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」は、良好な治安を維持するためには警察だけ、治安機関だけではなく、国民一人一人の自発的取組みが必要であり、行政は国民のそのような取組みを支援していくというものである。「犯罪の生じにくい社会環境の整備」は、先ほどご指摘があったように、地域社会の連帯、家族の絆を再生し、それらの犯罪抑止機能を回復する。また、制度の面でも外国人受け入れのあり方、あるいは道路、公園等の社会的インフラの設計についても犯罪抑止に配慮するというもの。そして、社会のソフト（家族・地域社会・制度）、ハード（社会的インフラ）両面で犯罪の生じにくい社会環境を整備する。「水際対策を始めとした各種犯罪対策」は、一般的な言い方になっているが、あえて言うと、行政機関がそれぞれの任務である公共の安全と秩序の維持を行うのは当然として、特にここで海外の機関を含めた国内外の関係機関が連携し、情報共有することに重点を置いている。では、水際対策がなぜここに出ているか。海上警備、空港警備、港における不法入国対策、テロ対策、あるいは密輸入の防止といった水際対策は、警察や海上保安庁、入国管理局、税関などの関係省庁が連携しなければならない典型的な施策である。そのため、代表させて情報共有、情報連携について述べている。

次に、七つの重点課題について述べる。これも平成20年の犯罪情勢に即して、七つの重点課題を設定している。一つは「身近な犯罪に強い社会の構築」である。平成20年の刑法犯認知件数は180万件であった。このうち76%の137万件は窃盗、泥棒で、自転車盗が39万件、万引きが15万件、車上ねらいが15万件であった。先ほど、身近なところで犯罪が起こるようになったとのご報告があったように、身近な犯罪は依然として多い。

次に「犯罪者を生まない社会の構築」である。少年による刑法犯の検挙件数は減少したが、なお刑法犯全検挙人員の27%が少年である。また、刑法犯の検挙人員の3割が実は再犯者だ。ところが、刑法犯の6割は再犯者が犯している。つまり、過去犯罪歴を有する人が犯罪に再

び走らないようにすること。これが非常に大きなテーマだ。

その他、「国際化への対応」「犯罪組織等反社会的勢力への対策」「安全なサイバー空間の構築」「テロの脅威等への対処」「治安再生のための基盤整備」が挙げられている。計画の中には、それぞれの重点課題の下に172の実施すべき小項目が挙げられている。

ここで基本的目標として、「犯罪に強い社会の構築」と挙げている。特に重点項目の中で見ていただきたいのは、旧計画では「身近な犯罪の抑止」「少年犯罪の抑止」と書いていたが、行動計画2008では、「身近な犯罪に強い社会の構築」という表現に変わっている。この背景には、抑止では足りないということがある。抑止という言葉の定義の問題かもしれないが、犯罪の起こらない社会を構築することに重点を置くべきだとの認識がある。例えば旧計画では重点犯罪に「少年犯罪の抑止」と書いていたが、現在の計画では「社会参加の促進」として挙げられている。社会の中で孤立化した少年が犯罪を犯しているのだから、事件の捜査はきちんとやらなければいけないが、それ以上に社会参加や市民としての意識涵養が重要である。社会への参加を確保することでそもそも犯罪を起こさせない。今度の行動計画2008では、犯罪が起こらない社会の構築のほうがより重要だということに重点が移ってきた。

三つの視点と七つの重点課題の関係は、先ほど申し上げたとおりである。七つの重点課題は言うまでもなく、重点的に取り組むべき課題である。三つの視点は、それらに取り組む行政手法の整理である。つまり、行政として行動計画2008に設定された七つの重点課題に取り組むには、自らの安全を確保するための活動への支援をする。具体的には行政からの必要な施設や情報や知見の提供、予算の措置が必要である。あるいは社会的な環境の整備であれば、必要な制度の創設や改正、予算の措置。あるいは水際対策を始めとした各種犯罪対策であれば、国内外の情報機関の連携の強化が必要である。そのようなことを共通する主たる手法とする。

もう一度別紙を見ていただくと、ちょうど横［治安回復のための三つの視点］と縦［七つの重点課題］の交差するところに、さまざまなことが書いてある。具体的レベルに落ちたそれぞれの行政の、大きな目で見れば、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」だが、「身近な犯罪に強い社会の構築」という重点に対処するときは、「防犯ボランティア団体に対する支援等の充実」という形で表れてくる。あるいは、「犯罪組織等反社会勢力への対策」という重点項目に対処するときに「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」という行政手法は、「暴力団及び周辺者の経済活動からの排除」という姿で表れてくる。要は、そのようなことが言いたいわけである。

⑵　特　　徴

では、行動計画2008の特徴について述べる。一つ目として、多様性・包括性が挙げられる。今申し上げたとおり、同じ行政手法でも、重点課題次第で実施項目レベルの具体的内容は変

化する。「ハード・ソフト両面で犯罪の生じにくい社会環境の整備」という手法であっても、それで対処する重点課題が、例えば「身近な犯罪に強い社会の構築」であれば、小学校の余裕教室を利用した子どもの安全・安心な活動拠点設置となる。重点課題が「犯罪者を生まない社会の構築」であれば、安定的な収入を確保できない者に対する就労、雇用促進になる。重点課題が「テロの脅威等への対処」であれば、同じ社会環境の整備であっても、重要施設や要人の警戒警備の強化という形で表れる。そもそも犯罪を起こさせないための対策ととらえると、犯罪の具体的な対策は非常に多様な姿、非常に包括的な姿で表れてくることを示している。また、同時にこのような複雑な現代社会で、広範な治安対策を推進するためには警察だけではとても足りない。それぞれの政策分野における専門的な知見を有する関係機関が連携する必要がある。

二番目の特徴は、主として非権力的手法を使っているということである。実は先ほど申し上げたとおり、犯罪対策の手法として行動計画2008では、国民が自らの安全を確保するための活動の支援、社会環境の整備、水際対策等が挙げられている。この中に警察官の権限の強化がないわけではない。いわゆる触法少年（14歳未満の少年）に対する調査権限や、テロ対策で必要な制度のように非常に特定の分野における検討は挙げられている。また、警察官や検察官の増員という話は挙げられているが、一般的に警察官の権限を強化せよ、という話はここには出てこない。

なぜか。これも先ほどご指摘あったが、個々の警察官の現場における権限行使を突き詰めて考えると、結局のところ、既に犯罪実行を決意している人間が活動中の警察官と遭遇、または遭遇する蓋然性が高いと認識した場合に、はじめて犯罪実行を躊躇するというピンポイント的な効果にとどまる。直接的な効果は非常に大きいが、ある意味対症療法である。

やはり効果があるのは、より根本的に犯罪に強い社会を作ることだろう。
そのために最も効果的なのは、先に挙げた自主的な防犯活動を支援すること、そもそも犯罪の起きにくい社会環境を整備すること、既存の治安機関が相互に連携すること。この三つのほうがより根本的で、効果が上がることであろうという判断に立っている。

実際、平成15年以降、平成22年までさらに刑法犯は減ってきている。平成22年は約158万件まで減少した。少年の検挙人員も8万6,000人まで減ってきている。このような効果が上がっているということである。先ほど申し上げたとおり、治安対策は社会科学的に実験して、これが効果があったからやる、これは効果がないからやらない、ということができないので、この施策がすべての効果の原因であるとは言い切れないところがあるが、この施策が一定の効果を有していることは間違いないと判断しているので、引き続きこの施策を進めていくことになろうと思っている。

【別　紙】

治安回復のための3つの視点 ／ 7つの重点課題	国民が自らの安全を確保するための活動の支援	犯罪の生じにくい社会環境の整備	水際対策を始めとした各種犯罪対策
第1　身近な犯罪に強い社会の構築	防犯ボランティア団体に対する支援等の充実	官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進	振り込め詐欺対策の強化
	地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実	安全・安心な子どもの居場所づくり	消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化
	的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	少年を取り巻く有害環境の浄化	子どもと女性の安全を守るための施策の推進
	企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	各種防犯システム等の普及促進	自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進
第2　犯罪者を生まない社会の構築		少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進	少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進
		刑務所出所者等の再犯防止	効果的な出所者情報の共有
第3　国際化への対応		新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築	水際対策
		多文化共生を可能とする社会基盤の整備	国際組織犯罪対策
第4　犯罪組織等反社会的勢力への対策	暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	暴力団対策等
	関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進		マネー・ローンダリング対策
		薬物乱用防止に向けた取組の推進	銃器対策の推進
			薬物対策の推進
			組織的に敢行される各種事犯への対策
第5　安全なサイバー空間の構築	違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進	インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙
		携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	
		情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	
第6　テロの脅威等への対処		国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化
		外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	水際対策の強化
		重要インフラ事業者等との更なる連携の強化	テロの手段を封じ込める対策の強化
			情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底
			重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化
			サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策
			大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化
			北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応
第7　治安再生のための基盤整備	国民からの情報提供の促進	各種調査研究等の実施	人的・物的基盤の強化
		犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充
			裁判への的確な対応

過去20年に見る犯罪の増減と警察の対応について

前警察庁犯罪抑止対策室長
大阪府警察本部生活安全部長
加藤　伸宏

1. はじめに

1990年代以降、犯罪（交通業過を除く刑法犯をいう。以下同じ。）の認知件数が軒並み増加し始めた。1990年には年間160万件台であったが、1996年には180万件台に達し、以降7年連続増加して、2002年には280万件台に至った。こうした危機的状況を前に国を挙げて犯罪抑止に努めた結果、2003年以降8年連続して件数は減少し、2010年には遂に160万件を下回った。

何が災いして件数が増加し、何が奏功して件数が減少したのか。原因を明らかにしてこそ、今後犯罪増加を効果的に未然防止することが期待できるようになる。しかしながら、犯罪の増加・減少要因を特定することは困難を極める。今回は、どのような犯罪が増加し、どのような犯罪が減少したのか、その間にどのような付随的事情が窺えるか、警察はどのような取組みを行ったのかを紹介し、併せて、犯罪抑止に向けた今後の展望ないし課題を提示したい。

予め二点断っておく。

第一に、各犯罪には質的差異がある。犯罪認知件数一件として計上されるものの中には、人一人殺すことも、鉛筆一本を万引きすることも含まれる。こうした各犯罪の質的差異を捨象して数量の増減のみに着目することは、犯罪の脅威やその対策を論じるに当たって一面的な捉え方でしかない。それを承知の上、今回は、犯罪認知件数に現れる犯罪の「数量」の増減に焦点を絞りたい。

第二に、警察が犯罪の発生を知って計上する犯罪認知件数は、純然たる犯罪発生件数とは通常一致しない。例えば、「鉛筆一本の万引き被害を届けてもしようがない」あるいは「性犯罪に遭ったことを人に知られたくない」と被害者が警察への届出を躊躇したり、警察が他殺を自殺と誤認したりしたため、犯罪が認知件数に計上されない場合が考えられる。極論すれば、たとえ現実に犯罪が発生していても、警察が意図的に目をつぶって認知件数に計上しないことも想定できる。警察としては、こうした統計操作があってはならないことはもとより、認知件数に現れない暗数をできる限り減らそうと努めているが、発生件数をどれだけ認知件数として捕捉できているかを客観的に示すデータはない。以下、暗数はひとまず捨象して話を進めたい。

2. 過去20年に見る特徴的な犯罪

前述の2002年頃をピークとする犯罪認知件数の増減は、すべての犯罪に一様に当てはまる傾向ではない。例えば、殺人や放火には目立ったピークは見られない。また、強盗や強姦は確かに数年の内に件数が倍加したり半減したりしたが、ピークにおいてもせいぜい数千件のレベルなので、280万件超をピークに100万件以上が増減した全体数の変動に対する寄与度は微々たるものでしかない（注：ただし、その影響力の大きさについては後で触れる。）。それでは、この変動を表す特徴的な犯罪は何か。それは窃盗である。窃盗は元来刑法犯認知件数全体の8割程度を占めているが、1990年には140万件台であったものが、2002年には230万件台に達し、その後減少して2010年には120万件台まで下がった。窃盗はこのように件数が多いので、統計分析に当たっては手口ごとに分類することが通例である。以下その分類に従う。

2002年前後数年の認知件数の変動を表す特徴的な犯罪（手口を含む。以下同じ。）、即ち少なくとも1万件以上変動した犯罪は、大きく3類型に分類できる。第一に、増減した犯罪。その代表は、①車上ねらい②自動販売機ねらい③自転車盗④空き巣⑤部品ねらいである。第二に、増加した犯罪。その代表は、①器物損壊等②万引きである。第三に、減少した犯罪。その代表は、オートバイ盗である。順次見ていく。

(1) 車上ねらい

車上ねらいとは、窃盗のうち、自動車等の積み荷や車内の金品を窃取するものをいう。被疑者中に占める少年（14～19歳の者をいう。以下同じ。）の割合は概ね2割強であり、20代の者も同程度である。被疑者1人当たりの検挙件数は10件以上に上る。従って、典型的なイメージは、素行不良の若者が金品欲しさに連続的に犯行を重ねるケースである。

その認知件数の推移を見ると、1997～2002年に約22万件増加し、その後2010年までに約32万件減少した。特に増加が顕著であったのは2000年と2001年で、それぞれ約7万件ずつ増加した。一方、検挙件数を見ると、この2年は共に減少している。とりわけ2000年の検挙件数は前年比4割近く減少し、検挙率はほぼ半減（25.0%→12.6%）した。

なぜ認知件数が増加したのに検挙件数は逆に減少したのか。ここで注目したいのが、重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ。以下同じ。）と重要窃盗犯（侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり。以下同じ。）の検挙率である。1999年及び2000年に重要犯罪の検挙率は23.7ポイント（84.1%→60.4%）低下し、重要窃盗犯の検挙率は31.4ポイント（64.6%→33.2%）低下した。重要犯罪及び重要窃盗犯とは、その名の通り、警察が「重要」と見て重点的に取り組もうとする犯罪である。要するに、警察全体として重要犯罪及び重要窃盗犯の解決が優先課題となり、車上ねらいに注力できなかったのではないかと考えられる。換言すれば、取締り、検挙という歯止めが緩んだため車上ねらいが急増したのではないかと考えられる。

その対策については後述するとして、検挙率について少し説明したい。検挙率とは、検挙件数を認知件数で除した数値であり、認知された犯罪がどれくらいの割合で検挙に至ったかを示すものである。刑法犯全体の検挙率は、1980年代までは約6割であったが、1990年代に入って約4割に低下した後、1999年に急落し、2001年には最低の19.8％まで落ち込んだ。その後やや持ち直して近年は約3割である。個別の犯罪によって数値に差があり、一般に重大な犯罪は検挙率が高く、軽微な犯罪は低い。例えば、殺人の検挙率は9割超である一方、自転車盗の検挙率は近年1割弱である。

⑵　自動販売機ねらい

自動販売機ねらいとは、窃盗のうち、自動販売機又はその中の金品を窃取するものをいう。

その認知件数の推移を見ると、1996～1999年に約11万件増加し、その後2010年までに約20万件減少した。増加期の1996～1999年には特徴的な事案が現れた。それは、変造した韓国の500ウォン硬貨を自動販売機に投入し、返却レバーで真正500円硬貨を窃取するというものである。当時の500ウォンは50円程度の価値しかなかった。返却レバーを動かすだけで価値が10倍に増えたわけである。

その対策として、一つには、返却の仕組みを変え、投入した硬貨がそのまま返却されるようにした。また、2000年には500円硬貨が改鋳され、従前の白銅貨からニッケル黄銅貨に代わった。さらに、自動販売機の貨幣・紙幣識別能力が強化されたほか、警報機付き自動販売機や簡単にはこじ開けられないように堅牢化された自動販売機が普及していった。釣り銭回収の頻度も高められた。こうした対策もあり、2000年以降認知件数は急減している。

⑶　自転車盗

自転車盗とは、窃盗のうち、自転車を窃取するものをいう。刑法犯全体の2割以上を占め、最も認知件数の多い犯罪である。被疑者の約6割は少年である。「ちょっと借りるだけ。」という安易な意識で犯されやすい犯罪である。

その認知件数の推移を見ると、1999～2001年に約11万件増加し、その後2010年までに約15万件減少した。他方、検挙件数は、2000年に前年の約3分の2に減少している。2000年に認知件数が増加する一方検挙件数が減少したという点は車上ねらいと同様である。従って、これも重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率の変動の余波ではないかと考えられる。即ち、重要犯罪等の解決が優先課題となり、自転車盗どころではなかったのではないかということである。その対策については後述する。

⑷　空き巣

空き巣とは、窃盗のうち、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをい

う。

その認知件数の推移を見ると、1999～2003年に約5万件増加し、その後2010年までに約9万件減少した。ここで注意を促したいのは、なぜ空き巣かという点である。というのは、住宅対象の侵入窃盗には、空き巣のほか、忍込み（窃盗のうち、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。）と居空き（窃盗のうち、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしている隙に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。）があるが、これらの認知件数の推移と比べて1999～2003年における空き巣の増加は際立っている。それが意味するのは、家人等が不在の住宅（＝鍵の掛かっている住宅）が集中的にねらわれたということであり、つまり犯人は短時間で鍵を開ける能力を持っていたということである。それを可能にしたのは、ピッキングである。2000～2002年にピッキング用具を使用した侵入窃盗が流行した。年間2～3万件が認知され、検挙人員の約7割は中国人が占めた。

その対策として、2003年には新たな法規制がなされた。即ち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が制定され、これによりピッキング用具の所持が禁止され、建物錠の防犯性能の表示が制度化された。その後、防犯性能が優れた建物部品にはCPマークが付与されるようになった。こうした対策もあり、2004年以降認知件数は急減している。

⑸　部品ねらい

部品ねらいとは、窃盗のうち、自動車等に取り付けてある部品、付属品を窃取するものをいう。ターゲットにされる部品、付属品とは、従来主にタイヤやナンバープレートであったが、近時はカーナビゲーションの増加が顕著である。被疑者中に占める少年の割合は6割程度であり、共犯事件の割合は5割弱と高い。典型的なイメージは、不良少年グループが当該部品、付属品を利用（注：悪事への利用を含む。）したり、換金したりするために共同して犯行に及ぶケースである。

その認知件数の推移を見ると、1999～2002年に約6万件増加し、その後2010年までに約6万件減少した。他方、検挙件数を見ると、2000年に前年の約3分の2に減少している。2000年に認知件数が増加する一方検挙件数が減少したという点は車上ねらいや自転車盗と同様である。従って、これも重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率の変動の余波ではないかと考えられる。その対策については後述する。

⑹　器物損壊等

器物損壊等とは、公用文書、私用文書、建造物等を除き、他人の物を損壊し、又は傷害するものをいう。

その認知件数の推移を見ると、1999～2003年に約18万件増加し、その後2010年までに約7万件減少した。従って、近年減少過程にはあるが、旧に復するには至っていない。

一見窃盗と無関係に見えるが、窃盗未遂的な器物損壊が少なくない。例えば、自動車内の金品を窃取しようと自動車の窓を破壊したものの金品が置かれておらず窃取に至らなかった場合、自動販売機をこじ開けようとして鍵を壊したもののブザーが発報したため慌てて逃走し、金銭の窃取に至らなかった場合、侵入窃盗をしようと家の窓を破壊したものの家人が気付いたため金品の窃取に至らなかった場合等である。つまり、窃盗の増加が器物損壊等の増加を誘発したものと考えられる。見方を変えれば、器物損壊等の増加は、単純な治安の悪化というばかりでなく、窃盗自体は防止したという意味で一定の防犯効果の現れと見ることもできる。

⑺　万引き

万引きとは、窃盗のうち、店員等の隙を見て商品を窃取するものをいう。

その認知件数の推移を見ると、2000～2004年に約5万件増加し、その後2010年までに約1万件減少した。

一方、検挙状況であるが、注目したいのは年齢層別検挙人員の推移である。少年の検挙人員は、1998年の5万人超をピークにその後2010年までに約4割減少した。これに対し、高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）の検挙人員は、1999年に1万人を突破した後も上昇を続け、2010年には3万人近くまで増え、少年と同水準に達している。つまり、高齢者犯罪という新たな側面が万引きの認知件数の減少を妨げたと考えられる。

ちなみに、万引きは高齢者の犯罪全体の過半を占めている。近年高齢者人口が増加しているので、高齢者犯罪も人口に比例して増加していると推測しやすいが、高齢者の単位人口当たりの全刑法犯の犯罪者数は過去10年でほぼ倍増しており、高齢者数が増える以上に高齢犯罪者数が増えてきたといえる。

⑻　オートバイ盗

オートバイ盗とは、窃盗のうち、オートバイ、スクーター等を窃取するものをいう。

その認知件数の推移を見ると、2000年以前年間25万件程度で安定していたが、その後2010年までに約18万件減少した。

オートバイ盗の検挙人員に占める少年の割合は恒常的に9割超であり、典型的な少年犯罪といえるが、少年の人口は、第二次ベビーブームを中核とした平成元年以降ほぼ一貫して減少しており、過去20年でほぼ4割減少した。また、補助錠、キー穴シャッター等により、オートバイの防盗性も向上した。これらが相俟ってオートバイ盗の認知件数は減少していると考えられるが、より根源的な要因として、若者のオートバイ離れ、即ち、オートバイの若者に対する魅力が以前に比べて低下したという事情もあるのではないかと考えられる。近年では、排ガス規制への適合上オートバイの価格が高額化したこともあり、オートバイの新車購

入者の約7割は40代以上である。

3.　犯罪状況から得られる示唆と警察の対応

(1)　犯罪状況から得られる示唆

以上の犯罪状況から得られる示唆として3点指摘したい。

第一は、画期的な犯罪手法が現れると犯罪が急増するおそれがあり、その抑制には当該手法に応じた新たな対策の考案が必要になるということである。その例が、自動販売機ねらいにおける変造500ウォン硬貨や空き巣におけるピッキングである。また、電話一本で大金をせしめる振り込め詐欺も同様である。

第二は、警察の抑制力には限りがあり、犯罪総量がそれを上回ったとき、警察が抑制を緩めた犯罪への歯止めが外れるおそれがあるということである。ここでいう「犯罪総量」とは、単なる件数ではなく、「質を考慮した数」である。件数としては1万件に満たない強盗や強姦などの重要犯罪は、1件当たりの取締り、検挙に相対的に大きな警察力を要するため、犯罪総量増加への寄与度は大きい。犯罪総量が増加すると、警察としては重要犯罪等相対的に重要と見る犯罪の取締り、検挙に警察力を重点的に投入するので、相対的に軽微と見る犯罪、具体的には、車上ねらい、自転車盗、部品ねらい等の取締り、検挙が手薄になり、これらの犯罪を急増させてしまったと考えられる。その抑制策としては、軽微犯罪対策を主とした犯罪総量抑制策が必要になる。

第三は、社会の年齢構成及び富の分配状況の変化が中長期的に犯罪のトレンドに影響を与えるということである。その例が、高齢者が増加させた万引きや、少年が減少させたオートバイ盗である。また、振り込め詐欺が近年増加した背景には「富める高齢者」と「貧する若者」の増加という事情を指摘できる。

以上3点の示唆のうち、特に2点目の犯罪総量抑制策について言及したい。前述の通り、犯罪総量抑制策を考えるに当たって特に注意を要するのは警察の対応が手薄になった「警察が相対的に軽微と見た犯罪」であるが、これは「未熟な犯罪者にも手軽にできる犯罪」である。それはつまり「蔓延しやすい犯罪」にほかならず、従って「国民にとって身近な犯罪」である。こうした犯罪を放置した場合、警察への信頼が低下し、社会のモラルが低下して、「犯罪をしても捕まらない」という認識が一般化しかねない点が大きな問題である。

(2)　警察の対応

2002年までの犯罪の増加を受けて講じられた犯罪総量抑制策は、大きく国レベルのものと警察マターのものに分類できる。前者は、2003年の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」にまとめられている。他方、後者として、警察庁では、2002年に「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」を全国都道府県警察に示

達した。

この通達について注目したいのは、二つのパラダイムシフトがあったということである。即ち、一つは、‘重大犯罪’から‘身近な犯罪’へのシフトである（注：重大犯罪を軽視するわけではない。）。従前は法益侵害の程度が大きい犯罪に重点が置かれていたが、新たに、「国民が身近に不安を感じる犯罪」、換言すれば「発生しやすい犯罪」をも重点対象に位置づけることにした。

もう一つは、‘事件の解決’から‘犯罪の抑制’へのシフトである。従前は犯罪の発生は半ば所与として事件の解決に重点が置かれていたが、新たに、「犯罪の抑制」、つまり「犯罪を発生させないこと」を目標化することにした。

こうした二つのパラダイムシフトがあったればこそ、2003年以降の犯罪減少過程において警察は主要な役割を果たしたと考えられる。

車上ねらい、自転車盗及び部品ねらいを念頭に置いた場合、身近な犯罪の抑制に向けて警察が講じた具体的取組みは大きく四つの側面にわたっている。

第一は、警察活動の強化。具体的には、重点的パトロール、即ち、犯人検挙に向けて犯罪多発地区や犯罪多発時間帯に重点化したパトロール、職務質問、非行集団の解体補導、現場鑑識活動等である。

第二は、防犯意識の強化。具体的には、「路上駐車しない」、「自動車・自転車に鍵を掛ける」、「自動車内に物を残さない」等を利用者に広報・啓発したことである。

第三は、防盗性能の強化。具体的には、関係業界に働きかけて、イモビライザーの標準装備化、自動車盗難防止用警報機の普及、ナンバープレートやカーナビゲーションの盗難防止用ねじの普及、自転車シリンダー錠のJIS規制化を進めたこと等である。

第四は、監視性の強化。具体的には、車上ねらい、自転車盗及び部品ねらいが発生しやすい駐車場・駐輪場への監視員の配置、防犯カメラの設置、照明設備によるライトアップ等である。

警察活動の強化の重要性は言うまでもないが、むしろ注目すべきはそれ以外の3点であり、一言で言えば警察以外の人、物、場所に働きかけて犯罪に強い社会環境を整えようと努めたことである。これは状況的犯罪予防という考え方で、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」にも反映しており、2003年以降の犯罪総量抑制を導いた最大の要因といっても過言でない。

4. 今後の展望・課題～犯罪の起きにくい社会づくり～

(1) 近年の社会

過去20年の犯罪状況を振り返ったとき、近年の社会を「犯罪を生み出す社会」と捉えてその特徴を4点指摘することができる。

第一は、インターネットの普及により、犯罪情報が流布したことである。例として、2007年のいわゆる「闇サイト殺人」事件や大麻の栽培法の紹介が挙げられる。

第二は、社会の利便化の副作用として、犯行ツールが提供されたことである。その際のポイントは「匿名化」である。例えば、IP電話を用いて発信元を特定されずに行われる振り込め詐欺が挙げられる。また、匿名化ではないが、カメラ付き携帯電話が普及した結果、これを用いた盗撮が多発している。

第三は、価値観の多様化・空洞化が進んだ結果、‘罪を憎む社会常識’が弱体化したことである。例えば、「騙される方、盗まれる方が劣っている。」、「ばれなければ構わない。」、「社会の歪みが犯罪者を作り出す（→従って、犯人自身は悪くない。）。」等の価値観が犯罪を助長している嫌いがある。

第四は、人々の結びつきが希薄化した結果、犯行を思い止まらせる防犯網に綻びが生じてきたことである。「防犯網」とは、家族、親族、近隣関係、職場関係等、人を役割づける様々な人間関係である。「綻び」の例として、インターネットの「掲示板」での疎外が犯行動機という、2008年のいわゆる「秋葉原事件」、高齢者に見られる「孤独ゆえの万引き」、育児ノイローゼを原因とする児童虐待等が挙げられる。

⑵　今後あるべき社会

こうした社会に対し、警察では今後あるべき社会として「犯罪の起きにくい社会」づくりに取り組んでいる。「犯罪を生み出す社会」と対比する形でその特徴を4点指摘する。

第一は、犯罪情報の遮断と防犯情報の普及である。例えば、犯罪情報の遮断としては、児童ポルノ画像の削除やインターネットのフィルタリングが挙げられる。防犯情報の普及としては、警察と関係機関とが防犯のための情報交換を行う仕組みとしての防犯ネットワークを構築することや、警察が地域住民に防犯メールを発信することが挙げられる。

第二は、防犯ツールの開発である。その際のポイントは「特定化」である。例えば、防犯カメラを設置して、「犯罪をすればばれる」状態を構築することである。また、カメラ付き携帯電話は、一般人が不審者や不審車両のナンバーを撮影するなど、防犯ツールとしても貢献している。

第三は、社会の規範意識の醸成である。ルールを守ることの価値を説くことも勿論重要であるが、それ以上に重要なことは、ルールを破ることの反価値、つまり、犯罪のタブー（禁忌）化を広めることである。近年こうしたタブー化が進んだ例として、飲酒運転やストーカー行為が挙げられる。また、規範意識を高めることは責任を明確化することに通じる。社会背景をスケープゴートにせず、犯罪者の自己責任を厳格に追及する社会風潮を喚起することが望まれる。

第四は、社会の絆の緊密化である。核家族化、夫婦共働き、過密・過疎化が進んだ今日、

旧来のような地縁的結合はめっきり衰退したが、有志による防犯ボランティア活動が地縁的結合を補って地域防犯に資することが期待される。

⑶　おわりに

近年の「犯罪を生み出す社会」は、見方を変えれば種々のしがらみから解放された「自由な社会」である。「自由な社会」は私たちが求めてきた社会であるが、自由は犯罪（者）をも解放し、犯罪（者）の跋扈を来す。これに対し、今後あるべき「犯罪の起きにくい社会」は、犯罪を防ぐための秩序を根付かせようとする試みであり、その限りで一定の価値観を固定化し、自由を制約する。その意味で、犯罪抑制への取組みは、社会において自由と秩序の妥協点を不断に追求する営みといえる。

【パネルディスカッション】

安田　休憩時間のあいだに 4 名の方から質問票でご質問をいただいた。順不同であるが、回答はいただいたご質問に、それぞれ発表者の順にお答えする形で議論を進めさせていただきたい。

まず、大阪府警の江口様から佐久間先生にご質問をいただいた。

> ご発表を大変興味深く伺ったが、①身近な犯罪はなぜ増加したのか。　②国民の不安感は近年特に高まっているとお考えか。それへの対策、処方箋はどのようなものが考えられるのか、先生のお考えをお聞かせいただければ幸いである。

それでは、佐久間先生よりコメントをお願いしたい。

佐久間　お尋ねの件では、まず、「なぜ身近な犯罪が増加したのか」についてであるが、先ほど加藤室長が報告されたように、未熟な者でも容易に実行できる犯罪の増えたことが、大きな要因ではないかと思う。具体的には万引きや車上ねらいであり、自動車盗や自転車盗のように、スーパーマーケットの陳列棚や公道上に金目の物が転がっており、すぐに手が届くところに、いつでも盗める状態で置かれている。こういう状態では、規範意識が弱まったとき、つい手が出ることになる。しかも、その多くが警察に通報されずに終わってしまうなど、例えば、これが少年たちの間で広まったりすると、犯行を抑制すべき要因がなく、簡単に手を出す機会が増えたのではないか。また、現行刑法典の窃盗罪では、万引きに対する規範意識の低下もあって、あまり重く処罰できない実情があるせいか、新たに罰金刑まで付加されている。

そこで、どうすべきかといえば、そもそも、金目の物を路上に置くな、スーパーマーケットのような販売方法を止めろと言われても難しいため、別の方策により抑制するしかない。もう一つは、冒頭でお話ししたことであるが、インターネット詐欺のように、家庭の中にまで怪しげな取引が入り込んできて、子どもがネット上で簡単に犯罪被害に遭う環境があることも非常に大きな要因であろう。振り込め詐欺もまた、その一例であるかと思う。

第２の質問であるが、「国民の不安感が高まっているか」どうかについては、実際のところ、かなり高まっていると思う。私個人の経験からしても身近で犯罪が起きており、一般国民もいつ自分が犯罪被害に遭うかが分からないと思っている。被害者の視点からの不安は、非常に大きいであろうし、身近な犯罪ほど不安感を引き起こす点は否定できない。

さて、これに対する処方箋としては、やはり警察や民間のボランティア団体による防犯対策を周知徹底するほか、それらの活動に自らが参加することで安心感を取り戻すほかはない。また、そうした活動の実態を知らせることで、潜在的犯罪者に抑止効果をもたらす面もある。その意味では、総合的に考えてゆくべきであろうと思っている。

安田　ありがとうございました。次は、日本犯罪社会学会の星野［周弘］様からいただいた、佐久間先生、富田先生、おそらく加藤先生へのご質問を読み上げます。

> 治安水準に認知件数が用いられているが、被害者のない犯罪、認知即検挙となりやすい犯罪、万引き、自転車盗（占有離脱物横領も含む）といった犯罪については、警察官数が増えたり、その活動水準が上昇すると、その認知件数は増加する。これは従来、暗数となっていた部分が顕在化したと見ることができる。この種の認知件数の増加は、かえって治安水準が良くなったことを示すとも言える。このことについて、どのようにお考えか。つまり治安水準の測定の仕方にもう少し工夫が必要だと思われるが、どうすればよいと考えられるだろうか。

佐久間先生からお答えをいただきたい。

佐久間　認知件数をどう見るべきかという星野先生のご指摘については、私自身が統計学の専門家でないため、雑駁なお答えになるのをお許し頂きたい。

ご指摘になったように、認知即検挙となりやすい犯罪（万引き・自転車盗等）の事件があれば、通常は被害届が出ると考えられる。しかし、警察官が直接認知した場合はともかく、国民から被害届が出なければ、そのまま埋もれてしまうものがある。

実際、私自身も犯罪被害に遭っているが、常に警察に被害届を出すかと言えば、「どうせ盗まれた物は戻ってこないし、警察もあまり動いてくれないだろう」と思って出さないことがある。この場合には、統計上は隠れてしまい、まさに暗数になってしまうものも多い。そういう意味では、警察官が増えたことによって、単純に隠れていたものが顕在化すると言えるのか。むしろ、埋もれてしまった身近な犯罪も多いのではないか。そうだとすれば、認知件数の増加が治安の改善を示しているとは言えないであろう。

さらに、認知件数が増加したのは、平成初期からそのピークとなった平成 14 年あたりであり、警察官の増員が行われたのは、平成 13 年以降のことである。したがって、警察官の増員により認知件数が増えたという推測は成り立たない。むしろ、別の要因が作用していると考えるべきである。その意味では、認知件数の増加をとらえて「治安がよくなった」などとは、到底言えないと思う。ただ、そのほかにも、いろいろな要因があると思うので、断言できないのが悩ましいところである。適切な答えにはなっていないかもしれないが、現在のところ、以上のように考えている。

富田　若干の補足をすると、認知即検挙となる犯罪があれば、論理的には確かに認知が増えれば検挙も増えるわけで、むしろ治安がよくなったとは言えるかもしれない。ただ、先ほど加藤室長からのご報告があったように、例えば自転車盗の検挙件数は 10%で、非常に低い。また、もし認知即検挙となりやすい犯罪の検挙が増えているのであれば、検挙率は下がらないはずだが、先ほど発表があったとおり、60%あった刑法犯の検挙率が平成 13 年、14 年には 20%まで落ち込んでいる。つまり、認知件数と検挙件数が並行して上がっているという事実はない。従って、認知件数が上がったことは、すなわち警察官の活動が活発化した、あるいは治安がよくなったとは言えないのだろうと思う。

ただ、暗数をどう捉えるかは、先ほど加藤室長からあったとおり常に永遠の課題である。いろいろな工夫はしているが、暗数をどう捉えるかはなかなか難しい。一つの捉え方は、国民の不安感に関するアンケートだろうと思っている。国民の半数以上が不安感を持っているならば、暗数がたくさんあるという意味ではないが、少なくとも治安がよくなっているとは言えないだろうと我々も考えている。もう一つ、はっきりした記憶がないが、OECD の統計にある「犯罪に遭った人はどのぐらいいるか」というアンケートが一つの考え方かと思う。これによると、日本はスペインの次ぐらいに犯罪に遭った人が少なく、治安がよいとされている。

G8 の会議等でもほかにうまい指標がないかといつも議論をしているが、なかなか、これという答えはない。治安水準を測定する方法で一つ言えるのは、国民へのアンケート調査、国民の意識であろうと思っている。何かよい治安指標が出てくるなら我々もぜひ使わせていただきたい。さらに努力を続けていきたいし、ご意見をいただければと思う。

加藤　暗数と治安水準ということについていえば、犯罪情勢が悪化したわけではなくして、暗数を掘り起こしたことにより認知件数が増えるということが起こり得ると思う。例えば性犯罪（強姦・強制わいせつ）の認知件数は平成 14 年以前にかなり増えたが、これは発生が増えたということももちろんあったかも知れないが、それだけではなく、元来認知されにくい性犯罪をできる限り認知するためのいろいろな方策、例えば、告訴期間を撤廃したり、女性警察官をして被害者に対応させたりするなどの方策が功を奏した結果、暗数が掘り起こされて認知件数が増えたという事情があったと思う。

小宮　指名されていないのに申しわけない。星野先生もご存じかと思うが、日本はこれまで、世界と比較するための大きい暗数調査を 4 回行なっている。これは法務省から出ている「犯罪白書」に全部のデータが載っている。それを見ると、大雑把に言って昭和よりも被害者率は高まっている。ただ、平成 14 年のピーク時よりは被害者率は下がっている。暗数調査でも、だいたい認知件数と同じような被害者率で推移してきていると思う。

質問者 1（星野）　私の質問の趣旨は、こういうところから来ている。20 年ほど前になるが、警視庁の武蔵野警察署で、駅前や自転車置場や店の前で自転車盗の取り締まりを強力に行なったところ、認知件数が猛烈に増えた。結果的に、全国の警察［署管内での自転車盗数］のワースト 1 が武蔵野警察署であると新聞記事が出た。一所懸命に警察が活動をすると、自転車盗などは特に認知件数が増えてしまう。むしろ武蔵野市の治安状況がいいと市民に思わせるためには、警察は余計なことをせずに働かなければいい。そうなれば市民も不安を感じない、ということになる。

したがって、認知件数そのもので治安水準をはかったり、認知件数を人々に知らしめ

て、治安状況の把握の仕方に影響を与えることは、おかしいのではないか。人々の不安感はマスコミに影響される。よって私は、認知件数だけで治安水準をあらわすことは、悪いとは言わないが、アメリカのようなインデックス・クライムを設けて治安状況を把握するとか、先ほどからお話が出ているような被害調査や不安感調査、そういういくつかの調査を併用して、特にマスコミに伝える場合は認知件数と同様の重要性を持たせる工夫も必要なのではないか。専門的になるが、この辺を解決しないと、困ることがある。

警察官をどういうところに増員して配置すれば治安状況がよくなるかという研究をする場合、警察官を増やすと認知件数が増えてしまう。パトロールカーでパトロールをするよりは、派出所のお巡りさんが徒歩や自転車でパトロールするほうが、ビジビリティ（可視性）が違うために人々の不安感がずっと少ない。ただ、派出所をたくさん作ると人数は余計に要る。パトカーを使うほうが少なくて済む。

佐久間先生のご報告に、警察官数を増やして抑え込むことが効率的ではないというくだりがある。抑え込むのは別であるが、警察官数を増やして、外国人警察官や地域警察官を増やしてビジビリティを高めると、国民の不安感も下がるし、警察に対する協力度も違ってくると考えられる。そのような研究をするときに、不安感はいろいろな工夫をして測定すればいいが、認知件数を基準にした場合、科学的な分析によって警察官を増やして配置しようとすると困る問題が生じている。特に警察政策センターで、安田所長以下、何かいい工夫を検討していただければと思う。

安田　大変有益なご示唆をいただきまして、ありがとうございます。

治安水準を測定するあり方において、認知件数は非常に基本的な一つの治安指標であろうし、長年データをとっているものであるから比較の意味で大事な指標だと思う。しかし、確かにそれだけで見ることはできない部分はあろうかと思うので、さらに工夫・研究は重ねていきたい。今後ともご示唆をお願いできればと思う。

また、首都大学東京の前田雅英先生のご研究にもあるが、増員したところ、特に人口に比して今まで非常に警察官の手薄であった、例えば埼玉県などでは、増員が犯罪の抑止の効果につながっている面もあるとされている。いろいろな先生方の研究も踏まえながらまた我々も研究をさせていただきたいと思っている。

次の質問に移りたい。慶応大学の小林様から小宮先生に対するご質問です。

> 「安全マップの考え方を、非リアル空間、いわゆるネットやサイバースペースに応用することはできないだろうか。あるいはそのような研究はなされているだろうか。質問の趣旨としては、入りやすい場所、他から見えがたい場所というと、匿名性をもって容易にアクセスできる点から、まさにネット空間が該当するのではないかと思う。特に最近の大学生を見ていると現実社会よりもネット空間でトラブルに遭う機会が多いように思う。したがって、大学生レベルのネットリテラシー教育に、ネット空間における安全マップといったようなアイデアを応用できないだろうか。

小宮　答えはイエスである。「入りやすい」「見えにくい」という二つのキーワードから、すぐにネット空間を想像したところはさすがで、すぐに安全マップの指導ができると思う。

ご質問の内容で、では実際の研究はあるのかと聞かれると、これはノーと言わざるを得ない。二つのキーワードで、ネット社会の危ない場所を探していくソフトを作成していただくと大変いいのではないか。これは大学生ももちろんだが、むしろ中高生の被害防止にも応用できると思う。こちらにいらっしゃるどなたかがそういう研究を進めていただくと、非常に有意義ではないかと思う。

安田　ありがとうございました。もう一方、東北大学の橋本様から、小宮先生、富田先生、また加藤先生が対象のご質問であるが、内容から考えて加藤先生から順番にお答えをお願いしたい。

東日本大震災の被災地では当初治安の悪化が懸念された。まず全国各地の警察の皆様にご支援、ご尽力いただいたことに一県民として感謝を申し上げたい。体感的にも治安悪化はかなり防げていると感じている。

ところで被災地の仮設住宅では、コミュニティの構築が困難な場合があるなど、地域や学校の力が落ちているエリアもある。それは一例だが、大規模災害の被災地となった場合、いかに犯罪を抑止するかが課題の一つになろうかと思う。短期的には警察力の強化で対応するとしても、長期的にはどのような対応が考えられるか、政策レベルとして、地域レベルとして、それぞれご教示いただければ幸いである。

加藤　今回の東日本大震災で言えば、一次的には警察力、すなわち、他の被災していない都道府県の警察がパトロールカーや警察官を被災 3 県へ派遣して対応したことが被災地の犯罪抑止に大きな効果をあげたと思う。

もっとも、今後被災地を復興させていく中で犯罪抑止を考えるに当たっては、コミュニティの再構築が欠かせない。それには、コミュニティの再構築に向けた住民の方々の自立的、自発的な活動が重要であり、警察としてはそれを支援していくことが重要になってくると思う。

警察による支援の具体例としては、仮設住宅の入居者に対し、防犯ボランティア活動の仕方を指導しながら一緒に合同パトロールをしたり、あるいは、「こういうところに注意してください」と防犯上の注意点を広報・啓発したりすることがあげられる。

安田　ありがとうございました。富田先生は犯罪対策閣僚会議でも震災関係の治安対策等を議論されていると思うので、その辺も含めてお願いしたい。

富田　5月の犯罪対策閣僚会議で被災地の治安対策をまとめさせてもらった。当面は警察官の増強で短期的な治安対策に当たるというのは全くそのとおりである。当初 4400 人、現在 3700 人の警察官を投入している。ほぼ中規模の警察 1 県分であるから 48 番目の県警を作った状態となっている。ただ、やはり長期的な課題は確かにある。

今、加藤室長からあったように、まずコミュニティの再建が先になるであろう。コンビニや住宅ではやはり防犯カメラの設置、あるいは見通しのよい道路づくりなど、いわゆる防犯に配慮した町や家の設計をしていくことになるだろうというのは既に対策に書き込んだところである。

さらに自主防犯組織ということで、防犯パトロール等については緊急雇用対策事業の一環として予算がついている。市町村が地元の方を直接雇用して、幾らかお支払いして防犯パトロールをする形で現在対応している。やがてコミュニティが回復してきたときに次のステップを考えていくのだろうと思っている。現在はそういう対応をしており、これについてはワーキングチームが設置されているので引き続き検討を続けていくことになろう。いずれにしても防犯パトロールボランティアをされていることに敬意を表したい。

小宮　富田さんからの説明と少し重複するが、むしろ長期的には犯罪が起こりにくい地域を作っていくチャンスととらえていただきたい。ゼロからのほうが犯罪機会論は導入しやすい。既にある道路や建物、公園をどう直していくかというほうがお金もかかる。むしろまっさらな状態から作っていくことをチャンスと捉え、そこに住民参加で計画段階、設計段階から関わっていただき、「こんな建物を造ったら犯罪者にねらわれちゃうよ」と意見をどんどん上げていただき、みんなでわいわいがやがやしながらまちをつくっていく。そのプロセスそのものがコミュニティづくり、コミュニティ強化にもなる。そういうところにどんどん参加していき、またそういうルートを行政も作ってほしいと思っている。

安田　ありがとうございました。以上で、いただいた質問票にはお答えをさせていただいた。まだ時間があるのでフロアからご質問をいただきたい。

質問者２（上田）　社会安全研究財団専務理事の上田でございます。質問ではないが、東日本大震災の岩手と宮城と福島の民間防犯団体の問題について、財団が今何をしているか、お話をしたい。

社会安全研究財団は、今年６月の総会で、岩手と宮城と福島の民間防犯活動に対し、1県1000万、年間3000万円で向こう７年間の特別助成をするという特別決議をした。これは、例えば地区防犯協会等が壊滅したり、いろいろなところで民間防犯に対する大変なダメージが既に出ている。その回復を早急に図ろうということで、国よりも予算を立てるのは簡単であるから、そういう決議をした。

決議のあと、早速私は７月に福島を皮切りに３県に行き、県の防犯協会、地区防犯協会の会長に集まっていただいて趣旨を説明した。失われた地区防のインフラの再興、仮設等の住宅における防犯パトロール隊等の創設に対する支援等々、1000万円の範囲でそれぞれアイデアを出してほしいと話をしたところ、福島が一番早かったのだが既に800万円を超える要望をいただいている。

このように、我が財団では速やかに立ち上がって、現段階で、仮設住宅も含めた防犯活動への支援を開始している。参考までに、宣伝を兼ねてお話をさせていただいた。

安田　そのほか、質問のある方は挙手をお願いしたい。

質問者３（小松）　手短に簡単にご質問申し上げます。ドイツ ZDF 研究所から上海の防災心理学研究所に転任した小松と申します。先ほどお話の出た、社会規範意識を高めるという点について、５名のパネラーの方にご回答を頂戴いただければ幸いである。

私どもの研究では、社会規範意識を高めようとすればするほど、負者、即ち犯罪を犯す負となる人たちに対して、ソーシャルアタック（社会からの攻撃）が発生する。それが発生した結果の逆切れ、そこからさらに進んで、途端に凶行に及ぶ行為が非常に見られる。これまでは毅然した態度をすると、犯罪者はおどおどして黙ってしり込みしていた。それが、毅然とした態度をすればするほど、突然キレて刺すという状況が中国やドイツでも非常に多く報告されている。この心理対策面での研究は現在どうなっているのか。これが１点目である。

あと一つ、社会不安に関わるアンケートについて、またドイツのことを持ち出して申しわけないが、私どもではアンケートに対してあまり信頼性を置いていない。アンケートはそのときの社会風潮が背景になっているので、社会が歓迎するようなことを回答しようとする人が非常に多い。これはリスペクトテストという心理テストによって実証化されている。その中で得た社会不安のアンケートをいまだに信憑性の高いものとして掲げていかなければいけない理由はどこにあるのか。この２点についてお伺いしたい。

安田　それでは、小宮先生にお願いしたい。

小宮　規範意識を高めるという必要性は皆さんが指摘されている。ただ、どう高めるかという方法論があまり議論されていないので、私の個人的な見解を述べたい。

かつて日本は規範意識を云々しなくても社会的な規範は保たれていた。私の見方によると、日本は集団が大きくて、その集団にいろいろな性格の人や立場の人を入れて運営していた。私はそれを「うち集団」と読んでいる。「うちの会社」「うちの学校」という概念である。日本人は「うち」以外はみんな「よそ」である。外（そと）ではなくて「よそ」である。「よそよそしい」とか「よそゆき顔」という、そこはどうでもいい場所なのだ。つまり、「うち集団」だけが重要だった。それは日本の会社の終身雇用制があらわすように、能力があろうがなかろうが、ずっとその中にいることができた。つまり安定感を持つことができたわけである。

地域も同様であった。非常に町会の力が強かった。昔もそこには変質者はいた。しかし、みんな何となく知っているけれども、それほどアタックしないで、非常に大きな集団の中でコントロールしていた。

「うち集団」には必ずお節介焼きがいて、ちょっとはみ出そうとすると、いろいろインフォーマルに助言やアドバイスをして、あまり犯罪や非行に走らないように引っ張り

戻していたのである。

最近、その「うち集団」が壊れつつあるのかなと思っていたが、この頃は考え方が少し変わった。日本ではまだ「うち集団」は健在であると思う。電車の中を見ると一番よくわかる。日本の電車では携帯電話は禁止されている。僕の知る限り、世界中で車両の中での携帯電話での会話を禁止しているのは日本だけだと思う。ドイツの車両でも会話して構わないはずだ。そこは、公共空間、日本的にいえば、「よそ」だからだ。

ところがドイツもそうだと思うが、外国では車両の中でサンドイッチやおにぎりを食べない。しかし日本はそれができるし、しかも女の子は化粧もしている。つまり電車の中は家のような「うち集団」なのである。だから、自分の家に招いた人が外の人と携帯電話で会話をしていると「なんだよ、うちに招いているのに、よそとしゃべって」と頭に来て「携帯をやめさせろ」とJRにクレームをつけるというわけである。

一方で、車両の中に監視カメラがついていないのは、これまた日本と韓国ぐらいである。ドイツでは地下鉄車両の中にも監視カメラがついている。そこは、公共空間だからだ。日本の車両は「うち（家）」だから、車両の中にカメラをつけることへのアレルギーが大きい。だから、「うち集団」はいまだに残っていると思う。

ただ問題は、「うち集団」の規模がどんどん小さくなって、シュリンクしていることである。大学生を見ても、昔は「コンパをやろう」と言うと、クラスのみんな、30～40人で行ったものである。今はコンパ自体がなかなか開かれないし、僕が見ていると3～4人のグループでかたまっている。教室に行くと、学生が島のようにかたまりで席をとっていて、グループがそこにあることが明らかにわかる。しかも、グループ間にはつながりがない。

そのため、逆説的ではあるが、集団の中の規範意識は昔よりも強くなっている。ご存じかもしれないが、日本ではその小グループで、ある女の子がルーズソックスという変な靴下をはき始めると、みんなまねをする。またその中の一人がガングロといって顔を黒くすると、みんな黒くする。それをやらないと、いじめに遭って排除されてしまうほど規範意識が強いのだ。子どもたちは、いじめのターゲットにされないため、集団のために何でもする。

問題は、小集団ばかりになったから、集団を社会全体でコントロールすることが難しくなったことである。ということは、対策は簡単だ。要するに小さい島が点在している状況だから、その島と島に橋を架ける。社会全体のルールを押しつけるのではなく、集団同士のつながりを作れば自然に社会としてのまとまりは出来てくる。それによって、小集団のルールも、社会全体のルールに近づいてくるはずだ。僕はそれが一番いい方法ではないかと思っている。

質問者３　申しわけないが一つだけ言いたい。集団化して一つのものを見る。そして集団と同じように動き、集団と同じレールに乗る。これは日本を含めてアジア独特で、私は今中国の防災研究所に勤務しているので特にアジアではそうだと思う。ただ、集団か

ら外れると容易にキレる人が多い。

私どもとしても、今はテロの概念を見直そうとしている。これまでテロの概念では、誰かの指導、説示があって、集団的かつ計画的であったものが、突然［個人が］キレたために5人、10人を次から次と刺すこともある。今、上海でも問題になっているが、厚生労働省が発表した邦人の精神病の罹患率が100人に1人である。上海に約6万人に近い邦人がいるとなると、誰かが突然キレて秋葉原［無差別殺傷事件］のようなことをした場合、日中関係はこれで……という状況になりかねない。突然キレる人を非常に警戒している。5名のパネラーの方及び上部部門でご判断、ご検討いただければ幸いである。

安田　ありがとうございました。富田先生ぜひコメントをお願いいたします。

富田　アンケートの信憑性の問題は常にあると思う。考えてみたらアンケートは原始的な調査方法であり、人間一人ずつに「どう思う？」と聞いているだけである。回答率が6割であれば、たとえその中で30%が「イエス」と言ってもそれは全体の18%にすぎない。他方、トレンドは把握できるのだろうと思う。前回や前々回と比べてどうか、ということは言えるのだろうと思う。ただアンケートというものが極めて原始的で、どこまで信用できるかは確かに常に疑問を持つべきであるし、それを絶対的なものとしてとらえるべきでないというのはまさにおっしゃるとおりである。

ただ、一つの参考としてはおそらく使えるのだろうとは思う。

安田　非常に活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。主催者としましては、このような議論を踏まえ、日本もちろん諸外国におきましても治安対策の向上にいささかなりとも貢献できれば幸いでございます。　〈以上〉

第３章

＜警察政策フォーラム＞
反グローバリズム運動を始めとする
社会運動の実態と対策

〈警察政策フォーラム〉

反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成23年11月1日、（財）公共政策調査会及び（財）警察大学校学友会の後援により、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）において、警察政策フォーラム「反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策」を開催した。

近年、世界各地において、反グローバリズム運動や環境保護運動といった社会運動が展開されているが、一部には暴力的な活動を伴う過激な社会運動も発生しており、車両や店舗の破壊、鉄道の往来妨害等の違法行為を敢行するなど、治安上の問題となっている。また、「ウォール街を占拠せよ（Occupy Wall Street）」をスローガンに米国ニューヨークで行われた抗議行動をきっかけに、たちまち世界各地で同様の抗議行動が展開されるなど、社会運動の「グローバル化」が進んでいるようにも思われる。我が国においても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、反原発・脱原発運動が大規模に行われ、海外でもこれに呼応した運動が見られたところである。

こうした近年の社会運動は、様々な主義・主張を掲げる団体等が混在して運動を展開していること、インターネットによる情報の受発信を精力的に行っていることなど、これまでの社会運動とは異なる特徴を有している。警察としては、これらを的確に分析した上で、適切な警備対策を講じる必要がある。

そこで、今回の警察政策フォーラムでは、海外の実務家及び警察庁関係者の報告を基調として、国内外の事情に詳しい学識経験者及びジャーナリストを交えた討論を実施することにより、社会運動の現状を浮き彫りにするとともに、今後の対策の在り方について検討することとした。

本フォーラムでは、冒頭、安田貴彦警察政策研究センター所長による開会挨拶の後、専門家2名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは、講演順に次のとおりである。なお、役職名は講演当時のものである。

○　ゲアハルト・シンドラー氏（ドイツ連邦内務省公安局長）
　「ドイツにおける暴力的過激主義及びテロリズムとどう闘うか」
○　沖田芳樹氏（警察庁長官官房審議官（警備局担当））

「我が国における反グローバリズム運動等への対応」

続いて、パネルディスカッションでは、我が国の学識経験者及びジャーナリストによる発表が行われた。発表者及び発表のタイトルは次のとおりである。

○　板橋功氏（(財) 公共政策調査会第１研究室長）

「反グローバリズム運動の最近の特徴」

○　春原剛氏（日本経済新聞社編集局国際部編集委員　兼
日本経済研究センター・グローバル研究室長）

「米安保思想の変遷と反グローバリゼーションへの対応」

同セッションでは、安田貴彦警察政策研究センター所長がコーディネーターを務め、ソーシャル・メディアを始めとしたインターネットが社会運動に対して果たす役割等について活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、報道機関、関係機関、警察関係者など約230名の出席があった。

開会挨拶

警察政策研究センター所長
安田貴彦

近年、世界各地において、過激な反グローバリズム運動等、暴力的な活動を伴う社会運動が発生し、報道等で大きく取り上げられている。我が国においても、依然として不安定かつ不透明な経済社会情勢が続く中、我が国の社会に根ざした運動に加えて、こうした海外での動きがそのまま国内での運動に波及してくるおそれが高くなっている。また、経済・社会のグローバル化が進展し、人の移動が容易となる中、国内で開催される国際会議等に際して、海外から多数の活動家が来日し、過激な抗議行動を展開することも十分に懸念されるところである。このような情勢において、平成24年10月にはこれまでにも大規模な抗議行動の対象となってきたIMF・世界銀行総会が東京で開催されることが決定しており、本フォーラムの開催は誠に時宜を得たものと考えている。

言うまでもないが、言論の自由、表現の自由は憲法で保障された権利である。しかしながら、一部の者がこうした運動の過程で、店舗や車両の破壊、鉄道の往来妨害等の違法行為を敢行していることもまた事実であり、警察としては、このような違法行為を防止するために、適切な警備対策を講じる必要があると考えている。

最近の反グローバリズム運動等を概観すると、一組織が行う運動というよりも、複数の組織・団体が緩やかにネットワークを形成して運動を展開していること、インターネットによって情報を受発信していることなど、以前には見られなかった新しい運動や運動形態が生じているように思われる。有効かつ適切な警備対策を講じるためには、こうした特徴を知り、分析する必要があることは言うまでもない。

本日は、近年の社会運動に深い知見を有する方々にお集まりいただいた。前半はお二人の基調講演者からドイツと日本の取り組みについてお話しいただく。まず、ドイツ連邦内務省のゲアハルト・シンドラー公安局長からは、ドイツにおける過激な社会運動の実態とその対策についてお話しいただく。続いて、警察庁の沖田芳樹審議官からは、我が国の社会運動の変遷も踏まえつつ、現在の社会運動の特徴や今後の対策の方向性等についてお話しいただく。後半のパネルディスカッションでは、二人の基調講演者に加えて、財団法人公共政策調査会の板橋功研究第一室長、日本経済新聞社の春原剛編集委員にもパネリストとして御参加いただき、さらに議論を深めていく予定である。

本フォーラムを通じて、過激な社会運動に対する対策の重要性が広く認識され、さらに効果的な取組が展開されるきっかけになれば、望外の幸せである。

警察政策フォーラムに寄せて
－世界各地で勃興する社会運動－

警察庁警備局警備総合研究官
渡部　一成

近年、世界各地で社会の諸問題を捉えた大衆運動の高揚が見られる。

先進国では、リーマン・ショック後の経済情勢の悪化や各国の緊縮財政政策に対し、「反貧困」「反新自由主義」を掲げるデモやストライキが行われ、その他の国々でも、民主化や長期政権の退陣を求めるデモが行われている。

特に、2011 年９月に米国で始まった「占拠運動」（occupy movement）については、空き地や建物の占拠という行動自体は、社会運動上、真新しいものではない[1)]にもかかわらず、その運動の展開において、今後の社会運動を考える上で、いくつかの興味深い点があった。

１点目は、インターネット発の運動であったことである。世界同時行動と言えば、近年では2003年のイラク反戦運動の盛り上がり[2)]が想起されるが、今回の運動はそうした差し迫った情勢や行事もなく、ウェブサイト上に掲載された呼び掛け[3)]が発端となっている。呼び掛けを行ったのは、雑誌「アドバスターズ」[4)]を発行している「アドバスターズ・メディア財団」[5)]で、2011年７月、ウェブサイト上に「Occupy Wall Street（ウォール街を占拠せよ）」のスローガンを掲示したところ、９月17日[6)]の抗議行動当日、趣旨に賛同した約1,000人がウォール街に参集した。その後、インターネットを通じて世界規模の運動へと急速に拡大した[7)]。

２点目は、運動の継続性である。2011年９月に始まった活動が米国を中心に今なお続いている[8)]。1990年代以降の国際会議に対する反対運動等では、キャンプ地の設営[9)]等を通じて、多種多様な団体間における意思決定過程や役割分担が形作られていったが、こうした経験の蓄積が「占拠運動」に活用され[10)]、烏合の衆に終わらない運動体を保っているのではないかと思われる。

３点目は運動の方向性である。運動の継続性の理由とも関連するが、「占拠運動」には明確な目的がないと言われる。しかし、「We are the 99%（我々は99パーセントだ）」というスローガンからは、程度の差はあれ、少数の者が富を独占している現在の政治経済体制の改変を求める意思がうかがわれる。これまでも、反グローバリズム運動において、「Another world is possible（もうひとつの世界は可能だ）」[11)]「Our world is not for sale（世界は売り物ではない）」[12)]といったスローガンが掲げられてはいたものの、個々の集会・デモにおける具体的課題として取り上げられていたのは、途上国の債務問題や貿

易自由化協定、労働市場の自由化等の新自由主義的政策等、国際機関や国家の政策であった。今回の運動のように政治や経済の体制そのものが俎上に挙げられたのは稀有なことである[13]。

４点目は「アノニマス」による支援の存在である。「アノニマス」とは匿名のハッカー集団を指すが、これまでもウィキリークスやアラブの民衆運動と対立する政府等に対してサイバー攻撃を行ってきた。「占拠運動」においては、ニューヨーク証券取引所へのサイバー攻撃を予告したほか、デモ参加者に催涙スプレーを噴射した警察官の個人情報を公開するなどしている。「アノニマス」が今後も社会運動との連携を密にしていくのか今後の動向が注目される。

以上、「占拠運動」の特徴を見てきた。現在のところ、一部の地域を除き、全体としては概ね平和的に行われているようであるが、今後、こうした運動に押し掛け参加してくるアナーキストやブラック・ブロックの問題、前衛を自称する旧来の左翼勢力の介入といった問題が出てくるのではないだろうか。こうした勢力に運動の主導権を握られれば、一般の参加者は離れ、周辺住民の支持も離れていくことになるだろう。真に新しい社会運動のスタイルとなっていくのかは今後の推移を見守る必要がありそうである。

一方、こうした国外の大衆運動の高揚とは無縁と思われていた[14]我が国でも、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、大都市を中心に反原発・脱原発を掲げる大規模なデモが行われるなど、大衆運動が急激な盛り上がりを見せたところである。報道でも、これまでデモに参加したことのない一般市民の参加が目立つといったことが取り上げられている[15]。

こうした国内外の情勢を踏まえると、今回の警察政策フォーラムは、まことに時宜に適ったものであったと言うことができる。国内外の実務家、研究者及びジャーナリストが集い、普段あまり公の議論の対象とならないこうしたテーマについて、率直な議論を交わすことができたことは大変意義深く、昨今の運動の特徴や今後の課題を浮き彫りにすることができたのではないだろうか。

警察としても、こうした議論の成果を踏まえ、新たな事象に適切・的確に対処していく必要があると強く感じた次第である。

１）　呼び掛け人のカレ・ラースンは朝日新聞による取材の中で次のように発言している。「1968年の仏カルチェラタンや東大安田講堂での学生たちの行動を思い出し、頭の中でピカッと回路がつながった。やるなら占拠だと。エジプトのタハリール広場に匹敵する米国のどこかを占領すればいいんだと」（平成24年１月１日付け朝日新聞）

２）　2003年３月20日のイラク戦争開戦前、世界各国でイラク攻撃反対運動が展開された。２月15日の世界一斉デモでは60か国600都市で集会・デモが行われた。（平成15年２月16日付け朝日新聞）

3）　http://www.adbusters.org/blogs/adbusters-blog/occupywallstreet.html

4）　アドバスターズ（Adbusters）とは「商業広告（ad）を破壊する者（busters）」を意味する造語。

5）　カナダのバンクーバーに本拠を置いている団体。1989年にエストニア系カナダ人カレ・ラースン（Kalle Lasn）によって設立された。雑誌の発行を始めとする、カルチャー・ジャミング（Culture jamming）と呼ばれる既存の消費主義的文化への対抗活動を行っている。（http://www.adbusters.org/about/adbusters）

6）　9月17日は米国の憲法記念日（Constitution Day and Citizenship Day）に当たる。

7）　スペインの団体が呼び掛けた10月15日の一斉行動日には、東京、台北、ソウル、ロンドン、ローマ、マドリード、シドニーなどでデモが行われた。（平成23年10月16日付け読売新聞）

8）　http://www.occupytogether.org/

9）　近年の例では、2007年のハイリゲンダム・サミットにおいて、大規模なキャンプ地が設営されている。（保志紀征「ドイツハイリゲンダムサミットをめぐる反グローバリズム運動の動向」治安フォーラム（立花書房・2007年10月号）6頁）

10）　ウォール街占拠運動に参加した日本人の学者は次のように述べている。

「こうした方法は突然現れたものではない。自分たちが求めている望ましい社会のありかたを、革命を待たずに、いま、ここで自分たちの手で先につくりだして見せるという方法論は、ここ十数年のオルター・グローバリゼーション・ムーブメントのなかで試行錯誤されてきた方法で、それは、予示的政治と呼ばれるものだ。」（イルコモンズ「見よ、これがウォール街占拠ムーヴメントだ」週刊金曜日（2012年12月2日号）25頁）

11）　世界経済フォーラム（ダボス会議）に対抗して、反グローバリズム勢力が結成した世界社会フォーラムのスローガン。

12）　ＷＴＯ（世界貿易機関）に対抗するネットワーク「ＯＷＩＮＦＳ」が掲げるスローガン。

13）　「ウォールストリート占拠運動（Occupy Wall Street、以後ＯＷＳ）は、やはり決定的な出来事である。…それはこれまで主流だった抗議運動とそれらの集合の枠を越えて、社会の根底的な変革への志向性を孕んでいる。」（高祖岩三郎「世界を「脱占領」しよう」世界（岩波書店・2012年2月号）162頁）

14）　反原発デモが盛り上がる以前には以下の見出しのような新聞記事が見られた。「大規模デモ世界で頻発　日本はなぜ静か？」（平成23年2月3日付け東京新聞）、「デモしない若者たち」（平成23年3月1日付け毎日新聞夕刊）

15）　「東日本大震災以降、ブームとなっているのが、政治に無関心とされていた十～三十代の若者による「脱・反原発」のデモだ。中東の民主化運動にも影響を与えた「ツイッター」がここでも威力を発揮し、多くの「デモデビュー」を呼んでいる」（平成23年5月4日付け朝日新聞）

ドイツにおける暴力的過激主義及びテロリズムとどう闘うか

ドイツ連邦内務省公安局長
ゲアハルト・シンドラー
Gerhard Schindler
〈編集〉警察政策研究センター教授　高山　祐輔

1. ドイツにおける暴力的過激主義

(1) はじめに　－　グローバル化について

私は連邦内務省において公安の仕事を担当している。内務省公安局には３本の柱があり、極左暴力主義者を含む左派、極右過激派等の右派、そしてテロへの対策である。日独の友好関係は素晴らしいものであり、日本とドイツには共通点が多いとも考えている。そのため、私は日本に来るのを楽しみにしていた。

私は、日本の警察がプロフェッショナルに職務を遂行しており、素晴らしい成果を挙げていると聞いている。今回は、皆さまに何かお教えする立場ではなく、ドイツの現状をお伝えした上で意見交換したいと思っている。日独の警察がどれほど協力関係にあるかということを示すためにも、この場を借りてお話をさせていただこうと考えている。

来場されている方々を拝見すると、それなりに高齢の方もいらっしゃる印象を受けた。経験を積まれた方々に聞いていただくのも非常に良いことだと思う。経験を積み、若い人々を育成していくことは大事である。ドイツでもそれは同じである。

ドイツ国民は、グローバル化に対して懐疑的でありながらも、肯定的な見方をしている。例えば、最新の世論調査によると、ドイツ国民の３分の２は、グローバル化という曖昧な概念に対して肯定的なイメージを抱いている。また、国民の半数以上が「グローバル化なしにはドイツの経済はこれほど成長しなかったであろう」と考えており、反対に、「グローバル化されなければ、自分自身の生活はもっとよくなっていただろう」と回答した人は４分の１しかいなかった。しかしながら、国民の半数以上は「グローバル化は国の債務状況にマイナスの影響を及ぼす」と考えており、これは間違いなく現在の欧州金融危機が影を落としている。

また、ドイツ国民の10人中９人は、「グローバル化によってますます貧富の格差が拡大し、資源不足、エネルギー不足が進むだろう」と予測している。私が注目した点は、４分の３近くのドイツ国民が「グローバル化の進展によって、国際テロの危険が増すであろう」と危惧していることである。

(2) ドイツにおける反グローバリズム運動と暴力的極左主義者

このように、グローバリズムに批判的な人々はドイツ国民の幅広い層に存在している。しかしながら、反グローバリズム的な考え方は、ドイツでは必ずしも過激主義的な背景と結びついているわけではない。ドイツでは、反グローバリズムを掲げる人々の多くが市民運動の領域に属する。私自身、本当にグローバル化してよいのかと考えることもある。グローバル化を批判する者がすなわち極左勢力に属しているわけではないということに注意しておく必要がある。例えば、グリーンピースは反グローバリズムを唱える組織だが、我々はこれを極左勢力の一派とは見なしていない。グリーンピースの抗議行動の中で刑法に抵触するものがあったとしても、極左勢力に与するものではないと我々は認識している。もちろん、彼らが行う物損等の行為は刑事訴追の対象とはなるが、連邦憲法擁護庁が扱う問題とはならない。

とはいえ、ドイツでも暴力的傾向の強い極左勢力が、市民の平和的なデモをプラットフォームとして利用することがある。例えば、グローバリズムやアフガニスタンへの軍隊派遣に反対するデモや集会等がそうである。皆さんもテレビで御覧になったかもしれないが、私は2007年6月のハイリゲンダム／ロストックで開催されたG8サミットに対する抗議デモを思い出す。バルト海に面する小さな街で行なわれたG8サミットでは、デモに参加した約3万人の中に、実は3千人ほどの暴力的な極左勢力が紛れ込んでいて、警察部隊と衝突する事態となってしまった。我々がこれまで想像もしなかった規模で暴力的極左勢力が暴徒化し、車両や家に放火する事態となった。壊した石畳道路の敷石や火炎瓶を投てきし、それによって多くの警察官が負傷した。また、トロピカルフルーツに剃刀の刃を潜ませて投げ、さらに、警察車両にも放火した。負傷者数は1千人に上り、一部には重傷者も出た。このような暴力的な衝突は我々にとって初めてであり、非常に驚いた。しかし、ショックを受けたのは警察だけではない。平和的にデモを行うつもりであった多くの一般の人々も、彼らの平和的なデモが悪用されてしまったことにショックを受けたのである。

似たような事態が、その2年後に起こった。フランスとドイツが共同で開催したNATOサミットである。この会議は、ライン川を挟んで立地しているフランスのストラスブールとドイツのケールで開催された。ここでも、平和的にデモを行おうとしていた人々の中に暴力的傾向の強い極左勢力が紛れ込んでいて、ライン川を挟んだ両岸で警察部隊とデモ参加者が衝突する事態となってしまった。テレビの報道を見ていると、まさに内戦状態さながらであった。車は燃え、フランスではホテルが放火された。警察官やデモ参加者には多くの負傷者が出た。これによって、2007年にハイリゲンダムで起こった事態は例外でないことが分かった。あの暴徒化したデモは一過性ではなく、継続されていたわけである。

このようなデモには国外から参加する人も多い。基本的には平和的なデモを行おうとする人々だが、そのうち10%ほどが暴力も辞さない人々である。したがって、国境を越えて協力し合うことが非常に大切である。日本にしろ、ドイツにしろ、反グローバリズム運動

は起こっており、その中にわずかとはいえ、暴徒化する暴力的な集団がいる。つまり、国家公安の立場からすれば、離れ小島はないのである。成果を上げるためには、国境を越えて協力することが必要である。暴力集団のネットワークに対しては、我々警察当局も協力して対抗していかなければならない。

私が強調したいのは、反グローバリズム運動に加担する極左勢力は、実はグローバリズムよりも、我々の民主主義的な体制そのものに敵対しているということである。彼らが求めているのは根本的な体制の変革である。つまり、ドイツの極左勢力は、体制に打ち勝つという目的を達成する手段として、反グローバリズム運動を利用しようとしているのである。この現象は新しいものではない。ドイツでは、例えば脱原発運動において以前から認識されていた。デモの名目は脱原発であったが、極左勢力は脱原発が目的なのではなく、体制の変革が目的だったのである。その証拠に、今回、日本での福島第一原発の事故を受けて脱原発が決まったとき、極左勢力からは何の喝采もなかった。彼らの目的は脱原発ではなかったのだから当然である。

最近の、例えばニューヨークで始まった「ウォール街を占拠せよ」という抗議行動は、一地域の抗議行動が突然全世界に波及することを見せつけた。現在、これにならって、全世界で何千人もの人々が抗議行動を行っている。グローバル化によって、この抗議行動は瞬く間に広がったが、一方で、このグローバル化自体が抗議の対象でもあるのだ。

ニューヨーク、パリ、ベルリン、ロンドン、あるいはソウル、東京で集まったデモ参加者は、金融市場の影響力に抗議し、格差社会の是正を求めた。ここで誤解のないようにもう一度強調しておくが、抗議行動に参加した人々は過激な人々ではない。彼らが要求しているのは体制そのものの変革ではなく、体制の中での改革である。ドイツではこのような、デモによって怒りを表現するが暴力を用いない市民を表現する概念として、「怒れる市民」という新しい言葉が生まれた。

(3) ドイツにおける極左主義

それでは、ドイツにおける極左主義者は何をしたいのか。彼らは社会に対してどんな考えを持っているのか。彼らの目的は何なのか。全般的に言えることは、極左主義者は革命的マルクス主義、あるいは無政府主義的な思想をその政治行動の規範としているということである。既存の国家や社会の秩序を、社会主義的・共産主義的な体制、あるいは支配者のいない無政府状態の社会に置き換えることを望んでいるのである。彼らの標的は、いわゆる「資本主義的支配体制」である。彼らは現在の形態における法治国家を認めようとしない。警察を認めようとしない。社会的市場経済を認めようとしない。我々の法体系を認めようとしない。ドイツにおける暴力的極左主義者にとっては、「反軍国主義」や「反抑圧」を掲げ、警察に対して行う抗議行動が特に重視されている。

ドイツの極左勢力に属している者は約３万2,200人である。このうち75%が革命的マル

クス主義政党・団体のメンバー若しくは支持者である。残りの約6,800人は暴力的傾向が強い人々である。警察、情報機関はこれらの人々が暴力を行使すると考えている。全体で3万2,200人という極左主義者の数は変わらないが、残念なことに、2003年以来、このような暴力的傾向の強い極左主義者は継続的にその数を増やしている。このうち約4分の1は大都市ベルリンとハンブルクに在住している。したがって、これらの都市では、大規模なデモ・集会における暴力行為が毎回エスカレートしている。毎晩のように自動車が放火され、占拠された住宅に警官隊が大挙して出動し、占拠者を立ち退かせる事態になっているのは偶然ではない。しかも、ただ人数が増えているだけではない。政治闘争の手段として暴力を行使することへの敷居が下がっている。冒頭で述べたハイリゲンダム／ストラスブールの例を思い出していただきたい。

このようなことから、極左主義者による暴力行為はここ数年で明らかに増えている。この数は、極右勢力やイスラム過激主義者たちによる暴力行為を足した数よりも多い。その標的は警察官である。デモ隊を制止しようとして負傷する警察官の数が増えている。私は、暴力が過激さを増していることに不安を覚えずにはいられない。

首都・ベルリンでの最新の例をお話しすると、2011年10月中旬、18個の爆発物がベルリン周辺の線路で見つかった。このうち一部が点火され、鉄道の運行が妨害された。通勤を妨げることが犯人たちの意図するところであった。彼らの犯行声明文には「極左勢力の目標を代わりに達成した」と書かれていた。このような妨害工作に対しては、毅然として立ち向かわなければならない。そのため、検察庁は連邦刑事庁に捜査を依頼し、犯人の身柄拘束に10万ユーロの懸賞金をかけた。このように、暴力行為の展開には非常に恐るべきものがある。

ドイツの極左勢力は将来、その暴力行為によって、テロリストへの境界を越えてしまうのだろうか。実はドイツでは、80年代、90年代にそれをドイツ赤軍で経験をしている。彼らは当初、デパートに放火するといった行為しか行っていなかったが、その後、テロ組織となった。現在の極左勢力はまだそのような状況ではないが、将来的にテロ組織へと推移する可能性があるので、その行為をしっかりとモニタリングしていく必要がある。

2. ドイツにおけるイスラム・テロリズム

(1) テロ標的国としてのドイツ

「実在する社会主義」だけではなく、「実在するテロリズム」も既にドイツには存在する。今年（2011年）の9月11日に、ニューヨークのワールドトレードセンターやワシントンの国防総省等への同時多発テロからちょうど10年を迎えた。この同時多発テロは、新しい形のテロリズムのクライマックスであった。このような行為が成功したのは、犯人たちがグローバル化による様々な成果を利用したからである。国境を越えたネットワークの構築、世界中からのメンバーのリクルート、さまざまな資金源の利用、インターネットのよ

うな最新の通信手段の利用等により、あのような攻撃が可能となった。グローバル化がもたらしたこれらの成果は、残念なことに国際テロリズムにとっても重要な土台になっているのである。それにもかかわらず、9・11 の首謀者らは、彼らの攻撃を「アメリカナイズされたグローバリズムに対抗するリアクションだ」としたのである。

グローバル化は世界の距離を縮める一方で、どうやら正反対の方向へも作用するらしい。すなわち、先進国と発展途上国、富める者と貧しい者、政治家と国民、勝者と敗者、雇用者と被雇用者、西と東、北と南の距離をさらに引き離していく。それどころか、人間同士をも、信条や宗教によって分断していく。このように、グローバル化は諸刃の剣である。

現在、ドイツの公安にとって最大の脅威は、これもグローバル化の一つの結果であるが、イスラム過激主義によるテロリズムである。なぜならば、今やアメリカだけでなく、ドイツもその標的となっているからである。我々治安当局は今、特別な挑戦・課題に直面している。複雑で多面的なグローバル化を巧みに利用する相手に対して共同で対処できるように、各国治安・情報機関が国際的に協力することが不可欠となっている。

ドイツではこれまで、治安当局のプロフェッショナルな働きと国外パートナーとの緊密な連携によって、8 件の深刻なテロ計画を未然に防止することに成功した。もちろん幸運に恵まれたことも大きい。こうした経験を通じて、つらいことではあるが、ドイツにとっての脅威がここ 10 年で様変わりしたことを認識する必要がある。ドイツはイスラム・テロリストにとって、潜伏し、準備する国から標的国に変わってしまった。さらに 2001 年以降、ドイツのイスラム・テロ勢力の構成は変わってきている。国外のイスラム組織と緊密な関係を持つグループだけではなく、現在は独立した小集団が乱立し、さらには自ら過激化していく単独実行犯まで出現している。

ドイツ国民がこうした変化を認識したのは、遅くとも 2006 年 7 月の列車爆破テロ未遂事件からである。これは、ドイツで開催されたサッカー・ワールドカップの直後の事件である。この事件で 2 人の容疑者が拘束された。2007 年 9 月には、いわゆる「ザウアーラント・グループ」がテロを試みたことにより逮捕された。このザウアーラント・グループは国際テロ組織とのコンタクトがあった。ここで強調したいのは、ドイツは新しい課題に対処していかなければいけないということである。つまり、今ドイツは、宗教の名を借りたテロの標的となっているということである。

2007 年 9 月にザウアーラント・グループが逮捕されたのは、国際協力の成果である。早期に外国の治安当局と情報交換することができた。そのような早期の情報交換があったからこそ逮捕することができたし、ドイツ国内のアメリカ国民及びアメリカ関連施設へのテロ攻撃を未然に防ぐことができたのである。

2010 年の半ばから、アル・カーイダがアメリカやドイツを含むヨーロッパにおいてテロを計画しているという警告が強まってきている。アル・カーイダの創設者・指導者であるオサマ・ビンラディンが本年（2011 年）5 月初めにパキスタンで殺害され、8 月には、ア

ル・カーイダのナンバー3 と言われているアティヤ・アブドゥルラフマンが殺害された。また、アラビア半島のアル・カーイダの指導者であるアンワル・アウラキも９月に殺害された。アル・カーイダ組織の主要人物として拘束された中には、ユニス・アル・モーリタニもいた。これらはアル・カーイダに大打撃を与えている。しかし、イスラム過激派のテロリストは計画に忠実で、自分たちの計画をあきらめようとしない。ドイツでは、本年（2011 年）４月以降「デュッセルドルフ細胞」としてテロを計画していた３人が逮捕されている。彼らは、公共の場でテロを実行する計画を有していた。アル・カーイダの主要人物が殺害され、あるいは逮捕されたとしても、イスラム・テロリストの脅威は依然としてドイツに存在するのである。

(2) 単独実行犯、ホームグローン・テロリストの出現

ドイツではテロとの戦いが続いているが、残念ながら本年（2011 年）３月、イスラム過激派による銃撃テロが行われ、ドイツで初めての犠牲者が出た。フランクフルト空港において、狂信的な男が単独で２人のアメリカ兵を殺害した。その他２人が負傷している。銃の装填部の故障があったため、さらに犠牲者が増える事態は免れることができたが、どれだけ努力しても、なお大きなリスクが残っていることを痛切に感じさせられたテロ事件であった。

このフランクフルトの犯人は単独実行犯であり、犯行以前に治安当局の注意を引くようなことは一切なかった。この犯人は、これまでそれらしいイスラム・サークルに出入りしたこともなく、テログループの主要人物と接触したこともなかった。彼はインターネット上の過激なプロパガンダの影響を受けて、テロリズムへと傾倒していったのである。単独実行犯とその狂信的な行動は、世界中の治安当局にとって新しい難題となっている。

特に憂慮すべきなのは、アル・カーイダとアラビア半島のアル・カーイダが、インターネットを通じて「イスラム過激派のグループと連結することなく独力で、独自に計画したテロを西側諸国で実行せよ」と、この１年で何度もイスラム教徒に呼び掛けていることである。アラビア半島のアル・カーイダが発行しているインターネット・マガジンの『インスパイア』には、爆弾の製造方法が載っている。これは潜在的テロ犯に向けた大きな助けになる。

インターネットは社会的ネットワークを構築し、情報交換をすることができることから、単独実行犯が過激化するプロセスの中で決定的に大きな役割を果たしている。単独実行犯の大半はインターネットで過激化していく。しかも、その過激化のプロセスは、周りの社会や家族には気づかれない。インターネットは、グローバル化の主要な推進力となっていると同時に、テロリストにも大きな利益を与えている。インターネットは低コストで、ほぼ世界中の人々にアクセスすることが可能であり、また、ほとんど匿名でいることができる。これに対して我々の目標は、全世界での過激化プロセスとリクルート活動を早期に発

見していくこと、そして可能であればこれを阻止することである。早期の予防と介入によってのみ、潜在的な単独実行犯による危険を排除することができると考えている。

単独実行犯がインターネット等によって密かに過激化するのを阻止するために、ドイツの治安当局は、イスラム教徒とセキュリティー・パートナーシップを結んだ。このセキュリティー・パートナーシップは二つの目的を持っている。一つには、若者の過激化の問題について世間の注意を喚起することである。これにより、密かな過激化を早期に発見し、押し止め、阻止することができる。もう一つの目的は、ドイツのイスラム教徒からの支援を得ることである。ドイツに住むイスラム教徒からの支援は、二つの理由から極めて重要である。イスラム教徒は、家庭やいろいろな団体内、礼拝、説教、イスラム教の自己理解に関する対話、あるいはコーランについての議論の中で、我々よりも効率よくかつ早期に過激な意見を発見でき、当事者と話し合うことができる。これはやはりイスラム教徒だからこそできることだと思っている。さらに、イスラム教徒だからこそ警察ができないこともできる。例えば、過激主義に反対することである。イスラム教徒が反対してくれれば、政府当局が呼び掛けるよりもはるかに説得力がある。

その場合に気を付けていかなければいけないのは、当局との協力が裏切りや密告として受け取られないようにすることである。また、少数の信者がテロを行ったとしても、その信仰全体を差別することがあってはならない。そうではなく、政府当局との協力が過激化プロセスを阻止できる唯一の手段であり、これによって若者が暴力の道から離れ、社会に復帰できるということを、イスラム教徒に納得してもらわなければならない。

しかし残念なことに、ドイツで生まれ、ドイツで育った若者の中に、イスラム過激派の世界に属する者が増えていることが確認されている。ドイツで生まれ育った若者が、ある特定の宗教、社会、文化の影響を受けて、我々の価値規範を否定するようになっている。表面上、このような人たちは社会と融和しているように見えるが、周りに気がつかれることなく過激化し、突然暴力的ジハードに参加してしまう。このような若者は、社会や家族、友人との関係を断ち切っていく。予防措置、過激化防止措置によってのみ、こういった若者を社会に復帰させることができるのである。我々警察や情報機関が何をやったとしても、未然防止措置をしっかりやっていかなければ、成功を得ることができないのである。

(3) テロリストとしての訓練

ドイツのイスラム過激主義者の潜在的人数は、約１千人と見積もっている。そのうちの138人は、凶悪テロを実行する意思と能力を持つ危険人物として指定されている。さらに250人は、テロ訓練キャンプを既に訪問したか、あるいは訪問する予定がある人物であり、我々の大きな懸念材料である。ここ数年の傾向として、イスラム過激主義を信奉し、暴力行使を辞さない者の大半は、アフガニスタン・パキスタン国境付近を訪れ、テロリストとしての訓練を受けている。他の欧州の治安当局からの情報によれば、これはドイツだけに

限ったことではない。こうした人物の訪問先も多様化し、アフガニスタン・パキスタン国境地域に限らず、その他の地域にも広がっている。例えば彼らは、国際治安支援部隊(ISAF)の追跡や米軍の無人偵察機の追跡、厳しい生活環境を理由に、イエメン、イラン、ソマリア等に移動している。ドイツ国籍を持つ人々は、こういった国々のテロ訓練キャンプで訓練を受けた後、ドイツに戻ってくる。我々は、テロリスト訓練を外国で受けた人々を特に危険人物と見なしている。彼らは、過激化し、武器や爆発物の取扱いを訓練し、ネットワーク化され、武装し、ジハードに参加する意思と能力を持つ人物である。そのため、テロキャンプでの訓練を卒業した者の大半は、ドイツに戻ってくるとテロ組織メンバーあるいは支援者として活動してしまう。つまり、ドイツやヨーロッパにおいてテロ攻撃を実施する可能性を内包しているのである。

(4) インターネット

先ほどから繰り返し指摘しているとおり、インターネットによってグローバル化した我々の世界だが、インターネットはイスラム過激主義やテロ活動を助ける役割も果たしている。インターネットはテロ組織の中心的なコミュニケーション手段となっている。誰もがインターネットを使用できるため、テロリストやイスラム過激主義者は広範なフォーラムを形成している。インターネットはコミュニケーション・プラットフォームであるのみならず、宣伝媒体、訓練キャンプ、シンクタンクにもなっている。そうした意味で、個々人が過激化する温床となるのがインターネットである。

イスラム過激主義のテロリストが西側のものをすべて不当と非難したとしても、自分たち自身も最新の情報通信技術を駆使していると言えるのである。ほとんど世界中を網羅できるインターネットを駆使して、過激なデータをヨーロッパやアメリカを中心とした多数の国に配信している。また、テログループはヨーロッパやアメリカの人々に向けて呼び掛けている。ネット上で暴力を正当化するビデオメッセージを流したり、爆弾製造マニュアルを流したりしている。コンテンツのみならず、暗号化やカモフラージュといった技術的手法がますます巧妙化していることから、我々情報機関・警察の捜査はより困難になっている。このような状況の中、治安当局も国際協力し、専門知識を高めていかなければならない。いかにテロの技術的な課題に対応することができるのか、法律的にどのような対応が可能なのかということを定期的に検討していかなければならない。

(5) 結びに

我々は、ドイツの民主的で寛容な社会を誇りにしている。我々の社会は、開かれた自由な生活を可能としている。過激主義やテロに制限されてはならない自由な社会である。このような理由から、ドイツ政府は数日前に反テロ法を延長することを決定した。国民の自由、健康、生活が攻撃されないように守ることが、自由主義的な法治国家の義務である。

これこそが、国民が法治国家を信頼する前提条件になる。国が全力でこの義務を果たし、市民の自由と安全を効果的に守ることができれば、過激主義者やテロリストに勝利のチャンスはないだろう。

日本は国際テロ、とりわけイスラム過激主義のテロの攻撃を受けているわけでないことは承知している。第二次世界大戦の歴史的教訓から、ドイツも日本も、政党や団体、結社、小規模な宗教団体に対する自由の制限について非常に慎重かつ敏感である。このような注意深さは大変正しい態度であると思う。しかし、不注意であってはならない。例えば、インターネットによるテロリズムへの密かな傾倒、テロリストの移動、宗教的な過激化、ビデオメッセージの発信等の兆候を見逃してはならない。日本もドイツもアル・カーイダのビデオメッセージで、標的だと警告されている。日本にも米軍基地等標的となるようなところがたくさんあるだろう。ドイツは2001年9月11日の同時多発テロを機に、自分たちのシステムを批判的に自己検証し、相当な改善の必要性を確認した。自由世界の中で、テロリストにとっての潜伏や準備のための場を与えてはいけない。信仰心という隠れ蓑があったとしても、我々は注意しなければいけない。そのために、我々ドイツ、日本、そして世界各国の治安当局が協力して、新しい課題に対処していかなければいけない。

最後に個人的な意見を述べたいと思う。ドイツのテレビで、福島の事故等の悲惨な状況を見た。しかし一方で、日本の治安当局、なかんずく警察当局の方々がどれだけの勇気を持ってこの課題に対処していったのかを見た。日本人が持っている勇気、高い規律、やる気、モラルなどを我々は目の当たりにした。このようなことは世界各国で大変高い評価を受けたものと思う。皆様に心から尊敬の意を表し、私の講演を終わらせていただく。

我が国における反グローバリズム運動等への対応

警察庁長官官房審議官（警備局担当）
沖田　芳樹

1. 反グローバリズム運動が顕在化する以前の街頭闘争等の推移とその特徴

1950年代（昭和20年代後半）は、愛知県名古屋市における騒擾事件（大須騒擾事件）を始め、日本共産党による暴力革命路線に基づいた暴力的破壊活動が展開されていた。

1950年代後半から60年代（昭和30年代）には、日本共産党等の左翼政党、労働組合、極左暴力集団に指導された全学連等による安保闘争や基地反対闘争等、大規模な大衆運動の高揚が見られた。

1970年前後（昭和40年代）には、極左暴力集団が学生、労働組合、市民団体等を巻き込んで、学園紛争や安保闘争、沖縄返還闘争等過激な街頭武装闘争を展開し、爆弾闘争も行った。さらに、70年代後半以降（昭和50年代）には、極左暴力集団による成田空港の建設反対を掲げた、いわゆる成田闘争が一層過激化した。空港周辺での集団武装闘争のほか、非公然の部隊による従来の爆弾闘争に加えて、いわゆる飛翔弾（手製の迫撃砲のようなもの）や、時限式発火装置を使った街頭の場以外でのテロ、ゲリラが敢行された。

今申し上げたような闘争によって、少なからぬ数の警察官が殉職し、また、極めて多数の警察官が負傷した。冷戦終結以降は、沖縄基地問題や自衛隊の海外派遣、最近では原発問題等を捉えた党派を超えた大規模な大衆運動が取り組まれている。そうした中で、依然として極左暴力集団は、組織の維持拡大を図るために、本来持っている暴力性、党派性を隠した大衆運動を重点とする活動に取り組んでいる。したがって、現在では、以前あったような過激な街頭闘争は影を潜めており、集会やデモは表面的には概ね平穏な形で推移している。

これらの街頭闘争の特徴の一つは、組織的な統制の下で取り組まれていることである。また、これらの一部は共産党又は極左暴力集団の革命闘争の一環として取り組まれた。したがって、団結力、組織力を誇示し、対決色、党派性を前面に出した取組であったことも特徴として挙げられる。

2. 反グローバリズム運動の顕在化と抗議行動形態の特徴

反グローバリズム運動とは何かについては、いろいろな見方や捉え方があるし、皆さんもよく御存じだと思うので説明を省く。先ほどシンドラー局長からは、グローバリゼーションに対するドイツ国民の意識についてお話があった。日本において、一般国民がグローバリゼーションそのものについてどう評価、認識しているのかというのは、私にもよく分

からない。どちらかというと、それ全体について肯定的であるとか、否定的ということではなく、それは当然客観的に存在していて、それにどう対処、適応していくかという意識ではないかと考えている。ただ、グローバリゼーションの負の部分と言われる格差や失業、環境破壊等の社会問題については、それが特に身近な問題として感じられた場合には、大きな関心を示して、行動面に現れているのではないかと思う。グローバリゼーション云々に関して、政府レベルで書かれたものとしては、2001（平成13）年『通商白書』の中で、「グローバリゼーションの光と影」という形で取り上げられている。

(1) 反グローバリズム運動の顕在化と経緯

こうした反グローバリズム運動はいつ顕在化したのだろうか。1996（平成8）年のフランスのリヨンサミットのときに、人権団体や労働組合が「発展途上国からの搾取反対」、あるいは「劣悪な労働条件の改善」等を訴えて取り組んだのが始まりとされている。そのときは割合小規模な運動だったが、それが大きく顕在化したのが1999（平成11）年に米国シアトルで開催された世界貿易機関（WTO）閣僚会議に対する５万人規模の抗議デモであった。警察部隊に対する攻撃、店舗の破壊、火炎瓶の投てき、道路封鎖といった過激な抗議行動が行われ、500名近くが逮捕され、世界的にも注目されるようになった。

以降、G8・G20サミット、WTO、IMF・世界銀行総会等の国際会議の開催地又はその周辺において、反グローバリズムを掲げる勢力が、こうした会議は経済のグローバル化を推進するものとして抗議行動を展開し、一部が暴徒化する事案が続発するようになった。

これまでの海外における反グローバリズム運動を掲げる勢力による主な過激な行動について、簡単に御紹介すると、まず、2001（平成13）年７月のイタリア・G8ジェノバサミットでの抗議行動である。これは先ほど申し上げたシアトルのデモ以来の大規模な抗議行動になったことと、死者が出たことで大きな反響を呼んだ。次に2003（平成15）年６月のフランスのG8エビアンサミットである。このサミットは、いわゆるリトリート方式で、エビアンというリゾート地で行われたために、直近での抗議行動が難しかったので、最寄り都市のスイスのジュネーブ等が主な抗議行動の場となったのが特徴である。2005（平成17）年７月英国・G8グレンイーグルズサミットでは、先ほどのエビアンサミットと同様、これも会場がリゾート地であったので、最寄り都市であるエジンバラが抗議行動の場となった。2005（平成17）年11月、韓国・釜山におけるAPEC首脳会議では、米市場の開放反対を訴える農民団体、労組、市民団体等が主体となって激しい抗議行動を行ったことに、これまでと少し違う特徴がある。2005（平成17）年12月の香港・WTO閣僚会議では、１万人規模の抗議集会・デモが行われた。これは、韓国で米市場開放案が可決された直後であったので、韓国から香港に入った韓国の農民団体のメンバーが違法行為を行ったという特徴がある。ここでは、900人近くが身柄を拘束された。次は、2007（平成19）年６月ドイツ・G8ハイリゲンダムサミットであるが、これはシンドラー局長がお

詳しい。先ほど多数の抗議者、負傷者が出たというお話があったが、このときはブラック・ブロックといわれる黒装束の集団が過激な行動の中心となった。続いて、2009（平成21）年4月、英国・G20ロンドンサミットである。このときも過激な行動が行われて1人が死亡した。このG20サミットは、リーマン・ショックを機に開催された経済問題を話し合う会議だったために、反グローバリズム運動を掲げる勢力にとっては抗議行動の格好の標的となった。続いて2009（平成21）年4月の米国・G20ピッツバーグサミットにおいても大規模な抗議行動が行われ、次いで2009（平成21）年12月にデンマークのコペンハーゲンで行われたCOP15の抗議行動では、反グローバリズムを掲げる勢力だけでなく、環境保護団体が主力になった。それまでの国連気候変動枠組条約の会議では、それほど大規模な抗議行動は行われていなかったが、地球温暖化問題が大変クローズアップされていたために、大規模なものとなった。

これらの事例は反グローバリズム運動の全てを表すものではないし、もちろん過激な行動ばかりではないが、海外ではこうした大変過激な街頭活動も行われてきたことも御承知いただきたいということで御紹介した。

(2) 我が国における運動の顕在化と経緯

我が国における反グローバリズム運動がいつ顕在化したのかははっきりとは分からない。強いて言えば、2002（平成14）年9月に、いわゆるノンセクト・ラジカルグループと呼ばれる集団に属する約50人が、都内のIMF東京事務所（IMFアジア太平洋地域事務所）に対する抗議行動に取り組んだのが最初ではないかと考えられる。その後、2008（平成20）年7月の北海道洞爺湖サミットの際に、反グローバリズムを掲げるネットワーク組織が「G8サミットを問う連絡会」という名称で結成され、サミット直前に東京都内や札幌市内でデモに取り組んだ。7月5日の札幌市内のデモには、3,000から4,000名の人が参加したが、外国人と見られる人も100名ほど参加していた。このときには、違法行為を行ったということで4人が逮捕された。

また、2010（平成22）年11月に横浜で開催されたAPEC首脳会議の際には、北海道洞爺湖サミットとほぼ同じ団体で構成された反グローバリズムを掲げるネットワーク組織が結成され、デモに取り組んだが、結果的には平穏に終了した。

さらに、日本の反グローバリズム運動に取り組む活動家が、先ほど御紹介した釜山でのAPEC首脳会議、あるいは香港でのWTO閣僚会議、ドイツのハイリゲンダムサミットに伴う現地抗議行動に参加しているという実態がある。また、先ほどの北海道洞爺湖サミット、横浜APEC首脳会議の際は、海外の活動家を招へいし、受け入れるなど、国際的な交流も行われている。

(3) 反グローバリズム運動の主体

海外の反グローバリズム運動は、主に反グローバリズム運動に取り組む組織だけではなく、農民団体や労働組合、人権問題、反戦平和問題、貧困問題、環境問題等に取り組む市民団体、学生組織等と多種多様な組織が緩やかに連合して取り組んでいる。国内では、反グローバリズム運動に取り組む組織として、例えば、フランスに本部を置くＡＴＴＡＣ（国際金融取引に対する課税を主張する組織）の支部であるＡＴＴＡＣ　Ｊａｐａｎが 2001（平成 13）年に結成された。こうした組織だけではなく、海外と同様に左翼諸勢力の結集や組織の維持拡大を目指す極左暴力集団、あるいは、そうした既存の組織に属さない無党派の急進グループ、更には農民団体や反貧困団体、野宿者支援団体、消費者団体等もこれに取り組んでいる。

こうした団体は、国際会議等に伴って、組織だけでなく個人同士のネットワークを基盤として緩やかな連合体を形成し、抗議行動に取り組んでいる。したがって、私どもは反グローバリズム運動に取り組む主体については、「反グローバリズム団体」という呼び方ではなく、「反グローバリズムを掲げる勢力」という呼び方をしている。

(4) 反グローバリズム運動の特徴

反グローバリズム運動の特徴は、第一に党派性、国境を越えた横断的な取組を可能にする主張を内包していることである。貧困や格差、環境破壊等社会問題をもたらすグローバル化に反対するという主張は、既存の団体の主張と重複するところがあり、また、全世界が同様にこうした社会問題に直面していることから、党派性や国境を越えた横断的な取組を可能にしている。特に、冷戦終結以降、その運動に行き詰まりを見せている旧来の極左勢力にとっては、反グローバリズムの規制緩和反対や企業活動規制といった主張に、ある意味では反資本主義思想を重ね合わせ、あるいは、反グローバリズム運動が掲げる「もうひとつの世界（アナザーワールド）」に、革命思想を重ね合わせることが可能なことから、同調している面があろうかと思う。

第二の特徴として、インターネットの多用が挙げられる。これについては主義主張の展開、デモへの参加の呼び掛け、あるいは国際連帯の呼び掛けだけではなく、実際のデモでの取組戦術や警察への対抗手段等々について情報交換を行う際にもインターネットを多用している。特に、警察への対抗手段という意味では、抗議行動や警察の取締り活動を撮影してウェブサイトに掲載したり、リアルタイムで情報発信したりして牽制するといったことも行われている。こうしたインターネットの利用については、抗議行動に際して党派や主義主張を超えた幅広い参加者を募ることが可能であり、また、活動家同士の国際交流、国際連帯が容易であるという点で、反グローバリズム運動を特徴付けていると言える。

一方、インターネットあるいはソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で幅広く街頭活動への参加者を募る形態は、我々にとっては、実際にどれだけの規模での取組

になるのか予測が困難であるという警備上の問題を含んでいる。こうしたことから、反グローバリズムを掲げる勢力による抗議行動は、従来の団結力等を誇示し、対決姿勢を前面に出す、ある意味で統制のとれた従来の街頭抗議行動と比較して、緩やかな連合体として取り組まれるために、一般的に言って参加者は多数になる。実際に、主催者自らが予想していたよりも多くの人間が集まることもある。その主義主張は多種多様で、それぞれの参加者がばらばらで、あまり統制がとれていないことが特徴であろうかと思う。

実際に、その様子を見てみると、従来型のように横断幕や旗を広げてシュプレヒコールを連呼する者もいるが、最近では、いわゆるサウンドシステムを用いて、楽器を大音量で演奏するとか、仮装のような変わった格好をするといった、一見お祭り的な状況がうかがわれる。こうしたお祭り的な抗議行動は、海外では 1991 年ロンドンで、車がもたらす環境破壊に抗議する目的で始まったリクレイム・ザ・ストリート（道路を取り戻せ）運動の中で、道路や公共のスペースを占拠して音楽を演奏したり、サウンドシステムで音楽を大音量で流したり、あるいは露店を出すなどしながら、思い思いの服装で行動するといったことから始まって、それが世界各地に拡散したと見られている。

海外の場合は、その中に極左勢力、特に黒装束・黒覆面姿のアナーキストから構成される暴力的傾向の強い、いわゆるブラック・ブロックが参加している。こうした勢力が中心になって、会議場又はその周辺に押しかけ、道路を占拠したり、警察部隊への攻撃を試みたり、車両を破壊・放火したり、あるいはグローバリズムを象徴するような店舗、銀行等に対して破壊、放火、略奪等を行うといった、暴徒化する行動が半ば常態化している。さらに、場合によっては、群集心理等によって、他の参加者も巻き込んで事案が拡大する危険があるという警備上の問題が提起されている。なお、こうした過激な行動を行う者を支持するある日本人の言い分によれば、「こうしたものはあくまで非暴力である。警察に対する投石も、警察官は完全装備をしているのだから安全であり暴力的ではない。店舗の破壊についても、企業が社会に生じさせた犠牲に比べれば、店舗のガラスを破壊することなど何でもない。」とのことであり、身勝手かつ危険な主張である。

御承知のとおり、我が国では、特に国際会議等に伴ってその抗議行動が道路封鎖等の妨害行為や暴徒化する事態に発展した例はない。しかしながら、インターネット等を通じて、あるいは国内外の国際会議における抗議行動への参加を通じて、海外の過激な勢力と交流のある勢力がいること、そうした中には、海外における過激な抗議行動を取り入れ、模倣・実行しようとする勢力がいることから、やはり我々は十分な注意を払っていく必要があると考えている。

3. 最近の一般の街頭抗議行動等の現状

(1) 我が国における反原発デモ等の頻発・拡散

最近、各国で財政危機等に絡んだ様々な抗議行動が起きている。米国のウォール街の占

拠行動については、後ほどパネリストから御紹介があるようなので、私からは省かせていただくが、これに関連して、インターネットを通じて世界中に、まず 2011（平成 23）年 10 月 15 日の連帯行動が呼び掛けられた。当日は、米国各地や欧州、東アジアでも抗議デモが行われ、イタリアでは一部の者が暴徒化した事案が発生している。我が国では、都内や大阪で約 600 人が集会・デモに取り組んだ。また、10 月 29 日にも同様の呼び掛けがあり、これは特に金融取引税の導入を訴える世界同時行動ということであったが、国内では京都、愛知においてそれぞれ数十名程度の参加にとどまった。

一方、日本では（昨年）3 月に発生した東日本大震災に伴う原発事故の発生以来、反原発団体、あるいは環境保護団体のほか、極左暴力集団も、節目節目を捉えて反原発の集会・デモに断続的に取り組んでいる。この問題については、当然一般国民・市民の関心も高いことから、集会・デモには、多数が参加している。震災が発生したのが 3 月 11 日であることから、その 3 か月後の 6 月 11 日、半年後の 9 月 11 日に、それぞれ取組が行われた。例えば、6 月 11 日の「脱原発 100 万人アクション」においては、新宿で 3,000 人から 4,000 人、全国 38 都道府県で約 2 万 6,000 人が取り組んだとされている。また、インターネットを通じた呼び掛けによって、海外でも 10 か国 7,000 人が取り組んだということである。その後、9 月 11 日にも同様の取組があったが、このときは 6 月 11 日に比べると若干動員数等が減った。ところが、その 8 日後の 9 月 19 日に明治公園で行われた「9.19 さよなら原発 5 万人集会」には、一般の方も多数参加したが、労働組合が組織的な動員を行ったため、3 万人以上がデモ・集会に参加し、原発事故以降、さらには近年においても最大規模の取組となった。

これは反グローバリズム運動も同じだが、これらの取組の特徴はインターネットやツイッター等を利用して幅広い参加を呼び掛けるとともに、デモをしている状況を配信して更に参加を呼び掛ける。そして、党派性やセクト色は前面に出さないという取組が行われている。また、原発あるいは放射能問題という、一般市民にとって非常に身近で喫緊の問題がテーマになったことから、若者や女性、子供連れの方も多く参加している。こうしたことから、一般市民のデモ参加に対する心理的ハードルが低下している。これまでは、どちらかというと組織の判断の下に組織として参加する者が多かったが、個人の判断に基づき、それぞれの思いを持って取り組んでいる者が増えている。実際に見てみると、反原発デモといっても、原発の問題だけではなく、いろいろな主義主張を訴えている。こうした統制の緩いデモでは、ちょっとしたことがきっかけで群集心理等によって集団的な違法行為に発展することもある。あるいは、そうしたことに至らなくても、いわゆる雑踏事故のようなことが起きる可能性もあろうかと懸念している。

(2) 街頭抗議行動等におけるソーシャル・ネットワーキング・サービス等の多用

2011（平成 23）年 8 月にロンドン等において若者等による暴動が起き、英国国内で広

がった。このときは、スマートフォン「ブラックベリー」の匿名メッセージ送信サービスを利用して、次々に集結時間や場所を指定して、店舗の襲撃、略奪が行われた。その暴動が英国各地に急激に拡大したことから、英国政府において SNS の規制を検討する事態になるなど、問題が生じている。

こうした形だけでなく、特にヨーロッパを中心に、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じた呼び掛けに応じて、特定の場所と時間を指定して多数集結して何らかのパフォーマンス、変わった例では、例えば一緒に傘を開く、買い物用のカートを放置する、あるいはダイ・インをするといったパフォーマンスを行い、短時間で解散する「フラッシュ・モブ」という街頭抗議がたびたび行われている。

米国で行われた G20 ピッツバーグサミットでは、警察無線の傍受によって把握した警察の動きをツイッター等を使って仲間に知らせて、参加者に抗議行動の動きを指示していた。米国では警察無線の傍受自体は可能だそうだが、このことにより逮捕者が出たという事案も発生している。

御案内のとおり、日本ではこうした集会・デモに対する法的なコントロールとして、法律では道路交通法、条例では各都道府県等で制定されている公安条例がある。東京都を例にとると、72 時間前に警察署長を経由して東京都公安委員会に許可を申請する。許可と言っても、実質的には届出制に近い。インターネットや SNS を利用したデモへの参加呼び掛けがますます盛んになると、意図的にせよそうでないにせよ、主催者不明というか、主催者不在の集会・デモとなる可能性もあり、無秩序な事態が生じて現場が混乱するおそれもあるのではないかと考えている。

4. 反グローバリズム運動等への対応

そもそも私ども警察は、当然のことながら、反グローバリズムの考え方そのものを危険視するものではないし、その活動が公共の安全と秩序を侵害しない限り、これに関与するものではないことを申し述べたうえで、反グローバリズム運動への対応の全体をまとめて御説明したい。

先ほどから何回も申し上げているとおり、反グローバリズム運動を掲げる勢力による集会・デモは、非常に統制の緩やかな、多数の参加によるお祭り的な形での抗議行動に取り組む。海外では、その過程でブラック・ブロック等の一部過激な者による暴徒化が半ば常態化している。我が国では今のところこうした事案は発生していないが、海外の過激な勢力と交流があり、あるいはそれを模倣、実行しようとする勢力が存在することも事実である。

一般の街頭抗議行動についても、欧米においては各種抗議行動が頻発しており、我が国でも今申し上げたような統制の緩やかなお祭り的なデモが盛り上がっている。インターネット、SNS の多用による急速な事案の拡大の可能性があることから、現下の情勢としては、

規模の予測の困難性、あるいは突発事案の発生・拡大・悪化の危険性等の問題が提起されており、警備上の大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえて、私どもの対応として、第１に、情勢の迅速・的確な把握及び海外活動家との交流状況の把握のためのネット情報も含めた情報収集の徹底、そして極左暴力集団の介入状況の把握が挙げられる。

第２に、突発事案、あるいは暴徒化に備えて、実際に警備にあたる警備部隊と捜査部門が連携した態勢の確立と、実戦的訓練の実施である。

第３に、海外における過激な抗議行動の我が国への波及性を念頭に置いた、海外の関係機関との緊密な情報交換等の対応が必要であると考えている。

終わりに、2012（平成24）年10月、日本においてIMF・世界銀行総会が予定されている。このIMF及び世界銀行は、国際金融機関の立場からグローバリゼーションを推進しているとして、従前から反グローバリズムを掲げる勢力の恒常的な抗議対象になっている。御紹介したとおり、海外においては、抗議デモの過程で警察部隊との衝突、店舗破壊等の暴動も発生している。また、我が国の反グローバリズム運動が顕在化したのも、2002（平成14）年におけるIMF・世界銀行に対する抗議行動であったと見ることもできることから、このたびの総会を捉えて、何らかの取組が行われるものと見ている。このため、私どもとしては、今後、各国の関係機関とも十分に連携し、情報収集を始めとした諸対策を推進し、万全を期してまいりたいと考えている。

【パネルディスカッション】

反グローバリズム運動の最近の特徴

(財) 公共政策調査会　第１研究室長
板橋　功

1. アメリカにおける反格差デモの現況報告

最近、会議出席のためにニューヨークへ出張し、その際、今話題となっているウォールストリートのデモを視察してきたので、まず始めにその御紹介をしたい。

(1) 2011 年 10 月 13 日、14 日　ウォール街

ウォールストリートでデモを行っているとの報道であったが、実際には、ウォールストリートにはほとんど人がいなかった。ウォールストリートは、騎馬隊が出動し、証券取引所の前の通りは完全に封鎖されていた〔写真１〕。ここでは、チェックポイントが設けられており、ＩＤ等のチェックを受けて中に入る形になっていた〔写真２〕。

写真１

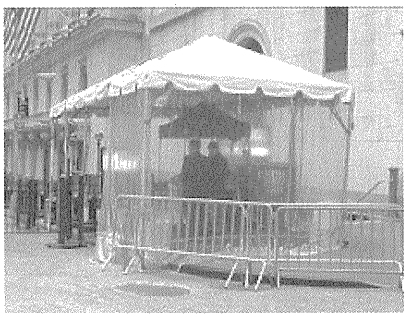
写真２

では、デモをやっていた者たちはどこへ行ってしまったのか。彼らは、ウォールストリートから２ブロック離れた、ちょうどワールドトレードセンターの跡地とウォールストリートの間ぐらいの公園に、完全に閉じ込められていた。公園の柵の周りは、ほとんどニューヨーク市警察が囲っており、その周りから見物客が見ているという状況であった。公園はかなり広く、警察官ものんびりとやっている印象であった。公園内では、楽器を鳴らしたりして、まるでお祭りのような騒ぎであった。プラカードを掲げたり、“OCCUPIED WALL STREET JOURNAL”と称する新聞を発行し、配ったりしていた〔写真３〕。

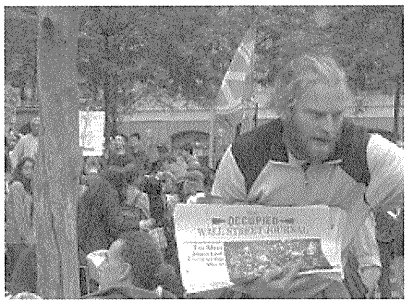
写真３

目新しい装備資機材としては、タワーのようなものが使われていた〔写真４〕。この上部にカメラが付いており、中には人が入れるようになっている。ビデオを撮ったり監視したりできる新しい警備用のツールで、下部にはジェネレーター等が付いていた。これは折りたたみ式で、

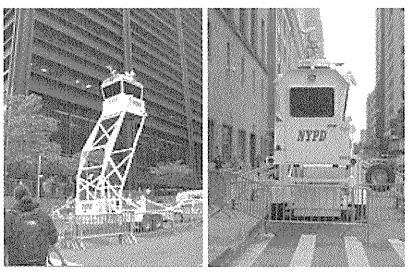

写真４、５

牽引して移動が可能である〔写真５〕。

(2) 2011 年 10 月 15 日　タイムズスクエア

土曜日にタイムズスクエアで大きな集会があったので、潜入取材をしてきた。人がごった返しており、座り込んだりしながら、タイムズスクエアを占拠している〔写真６〕。いくつかのグループが、それぞれの主張をしながら気勢を揚げていた。彼らの主張は、本当にまちまちであった。

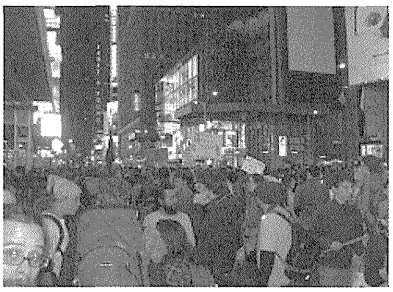

写真６

一つ興味深かったことは、タイムズスクエア周辺は結構狭い通りであるが、ニューヨーク市警察がフェンスを作り、デモ隊をどんどん道路の端の歩道側に寄せて、車を通そうとしていたことである。おそらく意図的にやっているものと思われる。ここの通りを車両通行禁止にしてもなんら問題はないはずであるが、車を通すことにより、デモ隊の集まれる場所を少なくしているのだろうと思われる〔写真７〕。

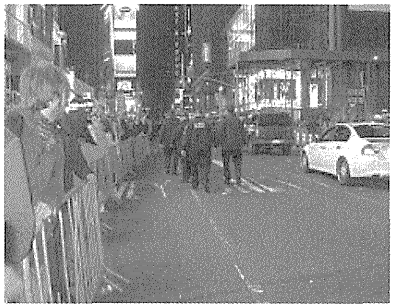

写真７

この日のデモは、比較的和やかな感じであり、過激な行動をする者はほとんどいなかった。私自身、危険をほとんど感じることもなく、かなり平和的という印象を持った。ただ、人がかなり多かったので、将棋倒しになると怖いとは思った。車やバスの通行も混乱なく始まり、道路上の秩序は完全に警察側がコントロールしているように見受けられた。

私は歩道を通りながら視察していたが、デモ隊と観光客、あるいは見物人が入り乱れている状況であった。歩道には多くの見物客や観光客が滞留し、見物客なのかデモ隊なのか見分けがつかない状況で、人でごったがえしており、正にお祭り騒ぎという感じのデモであった。

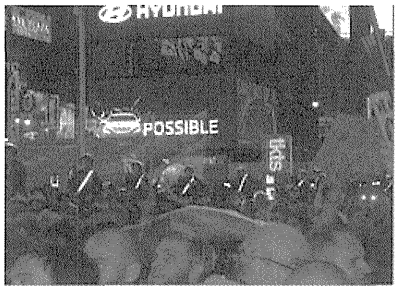

写真８

もう一つ、非常に興味深かったことがある。〔写真８〕の中で、蛍光色の装備を付けた人たちが並んでいるが、何かお分かりだろうか。実はこれは騎馬隊である。騎馬隊が 20 騎ぐらい整列している。タイムズスクエアの通りに騎馬隊を並べて、その横を車が通る形になっている。騎馬隊を活用してこのような交通規制をしている状況が印象的であった。

タイムズスクエアから数十メートル離れたところでは、重武装とは言えないものの、装備を固めた機動隊とデモ参加者がもみ合っているところがあったが、それほど大

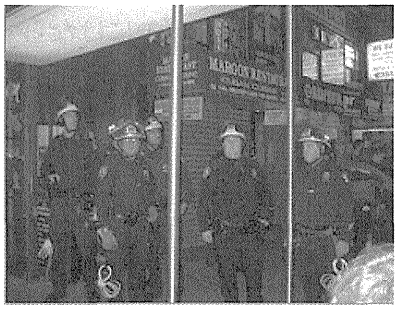

写真９

きな危険は感じなかった〔写真９〕。

タイムズスクエアから１ブロック離れた通りは、警察車両だらけで、よくもここまでパトカーや警察車両があるものだと思うぐらい、ずらっと並んでいた。まさにニューヨーク市警察総動員といった状況であった。

先ほどご紹介したとおり、「ウォールストリートのデモ」と言っても、ウォールストリートにはほとんどデモ隊はいなかった。完全に公園に閉じ込められており、警察によって管理をされていた。タイムズスクエアのほうも、人は多いがそれほど危険なデモとは感じなかった。ニューヨーク市警察は、いずれ寒くなれば解散していなくなるだろうともくろんでいるようであったが、最近、ニューヨークで 10 月としては 50 数年ぶりの積雪があり、そのときのデモ隊のようすをテレビのニュースで見たが、みな毛布等を持ち込んでいた。デモ隊は、このテレビのインタビューの中で、「越冬できるように今一生懸命毛布や防寒具を集めているのだ」と語っていたが、ニューヨーク市警察のもくろみどおりに事が運ぶのか、あるいは解散せず越冬できるのか、私もよく分からない。

余談であるが、ニューヨーク市内、特に公園の周辺には多くのセキュリティーカメラが設置されており、。「Security Camera in area（このエリアにはカメラがあります）」と表示されている〔写真 10〕。

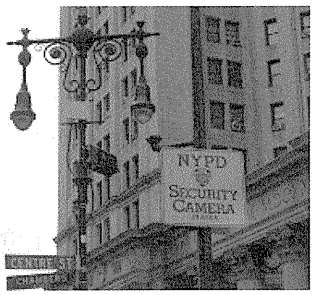

写真 10

2. シアトルＷＴＯ会議における反グローバリズム運動

国際会議に際して、過激な反グローバリズム運動が行われた最初の会議が 1999 年のシアトルでの WTO 会議であり、このときには大きな暴動にまで発展した。先ほどお話ししたウォール街やタイムズスクエアでの抗議行動とは少し違った状況であったように思う。私はこのデモの後、シアトルに調査に行ったが、この暴動では、ナイキやスターバックスの店舗が破壊された。これ以降も、マクドナルドやスターバック、ナイキといった国際企業は、このような暴動の際には攻撃対象となっている。

この概要を簡単にご紹介すると、1999 年 11 月 26 日からの WTO 総会に合わせてデモが始まった。11 月 26 日はそれほど大きなデモにはならず、一番大きなデモは 11 月 30 日に発生した。これはかなり計画的な行動で、ブラック・ブロックという、まさに黒ずくめの者たちが扇動していたという証言がある。

WTO 会議が開かれるコンベンションセンターに向かって、朝８時頃から５つの方向からデモ行進が始まった〔図

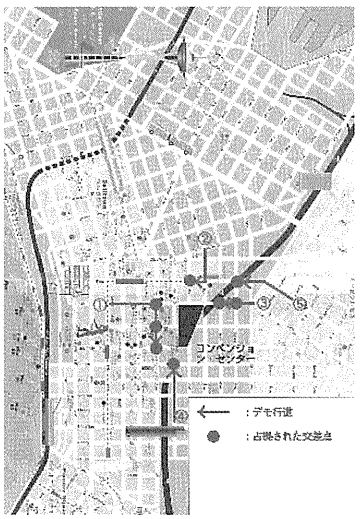

図１

１参照]。この図の丸印は占拠された地点を表す。コンベンションセンターの周りの交差点はデモ隊に占拠され、代表団が入れないような状況になった。

このWTO会議におけるデモ参加者は５万人、逮捕者は600人、投入警察官は445人、７日間で700万ドルの警備費用がかかったと言われている。このWTO総会については沖田審議官からも御紹介があったが、こういった抗議行動（国際会議等に際しての抗議行動）の走りとなった事案であった。翌（2000）年４月には、シアトル警察がこの対応についての詳細な報告書（アフター・アクション・リポート）[1]を発表している。ご関心のある方は、当時の状況が詳細に記載してあるので、これを御覧いただきたい。

今回のウォールストリート等におけるデモは、その運動形態等において、シアトルの例とは随分違う。ただ、今回についても、世界的に連鎖し、波及するという点では、当時と同じようなものを感じる。

3. 最近の特徴

これまでの種々事例については、すでに沖田審議官が御発表されているので、私は問題提起を含め、最近の特徴を二点ほど指摘したいと思う。

まず、一つ目の特徴として、最近のこういった運動は「玉石混淆」であるという点である。先ほど、タイムズスクエアとウォールストリートの例を見ていただいたが、まさに一般の市民から活動家までが同じ場所で抗議行動を行っており、玉石混淆が一つの特徴だろうと思う。先ほどの沖田審議官の御指摘にもあったように、日本でも最近の反原発運動等では子供連れのお母さんまで参加しているし、右翼から左翼まで同じ場所で抗議行動を行っているというように、人の面から捉えても、玉石混淆という状況がある。

目的も多様化しており、一つの場所にいろいろなイシューを持った集団や人が集まってくる。反グローバリズムであったり、環境問題であったり、雇用・労働問題、貧富の格差、通貨問題といった異なったイシューを持った人たちが、同じ場所に集まって、それぞれがそれぞれの目的をもって抗議行動を行っている。

さらに、抗議行動の手法もさまざまであり、合法から非合法まである。今回のニューヨークのデモは、一部逮捕者も出ているものの、これは若干の誤解が原因のようである。現地で聞いてみると、当初ブルックリン橋で700人逮捕されたが、これはいろいろな誤解から逮捕に発展してしまったとのことであった。その説明は長くなるので省略させていただく。今回のニューヨークの抗議行動では、比較的平穏な活動をしているが、平和的なデモにおいても、時として店舗の破壊、あるいは道路の不法占拠、鉄道の往来妨害といったいろいろな行為が入り混じる。このように、抗議の手法もまた玉石混淆である。

それゆえに、当局としての対応が非常に難しくなっている。特に、子供連れの一般市民

1　http://www.seattle.gov/police/publications/WTO/WTO_AAR.PDF

も参加し、極左も参加しているといった場合の対応は非常に難しいであろう。また、考えておかなければならないのは、普通の純粋な市民だからといって、何かの拍子で火がつくと、あるいは意図的に扇動されると、暴徒化する可能性もあるということである。そうした観点からすると、玉石混淆という特徴は、当局の対応を非常に難しくしていると言える。

表1[2]は、その後に起こったチェコで開催された IMF 総会における暴動など、いくつかの事例における抗議行動について、合法から非合法までいろいろな抗議活動の状況があることを示した表である。抗議行動の種類を、「平和的抗議行動」、「非暴力直接行動」、「暴力的抗議行動」の3つに分けて整理を行った。暴力的抗議行動とは、非常に違法性が高いものを指し、平和的抗議行動とは届け出がなされて平和裏にデモを行なうものを指す。非暴力直接行動とは、先ほど沖田審議官からも御指摘があったが、非暴力だからといって必ずしも警察官に向けて石を投げないわけではなく、警察官等の当局者には石を投げても「非暴力である」という彼らの勝手な論理の下に行われるのが非暴力直接行動である。ゆえに、非暴力直接行動には、違法な手法がかなり含まれている。

表1　抗議行動の種類と具体的な抗議活動

合法・違法	抗議行動の種類	具体的な抗議活動
合法	平和的抗議行動	・ 届出され、あるいは許可されたデモ行進や集会 ・ 無届け、あるいは無許可のデモや集会であるが、暴力的ではない ・ 事前には、平和的抗議行動を掲げていても、結果的に一部の参加者が扇動されたりして、暴力行為等を行う
	非暴力直接行動	・ 届出され、あるいは許可されたデモ行進や集会 ・ 無届け、あるいは無許可のデモ行進や集会 ・ デモ行進や集会等により、交差点等を占拠して交通を遮断する ・ バナー等を建物等に吊り下げる ・ 人の鎖等で建物等を包囲する ・ パイポット、トライポットを使用する ・ 自らを建物等に固定する ・ 交差点、道路での焚き火 ・ 代表団等の往来の妨害や取り囲み ・ 規制区域への侵入 ・ 建物への侵入、占拠 ・ 警察官への抵抗や警察活動の妨害行為（但し、物理的な攻撃を伴わないもの） ・ 違法行為者の逮捕妨害 ・ 警察の動向の監視 ・ 警察活動の撮影（ビデオや写真による） ・ 警察無線の傍受や撹乱行為 ・ 逮捕時の非協力 ・ 事前には、非暴力行動を掲げていても、結果的に一部の参加者が扇動されたりして、暴力行為を行う。
違法	暴力的抗議行動	・ 建物や器物、車両等の破壊行為 ・ 店舗等への襲撃や略奪行為 ・ 警察官に対する石やピン等の投てき ・ スリング・ショットでボール・ベアリング等を飛ばす ・ ゴミ箱等への放火 ・ 建物等への落書きやペインティング

最後に、もう一つの最近の特徴としては、「リアルタイム性」を持つという点である。これは、情報通信やメディア機器の進化、あるいはソーシャル・メディアの発達等が背景にある。1999年のシアトルの WTO 総会の頃は、インターネットのホームページでデモの告知がなされ、人が集まるというパターンであったが、最近ではツイッター等によって、リアルタイムで、「ここに集まれ」、「ここからこっちに移動しろ」といった形で指示が出ている。従うか従わないかは別として、それによって人がどんどん動員されたり、誘導されたりする現象が起きている。したがって、当局もそうした情報をモニタリングしながら、リアルタイムで対応を迫られることになっていくであろう。

2　公共政策調査会「海外在留邦人の安全対策に関する調査研究　～NGO 活動に伴う違法事案～　（平成13年3月）　p108

米安保思想の変遷と反グローバリゼーションへの対応

日本経済新聞社編集局国際部編集委員　兼
日本経済研究センター・グローバル研究室長
春原　剛

私は、日経に入って二十数年勤めているが、そのうちの半分ぐらいはアメリカのワシントンで勤務している。今はインターネット等の通信手段が発達したおかげで、ほぼ毎日のように電話やインターネットを通じてアメリカの安全保障関係の人たちと意見交換をしている。国内でも日頃外務省、防衛省、内閣官房の方々とのおつき合いが多いので、そういったつながりから今日はこの場に呼ばれた。私は国内の治安の専門家ではない。ただ、アメリカで勤務する中で、アメリカの対外的なセキュリティー（安全保障）だけではなく、国内治安維持という意味でのセキュリティーも少しは見聞きしてきた。そういったことをお話しさせていただければ、少しはお役に立つのではないかと思い、今日、お受けした次第である。

今日お話ししたいことは三つある。一つは、冷戦が終わった後、アメリカの安全保障思想はどのように変わったのか。二つ目は、アメリカが、対外的にも国内的にも痛手を負ったイラク戦争から何を学んだのか。三つ目は、既に何人かの方が触れられているが、現在進行形の反ウォールストリートの運動について、いったいどこに根源があるのか、私なりに考えたことをお話しさせていただきたい。

1. 冷戦後の安保構想

第一に、安全保障の思想の変遷である。私は1999年のシアトルWTO会合の頃からワシントンに駐在していたが、ちょうどその頃（2000年当時）、ブッシュ（息子）とゴアが大統領候補としてぶつかっていた。そして、その中で、「アメリカの脅威は、伝統的な縦割りの脅威から、21世紀型の横割りに変わるであろう」と言われていた。縦割りとは、例えばロシアとの冷戦をどうやって勝ち抜くか、あるいは中国の台頭にどう備えるか、北朝鮮の核武装をどう封じ込めるか、といったことだと思っていただければよいと思う。一方、21世紀型の横割りとは、例えば国際テロリズム、地球温暖化、エネルギー問題、人権擁護、あるいはその延長線上として、今回の主要テーマである国内の治安の問題等が掲げられていた。この横割りの問題を重視していたのは、皮肉なことに、負けた民主党のゴア陣営だった。ゴアのスタッフはこれにかなり力を入れていた。スタッフの中には何人か友人がいたが、「春原、これからはこっちだ。共和党のブッシュのやつらは古いから、いまだに中国だ、ロシアだと言っている。あいつらは絶対にポカをやるぞ。」と言っていた。そして、彼らは実際にポカをやったわけだが、そういった意識は当時から、アメリカの知識人の中に

もかなり浸透していた。

その頃言われていたのは、「超大国のパラドックス」という理論である。アメリカは、ソ連がなくなって、唯一のスーパーパワー（超大国）になったが、大きくなればなるほど「大男総身に知恵が回りかね」で、蜂の一刺しに弱い。Asymmetric warfare（非対称の戦争）について、「非対称の力に対して、脆弱性が非常に高まるのではないか。その備えをしなければならない。」ということで、有名なハーバード大学のジョセフ・ナイたちが提唱したのは、「ソフトパワー」という概念であった。彼らは、「光り輝く宮殿のようなアメリカの考え（文化、政治的な理想等）を世界に見せれば、力を行使しなくても、みんな自ずとアメリカについてくるであろう」という発想を唱えたが、当時のブッシュ政権の重鎮たち、特にラムズフェルド（国防長官）は、「ソフトパワー？なんだ、それは。そんなもので世界が平和になれば苦労しない。」と言い放った。それ以来、ナイとラムズフェルドは犬猿の仲である。当時は、ラムズフェルドだけではなく、ブッシュの側近であるライス（国家安全保障問題担当大統領補佐官）も、「アメリカの価値観こそがユニバーサルな価値観なのだ」と言っていた。アメリカナイゼーションがグローバリゼーションになったという批判が飛んでいたにもかかわらず、アメリカの当時の権力者たちは、かなりこのユーフォリア（根拠のない幸福感）に浸っていた。結果は、ご存じのように、同時多発テロが起こったのだ。

その後ブッシュ政権を襲ったのが、これもご記憶にあるものと思うが、カトリーナという台風だった。このとき、ルイジアナ州ニューオリンズの相当な地域が水没し、暴動が発生した。今年４月に、日本経済新聞の「私の履歴書」という連載記事において、ブッシュの回顧録を掲載した。実は、私はそのゴーストライターだったので、ゴーストライトする前に、ブッシュに会いに行っていろいろと話を聞いた。彼は、このインタビューの過程で、このルイジアナの件は本当に悔いが残ると語っていた。なぜならば、連邦軍を早い段階で出動させることができなかったからだ。ご存じのように、アメリカには日本の機動隊に直接当てはまるような組織がなく、あの事態は既に地元の州兵や警察で対処できる規模のものではなかった。ところが、当時のルイジアナ州知事は女性で、かつ民主党であった。我が国も、沖縄県知事が沿岸部を埋め立てる許可を出さないので、普天間の移設ができないなどの事情があるが、アメリカはさらに地方自治が進んでいるので、州知事が大統領に要請をしない限り、大統領も連邦軍を派遣できない。ブッシュは「女性の知事でしかも民主党だ。黙って俺の言うとおりにやれと言ったら、政治的に相当反撃を食らってしまうので手を出すことができなかった」としみじみ言っていた。その結果、暴動、レイプ、強盗が頻発し、ブッシュは批判を浴びることとなった。ゴアたちの思想から、ブッシュ政権がイラクへと向かう過程で、アメリカは既にいろいろな試行錯誤を重ねていたのだと思う。

2. イラクの教訓

ソフトパワーを頭から否定したラムズフェルドは、最近お忍びで来日し、安倍晋三さん

や麻生太郎さんという、いわゆる右系の友人と秘密会合を持った後、ぱっと帰っていったが、その後たまたま会うことができた。話を聞いたところ、彼自身が「新しい脅威は、ネットワークであり、過激な思想であり、国際テロリズムだ」と主張していた。これは、今日のテーマである過激な反グローバリズム運動においても全く合致する、根源というか温床なわけだ。それに対応するには、板橋さんやシンドラーさんもおっしゃっていたが、やはり国際的なネットワーク、特に情報網を構築することが一番である。ラムズフェルドは安全保障の専門家なので、軍事、武力行使、戦争という事態を想定してものを言っているが、これは国内事案に関しても当然当てはまることであり、情報の共有は非常に大事なのである。

イラク戦争のとき、あるいはアフガニスタン戦争のとき、アメリカは有志の連合を結成した。皆さん、覚えていらっしゃるだろうか。つまり、アメリカは、国連安全保障理事会はもう頼りにならないと考えたのである。父親のブッシュが起こした湾岸戦争のように、「安保理の決議をこつこつ積み重ねていってサダム・フセインを追い詰めても、もう時間切れだ。同じような考えを持った国々（ブッシュ（息子）はLike thinking nationsと呼んでいる）で集まってやろう」といって、イラク戦争に突入した。ラムズフェルドがネットワークを共有するべきだと私に言ったとき、彼は全く同じ"Like thinking nations"という言葉を使ったのである。このとき彼は、自分の専門分野である安全保障に関して、中国を封じ込めるために同じ民主主義思想を持ったインド、オーストラリア、タイ、フィリピン、韓国、日本等々で情報を共有しようと言外に言ったのであるが、国内の治安問題に関しても、Like thinking nationsのネットワークは、おそらくこれから注目されるのではないかと思う。

イラクからもう一つ学んだことは、COINストラテジー（戦略）である。当時の駐留軍司令官だったペトレイアスという人は、今はCIA長官になったが、この戦略は彼がCIA長官になる前にまとめたものである。COINとはCounterinsurgency（暴徒対策）である。イラクで米軍が散々苦労した経験を基に、どうやって暴徒に対応したらいいかということを非常に子細にまとめているリポートである。簡単な要旨だけ御紹介すると、地域の住民と慣れ親しみ、地域の治安維持部隊を早く組織して、それに適切な訓練を施すということである。このCOIN戦略は、これから重要だろうと言われている。なぜブッシュ政権がイラク問題で失敗したのか。当初の戦争は成功したし、サダム・フセインも結果的に捕まえた。しかし、その後の治安維持を甘くみたことが決定的で、実はそこにラムズフェルドの落とし穴があった。それを反省材料として、COIN戦略ができたのである。

3. 反ウォール街運動

最後に、反ウォール街の問題である。これは、今回ここに立たせていただくにあたって、アメリカ大使館のいろいろな人間に聞いて回った。FBIのアタッシェ等にも、何かいい話

や参考書はないかと聞いたが、彼らの反応は冷たかった。しかし、一つだけ、ワシントンDC警察の暴徒対策のマニュアルのことを教えてくれた。これは2011年1月20日に改訂されている。合衆国修正憲法第1条（The First Amendment）に言論の自由をうたった条項がある。ご存じのようにアメリカは自由の国である。言論の自由にいかに触れることなく物事を進めていくかがアメリカ政府の基本になる。2004年にこのThe First Amendmentが改正されたことにともなって、ワシントンDC警察がどうやって暴徒対応をしていったらいいのかをまとめた新しいマニュアルができた。その1年前、2003年には、陸海空海兵隊4軍がまとめたノン・リーサル・ウェポン（殺さない兵器）の報告書が作成されている。

これは何を意味するのか。思うに、アメリカはイラクで相当な痛手を被って、これからのアメリカ軍のミッションは、国外はもちろんのこと国内においても、こういった殺さない兵器を使うことや、先ほど述べたコイン戦略といったものが、どんどん必要とされるであろうという問題意識が強まっていった証ではないか。

今のウォール街の動きは、実は約3年前にオバマ大統領を生み出した“Yes, We can.”のムーブメントと大体同じだという見方がアメリカには多く存在する。先ほど申し上げた2000年の大統領選挙もそうだったが、アメリカの大統領選の投票率は有権者の5割を切っている。ゴアとブッシュはそのうちの半分を争った。前回のオバマとマケインの場合では、もう少しオバマの獲得票数が多かったものの、ここ数回の大統領選挙では必ず2分の1の2分の1、つまり4分の1を争っている。

スイング・ボーダー（無党派層）、怒れる中間派などと言われる人たちをいかに取り込むかが、大統領選の勝敗を決める決定的な要素になっている。今、この人たちはどんどん膨れあがっている。これは日本において「民主党も嫌だ、自民党も嫌だ」という人が多いのと同じで、「共和党も駄目だ、民主党も駄目だ」と怒れる浮動票がどんどん膨らんでいるのである。そこをうまくガッとつかんだのが、オバマの“Yes, We can.”だった。しかし結局、現政権が自分たちの要求を満たしていないということで、その怒りのはけ口として、今のアンチ・ウォールストリート・ムーブメントになっていると見ていいのではないかと思う。

今日（2011年11月1日）の日本経済新聞の国際面に、ワシントン支局長の大石格氏が原稿を書いている。その中で興味深いのは、オバマキャンペーンに関与している女性のコメントで、「ウォール街の反対運動は私たちもいろいろ関わっているのよね」と言っていたことである。これはもう語るに落ちたということだろう。これも大石記者が書いてきたことだが、オバマは再選するために、反共和党、反ビッグビジネスに加え、反ウォール街をあおることによって、浮動票をもう一回自分に取り込むことを狙った選挙キャンペーンを張るのではないかと言われている。ということは、今のウォール街の反対運動は、実は為政者の一部が絡んでいる可能性がある。実は反対運動の裏には、非常に複雑な構造が隠されているのではないかと思うのである。

したがって、こうした運動は一過性で終わると言う人もいるが、私は一過性では終わらないだろうと考えている。つい最近、アメリカのブルッキングス研究所というシンクタンクのタルボット所長ともそういう話をしたが、彼も多分そうだろうと同意していた。アメリカの共和党右派の中には、「ティーパーティー」という非常にラジカルな右派の思想集団がおり、市民運動を展開しているが、一方で、反ウォール街のムーブメントは左のほうで非常に過激になりつつある。おそらく、先ほど申し上げた、共和党にもノー、民主党にもノーという人たちの不満が、ここでマグマのようにどんどん大きくなっていくのだろう。これは今後アメリカの社会、治安、国際姿勢に対しても大きな影響を与えるのではないかと思っている。

最後に、シンドラー局長が、冒頭の基調講演においてドイツの例を挙げ、今の極左のグループは反軍国主義かつ反抑圧主義で、現在の体制や資本主義、市場経済を否定すると言っておられた。私は、最近日本で有名なジャスティス（正義）の哲学を唱えるマイケル・サンデル氏と交流があるが、彼は間もなく「市場と道徳（Market&Moral)」に関する本を出す。彼はそこで、ウォール街の行き過ぎた貪欲経済を直せと主張している。あまり知られていないが、彼はオバマ大統領が誕生する際、強力に後押しをした。しかし今、彼はがっかりしている。オバマ政権にはそういった動きが全然ないからである。これは当然でのことで、オバマ大統領の経済顧問はロバート・ルービンである。ご存じの方もいると思うが、彼は元ゴールドマン・サックス会長で、クリントン元大統領の友人であり、ウォール街の主である。今、オバマ政権は、ルービンに近い人たちをどんどん遠ざけているが、これは先ほど述べた選挙キャンペーンと表裏一体である。ウォール街を叩くのに、自らの陣営にウォール街の主がいては困るため、どんどん遠ざけているわけだ。このような状況を踏まえ、サンデル氏は、「結局、民主主義とか市場経済はアメリカの根幹であり、ここまでは否定しないが、行き過ぎたマーケット原理主義のようなものは是正しなければいけない。私は、それが社会ムーブメントとなることを望んでいる。そういった思いをシェアしている人がオバマのサポーターにもいるはずだ」と述べている。

おそらく日本も例外ではなく、民主主義とか自由主義とか市場経済、あるいは我々マス・メディアも、これからますます批判や攻撃にさらされるであろう。先ほど申し上げた情報ネットワークの整備とか、いろいろなきめ細かい対応策を考えていかないと、民主主義そのもの、あるいは資本主義そのものが、少し大げさに言うと危機に立たされるかもしれないと、ジャーナリストとしては思っている。

安田　お二人から、特にアメリカを中心にお話があった。反グローバリズム運動の根源的な背景、あるいはいろいろな暴力的な団体の関与の可能性も御示唆いただいたように受け止めている。板橋さん、春原さんの御発表について、シンドラー局長、沖田審議官から、コメント、御質問等があればお願いしたい。

シンドラー　私たちが、世界的にこのようなデモを体験しており、このデモが暴徒化する可能性があることは事例から見ても間違いない。しかし、忘れてはならないのは、市民は、デモや集会を行う権利を持っているということである。私たちの課題は、善良なる市民と邪悪なものを区別することである。それらを区別することは非常に難しいが、可能なのだ。私たちがやってはならないのは、集会の権利、デモの権利を抑圧し、抑制することである。その上で私たちは、安全確保のため、警察がより動員しやすくなるような環境を作らなければならない。

安田　それでは反対に、板橋さん、春原さんの方から、シンドラーさん、沖田さんの基調講演に対して、何かコメントなり御質問があればお願いしたい。

春原　個人的な興味で恐縮だが、先ほどシンドラー局長は極左の話をされた。ドイツにおいては、ネオナチに代表される極右の動き、あるいはヨーロッパではロマの問題に代表されるように、移民を受け入れるかとか受け入れないかという動きもあるだろう。そうしたムーブメントに対して、今ドイツ当局はどのような対応をされているのだろうか。

シンドラー　確かにドイツでは、反グローバリズム、反軍国主義、反抑圧主義に関するデモのほかに、様々なデモがある。例えば、極右が、ナチ時代の有名人が亡くなった記念日のような日に集会やデモをすることがある。もちろん、首都ベルリンでは、毎日のように大小様々なデモが行われている。しかし、暴力が行使されたり、暴徒化したりするのは、暴力的な極左勢力が関与する場合である。特に、それは極右と極左が衝突するような場面で顕著に現れる。例えば、極右のデモが申請されたとする。もちろん、デモの権利があるから、例えば何月何日にこういうデモをするという申請があれば、警察はそれを了承する。そうした場合、ほかの対立的な勢力からは、対抗的なデモを行う動きが出てくる。この対抗的デモは、市民によって平和的に行われることが多いが、こういうデモをいわゆる「ブラック・ブロック」のような極左勢力が利用することがある。そうなると、暴徒化する可能性が非常に高くなる。これは極右に対する暴力になることもあるし、警察に対する暴力に発展することもある。なぜならば、警察は極右と極左の間に入って対応しなければならないからである。警察は社会の安全を維持するという任務を全うする中で、負傷したり、標的になったりする。ドイツではこういったことがよく起こっている。極右と極左が衝突

する場面が増えてきていることが統計から明らかになっている。

板橋　今のお話にも関係するが、先ほどシンドラーさんは、最近の抗議運動は、体制の変化ではなく、体制の中での変化を望んでいるとおっしゃった。なるほどと思ったのだが、一方で、先ほど私が玉石混淆と言ったように、日本の反原発デモでも、一般市民の運動の中に、極左や極右が、体制の中での変化を標榜したり仮装したりして紛れ込んでいる。シンドラーさんの話を伺うと、どうもドイツでもそういう傾向があるように思う。子供を連れた一般市民から、本当に過激な活動をしている者までいる中で、ドイツ当局はどのような活動をされているのか教えていただきたい。

シンドラー　この機会に、私の考えをはっきり申し上げたいと思う。極左は「体制の中での変化を標榜している」のではない。極左は体制を完全に転換したいと考えている。体制の中での変化を標榜しているのは、例えば、「ウォール街を占拠せよ」等、今の金融市場に反対するような人たちで、彼らは民主主義をやめたいと思っているわけではない。法治国家をやめたいと思っているわけでもないし、警察を廃止したいと思っているわけでもない。この体制の中で、更なる正義を求め、改善、変化を求めている。暴力を行使するような極左は、こういった市民の行動を悪用することがあるが、ドイツでもウォールストリートのデモと同じように、デモは比較的平和に行なわれている。

春原　私の学生時代は、日本で言うと「ロン・ヤス同盟」の頃で、冷戦が終わる頃だった。ヨーロッパでは当時、パーシングⅡという核ミサイルをアメリカがドイツに配備するかどうかで非常に揉めていた。ドイツで起こった反核運動を御記憶にある方もいると思う。このときは、日本でも代々木公園等でダイ・イン運動等があり、ヨーロッパからも反核運動が伝わってきていたが、アメリカの国防関係の人たちに聞くと、あの頃のヨーロッパ発の反核運動には、かなり旧ソ連の KGB が関わっていたという。日本の福島原発事故は自然災害によって起きたが、安全保障関係の人間たちの間では、この先日本で原発事故が起きる場合、例えばどことは言えないが某隣国がテロ工作をやったり、反原発の世論操作をしたりする可能性もあると言われている。現在のヨーロッパにおける反グローバリズム運動には、外国勢力による干渉なり影響が見受けられるのだろうか。

シンドラー　外国がドイツのデモに何らかの影響力を及ぼしている、あるいは背後にいるような兆候はない。確かに、外国が、例えば「ウォール街を占拠せよ」のような形で東京やベルリンに影響を与えるという意味において、国際的なつながりは生まれている。しかしながら、どこかの国が背後に立ち、ドイツ国内で目的意識をもってデモを操作するような兆候はない。ドイツではそういうことは全く不可能である。そんなことをしようとする

国があったとしても、ドイツの国民は、自らに直接関係のあることについては行動を起こすが、外国の利益に沿って行動を起こす人たちではないと考えている。

安田　先ほど春原さんからも指摘があったが、シンドラー局長のお話からも、冷戦以後の社会運動は以前とは違う様相を呈していることがうかがえるように思う。

それでは、次に移らせていただく。フロアからいくつか御質問を頂戴しているので、それに基づいて議論を進めさせていただきたい。

シンドラーさんに質問をさせていただきたい。続いてしまって申し訳ないが、せっかくドイツからいらしていただいているので、できるだけ多くコメントを頂戴できればと思う。まずは、「『反グローバリズム運動は、少なくともドイツにおいては、元々は暴力性を内包するものではない。それが暴力性を帯びてくるのは、旧来の極左勢力が彼らの運動をプラットフォームとするべく介入してくるからである。』という理解でいいのだろうか。そういう前提だとするならば、こういった反グローバリズムの元来の運動と、従来からの極左勢力との分離というか、極左勢力がそういった運動を利用しないような政策にはどういったものが考えられるのか。」という御質問である。必ずしも、警察等の治安機関だけの問題でもないので、答えにくい部分もあろうかと思うが、できる範囲でお答えいただければありがたい。

シンドラー　大変よい質問だと思う。私は質問者と同じように考えている。これは大切なことだが、私もデモ、特に反グローバリズム運動は、元々は平和的な抗議運動であったと考えている。そこで追求されている目的は、追求してしかるべきものだ。しかし、事実としては、暴力を振るう用意のある極左がその中に紛れ込むことによって、デモ参加者に対して刺激を与えている。例えば、火炎瓶等を使用して興奮させている。このような暴力を振るう極左の者たちを平和的なデモ参加者と分離することには確かに困難が伴う。

しかし、一番重要なことは、まずそういった極左の者たちを見分けることである。彼らは外見でも分かる。まず覆面をしているし、黒い格好をしている。それを分離しなければならない。平和的なデモ参加者は顔を隠さない。警察官は、一見して彼らがどこにいるか分かるので、それをきちんと把握する必要がある。アメリカで投入されているタワーのような機械（録画装置）はないが、全ての警察部隊はきちんと訓練されており、証拠・記録集め係が特別な装備を持ってデモの会場に行き、きちんとした証拠を押さえている。このような証拠を確保する部隊が、デモの会場で実際に何が起きているかをきちんと把握している。もう一つの部隊は別な課題を持っている。彼らはデモ隊の中に入っていく。極左は、平和なデモ参加者と一緒になって自らを守らせているので、そこを切り離す。そして、身柄を拘束する。証拠を確保する部隊が、その人物が石を投げたことをきちんと把握していれば、その人は起訴され、有罪判決を受けることになる。ドイツでは、このような形での

分業が非常にうまく機能している。

もう一つ、平和的なデモ参加者に訴えるという方法がある。つまり、彼らにしてみれば、自分が暴力を振るう人間であるとは見られたくないのだから、彼らに訴えかけることで、彼ら自身がそういった暴力行為者がデモの中に入らないように押し出すはずである。彼らが直接、黒い格好をした人に「出ていけ」と言うような方向に持っていく。平和的なデモをする人たちの指導者が警察側と協力して、暴力行為をする人たちを切り離す。この二つのやり方、つまり、警察側は実力をもって平和的なデモ参加者と暴力行為者を切り離す、また、平和的なデモ参加者が暴力行為者を追い出すことを支えていく。ドイツ的な観点からすれば、このようなやり方が唯一の方法ではないかと考えている。

安田　我が国においても取り組んでいる部分もあるが、また新たな示唆をいただいたものと思う。

他にも質問をいただいている。これはある意味では逆のベクトルでの御質問かと思う。「極左が反グローバリズム運動に介入し、影響を及ぼそうとしている一方で、逆に反グローバリズム運動やその運動形態が既存の極左勢力に影響し、既成セクトの取組が変わってくるのではないか」という御質問である。沖田審議官からコメントをいただきたい。

沖田　先ほどの基調講演の際にも若干述べたが、少し説明不足だったかもしれない。グローバリゼーションによってもたらされた貧困や格差、失業問題、あるいは環境問題について、極左暴力集団自身がこれまで正面から取り組んできたかどうかは必ずしも明らかではないが、いずれにしても自らの勢力の維持拡大を図る上で絶好の機会と捉えていることは確かである。今のところ、彼らが主体的に活動を行なっているというよりは、一般の市民が多数参加するような集会・デモに相乗りする形でそれに加わり、オルグ活動をしたり、自分たちの主張を伝えたりすることで、自らの本来の目的である革命闘争につなげていこうと考えていると思われる。したがって、今後とも、一般市民が非常に関心を持って取り組んでいくもの、そういう盛り上がりを見せるようなものについては積極的に参加していくだろう。例えば、今一番問題になっている反原発運動もそうである。基本的には、原子力発電は日本の核武装に備えるものだとして反対し、積極的に取り組んでいこうとしているものと思われる。ただ、今回の反原発運動について、若干乗り遅れたという意識のあるセクトもあるようである。

一方で、先ほど、いろいろなデモ・集会がお祭り騒ぎ的なものになっていると申し上げたが、こうしたものに積極的に乗っていくのがいいことなのかどうか、本来の純粋な革命闘争を貫くべきかどうかという路線闘争も、彼らの組織の中で当然出てくる。従来彼らの中で、大衆闘争に訴えていくか、もっとテロゲリラ等に先鋭化していくかという権力闘争があったことからも分かるように、その方向性は統一されていない。基本的には、今後、

反グローバリズム運動、又は反原発・脱原発の取組について、一般の参加者を自分たちの組織にどんどん引きつけていこう、利用していこう、あるいは、場合によっては自己の活動に取り込んでいこうとしているのではないだろうか。それは、我々としても今後十分に注意していかなければならない。

安田　それでは、次の話題に移らせていただきたい。

先程来、シンドラー局長からも、沖田審議官からもお話があったし、板橋さん、春原さんも触れていらしたが、こうした反グローバリズム運動等の新しい社会運動の中で、インターネット、ソーシャル・メディア、あるいはソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の持っている役割が、非常に大きくなっている。この問題は、いろいろな角度から捉えることができると思う。例えば、先ほど紹介された 6.11 や 9.11 の脱原発集会において、研究者が聞き取り調査をやったところ、初めて運動に参加したという方が半数近くに上ったようである。また、何からデモを知ったのかとなると、ツイッターで知った方が約 17%、それ以外のインターネットで知った方が約 31%とのことであった。この調査結果からも、ソーシャル・メディア等が新たな動員を呼び掛ける非常に強力なツールとして利用されていることが分かる。

ただ、こういった運動に持続性があるのかどうかという問題も、また一つの論点になろうかと思う。日本でもあるエコノミストが、「こういった SNS 等によって抗議活動が広がりやすくなったことは事実だが、抗議活動の発火点が下がる効果もあった」と書いている。逆に言うと、運動が成熟したり、組織が鍛えられたりする機会がないまま発火してしまうので、むしろ潰れるのも早くなってしまうのではないか。また、目的がはっきりしないまま運動が進んでいくのではないかという指摘もある。こうした新たなインターネット、ソーシャル・メディアを中心とした社会運動に対する影響について、それぞれのパネリストの方からコメントをいただきたい。

シンドラー　まず二つ考えなくてはいけない。一つ目は、誰がデモに参加しているか、デモに参加しているのはどういう人たちかということだ。反グローバリズムを唱えるのはどういう人なのか。あるいは金融市場に抗議しているのはどういう人なのか。ドイツで見てみると、簡単に言うと、昔はデモに参加するのは同じ顔ぶれであった。いわゆる職業デモ参加者とでもいうように、政府に対して抗議し、アメリカに対して抗議し、軍に対して抗議した。対象は何でもよかった。要するに、デモに参加する人は固定化していた。差別を受けているとか、何らかの不公平感があるからデモをするといった人たちだった。

それが現在、少し変わってきている。すなわち、今日ドイツでデモに参加するのは普通の市民である。隣同士、友達同士が声を掛け合って、あるいは娘を連れた母親や警察官も参加する。昔、デモはおしゃれなことではなく、どちらかというと反社会的なものだった

が、今はみんなデモに参加している。例えば、シュツットガルトでは、新しい駅舎を建てるか建てないかで多くのデモが起きている。そういうデモに普通の人たちが参加する。その数は10人、20人ではなく、1万人、1万5千人といった規模で集まってデモをする。デモの大衆化は非常に大きな社会的変化だと思う。

二つ目は、なぜこういうものが起こったのか、ということである。なぜデモに10万人規模の人が集まるのか。この人たちはどこから湧いてくるのだろうか。彼らは本当に普通の市民であり、彼らにとっては、デモに参加することがおしゃれだとか、正しいと感じるかどうかは二義的な問題で、新聞を読むとか、インターネットを見るとか、あるいは隣の人から「デモをするみたいだから行かないか」と声を掛けられるとか、そういったことを契機としてデモに参加する。そのため、動員も簡単にかつ速やかにできるようになった。

私たちもこういう流れに対応していかなければならない。もちろん、デモをするのは悪いことではない。国民はそういう権利を持っているし、言論の自由がある。しかし、極左がそういうことを悪用するのは問題である。それは防がなければならない。それ以外のことは、いい傾向ではないかと思っている。

安田　日本でも、少し前まではプロ市民のような人だけが参加するといった言われ方をしていたが、新しい人たちというか、今まで参加したことのない人たちもかなりこういった社会運動に関わっているという事実があるのかなと思っている。その他の方々はいかがだろうか。

春原　今回の反ウォール街運動はオバマ大統領を生み出したムーブメントと表裏一体ではないかと先ほど申し上げたと思う。この源流をたどると、アメリカの大富豪で、日本で言うと今の孫正義さんのようなロス・ペローという人がいた。覚えている方はいらっしゃるだろうか。彼は、1992年の大統領選におけるブッシュのお父さんとクリントンの一騎打ちのときに名乗り出て、随分とムーブメントを起こした。彼は、やはりさっき申し上げた怒れる中間層、無党派層をぐっと引きつけた。私は、実際に特派員として彼を取材した。彼はテキサスが本拠地だったのでそこへ行くと、この部屋と同じぐらいの広さの部屋に、1ドル札をクリップで付けた「ペローを支持する」という葉書が山ほどあった。彼はそのとき、「こんなに俺のことを支持してくれるんだ」とすごく自慢気に語っていた。その当時はまだインターネットがなく、したがって、葉書に1ドルを付けて、「私はあなたに献金もします。あなたの政治活動を支持します。」というぐらいで済んでいた。オバマ大統領が当選したとき、日本でも随分サクセスストーリーとして報道されたが、インターネットを駆使して、今シンドラー局長がおっしゃったが、普通の政治に興味がない人たちも動員して10ドル、5ドルと、あれだけの金を集めて当選した。ネット時代には、ある種のとんでもないモンスターができあがる可能性が非常に高くなっているのではないかと思う。それは

社会運動という意味でも、政治活動という面でもそうではないかと思う。

先ほどシンドラー局長が、新聞を読んだり、ネットを見たり、隣の人に声を掛けられたりして運動に参加するとおっしゃったが、残念なことに日本では新聞の役割がどんどん弱体化している。有名なフジテレビの反韓流デモについては、どういうわけか我が日本経済新聞を始め、主要メディアはあまり積極的に報道しなかった。それにもかかわらず、ネットでは多くの情報が流されていて、「だからやっぱり大きいマスコミは信用できない」という声が随分あるのを私も毎日チェックしている。

このように、新聞の役割は明らかに変わってきている。従来の新聞やテレビが流している情報なら間違いがないという信頼性が、かなり揺らいでしまっているところが、過激な社会運動を生み出すネットの負の側面と非常に共鳴しているのではないか。我々新聞社内でもそういう議論を随分している。いかにこれに対応するか。日経は電子版を出して対抗しているが、もちろんそれでも十分ではない。この辺の流れは日々チェックしていかなければいけないのではないかと思っている。

板橋　大前提として、インターネットとかツイッターを止めることはできない。中国なら別であるが、我が国においてはもう止められないということを前提にして、動員等への対応もしていかなければならないであろう。また、事態を更に複雑にしているのは、インターネットがいわゆるメディアなのか、単なる通信なのかが曖昧であるということだと思う。私は、インターネットはもうメディアの一つになっていると思うのだが、発信元は果たして信頼できるのか、信頼性が必ずしも担保されていないという問題がある。そうすると、例えば「何月何日どこそこでこういう抗議行動をします」というので行ったみたけれども、実は怪しい背景のある団体が主催していたということもあり得るわけである。インターネットによって発信された情報に対する信頼性をどう確保していくのかは、非常に難しい問題であると思う。

同時に、現在ではインターネットやツイッターによって、メディア以上にリアルタイムで情報が流されてしまう。少し前に問題になったが、「○○という芸能人が、今、○○というホテルに泊まっている」といった情報まで、どんどんリアルタイムで流されてしまう。これは抗議活動でも同じであり、「今どこそこで抗議活動をしているが、人が足りないからみんな集まってくれ」という呼び掛けにより、リアルタイムで動員ができてしまう。あるいは、場合によっては、「そこは警察官がたくさんいるからこっちに行こう」という指示までできてしまう。インターネットやツイッターを閉鎖することはできないという前提で、これからはそういうことに対応していかなければならないだろう。

今、原発の話が出たが、私も原発の問題には原子力委員会の専門委員として関わっているので、もう一点だけ指摘しておきたい。テレビ等では「これはお母さん革命だ」と言っている。お母さんたちが、本当に高価な放射線測定器を買って、自分たちで測定し、その

情報をシェアしている。こうしたことから考えると、日本においてはしばらくの間このような状況が続くであろう。例えば、反原発集会のようなものを企画すると、これから先もやはり一定数の参加者がいるのではないかと思う。これからは、いったい誰が主催しているのかといった、信頼性の問題が大きいのではないかと思う。

安田　おっしゃるとおり、ネット社会が今さら後退することは非常に難しいし、あり得ないことかもしれない。ネットの持つ迅速性や伝搬性という特徴、また今板橋さんから御指摘があったような匿名性や不確定性の問題といった、いろいろな要素が社会運動に大きな影響を与えていると思う。

先ほど春原さんから御指摘のあった反韓流デモ等も我が国で起きている。どういったテーマが発火するのか非常に見えにくくなっているし、どれぐらいの規模の運動が起きるのかも読みづらくなっている。また、それが非常に流動化している。板橋さんからは、メディアなのか、単なる通信なのかというお話があったが、誰もが発信者になれることは事実だろう。そういった意味で、先ほどシンドラー局長や沖田審議官からも話があったが、デモ参加者側が録音なり録画なりして、それを発信する。しかも、リアルタイムに発信が行なわれることもある。そういった点から考えても、警察を始め、警備を実施する立場にとっては、非常に難しい状況であろうかと思う。その点に関して、沖田審議官からコメントをいただきたい。

沖田　今皆様からいろいろお話をいただいたとおり、まさに警備実施の現場は困難な事象ばかりである。先ほどシンドラー局長から伺った集会・デモに対するやり方、例えば日本で言うと、採証班を設けるとかいったことは、わりあい共通している。基本的なやり方はどこの国においても同じであろうと思う。

特にネットに関連して言えば、既にご指摘されているとおり、規模がなかなか予測できないとか、突発的変化があるとか、主催者が誰だかよく分からないといった問題がある。今までであれば、「こういった問題が起きたから、こういった集会・デモがある」ということがそれなりに予想できていたが、例えば、先ほど出た反韓流デモは、たまたまある人がネットに書き込んだものが元となって、フジテレビ本社前に２千人以上が集まった。確かにこれはあまり報道されていないが、このように全く我々の予想に反したというか、予想していないことがテーマとして取り上げられて、従来なかったような集会・デモが次々に起こっている。

我々としては、実際にネット情報を見て、いちいちチェックしていくわけにもいかない。しかしながら、いずれにしても現実に生身の人が集まるという動向は見えるわけだから、それを速やかに察知し、適切な警備活動を行なわなければならない。その際、先ほどシンドラー局長からもあったように、平穏に行動しようとする一般市民と、潜在的に違法行為

を企んでいる極左暴力集団とをいかに分離するかが重要である。例えば、伝統的な日本のデモ規制のやり方には、「梯団切り」というように、特に違法な行為をする可能性のある者は機動隊等の部隊で囲み、一つの塊にして規制するといった手法もある。私も 20 年ぐらい前に警視庁で機動隊長をやっていたが、はっきり言ってその頃はもう荒れるような現場はほとんどなかった。最初に紹介したような1960年代、70年代は、場合によっては、現在の海外における反グローバリズム運動の暴徒化以上、あるいはそれと同程度の大変な事態が発生した。そうした中での培った教訓を今一度ひもといて、参考にしながら備えていかなければならないと考えている。

安田　こうして議論を進めている間に、あっという間に所定の時間が近づいてきた。日本人とドイツ人の会議であるから、時間どおりきっちりと終わりたい。それを前提に、パネリストの方からコメントをいただきたい。

シンドラー　インターネットの発展は非常に興味深い。それはデモのあり方を変えた、あるいは動員を簡単にしたというだけでなく、社会全体を変えたのだと思う。私は、基本的に、この方向性を良いものだと捉えている。ドイツや日本の警察を始め、世界中の警察はこうした動きに対応できるだけの知恵を持っていると思う。インターネットは通信のための手段としても使うことができるし、メディアとして使うこともできる。大事なことは、このインターネット社会において、治安当局が、良いものと悪いもの、玉石をきちんと分けることに成功するかどうかということである。

インターネットは新しいツールである。まずそれに慣れていかなければいけないが、私たちはうまくできるであろう。一つの例を挙げると、日本もあると思うが、ドイツには刑法に窃盗という項目がある。机を盗んだ、お金を盗んだというように、物を盗んだ場合には窃盗罪が適用される。しかし、電気を盗んだ、隣の人のアカウントで電力を消費したとして、窃盗だと訴えられた人が、当時の規定では電気は物としてみなされなかったため、無罪となってしまっていた。その後、法整備が進んで、窃盗の項にさらに別の項目が付け加えられて、物を盗むほかに電気を盗むこともきちんと罰せられるようになった。この例に見られるように、私たちは新しく出てきたインターネットに対しても、同じように必要な措置を講じることができると思う。繰り返すが、インターネットの発展自体は良いことだと思う。私たちは協力することによって、これからも良い方向に進めていけるものと確信している。

安田　私自身も、冷戦の終結も情報通信の発達も大変いいことだと思っている。ただ、物事には何事も光と影があり、プラスとマイナスがある。特に、マイナス面に関して、我々警察は国民の安全を預かる立場として、想定外は許されない。今後ともアンテナを高くし

て情報感度を高めながら、あるいはこの機会に国際協力もさらに深めながら、的確に対応していきたい。今回のフォーラムがそういった理解を深める一つの良いきっかけとなれば幸いである。

第４章

＜警察政策フォーラム＞
性犯罪者の再犯防止を考える

〈警察政策フォーラム〉

性犯罪者の再犯防止を考える

警察政策研究センター

警察政策研究センターでは、平成23年12月14日、財社会安全研究財団との共催で、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）において、警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」を開催した。

性犯罪は、被害者の心身に大きなダメージを与え、社会全体に大きな不安感を与える悪質で卑劣な犯罪である。また、性犯罪者の再犯性は一般的に高く、検挙されなかった性犯罪者は再び性犯罪を行う可能性が高い。こうしたことから、性犯罪者の検挙及び再犯防止のための取組は極めて重要であり、今後とも一層の充実が求められる。

国際的に見ると、諸外国においても性犯罪者の検挙及び再犯防止のための各種施策が積極的に導入されており、我が国において上記取組を推進する際には、大いに参考にすべきものと考えられる。そこで、こうした対策に精通する国内外の実務家や研究者の参加を得て、各国の施策の成果を踏まえて議論を深めることにより、我が国における有効かつ適切な対策の在り方について示唆を得るため、今回の警察政策フォーラムを開催することとしたものである。

本フォーラムでは、日本から藤本哲也教授（常磐大学大学院・中央大学名誉教授）、イギリスからロイ・レディンガム氏（英国司法省全国犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長）、そして韓国から金泰明教授（韓国国立全北大学法科大学院）を招いて基調講演をしていただいた。講演に引き続き、勝部祐子氏（関東管区警察学校教官・前神奈川県警察本部刑事部捜査第一課課長補佐）に加わっていただき、安田貴彦警察政策研究センター所長のコーディネートによってパネルディスカッションが行われ、会場から寄せられた多数の質疑への応答を交えつつ、今後の我が国の性犯罪者の再犯防止の在り方について活発な議論が行われた。

本フォーラムには、大学の研究者、関係機関、警察関係者など約240名が出席した。

開会挨拶

警察政策研究センター所長
安田貴彦

このたびのテーマを性犯罪者の再犯防止とした趣旨について、一言触れたいと思う。

ご承知のとおり、性犯罪は被害者の心身に大きなダメージを与える悪質で卑劣な犯罪である。仮に身体の傷は癒えたとしても被害者の精神的な傷は一生残ることも少なくない。とりわけ子どもに対する性犯罪などが地域社会に与える不安感は極めて大きなものがあるだけでなく、性犯罪は犯行が何度も繰り返される可能性の高い犯罪だと考えられる。こうしたことから、捜査を通じて確実に、そして早期に被疑者を検挙するとともに、検挙された性犯罪者が再び犯行を行わないよう取り組みを進めることが極めて重要である。

こうした性犯罪者の再犯防止は、わが国だけでなく諸外国においても、克服すべき大きな治安上の課題として認識されている。その証拠に、本日お越しいただいたイギリスや韓国をはじめ、カナダ、アメリカ、ドイツ、フランスなど世界各地において、GPS を利用した監視や薬物療法なども含めて再犯防止のためのさまざまな取り組みが行われている。こうした取り組みに関しては、わが国より諸外国のほうが積極的であるようにも思える。したがって、わが国における性犯罪者の再犯防止のためには、性犯罪のリアルな実態を直視した上で、諸外国の実例を参考にしつつ必要な政策を検討していくことが重要である。

特に最近では、地方自治体を含むさまざまな立場から再犯防止［の制度化］を検討する動きが見られ、平成 23 年 12 月 14 日の読売新聞などでは、大阪において性犯罪の条例が検討されているという話もある。［「性犯罪前歴者の住所届け出　大阪府が条例提案へ」］国や警察として、こうしたことにどのように取り組むべきかを議論することは、まことに時宜にふさわしいところであるといえる。

本日のご講演をいただくため、日本からは藤本哲也教授と勝部祐子氏、イギリスからはロイ・レディンガム氏、韓国から金泰明教授にお越しいただいた。いずれの方も、こうした再犯防止を考えるに当たって、現在、考え得る最もふさわしい方々であり、ぜひ発表、討論ともにご期待をいただければと思う。

最後に、本フォーラムを通じ、性犯罪者の再犯防止の重要性がこれまで以上に認識されるとともに、本フォーラムが一人でも性犯罪の被害者を少なくするため、そして一人でも潜在化させないためのさらなる取り組みの嚆矢となれば望外の幸せである。

日本における性犯罪者の再犯防止策について

中央大学名誉教授・常磐大学大学院教授

藤本　哲也

1. はじめに

最初に、性犯罪のデータについて紹介したい。日本における刑法犯の認知件数は 1996 年から戦後最高の記録を毎年更新して 2002 年に約 369 万件になったが、2003 年から減少を続けて 2010 年には約 227 万件となった。これは約 142 万件の減少である。そして、この刑法犯のうち、強姦、強制わいせつの認知件数を見ると、まず強姦については 1997 年から増加傾向を示し、2003 年に最近 20 年間で最多の 2,472 件を記録したが、2004 年から減少を続け、2010 年には 1,289 件であった。強制わいせつについては 1999 年から急増し、2003 年には戦後最多の 1 万 29 件を記録した。しかし 2004 年から減少を続け、2010 年には、2003 年と比べて 30%以上減少して 7,027 件となった。[i]

また、2010 年における刑事施設の新収容人員総数は約 2 万 7,000 人である。数を右表に示すが、総数のうち性犯罪を罪名とする人員は 829 人で、その内訳は、わいせつ・わいせつ文書頒布等 126 人、強制わいせつ・同致死傷 343 人、強姦・同致死傷 311 人、強盗強姦・同致死 49 人となっている。[ii]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数	33,032	30,450	28,963	28,293	27,079
性犯罪合計	1,063	1,038	1,009	928	829
わいせつ・わいせつ文書頒布等	109	102	114	151	126
強制わいせつ・同致死傷	393	373	392	345	343
強姦・同致死傷	496	501	446	385	311
強盗強姦・同致死	65	62	57	47	49

さらに性犯罪受刑者の再入について、2008 年の性犯罪事件受刑者出所者 989 人（わいせつ・わいせつ文書頒布等 105 人、強制わいせつ・同致死傷 389 人、強姦・同致死傷 444 人、強盗強姦・同致死 51 人）のうち、2010 年末までに同罪名によって再入した人員は 44 人で、その内訳は、わいせつ・わいせつ文書頒布等 20 人、強制わいせつ・同致死傷 17 人、強姦・同致死 7 人となっている。[iii]

日本においては、2004 年 11 月の奈良女児誘拐殺害事件を契機として、性犯罪前歴者の情報公開や、性犯罪者の再犯、あるいは小児性愛者等、重大な性犯罪者に対する処遇の各問題点について、具体的な施策を策定すべきであると声が高まっている。現在、警察段階においては、法務省と警察庁間で「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」が運用されているところである。また、矯正段階においては、特別改善指導としての認知

行動療法を基礎とした「性犯罪者再犯防止指導」が、保護段階においては、特別遵守事項としての「性犯罪者処遇プログラム」が展開されている。

一方、諸外国においては、アメリカ、イギリス、カナダ、韓国で、「性犯罪者前歴登録法」ないしは「性犯罪者登録告知法」を制定することによって、地域社会ないしは地域住民に社会防衛の任務を果たしてもらう施策が展開されている。

ドイツ、スイス、フランスにおいては、あくまでも社会防衛の任務は国家が果たすべきであるという考え方に基き、危険な性犯罪者への刑罰を強化し、施設収容を長期化するという、伝統的な手法による施策が展開されている。

日本の場合、奈良の女児誘拐殺害事件では、犯人が過去にも同様に子どもを狙った性犯罪を二度も行なっていた実態が判明し、アメリカのメーガン事件との類似性があったがために、性犯罪者前歴登録法や性犯罪者登録告知法の制定に関心が持たれた。[iv]

以下において、まず日本における性犯罪者の再犯防止策として、警察段階、矯正段階、保護段階で行なわれている施策について検討した後、諸外国で展開されている性犯罪の再犯防止策についてもごく簡単に紹介したい。

2. 日本における性犯罪者の再犯防止策

(1) 警察段階

警察庁によると、2004年に警察が検挙した「子ども対象・暴力的性犯罪」（被害者が13歳未満である強姦、強盗強姦、強制わいせつ、またはわいせつ目的略取誘拐）の被疑者466人についての犯罪経歴を調査した結果、子ども対象・暴力的性犯罪の再犯率は15.9%であり、また過去において何らかの犯罪経歴があった者が193人いた。この193人のうち、過去の犯罪も子ども対象・暴力的性犯罪であった者が74名、すなわち38.3%であることが報告されている。[v]

そこで、法務省と警察庁においては、奈良の女児誘拐殺害事件と本調査結果を踏まえ、2005年6月から「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」の運用が開始された。子ども対象・暴力的性犯罪は、子どもの心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与える。加えて、これらの犯罪の前歴を有する者は、再犯を行う危険性が高い。こうしたことから警察庁は、子ども対象・暴力的性犯罪を行って刑務所に収容されている者について、法務省から出所情報の提供を受けている。すなわち、本制度は、子ども対象・暴力的性犯罪を行った者による出所後の再犯を防止し、再び犯罪が発生した場合の対応を迅速に行うことを目的としているわけである。[vi]

具体的には、刑事施設の長は警察庁に対し、13歳未満の者に対する暴力的性犯罪を行った受刑者等の釈放予定日となる、おおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等を通知する。出所情報の提供を受けた警察庁は、当該刑務所に収容されている者を再犯防止措置対象者として登録し、出所後の帰住予定地を管轄する警察本部長に対し、その旨

を通知する。その後、通知を受けた警察本部長は、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定地を管轄する警察署を、再犯防止措置実施警察署に指定するのである。現在のところ、2010年5月末までに、出所情報を警察庁に提供した対象者は758人である。[vii]

指定を受けた再犯防止措置実施警察署の署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日以降の適宜の時期において、対象者が帰住予定地に居住しているかどうかを確認し、また継続的に対象者が帰住予定地に居住しているかどうかを定期的に確認することになっている。

所在確認に当たっては、従来までは表札等の外形的な状況から居住の有無を把握したが、本制度の見直しにより、2011年4月からは、原則として警察官が対象者の住居を訪問し、対象者と接触することによって確認することになっている。やむを得ず対象者と接触することができなかった場合、表札等の外形的な状況から居住の有無を確認できるときは、それによる所在確認を行ってもよいとされている。また所在確認の際に対象者との接触が可能となったことから、対象者の同意を得た上で、必要に応じて対象者と面談を行うことも可能となった。

本制度運用開始から5年を経過した2010年6月時点の調査によると、再犯防止措置対象者総数740人中、所在不明者は55名、所在確認中の者が145名という状況であることがわかった。所在確認に至らないことには本制度の目的を果たせないことから、所在確認の確度向上が喫緊の課題となった。しかしながら、警察官の訪問により同人の素性や素行が地域住民の噂になるようなことになれば、対象者の社会復帰に支障が生ずる。そのため、接触に当たって、警察官は、対象者の社会復帰の妨げとならぬよう服装、人数、発言、態度、滞在時間等に重要な配慮が必要であることはいうまでもない。

なお、所在確認のために対象者と接触を行った際、警察官と対象者が現実に会話を交わすことも考えられる。そこで、接触による所在確認と面接の相違点について説明を加える必要があるのではないかと思われる。まず、接触による所在確認と面談とは目的において違いがある。接触による所在確認の目的は、再犯措置対象者の居住の有無を把握することにより、対象者に係る情報の活用に資することにある。一方で、面接の目的は、再犯防止に向けた助言・指導を行うこと、対象者との信頼関係の醸成、対象者の更生意欲の向上にある。

次に、両者には実施方法に違いがある。接触による所在確認は、対象者全員に行われる。面接は、対象者のうち再犯を行う危険性が特に高いと考えられる者、すなわち、暴力的性犯罪の前歴を複数回有し、出所時の年齢が50歳未満の者、出所後、性犯罪により再検挙された者、出所後、前兆事案を引き起こして警察から指導・警告措置を受けたけれども、なお性犯罪を行うおそれがあると認められる者等に限られている。面接の実施は、これら対象者の同意を必要とすることはいうまでもない。[viii]

再犯措置制度の登録については、対象者が出所後、性犯罪により再検挙されずに一定期間を経過した場合は、警察庁により登録は解除される。これに加え、法務省との申し合わ

せに基づく新たな取り組みとして、法務省が実施する性犯罪者処遇プログラムの受講状況を警察庁と両省庁間で共有している。さらには、子ども対象・暴力的性犯罪を行って刑務所に収容されている者に対する本制度の事前告知や、これらの者に対する帰住予定地の聞き取り強化等も実施が始まったところである。[ix]

(2) 矯正段階

次に、矯正段階においては、従来、被害者の視点を取り入れた類型別指導として、一部の施設において独自に工夫した性犯罪者処遇プログラムが施行されていた。例えば、ロールプレイングの方法を駆使した、奈良少年刑務所における異性問題グループに対する指導や、問題分別指導の一環としての性問題群に対するグループワークを主体とした、川越少年刑務所での処遇等である。しかしながら、残念なことに、2006年までは、アメリカ、イギリス、あるいはカナダのような、統一的、標準的な性犯罪者処遇プログラムは日本において存在しなかった。それゆえ、重大な性犯罪者に対して効果的処遇を実施できる科学的・体系的な再犯防止プログラムを策定することが、喫緊の課題であったのである。

法務省矯正局及び保護局は、2005年4月に合同で性犯罪処遇プログラム研究会を立ち上げ、私もこの研究会に専門家として加わった。この日本最初の性犯罪者処遇プログラムの実施目的は、性犯罪者の再犯を防止し、子どもや女性を性被害から守り、社会の安全性を高めることにあった。その意味からも、矯正施設と保護観察所で行うプログラムは、共通の処遇理論及び技術等に沿って行われることが要請されている。そして、矯正と保護との連携のために、従来以上に密接な情報交換を行い、背景理論や対象者のアセスメント、処遇の枠組み、課題等を共有し、連続性の高い処遇を展開することによって、より効果的な再犯防止を実現することをプログラムの目的としている。

性犯罪者は、被害者が受けた性的な被害を軽く考えるなど認知にゆがみがあり、自己統制力が弱い等の問題を抱えていることが多い。このことから、リラプス・プリベンション技法を基礎において、問題の再犯を未然に防ぐスキルを身につけさせようとしている。この「再犯防止」ともいわれる技法は、現在、世界レベルで最も多用され、その有効性が実証されている認知行動療法の一技法である。すなわち、問題行動につながった要因を幅広く検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、この過程に対して早期にかつ効果的に介入するものである。この技法を活用した指導を行うことにより、改善更生を図っている。つまり、性犯罪者の問題行動や症状の発現、維持に起因する自らの認知の誤りやゆがみに気づかせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする方法が採用されているのである。なお、矯正段階におけるプログラムは、主としてカナダ連邦政府のプログラムをベースとして作成されている。[x]

具体例として、刑事施設においては、強姦、強制わいせつ等の性犯罪を原因とする認知の歪みは、自己統制力に問題があると考え、こうした受刑者に対する特別改善指導として、

認知行動療法に基づく性犯罪再犯防止指導を実施している。それにより、性犯罪の被害を軽く考えたりすることや、性的要求を抑えられないことは仕方がないことだという考え方の誤りを認識させ、自己の行動を統制するためにはどのようにしたらいいのかを考えさせ、その行動指針を作成させる指導を行っている。

この性犯罪再犯防止指導は、「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律」及び法務省令において定める改善指導の処遇類型の一つとして位置づけられており、必要性が認められる受刑者に受講が義務づけられている。[xi]

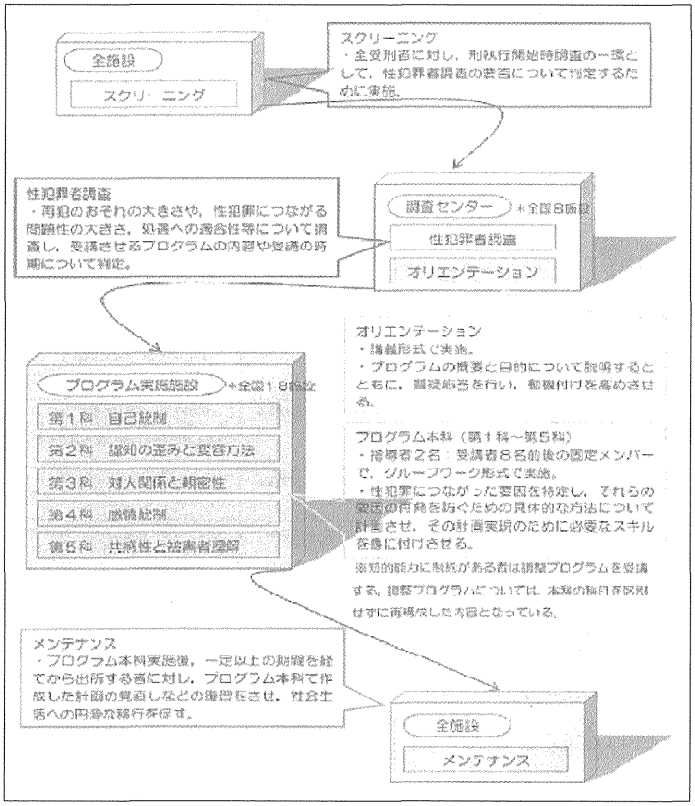

次に、性犯罪者再犯防止指導の受講について述べる（右図参照）。まず、全施設で全受刑者に対して行われる。ここで刑執行開始時調査の一環として、その後の性犯罪者調査の要否を判定するためのスクリーニングが実施される。これが一番上の段階である。

その後、性犯罪者調査が必要と推定される受刑者は、現在８庁ある調査センターに移送され、心理技官による性犯罪者調査、すなわち受講必要性調査、処遇適合性調査、処遇計画策定調査を実施する。その上で、受刑生活を開始して間もなくの時期にオリエンテーションが行われる。

その後、対象者の再犯リスクや処遇ニーズに応じ、専門の職員が民間の臨床心理士等とともに、認知行動の技法を用いて指導を行うことになる。

指導内容は、８名前後の参加者と２名の指導者によるグループワークで、ワークブック、指導時間外に取り組む課題、それから、対象者個人の必要性に合わせた頻度での個別面接実施、の三要素から成る。また、指導コースには、高密度、中密度、低密度の３段階があり、問題性の程度が大きいものについては高密度で、おおむね８か月 60 セッション（1セッションが 100 分）であるが、問題性が中程度のものについては、中密度、おおむね８か月で 34～56 セッション、問題性の小さいものについては、低密度で、おおむね３か月で 14 セッションの指導が行われている。[xii]

さらに、釈放前には、メンテナンスプログラムを受講させる。ここではプログラムで学んだ知識やスキルを復習させるとともに、自己の行動を統制するための行動指針を改めて

考えさせることで、社会内生活への円滑な導入を図っている。また、性犯罪者再犯防止指導の対象者のうち知的能力に制約がある者には、イラストを多用する等の特別調整プログラムによる指導、約10か月で75～95セッションを受講させる。この調整プログラムは、本科の科目と区別せず、再構成した内容となっている。

なお、指導の実施施設は、川越少年刑務所及び奈良少年刑務所の2庁を推進基幹施設とし、府中刑務所、大阪刑務所の2庁を特別重点施設、札幌刑務所他8庁を重点実施施設、函館少年刑務所他6庁を一般実施施設とし、全国18庁で行っている。それぞれの処遇区分及びプログラム実施体制に応じてこれら該当施設に対象者を移送し、指導を行うこととしている。[xiii]

指導については前述のとおり、オリエンテーション、プログラム本科1～5（右図の1～5がそれである。）があり、そのほかに、メンテナンスプログラムを加えた合計7種とし、受講の必要性及び本人の問題性に応じて受講科目を設定している。

標準プログラム

処遇プログラムは，①オリエンテーション，②プログラム本科，③出所前に実施するメンテナンスの3部からなり，このうち，②の本科については，高密度・中密度・低密度の3つの密度が設定されている。調整プログラムについては，本科の科目を区別せずに再構成した内容となっている。

項目	指導内容	方法	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	・指導の構造，実施目的について理解させる。・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し，自己規制するよう方向付ける。・対象者の不安の軽減を図る。	講義	必修	必修	必修
本科					
第1科　自己統制	・受講の心構えを養い，参加の動機付けを高める。・事件につながった要因について幅広く検討し，特定させる。・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク，個別課題	必修	必修	必修（基礎版）
第2科　認知の歪みと変容方法	・認知が行動に与える影響について理解させる。・偏った認知を修正し，適応的な思考スタイルを身に付けさせる。・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	グループワーク，個別課題	必修	選択	—
第3科　対人関係と親密性	・望ましい対人関係について理解させる。・対人関係に係る本人の問題性を改善させ，必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク，個別課題	必修	選択	—
第4科　感情統制	・感情が行動に与える影響について理解させる。・感情統制の規制を理解させ，必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク，個別課題	必修	選択	—
第5科　共感と被害者理解	・他者への共感性を高めさせる。・共感性の出現を促す。	グループワーク，個別課題	必修	選択	—
メンテナンス	・知識やスキルを復習させ，再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。・作成した自己統制計画の見直しをさせる。・社会内処遇への円滑な導入を図る。	グループワーク	必修	必修	必修

認知行動療法

問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方，とらえ方）の歪みに気付かせ，これを変化させることによって，問題行動を変容，改善させようとする方法をいう。カナダ，イギリス等の諸外国において，性犯罪者の処遇に効果があると実証されている心理療法の一種であり，グループワーク等を通じて自ら性犯罪を抑止する力を身に付けさせることを目標として行われる。

各科目の受講目標の概略を以下簡単に説明したい。

まずオリエンテーションプログラムにおいては、性犯罪者の概要について説明するとともに、プログラムの構造、実施目的を理解させることにその主眼がある。性犯罪につながる問題性を助長させるおそれがある行動、例えば、子どもを被害者とする性犯罪を行った者が、子どもが多く登場するテレビ番組等を視聴すること、偏った性的認知に基づく写真集、雑誌・書籍等を閲覧すること等の問題性について説明し、プログラム受講開始前の生活においても自己統制をするように方向づけられている。

次に、第1科の自己統制であるが、このプログラムの目的は、プログラム受講の心構えを養い、参加の動機づけを高めること、事件につながった要因について幅広く検討して特定させること、事件につながった要因が再発することを防ぐために介入計画を作成させること、効果的な介入に必要なスキル等をつけさせること等である。

第2科の認知のゆがみと変容方法であるが、このプログラムの目的は、認知が行動に与える影響について理解させること、ゆがんだ認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に

つけさせること、認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませること等にある。

第３科の対人関係と親密性のプログラムの目的は、望ましい対人関係について理解させること、対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身につけさせることにある。

第４科の感情統制についてのプログラムの目的は、感情が行動に与える影響について理解させること、感情統制の機能を理解させ、必要なスキルを身につけさせること等にある。

第５科は共感と被害者理解である。このプログラムの目的は、他者への共感性を高めさせること、共感性の出現を促すこと等にある。

最後のメンテナンスプログラムでは、本科受講後に実施したアセスメントの結果や指導担当者の作成した指導計画、その後の受刑者生活の様子、本科受講後に経過した期間、あるいはメンテナンス編入前の本人の状況等を総合的に判断して、回数及び実施頻度を個人的に設定することにしている。このプログラムの目的は、出所前に科目 1～5 で学んだ知識やスキルを復習させ、再犯をしない生活を続けさせる決意を再認識させること、作成した自己統制計画の見直しをさせること、社会内処遇への円滑な導入を図ることにある。[xiv]

(3) 保護段階

保護段階においては、類型別処遇における性犯罪の類型に認定された男性の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、専門的処遇プログラムの一つである性犯罪者処遇プログラムに沿った認知行動療法に基づく指導を受けることを特別遵守事項として義務づけている。

プログラムの構成として、認知行動療法の理論を基礎として実施される中核的なコア・プログラムのほか、導入プログラム（矯正施設において受講していない者に対し、コア・プログラム開始前に実施する）、指導強化プログラム（性犯罪者の生活実態把握と指導を行う）、家族プログラム（対象者がこれらのプログラムを受講することへの協力を求め、家族をサポートする）を実施している。[xv]　これらは、矯正施設におけるプログラムと同様の理念に基づき、実施対象者に対して、性犯罪に関する自己の問題点を理解させた上で行動をコントロールする能力を身につけさせ、問題行動を回避できるようになるための内容になっている。

なお、保護段階におけるプログラムは、主としてイギリスのプログラムをベースとしており、カナダのプログラムをベースとした、矯正段階におけるプログラムと相違があるように思われるが、イギリスのプログラムは、基本的にはカナダのプログラムを輸入・発展させたものであることから、両者の背景にある認知行動療法とリラプス・プリベンションは共通するものであるといえる。

プログラムの具体的内容を簡単に紹介する。まず導入プログラムは、コア・プログラムの受講前に、同プログラムの理解の促進を図るとともに、受講の動機づけを高めることを

目的としている。コア・プログラムでは、おおむね2週間に1セッションずつ、全5セッションの履修を標準とし、保護観察期間に応じた回数、頻度によって実施が可能となる構成としている。各セッションの所要時間は120分である。

コア・プログラムは、原則として対象者を保護観察所に出頭させて受講させる。東京、名古屋、大阪及び福岡の各保護観察所においては、コア・プログラムをグループワーク形式で実施している。この場合には、8名程度の受講者及び2名程度の指導者によるグループを形成する。なお、グループワーク実施時の指導者は、望ましい男女関係を築くモデルとなることから、できる限り男女のペアとしている。また、個別指導を実施する保護観察所にあっては、保護観察官が単独あるいは複数で指導をしている。

セッションAの性犯罪プロセスでは、性犯罪を惹起するプロセスを分析させ、性犯罪がコントロール可能であると理解させた上で変化への動機づけを高めるとともに、性犯罪に関する否認・最小化・合理化・正当化の低減を図ることを目的としている。本セッションの内容は、まず一般的な性犯罪モデルを理解させた上で、このモデルを活用し、対象者自身に性犯罪を惹起させるサイクルを理解させ、それを分析することである。

セッションBの認知のゆがみでは、まず認知のゆがみが性犯罪を促進していることを理解させた上で、認知のゆがみを変化させることで性犯罪を行う可能性を軽減できるとして、その動機づけを高めている。

セッションCの自己管理スキルと対人スキルであるが、セッションA及びセッションBが性犯罪者のサイクルを認知し、理解するための概念的なセッションであるのに対し、セッションCは、自分の感情を覚知・統制し、対人関係を円滑にするスキルの学習を目指すものである。

セッションDの被害者への共感は、自己の犯罪が被害者に与えた影響を理解させ、被害者への共感性を高めることにより、再犯を行わないことへの動機づけを高めることを目的としている。

セッションEの再犯防止計画では、自分をコントロールすることにより性犯罪をやめることは可能であると理解させ、そのための具体的な計画を策定させる。また、性犯罪のない生活が維持できる可能性を強化し、再犯を行わないことへの動機づけを高めることを目的とするものである。

指導強化プログラムは、保護観察官の直接的関与の強化及び保護司との密接な接触により対象者の生活実態を把握して、必要な指導助言を行うことによる再犯防止を目的としている。

最後に家族プログラムであるが、対象者の家族に対して性犯罪の発生メカニズムと対処方策を理解させるとともに、家族をサポートすることにより家族の苦痛を軽減させ、家族の機能を高めることを目的としたものである。

以上がプログラムの内容であるが、仮釈放期間が不十分な者、例えば3か月未満である

者や、重度の精神障害者あるいは発達障害者、日本語を理解しない者等については、コア・プログラムによる効果が望みにくいため、その対象から除外している。しかし除外された者については、指導強化プログラムを特に強化するなどして再犯を防ぎ、生活の安定を図っている。[xvi]

3. 諸外国における性犯罪者の再犯防止策

ここで諸外国の性犯罪者の再犯防止策にごく簡単に触れておくと、諸外国の性犯罪者の再犯防止策としては大きく４つの方法がある。[xvii]　第１の方法は、性犯罪者の情報公開である。これには、①アメリカのメーガン法、②イギリスの性犯罪法（2003 年）、③フランスの犯罪の進化に司法を適合させる法律、④カナダの性犯罪者情報登録法（2004 年）、そして、⑤韓国の青少年の性保護に関する法律がある。

第２の方法は、薬物療法である。この方法は、今のところ、アメリカやイギリス、カナダ等において行われており、アメリカの場合は 50 州のうち９州で薬物療法が実行されている。

第３は、保安監置である。ドイツとフランスの２つが代表的であるが、そのほかにスイスでも実施されている。

最後の第 4 の方法は、電子監視である。現在、電子監視を実施している国は世界で 29 か国あるが、性犯罪について利用しているのは、アメリカ、フランス、そして韓国である。[xviii]

4. おわりに

アメリカにおいては、18 歳になるまでに、女子は３人に１人、男子でも７人に１人が何らかの性犯罪の被害に遭うといわれ、全米の性犯罪者の３分の１以上が、再犯に及んでいる。そのような現状を踏まえ、アメリカではメーガン法のような、一般住民にまで性犯罪者の情報を開示する制度が存在しているのである。

日本においては、前述のように、2008 年までの出所者のうち、2010 年末までの性犯罪者の同罪名による再入率は 4.4%であった。戸籍制度のない国であるアメリカと、就職の際に、住民票や、場合によっては戸籍謄本までも要求される日本とでは、社会の仕組みが異なることから、性犯罪者の情報公開には慎重な対応が必要であろうと思われる。しかしながら、日本には既に大正 6 年（1917 年）の内務省訓令「本籍人犯罪人名簿整備方」以来、選挙資格のためとはいえ、「犯罪人名簿」が存在している。2001 年からは、被害者等通知制度実施要領に基づき、被害者、その親族、若しくはこれに準ずる者、又は弁護士であるその代理人、あるいは目撃者、その他の参考人等に対して、希望する場合においては、懲役、禁錮又は拘留の満期出所時期について通知できる「一般釈放情報通知制度」が存在する。さらには被害者の再被害防止のために、被害者等へ受刑者の釈放予定時期や帰住予

定地等について通知し、警察にも通報する「特別釈放情報通知・通告制度」も存在している。一般住民への性犯罪者情報の公開については、こうした諸事情を考慮した上での堅実な議論が必要であると思う。

また、性犯罪者の電子監視については、それが二重処罰に当たらないか、公平性の原則に反しないか、プライバシーの侵害にならないかという法律上の問題や、電波が遮断される区域での実効性の問題、あるいは対費用効率性の問題等をも考慮に入れて、日本における導入可能性を考慮することが必要であろう。

日本における性犯罪者再犯防止のための新たな施策として、前述のごとく、法務省と警察庁との間で、「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」が2011年4月から開始された。また、矯正段階における認知行動療法を基盤とした性犯罪者再犯防止指導、保護段階における性犯罪者処遇プログラムも、やっと軌道に乗ったばかりである。そのため、今しばらくはこれら施策の実質的な効果を見守りつつ、将来的にはこれらの諸施策が性犯罪者の再犯防止を可能にしたかどうかの検証をすることが肝要であろう。これらの諸施策が有効な成果をもたらすことを期待している。

。

---

i 法務総合研究所編『平成23年版犯罪白書』14頁。
ii 法務省矯正局成人矯正課の資料による。
iii 法務省矯正局成人矯正課の資料による。
iv 藤本哲也『性犯罪研究』中央大学出版部（2008年）25頁。
v 藤本哲也『犯罪学の森』中央大学出版部（2007年）53頁。
vi 藤本・犯罪学の森・53頁、加藤伸宏「『子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度』の見直しについて」『警察学論集』64巻5号（2011年）1−2頁。
vii 加藤・前掲論文・1−2頁、法務総合研究所編『平成22年版犯罪白書』参照。
viii 加藤・前掲論文・8−9頁。
ix 加藤・前掲論文・4頁。
x 藤本・性犯罪研究・3、19頁。
xi 藤本・性犯罪研究・4頁。
xii 藤本・性犯罪研究・4−5頁、法務省矯正局成人矯正課の資料による。
xiii 藤本・性犯罪研究・4−5頁、法務省矯正局成人矯正課の資料による。
xiv 藤本・性犯罪研究・2−8頁、法務省矯正局成人矯正課の資料による。
xv 藤本・性犯罪研究・12頁。
xvi 藤本・性犯罪研究・13−16頁。
xvii 藤本・性犯罪研究・28−29頁。また、法務総合研究所『研究部報告38　諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』（2008年）を参照。
xviii 法務総合研究所『研究部報告44　諸外国における位置情報確認制度に関する研究』（2011年）を参照。

英国における多機関公衆保護制度による性犯罪者の再犯防止

英国司法省犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長
ロイ・レディンガム
編集　前警察政策研究センター教授　渡邉　一郎

ロイ・レディンガム(Roy Ledingham)
1988年ロンドン警視庁入庁。捜査官として勤務後、1988年からイングランド北西部のカンブリア警察に異動し、当地のMAPPAに携わって成功に導いた経験を基に、2010年から現職。

私にとりまして、このような機会をいただいたこと、日本にお招きいただきまして東京に来られましたことは、大変な栄誉であります。それだけにとどまらず、皆様方が熱心に取り組んでおられます性犯罪の再犯防止対策についてイギリスの状況をお話しできるということで大変光栄です。

1. MAPPA導入まで

(1) 1997年 性犯罪者法施行

性犯罪は、被害者や被害者の家族に対して非常に大きな影響を及ぼし、彼らの傷は終生癒えることがない。1997年までの数年間に、性犯罪、そして性犯罪関連の殺人事件が多発し、社会的に極めて大きな影響を与えた。これをきっかけに、マスコミが広く報道し、政府に対する働きかけ、すなわち政府に対して「何かしろ」という要求が爆発的に高まったのである。何らかの手を打たなければ、政府に信用面で大きな傷がつくのは民主主義の常である。1997年当時はこういう状況にあった。

そこで、1997年、性犯罪者法が導入されたが、全ての点について考慮が十分になされた上でのことではなかった。これによって、一定の性犯罪で有罪判決を受けた者、あるいは刑の執行を受けている者は、有罪宣告日又は釈放後、14日以内に警察署に赴いて氏名、生年月日、住所等を届け出る義務を課せられた。

(2) 2000年 サラ・ペイン事件とMAPPAの導入

このように1997年に性犯罪者法が施行されたにもかかわらず、社会の注目を集める性犯罪が後を絶たず、性犯罪前科者による再犯も完全にはなくならなかった。この写真［掲載略］は2000年に殺害されたSarah Payne（サラ・ペイン）という8歳の女の子である。

性犯罪の前科のあるロイ・ファイトンによって車で誘拐されて森の中で強姦され、殺害された。この事件は大変な反響を呼び起こし、これをきっかけに 2000 年刑事司法及び裁判所業務法が制定され、多機関公衆保護制度（以下「MAPPA」という。）が導入されたのである。従来から犯罪防止に関わる機関のセクショナリズムが強く、多機関連携、情報共有に支障があるとされてきた。そこで、地域社会における危険な犯罪者から公衆を保護するため、関係機関の連携強化を図ることを目的に同制度が設けられ、それがイギリスにおける性犯罪者の再犯率低下に大きくつながっていったのである。以下では MAPPA の概要と実情について説明する。

2. MAPPA とは

(1) MAPPA の目的・目標

MAPPA とは、地域社会における危険な犯罪者のリスクを評価し、管理して公衆の保護を図るため、主要機関が協働してこれを実現する制度である。その重要なポイントは「保護」の考え方であり、万人を保護するのはもちろんのこと、特に児童や立場の弱い成人を保護しなければならないとの考えである。社会における最も弱い者たちを守らなければならず、そのために MAPPA は非常に重要な役割を果たしている。

MAPPA の目的は、過去の被害者を含む公衆を深刻な被害から守るために、性犯罪者の再犯を減らす一助となることにある。この「深刻な被害」とは、トラウマが長期間継続する被害のことである。トラウマが長年にわたって続くものを「深刻な被害」と定義付けている。

この MAPPA の狙いは、公衆の保護のため、関係機関が協働して合理的な措置を講ずることにある。期待されるのは前科のある性犯罪者による再犯をゼロにすることだが、それは不可能であるため、あくまで「合理的な」措置を講ずることを狙いとしているのである。

(2) MAPPA に対する認識

イギリスで MAPPA が導入されて 10 年が経過したが、今では一般市民はこの制度をよく知っており、犯罪小説にも登場する。社会における MAPPA の理解は非常に進んだといえ、現在では、イングランド、ウェールズにおいては MAPPA とは何かを知らない人の方が珍しい。

しかし、マスコミや犯罪小説は、残念ながら MAPPA を正しく描写していないこともある。例えば、MAPPA が何かの組織であるかのように描かれることが多い。しかし、MAPPA は、独立した機関でもなければ団体でもなく、各機関が連携して性犯罪者の再犯リスク管理の計画を立て、管理を行うことにより、再犯を防止するプロセスである。独立した機関や団体であるかのようによく誤解されるが、そうではないことをここで強調しておきたい。

(3) 関係機関とその拡大

MAPPA の導入当初は、警察と保護観察所だけが責任を有する機関（責任機関）であった。しかし 2003 年に刑事司法法が改正され、刑務所が責任機関として追加された。現在では、警察、保護観察所、そして刑務所の３つが責任機関として重要な役割を果たしている。実際、この３つの機関の保有する情報量が最も多いのである。例えば、刑務所であれば、性犯罪の受刑者が刑務所の中から誰との通信を希望し、誰と通信していたのか、刑務所の中における彼の行動はどうだったか、という情報が収集できる。

これに加え、2003 年刑事司法法は、そのほかの機関に対しても責任機関に対する協力義務を課した（2003 年刑事司法法第 325 条(3)）。協力義務が課された機関は、次のとおりである。

・少年犯罪対策チーム
・保健衛生機関
・社会福祉局
・地方住宅局
・地方教育局
・電子監視事業者(Electronic Monitoring Providers)

こうした機関の抵抗はとても強かった。例えば教育関係機関は「学校がどのような役割を果たすことができるのか。公衆保護はわれわれの仕事ではない。学校は教育の場である」との反応であった。しかし、学校の成績や、学校においても特異な行動を示したのかどうかといった情報は、学校にしか存在しない。また、医師も同様であり、カルテの情報を共有しなければならないことに対する医師側の抵抗は非常に強かったが、最終的に、法律で医師も情報を提供しなければならないことになった。「有罪判決を受けた性犯罪者についてはデータを提供しなさい。なぜなら公衆保護がより重要だから」という理由で、医師が情報を持っている場合は、その情報を共有しなければならないという規定になっている。医師の中には情報を出さなかったことによって大きな問題になった者たちもいた。やはり、医師や学校が MAPPA に協力しなければ MAPPA の効果は限定されてしまうのである。実際、病院や学校には潜在的な被害者、そして加害者に関するデータがあることから、MAPPA の趣旨である情報共有に大きな役割を果たすことができている。

また、地方住宅局は重要である。性犯罪者が同じアパート、団地に住む近隣住民の誰と親しいのかということを把握しているためである。これら協力義務を課された機関は非常に重要な役割をそれぞれ果たしている。

このほかにも、MAPPA の一部として任意機関が設定されている。例えば、薬物濫用リハビリセンター、被害者支援の慈善団体等である。

また、2003 年刑事司法法（第 326 条）は、MAPPA の運用を監視するため、各地域に 2 名の市民アドバイザー（Lay Advisor）を置くこととしている。これは、MAPPA のシステ

ムの健全性・完全性を保つために、非常に賢い政策であったと思うが、政府当局は地域社会に対して次のように説明をした。MAPPA の活動によって性犯罪対策を進めるが、ついては、42 の MAPPA 管轄において、それぞれ独立したボランティアを 2 人任命し、この 2 人がそれぞれの MAPPA 管轄における MAPPA のシステムを監視していく。それによって MAPPA の完全性を担保する、と説明したのである。

市民アドバイザーは、それぞれの地域社会に安心感を与えている。つまり、性犯罪者の管理が正しく行なわれていることを、この市民アドバイザーがボランティアの目でしっかりと担保しているのである。

(4) 戦略管理委員会（SMB）

イングランドとウェールズでは 42 箇所の MAPPA の管轄があり、それぞれの管轄に戦略管理委員会（SMB: Strategic Management Board）が 1 つずつ設置されている。先ほど触れた協力義務を課された機関の代表者もこの SMB に入っている。以下が SMB の構成メンバーである。

- 全責任機関及び協力義務機関の代表者
- 市民アドバイザー
- 被害者支援及び証人支援団体
- 検察局

戦略管理委員会は、少なくとも年間 4 回は会合を開く義務が課されており、彼らが責任をもって、管轄の MAPPA がきちんと運営されているかどうかチェックし、評価しなければならない。これには年次報告書の作成も含まれる。また、先ほど触れた市民アドバイザーが委員会のメンバーとして加わって、MAPPA の監視に携わる。

3. MAPPA による管理

(1) 管理対象となる性犯罪者の３つのカテゴリー

MAPPA の管理対象となる性犯罪者は、３つのカテゴリーに分類される。カテゴリー1 は、登録された性犯罪者、すなわち、2003 年性犯罪法に基づくさまざまな報告義務のある対象者である。そのほかに２つのカテゴリーがあり、カテゴリー2 は、暴力犯罪者及びその他の性犯罪者（12 カ月以上の拘禁刑を受けた者）である。カテゴリー3 は、犯罪歴があり深刻な被害をもたらすおそれのある者全てとなっている。

なぜこれが重要かというと、例えば単なる窃盗犯であっても、洗濯物を窃盗した場合は性的動機の存在可能性があるからである。2003 年性犯罪法にはこの部分はカバーされていなかったが、カテゴリー3 でそれがカバーされている。性的動機に基づく窃盗であれば、カテゴリー3 に含めることによって MAPPA の下で管理することができる。

(2) 管理対象となる性犯罪者の３つのレベル

MAPPA では、性犯罪者を３つのカテゴリーに分けるのとは別に、３つのレベルに分けてもいる。つまり、カテゴリーもレベルもそれぞれ３つあることになる。

レベル１とは、コミュニティの中で管理される人たちであり、単一の担当機関でリスク管理すれば十分と認められる者である。これは通常のリスク管理のレベルである。例えば、釈放されたがまだ刑期が終わっていない場合は、保護観察当局がコミュニティの中における当該犯罪者の管理を担当する。

また、性犯罪者として登録されている者については警察が担当する。イングランド、ウェールズの性犯罪者は一生性犯罪者のリストに載ったままであると予想されるため、警察の担当範囲はかなり広くなる。しかし、考えてみてほしい。例えば 11 歳の男の子が、自分よりも幼い男の子か女の子に性犯罪を働き、少年院に２年半以上入ったとする。そうすると、その罪を犯した年齢が 11 歳であったにもかかわらず、生涯、性犯罪者のリストに載ってしまうことになる。この問題については現在、欧州人権裁判所で違憲審査が進められている。現状は、いったんリストに載ると終生そのままである。警察はそういった人たちまでカバーしなければならないため、膨大なリソースが必要となり、警察にとって大きな負担である。また、18 歳未満である場合には、青少年犯罪防止チームが担当する。

このように、MAPPA の対象となる性犯罪者の大多数は、レベル１に該当する。

次にリスクが高いのがレベル２であり、レベル１よりも若干リスクレベルが高まり、再犯の可能性を視野に入れ、複数機関が関わることになるレベルである。ここでは各機関が実際にミーティングを行う。全ての機関がその犯罪者について持てる情報を持ち寄り、その者の再犯予防に関する議論を行う。

さらに、レベル３は限られた重要犯罪者である。このレベルに入る犯罪者は極めてリスクレベルが高い者であって、イギリスにも無期刑があるのだが、無期刑にはならなかったという者などである。

レベル３の性犯罪者は、その生活に対する最高レベルの介入が必要になってくる。イングランド、ウェールズにおいては人権法があるから当然それを遵守しなければならないが、他方、リスクがある限りにおいては、他の公衆、一般市民の保護がより重要であるとの考え方に基づき、徹底管理を行っている。したがって、レベル３の性犯罪者は上級警察役職者が参加する、さまざまな技術を駆使して監視を行なうことが可能なチームが担当している。そして、リスクが十分高いと判断すれば、警察官を投入して犯罪者と接触を図ることも可能である。ペドファイル（小児性愛者）であるかどうかを確認するために、そのような予防的な措置もとる。これまでに何度か行っているが、非常に有効な方法である。この方法による場合、警察官は身分を明かさずに性犯罪者との接触を行なっている。

(3) 統計

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	合計
管理レベル	登録された性犯罪者	暴力犯罪者	他の危険な犯罪者	
レベル1	35,665	12,985	–	48,650
レベル2	1,467	744	438	2,649
レベル3	93	56	41	190
合計	37,225	13,785	479	51,489

以上述べてきたMAPPAの対象者のカテゴリー及びレベルごとの人数については、表のとおりとなっている。ここに示されているのは、2011年3月末現在の数値である。

イングランドとウェールズにおいてMAPPAの対象となっているのは、計51,489人である。これには3つのカテゴリーの全てが含まれている。カテゴリー1の性犯罪者については、37,225人が登録者としてMAPPAでカバーされている。ここで言っておかなければならないのは、この数字が毎年増加していることである。一度リストに載ってしまうと外れることがないからであり、結果として、警察がカバーしなければならない数字が増え続けていることから、警察にとっては大変気になる問題といえる。

(4)リスクの評価と管理のプロセス

先ほども申し上げたとおり、釈放後の再犯の可能性が非常に高い危険な者たちであるため、性犯罪の再犯リスクをゼロにすることは不可能である。しかし、「対象者の確認」「情報共有」「リスク評価」「リスク管理」という4つのステップを行うことは再犯リスクを減少させることになり、このステップこそがMAPPAにおけるリスク評価と管理のプロセスである。

まず、1つ目のステップである対象者の確認について述べる。多数の機関が関わっているため、性犯罪で有罪判決を受けた人を識別するのは簡単なことに聞こえるかもしれない。しかし、性犯罪者は必ずしも刑務所に送られる者ばかりではなく、病院に送られる者もいる。この場合、病院が必ずしも特定してくれるかどうかわからない。しかし、現在では非常に有効なコンピュータ・システムが導入されており、データベースを利用できるようになっている。各機関のコンピュータ・システムからそのデータベースを見ると、MAPPA対象者かどうかわかるようになっている。そのため、以前よりも対象者の確認は容易になっている。しかし、刑務所のみならず医療機関等にも当たらなければならないために、なかなか難しいところである。

次のステップが情報共有である。どれだけの量の情報を入手できるかという話を先ほど申し上げた。過度な情報共有であるとお考えになるかもしれないし、プライバシーが損ねられているのではないかと心配する方もあろう。しかし、コンピュータ記録の機密は安全に保つよう努められており、犯罪者に関する機密情報が公に漏れてしまったこともあるが、わずか数ケースのみである。どれだけ多くの情報を持っているのかを考え合わせると、漏

洩はほとんど発生していないに等しい。独立の諮問委員会があらゆる情報にアクセスできるようになってしまう、また、ミーティングの議事録にもアクセスできることについて、むしろそこから情報が漏れてしまうのではないかと心配している。しかし、これまでのところ情報の漏れはなく、誰もが情報の扱いについて強い責任感をもって当たっている。

先ほども触れたが、非常に多数の者がMAPPAの対象になっているため、レベル2、レベル3の全ての人をミーティングで取り扱うような管理は不可能である。したがって、そのような管理は行なわず、MAPPAの対象とすべき者を優先順位付けするためにリスク評価を行なっており、機能している。

MAPPAの責任機関は、犯罪者の管理に毎年ますます自信を深めている。というのも、次のステップに進めば、ほかの機関からのサポートが得られると考えているからである。危険かもしれない、でも、危険ではないかもしれない者を、単一の機関だけで管理しなければいけないという状況ではなくなり、心配がある場合には多機関が関わって共同管理できることがこうした自信につながっている。

(5) リスク評価のためのツール

イギリスでは、性犯罪について幾つかのリスク評価のツールが使用されている。次に4つ掲げたが、そのうち、Risk Matrix 2000 (RM2000) が主に使用されている。

・ASSET　青少年犯罪防止局
・OASys　刑務所及び保護観察所
・RM2000　警察
・SARA　（家庭内暴力に関する配偶者虐待リスク評価）

他の機関もRM2000を使用しているが、このツールを主に利用しているのは警察である。リスク要因については後述するが、これはスタティック（静的）なリスク要因に基づく保険数理的なリスク評価ツールであって、ダイナミック（動的）なリスク要因に基づく評価をするものではない。これによって判明するのは、その者の人生に関する統計的な評価である。何歳であるのか、何回出廷して有罪判決を宣告されたかといったことである。これは性犯罪のみならず、それ以外の全ての犯罪も含む。したがって強盗の再犯者もこの評価ツールの対象となる。少なくとも1回でも性犯罪者となっており、かつ18歳以上であれば、この評価ツールの対象となる。

現在のところRM2000はうまく機能している。性犯罪で有罪判決を受けた者が、今後5年以内に性犯罪の再犯に及ぶ可能性はどれくらいか。コインを投げて確かめようとしても、表と裏の出る可能性は50%、50%である。しかし、RM2000では、再犯の可能性について70%の確度で予測することができる。それほど正確とは言えないまでも、何もないよりははるかに優れている。

また、保護観察所や刑務所では、主にOASysを使用しているが、これは人の専門知識

に大きく依存したシステムである。保護観察所の犯罪者管理官はスキルがあるので、犯罪者と話をして犯罪者について理解した上でリスク評価をしているため、より動的なリスク評価になっている。

また、少年犯について使用されているのが ASSET である。ASSET の機能が優れているのかどうかについては今後の判断を待たなければならず、少年の性犯罪者が成人になってからも再犯するかどうかに関する ASSET を用いた評価の信頼度は、まだ明らかではない。

(6) リスク要因

リスク要因には、静的（スタティック）なものと動的（ダイナミック）なものがある。

静的なもの、つまり動かない、変わらないものとは、例えば年齢である。年々歳を重ねてはいくが、特定の時点では変化しない要因である。また、過去の有罪判決も変えることはできない。文書に記録として残っており、コンピュータにも残っている。また、過去の人生における行為も変わることはない。

しかし、警察も学習して徐々に動的な要因を考慮に入れ始めている。われわれも多機関が関わる環境の中で、保護観察所からも他の機関からも学んでいるのである。

変化し得る要因として、例えば適切な対人関係を持つことができるようになり、女性との対人関係をうまく持つことができるようになるといったことがある。そうなれば再犯の確率は大きく変わってくる。また、定住状況、宿泊状況も変化する要因である。文献などにも示されているが、適切な宿泊場所がない場合は再犯の可能性は高いとされる。薬物やアルコール依存問題を抱えている人は、その状況も毎日変わり得るものである。このように変化し得る要因についても議論している。

元犯罪者にとっても社会にとっても再犯しないことがもちろん利益にかなっている。したがって、本人が生活をうまくコントロールするように、再犯の危険を下げるように話し合っている。それがこの MAPPA のアプローチの重要なポイントである。もちろんこのミーティングで犯罪者と直接話をするわけではなく、法的な代理人である弁護士等と話をするのである。そして、MAPPA のミーティングの後、警察官あるいは保護観察官が、MAPPA のミーティングで指摘された再犯の危険についての懸念等について本人と話をする。これは必ず行うわけではなく、安全ではないと認められる場合には本人と直接話をしないこともある。

(7) リスクレベル

こうした要因を踏まえてリスクを判定する。このリスクの度合いに応じて対策を講じることになるが、リスクの緊急性が非常に高い場合には、即時にリソースを投入することになるのは言うまでもない。

低い	深刻な被害のリスクに関し、現時点で重要な指標は存在しない。
中くらい	深刻な被害のリスクが識別できる。ただし、環境に変化がない限り被害をもたらしそうにはない。
高い	深刻な被害のリスクについて識別可能な指標が存在し、常時発生の恐れがあり、その影響は重大と思われる。
非常に高い	深刻な被害のリスクが差し迫り、その影響は重大と思われる。

(8) リスク管理

MAPPAでは、以上のリスク評価に基づき、全てのMAPPA対象者についてリスク管理の計画を立て、実行しており、以下の事項が含まれる。

・住居の確保支援
・刑務所からの移送
・雇用制限
・監視の強化
・仮釈放条件の設定
・スタッフ安全プラン(Staff Safety Plan)
・メンタルヘルス評価
・子ども保護プラン

皆様の意見を伺いたいと思うが、現在、MAPPA対象者の全ての銀行口座の情報にアクセスできるようになっている。もちろん口座のお金にアクセスできるわけではないが、対象者が銀行カードをどこで使っているのかといった情報にアクセス可能となっており、所在がつかめなくなることは頻繁に起こるため、そのような場合にこれは非常に重要な情報になる。性犯罪者が所在不明になった場合は、どこで銀行カードを使用したかという情報も極めて重要である。これによって以前よりも迅速に検挙することができている。これについては、余りにも介入的で、余りにも過度な情報を収集し過ぎていると考える人もいるが、理にかなった慎重な対策であると私個人としては考えている。

また、定住していない、すなわち警察に住所を伝えてこない、決まったところに暮らしていない、あちこち動き回って野宿などをするような人は、毎週警察署に報告をしなければならない。どの警察署でもよいわけではなく、指定された警察署に本人自ら出頭しなければならない。「私はここにいます」と毎週1回警察署に行って告げなければならないのである。また、3日間の外国旅行の際には、全て警察に届け出なければならない上、イングランドあるいはウェールズの外に出る場合には必ず警察署にその計画を伝えなければならない。

さらに、18歳未満の者と同じ住居に暮らす場合は、小児性愛者のみならず全ての性犯罪

者に対して警察に報告することを求めている。

(9) 情報開示

最後に情報公開についてであるが、イギリスでは、性犯罪者の個人情報を一般公衆に公開する制度を採っていない。もっとも、例外的に、MAPPA のプロセスを通じて、第三者に対して情報を開示することが法的に可能である。このような開示をするかどうかについては、もちろん MAPPA のミーティングで十分に検討することになる。その結果、「この人物は性犯罪の前歴があり、あなたあるいはあなたの家族が危険にさらされるかもしれない」ということを学校等に対して情報開示をする場合もある。

[編集追記]
イギリスの性犯罪者対策については多くの文献があるが、
守山正「性犯罪対策の概要」(「イギリス犯罪学研究Ⅰ」成文堂(2011)所収) が参考になる。
また、1997 年性犯罪者法、2003 年性犯罪法については、
高木勇人「犯罪対策と情報～イギリスの性犯罪者法、犯罪・秩序違反法」警察学論集第 52 巻第 9 号 174-196 頁(1999 年)
四方光「英国の性犯罪者対策～2003 年性犯罪法および多機関連携公衆保護協議会の運用を中心に」警察学論集第 59 巻第 2 号 98-133 頁(2006 年)
が掲載されており、それぞれ参考にされたい。

韓国における性暴力犯罪の実態と対策

韓国国立全北大学法科大学院教授
金　泰明
編集　前警察政策研究センター教授　渡邉　一郎

キム・タエミョン(Kim Taemyoung)
2000 年ソウル大学大学院博士課程修了。法学博士。全北大学法学部助教授を経て、2011 年から現職。専門は刑法、刑事訴訟法、警察法。

ただいま紹介いただきました金泰明と申します。このような立派なシンポジウムにご招待くださった安田所長をはじめ、関係者の皆様にまず感謝申し上げます。

1. はじめに

1990 年代初めまで、韓国では、性犯罪は「運の悪い女性」の個人的な問題であると認識されるケースが多く、社会的問題として考えられてはいなかった。1994 年に法改正が行なわれるまで、強姦罪と強制わいせつ罪は親告罪であり、6 ヶ月以内に被害者の告訴がない限り処罰されない上、犯人が自分や配偶者の直系尊属の場合には告訴さえできなかった。また、1995 年に改正されるまで、刑法的にも強姦罪、強制わいせつ等の性暴力犯罪は「貞操に関する罪」と呼ばれていたのである。

このような状況は、90 年代初めに発生した事件が社会的問題となり、劇的に変化した。まず、キム・ブナン事件である。この事件は 1991 年に、当時 30 歳の女性が、自らが 9 歳のときに受けた性暴力の犯人を殺害した事件である。非常にショッキングな事件で、全国的に有名になった。もう 1 つは、1992 年に、10 数年間、義父から性的な暴行を受け続けた被害者が義父を殺害する事件が起こった。こうした性的暴行が現行法では処罰できなかったことから、女性団体などが運動を起こす契機になった事件である。これらの事件によって、性暴力の実態と被害者の惨状が国民に知られはじめ、1994 年には、性暴力犯罪者の厳重な処罰と被害者の保護を内容とする「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」が新たに制定された。

また、1990 年代後半になり、青少年を対象とする性売買が社会的な問題となると、2000 年には「青少年の性保護に関する法律」が制定され、米国のメーガン法をモデルとした性犯罪者の身元情報を公開する制度が導入された。

これらにもかかわらず、最近に至っても性犯罪は引き続き増加し、2007 年にはヘジン·

イェスル事件という非常にショッキングな事件が発生した。これは、犯人が同じ町内に住む当時11歳と9歳の2人の児童を性的暴行後に殺害し、遺体をばらばらにして遺棄した事件である。広く報道され、社会的な関心を集めた。2008年にもチョ・ドゥスン事件が発生した。これを契機に、性犯罪者の身元情報をインターネットに公開し、その性犯罪者の身元を住民に告知する制度が導入された。

さらに2010年にはキム・ギルテ事件、キム・スチョル事件が発生したことを受け、これまでの制度ではまだ不十分であるということで化学的去勢が導入されたのである。

2. 韓国の性暴力犯罪の実態

(1) 性暴力犯罪の発生状況

韓国では、最近、性犯罪の増加傾向がみられる。大検察庁の統計資料によれば、2000年から2009年までの10年間に58%増加しており、全犯罪の中で占める割合も高まる傾向にある（表1参照）。

<表1>最近10年間の性暴力犯罪発生件数

年度	発生件数		占有率(%)
	全犯罪	強姦等の性暴力	
2000	1,867,882	10,189	0.55
2001	1,985,980	10,446	0.53
2002	1,977,665	9,435	0.48
2003	2,004,329	10,365	0.52
2004	2,080,901	11,105	0.53
2005	1,893,896	11,757	0.62
2006	1,829,211	13,573	0.74
2007	1,965,977	13,634	0.69
2008	2,189,452	15,094	0.69
2009	2,168,185	16,156	0.75

*出処:大検察庁、犯罪分析、2001～2010.

また、特に深刻なのは、13 歳未満の児童、19 歳未満の青少年、障害者や親族に対する性暴力犯罪が大幅に増加していることである。同じ性犯罪の中でも、弱者が被害を受ける深刻なケースが非常に増えているのである（表２参照）。

〈表 2〉被害者別性暴力犯罪発生件数

年度	全発生件数	13才未満対象	19才未満対象	障害者対象	親族対象
2000	10, 189	779	994	131	174
2001	10, 446	708	799	137	190
2002	9, 435	630	827	129	202
2003	10, 365	754	1, 583	168	184
2004	11, 105	735	1, 946	169	203
2005	11, 757	799	1, 780	207	190
2006	13, 573	844	2, 022	179	255
2007	13, 634	851	2, 062	206	276
2008	15, 094	971	2, 587	146	293
2009	16, 156	874	2, 699	239	286

*出処：大検察庁、犯罪分析、2001～2010.

(2) 諸外国との比較

他方で、韓国で性暴力犯罪が持続的に増加しているのは事実であるとしても、外国と比較しても性暴力犯罪が非常に深刻な水準とまではいえないとの主張も提起されている。韓国、日本、アメリカ、イギリス、ドイツの 5 カ国について人口 10 万人当たりの性暴力犯罪の発生件数を比較し、詳しく見てみると、韓国は日本よりもやや高いレベルだが、アメリカやイギリス、ドイツと比較すれば低い水準にある（表３参照）。

〈表 3〉韓国、米国、英国、ドイツ、日本の性暴力犯罪発生件数および発生率(2008 年)

区分		韓国[1]	米国[2]	英国[3]	ドイツ[4]	日本[5]
性暴力犯罪全体	発生件数	16,234	89,000	40,787	49,084	8,693
	10万人当たり	33.4	29.3	74.9	59.9	6.8
青少年(13-19才)性暴力犯罪	発生件数	4,192	18,942	2,794	971	3,379
	10万人当たり	79.4	88.0	140.7	29.1	39.4
児童(13才未満)性暴力犯罪	発生件数	1,194	36,278	8,360	11,391	1,007
	10万人当たり	16.9	59.4	101.5	109.4	6.8

1)　大検察庁、犯罪分析、2009.

2)　FBI Uniform Criminal Report & Bureau of Justice Statistics, National Incident-Based Reporting System, 2009

3)　Home Office, Police Recorded Crime, 2008.

4)　Bundescriminalamt(BKA)

5)　警察庁、平成21年の犯罪情勢

それにもかかわらず、韓国では性暴力犯罪に対する不安感が高まって、各種の強硬策が導入されているのは、マスメディアによる煽動的な報道が広がったことにより、性犯罪に対する一般人のモラル・パニック的な反応が誘発されたためとの見方もある。また、政治家がさまざまな特別法を量産することについては、慎重な検討が欠けている、政治的な意図があって法律が作られている、との指摘もある。実際、最近数年間で導入された各種の対策は、先述した事件を契機に導入されたものである。

3. 韓国における性暴力犯罪対策とその実態

こうした性暴力犯罪の状況を踏まえ、韓国では次に述べるような対策を執っており、以下では大きく４つに分けて説明する。

(1) 法定刑の引き上げ等の処罰の強化

まず、法定刑の引き上げ等の処罰の強化である。韓国では社会的病理現象が現れるたびに特別法を制定して対応しようとする傾向が強いが、性暴力犯罪についてもその例外ではない。

前述のとおり、1990 年代初期に発生した性犯罪事件を契機に、性暴力犯罪に対する国民

の不安が高まったことにより、1994年に性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律が制定された。それまで韓国では、性犯罪は基本的に親告罪であり、性犯罪の結果、傷害を負ったり、死亡したりする場合を除き、被害者が告訴しなければ犯罪は成立しなかったのであるが、この法律の制定によって、大部分の性犯罪は親告罪でなくなったのである。例えば、尊属等の親族による性暴力犯罪や身体障害者に対する性暴力犯罪は、非親告罪となった。そのほかにも、人の住居に侵入したり、凶器を利用したりした場合なども非親告罪となった。親告罪になる犯罪は、いまやごくわずかになっている。その後の一部改正で、公共的な場所、バスや地下鉄の駅などで起こるわいせつ行為、あるいは盗撮に対する処罰が強化された。また、わいせつ図書の頒布についても処罰が強化された。

この法律は、2010年、性暴力犯罪の処罰に関する特例法により全面的に改正された。13歳未満の未成年者に対する性暴力犯罪の処罰を強化する規定が設けられ、飲酒又は麻薬による心身障害状態で性暴力犯罪を起こした場合は、責任阻却、減軽がされないこととされた。未成年者に対する性暴力犯罪の公訴時効についても、新たに未成年者が成年に達した日から進行する規定が設けられた。それ以外にも、DNAなどの正確な証拠がある場合には、公訴時効を10年間延長できるようになった。また、性暴力犯罪の身元情報を登録、公開、告知する制度が設けられた。さらに、性暴力犯罪を専門的に担当する裁判部を設置し、児童や障害者に対する性暴力犯罪の捜査については、専門家に義務的に照会するようになった。

これと併せて刑法も改正され、有期懲役の上限が15年から30年に一律に引き上げられた。先ほど少し申し上げたキム・ギルテ事件の懲役は、12年である。無期懲役と有期懲役の差が過度に大きく、韓国の場合は有期懲役の上限が、以前は15年であったので、15年以内で刑を宣告するしかなかったが、改正によって有期懲役が30年にまで引き上げられたのである。また、犯罪が複数にまたがる場合は刑を加重するのだが、加重は最高25年が50年に引き上げられた。無期囚に対する仮釈放は10年であったが、20年に引き上げた。

(2) 性犯罪者の身元情報の登録、公開、告知

次に、性犯罪者の身元情報の公開制度について説明する。1961年、韓国では、性売買を防止するための特別法として、淫乱（淪落）行為等防止法が制定・施行されたが、宣言的な意味があっただけで実際には取締り及び処罰はほとんど行われず、1990年代後半に青少年の性売買が社会的問題となっても実質的な役割を果たせなかった。

そこで、2000年、性売買をはじめ、わいせつ物の製作・頒布、強姦・強制わいせつ等を対象とした性犯罪を厳重に処罰し、青少年を保護するため、青少年の性保護に関する法律が制定された。この法律では、単純な処罰だけでは青少年を対象とした性犯罪を防止するのは難しいことから、特に青少年対象の性暴力犯罪者の身元情報を公開する制度が新規に

導入された。その当時は、氏名、年齢、職業と犯罪事実の要旨が官報に掲載されていただけで、一般人は性犯罪者が誰であるか全く分からなかった。しかし、非常にまれではあるが、自分の周辺に青少年対象性犯罪の有罪判決を受けた者がいるという噂になることがあった。例えば、自分の知人と犯罪者が偶然同じ名前のときに、こうした噂となることがあったのである。そのため、性売買春の犯罪者の身元が公開されることによって、犯罪者や、その家族が自殺をするおそれがあった。しかも、裁判所の決定ではなく、青少年保護委員会の決定によって公開される方式であったので、適正手続きの原則に反して違法ではないかという批判も提起された。こうして、この身元情報公開制度は、導入当初から正当性と実効性に関する社会的議論の対象となった。

そこで、2008年に、青少年の性保護に関する法律が全面的に改正され、身元情報を登録し、管理する機関は、青少年保護委員会から女性家族部に移管された。また、委員会の決定ではなく、裁判所の決定により身元情報の公開・閲覧がなされることとなった。しかし、この閲覧制度は、関係地域住民が望むのであれば警察署に赴いて閲覧するという形式であったが、実際に来る住民はほとんどいなかった。そのため、先に述べた2010年の性暴力犯罪の処罰に関する特例法（2011年から施行）によって、告知制度が導入された。公開される身元情報の範囲は、名前、年齢、住所及び実際の居住地、身長や体重といった身体情報、職業、職場、写真等にまで拡大された。さらに、19歳未満の子どもを持つ地域住民に対して身元情報を告知する制度となった。

女性家族部のホームページに出ている身元情報公開サイトの初期画面で、タイトルは「性犯罪者のお知らせ」となっている。サイト内に入ると、写真だけではなく、氏名などすべての身元情報を見ることができる［上図］。

また、次の図は、住民に通知される告知書である［下図］。顔だけではなく、具体的な内容が告知される。現在、韓国では児童青少年を対象に性暴力犯罪を行って有罪判決を受けた者の身元情報が女性家族部に登録されており、その中から、裁判所の命令があるときには公開又は告知されることになる。実際、2010年には計1,005人の身元情報が登録され、そのうち275人が公開された。昨年［2010年］までは閲覧制度であったが、2011年から告知制度が導入され、身元情報が各家庭に告知されるようになり、9月末までに36人の犯罪者の身元情報を全国の約9万世帯あまりに告知された。

ところが、こうした公開・告知制度は、思いがけない問題に直面している。

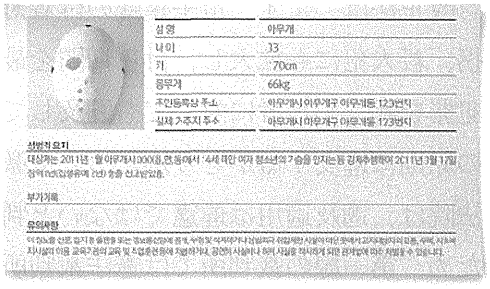

性犯罪者の身元情報が公開されると、結果的に被害者の身元情報まで一緒に公開してしまうことになってしまうという問題である。2010年に身元情報を公開した犯罪者と被害者の関係を見てみると、46.9%が知人による犯罪である。家族、職場の同僚や上司、子どもの学校の先生やバスの運転手といった人々が犯罪者として多く関係していた。つまり、犯人の身元情報を公開すれば、実際には誰が被害者かということまでわかってしまうケースが多く、被害者のプライバシーを侵害する事態が発生してしまったのである。

また、性犯罪者の身元情報を公開したのは、住民に性犯罪者を知らせて、二度と被害を受けないようにとの趣旨であったが、逆に告知された住民の不安が高まってしまい、「かえって知らないほうがよかった」「ただ知らせるだけで、あとは自分たちで勝手に注視しろということか」との反応を見せている。

住民は、自分たちの地域に性犯罪者がいるのであれば、単に知らせるだけでなく、警察が組織的に子どもたちの通学を見守る、あるいは夜遅く帰宅する女性を必要があれば家まで送るなど、実質的な制度を整えるよう求めている。

身元情報を登録し公開することによって発生したもう１つの問題点は、自分の情報が登録され公開されると、犯罪者の烙印を押されてしまうことである。このような制度の究極の目的の１つは、犯罪者であったとしても、社会の一員として復帰させることにある。しかし、再犯を予防すると言いながら、犯罪者の烙印を押すことで、その反発心から別な犯罪を起こすおそれが出てくるのではないかとの指摘もある。

(3) 位置追跡電子装置（電子足輪）

韓国では、1990年代後半から軽微事犯や短期自由刑を宣告された者、出所予定者等に対する社会内処遇の補助手段として電子監視制度の導入を推進してきた。最初は、家に受信装置を置き、対象者が家の外に出た場合は信号が送られるという非常に簡単な装置から始まった。2006年になると、保護観察を受ける者に対して、電子追跡装置が装着されるようになった。これが性暴力犯罪者の再犯防止にも効果的であるとして、2007年に「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置に関する法律」が制定された。これによって、性暴力犯罪で実刑を言い渡され、かつ再犯を犯した場合、あるいは過去電子装置を付着された前歴があるのに再び性犯罪を犯した場合、2回以上の性犯罪を犯し、その常習性が認められる場合、16歳未満の青少年に対して性暴力犯罪を犯した場合には、GPSを利用した位置追跡電子装置（電子足輪）を付着できるようになった。

この制度は2008年9月1日から施行されたが、2010年3月30日までの再犯率は1%以下となったことから、非常に効果的であるとの評価の下、2010年4月に改正された。

改正法は、まず、電子足輪の付着対象を、性暴力犯罪者のみならず、未成年者略取、誘拐、殺人犯にも拡大し、付着期間を最長 30 年にまで延長した。次に、この改正以前に性犯罪を起こした者に対しても遡及して適用させる規定を設けたため、憲法の遡及処罰禁止の原則に違反するかどうかについて激論が繰り広げられた。本年[2011 年]10 月 6 日、大法院は、遡及適用は違憲ではないと判決を出したが、憲法裁判所に違憲訴訟が提起されたため、第一線の裁判所では憲法裁判所の判断が出るまで、検事の電子足輪の遡及適用請求に対する判断を保留しているのが実情である。　憲法裁判所が万が一、遡及適用して電子足輪を付着するのは違憲であるとの判断を下した場合、すべての遡及適用者の電子足輪を取り外さなければならないからである。

電子足輪に関しては、先ほどの身元情報の登録公開制度と同様に多くの問題が発生している。

まず、電子足輪を毀損して逃走するケースが見られることである。初期の足輪はゴム製で、ハサミなどで容易に切断できたため、金属材を入れて改良したが、切断機を使用すれば容易に切断ができる。これを完全に金属材にできないのは、万が一事故が起きて、切断できないために大きな問題が発生する可能性があるからである。解くことができる状態にするには、完全な金属材質で作ることができないという矛盾が発生している。施行してから 3 年が経過したが、これを切断して逃走したケースが 24 件あった。年間 8 件ぐらいは、切断して逃走している計算である。

また、足輪を付着されたまま再犯に及ぶケースもある。施行 1 年目［2008 年］は 1 件、2009 年は 0 件、2010 年は 3 件あった。非常に優れた効果があると広報され、法改正で対象者の範囲も拡大されたにもかかわらず、2011 年（11 月まで）は 14 件に増加している。日本に来てからインターネットで検索してみると、一昨日また同じような事件が発生していることもわかった。

そして、更なる問題は、足輪を付着している犯罪者の社会復帰が困難になるということである。装着者は銭湯を利用することもできず、蒸し暑い夏でも半ズボンを履くことができない。日常生活を送る上で非常に困難がある。他にも、主に男性である家長が足輪を装着していると、家族は心理的な苦痛を抱えるという問題もある。殺人犯に対しても法改正によって足輪を付着することになっているが、内縁の女性の娘（2 歳）を殺害した若い男性が 13 年間服役し、出所後、結婚して生活していたが、遡及適用で足輪を装着することになった。この男性は足輪装着の 1 週間後に自殺した。足輪の実効性があるとしても、これによる副作用をすべてカバーして実効性があるのかということについては多くの人が疑問の声を挙げている。

(4) 治療監護および性衝動薬物治療

最後に、治療監護と薬物治療について述べる。韓国では 1980 年から治療看護制度が導

入され、精神病者、アルコールや麻薬中毒者を一定の監護施設に収容し、治療のための措置（治療看護）が実施されてきた。2008年に治療看護法が改正され、小児性嗜好、性的虐待等の精神性的障害(psychosexual disorders)のある性暴力犯罪者も治療監護対象に追加され、最長で15年間処遇ができることとされ、2009年には100人の性犯罪者に対して実施された。

もっとも、こうした精神性的障害を有する性暴力犯罪者すべてが治療監護処分を受けるわけではなく、検事の請求を受け、裁判所の治療看護判決がなされることで実施される。実際には、治療監護請求がなされない場合も多く、刑の執行中に精神障害者と判明した場合には治療監護措置を課すことができない。

そのため、服役中の者にも薬物治療を行うことができるように法改正をしなければならないという主張が出てきた。キム・スチョル事件、キム・ギルテ事件は足輪を装着するだけでは不十分なケースと考えられ、薬物治療しか方法がないということである。

そこで、2010年、性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律が制定され、性衝動薬物治療（化学的去勢）制度が導入された。被害者が16歳未満で、犯人の年齢が19歳以上である場合、検事が裁判所に治療命令を請求することを条件に薬物治療が可能となる。本人の同意は必要ではない。薬物治療を行っている他の国では本人の同意が必要だが、韓国では同意なしで行うことができるため、人権侵害であるという議論が提起されている。

また、治療命令を受けなかった受刑者で仮釈放の要件を備えた者は薬物治療をすることができる。この結果、仮釈放のためには、薬物治療に不本意でも同意せざるを得ないため、強制的な治療であるとの批判を受けている。

治療期間は最長15年である。また、治療費用は一人当たり年間500万ウォン程度である。

治療の方法は、GnRH拮抗剤の注射を1カ月に1回。心理治療も並行して行なわれるが、体系的とは言い難く、主に薬物治療に重点が置かれている。GnRH拮抗剤を注射されると、性衝動を起こす男性ホルモン（テストステロン）の発生が抑圧され、ほぼ去勢されるレベルまで衝動が低下する。注射を中止すると身体の状態は元に戻ると言われているが、正常な形に戻るかどうかは未知数である。また、政府は副作用がほとんどないとの見解だが、副作用が表れる場合には即時中止することになっている。

政府は、薬物治療制度が、身元情報登録制度、電子監視装置だけでは防止することができない非常に悪質な性犯罪者に対しては効果的な方法であるとしているが、電子監視制度と化学的去勢制度の両方を実施しているのは、世界でもアメリカのカリフォルニア州、フロリダ州程度しかない。

この制度は今年7月から実施されているが、検察は世論を意識したためか、現在（2011年12月）のところ、1件も裁判所へ請求していない。また、薬物治療のみで実効性があるかどうかについては、専門家も疑問の声を呈している。多くの専門家は、薬物治療より心

理治療を行う方がより実効性があると主張している。多くの性犯罪者は社会に適応することができない。その環境をよりよく改善するのが根本的な対策であって、薬物治療だけが万全なのではない。韓国の社会的構造による政策的な検討がなされず、効果も検証されていない化学的な矯正には疑問がある、との批判もある。

4. 韓国における性暴力犯罪対策の展望

韓国の性犯罪対策に対する制度の今後の方向性については、強硬論、慎重論の二つの意見が対立している。

さまざまな制度が作られ、各種対策が導入されているにもかかわらず、性暴力犯罪の発生件数は減少するどころか持続的に増加しているので、電子足輪や化学的去勢の適用範囲を拡大し、一層強力な対策が必要であるとの主張もある。実際、物理的去勢を可能とする法案が国会に提出されたが、人権委員会からの批判があり、通過しなかった。

世論を刺激する事件が継続して発生し、強硬論の強まる素地もある。日本でも知られているかもしれないが、近年、ドガニ事件という事件が社会的問題となった。これは、韓国の光州にインファ学校という耳の不自由な障害者の学校があり、その校長と教師が障害者である生徒に対して性犯罪を起こした事件である。教師が学生に対して性暴力を振るったということで、非常にセンセーショナルな事件であった。これは長期間外部に漏れることはなかったが、学生の申告によって人の知るところとなった。教職員が捜査され、一部は起訴されたが、ほとんどの人は起訴されずに執行猶予付きで学校に復職したため、生徒らが抗議し、対策委員会が作られるなどして、社会的な問題になった。これに加えて有名な小説家が『ドガニ』という題で小説を出し、小説はそれほど知られていなかったが、最近映画化され、国民すべてがその映画を観るような状況にまで発展している。それで政界ではこの問題を放っておくことができなくなり、再捜査が行なわれ、学校は廃校処分になった。これは性暴力に対する国民の不安感を再び引き起こす問題になり、国会議員が主導し、障害者に対する性犯罪の場合は法定刑が引き上げられることになったのである。

来年、韓国では総選挙を控えている。国会議員は何か実績を積むために、可決される可能性が少ないのにもかかわらず、特別法案を誇示し、マスコミなどで広報をし続けている。韓国の刑事政策研究院の院長は、「韓国では立法政治はあっても、立法政策はない」と公開で批判している。

このような強硬論が出ている一方で、既存の対策が持つ問題点を点検して実効性を高め、各種弊害を減らす方向への改善が必要だとの慎重論も提起されている。身元情報の公開や電子足輪付着の処分を受けた前科者が、自身の境遇を悲観して自殺するなどの事件が発生したこともあるが、それに加え、従来の対策が実際の処罰の強化につながっていないのが現実である。2010年には17,327件の性暴力犯罪が発生し、このうち7,426件が起訴されたが、この起訴率（42.8%）は、全犯罪の起訴率（44.9%）より若干低い。また、最高裁

が性犯罪者2,700人余りに宣告された第一審量刑を分析した結果によれば、量刑基準が上方修正された2010年7月以降、13歳未満の児童への性暴力犯罪者に対する平均量刑が少し強化されたが、執行猶予が宣告される率もかえって高くなっていて、実際に処罰される者はかえって減少している。

また、性犯罪には必ず被害者があり、被害の程度は非常に重い。最近よく指摘されるのは、被害者を保護する制度をもっと整備しなければいけないということである。余りにも犯罪者を処罰することに予算が投入されすぎていて、そのようなところに手が回っていないのではないかという指摘もある。処罰は強化されているが、逆に被害者たちは不満を持つ事態が起こっている。性犯罪被害者に対する配慮が欠如しているという批判である。

こうした状況を踏まえれば、多くの制度が現在導入されているが、これ以上、新たな制度を導入することは、ほぼ意味がないと考えている。最近になって化学的な去勢制度が導入されたにもかかわらず、実際に実施されていないということも、実効性がそれだけ検証されていないからである。これ以上新たな制度を導入する、あるいは処罰を強化するよりも、既存の制度がどれだけ実効性があるのか、問題点はどこにあるのかということを慎重に検討しなければならない。このような主張が大勢を占めている。

［編集追記］

韓国の性犯罪対策については多数の文献があるが、

李東熹「韓国の性犯罪前歴者対策について」警察学論集第62巻第3号84-100頁（2009年）

が掲載されており、2008年までの状況を詳述しているので併せて参考にされたい。

また、性犯罪者の再犯防止策のうち、性犯罪者の電子監視については、

太田達也「性犯罪者の釈放と電子監視－韓国における電子監視制度の分析を中心として」法学研究82巻1号211-259頁（2009年）

白井京　「韓国における性犯罪者の再犯防止対策－情報公開と位置追跡電子装置－」外法No.234、200-229頁（2007年）

などを参考にされたい。

【パネルディスカッション】

司会　ここからは討論に移らせていただきます。討論では、警察政策研究センター所長の安田貴彦がコーディネーターを務めます。それでは、お願いいたします。

安田　警察政策研究センター所長の安田でございます。ここからは基調講演でお話をいただきましたお三方に加えて、女性警察官の勝部祐子さんにも加わっていただき、4 人のパネリストで討論を進めてまいりたいと思います。まず、関東管区警察学校教官の勝部祐子さんから 20 分ほどご発表いただいたのちに、ほかの 3 人の基調講演者にも加わっていただいて、会場からいただいた質問に対する質疑応答も交えつつ進めたいと思っております。

それでは、パネリストの関東管区警察学校教官の勝部祐子さんをご紹介申し上げます。勝部教官は本年 4 月から現職をお務めでございます。その前の 2005 年から 3 年間、神奈川県警察本部刑事部捜査第一課において、性犯罪捜査を担当する課長補佐をお務めでした。われわれが性犯罪対策を考える上で、わが国における性犯罪の実態、性犯罪者あるいは被害者の実態がいかなるものかを踏まえるのは、基本的に重要なことであろうかと思っております。本日は豊富な捜査経験、とりわけ性犯罪捜査及びその指導に携わっておられた経験から、性犯罪の実態とその捜査についてお話をいただけるということです。それでは、勝部さん、よろしくお願いいたします。

勝部　本日は、私や同僚が体験したことに実際の捜査の現状を織り交ぜながら、性犯罪は検挙するまでエスカレートしていくこと、性犯罪の被害者に被害申告をしてもらうことの難しさ、そして被疑者検挙のために科学捜査の果たす役割の重要性について、お話しさせていただきます。

性犯罪事件捜査の現状

関東管区警察学校教官
前神奈川県警察本部刑事部捜査第一課課長補佐
勝部　祐子

(1) 年少者を狙った広域にわたる連続強制わいせつ等事件

これは、約４年間に及んで、年少者を対象に約50件も発生した事件の概要である。被疑者は30代半ば。家族もあり、また被害者の女子児童と同年代の娘を持った男性だった。車両で神奈川県や東京都を回る勤務形態であったため、犯行場所はかなり広範囲に及んだ。また、犯行時は変装することもなく、大胆に犯行に及んでいた。

手口を簡単にご説明すると、年少者、特に小学校低学年の女子児童に対し、当時アニメで流行っていたハムスターがいるよという口実で、公営団地、社宅等の階段、踊り場に誘い出し、キスをしたり、最後には口淫させたりしていた。

このケースでお伝えしたいのは、性犯罪は検挙されるまで手口が悪質化し、エスカレートしていくということだ。最初、被疑者は女子児童に対して声をかけるところから始める。声をかけてついてくると、よし、何かできる、と考える。次に、連れていく場所、人目につかない場所を探す。昼間あまり人の行き来のない公営団地、社宅の外階段の踊り場を選ぶ。想像していただきたいのだが、外階段の壁は幼い女の子の身長がすっぽり隠れる高さだ。被疑者はその場所を目隠しとして利用したのである。

すんなりついてきて、その死角に連れ込んだ女子児童に、まず目をつぶらせ、舌を出させる。被疑者は後の供述で、女子児童が目をつぶって舌を出した顔に何ともいえず興奮したと話している。それに成功すると、次はその出した舌に自分からキスをする。また、自分の頬や耳をなめさせるといったようにエスカレートしていった。そして最後には口淫させるまで悪質化した。

最初に女子児童に声をかけていた段階で検挙できていれば、このような悪質な犯行に至ることはなかったと思う。しかし、その公営団地や社宅には防犯ビデオがなかった。ほぼ屋外に近い状態で、足跡や指紋といった証拠に至るものがなく、目撃情報もなかった。約12名の捜査体制で進めたが、捜査は非常に困難であった。しかし、あるとき、以前被害に遭った女子児童が車両に乗った被疑者を見かけたことから、一気に捜査は進展、検挙となり、４年間次々とエスカレートしていった事件をやっと終わらせることができた。

(2) 警察官を詐称した被疑者による連続強制わいせつ等事件

次は、年少者を狙ったわいせつ事件の概要だ［編略］。被疑者は20代半ばの飲食店店員だった。まず、自分の携帯電話から、子どもが一人で留守番をしているような昼過ぎの時間帯に、自分のいる地域の選別番号から一桁ずつ足して適当に電話をかける。たまたま電話に女子児童が出ると、警察官だと嘘をつく。そして、アンケートに答えてと口実を設けて、女子児童が一人でいることを確認する。その上で自宅も聞き出す。そして、上がり込んでわいせつ行為をする、という手口だった。

届出と相談を受けているものだけでも被害者は約 20 人いた。そのほとんどが小学校低学年、中学校1年生ぐらいまでの年齢だった。この事件の特徴は、届出や相談について警察が認知するまで若干時間がかかったことだ。理由は、被害児童が母親にその話をしなかったり、その事実を聞いた母親が届出を出し渋ったりしたからだ。

いざ捜査を開始すると物的証拠はたくさんあった。家に上がり込んでの犯行なので、指紋、マンションの防犯ビデオ、被害者から勝手に持ち出して悪用した緊急連絡網の架電事実、そして幾つかの証拠を基に電話のかかってくる予測地域を推定し、警察官が張り込みを実施したところ、見事検挙に結びついた。

この事件ほど被害者に被害申告をしてもらうことの難しさ、また年少者であればあるほど真の供述を得るのが難しいことを痛切に感じた事件はなかった。被疑者は、自分が女の子に対してわいせつ行為をしているところを自分の携帯電話のカメラ機能で撮影、保存していた。いざ逮捕してその画像を解析すると、被害申告のない女子児童が 10 数名映っていた。言い換えれば、それだけ未届事件があったということだ。被疑者の供述や記憶等を基に捜査し、数名の女子児童を特定することができた。

ある 11 歳の被害児童の母親と接触したときのことだ。母親に事件の概要を説明し、その事実を伝えると、母親は「娘からは何も聞いておりません。何かの間違いではありませんか」と答えた。仕方なくその日は母親にお子さんに確認してくださいと言って帰宅してもらった。しかし、母親がいくら尋ねても、その子は、被害に遭っていないの一点張りだったそうだ。

事実確認のためとはいえ、母親にそのわいせつな画像を見せるのは心が痛んだ。しかし、仕方なく母親にその画像を見せたところ、想像以上に取り乱し、被写体がわが子であることを認めた。私たち警察官にとって、この瞬間ほどつらいことはなかった。私たちは、被疑者をより長く社会から遮断させるために協力してほしいこと、児童共々心のケアも継続していきたい旨を一生懸命説明した。母親は泣きながら明日まで待ってほしいと告げて帰っていった。

そして、翌日、警察署に来た母親が出した答えは、「うちの子は被害に遭っていません。本人が言うのだから間違いありません。絶対に被害には遭っていません」というものだった。前日に確認した事実をすべて翻し、被害に遭っていないので申告する必要がないと伝

えてきたのである。私たちや臨床心理の先生たちがいくら説得してもだめだった。母親にいったん帰宅してもらい、数日後、再びマンションを訪ねると、そこには何もなかった。家は引き払われ、近所の人にも転居先を告げぬまま、警察署を訪れた翌日にはいずこかへ行ってしまっていた。転居先を調べることはいくらでもできる。しかし、これが被害者・家族の選んだことだ。あえてこれ以上の説得をして被害申告をさせることが、被害者のためになるのだろうか。全員で協議し、それ以上の接触をやめた。

前段でお話しさせていただいた事件もそうだったが、被害者が年少者であればあるほど被害申告を受けることが難しくなる。こんなこともあった。母親から「変な人に声をかけられたら防犯ブザーを鳴らしなさい」と言われ続けた被害児童は、被疑者の供述から間違いなく被害に遭っているにもかかわらず、「防犯ブザーを鳴らしたから犯人は逃げた」と言い張った。母親に怒られまいという気持ちと心配をかけたくないという気持ちから嘘の話を作ったのだ。

被害者が年少であればあるほど、わいせつ行為が何の意味かもわからないのに、悪いことをされてしまった、お母さんに怒られる、お母さんが心配する、という複雑な気持ちから、母親には話せない。自分一人の心の中で抱え込んでどんどん傷が深くなる。被害者の母親はみな同じことを言う。「子どもたちをそっとしておいてほしい。子どもたちは、騒がれると、そんなに大変なことを自分にされたのかと改めて傷ついてしまう」。その気持ちはわかる。私もその立場であるなら、子どもが寝ている間にその記憶だけを消しゴムで消してやりたいと思うだろう。

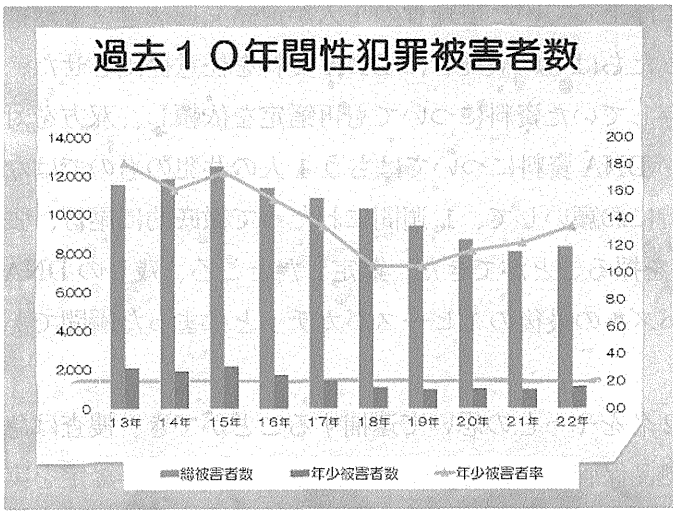

左図は過去 10 年間に発生した性犯罪（強姦と強制わいせつのみ）の認知件数、つまり被害届の出ている件数の推移を表したものだ。長い棒は全体の被害者数、短い棒は年少者の被害者数、折れ線グラフはその割合を示している。

届出件数自体は平成 15 年から若干減少しつつあるが、年少者に対する割合は平成 18 年から再び増加傾向にある。年少者にとって、この時期に傷ついた心、精神は、大人になっても癒されるものではなく、そのことがきっかけで精神的に障害が残る場合も多いと聞いている。

全国の警察では、いかに検挙につなげるかという施策を行っている。神奈川県警を例に挙げると、昨年（2010 年）春、生活安全部に子ども・女性安全対策室を立ち上げ、女性や子どもに対する公然わいせつ等はもちろん、単純な声かけ事案等、ともすれば凶悪事件に

発展するおそれのある前兆事案の一つ一つについて、発生地区、発生時間帯、被疑者の特徴、すべてをデータベース化し、その情報を刑事部と共有している。そして、事件に発展しないまでも、事件発生前に先制して警告や指導を行い、犯罪の未然防止に役立てている。これは発生している事件であれば、早期検挙にも役立つ。

(3) 県央地区における２人組 車両利用連続強姦等事件　―科学捜査の活用

皆さんもご存じの科学捜査の手法の一つにDNA型鑑定がある。鑑定に多くの日数と費用がかさんだ時代もあったが、ここ数年でめまぐるしい発展を遂げ、鑑定のための施設が充実し、鑑定人の増員が行われた。そして何よりもデータベースの構築が充実してきた。鑑定で得られる証拠は、被疑者特定にとって欠くことのできない決定的な資料であることはご承知いただいていると思う。

このDNA型鑑定で過去の事件の捜査が急展開し、悪質な性犯罪被疑者２名を、それぞれ懲役20年、18年という長期間、刑務所に送り込むことができた事件についてお話ししたいと思う。

これは、約６年間にわたって、主に神奈川県某地区で発生した２人組の被疑者の事件だ。深夜一人歩きしている女性を強引に車両に乗せ、監禁、強姦等を行うという悪質極まりない手口で約34件発生していた。当時かなりの捜査員を動員し、一度は被疑者２名を浮上させたものの、物的証拠も乏しく、また被害者の確証も得られないまま、ある年の夏頃を境に発生がなくなった。

４年ほど時が流れ、当時捜査線上に浮上していた被疑者の１人が道路交通法違反で逮捕されたとの情報が入った。さっそく私たちはその被疑者にDNA資料を任意提出させた。そして、被害者から採取し、冷凍保存していた資料についても再鑑定を依頼し、双方を対照した。一部合致したが、合致しないDNA資料についてはもう１人の共犯のものではないかという見方から、女性警察官に特にお願いして、１週間にわたって徹底的に尾行、張り込みをしてもらい、DNA遺留資料を採ることができた。鑑定したところ、残りのDNA型と見事合致した。まさにジグソーパズルの最後の１ピースがカチッとはまった瞬間であった。

こうして長い年月を遡って被疑者２名をやっとの思いで逮捕することができ、捜査は急展開した。私たちは、各警察署の証拠品保管庫に眠る当時の証拠品について、再鑑定を実施するとともに、当時の被害者に再度接触して捜査協力を依頼した。被害者の中には、既に結婚していて今の家族には知られたくない、あるいは思い出したくない等の理由で、協力を得られない方もいた。

また、この事件の問題は時効であった。平成12年の法改正前の事件もあり、既に時効が成立して立件できないものもあった。すべての事件を送致することができず残念ではあったが、この２人の被疑者を20年と18年という長期間、社会から隔離できた。私たち警

察官としては、被害者に少しでも安堵感を与えることができたのではないかと思う事件であった。

このようにDNA型鑑定技術の進化により捜査力も一段と向上し、より多くの犯罪をより迅速に検挙できるようになった。早期に検挙できれば、それだけ連続犯の抑止や犯罪の未然防止につながる。そして何より、過去に遺留された鑑定資料と、別件で逮捕されたり捜査段階で浮上したりした被疑者のDNA資料と合致するものも出てくるので、未解決事件の解決にも役立つ。

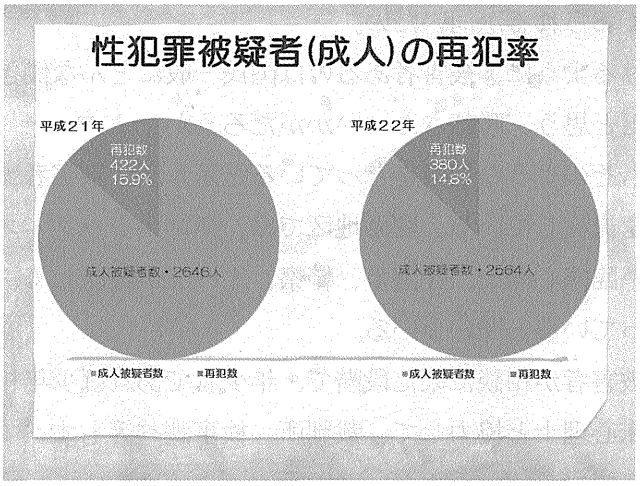

左図は平成21年、22年の強制わいせつと強姦を起こした成人被疑者のうち、同じく強制わいせつと強姦の前科のあるものの割合である。14%、15%というとピンと来ないかもしれないが、100人性犯罪者がいればそのうち14、15人が再犯者だということになる。犯罪には暗数というものがある。その中でも性犯罪の暗数はかなり高いと聞く。そう考えると、いまだに検挙されず犯罪を繰り返している被疑者がいるはずだ。

私たちは性犯罪をなくすため、また、さらなる被害者を出さないため、今までお話ししたように、前兆事案等のデータベースの活用、それを基にした発生前の先制的な警告指導はもちろん、捜査力向上のため、女性警察官全員に対して繰り返し研修を行っている。また、暗数を減らすため、届出を促進することを目的に、警務部被害者支援室と共に県内産婦人科医師に対しても直接伺って協力を依頼している。

こうして各専門分野の垣根を越えた取組を行い、1人でも多くの性犯罪被疑者を検挙し、1件でも多くの発生を食いとめ、1人でも多くの被害者を救うことが、私たち警察官すべてに課せられた使命だと思っている。以上、捜査の現状をお話しさせていただいた。

安田　勝部さん、どうもありがとうございました。わが国における性犯罪の実態と捜査現場の苦労の一端を窺い知ることができたかと思います。

【パネルディスカッション】

安田　まず、勝部さんのご発表について、基調講演者3名の方からコメントあるいは質問があればお願いしたい。

レディンガム　ご心配なさっているとおり、被害者が申告してこないことは深刻な問題だ。性犯罪の被害者は孤立感を深めている。被害者が孤立感を深めないためには、社会の理解を広めることが重要だ。広く社会一般の性犯罪に対する認識、理解を深めるために、どのような対策をすることが重要だと思っておられるか伺いたい。

安田　なるべく被害申告をしていただけるように、被害者あるいは国民一般にどんな働きかけがなされているか、というご質問だと思う。勝部さん、いかがだろうか。

勝部　神奈川のみならず、今、全国でもそのような施策をとっていると思うが、被害者支援室並びに支援センターといったものを充実している。関西地区では、ワンストップ・ステーションのように一つの建物の中に、臨床心理士、弁護士、警察、すべてが集結して、たらい回しにならないような施策も行っていると聞いている。

神奈川の例を挙げて申し訳ないが、被害者が相談に来た段階で、年少者であれば少年相談員、大人であれば被害者支援室の臨床心理士と協力して、裁判所、検事調べ等もすべてバックアップ体制を整えてやるようにしている。

藤本　先ほどの事件はほとんどが13歳未満だった。それならばお母さんが子どものことを考えて、あえて申告しないケースは十分理解できる。例えば、成人の場合でも申告しないケースは実際にあったのだろうか。

勝部　これは先ほどお話しさせていただいた暗数に近いものがあると思うが、実際に申告しない方もかなりいると思われる。『犯罪白書（平成20年度版）』によれば、強制わいせつや強姦のみならず、事件に至らないものも含めると、申告率は13.3%ではないかという。そのぐらい申告されていない暗数があると聞いている。

藤本　暗数の場合はもちろん申告できないが、今のように、成人の場合に、例えばビデオや携帯電話に映っている被写体が本人であることがわかったときでも申告をしないケースがあるのだろうか。

勝部　実際にあった。

安田　若干補足させていただく。私も連続犯行で169件自供した事件に関わったことがある。このうち約半分の83件は未届けであった。これは成人対象の事件だったが、最終的に立件できたのは25件に過ぎなかった。証拠の問題あるいは被害申告や告訴の意思の問題があったと思う。

また、国民一般に被害申告を促進するということで言うと、それこそ神奈川県警が最初だったと思うが、性犯罪被害の110番ということで専用の相談電話を設けるなど、民間の被害者支援団体と協力していろいろな形で、いわゆる「強姦神話」を払拭するような啓発

活動を行っている。

それでは、会場からいただいている質問、あるいは私どもで論点として考え得るものについて、順次話を進めてまいりたい。

まず、私からレディンガムさんにお尋ねしたい。イギリスには、性犯罪者を登録し、一部は公表する制度があると思うが、アメリカのメーガン法のような公表方法をとらなかったのは、そのような方法をとらなくても性犯罪の再犯抑止に十分有効だったからだろうか。その辺についてもう少しご説明をいただきたい。

レディンガム　イングランド、ウェールズでは、子どもを保護できる立場にある一部の地域社会のメンバーに対してのみ情報開示している。これは、二つの効果を上げている。一つは、犯罪を防止し子どもを守ること。もう一つは、検察庁、刑事司法当局がMAPPAのもとで取り組んでおり、広く情報開示するわけではないが、情報開示できることを犯罪者に対して認識させている。2年前にこの制度が始まったところ、登録されている性犯罪者はメーガン法のようになるのではないかと非常に懸念していたが、現実的にはそうなっていない。関わっている人たちも専門職として、子どもに対する性犯罪をした者の登録情報については機密保護の契約を結んでいる。この契約を破ったからといって提訴するのは難しいが、これはうまくいっている。

安田　公開はしないが警察を含めて当局が性犯罪者の所在を把握しているということは、性犯罪をした人たちに対して心理的な抑止効果を与えているのではないかと思う。その辺はどうだろうか。

レディンガム　おっしゃるとおりだ。これは非常にいいポイントだ。犯罪者が自分のとった行動の責任をとりたいと思うのであれば、それは一つの前向きなステップなので、われわれは全面的にサポートしたいと思っている。コミュニティの住民にも積極的に参加してもらって、性犯罪者に社会復帰を果たしてもらうことが望ましい。しかし、コミュニティの安全を守ることも重要であって、性犯罪者の社会復帰を目指すという意味では、住居を適切なものにするとか、雇用の機会を提供する――どこで働くのかについては慎重でなければならない。特に小児性愛者の場合には気をつけなければならない部分もあるが――あらゆるリソースを使って性犯罪者の社会復帰をサポートしている。ただ、その際に住民の安全を犠牲にしてはならないと思っている。

安田　次に、韓国におけるGPSの導入について、少し伺ってみたい。先ほど金先生から、GPS導入に関するさまざまな問題点についてご指摘があったが、こういったシステムの運用には、財政的あるいは人的なコストが相当かかるのではないかと思う。この点についてはいかがだろうか。また、デメリットというか、いろいろな副作用についてもご指摘があったが、そういったことを踏まえて、現状の韓国において、具体的にGPSによる電子的監視制度について見直す動きはあるのだろうか。

金　GPSアンクレットにかかった費用に関しては現在手元に正確な資料がない。政府は正確な費用を公開していないが、マスコミでは被害者のための予算の3倍ぐらいかかるのではないかと推定されている。韓国は経済規模が小さいので、数十億ウォンぐらいの規模ではないかと推定できるが、機会があれば、ほかの資料等を確認してみたいと思う。

また、副作用（デメリット）について言えば、政府は認めようとしていない。今年もアンクレットを装着したまま再犯をした事件が14件あった。[政府は]アンクレットを装着していれば再犯のケースは少ないと広報している。また、殺人罪にもアンクレットを装着させる等、拡大しようとしている。市民団体は、例えば、これは社会的な病理現象に対して対処しなければならないことであるのに、犯罪者を処罰するだけでいいのかという問題を指摘している。

つまり、最も再犯率が高いのは詐欺師や強盗だが、なぜ性犯罪を犯した人に対してのみ再犯を恐れているのかという問題がある。処罰を引き上げることで、果たしてそれを抑えることができるのか。例えば、詐欺罪を犯した人たちを厳重に処罰することも重要だが、詐欺に遭わないためにはどのように対応すればいいのか広報する必要がある。韓国ではオレオレ詐欺事件が多発しているが、そういった犯罪に遭わないように広報がなされている。

また、幼稚園や小学校低学年の子どもたちに対しては、性犯罪に遭わないように授業中にそういった教育を行う。そういったケースに遭った場合は、それに対して自動的に対応できるように教育を行って、被害に遭った場合には届け出る必要があると教えている。

また、被害者が届け出ても、警察はそれほど積極的に対応しなかった。例えば、幼稚園の先生や運転手による犯罪が多数発生したので母親が届け出ても、犯罪者がその母親を誣告罪や名誉毀損で訴える場合があるからだ。

安田　GPSの関係では、日本での導入について、宮城県警察から宮城県に派遣されている方から藤本先生にお尋ねがある。一部ご案内かと思うが、宮城県では震災前に、子どもと女性を守る安全対策としてGPS導入の条例化が検討されていたが、今はストップしているようだ。これについては法務省でも研究をしており、つい先頃その研究成果も報告されているが、「こういった性犯罪者の再犯防止策として、国の動きあるいは法務省での研究は進んでいるのか。また条例化、法律化に関して、藤本先生のお考えを伺いたい」というお尋ねだ。

藤本　法務省・法務総合研究所では、一昨年GPSを導入するかどうかという問題が出て、まずは各国の調査をしたほうがいいということになった。ご存じのように、現在29カ国で電子監視を行っているが、性犯罪者に対して電子監視をしているのは、アメリカ、フランス、そして韓国だ。電子監視を導入するときのメリットとデメリットはどこにあるかを研究発表した上で、導入すべきかどうかを検討する段階になっている。今各国の調査が進んでいるので、来年の白書あたりから発表できるのではないかと思われる。

今の宮城県のケースだが、国全体で GPS を導入する場合は問題がないが、例えば宮城県だけで導入すると、性犯罪者は宮城県には住めないので隣県に住むことになる。そうすると、宮城県には確かに性犯罪者はいなくなるが、隣県に拡散するという現象が起きる。これを専門家は転移と言う。こういう場合にどう手当てするかという問題がある。

被害者を救済するという意味で、GPS は確かに一つの手段だが、被害者救済は別の面で考えればいいので、電子監視をするメリットがどこにあるのかということは、ぜひ考えていただきたいと思う。しかも、ネットワークを作ろうとしても今の携帯電話のネットワークは使えないので、特別にネットワークを準備しなければいけない。そのシステム構築にかなりお金がかかるだろう。

韓国のように、一般の犯罪者に対して保護観察の段階で使っていたという前提があれば、既にシステムがあるので比較的容易だろう。アメリカの場合には、約1万5,000人の刑務所出所者や保釈された人を入れると約 15 万人に電子監視を付けている。州によっては本人にお金を払わせている。そういうことが果たして可能かどうかという議論をしなくてはならない。GPS 問題にはかなりいろいろな論点があり、そのあたりを検討しなくてはいけないのではないかと思う。

安田　次の論点に移りたい。イギリスの MAPPA に関しては非常に関心が高く、いろいろなご質問を頂戴している。

1つ目は「それぞれの関係機関で情報共有されていることがよくわかった。犯罪者に対して直接的にどのような対策が講じられているのか。いろいろな規制の面もあるだろうし、支援の面もあるかと思うが、具体的にご説明していただければと思う」というものだ。レディンガムさん、いかがだろうか。

レディンガム　性犯罪者に対する処遇プログラムがある。プロフェッション・トラストが三つの中から一つを選んで、性犯罪者ごとに一人一人に合った処遇プログラムが提供される。最近これは変わって、もともとは性犯罪者で有罪判決を受けた人が、自分の犯罪を認めなければ処遇プログラムを受けられなかったが、自分の罪を認めなくても処遇プログラムが適用されるようになった。かなりコストはかかるが、コストをかけるだけの価値はあると思っているし、特に犯罪者側に参加したいという意思がある場合は大変有効だと思っている。

それ以外に使っているコントロールの対策としては、犯罪に至りやすいような状況に近づけないシビル・オーダーというものがある。例えば、小児を対象にした性犯罪者の場合は、学校に近寄ってはいけない、あるいは何歳未満の子どもがいる家に監督なしに入ってはいけないという命令を出す。その命令がシビル・オーダーと言われているものだ。この命令は性犯罪者の再犯を防止するのに非常に有効だと認識している。処遇プログラムについて、私は保護観察官ほど詳しくはないが、いつも一緒に仕事をしている保護観察官の同

僚の話によると、犯罪者自らが自分が変わりたいという意欲を持っている場合には、この処遇プログラムは効果を発揮すると聞いている。

安田　続いて、科学警察研究所の方からレディンガムさんに質問だ。MAPPAのような情報共有のシステムを導入することは非常に重要だという視点から、「MAPPAのような多機関情報共有システムを導入するにあたって、当初は情報共有に反対あるいは消極的な機関もあったのではないか。そういった機関の同意をどのように得てシステムを構築していったのか」。

レディンガム　とてもいいご質問をいただいた。おっしゃるとおり、最初は一部の機関からかなり抵抗があった。うまく機能するようになったのは、法律ができて、参加に躊躇している機関のトップが更迭されたからだ。トップが更迭されることがかなりのプレッシャーになって、すぐに浸透して協力が得られるようになった。大体3年ほどかかったが、すべてのエージェンシー、特に情報共有に一番後ろ向きだった保健や医学関連の当局の協力を得ることが可能になった。2、3の医療関連のトップが更迭されたので、次に更迭されるのは困るということで協力が得られた。

安田　よくわかります。MAPPAの関係ではまだ質問がある。「ご説明の中にも、MAPPAが実施していることには限界があり、性犯罪の再犯防止を100%図ることは無理だとあったが、率の軽減が目的であることは事実としても、それだけでは済まされず、性犯罪が起きてしまったときに、道義的あるいは政治的な責任を追及されるようなことはないのだろうか」というものだ。

レディンガム　われわれは非常に責任を感じている。もちろんうまくいくときばかりではなく、うまくいかない場合もある。なぜうまくいかなかったか反省するシリアス・ケース・レビューというプログラムがある。犯罪の起きた場所と全くつながりのない人が独立した第三者の目で、どういう状況だったのか詳細に調査し、評価をする。これは誰かを責めるためにやっていることではない。経験から、なぜうまくいかなかったのかという教訓を学んで、継続的によりよいシステムに改善していきたいと思っているからだ。

昨年のシリアス・ケース・レビューは12件あった。つまり、殺人、強姦あるいは故殺が12件発生したということだ。このうまくいかなかった12件について、MAPPAでシリアス・ケース・レビューを行った。被害者と家族を守るために匿名で調査をするが、そこから得られた調査結果については各機関が全国レベルで共有する。その結果、再犯については少なくなっていることがわかっている。つまり、再犯を繰り返し、それをわれわれが毎回見逃してしまうケースは減ってきている。

当初は、シリアス・ケース・レビューをやるたびに当局間でシェアされていなかった情報が見つかるのが普通だったが、いまや情報はシェアされていることがわかっている。最近は、誰も予想できない、あるいは予防できない状況で再犯が起きてしまった状況はあるが、以前のように当局間の情報共有がうまくいかなかったことによる再犯は防げるように

なってきている。性犯罪者のデータベースも充実してきているので、警察も保護観察も刑務所も、すべて同じ情報を共有できるようになってきている。つまり、わざわざ他の機関に連絡しなくても、情報は得られるということだ。ただ、それだけやっていてもうまくいかない場合もある。うまくいかなかった場合は、その原因について詳細に追及している。

安田　この情報共有に関して、朝日新聞の緒方さんから、レディンガムさんにではなく、日本に対して質問が来ている。「日本の再犯防止策は、現状では警察と法務省だけが担っている。情報提供の制度も始まったばかりで、性犯罪者に対し十分に踏み込んでいいのか現場のとまどいもあるのではないか。また、イギリスのように多くの機関、団体を巻き込んだ対策を導入することを検討するべきではないのか」というお尋ねだ。これは警察庁に対してのご質問だが、その前に、いろいろな意味で関わっていらっしゃるので、藤本先生にコメントを頂戴できればと思う。

藤本　データベースを共有する必要性は言うまでもない。わが国の刑事司法制度では、警察、検察、裁判、矯正保護という段階があるので、ここで一定の犯罪者情報を共有する必要がある。先ほどお話したように、われわれは1917年から犯罪人名簿を持っているので、既に共有して持っているわけだ。そういう点では問題がないと思うが、性犯罪に特化するとなると、そのあたりのことも考えなければいけない。少なくともこれからの刑事政策で重要なのは多機関連携ということだ。あるいは多職種連携なので、そういう意味ではイギリスのMAPPAのシステムはわが国でも機能するだろうし、させるべきだ。このMAPPAのシステムをもう少し日本的に修正しながら、どのように採用できるか考えてみる必要があるのではないかと思う。

安田　私もラインではないが警察庁の一員ではあるので、個人的に見解を述べたい。私もイギリスのような、あるいは藤本先生のご指摘のような形で情報共有を図るのは大事だと思っている。例えば、現在でも治療プログラムを受講しているかどうかについては警察に情報提供されるが、受講した結果、受刑者たる性犯罪者はどういう状況になったのか。変化があったのか、なかったのか、どう受け止めているかということに対しても、もう少し警察に情報が提供されるならば、警察の出所者に対する訪問活動の際にも、優先順位や重点の置き方の参考になるのではないかという気がする。

あるいは施設外で処遇しているという意味では、保護観察官の方々も日常的にずっと仮釈放をされた人たちと関わっている。その方々とわれわれがいろいろな意味で情報を交換し、協議することがあってもいいと思う。

藤本　私は法務省の代表者ではないが、2006年にこの制度がスタートしてちょうど5年になる。今、データを集めているが、4年までの段階でわが国には大体3,700人の性犯罪者が刑務所に収容されているが、2006年から1,089人にこのプログラムを実行した。結果として、同じように性犯罪などの同じ罪種の犯罪を犯した者は18人だったので、今のところかなり効果があると思われる。そのデータを今法務省で準備しているので、できあが

れば当然警察庁と連携すると思うが、まだ法務省でもデータを精査し、モニタリングしている段階だ。

安田　そういった意味では期待できるかと思う。少し付け加えると、警察の持っている情報も刑務所の施設内での処遇や生かせる情報もかなりあるのではないかと、私は思っている。例えば、性犯罪の事件があると、告訴されなかったとか、あるいは被害者が表に出たくないということで隠された犯罪の実態がかなりある。暗数も多いが、警察が把握しているものの中にも刑事手続に進まなかったものもかなりある。そういったものも情報提供をすることによって、施設内での処遇にも生かせるかと思う。あるいは犯罪被害者が今どういう気持ちや境遇でいるのかも、もちろん被害者の同意があってのことだが、情報提供させていただくことは、犯罪者の更生あるいは反省を促す一助になるのではないかと感じている。

安田　今まで多機関連携の関係で幾つか議論があったが、金先生はいかがだろうか。韓国内での多機関連携の必要性、あるいは認識、そういった点について何かコメントがあればお願いしたい。

金　韓国においては、最近になって裁判所、矯正の段階で統合するシステムを現在構築している最中だ。その段階において、検察も十分に活用できると思っている。また、それだけではなく、既存の書類で処理されてきたさまざまな捜査処理、立件から始まって、公判、検察で不起訴にした資料についてもすべて共有するシステムを作っている。それが多分性犯罪の再犯を抑止するうえで効果を上げるのではないかと考えている。

安田　話は変わるが、再犯罪のリスクについて、先ほどレディンガムさんからマトリックス分析の話があった。違っていたらご指摘いただきたいが、私の理解では、警察も含めて多機関でこのリスク評価の情報を共有し合っていると思う。韓国ではリスク評価という点ではどのようなことが行われているのだろうか。

金　イギリスの制度は非常に体系的で効果を慎重に考えながら対策を講じていると思う。韓国の場合は、リスクが非常に大きい犯罪者に対する対処方法を、身上公開、化学的な去勢やGPSというように強化させた。そうした対策を講じる中で、非常に多くの情報を持っている警察が介入する余地がほとんど排除されてしまった。検察の段階で非常に深刻であると思われた場合には、裁判所に請求して、裁判所がそれを受け入れてくれるのであれば、GPSを着用させ、化学的去勢を行う。そういった中で、実際の性犯罪者の深刻性に応じた体系的な管理は現在行われていない。その部分についても、今後は補完されていくのではないかと思う。

安田　藤本先生は、リスク評価という点についてはいかがだろうか。

藤本　現代のリスク社会において、保険数理学的なリスク評価をすることの必要性は言う

までもない。法務省の矯正局の場合はカナダの Static-99 という性犯罪者の再犯危険性を評価するモデルを基に、男女関係や親子関係などの静的なものは日本的にアレンジしたものを作った。同時に、保護局のほうでも同じように問題があったので、SONAR［Sex Offender Need Assessment Rating］というシステムを日本流に修正したものを作って使っている。一応、静的な要素と動的な要素の両方で評価する、カナダとイギリスのモデルを合体させて日本流に修正したものが完成しているので、今はこれを使っている。5 年後の段階でこれが評価できれば、さらにこのツールをどう改めるべきか検討できる。

安田　先ほどのレディンガムさんの話もあったが、先生からご覧になって、警察の立場でもそういったリスク評価の導入を検討すべきだと思われるだろうか。

藤本　そういったものがあれば、より正確に再犯のリスクを判定できる。欧米では既に完成しており、先ほどイギリスから幾つかの事例が報告されたが、それらは有効だと思われる。

安田　勝部さん、現場でまさに犯罪と向き合っているお立場から、ぜひこういうことを考えてほしい、あるいはこういうものを導入してほしいといったご意見を伺いたい。

勝部　多機関連携という観点からは、警察、保護観察や刑事施設以外にも、ライフライン関係（水道、電気、ガス等）も含めて協力し合ったほうがいいのではないかと思う。

安田　今までは特に今日のテーマである性犯罪者の再犯防止を中心にやってきたが、性犯罪を抑止していくという全体を考えたときに、先ほど勝部さんからお話があった DNA 型データベースの問題は非常に大きな要素ではないかと思う。まさに、性犯罪者を 1 人でも多くきちんとした証拠に基づいて刑事手続きに乗せることが、抑止において何よりも重要な要素の一つだろうと思う。勝部さんのお話でも DNA 型捜査が犯人検挙に大きく貢献していた。こういった点について、イギリスのご経験から DNA 型データベースの果たす役割について、レディンガムさんからコメントをいただきたい。

レディンガム　DNA のテクニックを使った捜査によって、刑事司法当局の役割が完全に変わった。DNA 型データベースに対する依存度も高まったし、テクニックは日々刻々と改善されている。そのスポットで識別できるテクニックについては、ほぼ周知、改善されて来ていると言っても過言ではない。イギリスではデータベースはどんどん増えている。検挙した人の DNA はすべて採っている。あるいは通報があっただけで警察に出頭し DNA サンプルを提供しなければならない決まりになっているので、DNA 型データベースは膨大な量になっている。

そういうことから何十年も前の犯罪が解決に至ることも増えており、コールドケースと言われていた何年も前の深刻な殺人事件や性犯罪の全容が今になって解明されるということも増えてきている。25 年前、30 年前の事件で、犯罪者本人がそんな犯罪をやったこと

さえ忘れているようなものまで司法手続きに乗るようになってきている。これは手間もかかるし、コストもかかるが、重要なプロセスだと考えている。被害者にとっても一般市民にとっても、司法当局に対する信頼を高める役割を果たしている。

もう一つ、DNA型データベースについて付言すると、日本もそうだと思うが、家族DNA型の解明が著しい。例えば、犯罪者のきょうだいが別件で警察に来た場合でも、きょうだいのDNAから本当の犯人を割り出すことができるようになった。そういう意味では、家族DNAを使った捜査も格段の改善が遂げられていると言っていいだろう。

安田　今のDNA型データベース構築の問題について、藤本先生から、コメントをいただきたい。

藤本　DNAが指紋よりも確実に特定できる点で優れていることは、世界的に認められている。わが国の場合は殺人罪の時効が撤廃されたので、どうしてもDNA等の証拠保存が必要になってくる。そうなると、やはり警察段階でDNA型データベースを持つことが必要だと思う。今、わが国の警察がどれだけのデータベースを持っているかわからないが、例えばアメリカのように680万のデータベースを持っていれば、かなりの確率で犯人が特定できるが、今の警察の持っている、ここ5年ぐらいのものでは必ずしも確定できないのではないかと思う。もちろん、それは蓄積していけばいいことだが。ただ、今のイギリスのように、被疑者段階ですべてDNAを採るということになると、日本の場合はプライバシーの侵害ということで問題になるだろう。捜査手法としては、同意を前提としてデータベースを集めるといった工夫が必要ではないかと思う。

安田　日本では確かにおっしゃるとおりだ。当然のことながら、余罪の捜査等、捜査そのものに必要性がある場合には採るが、基本的に任意の場合は同意を得て採っているのが前提だと思う。アメリカの数字を先生にご指摘いただいた後にご紹介するのも恥ずかしいが、わが国における平成22年末の被疑者のDNA型データベースの登録件数は、11万9,754件だ。アメリカとは桁が違うが、ただ対21年比で見ると4万5,000件ほど増えている。わが国においても急速に充実しつつあるのではないかと思う。

さて、性犯罪者を1人でも潜在化させないという意味で、もう一つ大きな論点があり、各国の状況が違うものとして、わが国が性犯罪を親告罪としていることがあろうかと思う。非常に興味深いデータもある。日本において起訴率を見ると、大雑把な数字で申し上げると強盗は50%をかなり超えているが、強姦だと40%前後である。つまり、告訴が得られないことによって起訴されていないものが10%強あると認識している。これが必ずしもギャップを全部埋めるものではないとは思うが、親告罪であり、告訴が得られないことによって、かなりの部分が事件としては潜在化してしまっているのではないか。あるいは、それ以前に訴えること自体ができないような方々も非常に多いのではないかと思う。

英米法にはもともと親告罪という概念自体がないが、先ほどのお話の中でも、韓国では

かなりの部分が非親告罪化されたということがあった。この点についてもう少し議論できればと思う。私自身も論文で書いたことがあるが、親告罪である必要はない。むしろ被害者の立場を考えれば非親告罪化したほうがいいのではないか。その点について、まず金先生から伺いたい。

金　先ほど発表の際にも申し上げたが、韓国では 1995 年まで性犯罪は親告罪であった。しかし、死亡や傷害を負った場合は親告罪ではなく、強姦致傷の場合の法定刑は無期あるいは 10 年以上の懲役だった。したがって、裁判所においては、傷害が非常に重傷の場合は強姦致傷であると判決を下す判例が確立した。しかし、重傷あるいは被害者が死亡しない限り、実際問題は親告罪であったので、これは非常に問題をもたらした。

特に、被害者が子どもや青少年の場合は問題が山積した。児童青少年の犯罪法を作って、青少年の場合は親告罪ではないことにしようとしたが、そうなると結局は被害者の意思を無視して捜査をし、処罰を下すことになる。それではかえって被害者の人権が侵害されるおそれがあるということで、反意思不罰罪というものにした。これは韓国だけにある法律で、告訴がなくても処罰することは可能だが、被害者が加害者と示談し処罰を望まないのであれば（これを韓国では反意思という）処罰をしない。効果的には親告罪と同じだが、加害者が示談をしようと被害者のあとをつけ回すという問題があった。そこで、2008 年には未成年者の場合には告訴しなくても処罰し、示談をしても処罰することができるように変更した。それ以外にも、犯人が 2 人以上いる場合、あるいは凶器を持っていたり住居に侵入した場合は、親告罪ではないというように変更した。したがって、韓国における性犯罪は、実際は親告罪ではないと考えても問題ない。

藤本　わが国は、韓国における 1995 年のレベルだが、強姦致傷や集団強姦罪はもはや親告罪ではない。被害者救済という側面からは、親告罪を非親告罪化すべきであると思っている。これは刑法の性犯罪の本質に関わる問題だ。わが国のように性犯罪として強姦・強制わいせつを捉える場合と、アメリカのように暴力犯罪として捉える場合は違ってくる。アメリカのように暴力犯罪であれば、悪いのは一方的に加害者だ。そうすると被害者の責任は完全にゼロであるから、法廷において挙証責任があり、合意であったと説明するのは加害者側の責任だ。

日本の場合は親告罪があるがために、告訴するのは被害者だ。精神的にも、肉体的にも、経済的にも大変な時期に告訴しなくてはいけないという状況がある。もちろん、検察、警察がついているのでバックアップはなされているとは思うが、起訴すると立証責任は被害者側にあるので、加害者側の弁護士は被害者側の性的経験を法廷でどんどん聞いていき、セカンドレイプという二次被害が起こり得る。これは親告罪であるがゆえに起こり得るのであって、そもそも暴力犯罪と見なして起訴すれば、初動捜査の段階で証拠を集めているので、確実に有罪にもっていける。ところが、親告罪の場合は、告訴期間が以前は 6 カ月だったが撤廃されて 10 年になったので、いつ告訴していいかわからない。まさか 9 年目

に、強姦にあったから告訴したいと言っても証拠がないだろう。そういう意味で、二次被害を及ぼさないためにも、親告罪を非親告罪化する必要がある。そうすれば初動捜査ですべての証拠が集められるので、加害者を有罪にする可能性が高い。

法廷においても、アメリカの場合は、被害者はレイプシールド法によって守られているので、弁護人は裁判で被害者の性体験を一切聞くことができない。そうしていかないと、本当の意味での被害者の救済はできないのではないかと思う。

安田　勝部さん、捜査の現場で感じることも多いかと思うがいかがだろうか。

勝部　実際、いったん告訴はしても、その後、仕事をしている方であれば、仕事を休んで警察署に行かなければならないし、検察庁にも裁判所にも行かなければならず、交通費もかかるといったいろいろな負担から、途中で告訴を取り下げる方も少なくない。そのような負担を軽減することも必要であると思う。

安田　私どもも、刑事手続きの中で負担を掛けないような制度は幾つか設けている。初診料や避妊の費用等も負担しているが、まだまだ不十分かもしれない。

レディンガムさん、状況があまりにも違うので、そんな問題は認識されたこともないかもしれないが、何かコメントはあるだろうか。

レディンガム　大変興味深い議論だと思う。そういうことは確かに問題であろうということは理解する。個々のケースをケース・バイ・ケースで考えていく必要があるだろう。被害者のニーズやウォンツも非常に重要だが、同時に暴力的な性犯罪を防ぎ、一般社会を保護しなければならないという側面とのバランスをとらなければならない。実は、そういった状況だということは全く知らなかったので驚いている。それに比べると、親告罪制度のないイギリスは、相対的に幸運だったと思う。

安田　不幸にならないために、これからも私どもは頑張っていきたいと思う。

性犯罪の問題は論点が多岐にわたり、議論は尽きないが、このあたりで私からクロージングということで、まとめさせていただきたい。

日本語には「みる」という言葉がある。「みる」にはいろいろな意味があり、いろいろな漢字が充てられる。普通に「見る」というときもあれば、視察するときは「視る」、患者を診察するときは「診る」だ。本日の議論で私なりに確認されたと思っているのは、やはり性犯罪の前歴者に対しては、いろいろな形で、いろいろな機関が、いろいろな意味で「みる」ことが必要だ、ということだ。診断すること（診る）、看護すること（看る）、あるいは見守る（見る）、視察監視（視る）ということも必要だろう。それぞれの責任ある機関が連携しながら、あるいは情報共有しながら責任を果たしていって、初めて性犯罪者に二度と性犯罪という重大な犯罪に手を染めさせない、そしてまた新たな被害者を生まない社会にもっていけるのではないかと思う。

また、イギリスあるいは韓国をはじめとした諸外国において、それぞれの国の実情や社会の意識に合わせて、性犯罪者の再犯防止に向けて多角的な取り組みがなされていることがよく理解できたかと思う。わが国においても、歩みは遅いかもしれないが、このフォーラムでも確認されたように少しずつ進んでいる。ただ、前進はしているもののまだまだ工夫や改革の余地は十分ある、というのが本日参加された皆様の共通の印象ではないかと感じている。

もちろん、新しい制度の導入については、藤本先生もご指摘のように、現状の検証、あるいは他の制度との整合性、またいろいろな関係者の権利事由との調整、さらにはコスト面を含む効果や効率性等、いろいろな角度で検討されるべきであろう。ただ、私も警察にいる人間として考えるのは、国民を犯罪から守る責務を有しているわれわれは、日本においてさらに悲惨な事件が発生し、新たな被害者が生まれなければ検討の機会がないというような態度ではいけないのではないかと思う。少なくとも諸外国においてこういったいろいろな取り組みが成されている背景には、大変痛ましい犠牲者がある。そういった犠牲者を生んだ事件から得られた教訓は、単に外国の話だと受け止めることなく、やはり私ども自国民を性犯罪者から守る立場にある者として、共有して学ばなければならないと思う。

そういった意味で、各国の最近の取り組み実例を踏まえるとき、わが国の実情にも十分に適合して、あるいは大きなコストや権利、自由の大きな制約を課すことなく効果が見込めるような施策を考え、できる限り速やかにそういった制度の導入が検討されるべきではないかと思う。私自身は、例えばイギリスで長年実戦を積み重ねてこられた制度は大いに参考になると考えている。これがこのフォーラムのコーディネーターを務めさせていただいた者としての、私の感想である。

このフォーラムが一つの契機となって、わが国における性犯罪の抑止の動きが少しでも加速され、１人でも多くの性犯罪の再犯が防止され、そしてまた女性や子どもたちが悲惨な事件の犠牲者となることが少なくなれば望外の幸せである。

それでは、貴重な提言や情報をいただきましたパネリストの皆様にぜひもう一度盛大な拍手をお願いしたい。ありがとうございました。

司会　ありがとうございました。以上をもちまして、警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〈以上〉

第５章

＜警察政策フォーラム＞
持続可能な地域安全のための
環境犯罪学的なアプローチ

〈警察政策フォーラム〉

持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成 24 年２月 21 日、(財)公共政策調査会、警察政策学会、(財)警察大学校学友会の後援により、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区）において、警察政策フォーラム「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」を開催した。

我が国においては、平成 15 年及び 20 年の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等の環境犯罪学的アプローチを取り入れた各種諸施策の着実な実行等の結果、刑法犯認知件数は大幅に減少してきている。

しかし、罪種によっては増加に転じたものや顕著な減少を見ないものもある上、国際化、情報化、広域化、地域の規範力の低下、更には東日本大震災後の社会の不安定化等、将来における治安の悪化につながりかねない要因は依然として内在又は一層深刻化しており、地域住民の不安感も必ずしも払拭されたとは言い難い。

したがって、治安の再度の悪化が現実のものとなることのないよう、警察の外、地域住民、事業者、行政等による持続可能な犯罪予防のシステムを構築しなければならない。

そこで、今回の警察政策フォーラムでは、欧米諸国の環境犯罪学的アプローチの具体例等を検証するとともに、被害者の行動及び社会システムにも着目したこれまでの我が国の自治体や警察の取組を紹介しながら、より効果的な環境犯罪学的アプローチの在り方を検討した。そして、犯罪を未然に防止し、あわせて地域住民が連帯して防犯に取り組む意識を高め、将来にわたる治安の安定につなげることについて議論した。

本フォーラムでは、冒頭、警察政策研究センター所長安田貴彦による開会挨拶の後、学識経験者３名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは次のとおりである。

○　守山正氏（拓殖大学政経学部教授）
　「環境犯罪学の原理と我が国の取組について」
○　リチャード・ウォートレイ氏（ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長）
　「地域安全に対する環境犯罪学的アプローチ」
○　ヨハネス・クヌットソン氏（ノルウェー警察総合大学教授）
　「北欧等における問題指向型ポリシング」

続いて、パネルディスカッションでは、警察実務者による発表が行われた。発表者及び発表タイトルは次のとおりである。

○　河合潔氏（警視庁生活安全部長）

「『行動計画』の考え方及び地域社会と警察の協働について」

同セッションでは、警察政策研究センター所長安田貴彦がコーディネーターを務め、環境犯罪学的アプローチの導入について等について活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

本フォーラムには、大学の研究者、企業関係者、報道機関、関係機関、警察関係者等約200名の出席があった。

開会挨拶

警察政策研究センター所長
安田貴彦

この度、「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」を警察政策フォーラムのテーマとした趣旨につきまして一言触れさせていただく。

欧米諸国では、1980年代以降、犯罪の増加に直面し、その予防のための積極的な取組を展開してきたところである。このとき特に、環境犯罪学という考え方を理論的に体系化しながら、犯罪発生メカニズムを分析して犯罪機会の除去に努めるさまざまなアプローチがなされ、犯罪の未然防止に大きな成果を挙げたところである。

我が国においても、1990年代後半から治安情勢が急激に悪化し、2002年に刑法犯認知件数が戦後最悪を記録するに至った。これに対し、政府は2003年及び2008年に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、さらに、各自治体における生活安全条例の制定等の施策、関係団体・事業者の取組、地域ボランティアの活動、警察の取締り等も強化した結果、昨年の刑法犯認知件数は、2002年の約52%、30年前の1981年の水準にまで減少してきたところである。

このように、刑法犯認知件数の減少により治安情勢は表面上改善しつつある。しかしながら、罪種によっては2002年と同水準のままのもの(*1)、また、2002年に比べれば減少したものの、なお1981年に比べれば依然として高水準のもの(*2)も見られる。あわせて、国際化、情報化、広域化、地域の規範力の低下、景気の低迷、更には東日本大震災後の社会の不安定化等、将来における治安の悪化につながりかねない要因は依然として内在又は深刻化しており、このような滞留する不安要素が、再び急激な治安悪化を引き起こすおそれも十分考えられるところである。また、国民の犯罪に対する不安感も依然として改善しているとは言えないところである。

(*1)　2002年（平成14年）と同水準のままのもの：脅迫、賭博、公然わいせつ、公務執行妨害、万引き

(*2)　1981年（昭和56年）に比べれば依然として高水準のもの：粗暴犯、風俗犯、強制わいせつ

このような我が国の犯罪情勢についての認識を、関係機関及び国民が的確に共有した上で、治安が悪化していた2000年前後の状況に再び戻ることのないよう、持続可能な地域安全のためのシステムを構築することが喫緊の課題であると考える。

欧米諸国においては、環境犯罪学を考え方・手法として定着させ、実務において活用しているところである。また、問題指向型ポリシングの理論に基づいて、個別の犯罪が発生

した事情の裏に潜在する問題を発見し、予防につなげる取組もなされているところである。

我が国においても、近年、我が国の実情を踏まえた同様のアプローチによって犯罪の抑止に相当の成果を収めてきたところである。

今回のフォーラムでは、ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長のウォートレイ博士と、ノルウェー警察総合大学教授のクヌットソン博士をお招きすることができた。環境犯罪学そして問題指向型ポリシングについて、豊かな御知見を有するお二人から、現場での実例を含めた諸外国での例をうかがい、他方で、日本からは環境犯罪学等の研究と現場での取組でめざましい業績を挙げてこられた拓殖大学の守山正（ただし）教授、内閣官房において「行動計画2008」の策定に携わり、三重県警察本部長を経て現在は警視庁生活安全部長を務め、自治体や地域との連携を含めた警察の犯罪予防施策に豊かな知見を有する河合潔氏にお話しいただく。

多彩な経歴の国内外からの講演者、そして本日御参加いただいた皆様による議論により、今回のフォーラムが、我が国における持続可能な地域安全の確立に向けての検討の嚆矢となれば望外の幸せである。

環境犯罪学の原理と我が国の取組について

拓殖大学政経学部教授
守山　正

本日、私に与えられたテーマは、まず環境犯罪学の考え方を紹介せよ、それから日本でそういった環境犯罪学に基づく取組の例を挙げよというご指定をいただいているので、それに沿ってお話をしていきたい。

私は大学でも環境犯罪学の授業を毎年行っているが、環境犯罪学というと、多くの学生はまず公害や汚染等の自然の環境問題を扱う犯罪学をイメージする。環境犯罪学という言葉は、‘environmental criminology’をそのまま日本語に直訳したものにすぎず、全くそういう問題を扱うものではない。これからお話しするが、基本的に言えば、犯罪が発生する物理的環境を何らかの形で変えていって、犯罪を未然に防いでいこうという考え方である。ただし、物理的環境の改善だけを目指し、全く人間に働きかけないかというと、そうではなく、後述するロンドンの例で分かるように、物理的改善が人間の心理に影響を与えるのである。

この聴衆の方の中には、既に環境犯罪学について十分な知識をお持ちの方もいるかもしれないが、まずは大学の授業で学生として初めてこの環境犯罪学の話を聞くつもりで聞いていただければと思う。

1. 環境犯罪学とは何か

(1) 環境犯罪学の主張

環境犯罪学は従来の犯罪学の考え方と大きく異なっている。従来の伝統的犯罪学は、犯罪者中心の研究を続けてきた。大学で刑事政策の授業をお聞きになった方がいるかもしれないが、刑事政策も学問として成立以来ずっと、犯罪者側の研究をしてきた。犯罪者の犯罪性向（disposition）を治癒あるいは改善していけば、将来再犯は防げるはずだとして100年近く研究してきたのである。要するに、犯罪学（アメリカ）や刑事政策（ドイツなどヨーロッパ大陸諸国）は犯罪者を治すためには、まずは原因が明らかでなければならないということで、犯罪あるいは非行の原因を探究して、そこで得られた知見を犯罪者の処遇に生かしていくというやり方であった。しかし、そのやり方は破綻したという議論が1970年代に生まれ、それを批判し、新しい方向をめざして登場したのが環境犯罪学であった。

環境犯罪学は、「犯罪者がいれば、それで犯罪は起こると言えるのか」というところからスタートする。つまり、「犯罪は犯罪者がいさえすれば起こるというものではない」という

前提である。犯罪が起こるのは犯罪機会があるからにほかならない。したがって、犯罪機会がなければ犯罪は起こらない。では、いったい犯罪機会とは何か、ということになる。

ところで、トレヴィス・ハーシー（T. Hirschi）という有名なアメリカの学者（アリゾナ大学名誉教授（社会学））は、1960年代終わりに、統制（コントロール）理論と呼ばれる理論を構築した。犯罪学で重要なことは、「なぜ人は犯罪を行うか」ではなく、「なぜ人は犯罪をしないのか」を検討すべきだと提起し、犯罪学界に大きな衝撃を与えた。ハーシーが言いたかったのは、大半の人は犯罪をしないのであり、むしろなぜしないのかを探ることにより、犯罪原因は理解できるはずだと主張した。要するに、生まれ落ちたときに、その時点で既に何が正しくて何をやってはいけないかを知っている人はいない。しかし、成人した我々はその善悪判断ができる。

では、なぜ判断できるのかと言えば、誰かが教えたか、あるいは自ら学んだからだ。統制理論とは、そのように学んだり誰かが教えていれば善悪の判断ができるが、誰も教えなければ善悪の判断はできなかったと考える。犯罪者や非行少年は十分な教育や愛情を受けていなかったために、是非弁別ができず、犯罪・非行を行うのであるという。環境犯罪学もそこに一脈通じるところがあって、「人は統制されないと犯罪を行う存在である、あるいは、犯罪機会が与えられると人は犯罪を行うものである」という前提を取る。

また、よく知られるように、アメリカの犯罪者・非行少年は、一定地域の、又は一定の境遇のもとに生まれた人たちが多い。そこに人種や地域といった問題が絡んでくるが、環境犯罪学は、およそ人であれば誰もが犯罪を行い得る存在だと考えるので、人種や性別、年齢は関係ないと考える。

先ほど安田所長からも紹介があったように、犯罪機会を減らせば犯罪は起こりにくくなる。環境犯罪学では、犯罪者に対していくらアプローチをしても犯罪は起こるが、犯罪機会をなくせば、犯罪をしようにもできないので、いくら犯罪動機を持っている人でも犯罪を起こすことはないはずだ、という前提を取る。本日参加されているウォートレイ先生も、刑務所に長く勤務して犯罪者に接触された経験から、矯正による人の改善は難しいことを実感されている。環境犯罪学は、しかも、ただ一般的、画一的な犯罪予防を行うのではなく、地域で問題になっている個別の犯罪を対象にして、その状況に応じた対策をとるために、基本的には犯罪が起こっている環境や犯罪発生メカニズムを調べて、それを改善し犯罪を未然に防ごうと主張する。

簡単に言えば、先ほどの伝統的な犯罪学が考えてきた犯罪者に対するアプローチを行うためには、警察、検察、裁判所、刑務所、保護観察所といった刑事司法機関が充実しなければならない。これは相当の資源を使う。ましてやその効果がないとなると、そういう機関は無駄な税金を使ってしまうことになる。また、実際に犯罪が起こらなければ被害者も出ない。そこで、環境犯罪学は犯罪を未然に防ぐメリットを強調するのである。

また、犯罪者を扱う際にいろいろな人権問題が関わってくるが、「人」を扱わない環境犯

罪学的アプローチは、まずはそのような人権問題を回避できる。ただし、人権問題について全く議論が起きないというわけではなく、監視カメラ等では問題とされることもあり、この問題は後で議論になるかもしれない。そして、環境犯罪学が研究対象にするのは犯罪者ではなく、被害を受けそうな人、あるいは過去に被害を受けた人である。これは後ほど再被害化という問題で議論されるが、実は被害を受けた人は次の被害を受けるリスクが非常に高まるという考え方がある。これについてはウォートレイさんから紹介があるかと思う。

いずれにせよ、そのような発想で、地域の個別問題に対処する、いわゆる問題解決型アプローチを採用し、犯罪問題を個別に解決していくと非常に即効性もある。それから、国民も一人一人が日常的な犯罪予防を行うことによって、総和として相当の全体的な犯罪抑止力にもつながる。我々は毎日出かけるときに扉の鍵をかける。これも、典型的な環境犯罪学的アプローチである。しかも、このような発想自体は誰にでも共有できる。つまり、環境犯罪学がもう一つ注目されるのは、高度な専門的技術や知識を持った警察官、検察官、裁判官、刑務官、保護観察官の直接の関与なしに、犯罪の予防につなげることができることである。要するに、一般の素人も簡単に思い付き実行でき、効果を上げることができるのである。環境犯罪学はこれを組織的、体系的に支援しようとするし、後述するように、犯罪問題を専門家から素人の手に戻したと言えよう。

(2) 犯罪イベント論（criminal event）

犯罪機会（opportunity）にはいろいろな議論があるので時間の関係で詳しくはお話しないが、一つポイントとなるのは、簡単に言うと、犯罪行為者（offender）は犯罪発生の単なる一要素に過ぎない、ということである。これは近年、「犯罪イベント論」として有力に主張されており、ちょうど化学反応と似て、一定の物理的条件が揃って初めて犯罪は発生すると考えるのである。伝統的犯罪学では、このオフェンダーが最も注目された存在だが、環境犯罪学では犯罪の発生の中の一つの要素として捉えられる。マーカス・フェルソン（Marcus Felson、米・テキサス大学教授（刑事司法学））の「日常活動理論」のように、さまざまな周囲の状況、被害者（target）、時間と場所（space/time）、そして監視する人がいない状態（absence of guardian）といった中で犯罪が発生する（criminal event）という考え方である。

(3) 環境犯罪学の意義と新旧犯罪学の比較

環境犯罪学に対する評価はいろいろある。実は、正直に言えば、アメリカの犯罪学会でも、イギリスの犯罪学会でも、環境犯罪学は主流になることができないでいる。デビッド・ガーランド（David Garland、米・ニューヨーク大学教授）は刑事政策の歴史を研究している犯罪学者だが、彼は、「犯罪は特別なものではないと犯罪学が認識したところに意味が

ある」と言う。彼は、犯罪を非常に日常的な行為として、又は特別な装置が必要ない行為として位置付けたのが環境犯罪学である、という評価を行っている。

そこで、新旧犯罪学について簡単な比較をしたい。まず、従来の犯罪学は犯罪者の犯罪原因論を中心に研究し、そしてそれを犯罪者処遇に活かしていこうとしていた、と先述した。犯罪行為者を中心に議論をするということは、結果的には事後予防である。犯罪が発生してから犯人や非行少年を捕まえて、その者の社会復帰・更生を図るのである。

これに対して、環境犯罪学は犯罪発生の現場のメカニズムを研究する。先ほど安田所長からもお話があったが、環境犯罪学の研究対象は、なぜそこでその犯罪が発生したか、つまり現場の時間的・場所的等の要素である。そこから個別の問題を解決していこうという意味で、問題解決型あるいは問題指向（problem oriented）型ということになる。犯罪予防論から見れば、再犯予防も犯罪予防の一つかもしれないが、環境犯罪学では事前予防を中心に議論する。このように対比できるのではないか。

(4) 環境犯罪学の系譜

では、なぜこの環境犯罪学が 1970 年代以降急速に勢力を伸ばしてきたのか。

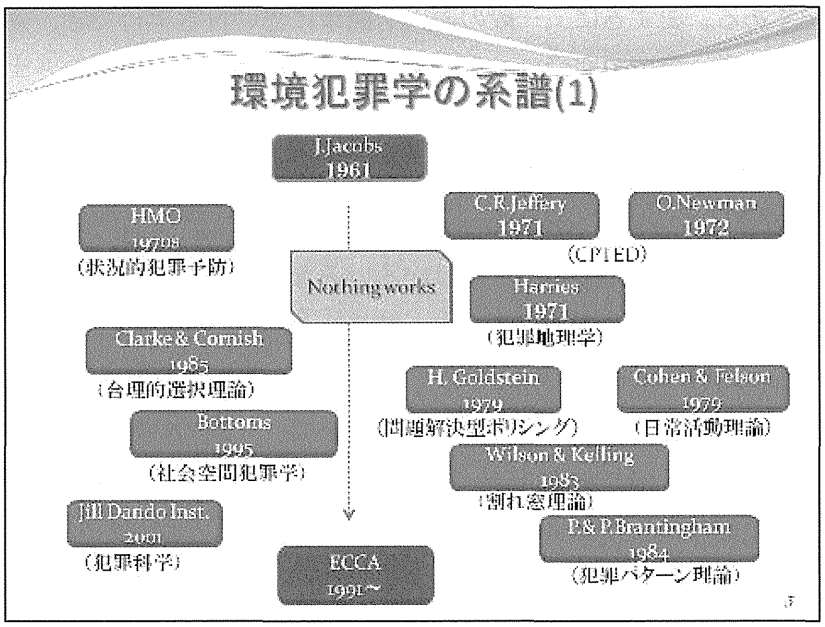

これには複雑な流れがある。注目されるのは、図表中にある‘nothing works’論だ。これは刑事政策を勉強した人なら誰でも知っている議論である。そこで、あまり詳しく説明する必要はないかと思うが、要するにアメリカで 1970 年代に刑務所の処遇効果を調べたところ、どの刑務所でもほとんど処遇効果が現れておらず、再犯の割合が非常に高かった。‘nothing works’、つまり何も役立っていなかったのである。この‘nothing works’という議論が主流になってきたアメリカは、パラダイムの転換をしたと言われる。公的な機関側から言えば、一つの重要な犯罪予防手段（再犯予防）の効果を否定されたことになる。あとはどうやって犯罪を防いでいくかを考えたときに、取り得る手段として出てきたものが環境犯罪学であると考えるべきであろう。

図表中に出ているＣ．レイ・ジェフリー（C.R. Jeffery、米・フロリダ大学名誉教授）は

心理学を中心とした犯罪学者である。また、オスカー・ニューマン（Oscar. Newman）は建築学の専門家である。彼らはほぼ同じ時代に、環境設計による犯罪予防という議論を行っている。その後、オスカー・ニューマンの議論の方が非常に普及した。この表に書いてある‘CPTED’は、基本的にはオスカー・ニューマンの成果として取り上げられているが、元をただすとジェフリーに起源を発する。ではなぜジェフリー、さらにはジェイコブズの理論が普及しないで、オスカー・ニューマンのほうが普及してしまったのか、この点については様々な議論があり、ここでは即座に答えることができない。

ジェーン・ジェイコブズ（Jane Jacobs）というアメリカの女性ジャーナリストは、夫が建築家であったことも影響したと思うが、早く 1960 年代アメリカの都市の構造を分析して、都市計画や個々の住宅を建築学的な視点で犯罪に強いものに変えていくべきだという議論をしており、これは邦訳『アメリカ大都市の死と生』が出版されている。

このような流れでいろいろな議論が行われて、1990 年代初に ECCA（Environmental Criminology and Crime Analysis）の組織ができた。これはいわゆるインターナショナル・グループで、私もその初期からメンバーであるが、この会場のウォートレイ先生、クヌットソン先生は、いずれもこの ECCA の主要メンバーである。

そのような環境犯罪学をもう一つ推し進めた要因の中に、1970 年代アメリカの急激な財産犯罪の激増があったと考えられる。最近はアメリカもイギリスも犯罪は減少傾向で従来ほど議論されていないが、依然として深刻であることには変わりない。基本的に環境犯罪学はこういった財産犯罪を中心に研究素材としてきたので、財産犯の研究にしか使えないのではないかという批判も一部にはある。

さらにもう少し大きな視点で環境犯罪学を捉えると、実は「クラシック・スクール」と呼ばれる犯罪の古典学派の流れも受け継いでいると言われている。古典学派の考えでは、人間は極めて自由な意思を持った存在であり、しかも非常に賢い存在で損得勘定を持って行動しているとした。いわゆる快楽原則というか、苦痛を避け快楽を求めるという意味では、環境犯罪額の泰斗ロン・クラーク（Ron Clarke、米・ラトガース大学教授）の合理的選択理論（national choice theory）はその流れを汲むものである。そのほかにもいろいろな流れがあるが、今日は全てお話することは難しい。この会場には、ウォートレイ先生がジル・ダンドー犯罪科学研究所（Jill Dando Institute of Crime Science）から来日されているが、この研究所は「犯罪科学(crime science)」という名を冠しているところに大きな特徴があると思う。

(5) 環境犯罪学への批判

実際に、環境犯罪学が種々の批判にさらされているのも事実である。先ほど触れたように、残念ながら環境犯罪学は依然として犯罪学で主流の地位を占めていないが、それはいろいろな問題があるからだと見ることができる。こういった問題については、後でこの二

人がクリアするのではないかと思う。

マーカス・フェルソンらが 1979 年に論文「日常活動理論」を書いたとき、アメリカにはその論文を掲載してくれる雑誌はほとんどなく、あちらこちらを回ってようやく一カ所だけ見つけたと言われるほど、このような考え方に対しては当時から非常に強い抵抗が見られた。

ここですべてお話するのは非常に難しいが、犯罪を防ぐために物理的な環境に介入していこうということなので、極論で言えば、人間そのものに対する介入はしない。しかも、環境犯罪学で、「人間は犯罪機会があれば犯罪を犯すものだと議論しているが、では犯罪機会が与えられたときに、犯罪を実際に行う者と行わない者が出るのはなぜか」という質問を私もよく受ける。全ての人が犯罪を行うわけではない。その点で、規範（norm）、価値（value）といったものの存在を無視することは決してできないので、この点の曖昧さが批判されていると思われる。

また、「ゲイテッド・コミュニティ（gated community）」という言葉がよく聞かれる。一部のアメリカの金持ちたちは住宅街を丸ごと塀で囲って、その中に病院や学校等を作り、その内部で自己完結的な生活をして、外の地域社会とは一切交流しない。こういったゲイテッド・コミュニティは社会を要塞化するものであるという批判がある。私は、あるイギリス人の先生が来日したときに、たまたま長野県の松本城に案内したことがある。その先生は実際に松本城の中に入って見学したが、あの城の構造を「これは環境犯罪学そのものである」と述べたのが印象的であった。ぐるりと堀を掘って外敵の侵入を防ぐ等、城のいろいろな仕組みを見ていくと、まさしく要塞であり、環境犯罪学の発想である。ただし、環境犯罪学はゲイテッド・コミュニティを推奨しているわけではない。

また、実践的な問題として「転移（displacement）」の問題がある。例えば、ある場所に監視カメラをたくさん設置したところ、設置した場所は犯罪が減って喜んだものの、隣の通りは犯罪が多発したということになると、単に犯罪が移動しただけで、総量としては減っていないのではないか、という批判が転移の問題である。これについても、あとでウォートレイ先生が触れることになると思う。

他方、環境犯罪学を採用すると、日常生活の利便性が失われるのではないかという批判もある。例えば、玄関の扉に鍵をいくつも付けると、日常生活で玄関を出入りするときに鍵を何カ所も開けなければならず非常に面倒になる。また、先ほど触れたように、これは財産犯罪にしか適用できないのではないかという批判もある。さらに、環境犯罪学は、基本的に対処療法である。犯人はまた新しく別の手口で犯罪をやろうとする。基本的にいたちごっこになってしまうのではないかという批判である。

2. 環境犯罪学の適用場面と適用事例

(1) 環境犯罪学の適用場面

一つずつは申し上げないが、環境犯罪学の理論を意識するかどうかは別として、実は、既に我が国でも日常生活の中でこういった環境犯罪学の手法は多く取り入れられている。我々はそれを一つ一つ意識していないことが多いのではないかと思う。

・鉄道会社の自動改札機による「キセル乗車」防止　例えば、今、鉄道駅を利用するときSuicaとかPASMOといった磁気カードで入退場する場合である。鉄道会社の自動改札機は物理的にキセル乗車防止に役立っている。もっとも今、大学でキセル乗車の話をすると、学生から「キセルとは何か」と聞かれる時代ではあるが……。あのような自動改札機を設けることによって、人間は心理的に初めからキセルをしようと考えなくなる。これは犯罪機会を与えないとともに、初めから犯罪動機を除去しているといえよう。

・深夜営業のコンビニにおけるコーヒーの無料提供　これは少し分かりにくいかと思う。日本でもコンビニ強盗は発生しているが、特に人気のない深夜の営業時間帯に発生しやすい。そこで、コンビニが深夜一定時間、つまり何時から何時まではコーヒーを無料提供すると宣伝すると、その時間帯にタクシーの運転手等がやってきて休憩をするようになる。すると、そこのコンビニは人の目が働くので犯罪をしにくい状況を作ることができるのである。このほかにも、

・電話帳記載の性別を不詳にして、いたずら・おれおれ犯罪電話を防止

・エレベーターの扉に窓を設け、内部を監視

・住宅街の道路にハンプを設置し、車のスピードを抑制

・野球場で販売されるビールのコップをプラスティック製にして暴行を防止

・サッカー場で、ライバルチームのファン同士を分離して、暴動防止

・鉄道駅の転落防止用のホームドア設置　などがある。

これらは基本的には環境犯罪学の手法と考えてよいのではないかと思う。

(2) 我が国への適用可能性

我が国では既に多く適用例があるので説明は要しないと思う。

・学際的研究（CPTED）の発展　環境犯罪学は非常に学際的でいろいろな分野の人たちが参入してきている。筆者が行っている研究調査にも、都市工学や住居学などの分野の人が参入している。海外の例では地理学者もいる。このような状況になって、犯罪学者の視点のみならず多角的な検討が可能になった。

・再被害化論の研究　先ほども少し申し上げたが、被害は次の被害の兆候である。一度泥棒に入られた家は次に泥棒に狙われる可能性が非常に高い。なぜなら、泥棒は家の中に入ってきて、どこに財物があるかといったいろいろな情報を得ていく。また、今回は全部持って帰れないが次に狙おうといった場合もある。しかも、例えば液晶テレビを盗まれると、

被害者は早い時間にまた液晶テレビを買おうとするので、それが次の窃盗のターゲットになる。考えてみると、被害者宅は個人情報が丸ごと盗られている。玄関に靴が並んでいるとだいたいの家族構成もわかる。犯人は次に自分がやるか、あるいは仲間に、あの家を狙うといいということを伝える。しかも、被害が起こってしばらく経ってから被害に遭うのではなく、むしろ被害が起こった直後に再び被害に遭っているのが現状である。そこで政策的に一度以上被害にあった人には、特別の予防策を講じる必要がある。再被害を防止するために工夫が必要となる。

・安全・安心まちづくり条例の展開　各都道府県、各自治体でも既に制定されているが、この「安全・安心まちづくり条例」の内容をよく見ていくと、環境犯罪学的手法がかなり取り入れられている。例えば、公園の植木をなるべく短くして公園の内部が見えるようにしようというのは、まさしく環境犯罪学の考え方だ。

・製品ごとの防犯設計　「ホット・プロダクト（hot product）」という言葉がある。つまり、狙われやすい財物のことである。日本でこれに関してどういうことができるかを検討しなければならない。後ほど、多分ウォートレイ先生から自動車の窃盗に関連して、製品ごとに防犯設計が行われている例が出るかと思う。

(3) 地域における取組

我が国での適用事例として、さらに栃木県小山市などを例とする「子ども見守りカメラ」がある。環境犯罪学では、防犯カメラは自然監視を強化・補充する機能を担う。そこで、我々は視察のため現地を訪問したので、その話を簡単にしたいと思う。

これはもともと警察庁が企画した「環境づくり支援モデル事業」で、子どもを犯罪から守るために、警察庁が各都道府県警察に委託し、全国で 15 個所のモデル事業実施団体を選抜して行われているもので、その一つがこの小山市の「子ども見守りカメラ」設置である。

小山市は栃木県内でも犯罪発生率の比較的高い地区だとされる。よく知られるように、栃木県では、小山市ではないが、当時の今市市（現日光市）で小学生の女児が下校途中で連れ去られて殺された事件が起こったこともある。そのような背景から、この栃木県が「子ども見守りカメラ」事業に選ばれたのではないかと思う。

小山市の旭地区には、「安全なまちづくり推進協議会」が設置されて、そこでカメラの運用が行われている。この事業は旭小学校が中心のベースになって展開され、基本的には旭小学校の通学路を中心にカメラを 25 台設置している。モニター室も旭小学校の一室にあるが、一般には非公開になっている。このカメラ設置の目的はどちらかというと声かけや不審者による性犯罪を防止するというよりも、メインは通学途中の交通安全である。学区域の中央に大きな国道が横切っており、子どもたちはそこを渡ってくるので、なるべく安全に通過できるようにするために、こういうカメラを設置したからである。

もちろん地域全体の住宅街にも設置しているが、通り沿いに設置しているケースが多い。これにはいろいろな問題もあるように思われた。「監視カメラの設置後、住民はこれにどのように反応したか」という具体的なアンケート調査をやったわけではないので、以下は我々がヒアリングした個別の住民の意見に過ぎない。

まず、たまたま雑談の中で仄聞した話だが、通りに監視カメラをつけた場所では、自動車の運転手の態度が変わって、非常にまじめに運転するようになったという。運転手はここを通過するとき監視カメラに映ることを知っているので、ここで変なことをするのはまずいという意識が働き、その結果非常に慎重な運転になっているのではないかと思われる。その意味でも、いっそう子どもの通学路の交通安全が促進されたことになる。ほかには、住民の間で、大人の目が行き届かないときに安心だとか、犯罪・迷惑行為の不安感が減った、不法投棄が減ったというプラスの側面もみられた。

ただ、もう一方で、カメラを設置するときに住民に何度も説明会をされたそうだが、住民は自宅にカメラが向いていることに大変敏感で、角度を調整して絶対に自分の敷地内が映らないようにしてくれという強い要請があったようである。そうなると、設置場所も非常に限られるし、カメラの角度も限定されてしまう。また、維持費の負担が大きいという話も聞いた。たまたま小山市には民間ケーブルテレビの会社があり、電柱やケーブルテレビの回線も利用させてもらって映像を送る方式を採用して、なるべく安価にする工夫もされているという。

ただ、監視カメラとか防犯カメラはその名称からしても犯罪を未然に防ぐことが本来的な機能だと思うが、そのためには常にモニタリングする必要がある。常時モニタリングするのは人的物的資源が必要で、実際には非常に困難であり、実際、この小山市でも実際されていなかった。利用したケースとしては、たまたま近くのコンビニに強盗が入った事件が発生し、警察からぜひ閲覧させてほしいという依頼が１件程度のようである。このように、監視カメラの未然防止は期待できないが、捜査支援機能には期待できる。なお、録画した画像は１週間で上書きされ消去されるために、それ以上期間が経過すると画像は存在しないことになる。

さらに、監視カメラは、「監視カメラがここで作動している」という表示を出すことが、抑止力として重要だ。イギリスには監視カメラ設置が世界最多といわれるほどたくさんあるが、実は本物ばかりではなくダミーもかなり多い。ダミーであっても、「CCTV in operation（監視カメラ作動中）」という表示があると、犯人にここはまずいというメッセージを送るので、なるべくならそのような表示をしたほうがよい。われわれが見たところ表示が少なく、またあっても見にくい場所にあったので、これは将来の改善策の一つになるかと思う。

(4) まとめ

環境犯罪学はいろいろな批判もあるし、いろいろな問題点を含んでいることも事実である。しかし、アメリカやイギリスのように短期間で急激に犯罪が増え、しかも住宅侵入盗や自動車窃盗など街頭犯罪が多い社会では、なるべく迅速に対応して効果を上げる必要がある。その意味では環境犯罪学は極めて有効な手段だ。ただ、それだけですべての犯罪の予防や抑止に役立つのかというと、なかなかそうもいかない。基本的には、そのようなハードの面と、社会統制強化につながる人間関係を構築する地域社会のあり方等を検討するためのソフトの面と、両面を検討しなければならないだろう。

最後に、イギリスの事例をイギリス専門家の前で話するのは心苦しいが、環境犯罪学的なアプローチを使用しても実はそういったソフトの面の効果もあるという、イギリス・ロンドン市の例を一つだけ提示する。

下町地区に位置するロンドンのある通りは、夜間照明が非常に乏しく、ほとんど真っ暗に近い状態だったので、ホット・スポットと呼ばれる犯罪多発地帯となり、実際、夜間に多くの犯罪が発生していた。そこで、市当局はあるプロジェクトを立ち上げて、街灯を設置して夜間照明を明るくしたところ、設置後 1、2 カ月で急速に効果が現れ、その地区の犯罪が大きく減ったというものである。「犯人は顔を見られることを最も恐れる」という心理効果が現れたのである。さらに、いい意味での副次的効果もみられた。

今までその通りは、住民、特に女性は、夜は危険でとても歩けないといって外出を避ける状況であったが、夜間照明が改善されて通りが明るくなったために、女性も夜間、通りを使えるようになった。そうなると、当然ながらいろいろな人と地域住民がすれ違って会話が弾むようになったという。要するに、住民同士の接触が増え、日々の挨拶が交わされるようになり、当然ながら、地域住民の間のコミュニケーションが増大した。その結果、犯罪統制力が高まって、「あそこはもうちょっと変えなければいけないのではないか」、「ここはこういうところが危険だから、あなたも気をつけなさい」といった情報が交わされるようになったである。

しかも、これは犯罪問題とは直接関係がないが、今まではこの通りは危険地帯であったため商店も少なく、活気がみられなかった。ところが、夜間照明の改善の結果、そこそこの人通りができて、そこに出店する商店も現れ、ますます人通りも増えた。商店が増えて店の照明でさらに通りが明るくなる。このように好循環を繰り返し、最終的には地域経済の活性化にも役立った例である。

先に環境犯罪学の研究対象は犯罪発生メカニズムとしての物理的環境であると述べたが、この例がみると、全く人の心理に介入しないという訳ではないことが明らかであろう。たかが照明というかライトニングというか、その改善だけでもこれだけの多くの変化をもたらす。犯罪予防の観点から最も重視すべきは、地域住民の紐帯の強化が犯罪統制力、さらには地域の活性化にも役立った点である。そこで、最後に、環境犯罪学的アプローチが、

単に物理的な環境の改善のみが効果として現れるものではなく、ソフト面を含む多様な効果ももたらすことを指摘しておきたいと思う。私の報告は以上で終わりたい。

地域安全に対する環境犯罪学的アプローチ

ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長
リチャード・ウォートレイ
Richard Wortley
〈編集〉警察大学校警察政策研究センター教授　小柳津 直哉

まずは今回御招聘いただいたことに感謝申し上げたい。日本を満喫しているところだ。守山先生は環境犯罪学の導入部分について、素晴らしい御講演をなさった。私はそこに肉づけする形で考察を深めたい。

これが私が勤務しているジル・ダンドー犯罪科学研究所（ＪＤＩ）[i]である［写真掲載略］。本日お話する内容は、本日の主題である環境犯罪学の主要点、状況的犯罪予防の原理の説明、状況的犯罪予防の具体的実施例の紹介、そして先ほどの守山先生のお話を肉づけする形で総括したい。

1. 環境犯罪学と何か

(1) 犯罪に関する仮説

守山先生からもお話があったが、環境犯罪学は犯罪事象を洞察・観察する手法である。犯罪を考えるとき、通常は被害者、犯罪者に着目する。しかし、犯罪は人だけでは起こらない。人とその人が育った背景、環境における行動が影響している。犯罪には人と場所の両方が関係する。この考え方が環境犯罪学である。

環境犯罪学には三つの仮説がある。第一の仮説は、「すべての犯罪には必ず人と場所が関係する」である。犯罪の潜在性は広がっている。条件が整えば犯罪が発生し得るということである。犯罪の多くはある特定の機会が整うと起こってしまう。17 歳、18 歳あたりの 10 代の若者は、一時的に犯罪に走る傾向がある。しかし、やがてそれを乗り越えて大人になっていく。これは、彼らの周りにある機会に因るということであろう。計画的に行われる犯罪でさえ、目につくすべての住居に侵入するのかと言えば、そうではない。そこには選択眼が働く。犯罪を犯す者は、自分にとって絶好の機会は何か、どうすれば自分の儲けを最大化できるのかということを計画的に事前に考えるのである。第一番目の前提として、犯罪が発生するには人と場所の両方が必要であるということである。

第二番目の仮説も環境犯罪学の基礎となっているもので、「犯罪はランダムに発生するも

のではない」である。意識しないことかもしれないが、犯罪は時間、空間でパターン化する。時間帯にせよ、場所にせよ、ランダムに発生するのではない。我々はそれを多発地域（ホットスポット）、多発時間帯（ホットタイム）と言っている。犯罪は、犯罪にとっての機会が絶好となるときに起こる。すなわち犯罪はランダムには発生しない。そこに環境犯罪学の分析を当てはめる余地があるということである。

事例を挙げよう。ロンドンのパブではよく犯罪が発生するが、すべてのパブで同じように犯罪が発生するわけではない。大半のロンドンのパブは安全である。一握りのパブに集中する。さらに、金曜、土曜の夜に集中している。すなわち、パターン化している。これがホットスポット、ホットタイムである。

第三番目の仮説は、「状況を変えることで犯罪を減らすことが可能である」ということである。通常、犯罪の予防というと、前科者、犯罪者の更生を考える。しかし、犯罪が発生してしまった状況を変えれば犯罪は起こしにくくなるのではないか。人間の側を変えるのではなく、犯罪の発生を招く状況を変えるのである。

(2) 犯罪パターン

犯罪にはパターンがある。守山先生の講演の中で紹介されたローレンス・コーエン（Lawrence Cohen、米・カリフォルニア大学デービス校教授（社会学））とマーカス・フェルソンの日常活動理論への言及があった。これがパターンの話である。フェルソンによると、犯罪が発生するには三つの要素が必要である。「潜在的な犯罪者」「適当な被害者」「監視者の不在」である。この3要素が揃うかどうかは予測が可能である。個人の日常生活やライフスタイルによってパターン化されるからである。

理論学者の例示をここでも引用したい。米国では1950～60年代に住宅侵入が急増した。工場への不法侵入ではなく、住居への侵入であったのは非常に奇異なことであった。それ以前は、夜間の住居侵入は起こっていたが、ある時期から急に日中の住居侵入が目立った。これに対する説明は、アメリカの1950～60年代の生活様式、ライフスタイルが変わったからではないか、というものである。多くの女性が社会進出して、家を空けるようになると、ある特定のエリアでは日中に住人不在になってしまう。そのため、以前は夜間の侵入だったのが日中にシフトしてきた。日本でもそうかもしれない。

さらに、アメリカではより小型で高額な物、つまり盗みやすい物が氾濫するようになった。これは、当時のアメリカ人の日常生活、ライフスタイルが変わったことによって犯罪パターンも変わったという事例である。この犯罪パターンという考え方が環境犯罪学の一つのエッセンスとなったわけである。特定の空間、時間があ

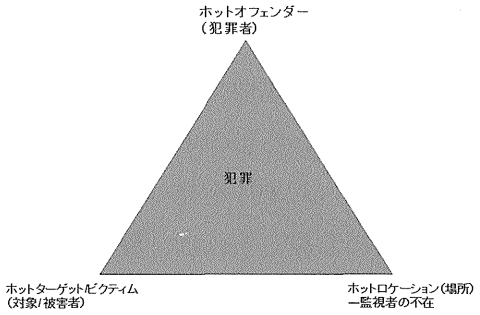

るということを理解しておくことが非常に重要である。犯罪の三角形は、今お話したことを図にしたものである。犯罪者、対象者、監視者の不在が犯罪を生む。

ホットスポットとホットタイムの例を一つお見せしよう。図の上のグラフは、車両ねらいが何曜日にどう変化するかというものである。車両荒らしは明らかに週末に集中しており、ランダムには行われていないことがわかる。

曜日ごとのホットスポット被害：車上ねらい

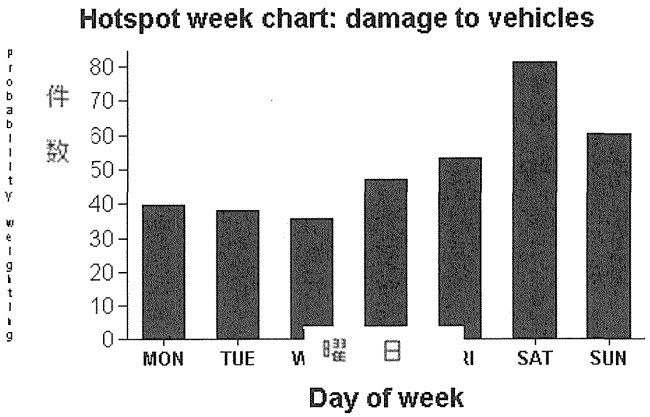

下のグラフは、市街地での強盗の発生件数である。グラフに深夜から始まり、日中の時間帯を経て、次の日の深夜までとなっている。深夜から早朝に発生し、強盗もたまには寝ないとならないということで、ある時間帯［午前 3～7 時］になると鎮静化する。被害者も強盗も起床して、さあ仕事だということでまた件数が上がっていき、夕方にピークを迎え、急にここ［午後 7 時］で落ちる。きっと強盗もご飯を食べるので件数が少なくなり、パブにくり出す時間になってまた上がって、やがて家路に着くということで件数が鎮静化する。

市街地での強盗発生件数（時間帯別）

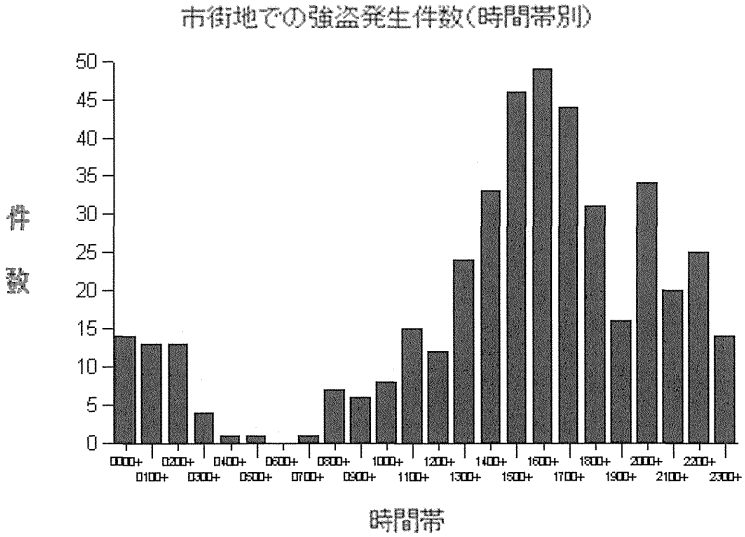

時間と場所の両方を結合したのがこれである［掲載略］。深夜の時間帯を見てみると、未明、早朝は市街地での犯罪はあまりない。7 時、8 時という朝起きて出勤の時間になると犯罪が増えていく。このスポットに集中している。3 時，４時，そして夕食の時間になると件数がなくなる。夜間パブに行く時間帯になるとまた増え、そして深夜になって減る。時間帯と場所が重要であるということがわかる。このエリアでは、鉄道の駅やショッピングセンターのある市の中心地だけに犯罪が集中している。この場所こそが、犯罪者にとって、被害者（対象）を見つけやすい、攻撃しやすい。このようなデータがわかる。この情報を警察にお渡しすれば、警察の資源もより有効活用されるであろう。

(3) 犯罪パターンの例

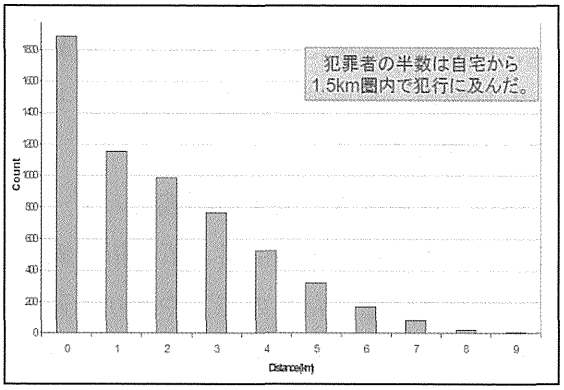

本日は犯罪パターンを三つ御紹介する。1 番目はジャーニー・トゥ・クライム、犯罪者は自宅近くで犯行に及ぶことが多いということである。2 番目は、若年層の犯罪は学校の時間割や放課後に密接に関連するということ。3 点目は、先ほど守山先生がおっしゃったところ［＝一度被害に遭った者は、再度被害に遭う可能性が高い］である。

1 点目、犯行現場は自宅からさぞかし遠く離れたところであろうと考えられていた。そのほうがより安全だと思いがちだが、それは逆であった。犯罪者は往々にして自宅近くで犯行に及ぶ。イギリスでの調査によると、犯行の過半は半径 1.5 キロメートル未満で発生している。このグラフは横軸が距離となっている。距離が離れれば離れるほど犯罪は少なくなる。

もう一つの興味深いパターンとして、70%以上の犯罪は、犯罪者の家から仕事場への通勤経路に対して、45 度以内の角度で発生している。自分が通い慣れた道のりに対して 45 度以内に集中しているということである。

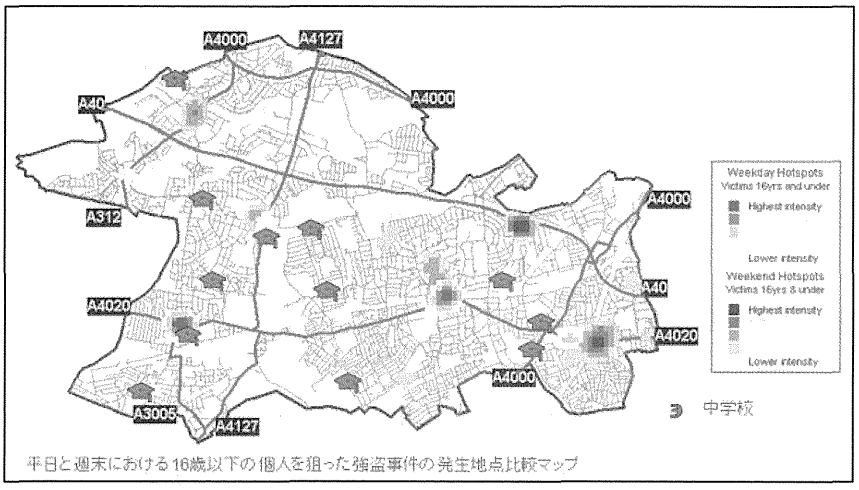

若者による犯罪について理解するには、学校がどのような日課であるかを理解しなければならない。これはイギリスのある特定のエリアである。ここから明らかなのは、平日の若者の犯罪は学校の近くで起こり、逆に週末は学校近くでは発生せず、むしろショッピングセンターの近郊で発生していることである。このグラフは時間帯表示である［掲載略］。若者の犯罪が劇的に急増するのは、平日には学校が放課後の時間帯になる 3 時ぐらいだが、このピークは週末には発生しない。若者が引き起こす犯罪は学校の決まりごとや、放課後の時間が大きく影響する。そこを理解しなければならない。

守山先生からは再被害の話があった。大概の罪種で、一度被害に遭う人は再被害に遭う確率が高くなる傾向がある。ここではいろいろな罪種で見ている。性犯罪は 46%、暴行・恐喝は 41%、強盗は 28%、住居侵入は 17%、車両盗が 13%である。

どうやら、1 回被害に遭うともう一度襲われやすいという傾向があるようである。さらに、再被害は直後に発生しやすい。横軸は「何日経過後」で、最初の被害に遭ってから 2～3 日間が一番再被害に遭いやすく、その後はぐっと減っていく。

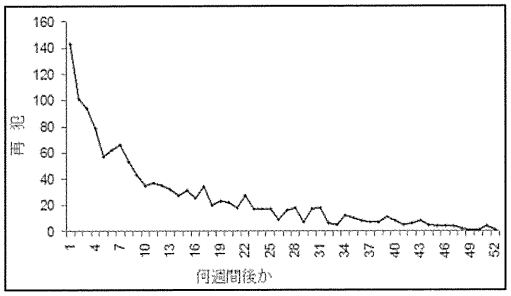

次は、住居侵入に関する再被害のデータである。上の折れ線が 1 週間目、下の折れ線が 2 週目に再被害に遭ったもので、やはり 1 週間以内のほうが再被害に遭う確率が高い。グラフ中央が不法侵入された家の再被害で、その近隣［グラフ両側］も狙われやすいことを示している。

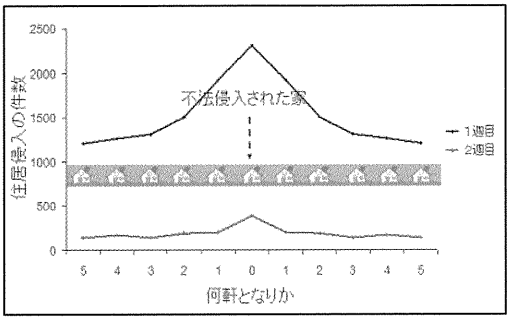

住居侵入者は同じ家にまた戻りやすい。侵入したときに見つけたものを、再犯罪に及ぶ前に買い手がつかないかどうか、ある程度目途をつけておく。あるいは、家財に保険がかかっていれば、2 週間たってから再侵入して、新しいテレビなりに買い揃えられているとまた盗むことができる。このようなデータがあるので、英国ではいったん住居侵入に遭った人たちに対しては、「特に 1 週間ぐらいの間は厳重に注意してください」と申し上げるようにしている。

このように犯罪パターンに固執する理由は、そこから何かをしたいからである。では、何がしたいのか。それはホットスポット（多発地域）である。ホットスポットはなぜホットスポットになるのか。なぜこのパブなのか。このパブの何がそうならしめるのか。それを明らかにしていかなければならない。

2. 状況的犯罪予防

(1) 定義

状況的犯罪予防の定義はこれ［状況的犯罪予防は、次のような措置で構成されている。（1）具体的な犯罪形態を対象とし、（2）体系的、持続的方法によって周辺環境の管理・設計・操作を行い、（3）犯罪に格好な機会を減らし、より多くの犯罪者に高いリスクを知覚させる］である。読み上げることはしないが、ここで言わんとしているのは、ある特定の場所で犯罪の発生確率が高ければ、その場所を変える、その場所の状況を切り替えることによって犯罪が起こらなくなるようにするということである。

状況的な犯罪予防では、単に一般的な犯罪を抑止することとは違い、ターゲットが絞り込まれている。特定の犯罪の問題を一つずつ潰していくというやり方である。例えば車の盗難という犯罪を阻止する方法と、パブで起こった暴力沙汰の犯罪を阻止する方法は違う。公的施設の破壊に対する犯罪防止とも違う。それぞれの犯罪を個別に取り上げて、環境犯

罪学的な解決策を個別に立案していかなければいけない。

(2) 状況的予防における 25 の技法

詳細は割愛させていただくが、クラークは状況的予防における方法論について、環境の中で犯罪者がいかに犯罪を犯しにくくするかということで 25 の技法をまとめた。

手間の増大	リスク増大	見返り削減	挑発削減	釈明排除
犯行対象の強化	保護の拡大	標的の隠匿	フラストレーションやストレスの削減	ルールの測定
施設へのアクセス制御	自然な監視の補助	犯行対象の排除	紛争の回避	指示の掲示
退室時検査	匿名性の削減	所有物の特定	誘惑や興奮の低減	良心の喚起
犯罪者をそらす	場所管理者の活用	市場の阻止	仲間からの圧力の排除	コンプライアンス支援
道具／武器の統制	形式的監視の強化	便益を与えない	模倣犯の阻止	薬物およびアルコールの規制

犯罪が起こりやすいホットスポットでは、「何が起こったか」「どこで起こった」「いつ起こったか」「誰が関与したか」「犯罪者の動機」「犯行の方法」を問いかけてみなければいけない。このような情報を収集することにより、環境をどう変えていくかを考えることができる。犯罪が起こりにくい環境を作ることができる。

3. 状況的犯罪予防の具体例

それでは、イギリスで使われた状況的犯罪予防策を御紹介する。実は何百も事例があるが、何件かに絞り込んで御用意した。バーやカフェでのバッグ盗難、自転車盗難、野外マーケットでの盗難、車両盗難、都市計画、都市設計がどのような役割を担っているかということについて御紹介する。

(1) バーやカフェでのバッグ盗難

バーやカフェでのバッグ盗難はロンドンで大変大きな問題となっている。カフェに入って座ってコーヒーを飲むとき、かばんはたいてい脇に置く。そうすると、友人との話に夢中になって、かばんのことは忘れてしまい、そこに置かれたままということになる。

	Bag taken (%)	Items dipped from bag (%)	Ratio
Credit cards/Cash	30	53	1.77
Passports/Visas	5	8	1.60
Driving Licenses	5	8	1.60
Purse/Wallet	39	51	1.31
Cell Phones	32	29	0.91
Keys	9	3	0.33
Cosmetics	2	0.3	0.15
Optical equipment	2	0.3	0.13
Audio equipment	3	0.3	0.10

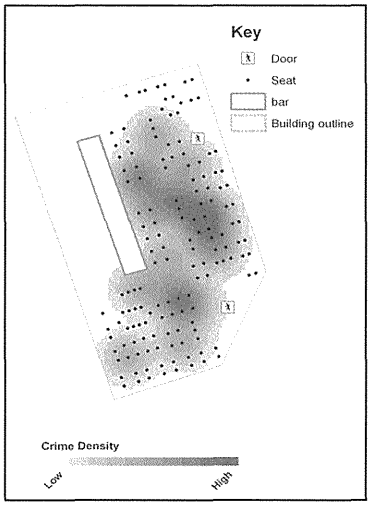

犯罪者はこちら［図の下］の入り口からカフェの中に入ってきて、こちら［図の上］の出口から出ていく。その道すがらかばん、もしくはかばんの中に手を入れて、中から盗んでいく。濃い色は、どこでバッグが盗まれたかを示している。表は、バッグから何が抜き取られたかを示している。犯罪者は一つの入り口から入り、別なところから出ていくという流れなので、客としては通路側に座らない方が安全である。

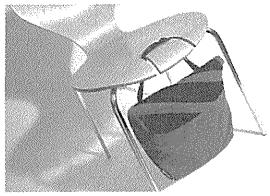

では、解決策はどうしたらよいか。私たちが提案しているのは、JDIの調査結果も踏まえているが、シンプルなアイデアである。バッグを掛けられるクリップのようなものをテーブルに設置する。あるいは、客が座ったとき、窃盗者がバッグを狙えない椅子も有効である。シンプルではあるが、シンプルなアイデアというものが最も効果を発揮することも事実である。

(2) 自転車盗難

次は、自転車盗難についてお話する。実は私は、何のセキュリティも掛かっていない多くの自転車が道に停められている日本の状況に驚いた。ロックが掛かっていても弱そうなロックで、鍵が掛かっていないものも随分あった。このような自転車はロンドンであったら5秒ぐらいで盗まれるであろう。これは日本国民がイギリス人より誠実であることの一つの表れなのかもしれない。

ここではロンドンの状況をご紹介しよう。確かにロンドンでは自転車にチェーンを掛けるが、多くの場合は一つの車輪にしか掛けない。自転車スタンドやフェンスにチェーンを掛けて1日たって自転車に戻ると、車輪だけは残っているが、それ以外の車体が全くなくなっている。車輪を外して、チェーンと一つの車輪だけ残して、それ以外のものを全部持っていってしまう。

そこで、JDIの同僚が簡単に自転車にロックを掛けられないだろうかと考えた。ロンドンでよく見掛ける自転車スタンドはこのような形［M字］になっているので、そこに前輪、後輪とフレームの全部にチェーンを掛けるものである。大変シンプルだが、効果がある。

代替案としては「プーマ」という自転車がある。折り畳み式で、自転車を一緒に持ち歩くことができる。私の秘書はこのプーマの自転車を持っており、朝出勤するときに、必ずこの自転車を折り畳んだものを運んで、机の脇に置いている。

(3) 野外マーケットでの盗難

多くのイギリスの町・村では「マーケット」と呼ばれる市場がある。だいたい1週間に一度市場が開かれる。生鮮食品を出す店などいろいろな店が広場に出店する。日本の市場にも大変似ているものである。

とある町のマーケットでは、多くの年配女性がバッグの中身の抜き取り被害に遭うという問題があった。買い物かごを肩にかけて歩くと、何人かの犯罪者がぐるっと取り囲んで、

かばんの中から財布などの貴重品を抜き取るのである。マーケット自体が大変混んでいるので、女性は犯罪者に囲まれていることに気がつかなかった。

この状況の解決策はとてもシンプルで、なおかつ効果的なものである。両側の売店の間が2メートルしかなかったものを3メートルに幅を広げたところ、混雑した状況が改善された。簡単な戦略だが、これによって25%も盗難率が減った。それだけではなく、近くのマーケットも検証したところ、そちらで盗難件数が増えたということはなかった。シンプルにして効果的な戦略であったと言える。

(4) 車両盗難

自動車の盗難は、環境犯罪学の一番成功裏な事例であると思う。世界各国で車両盗難の数を低減することができた。その理由は、どの国でも同じである。

車両盗難には3種類ある。まずは、ステレオなどを車から外して盗んでいく車上ねらい。それから車両が戻るケース。これはアマチュアが単に車を乗り回して乗り捨てるというものである。もう一つは、車が戻らないケース。これは大抵プロの犯罪集団によるものである。車を盗んで、バラバラに解体して輸出するようなケースである。

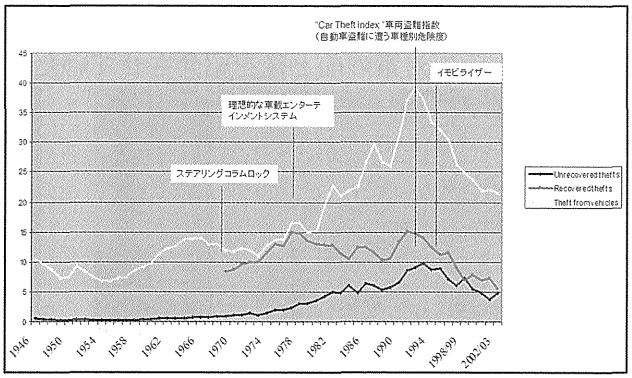

グラフの一番上の線は車上ねらいで、劇的に増えていることを示している。最近では、ステレオやいろいろな高価な機器が車両に搭載されている。それが普及してから車両ねらいは増加した。二番目の線は盗難に遭い、乗り捨てられるケースで、一番下の線は車が戻らなかったケースである。

イギリスでは［1970年代から］ステアリングのロックが自動車に搭載されたが、多くの自動車が搭載するのに時間がかかったので、あまり大きな効果がなかった。これぐらい［1980年代後半］になると80%の車がステアリングロックをつけていたので、車両が戻るケースは減った。乗り回して乗り捨てる、というケースに対しては効果があったわけである。しかし、プロの窃盗集団にはステアリングロックぐらいは壊せるので、被害車両が戻ってこない窃盗においてはあまり影響がなかった。

1990年代には、自動車盗難指数が公開された。これは、最も多く盗まれる車、言うなればセキュリティが一番低い車の公開ということである。この指数には二つの要素がある。一つは消費者に対する情報提供である。どういった車が盗まれやすいのか。どういう車を買うべきなのか。もう一つは、自動車メーカーに対してセキュリティの強化を啓蒙することである。簡単に盗まれる車を作っているということは、自動車メーカーにはよい宣伝とはならない。

この指数が公開された数年後［1996年］に自動車のイモビライザーが導入された。全ての国で徐々に導入され、自動車盗難犯罪に関しては劇的な効果を発揮した。ヨーロッパ、オーストラリアの同様の統計を追うと、イモビライザーが導入された段階で犯罪件数が劇的に減っていることが確認できる。これは現在も変わっていない。イモビライザー導入によって、車両窃盗件数は劇的に減少した。

自動車盗難は、どこに車を停めるかによっても違ってくる。JDIが行なった調査で、家から離れた駐車場に停める場合、家の目の前の駐車場に停める場合、家の前の歩道に停める場合、自分の敷地内のドライブウェイに停める場合、それぞれの盗難件数を見てみると、どこに車を停めるかによって大きく違いがある。家から離れた駐車場に停めるよりもドライブウェイに停めれば安全である。家から離れた場所、家の目の前、歩道上と敷地内では、どこが安全でどこが安全でないかは一目瞭然である。

(5) 都市計画

最後に都市計画、都市設計についてお話しする。我々の環境犯罪学の出発点は、建築家、都市計画家が立案した理論であった。道のデザイン、都市計画が犯罪に影響するのではないかという考え方である。ロンドンではストリートの設計にさまざまな建築手法を使っているので、その対策の前と後を紹介させていただく。

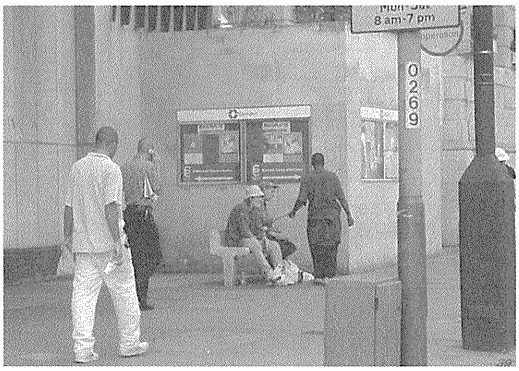

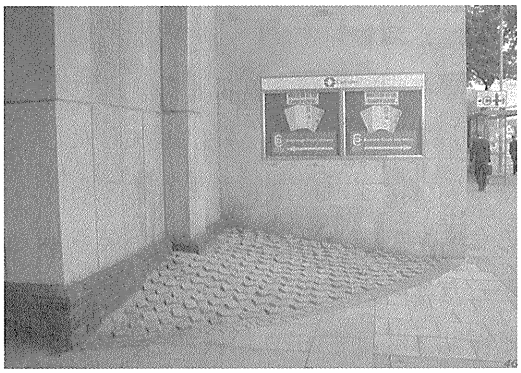

ここは、問題対策前はドラッグ、麻薬の売買が行われていた場所であった。売り手と買い手がいて、写真はちょうど買っているところである。この角は立小便をする場所として使われていたため、においが強く、ちょうどいいところにベンチもあった。このディーラーがはびこっていた場所への対応策は簡単であった。ベンチを撤去したので座ることができないようにした。傾斜をつけたので立小便すると足にかかるので、彼らにとってあまりよい場所でなくなった。

次は、ロンドンの鉄道の駅である。問題対策前は死角になりやすく危険で犯罪が起こりやすい場所であった。しかし、新しい鉄道の駅は周りからよく見えるようになった。ここなら大丈夫だと皆さんも思うだろう。

最後に、イギリスの多くの地域にある裏通り、路地である。これは泥棒が家に侵入するのにとても便利な通り道になっている。表通りからは見えない。裏路地に建っている家は不法侵入者が入りやすい上に、不法投棄も非常に多い。その改善策として、鍵つきのゲートをつけて、住人だけが鍵を持つことにした。ＪＤＩの研究者の研究結果によると、このゲートによって不法侵入は大きく減ったということである。

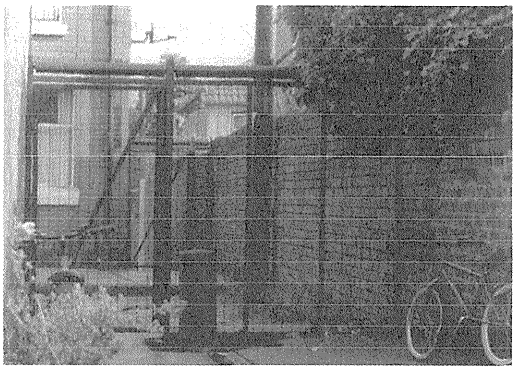

状況的な防犯の範囲は、不法侵入といった犯罪から様々な犯罪へと広がっていった。ここに挙げたものは、この原則を応用した分野である。テロリズム、児童性的虐待、インターネット犯罪（詐欺、児童ポルノ）、公的職務における不正行為、内部告発者への報復、刑務所の秩序違反、人身売買等である。こういったところに有効に応用されて、その成功については多数文献化されている。

4. 総括

(1) 転移論に対する反論

最後、環境犯罪学を批判する転移論に対して反論したい。守山先生からもこの批判の御紹介があった。状況を改善しても犯罪防止にはつながらず、犯罪が別の場所に移動するだけだという考え方である。これが状況的な犯罪予防に対する最も繰り返されてきた批判である。別の場所へ犯罪が移動する、つまり、ここで行われていた犯罪は別の場所で行われるようになるだけだという考え方である。また、時間を変えて犯罪を犯す、例えば昼間不法侵入して泥棒していたものを夜行うようにする。又は標的を変える。やり方・手口を変

える。別の犯罪に切り替えるなどいろいろあるが、結局単に他に移動するだけで、犯罪の防止にはなっていないという批判である。

しかし、転移という批判は、犯罪におけるチャンス（機会）の役割を過小評価している。犯罪というものは、確固たる動機を持った犯罪者だけが犯すのではなく、その犯罪を犯す機会がたまたま訪れたから、計画していなかったけれどもやってしまったというものが非常に多い。無計画な犯罪は、どうしても他の場所に移動してまでやろうというだけの動機はない。時には場所を移動して犯罪を犯すこともあるが、必ずしもそうではないということをこの表が示している。

類　型	転移	予防効果の拡散
空　間	23%	37%
犯　行	26%	16%
ターゲット	33%	24%
戦　術	22%	12%
時　間	36%	16%
計	26%	27%

これは、JDI の同僚が 574 例の状況的犯罪防止介入の結果を分析したものである。空間を変えて犯行を犯したのは 23%で、それ以外は空間を動いていない。26%が別の犯行に移っている。33%がターゲットを変えていて、手口を変えたのは 22%である。ある程度転移はあるが、しかし逆の効果も認められた。逆に、ある場所である防犯対策を講じたところ、もっと広い地域にその効果が拡大した、つまり別の場所でも防犯効果が得られた、というケースは転移より多い。類型を合わせて 27%になっている。つまり、犯罪の転移というものは、考えられているほど大きな問題にはなっていないというのが結論である。

(2) 結論

犯罪を減らすためには、より客観的、科学的な方法が必要である。もう一つ我々が考えなくてはいけないことは、犯罪の種類ごとに対策も違うということである。それを予防するということは、犯罪が起こる前に行なうことなので、逮捕又は逮捕者のリハビリを行うだけでは不十分である。もちろん犯人は逮捕しなくてはいけない。それに反対するわけではないが、むしろ環境犯罪学は、犯罪者を効率よく逮捕する助けにすらなるだろう。しかし、環境犯罪学を過大評価してはならない。犯罪というものはそれぞれの特徴があり、その状況を分析することが重要ある。

これまで環境犯罪学についてお話ししてきた。この手法は犯罪をコントロールできる有用なアプローチだというのが私の考えである。そのためには、直近の環境、その犯罪に関連した機会について考えなくてはならない。このアプローチが大変有用であるということに御納得いただけただろうか。

---

[i] Jill Dando Institute of Crime Science。1999 年に何者かに殺害された英国の人気女性キャスター・ジル・ダンドー（Jill Dando）を記念して、2001 年にロンドン大学に設立された犯罪科学研究所。ジル・ダンドーは、警察が捜査中の刑事事件を一般に紹介して検挙につなげることを図る人気番組「クライム・ワッチ」（Crime Watch）の司会であった。

北欧等における問題指向型ポリシング

ノルウェー警察総合大学教授
ヨハネス・クヌットソン
Johannes Knutsson
〈編集〉警察大学校警察政策研究センター教授　小柳津 直哉

最初に、問題指向型ポリシングとは何かという話から入りたいと思う。次に、このコンセプトの実施に関する事例をお話し、最後にその経験を踏まえて、成果を出すには何が必要かを考察していきたい。

1. 問題指向型ポリシングとは何か

(1) 問題指向型ポリシング—基本概念

まず、私がどのような背景から現在の考えに至っているか、自己紹介をしたい。私は1970年代半ばから警察研究に従事し、スウェーデンとノルウェーで何十年か経験を積んできた。本日の主題である問題指向型ポリシングは、私が個人的に最も関心を寄せている課題だ。というのは、警察サービスを改善させるためには、この問題指向型ポリシングが最も有効だと考えているからだ。私は問題指向型ポリシング関係の本を4冊出版しており、そのうち1冊は警察大学校において教材に使われていると聞いている。

また、ヘルマン・ゴールドシュタイン（Herman Goldstein、元シカゴ市警察本部長上級補佐官、米・ウィスコンシン大学法科大学院名誉教授）賞の選考委員を過去2年ほど務めているので、このPOP（問題指向型ポリシング）がうまく実施された事例も、選考委員の立場で見ることができる。

問題指向型ポリシングの提唱者であるヘルマン・ゴールドシュタイン教授は、1970年代の米国の警察活動の標準モデルを見てきた。シカゴ警察本部でも仕事をしたので、警察研究にも明るい。1979年には、『警察活動の改善、問題指向型アプローチ』という本を出版している。これは非常に重要な著書である。彼は一連の研究から、従来の事後対応型の警察活動標準モデルには限界があって、犯罪又は犯罪性の解決にはつながらないと結論付けた。そして、予防策に焦点を当てる理論を提唱した。

POPの実践のためには、まずはSARA［Scanning, Analysis, Response and Assessment］プロセスを活用することを念頭に置く。SARAプロセスとは証拠に基づくモデルである。すなわち、そのプロセスで収集した知識、情報を活用するのである。

第1段階は、「問題の洗い出し」（スキャニング）をする。問題の洗い出しとは、その問題が何であるのか識別・特定・説明をすることである。当初の問題の定義は、後に深く探るにつれて新たなことが判明するにつれて変わってくることがある。社会無秩序のような状況や麻薬の不法取引のような事象は、問題に関連する深掘りが進むにつれて問題定義が変わってくる。

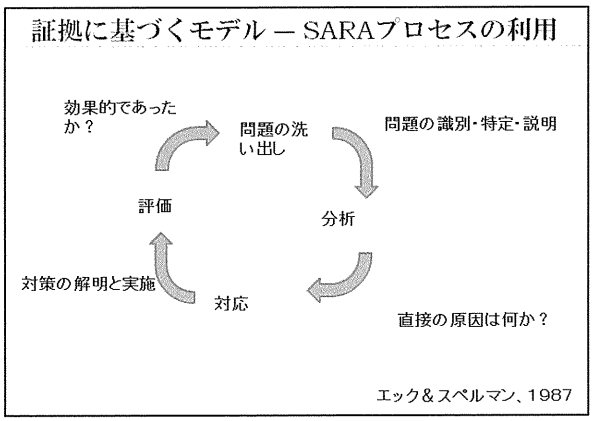

この「問題の洗い出し」から徐々に、第2段階の「分析」フェーズに移行していく。「分析」フェーズでは、この問題はなぜ発生したのかという原因を検証。状況、特徴、集中度、あるいは特定要素を分析していくのである。これを進めることによって原因が判明する。その根源が何であるのか、あるいは間接的に関連性があるものは何であるかを究明することができる。

第3段階は、それに対してどうするのか、すなわち予防処置なり「対応」なりを考える。したがって、頭の回転のよい者であればここでその対応策を考え、またその実施について検討する。その機会の構造を捉えて、対策を解明し、実施するのは容易なことではない。

実施に続けて、その次は第4段階として「評価」をする。「評価」にはいろいろな項目が関わってくる。評価は、当初の問題の洗い出し（スキャニング）のフェーズで始まっていることにお気付きだと思う。問題を洗い出すことで、どの程度の規模の問題かを測ることができる。またそれに対して、ここで言う「評価」段階において、当初洗い出した際の問題よりもましになったのかどうかを相対評価することにもなる。

(2) POP－警察活動の理論

犯罪予防に関しては介入理論が必要である。すなわち介入の効果性を考えなければならないが、状況的犯罪予防理論はまさにその目的に合致する。この問題指向型ポリシングの発展過程でも、クラークとのゴールドシュタインのやり取りがあった。ジョン・エック（John Eck、米・シンシナティ大学教授（刑事司法学））及びタマラ・マデンセン（Tamara Madensen、米・ネバダ大学ラスベガス校准教授（刑事司法学））の最近の著書でも「状況的犯罪予防によって、問題指向型ポリシングがうまく機能する」ということを大きな説得力をもって記述している。

したがって、守山先生やウォートレイ先生がおっしゃったことをまとめる形になるが、POPとは犯罪機会の阻止又は削減を通じて、犯罪を予防するということだ。ポール・エクブロム（Paul Ekblom、英・ロンドン芸術大学犯罪予防デザイン研究センター副センター

長）の定義によると「犯罪予防は、犯罪事象を引き起こすメカニズムへの介入」である。犯罪に至る一連の連鎖に介入することによって、犯罪を予防することができる。直接の原因となること、あるいは遠因となること、あるいは間接的な社会背景、家庭の状況といったいろいろなところが関わってくるが、どちらかというと直接の原因や犯罪が発生する近辺を洞察することによって、犯罪の発生をブロックすることもできるし、犯罪を誘発する機会を減らすこともできる。

2. 問題指向型ポリシング実施に関する事例

(1) POPの導入と実施

ヘルマン・ゴールドシュタインの提唱した問題指向型ポリシングは、1979年に発表された。発表直後からこの理念は強い関心を集め、熱狂的な機運を巻き起こした。そして、多くの国々でPOPを実施して、犯罪を誘発する機会を抑え込む取組が始まった。

例えば、米国の場合は、司法省COPS（コミュニティー指向型治安維持）の対策室がPOP導入を支援した。90年代からはPOP年次会議が開催されている。この会議は、当初10年間はPOP対策室が主催していたが、今は別の機関が主催している。93年にヘルマン・ゴールドシュタイン賞が創設され、冒頭の自己紹介で申し上げたように、私も現在選考委員を務めている。また米国では問題指向型ポリシングセンターも設立された。このセンターはPOPの導入あるいは実施のための基盤となる下支え機関として、今では非常に重要である。

英国では、内務省やさまざまな警察部署が実施した。内務省がサポートしたことは非常に重要であった。内務省は同時に実施結果の検証も行った。それによってPOPの理念が効果的に実施される状況を確認し、評価していくことが可能になった。ランカシャー、コンスタビリーのように非常に有効に実施に移せたケースもある。また、英国ではPOPの成功裏の実施に対してニック・ティリー（Nick Tilley、元英・ロンドン大学教授（警備・犯罪科学））賞が授与される。2000年にはジル・ダンドー犯罪科学研究所が発足した。現在の所長はウォートレイ先生である。この研究所はヨーロッパにおけるこの分野の研究所の主軸を担っている。

スウェーデンでは、大型改革の中でPOPを実施し、犯罪防止や予防に役立てようとしたが、結果的には失敗に終わった。その例にここで言及しなければならないのが残念だ。これは、地域警察の人たちが主軸となって実施したものの、実施に当たっての研修を受けていなかったので、十分な効果につながらなかった。ただ、最近のスウェーデンの会計検査院の報告によると、改善の兆しが見えているということであり、今後が注目される。

デンマーク及びノルウェーでも、後追いする形でPOP理念を導入したが、十分に実施できなかったと言われている。全国又は地域、いずれのレベルにおいても、警察組織の縦割りを克服しての強力な実施には至っていない。これはヘルマン・ゴールドシュタイン賞

の受賞という結果につながったし、さまざまな工夫を試みてはみたが、全面的かつ包括的で強力な実施手法とは異なるのではないかという印象を与えてしまった。内務省もこの点を検証している。スウェーデンでも状況は同じである。

イギリスの場合も地域の警察官による実施が前提となっていたので、事前の教育研修が徹底されなかった。短期的な視点であったと言わざるを得ない。警察の平素の政策優先事項が踏襲され、警察官の従来からの意識がそのまま用いられてしまった。従来の警察メソッドのままでは、POP は成功しない。そして、プロジェクトの質の低下を招き、有効性に関する確固たる評価のプロセスが欠如していたということも言える。総じて、今までの経験は十分な結果には至っていない、ということは一つ申し上げておかなければならない。

(2) 不成功事例の原因と成功事例

では、どうして十分な結果につながらなかったのか。何点か考えられる点がある。第一に、どれだけ多層的な考え方が必要とされるのかという点が、過小評価されていたのではないか。例えば、往々にして「分析」というフェーズが不十分であることがある。そして、「評価」こそ理論的には最も複雑で重要な段階のはずだが、この「評価」プロセスにおいて多くの問題が露呈されている。私はその「評価」の部分の専門家とされているが、ベストとされるプロジェクトにおいてすら、「評価」が不十分としか言いようがないことがある。そしてまた、この背景として、知識やスキルを有する警察官がごく少数にとどまっているということも挙げられる。

ここまで言うと悲観的なメッセージしか伝わらないかもしれないが、一方で良好なケースもある。成功したケースでは、いかに全体の問題指向型ポリシング（POP）が健全で、なおかつ堅牢度の高いプロジェクトであるかおわかりいただけると思う。例えば［ヘルマン・ゴールドシュタイン賞を］受賞したようなケースでは、専任の警察官が地域の警察の支援と協力しながら推進したり、本当に何か事を起こしたいという熱意のある警察官が先導したケースもある。

POP とほかの警察の政策を比べると、デイヴィッド・ワイズバード（David Weisburd、米・ジョージ・メイソン大学等教授）及びエックが 2004 年に発表した論文こそが、ほかの警察の戦略より優れていることが分かっている。私はその効果が揺るぎない事実であること信じるものである。私は選考委員として多くの良いプロジェクトを見てきた。その中で、POP－問題指向型ポリシングは本当に堅牢度の高い健全なものであると確信している。

(3) POP 実施のモデル

次に、二つの重要な点についてお話しなければならない。一つは、この POP を実施する上で、プロジェクトをいかなる形で準備していくかということである。もう一つは、いかなる形態で、これをプロセスとして司っていくのかということだ。これは大変シンプル

な話だと思う。

・プラクティショナー・モデル

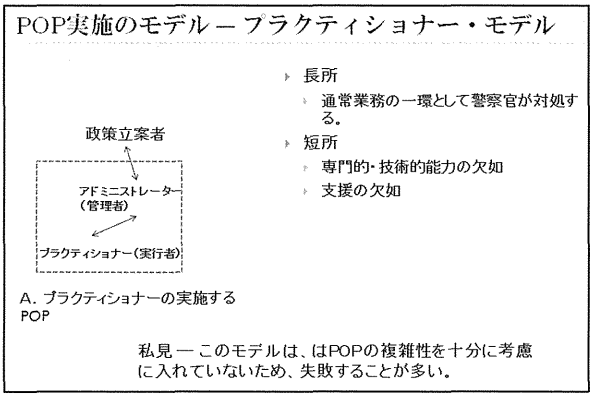

スウェーデンの司法大臣は女性である（ビートライス・アスク（Beatrice Ask））。例えば、司法大臣が POP という手法があるということを聞きつけて、警察に対して POP に基づく対策を取るよう指示するとする。これは、POP 導入の経緯としては非常に一般的なものである。この際、警察本部長が管理者として組織内にいるものの、政策立案者たる司法大臣はあくまでも組織の外にいる存在である。

さまざまな日々の活動の中で直面するような問題に対して、POP に基づく対策を試みるわけだが、ただ現場の警察官は通常十分なトレーニングを受けていない。技術的な能力の面で、きちんとした形での POP を行うだけの支援もなければ、知識もない。私から言わせると、実施段階での失敗は POP がいかに複雑か過小評価することによって起きる問題こそが多いと思われる。

・コンサルタント・モデル

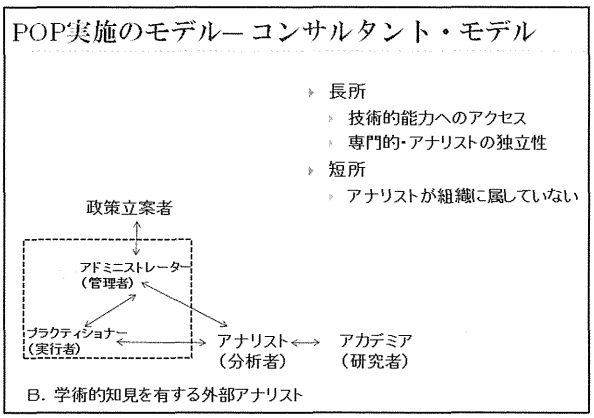

コンサルタント・モデルには、新しくアナリストという立場が登場する。アナリストとは、トレーニングを受けた個人で、POP における環境犯罪学の概念も理解しているし、メカニズムもわかっており、どういった形で犯罪予防するかというさまざまな手法を熟知している。社会科学的なアセスメント評価がどういうものかも分かるし、評価の経験もある人だ。この個人アナリストが、アカデミア（研究者）と一体になって、この作業にどういった利点があるのかを洗い出し、警察署に対して正式な形で POP を遂行するための知識を提供する。こういったコンサルタント的なアナリストは、警察署内の意見に左右されることのない独立的な立場で、いろいろな情報を入手することができる。

しかし、これは個別のプロジェクト単位でのものなので、例えばコンサルタントとして幾つかのプロジェクトを担当しても、その後はいなくなってしまう。したがって、組織は POP を行なう上で十分な知識を得られないケースもある。

・内部アナリスト

中には、アナリストが組織の内部にいるケースもある。この場合は、継続した形で実務者、管理者と連絡を取り合うことができる。アナリストはあくまでも学術会議の研究者としての立場である。したがって、例えば発表したレポートが同僚によって評価されることでキャリアにプラスになるなどの形でメリットが得られることがあるものの、あくまでも独立した立場である。このタイプの場合は、組織その内部に擁するアナリストに直接アクセスできるし、アナリスト自身も組織内の情報を直接入手できるという長所がある。しかし、これには組織運営上の議論が常に伴うという短所もある。例えば、プロジェクトについて無駄があるとの分析や、資源の配分に偏りがあるなどの指摘がアナリストからなされたときに、本来は組織の責任者である管理者が、その責任においても自ら決定を下すことがしにくくなる側面もあり得るかもしれない。

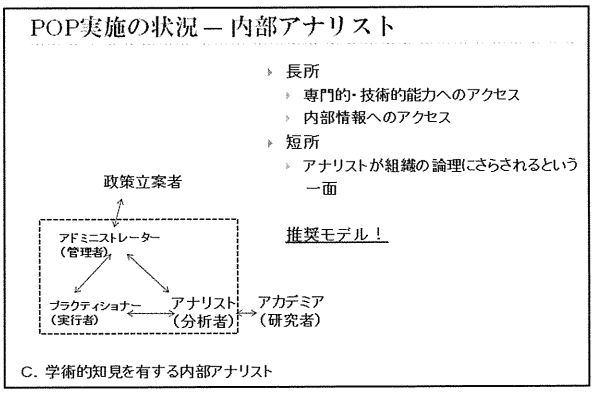

ただし、私は、ヘルマン・ゴールドシュタイン賞の選考委員を務めているが、多分このモデルこそゴールドシュタイン教授が念頭に置いていたモデルであろうと思う。ゴールドシュタイン教授の発想は、警察署と大学、研究者等の連絡を密にすることによって、警察組織の中の分析力を高めていくことを狙っていたのだろう。

(4) 手段探求モードの欠陥／概念モードの機能性

ここで紹介する手段的な探求モードには欠陥が伴う。これを機械的に導入すると、表層的な分析を欠くことになる。そして、対応を実地に移すことがなかなかできない。実は警察官は、プロジェクトをスタートしたときから、既にある程度の対応を思いついているものである。それにもかかわらず、十分な洗い出しが行なわれていないとか、基本的な対応などの分析がなされず、単に表層的なことからについてだけ実行に移していた。これが最も多いケースであって、だからこそ多くのプロジェクトが失敗に終わってしまうということが、これまでの経験的な分析を通じてわかった。

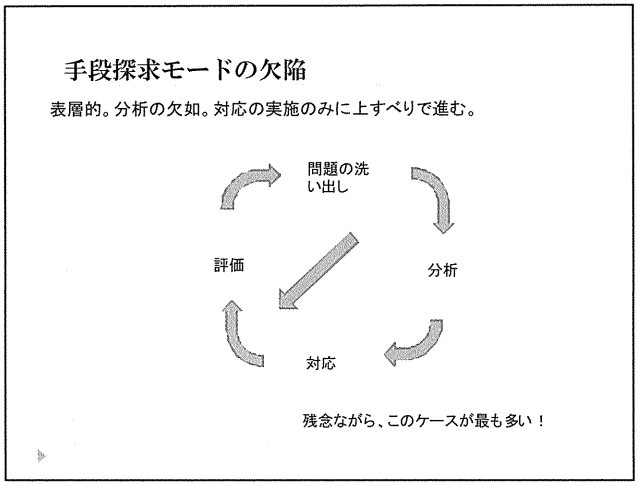

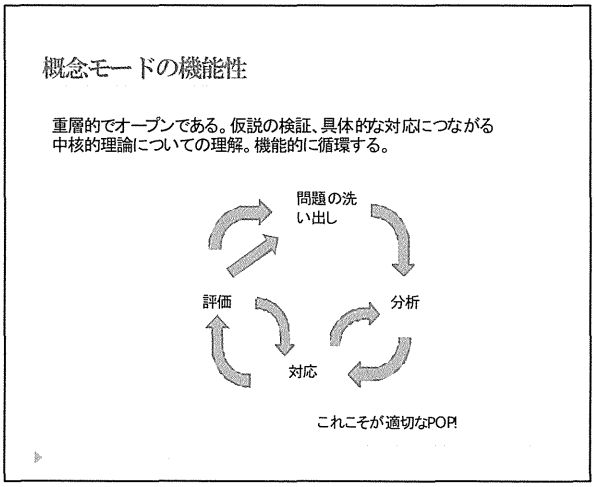

他方、概念モードというのは、どちらかというとゴールドシュタイン教授が考えていたことに近い形で、私たちが考えていた本来の問題指向型ポリシングのあり方だと思う。問題を大変深いところまで掘り下げて、重層的でオープンである。さらに、問題の洗い出し、具体的な対応につながるような仮説検証等、中核となる理論について徹底した理解がある。言うなれば、犯罪予防理論についての考え方である。したがって、分析の要素は非常に大きな役割を担うことになるし、反復もできる。例えば、自分に十分な知識がなく対応ができないということであれば、反復する形でもう一度新しいデータ収集をし、文献やほかの事例検証を見て、どのようなことが行われてきたのかということを検証した上で、次のプロセスに進むという反復プロセスである。また、例えば、いい対応が浮かばなかった、もしくは問題に対して適切な反応が出てこなかった場合には、もう一度やり直すという反復性があることも一つの強みとなっている。これが問題指向型ポリシングの本来のあるべき姿である。

(5) デモンストレーションプロジェクトの成功例と成功要因

こういった POP について検証することによって、なぜこんな惨憺たる結果しか出せないのか、どういった欠点があるかということも見えてきた。

POP を伝授する際には事例が必要であり、私には今まで蓄積してきた知識があるので、よろしければお手伝いさせていただきたいとノルウェーの議会で申し上げたところ、ある警察局長から、違法タクシーの問題を POP で解決してもらえないかという依頼のお電話をいただいた。

私は喜んでお引き受けした。それは、問題を解決するということと、違法タクシーを排除するための適切な POP の実施方法を示すこと、もう一つは POP をどのようにして実務で活用することができるのかという事例を検証して、警察大学校で活用できるような事例にもなると考えたからだ。この問題は結果的に解決に至ったので、あとでもう少しご説明をさせていただきたいと思う。また、これはヘルマン・ゴールドシュタイン賞の最終選考にまで残った。そのことからも、このこと自体がきちんとした POP に司られたプロジェクトであったことが実証できた。さらには問題指向型ポリシングの教科書も作成できた。

ただ、問題はあまりにも成功が大きかったと感じていることだ。このケースは大成功だったが、あまりにもスムーズに移行しすぎたので、別の新しいプロジェクトを手がけた際には、なぜあのプロジェクトがこんなにスムーズに行ったのかもう一度検証したというこ

とだ。

一つの成功要因としては、このプロジェクトがコンサルタント・モデル（アナリストが組織内に入ったモデル）を使ったことが挙げられる。関係者への説明を行って、私の言うとおりに実行するように求めて合意をとっておいたことが挙げられるだろう。

もう一つ、このプロジェクトは機能的に動いた概念モードで行なわれた。私は、始める前に警察官、プロジェクトリーダー全員に会って POP 関連セミナーを行なった。また、優秀な警察官をプロジェクトリーダーとして指名するよう要請した。次に、私は研究者なので、実務者と協力しなくてはいけないのだと説明したところ、本部長自身が議長になって運営委員会を作ることを提案してくれた。このことから、「これは非常に大切なことだからみんな頑張ってやってくれ」という強力なメッセージが伝わった。本部長が「指示に従わないということは、俺に逆らうということだ」というメッセージを伝えてくれたのは、非常に重要だと思う。

そのあとは SARA のプロセスを適用した。特に、問題把握のところでそれが使われたことは、その残りの部分にとっても非常に重要だと思う。また、直近の原因を探すために、我々が情報収集したものを使った。つまり問題把握の段階でそれを行なったわけだ。そして、それを「分析」していろいろな「対応」を行なった。

その中で一番強力だったのは、違法タクシーが客を拾う機会を奪ったことだ。タクシーステーションやバスの停留所を駅に近づけて、これら合法的な交通手段へのアクセスを改善すると同時に、通りを一部ブロックして、客を拾えるようなところに違法タクシーが入ってこられないようにした。ここへ来る前に警察本部長のところへ行ってきた。これは 6 年前に実行したことだが、現在でも継続して行われていて、満足しているということで、問題は再発していないと伺った。

(6) 成功プロジェクトに共通する重要要素

マイケル・スコットが、ゴールドシュタインに続いて 2006 年に論文を出して、成功プロジェクトに共通する要素を調べた。

1. 責任者の性格・スキル・行動　プロジェクトのリーダーが積極的で、自信があり、野心があること。本部長自身が非常に熱心に取り組んでくれたこと。私はアドバイザーとしてかなり経験豊富だと自負しているが、責任者の中にもそのような人がいた。

2. 資源　このプロジェクト専用の予算をきちんと組んだということ。また、従来の方法よりも少ない予算で目的を達成することができた。また、いろいろな意思決定を行なう運営委員会を作った。

3. 警察組織に対する外部からの支援・協力　マスメディアがこのプロジェクトについて非常にいい記事を書いてくれた。また、市役所も協力してくれ、さらには関係機関の協力も得られた。

4. データ収集　問題の把握段階から非常によいデータが得られたのはなぜかについて、プロジェクトリーダーが短い論文を書いている。まず「これは大きな問題だ」というデータをきちんと取ることができたことが重要で、そうなると対策の実施も簡単にできる。

5. 実行手続きが煩瑣にならないようにする　一つ一つの対策は、どれも特別なことをお願いしたわけではない。

さらに、プロジェクトが成功しやすいのは以下の場合である。これは、クラーク及びエックも2006年に論文を書いている。

その対策が遠因ではなく身近で直接的な原因を対策としたものであれば、成功する確率が高い。また、どのようにしてこの問題が減少するかというプロセスがはっきりしていれば成功しやすい。それ自身で持続可能であり、外からの監督を必要としないことも挙げられる。違法タクシーの場合はバリアを立てて通りの一部をブロックしたが、これは非常に目立つものであった。また、それぞれの対策はそれほど費用がかからないので、それぞれの組織内の予算で賄うことができ、技術的に複雑でないバリアを立てるのはそれほど大変なことではなかった。また組織間で大がかりな調整を行う必要もなかった。バリアを立てることによって違法タクシーが入らないようにして、合法的な交通手段のアクセスを改善することが可能になったのは、その成功例である。

POPが成功するための改善措置は、ヘルマン・ゴールドシュタイン教授が1979年の最初の論文の中に書いている。成功するためには、やはり学問的な基礎を持った人の支援が必要である。ここには犯罪アナリストがいたが、それ以外にも理論的な理解が必要である。もちろん一番重要なのはPOPだが、環境犯罪学やそれ以外の理論、例えば日常生活理論、どのようなメカニズムに防犯効果があるか、または従来のポリシングの限界についての知識、社会科学のスキル、統計学、調査方法、その標準的な方法、犯罪統計についての知識等も必要であり、地理的な情報システムも必要である。もちろん、政策評価ができなくてはならない。

(7) 知識ジレンマ ― ユーザー（利用者）とサプライヤー（供給者）

最後に簡単に知識ジレンマについてお話をしたいと思う。知識の利用者と提供者の間では相互理解が不可欠である。例えば、スウェーデン、ノルウェー、英国、またほかの国でもよく聞くことだが、警察としては学者を雇いたいが具体的に何をしてもらったらよいかわからない。それに対して大学側は、特に犯罪学を勉強している人たちは、特にノルウェーやスウェーデンでは正しい訓練を受けていないので、それを正しく教えられない。さまざまな理由があるが、大学と警察が協力し合うことがお互いの育成のために必要であり、もっとお互いを理解し、ニーズを理解し合うことが必要だ。そのためには、今日のような会合が必要である。

(8) 一番最近の動向

ジル・ダンドー犯罪科学研究所で研究者を養成したり、犯罪科学を専門とする新しい講座を作る。これは学際的なものだが、そうすることによって犯罪科学を確立する。そして、防犯のために必要な知識ベースを構築していく。そのためには、こういう犯罪者をストップするための知識の構築と改善が必要で不可欠である。

ジル・ダンドー犯罪科学研究所では、いろいろな講座を作ってアナリストを育成している。私もそれに参加できて大変光栄だった。英国では400－500人のアナリストが生まれる。昨年はマイアミで会議が行なわれたが、そこで興味深い発表が二つあった。このアナリストは、ジル・ダンドー犯罪科学研究所で訓練を受けた人たちであった。一つは家の不法侵入や泥棒、もう一つはギャングの対立抗争という全く異った内容ではあるが、この二つのプロジェクトにおいて、警察を支援するために必要な知識が明らかになった。

最後になったが、これも非常に重要だ。POPのセンターでは充実したウェブサイトを設けている（www.jdi.ucl.ac.uk）。奇跡といってもいいだろう。サイバーベースのPOPライブラリー、マニュアル、各種指示書、コース、論文、文献を見ることができる。ぜひこのウェブサイトを利用していただきたい。マニュアル等使えるものがあるかもしれない。これは大変成功している。何十万人ものヒットがあり、たくさんのダウンロードが行なわれている。これは特に警察官を助けることによって、POPの推進を行なっている。

『行動計画』の考え方及び地域社会と警察の協働について

警視庁生活安全部長
河合　潔

今御紹介があったが、私は内閣官房の内閣参事官を務めていた当時、平成 20［2008］年 12 月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」の策定に携わっていた。その関係で、平成 21 年の警察政策フォーラムで、この行動計画についても話をさせていただいた。本日は、改めてその行動計画のあらましについて述べた上で、「安全で安心して暮らせる街、東京」の実現に向けて進めている、警視庁の施策や自治体と協働した取組等について、御説明させていただきたい。

1.「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」について

(1) 危機的な治安情勢

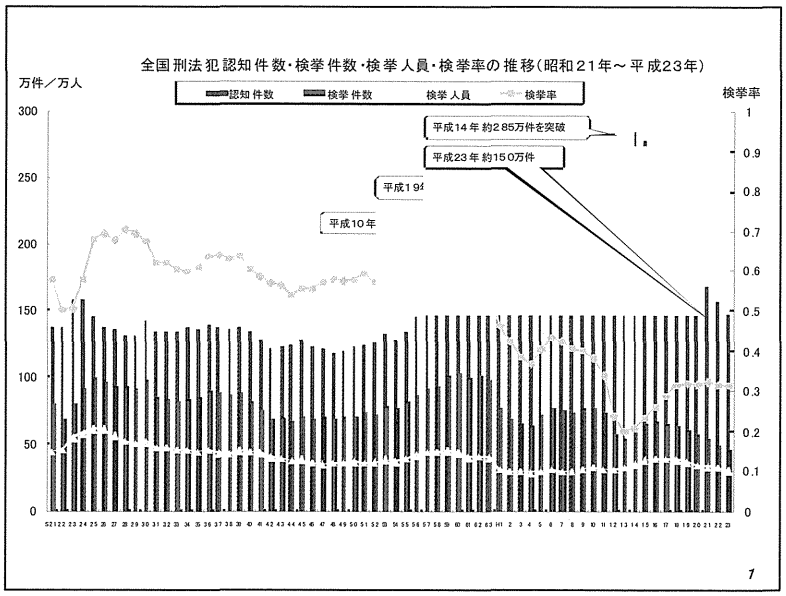

この刑法犯の認知件数の表は、皆さん方も見慣れていると思う。全国で見ると平成８年以降７年連続で増加している。平成 14 年には、戦後最悪となる285万件を記録し、検挙率は 20％まで低下するということで、危機的な治安情勢になった。これを受けて政府では、犯罪は政府を挙げて取り組むべき課題と位置付けて、平成 15 年 9 月、内閣総理大臣を主催者とし、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を設置した。その 12 月に「世界一安全な国、日本の復活」を目指し、5 年間を目途とした犯罪対策の基本的指針である「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が決定された。これは犯罪対策についてまとめた初めての包括的な行動計画であった。

日本は、治安の国際比較という観点では、先進国に比べても圧倒的によいと聞いておられると思うが、その中であえて「世界一安全な国の復活」と述べたのはなぜか。昭和 40

年代の刑法犯認知件数は140万件等々と安定していた。それが平成10年に200万件を超えて急上昇した。この増え方は治安の安定どころか悪化しかないように見える。ニューヨークがジュリアーニ市長・ブラットン警察本部長の下、夜に歩けるくらい治安がよくなったと言われたのに対して、我が国は治安が悪化したと捉えられたことから、あえて「世界一安全な国」と言わなければならなかった。

この計画の序文では、「今後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標」として、治安回復のための三つの視点を挙げている。

① 国民が自らの安全を確保するための活動の支援
② 犯罪の生じにくい社会環境の整備
③ 水際対策を始めとした各種犯罪対策

その主要な内容としては、警察官を1万人増員するということと併せて、当時約18万人しかいなかった防犯ボランティアを増やしていくことであった。この結果、もちろん警察官も増えたが、それ以上に効果があったのは、平成20年末に約250万人であった防犯ボランティアの数が、22年末には約270万人となったことだ。

これらの三つの視点のねらいは、法執行機関だけでなく、国民自らが安全確保に取り組む、あるいは共同体社会として社会環境を整備するということであり、これは安全確保に取り組む主体が広まったということになる。また、割れ窓理論を例としているように、小さな違反行為への対策から、法執行機関による各種犯罪対策まで、総合的に推進しようという考え方が見えてくる。特に重要犯罪だけを検挙あるいは取り締まるだけでなく、全部についてまず目を配ろうということだ。言い換えれば、あらゆる犯罪に、役割を分担して各種主体が安全確保に取り組む。最近で言うと、昨年の大震災等々の災害対策でも言われた自助、共助、公助に、前述の①、②、③がちょうどあてはまると思っていただきたい。

割れ窓理論は、御存じのとおりニューヨークの治安向上の理論的支柱の一つになった。小さな違反行為の放置が無秩序感の醸成につながり、大きな治安の悪化につながる。したがって、小さな違反行為を見逃さず共同体として対応していく。ニューヨークはこの理論と警察のゼロ・トレランス（軽微事案の摘発強化）があいまって効果を上げたといわれている。

ここでもう一度先ほどのグラフを御覧いただきたい。先ほど紹介した2003年の行動計画に基づいて、政府を挙げて諸対策を推進した結果、刑法犯認知件数は平成19年には約191万件となって200万件を切った。平成10年に200万件を突破し、今度はその200万件を下げることが行われた。検挙率も30%台まで回復し、外国人の問題も約25万人の不法滞在者が半減する等成果を上げたと評価できる。しかし、刑法犯認知件数は減ったものの、振り込め詐欺、秋葉原の無差別殺傷事件の発生で、国民の治安に対する不安感は依然として高い状態で、国民の半数が我が国の治安について不安を感じているという問題があ

った。

(2)「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」の策定

こうした不安感を払拭して真の治安再生を実現するためには、まだまだ対策が必要であった。安全だけでなく安心もという観点から、平成20年末に開催された第12回の犯罪対策閣僚会議で、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が決定された。

「行動計画2008」の基本理念においては、先ほど見ていただいた三つの視点を維持することと併せて、「社会政策こそが最善の刑事政策である」というフランツ・フォン・リストの言葉が引かれている。先ほども政府を挙げて取り組んだということを言ったが、それをあえてもう一回、犯罪取締り等の法執行に関わるものだけではなく、全閣僚が所管する事務全般で、社会政策に関わるものも取り込んで犯罪対策として進めようとしたのである。

具体的には、第1「身近な犯罪に強い社会の構築」、第2[犯罪者を生まない社会の構築]、第3「国際化への対応」のうちの中項目「新たな在留管理制度等による不法滞在者等を生まない社会の構築」及び「多文化共生を可能とする社会基盤の整備」に表れているように、社会の構築あるいは社会基盤の整備という思考で犯罪対策を整理している。

これは、地域、学校、家庭、若者、高齢者、外国人、刑務所出所者等々いずれも社会の構成員なのだということから、これらからなる環境において犯罪のない社会を目指すという地域の絆の再生として、犯罪に走る可能性のある、いわゆる犯罪脆弱者を排除するのではなく、この人たちも構成員として取り込んで、構成員一人一人、構成員間に強い絆の確保と高い規範意識を身につけられるように共生社会を実現しようというものだ。

第4以降は、自助、共助、公助のうちの公助で、警察等の法施行機関がしっかりやるところなので、忘れてはならない項目だが、本日の議題から少し外れる。本日は第1から第3について述べたい。

まず、第1「身近な犯罪に強い社会の構築」では、家庭、学校、若者、高齢者等の地域社会において、身近な犯罪に強い社会の構築を図るべく、社会政策的な施策を挙げている。例えば、防犯ボランティア団体に対する経済的支援、あるいは社会を挙げた振り込め詐欺被害防止対策について記載されている。これは国民が自らを守り、犯罪の生じにくい社会を作っていく、安全・安心まちづくりの考え方に基づいている。

安全・安心まちづくりの活動の一つとして、WHO認証のセーフコミュニティーという活動がある。これは京都府の亀岡市、青森県の十和田市、神奈川県の厚木市等が取得しており、今回、東京都豊島区でも取得しようとしている。この考え方でとても大事なのは、地域住民、企業等のコミュニティーが、市町村、県の自治体、学校、保健所、関係機関、警察と連携していることだ。「警察が」ではなく、「警察以外の機関が」あるいは「地域住民が」というところに意味がある。それが「住民がけがをしない」という意味での外傷予防から、犯罪防止まで含めて、健康で安全なまちづくりへの動きを推進し、世界認証して

もらおうというものだ。

第2「犯罪者を生まない社会の構築」は、昨今、秋葉原無差別殺傷事件［平成20年6月8日］、あるいは元厚生次官等殺人事件［平成20年11月17日、18日］等のように、暴発する若者や中年、あるいは孤独で万引きに走る高齢者、居場所のない刑務所出所者等、社会で孤立している人々の問題が目立っている。この人たちが社会の中で孤立することを防ぎ、犯罪に走らせないような環境づくりを進めるために、刑事司法の領域を超えて、就労や福祉支援を含めて社会政策として進めるというものだ。中身の一つとして、就労支援を通じた社会参加の促進、また英国の「コネクションズ」を参考にした再犯防止施策等々が記されている。

第3「国際化への対応」では、「行動計画2008」に先立つ「行動計画2003」では、不法滞在者の半減に成功した。ただ、一方で定着する外国人が増加し、これらの人々とその子弟の一部が社会に適合できず犯罪等につながる実態が見られた。そこで、適法に滞在する外国人が、日本人と同じように安定して活動できる多文化共生社会の構築が必要だということを犯罪対策として取り組んだ。以上、極めて簡単に行動計画の内容に触れたが、その具体的な内容として、次に警視庁と都内自治体との協働等について話をしたい。

2. 警視庁と都内自治体との協働等について

(1) 都内の治安情勢と犯罪に遭う不安

これは、都内の治安情勢と犯罪に遭う不安という観点から見たグラフだ。都内の刑法犯認知件数も全国と同じように増えて、また同じように減っていることが分かる。

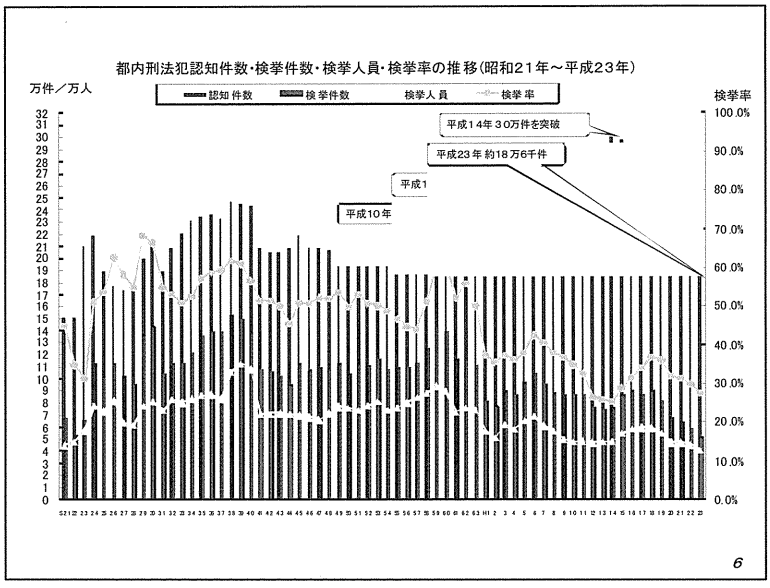

まず、平成9年以降6年連続して増加し、全国同様平成14年には最悪の30万件を超えた。その後、平成15年以降9年連続して減少し、数値の上では昭和40年代の治安水準まで回復し、平成23年は18万6千件となった。

しかし問題は、犯罪の総数は減少しているが、それについて都民がどう思っているのかということだ。昨年発表された東京都の都民生活に関する世論調査では、都民の都政に対する要望は、一昨年まで7年連続して治安対策が第1位であった。昨年は東日本大震災の

影響で、防災対策が一番という形になった。第2位に高齢者対策、第3位に治安対策がきた。ただ、治安対策が第3位に来たからといって、治安対策についての要望が少なくなったかというと、第2位の高齢者対策との差は0.1ポイントしかない。都民の治安対策への要望があいかわらず高いという状況は変わっていないと言える。

ここ5年間で「東京の治安が良くなったと思うか」という質問に、「よくなった」と答えた人は15%、「悪くなった」と回答した人は33%だった。「犯罪に遭う不安を感じる」と答えた人は過半数（53%）に上った。その理由は「社会のルールやマナーを守らない人をよく見かけるから」が49%でトップであった。「防犯効果が高いと思う行政の取組」等については、「防犯カメラの設置」が64%、次いで「防犯灯の設置」53%、「地域住民による防犯パトロールの実施」39%となっている。この世論調査は、治安の向上に向けて、都民が規範意識の向上や防犯カメラの設置拡充を期待していることを示している。

こうした背景を受けて、現在、警視庁では「万引き防止対策」、あるいは「自転車利用者、喫煙者のマナー向上対策」といったものに重点的に取り組んでいる。これらの対策はいずれも万引きを許さない、自転車の暴走行為や信号無視、歩行喫煙等、日常で最も目につくルール違反、マナー違反を見過ごさないという規範意識の向上を目的として警察、行政、地域住民が一体となって取り組んだということだ。そして、違反者に対する注意、声掛けを推進することで、地域社会の絆が再生され、犯罪の起きにくい社会の実現に近づくと考えている。

(2) 自治体との間の覚書等の締結

右記の表は、警視庁が自治体との強固な共同体制を作るために結んだ覚書等の締結状況だ。本年（平成24年）2月17日現在で、東京都内の23の区と市に及んでいる。その内容については、自治体ごとに特徴があるが、いずれも双方が緊密な情報交換のもとに、地域の治安向上に向けた具体的な活動を協議して行っている。

自治体における覚書等の締結状況（平成24年2月17日現在）

番号	自治体	警察	締結日	名称
1	足立区	生活安全部	H21.12.21	足立区治安再生事業の推進に関する覚書
2	荒川区	荒川、南千住、尾久	H22.3.25	治安ナンバーワン都市実現のための覚書
3	杉並区	杉並、高井戸、荻窪	H23.1.28	杉並区地域安全の推進に関する覚書
4	品川区	品川、大井、大崎、荏原	H23.3.25	品川区民の安全向上に関する協働宣言
5	府中市	府中	H23.8.18	府中市における地域安全活動の推進に関する覚書
6	葛飾区	葛飾、亀有	H23.8.23	葛飾区地域安全推進に関する覚書
7	八王子市	八王子、高尾、南大沢	H23.9.5	八王子市安全安心推進協働宣言
8	日野市	日野	H23.10.10	日野市民の生活安全向上に関する協働宣言
9	東大和市	東大和	H23.10.12	安全で安心して暮らせるまち づくりに関する覚書
10	武蔵村山市	東大和	H23.10.12	安全で安心なまち づくりに関する覚書
11	羽村市	福生	H23.10.22	羽村市民の安全向上に関する協働宣言
12	瑞穂町	福生	H23.12.15	瑞穂町における安全向上に関する協働宣言
13	台東区	上野、下谷、浅草、蔵前	H23.12.22	台東区における治安向上のための協定
14	国分寺市	小金井	H23.12.26	国分寺市安全安心まち づくりに関する覚書
15	目黒区	目黒、碑文谷	H23.12.28	目黒区「安全・安心まち づくり」のための覚書
16	多摩市	多摩中央	H24.1.23	多摩市安全安心まち づくり推進協働宣言
17	稲城市	多摩中央	H24.1.23	稲城市安全安心まち づくり推進協働宣言
18	西東京市	田無	H24.2.1	犯罪のない安全なまち・西東京の推進に関する覚書
19	千代田区	麹町、丸の内、神田、万世橋	H24.2.6	千代田区と千代田区内警察署との覚書
20	東久留米市	田無	H24.2.6	東久留米市安全・安心まち づくりの推進に関する覚書
21	豊島区	池袋、巣鴨、目白	H24.2.7	豊島区「セーフコミュニティ」事業の推進に関する基本合意書
22	板橋区	板橋、志村、高島平	H24.2.8	板橋区生活安全の推進に関する覚書
23	江東区	深川、城東、東京湾岸	H24.2.17	「安全で安心なまち 江東」を実現するための覚書

体系的に申し上げると、既に進めていた仕組みとしては、自治体での安全・安心まちづくりのための条例、あるいは生活安全条例の制定があり、その上でこの警視庁と自治体との覚書がある。さらに言えば、この覚書や共同宣言だけでは話

が進まないので、それを具体的に進めるためにアクションプログラムを作る、というものだ。

一つの例として、警察と行政が一体となっている足立区の例がある。平成21年12月に足立区と警視庁の間で、治安再生事業の推進に関する覚書が締結された。そして、足立区における総合的な治安再生対策の推進として、「足立区総ぐるみ」体制の確立、防犯環境設計による対策、区民の規範意識の向上、非行少年を生まない社会づくりといったことを含めて、「足立区治安再生アクションプログラム」が策定された。そして、町会、自治会、学校、地元事業者等地域総ぐるみで治安対策に取り組んでいる。

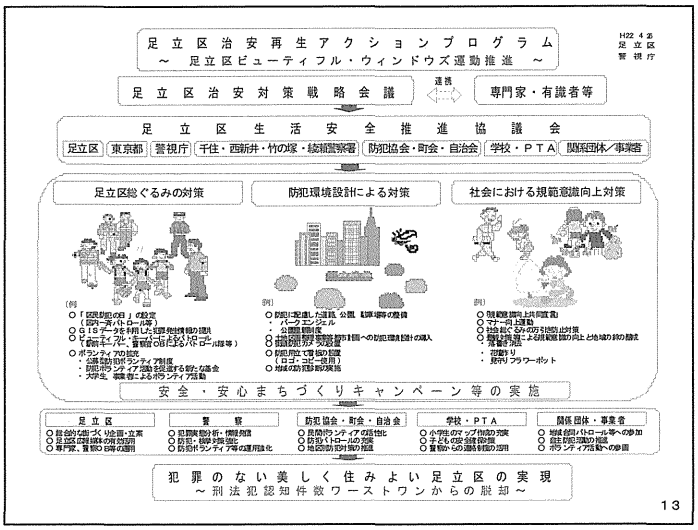

図に、「足立区総ぐるみの対策」「防犯環境設計による対策」「社会における規範意識向上」とそれぞれの例が具体的に書いてある。その下に、足立区、警察、防犯協会・町会・自治会、学校・PTA、関係団体・事業者と、それぞれの役割が書いてあり、その上でやろうということだ。内容は、上のほうに「足立区ビューティフル・ウインドウズ運動」と書いてあるが、この運動は先ほど説明した「ブロークン・ウインドウズ・セオリー（割れ窓理論）」に基づいているが、運動なので良いほうに推進していこうという観点から、あえて「ビューティフル・ウインドウズ運動」と言っている。

(3) 自治体との協働による高齢者の見守り支援

中野区では区内高齢者への見守りを始めて、各種支援を促進するための条例を作って、昨年4月から施行している。これは住民基本台帳に基づき、区が保有する独居高齢者や高齢者のみの世帯等の居住情報を町会、自治会、民生委員や警察、消防等に提供して、地域総ぐるみの高齢者支援を促進する。要するに、「地域総ぐるみ」というところに意味がある。さらに警察署へはこの2月から情報が提供される予定である。

こういった方法だけではなく、そのほかも自治体と連携した高齢者対策の事例がある。千代田区、世田谷区、小金井市、国分寺市等では、いずれも自治体の保有する住民基本台帳に基づく高齢者情報等を、法律の手続に沿って、個人情報審議会等の承認を得た上で、防犯対策目的として警察署に提供していただき、各所において振り込め詐欺被害防止の家庭訪問等の高齢者見守り活動に活用することにしている。

(4) 地域等と連携した少年の立ち直り支援活動

次に少年の問題である。ここで見ていただきたいのは、少年が地域あるいは近隣との関係でどうなのかという規範意識の関係だ。これについて、中学生の規範意識と社会的絆・居場所との関連に関する調査研究結果をまとめたものがある。保護者との約束違反や校則違反等と、中学生が比較的陥りやすい問題行動の経験を尋ねて、規範意識の高い少年（高規範群）と低い少年（低規範群）に分類した。問題行動例としては、「親に嘘をつく」「成人用サイトへのアクセス」「学校への提出物の不提出」を挙げた。

この分類を見ると、高規範のグループでは、家族と話をする、保護者と学校、近所の人等身近な人とのつながりが強い等、家庭や学校に対して肯定的な感想を持っていることが分かる。当たり前に思える回答だが、それがまさに中学生の判断として出てきたことに意味がある。そこから考えると、家庭や学校等に居場所があることや身近な人との絆が結ばれていることが、規範意識の形成と強く関連していることが認められる結果を得た。

具体的な非行少年立ち直り支援の事例としては、警視庁が地元自治体と連携して支援対象少年、あるいは非行少年らによる環境浄化活動（清掃・落書き消し・花壇作り）を行った例がある。「割れ窓理論」で言われている話だ。また、少年チーム対警察チームのスポーツ大会、あるいは保護司を交えた面談による指導助言、出張少年相談所の開設等々、少年の立ち直り支援のためにいろいろな活動を行っている。

先ほど私が三重県警察本部長を務めていたという紹介があったが、この表はそのときに私が取り組んだもので、三重県が実施している立ち直り支援活動の「三重県版コネクションズ」だ。

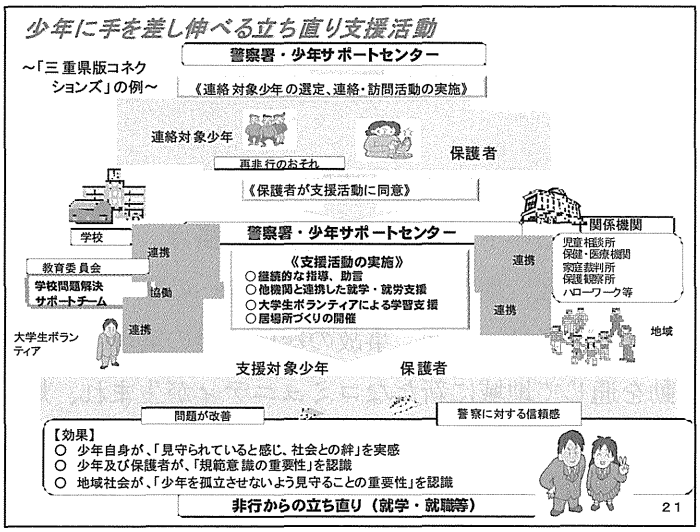

先ほど少し申し上げたが、イギリスでは、1970年代以降若年失業率が急増したことに伴うニート問題を受けて、社会的排除の可能性のある若者を支援すべく、政府が若年支援の中核となるコネクションサービスを設置した。これを日本版にして何かできないかということが「行動計画2008」で記されているのである。その一つとして、三重県では再非行のおそれのある少年とその保護者を対象に、学校、警察、関係機関、大学生ボランティア、地域が連携して、就学・就労支援、居場所づくりの開催等、非行からの立ち直り支援を行ったというものだ。

(5) 犯罪に強いまちづくりの推進

一つは、街頭防犯カメラの整備状況である。防犯カメラは事件発生後の犯人の特定、あるいは犯罪行為の立証等に極めて有効だが、もちろん犯罪の抑止にも大きな効果が期待できる。実際に数はどのくらいあるのか。都及び区市町村が助成しているものは、23区4市の245地区で3,920台、区市町村が全額負担して設置しているものは34地区590台ある。

しかし、問題は数ではない。犯罪発生の多い場所にカメラが十分にあればよいのだが、それがない地域が見受けられることが問題である。必要な場所に防犯カメラがなかった、といったことがないようにするのが重要である。どのエリアで何が発生しても、犯人や犯行車両等が必ずどこかの防犯カメラに捉えられているように、今後は数ではなく、地域・地図にこだわった整備を行っていく必要があると考えている。

そのためには、都及び区市町村が助成したり、区市町村が全額負担して設置しているものだけではなく、地域住民、事業者等の理解と協力の下、民間駐車場やコンビニエンスストア等への設置拡充も推進して、真に必要な場所へのカメラの設置を図っていきたいと考えている。

次に、「割れ窓理論」に基づく、落書き消去活動や花壇づくりなど、犯罪を起こさせない美しいまちづくりもある。この落書き消去活動等については、都や自治体が活動にかかる費用の一部を助成するほか、警視庁の再任用職員である防犯活動アドバイザー等も参加して、地域総ぐるみの活動が行われている。

北区の例では、平成20年度の東京都の地域防犯モデル事業の一環で、区内桐ヶ丘公園の落書き消し等の防犯環境整備事業が行われた。事業活動の前後で少年の深夜徘徊、喫煙等が43件から3件に激減し、さらには侵入窃盗、車上狙いも減少するという効果があった。

地域住民、自治体等との協働による落書き消去、あるいは花壇づくり活動や防犯ボランティアによるパトロール活動による声掛け、あるいは自転車利用者の暴走行為、信号無視等の注意喚起、地域住民による高齢者への振り込め詐欺被害防止に向けた呼び掛け等、各種活動の成果は、事件、事故のない社会の実現だけでなく――もちろんそれも大事だが、活動を通じて地域に新たなコミュニティが生まれ、規範意識の向上と地域社会の絆の再生につながり、さらにもう一回地域の警戒力に変わる。そして、犯罪等の減少に結びつくことに意味がある。

その活動がまさに持続可能なものである限り、活動の先には住民の暮らしの安全や安心があり、住民はより質の高い生活を享受することができる。逆に言うと、こういった活動は持続可能なものでなければならないということでもある。

3. 持続可能な活動のための今後の課題

持続可能な活動のための今後の課題として、一つは体感治安改善のための迅速かつ正確な地域安全情報の提供がある。犯罪の件数は減っているが、地域の治安状況は、この「減っている」ことをしっかり認識していただいているかどうかによって変わる。犯罪が減っているという事実を、正しく把握できるための情報をタイムリーに提供していく必要がある。

次に、防犯ボランティアの自主防犯活動への支援、及び若い世代や現役世代への防犯ボランティアの拡充促進も課題だ。防犯ボランティアは、今は時間のある高齢者にお願いすることが多い。ただし、今後の継続性、持続性を考えると現役世代、若者にも入っていただくことが必要だ。そのためには、現役世代や若い世代を中心とした防犯ボランティア団体の結成の促進、あるいは現役世代が活動しやすい内容にしていく、あるいは時間帯を導入する、そして、ボランティア活動費・資機材等々の助成、あるいはボランティア活動への支援と、幅広い世代にわたるボランティア活動への参加促進を図っていく。

最後に、自治体との協働による推進体制の確立と、更なる連携の強化も挙げられる。犯罪の起きにくい社会づくりの推進に当たっては、警察と自治体が一体となって総合的に推進体制を確立することが大事であり、ハード、ソフト両面からの対策を推進していくことが極めて重要だ。しかしながら、地域によって治安対策については意識や取組に差がある。こういった温度差をなくしながら、より一層の協働の連携を図っていきたいと考えている。

【パネルディスカッション】

安田　それでは、河合部長の御発表について、ウォートレイ博士、クヌットソン博士のコメント、あるいは質問をいただきたいが、その前にクヌットソン博士から先ほどのプレゼンテーションの補足があることのことなので、先に補足をしていただく。その後、クヌットソン博士から河合部長に対するコメントなり質問をお願いしたい。

クヌットソン　我々が問題を排除するために何をしたか、違法タクシーの例をお話ししよう。ここに示したのはある都市である。タクシー乗り場が繁華街から離れた場所にあったので、違法タクシーが多く、困っていた。そこで、土曜日から日曜日まで、違法タクシーが客を拾うのに非常に魅力的だと考えられていた通りを封鎖することにした。その後、この制約地域を拡大させていったので、違法タクシーの運転者はここでは客を拾うことができなくなった。

解決策としてタクシー乗り場を少し離れた場所から繁華街に近いところに移すことにした。そのほうが通りをブロックして封鎖するよりもシンプルで、持続可能性もある解決策ということである。

安田　クヌットソン博士から河合部長、あるいは守山先生の発表も含めて、日本の状況についてコメント、御質問があればお願いしたい。

クヌットソン　私は犯罪の多い国から来たので、今日、お話を伺って、日本はすごいという印象を持った。私の考えでは、日本には問題がない。もちろん日本人から見れば、大いに問題あり、ということになるのだと思うが。

我々の状況的防犯理論においては、犯罪形態ごとに対策を取ることがますます重要であるということが分かってきた。今日はどういうタイプの犯罪について話されているのだろうか。実質的に日本人はいったい何を心配しているのか、そこがよく分からない。例えば暴行されることを恐れているのか。または強盗に遭うことを恐れているのか。もっと具体的にどういう犯罪を心配しているのかがよく分からない。お話を聞くと、皆さんは秩序違反行為に非常に心を痛めているということだが、私が住む社会から見れば少々理解に苦しむことでさえある。

ウォートレイ　日本の状況についてコメントするのはとても難しい。まず、日本と英国の間にはいろいろな違いがあり、十分には理解できないところがある。英国でうまくいったことが、そのまま日本で通用すると思ってはいけない。その逆も真である。外国人は日本に対してコメントする資格がないのではないかと考えている。

そうは言っても、おっしゃるとおりだと思った部分について二つコメントをする。皆さんがおっしゃったように、政府の防犯への関与の問題について、例えば英国で適用したことと比べてみると、一つの省庁だけの問題ではないこと、あるいは警察だけの仕事ではなく、地域社会もその一端を担うべきであるということは、そのとおりだと思う。イギリス

では意識的に、犯罪予防を警察の仕事と決めつけないようにしているところがある。社会の役割、地域の役割がある。特にその部分は、聞いていて共感した。

そのほか、聞いていた中で大いにそのとおりだと思ったのは、犯罪予防を画一的な戦略でなし得ることではないということである。犯罪予防は、その戦略が何であるかということを定義するために、これだけ徹底的に何年も研究をやっているのであるから、ただ単一の解ですべてがなされるということでは全くない。犯罪予防の実践面で担当する者もいれば、あるいは地域［住民］など離れた立場で関わる者もいろいろあると思う。結果的に河合さんがおっしゃったところは非常に納得する点ばかりであった。その中で私ども外国から来る者が直接的に指摘し得るものと、そうではないけれども大いに賛同するものとがあった。

安田　今のコメントに対して、河合部長、守山先生から補足やコメントがあればお願いしたい。

守山　犯罪は減少傾向にあるが、犯罪対策は依然として努力を続けていかなければならない。犯罪の減少という統計上の数値と犯罪不安感との齟齬の問題がある。英国でも同様に、統計上は犯罪が減少傾向にあるが、犯罪への不安感が依然として高い地区がある。犯罪とは言えない秩序違反行為、例えば刑法では取り締まることが難しい軽微な迷惑行為は、地域の住民に対して非常に不安を与える。若者たちが夜間騒ぐというようなことも、高齢者に不安感を与える。犯罪及び秩序違反に対して、今後どのように取り組もうとされているか。

もう一点は、先ほど河合部長から、さまざまな活動をした結果、一定の成果が出てきたという御指摘があったが、それはもう少し厳密に評価（evaluate）したほうがよいように思う。犯罪が減ったとき、ほかの地区でも同様に犯罪が減っていれば、その活動そのものが効いたのかどうかは必ずしも特定できない。日本ではあまり評価や検証が強調されない傾向にあるが、今後は、警察でも、自ら実施した種々の施策・活動に対して評価を行うということを検討していただきたい。

河合　先ほどクヌットソン博士から、何に重点を置いて犯罪の対策を行うのかという話があった。日本の状況としては、最終的に刑法犯認知件数が減ったという評価を申し上げた。

平成 14 年に刑法犯認知件数がぐっと増えたとき、街頭・侵入犯罪だけではなく、殺人や傷害といった重要犯罪も増える傾向にあるのではないかと懸念された。さらに遡ると、平成元年頃、警察が財政的に厳しい中で、国民が本当に不安に思っているのは殺人や傷害や強姦といった国民の身体・生命が問題となる犯罪なのだから、警察はそこだけを検挙すればよいではないかという議論が少しあった。限られたパイの中、重大な犯罪に力を傾注しようとするのは当然ではある。

ただ、軽微な犯罪の捜査の経験を経ずに重大な犯罪だけを捜査するのには無理があった。その結果、自転車盗のような軽微な犯罪がどんどん増えていく。外国人の問題、少年犯罪

の問題もあり、さらには経済の状況が悪くなり、何もかもが回らなくなってしまった。警察官を増やすだけではとても回らない状況になったのが、平成 14 年の約 285 万件という刑法犯認知件数である。

そこでやらなければならないことは、殺人や傷害といった警察にしかできないことは当然警察がやるのだが、それ以外で抑え切れるものは国民が自ら守る。地域社会の防犯ボランティアという方向にしていくことであった。この 285 万件という途方もない数字は、一番低かった 140 万件に比べると倍以上の数字である。それに対応するために様々なことを行ってきたというのが現在の状況である。先ほど守山先生から、それぞれの犯罪がどのようになったのか、その評価が必要だとの話があった。それはそのとおりだが、一方で、285 万件という途方もない件数を何とかしなければならなかった。それがここ 10 年間の動きであったことも御理解いただきたい。

安田　直面する大きな課題として、これまでは犯罪の総量を抑制していくことに集中してきたが、これからは、守山先生がおっしゃったように、もう少し個別具体的にきめ細かい対策が求められるだろうと私自身も思う。

安田　では、話を展開していくことにする。先ほどクヌットソン博士、ウォートレイ博士から、犯罪の増加に対して環境犯罪学的なアプローチによって成果を収めてこられたとのお話があった。このような政策を導入した当時、警察にとってはかなり大きな考え方の転換が必要だったのではないか。伝統的な警察業務の在り方からすれば、かなり違和感を感じた警察官もいたことだろう。日本でも「検挙に勝る防犯なし」との格言が固く信じられてきた。クヌットソンさんの著書には伝統的な警察の戦略として、「ランダムなパトロール」「迅速な対処」「事後の犯罪捜査」の 3 点を挙げ、この 3 点だけでは駄目だとのご指摘をされている。警察の中のマインドセットを変えていくことに関して、いろいろな御苦労があったと思うが、その辺りについてはいかがだろうか。

クヌットソン　おっしゃるとおりで、やはり警察官の抵抗は強かった。警察官は、やはりランダムなパトロールによる犯罪者の検挙の価値を固く信じていたので、警察官の教育も変更しなくてはならなかった。ほとんどの犯罪学者たちは、警察の中で行なわれている研究の内容を知らなかった。そこで、我々にとって必要なことは、まず警察官の指導を改善することだった。つまり、従来の方法では期待度が低かった部分が変わるように、警察内での研究をもっと実際的で、実効的なものにした。

もう一つ、抵抗が強かったのは警察のリーダーたちや、法務省であったので、彼らに対する啓蒙活動は大きな問題であった。これは時間経過の面からも考えなくてはいけない。警察での研究が始まったのは 30～40 年前だが、この研究分野が確立するには時間がかかった。もっと早く進んでほしかったが、挑戦課題も多く、その一つ一つに立ち向かって警察官の考え方を変えていったので、残念なことに時間はかかってしまった。

ウォートレイ　私の考えでは、２つのパラダイムが並行して動くことを理解しなければならない。私も当然、警察は犯人を捕まえるべきだし、誰かが法を犯せば捕まって刑務所に入るべきだと思う。警察がそれを行うことを期待するのは、まったく合理的であると思う。

しかしながら、それは防犯モデルと手に手を取り合っていくことができると思う。我々は、犯罪を予防しようとした上で、予防に成功しない場合には、犯人を捕まえようとし始めるということになるのだと思う。

英国には、たくさんの警察組織がつぎはぎで存在している。英国には４３の警察組織があり、JDI もそのうちのいくつかの組織とは緊密な連携を保っているが、それ以外の組織とは保てていない。すべて、その組織の幹部次第なのであり、幹部が関心を持ってくれるかどうかにかかっている。

どんな警察組織でも連絡をくれれば、その組織とは緊密な個人的関係を築きたい。ただし、残念ながら今のところ成功は道半ばである。我々の考え方が、普遍的に受け入れられて賛同を得ていると言いたいところだが、まだそうなっていない。

クヌットソン　もちろん、犯罪者を逮捕・罰することによって行う警察活動も多い。そこに疑問の余地はない。しかしながら、（この従来のやり方の）効果は過大評価されているので、我々としてはそこに何かを付け加えたい。そして、私の考えでは、環境犯罪学は大いに貢献できると思うし、問題指向型ポリシングも正しく使えば非常に効果的なのである。

安田　非常に説得力のある話だ。

POP の実施モデルについては、クヌットソン博士に対する御質問をいただいている。日本での実施を見据えたときどのようなモデルが適切と考えられるか。プラクティショナーのモデルが三つ示されたが、結論はおそらくこの中でということになろうかと思う。アドミニストレーター、プラクティショナー、アナリスト、アカデミアは具体的に誰であるべきなのか。あるいはどういった組織であるべきかという御質問である。

この御質問にお答えいただく前に、日本での事例を御紹介させていただく。私は昨年 5 月まで日本で２番目に大きい大阪府警に勤務していた。ある意味では東京以上に犯罪情勢が厳しい所である。ここでやっているのはクヌットソン博士が紹介した事例に非常に近いものがあって、大変感銘を受けた。

大阪では、犯罪捜査をする部門にも犯罪抑止をする部門にも属さないアドミニストレートの部分として、マネジメント・人事を行なう部門内に街頭犯罪抑止総合対策推進本部を設置した。私がそのキャップとなり、その下の犯罪対策官は地元人事の警察官の最高幹部がその任に当たっていた。その下に 38 人のスタッフがおり、日々警察署から上がってくる犯罪の発生状況、検挙状況を分析し、各警察署に対策を指導する、ということをやっていた。これはある意味でアナリストで、犯罪の発生状況を分析し、対策を講じた。また、地元自治体などとの協議の窓口にもなっていた。街頭犯罪対策官は警察署長の直属の部下

で、だいたいが若手の将来のある警部クラスの人間が当たった。私はこれ［＝街頭犯罪抑止総合対策推進本部］が人事部門に設置されているのがミソだと思っている。クヌットソン博士が署長に直結していることに意味があると御紹介されたように、「俺の言うことが聞けないのか」というところで非常に効果があるのだろうと思う。大阪では、このような取組の結果、日本で一番多かったひったくりがこの10年間で6分の1に減少した。当然のことながら、この方式のおかげだけではなく、自治体や地域住民もいろいろな御努力をされた結果である。理論にどれぐらい精通していたかは別にして、日本でも試行錯誤の結果、現場で同じようなやり方を編み出してきた事例があることを、御質問の答えの一つとしてご紹介させていただいた。

それでは、クヌットソン博士から何かコメントがあればお願いしたい。

クヌットソン　あなたがなさったやり方は非常によいと思う。今日は警視庁の話も伺ったが、大阪府警で内部にアナリストを作り、アナリストを十分に応用なさったということは非常によいことだと思う。

日本の研究者の状況を私はよく知らないが、大学や研究所でアナリストの養成を行なっているところがあるのだろうか。アドミニストレーターは指導者、リーダー格の人だと思う。組織を引っ張り、必要な変更を執行し、全体が機能するようにする。それが日本の場合、警察署の署長なのか、部長なのかわからないが、そういう立場の人がアドミニストレーター、運営管理していく立場になると思う。あとは担当官がいて、担当の人間が実際の実務をやっていく。

安田　自分の経験の話をしてしまったが、実際問題として弱いところは、アナリストの養成であった。私の認識では、組織としてどうやってアナリストを養成していくか、またアカデミズムとの交流を通じて、どのようにスキルを上げていくかというところは、日本ではまだまだ弱いところだと思う。

守山先生から何か御意見があればお願いしたい。

守山　まさしくそのとおりだと思う。既にコムスタットや地方の県警では一部そのような分析を実際に担当されている方がいると伺っている。そのような方々がどのような形で教育を受け、トレーニングされるのかも今後の課題だろう。

安田　いただいた質問には、守山先生も取り上げ、河合部長も取り上げた防犯カメラの関係のものが幾つかある。まず、「プライバシーとの兼ね合いについてどのように考えるか」という質問がフロアから出ている。「日本の防犯カメラに対するプライバシー云々の批判は過剰ではないか、得られる利益のほうがはるかに大きいのではないか」との御指摘もフロアから受けている。防犯カメラの持っているプライバシーの問題、ランニングコストの問題などについて、お考えがあれば伺いたい。

守山　私が日本の中で見に行ったところはそんなに多くないのだが、先ほどの小山市のケ

ースでは、地元で協議会を作り、モニター室のカメラ等の管理は協議会が行なっているので、誰でも簡単に見られるということにはなっていない。そのような方針を規約で作成している。

ただ、日本ではどうなっているのかわからないが、イギリスで公共の場にカメラを設置するのは、インターネットカフェのようなところに民間が設置する場合も含めて、データ保護法という国の法律に従って運用している。日本には、条例があるところもあるかもしれないが、国で統一的な、画一的な法制度も検討する時期に来ているのではないか。

防犯カメラに関して地元の人に対するヒアリングで感じることは、みんな、防犯カメラを非常に歓迎してはいるが、自分のうちは映さないでくれという要請が強いことだ。設置すると安心だが、我が家の付近にはつけないでくれという総論と各論の違いがある。日本人は比較的行動のダブル・スタンダードがあるように思う。裏側はあまり見られたくない。家の中で何を食べているかは見られたくないのだ。

ところがイギリスでは平気で窓が開けられていて、家の中で何を食べていても通りの人は全然気にしないというようなところがある。そのような違いもあるのかもしれない。それをプライバシーと言ってしまえば、プライバシーかもしれない。それを今後どのように調整していくかという問題はある。つまり、私が聞いたところでは、住宅街で監視カメラをつけるのは非常に難しいという話であった。

安田　河合部長は防犯カメラの普及に関してはいかがお考えか。

河合　住宅地での防犯カメラの話は、どちらかというと自分の家をどのように守るのかという議論である。これはそれぞれの個人の感覚に委ねるところが大きい。一方では、防犯カメラとはどのようなものかを知らせていかなければいけないということはある。一方で、我々が進めている街頭防犯カメラは、事件発生後犯人の特定、あるいは犯罪行為の立証と犯罪の抑止に効果を持つものである。個人の住宅を監視するために整備してほしい、促進してほしいと言っているものではない。

そこで考えなくてはいけないことは、犯罪発生が多い場所、犯罪発生があるところに肝心のカメラがあるかどうかである。防犯カメラがないために犯人が確保できない、犯人が出てくるのを抑制できないということになれば、それは問題である。今後、地域、地図にこだわった整備をしていく必要があるだろう。

そのためのカメラの整備の仕方については、三つの要件を考えている。一つは、犯罪の発生状況等から見て必要な箇所に設置する。個人を監視するためのものではないということである。二つ目に、当然のことながら、プライバシーの問題について、どんなものが映るのか分からないということも含めて、地域住民の皆さまの御理解を得てから設置する。三つ目は、小山市の例でもあったが、撮影した画像情報の厳格な管理・運用を図る。

この三つの要件を確保していけば、プライバシーの問題にはならないと考えている。まだまだ途上のものなので、これから見えてくる問題点もあるかもしれないが、今のところ、

必要なところに必要なものを整備するという観点で考えている。

安田　防犯カメラが非常に発達しているイギリスのウォートレイ博士から何かコメントをいただけるだろうか。

ウォートレイ　プライバシーは、我々として考慮しなければならないものである。私の考えでは、今の３点（河合氏のコメントにあった、必要な箇所に・地域の理解・情報の管理）は実に理にかなったものに思える。防犯カメラについては、常に「やりすぎ」の可能性がある。そして、私が考えるには、ロンドンこそその好例である。地上のどの場所よりも、ロンドンには防犯カメラが多いと思う。ロンドン中心部に足を踏み入れれば、そこにいる間の行動は逐一追われると言ってもいい。

そうであるから、要は常識の問題であると考える。CCTV なり防犯カメラなりは有効なツールではあるが、それでも我々自身の判断力や常識を用いなければならない。私の考えでは、プライバシーは我々として考えなければならない問題である。

ここで一点。防犯カメラにかかわる問題は、我々がプライバシーを軽視しているということよりも、往々にして、どこに設置するかである。ただ単に防犯カメラを設置するというのでは理にかなっているとは言えない。どこに設置するかについて知恵を絞ることこそが重要だ。

クヌットソン　ウォートレイ博士に同感である。私はオスロでのスキームの評価をする委員会のメンバーをしたが、効果に対する評価があまりにも簡略化されすぎていると思う。今分かっている範囲では、ある一定の状況では目的を満たす効果があるということだが、そうでない場合もあるのだ。単に効果があって当たり前、このスキームがすぐに効果を発揮するはずだと考えるのはよくない。どういう状況なのかという具体的な文脈を考え、果たして効果があるのかということを判断すべきである。設置さえすれば大丈夫、設置さえすれば安全ということではあまりに短絡的である。

安田　次に、今の犯罪情勢をどのように見るかという話題に移りたい。先ほどから、話が出ているように、日本では刑法犯の認知件数はピーク時から半減した。これは政府、あるいは地域の取組みなどいろいろなことがあってのことだろう。一見治安の危機的な状況は去ったかに見えるが、私が考えるに、これまで治安を悪化させてきたと思われる要因、国際化や情報化、広域化、交通網の発達、地域社会の絆の弛緩といった構造的な変化は収まるどころか、むしろますます深刻な問題になっている。その中で今、安心してしまっては、いつまた爆発的な治安の悪化が起こるかもしれないというのが私自身の心配である。したがって、治安が好転を見せているときこそ持続可能性を意識したシステムを構築していくタイミングではないかと考えている。

各国においても、統計上は治安の状況は改善しているように見えるが、それぞれの国の国民は、治安に対してどのように考えているのかを伺いたい。治安の危機は脱したと思わ

れているのか、安心感が支配的なのか、それともまだ不安は根強いのか。そして、政府は現在の治安情勢をどのように評価しているのか。政策の優先順位には変化があるのか。

クヌットソン　安全感、安心感というものを作っていくことは、実際の犯罪とはかけ離れたところにあるのではないか。本当にそういった改善がもたらされたかどうかを体感するところにおいては、温度差がある。言うなれば、何によって「安全である」と認識するかはいろいろなことがあって、私たちがすべてそれを割り出しているわけではない。思うに、私が認識していることと実際の現状のつながりはそれほど直接的ではないのではないか。

確かに犯罪率が落ちていることに関しては、具体的な知識が必要である。なぜ落ちたのかということを押さえる必要性はある。それを行なえば、どういう要素、要因が寄与して犯罪率が改善したのか、ということがわかる。特に犯罪予防ということに対して、どのような形で何が効果があったのかという評価は大変重要だと考えている。具体的に落とし込んで評価していかなければならない。

最近の犯罪政策では、司法省は安全感は大きな懸念事項であると掲げている。警察の任務として、何か対策を練らなければいけない段階には来ているが、知識が十分に蓄えられていない。もっと知識が必要だと思う。このテーマに関して十分に知り得ていない私は、アドバイスする立場ではないが、こと自分がこれだと断定できないことに関しては慎重論を唱えていきたいと思う。

安田　ウォートレイ博士はどのように御認識だろうか。

ウォートレイ　一度きりで犯罪を封じることができる包括的な策を探されているとすれば、それはないと思う。これは一回の戦いではない。我々が防犯に関する対策を打つと、犯罪者はそれを乗り越えて新たな策を練ってくるという継続的な戦いであって、そういう意味では、犯罪者と終わりなき戦いを繰り返しているということである。いちどきにこれを封じたいという気持ちはわかるが、それは無理だと思う。どういう状況が起こっているのかに俊敏に対応していくしかない。

また、犯罪の不安というものはなくならないと思う。犯罪がなくなったとしても、犯罪率が下がったとしても、犯罪の不安は残るのではないか。

安田　クヌットソンさんから続きがあるようなので、お話しいただきたい。

クヌットソン　ウォートレイ博士の意見に同意するが、状況は改善できると思う。すなわち問題を予測することはできるのではないか。例えば犯罪が発生するような「サイバー空間」が出てきている。少なくとも我が国ではティーンエージャーのサイバースペースでの犯罪は由々しき状況である。これは警察も関わっていかなければならないという現実になってきている。

もっともっと警戒の目を光らせるためには、犯罪を先読みすることが必要である。例えば窃盗犯にとって魅力的なもの、盗まれそうなものは、製造の段階から盗まれにくいようにする。あるいは、犯罪にさらされた際も考えて設計・製造することも必要なのではない

か。車がよい例だろう。将来どうなりそうかを予測し、未然に防ぐことが必要である。これは終わりなき戦いであることは確かであるが、だからといって戦わないということもない。

安田　では、河合部長、守山先生に日本の現状をどう見るかということについて、御意見を伺いたい。

河合　今、クヌットソン博士からサイバー犯罪という話があったように、まさにサイバースペースの問題は潜在化しているので、まだまだ分からないことがある。また家庭内の児童虐待などは犯罪として警察が認知していないものもあるかもしれない。このようなことも含めると、まだ解決しなければならない問題は多いと思っている。

また、顕在化している問題に関しては、日本では振り込め詐欺の問題があり、数年前には二百数十億円という大量な金額が職業的な詐欺の犯罪者に奪われた。その後様々な対策を取り、検挙によって犯罪を減らしてきたが、また昨年、一昨年、特に首都圏内においてぐっと増えてきた。これが百数十億円になってきたことから、対策を取り、一度何とか検挙しても、また戻ってきてしまう。それをどうするのか。

犯罪予防に力を入れるべきだという議論があると安田所長から御紹介があったが、検挙するということも犯罪を減らす観点になるのではないか。犯罪捜査する、検挙することを犯罪予防と別のものだとは考えていない。これが振り込め詐欺の対策として現在警視庁で進めているものである。捜査して、犯罪を検挙する。その数も犯罪者に打撃を与えるほど検挙して、さらに犯罪を減らす。それが、犯罪者が犯罪を犯せなくする予防になるのだという考え方をとっている。このようなことを含めて、犯罪対策は今後とも持続的に進めていきたいと思っている。

守山　昨年［平成23年］8月に神戸で国際犯罪学会世界大会が開催された。我々のグループは、日本の低犯罪率をテーマに、日本ではなぜ犯罪が少ないのかというシンポジウムをやり、私もそこで発表させていただいた。平成14年が日本の刑法犯認知件数のピークであるが、同じ年で住宅侵入盗の発生率をイギリスと比較すると、日本はイギリスのちょうど半分ぐらいである。日本の犯罪動向は、大半が窃盗の数で変化する。窃盗の状況に依存していると言ってよい。当時、治安が悪化したということは散々言われたかと思うが、それでも海外のレベルから比べると犯罪率は高くない。この訪問時にもウォートレイ博士が街頭にある自動販売機を見て、「これは盗まれないのか。こんなところに現金の塊みたいなものを置いてあって、なぜ大丈夫なのか」とおっしゃっていた。

しかし、犯罪を数だけで比較するのではなく、質的な問題も分析をしてみると、河合さんがおっしゃったように、犯罪全体は減少傾向にあっても、一部の犯罪はむしろ増加傾向、被害が深刻化している。個別問題に特化した対応は今後必要ではないかと思う。

安田　それぞれの先生から、統計的な犯罪総体としては必ずしも悪化していないとしても油断はできない、一過性の戦いではないのだという話をいただいた。予防に重点を置いて、

いろいろな犯罪現象に目を光らせていかなければならない。それを個別に積み重ねていく必要が強調された。

ここで、環境犯罪学的なアプローチの持続可能性を確保していくためには、今後どのような工夫が考えられるだろうかということに焦点を移したい。ウォートレイ博士には、サイバー犯罪に対して、環境犯罪学的なアプローチが応用できるのではないかという御質問が来ている。クヌットソン博士の POP の考え方についても、今後応用範囲の拡大が考えられるのではないか。その具体的な事例はないか、という御質問が来ている。まず、ウォートレイ博士に環境犯罪学的なアプローチの応用可能性、射程の広がりについて、何か御指摘があればお願いしたい。

ウォートレイ　環境犯罪学の行く末はと問われているような、随分大きな質問をちょうだいしたようだが、部分的にはカバーできたのではないか。どういう犯罪が発生するのかを予想して、未然に防ぐ。サイバー犯罪はその典型的な例ではないかと思う。既に兆しは見えているが、大型化するであろうから、それを食い止めなければならない。

ほかには、例えば電気自動車のバッテリーが盗まれるという将来予測ができる。英国で研究もなされているが、バッテリーは非常に高価な金属を使って作られている。今はまだ蔓延していないが、電気自動車のバッテリーが盗まれるという将来予測をすることもできる。

ほかには、犯罪防止にほかの主体を巻き込むということである。例えば携帯電話の窃盗は随分問題になった。ただ、警察だけでどこまで対峙できるのかということになると、ただ警察任せにされても困る。携帯電話のメーカーさんにお願いしたところもある。盗んだ携帯電話を使おうと思っても使えないようにする。そのようなことはメーカーさんにお願いしたい。車にしても同じである。イモビライザーにせよ何にせよ、警察ではなく、自動車メーカーによる仕事である。ほかの構成員、当事者を組み込んで、地域組織等がどんどん参加していく必要があるのではないかと思う。

安田　クヌットソン博士はいかかがだろうか。

クヌットソン　繰り返しになって恐縮だが、環境犯罪学とは、犯罪者という照準から若年者が置かれている状況に照準を変えるということである。将来、新しい犯罪機会がどこに浮上するかということに照準を合わせることによって、それを阻止することにほかならない。

幾つかの事例があったが、例えば携帯電話の窃盗に関してはあまり対応策がない。子供たちが成長する中で携帯電話の窃盗を食い止めるのは難しいが、盗んだものを使えなくする技術的な装置を仕込むことはできる。もちろん私たちのバックグラウンドではできない。エレクトロニクスのエンジニアでなければできないのだが、そういった活動を今行なわないと将来必ず問題になると示唆することはできる。だからこそ、エンジニアも含めて、い

ろいろなグループと話をしていかなければならないのだ。将来展望を持ってスタートを切り、それに対していろいろな機関、グループを巻き込んで対応策を講じていけば、将来、何もしない状況とは随分大きな違いが出てくるはずだ。

安田　そろそろ終了の時間に近づいてきたが、少しだけ延長することにお許しいただき、もう少しお話をさせていただければと思う。

河合部長、守山先生から、防犯の活動に取り組むことによって、取り組んでいる主体の地域住民の絆が深まる、あるいは規範意識が高まるという効果が期待できるとの御指摘があった。これについては、ウォートレイ博士、クヌットソン博士はどのようにお考えだろうか。環境犯罪学的なアプローチには、規範意識を育てる、そもそも犯罪を犯さないような教育的な効果が期待できるものであろうか。

ウォートレイ　先ほどもお答えしたが、犯罪予防について一つの解決策というものはないと思う。戦略がうまくいっているということであれば、それを全体のパッケージの一部にして活用すべきだと思う。私の個人的な経験から申し上げると、私の本来のバックグラウンドは心理学である。私が仕事を始めた最初の 10 年間は、犯罪者を更生させるために刑務所で働いていた。これは大変だった。人を変えるというのはたやすいことではない。刑務所の心理学者というものは、大変心労が溜まる仕事であった。

それに比べて、環境犯罪学の方がずっと状況を変えることができる学問である。成果がすぐ見える。犯罪者の更生は決して無駄ではない。やる価値はあると思うし、やるべきだと思うが、私の経験から言えば、環境犯罪学に注力していったほうが仕事としては楽しいと思う。

安田　クヌットソン博士はいかがだろうか。

クヌットソン　私は犯罪学者なので、どちらかというと実務的な展望でものを見がちである。効果があって、倫理的に受け入れることができるものであれば、それはもちろんやるべきだと思う。私は刑務所の心理学者にはなったことがないが、そのような経験もあって、個人的な経験から申し上げると、環境犯罪学に対してあまり楽観視はしていない。私たちの国でうまくいったことが日本でもうまくいくかどうかはわからない。大きな違いはもちろんあると思う。うまくいくのかもしれないし、それは何とも申し上げられない。

やはり何らかの実証的な証拠が必要である。うまくいくであろうとやみくもに策を講ずるのでは駄目だと思う。評価をし、実証証拠を出して、大きなプログラムとして発信していく。これはリソースの無駄にはならないということを確認してからやっていく必要があると思う。

なぜ私が環境犯罪学に注力しているのかというと、大変強力な理論だからである。これほど力のある理論はないと思ったので、私としては実務的な選択肢であった。そして、今効果をもたらしたとの実感がある。もちろんほかの取組、方法論をしなくてよいというこ

とではないが、何らかの確認、検証をしてから実務に移していく段取りが必要であると思う。

安田　それでは、最後に皆様方に、一言ずつお願いしたい。持続可能な犯罪対策に取り組んでいくためには、犯罪に関わるステークホルダーの方々に犯罪対策の意識をきちんと持っていただくことが重要だと思うが、一方において、国としてきちんとした戦略性を持って犯罪対策、犯罪政策を位置付けることが大事ではないか。河合部長から都道府県のレベルの話では、条例整備によって非常に効果を発揮したとの御指摘があった。そういった意味での国家戦略を持つべきではないかと私自身は思うのだが、その点についてコメントがあればお伺いしたい。

守山　私は民間の研究者なので、国家戦略について常日頃考えているわけではないが、犯罪を全てなくすというのは基本的には不可能であるという前提があると思う。これまでの社会でも、犯罪は常に存在した。注意しなければならないのは、犯罪をただ減らすことが直接の目的ではないことである。我々の社会の快適さをどのように確保するかということが第一の目的である。安全・安心というのも一つの目安であるが、先ほど河合さんが生活の質とおっしゃったように、海外の犯罪学の文献にも、「クオリティ・オブ・ライフ（quality of life）」という言葉が頻繁に出てくる。犯罪を減らして、逆に窮屈な、あるいは不快な社会になるというのは本末転倒だと思う。どのようにしたら、我々の快適な社会を確保できるのか。そのためには犯罪問題にどのように取り組めばよいか。我々が全般的な犯罪問題を考える上で、それを検討すべきではないかと考えている。

ウォートレイ　素晴らしいご質問だと思う。持続性ということについては熱意を持って、勢いを持ってやったけれども、そこでしゅんとしぼんでしまうということではいけない。特に犯罪防止では、それはあってはいけない。正解があるかというと自信がないが、幾つか私たちができることがあるとするならば、環境犯罪学の中では自己実現ということである。

車のイモビライザーの例があった。1993年にイギリスで紹介されたものである。持続性のある要素として、犯罪防止に大きく寄与したが、今、イギリスのあるプロの自動車窃盗者はイモビライザーを外す策を得たようである。であるから、これも恒久的にうまくいくわけではない。もう一度ゼロに立ち返ってやらなければいけない。［持続可能な犯罪防止には］万能な解決策などというものはないと思う。やはり情熱ということだろう。それが最終的には持続可能な形を生むのだと思う。

クヌットソン　環境犯罪学は対策として、一度実現したときにはそのまま恒久的に展開していける枠組みだと思う。言うなれば、犯罪者が何らかの形で新しい方策を見出す、ということでいたちごっこではあるし、この戦いに勝利を収めて終わりということではないが、中には勝利を収めることができることもある。車のイモビライザーという策は大きな勝利

を収める要因だったと思うが、だからといって、もう何もしなくてよいということではない。

申し上げたように、やはり将来に目を向けるべきであると思う。どのような形で対策として導入し、それを持続可能な形で展開していくのか。一度その対策を導入したときには持続性を持たせる。そして、犯罪者がどういう次の手を打ってくるかを待つということだと思う。

河合　今日の議題の一つである犯罪予防ということについては、平成６年から７年にかけて警察庁に生活安全局が設置され、都道府県警察に生活安全部が設置された。ここがまさに市民生活の安全を確保することを仕事として進めるのだと宣言したところである。これは極めてエポックメーキングな出来事であった。

ただ、実際にこれが機能したのは平成 14 年に刑法犯認知件数がぐっと増えて、犯罪対策をするのは警察だけではないのだということで犯罪対策閣僚会議ができて、平成15年、平成 20 年の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が出来上がって、初めていろいろな効果のある犯罪対策が実施できた、ということではないかと考えている。これは各省庁の連携によって初めてできることであった。

一方、都道府県レベルでは、東京都においては治安対策本部が設置されて進めている。今日は足立区の例を御説明したが、治安対策の戦略会議を設置し、足立区の治安を良くしていこうということからアクションプログラムが作られた。これは足立区の区長、自治体の長が安全・安心は大事なのだということを理解して進めていただいたことが大きい。決して警察だけではできない話である。足立区の進めたプランの目標は、「犯罪のない美しく住みよい足立区の実現」というものである。安全・安心や刑法犯認知件数が減るということだけではなく、あくまでも美しく住みよいことが実現されなければ、このアクションプログラムは結果として良いものではない。それが国のレベル、あるいは都道府県のレベル、あるいは小さな自治体のレベルそれぞれで実現されることにより、安全・安心が確保され、住みやすさ、快適さが確保されるのではないか。ちなみに、私はプレゼンテーションでクオリティ・オブ・ライフの話をしたが、それは当然のことながら、守山先生のアドバイスのことであることを申し添えておく。

安田　少し時間を超過して恐縮であったが、非常によい御指摘を各先生からいただいて、実りあるフォーラムになったと思う。

私どもの長官の片桐［裕］も、犯罪の予防ということに関して、「警察の目的は人々が安全で安心して暮らせる社会を作ることだ。詰まるところ、それは警察にとっては未然防止である。犯罪捜査も含めて警察の目的意識を予防、未然防止に集中すべきである」と申している。これは単に片桐一人が言っているのではない。長官が変わったら考え方が変わることがないように、持続可能性を持って取り組まなければならない重要な課題であるということが本日確認できたのではないかと思う。

私見を述べさせていただくならば、持続可能なシステムの構築を考えるとき、都道府県の大部分には安全・安心まちづくり条例というようなものがある。基礎自治体でもそういった条例を作り、県民の意思、地域住民の意思で安全・安心なまちづくりをして、クオリティ・オブ・ライフの高い生活を送っていこうという意識があると思う。先ほど河合部長は、犯罪対策閣僚会議という重要なシステムが果たした役割について強調していた。そのようなものを発展させていくことは当然だが、私はさらにその先に「犯罪対策基本法」のような大きな戦略が樹立されることにより、持続可能性が担保されるとよいのではないかと考えている。

本日は時間を超過してしまったが、皆様のご協力のおかげで非常に示唆に富んだ濃密な時間を送ることができたのではないかと思う。この成果をぜひ、警察の外、地域住民、事業者、行政等の諸活動に活かしていかれることを祈念し、シンポジウムを終了することとしたい。

第６章

論　　説

給付行政をめぐる不正事犯に対する大阪府警察の取組み
～生活保護不正受給事犯対策を中心に

京都府警察本部長
前警察大学校警察政策研究センター所長
元大阪府警察本部警務部長
元大阪府警察不正受給事犯対策本部長
安田貴彦

はじめに

現在の我が国においては、社会福祉事業や雇用対策事業等の一環として、国民が納める税金を財源とする様々な公的給付・融資制度が存在し、これら制度の存在が、生活困窮者の生活支援や雇用対策に重要な役割を果たしており、社会基盤の安定に、ひいては治安の安定にも繋がっている。

これら公的給付・融資制度は、大多数の国民が、憲法で定められた義務（勤労・憲法第27条、納税・憲法第30条）を果たしているからこそ実現が可能な制度であり、国民が権利として享受できるものである。

しかし、現下の経済的不況の中、これら給付制度等を、新たに申請、受給する人々が大幅に増加しており、制度を実施する国や各自治体の大きな負担となっている。

さらに、社会のモラルの低下とも相まって、これら制度を悪用し、不正に公的給付等を受給する者が後を絶たず[1]、また、いわゆる「貧困ビジネス」[2]と呼ばれる社会的弱者を食い物にする事業者が横行したり、暴力団等が介在するなど、公的給付・融資制度から不正な収益を得ようとする勢力も台頭している。こうした不正受給事犯（本稿では、「国又は地方公共団体が行う各種給付等の事業に関して、偽りその他不正の行為により給付等を受ける事犯」をいう。以下同じ。）は、これら制度の財源を圧迫する要因ともなっている。

国民は、自らが働いて納めた税金が不正に使われている現状に強い不満や不公平感[3]を感じており、この種事犯の横行は、国民の勤労・納税意欲を削ぐだけでなく、国や社会の制度に対する信頼感を喪失させる事態にも繋がり、ひいては国民のモラルの崩壊を招くことになる。

このような国民のモラルの低下は、国や自治体の財政再建を困難にするどころか、国家の根幹をなす治安すら維持できない事態にも直結しかねない問題である。

大阪府や大阪市等の自治体も、事態を重視し、不正受給対策や「貧困ビジネス」への対策を強化しつつある。

こうしたモラルの崩壊を防ぎ、府民の不公平感を払拭するとともに、給付行政への府民の信頼を回復するため、大阪府警としては、悪質な不正受給事犯を徹底的に摘発して社会に警鐘を鳴らすとともに、自治体等に対し給付制度等の問題点、改善点を指摘していくことでこの種事

犯の抑止に繋げていくことを狙いとして、昨年7月「不正受給事犯対策本部」を設置し、組織を挙げて対策を本格化することとした。

本稿では、生活保護制度に係る問題を中心に、大阪府下における不正受給事犯の現状と大阪府警及び府下各自治体の不正受給事犯対策、今後の課題等について概観する。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、もとより私見であることを申し添える。

Ⅰ　生活保護等の現状

1　生活保護の現状

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、すべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活の保障とその自立助長を目的とし、昭和25年に制定された。

その後、各種公的保険・年金制度の充実が図られ、その他の社会保障制度も整備されてきたが、生活保護制度は、今日に至るまで制度の大枠はほとんど改変されることなく、国民にとっての最後のセーフティネットとして、重要な役割を担っている[4]。

全国の被保護人員の動向を見ると、現在の生活保護制度が確立して間がない昭和30年には、被保護人員は1,929,408人、保護率21.6‰（パーミル、千分率。以下、保護率等についてこの単位で表記する。）と、国民約46人に1人の割合で生活保護を受給している状況であったが、高度経済成長期を経て、その後のいざなぎ景気、バブル景気等の大型の好景気により、我が国の経済力が大きく向上した結果、国民の平均所得も大きく増加し生活レベルが大幅に向上したことで、生活困窮者が減少し、平成7年には被保護人員882,229人、保護率7.0‰（国民約143人に1人の割合）と、生活保護の受給状況は大幅に改善するに至った。（グラフ1、グラフ2）[5]

しかし、この年を底に被保護者数は増加の一途をたどっており、とりわけ平成20年以降の伸びが著しく、平成22年9月で被保護人員1,951,200人、保護率15.3‰（国民約65人に1人の割合）と、被保護人員にして最も少なかった平成7年の2.21倍（平成22年9月との比較）となっている。（グラフ1、グラフ2）

グラフ１　保護人員の推移

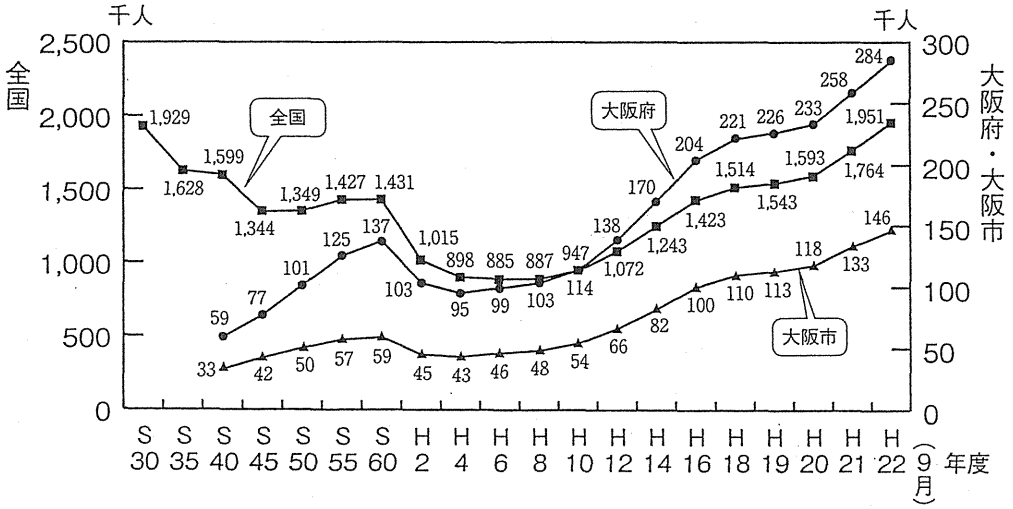

グラフ２　保護率の推移

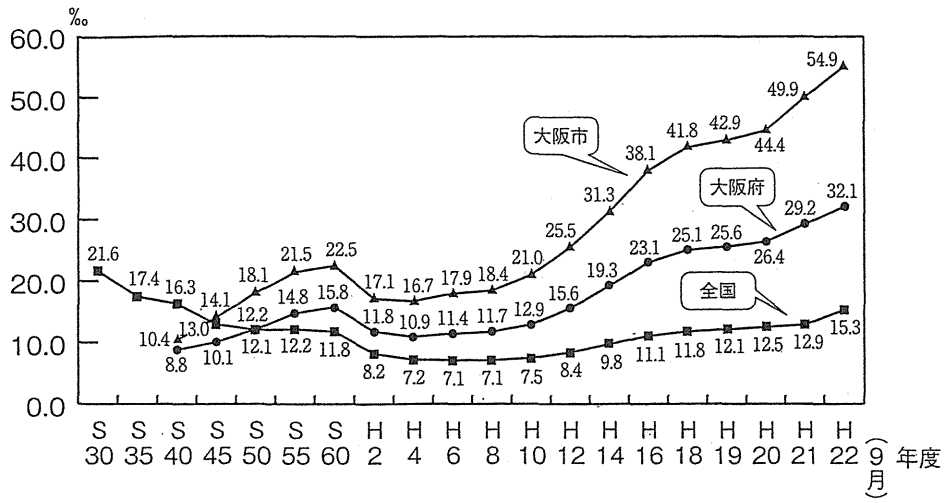

グラフ３　平均所得・失業率・経済成長率の推移

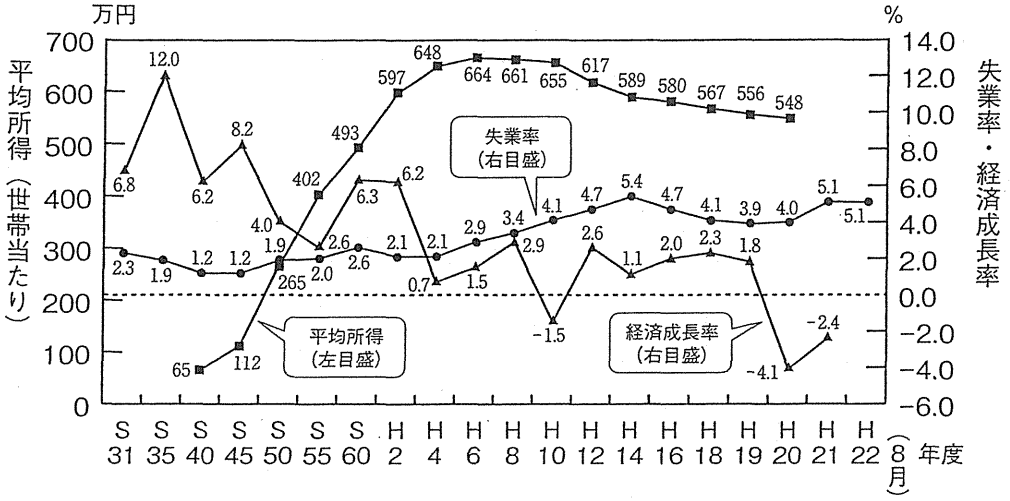

被保護人員の大幅な増加に伴い、生活保護費の支給額も大幅に増加しており、平成21年度の生活保護に係る国の予算額（施設事務費等を除く。）は2兆2,554億円、地方負担分等を含めた生活保護費の支給総額は史上初めて3兆円を突破し、3兆72億円に至っている。

このような被保護人員等の増加は、近年の高齢化の進展や景気・雇用情勢の悪化等の経済的、社会的要因による影響が極めて大きいとされている[6]。

経済的指標をみると、平成8年以降の1世帯当たりの平均所得は減少傾向（平成8年には約660万円であったものが、平成20年には約550万円まで減少）にあり、また、経済成長率の低迷（平成20～21年はマイナス成長）や完全失業率の悪化（平成10年以降、平成19年以外は年平均4%を超える水準が継続）などの状況が見て取れ、これらの経済的要因が背景となり、被保護人員の増加状況に繋がっているものと考えられる。（グラフ3）

2　大阪府下の現状

大阪府の被保護人員の動向をみると、昭和59年度（被保護者数138,134人、保護率16.0‰）をピークに、平成4年度には被保護者数94,995人（保護率10.9‰）まで減少したが、その後は

増加に転じ、平成22年9月においては、被保護人員283,893人（保護率32.1‰）と、過去最高値で推移している。（グラフ1、グラフ2）これは、全都道府県中ワースト1の数値であり、また、大阪市に限ってみると、平成22年9月で被保護人員146,377人（保護率54.9‰）と、大阪府の被保護人員の約52%を占め、実に大阪市民の約18人に1人が生活保護を受給していることになり、市の財政上の大きな負担となっている[7]。（表1、グラフ1、グラフ2）

表１　都道府県別生活保護受給状況（保護率順）

		保護世帯数		保護人員		保護率	
		（世帯）	順位	（人）	順位	（‰）	順位
1	大阪	205,148	1	283,893	1	32.3	1
2	北海道	109,915	3	158,938	3	28.9	2
3	高知	14,696	22	20,002	21	26.1	3
4	福岡	85,497	5	122,334	5	24.2	4
5	京都	39,273	10	58,375	10	22.3	5
6	沖縄	19,926	14	28,977	13	21.0	6
7	青森	21,515	13	28,502	14	20.7	7
8	東京	194,758	2	256,354	2	19.9	8
9	長崎	19,798	15	28,457	15	19.9	9
10	徳島	10,314	33	14,255	33	18.1	10
11	鹿児島	22,077	12	30,702	12	18.0	11
12	兵庫	68,058	6	97,056	6	17.4	12
13	大分	14,557	23	19,379	23	16.2	13
14	広島	30,959	11	44,754	11	15.6	14
15	神奈川	99,033	4	138,098	4	15.4	15
16	宮崎	11,946	30	16,013	30	14.1	16
17	愛媛	15,309	21	19,873	22	13.8	17
18	和歌山	10,538	32	13,782	34	13.7	18
19	奈良	12,916	27	19,029	24	13.6	19
20	秋田	10,840	31	14,781	31	13.5	20
21	岡山	16,952	18	23,931	18	12.3	21
22	熊本	15,979	20	21,888	20	12.1	22
23	山口	12,513	28	16,890	29	11.6	23
24	宮城	18,643	17	26,859	16	11.5	24
25	千葉	48,216	9	68,014	9	11.1	25
26	香川	7,836	38	11,102	36	11.1	26
27	鳥取	4,624	43	6,571	41	11.1	27
28	埼玉	54,849	7	78,027	7	10.9	28
29	岩手	10,200	34	14,461	32	10.8	29
30	愛知	51,845	8	69,510	8	9.4	30
31	栃木	13,628	24	18,511	26	9.2	31
32	福島	13,585	25	18,633	25	9.1	32
33	三重	12,192	29	16,958	28	9.1	33
34	佐賀	5,563	40	7,428	40	8.7	34
35	茨城	16,718	19	22,558	19	7.6	35
36	島根	4,087	44	5,478	44	7.6	36
37	滋賀	7,108	39	10,521	38	7.5	37
38	新潟	13,012	26	17,688	27	7.4	38
39	静岡	18,730	16	25,127	17	6.6	39

40	群馬	9,322	35	12,136	35	6.0	40
41	石川	5,357	41	6,498	42	5.6	41
42	山梨	3,890	45	4,850	45	5.6	42
43	山形	5,053	42	6,438	43	5.5	43
44	岐阜	8,095	36	10,579	37	5.1	44
45	長野	7,943	37	10,450	39	4.8	45
46	福井	2,606	47	3,261	47	4.0	46
47	富山	2,788	46	3,279	46	3.0	47
	全国合計	1,408,407	－	1,951,200	－	15.3	－

注１：保護世帯数、保護人員は、厚生労働省の公表値（平成22年９月分）による。
　２：保護率とは、人口に占める保護人員を千分率（パーミル）で示したもの。

表２　市（指定都市・中核市）別生活保護受給状況

		被保護実人員		保護率	
		（人）	順位	（‰）	順位
1	大阪市	146,377	1	55.0	1
2	函館市	12,399	20	43.5	2
3	東大阪市	19,475	12	38.6	3
4	旭川市	13,042	19	36.8	4
5	尼崎市	16,367	13	35.3	5
6	高知市	11,930	22	35.0	6
7	札幌市	64,384	2	33.8	7
8	京都市	44,362	5	30.3	8
9	神戸市	45,539	4	29.6	9
10	堺市	23,641	10	28.2	10
11	長崎市	12,236	21	27.6	11
12	青森市	8,152	28	27.0	12
13	福岡市	38,122	7	26.3	13
14	鹿児島市	14,238	17	23.5	14
15	北九州市	21,810	11	22.2	15
16	松山市	11,162	24	21.6	16
17	広島市	24,812	9	21.2	17
18	川崎市	29,734	8	21.1	18
19	和歌山市	7,813	30	21.1	19
20	奈良市	7,325	33	20.1	20
21	熊本市	13,522	18	19.9	21
22	宮崎市	7,263	34	19.6	22
23	名古屋市	42,407	6	18.8	23
24	横浜市	63,266	3	17.2	24
25	久留米市	5,160	42	17.0	25
26	大分市	7,979	29	16.9	26

27	千葉市	16,058	15	16.8	27
28	岡山市	11,861	23	16.8	28
29	福山市	7,524	31	16.3	29
30	盛岡市	4,792	46	16.1	30
31	高松市	6,601	40	15.8	31
32	下関市	4,438	48	15.7	32
33	秋田市	5,073	43	15.6	33
34	仙台市	15,774	16	15.3	34
35	船橋市	8,850	27	14.8	35
36	宇都宮市	7,437	32	14.6	36
37	相模原市	10,303	25	14.5	37
38	西宮市	6,986	37	14.5	38
39	倉敷市	6,658	39	14.0	39
40	高槻市	4,973	44	14.0	40
41	岐阜市	5,685	41	13.8	41
42	姫路市	7,195	35	13.4	42
43	いわき市	4,572	47	13.3	43
44	さいたま市	16,086	14	13.2	44
45	新潟市	9,999	26	12.3	45
46	川越市	3,910	49	11.5	46
47	横須賀市	4,795	45	11.4	47
48	大津市	3,811	50	11.4	48
49	静岡市	7,169	36	10.2	49
50	前橋市	3,372	52	9.9	50
51	郡山市	3,121	54	9.2	51
52	柏市	3,362	53	8.5	52
53	浜松市	6,762	38	8.3	53
54	金沢市	3,533	51	7.7	54
55	長野市	2,545	55	6.7	55
56	豊橋市	2,393	57	6.4	56
57	豊田市	2,463	56	5.8	57
58	岡崎市	1,928	58	5.2	58
59	富山市	1,599	59	3.8	59

注１：被保護実人員、保護率は、厚生労働省社会・援護局保護課の公表値（平成22年9月分）による。
２：保護率とは、人口に占める保護人員を千分率（パーミル）で示したもの。
３：色掛けは、指定都市（19市）を示す。

また、大阪市の被保護人員数、保護率は、全国59の政令指定都市及び中核市の中でもワースト1の数値であり、保護率ワースト2の函館市と比較しても、1.26倍の保護率である。（表2）

大阪府及び大阪市の保護率が特に高い事情として、生活保護の動向に大きく影響する要因である

・　失業率～平成21年平均　大阪府6.6%（全国5.1%）[8)]
・　離婚率～平成21年　大阪市2.75‰（全国2.01‰）

・　単身又は高齢者夫婦の世帯割合～平成17年国勢調査

大阪市　20.7%（全国15.2%）

等の数値が高いこと、加えて、大阪市が全国最大の日雇い労働者のまち（西成区あいりん地区）を抱えていることなどが影響しているものと考えられる[9]。

さらに、大阪市等において生活保護が増加している別の要因としては、安定した住居のないホームレスに対する生活保護の運用に変化があったことも影響していると考えられる[10]。

その背景として、平成14年7月31日に成立し、同年8月7日に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を受けて、同日付で厚生労働省社会・援護局保護課長が通知した「ホームレスに対する生活保護の適用について」（社援保発第0807001号）により、「住居がないことを理由に、保護を拒否してはならない」旨が再確認され、この後、平成15年7月31日付の厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」（社援保発第0731001号）においてこの趣旨が改めて確認されるとともに[11]、生活保護の取扱いについての実施要領の改正も同時に行われ、「『生活保護法による保護の実施要領について』の一部改正について（通知）」

（平成15年7月31日、社援発第0731007号）[12]により、それまで生活保護費の支給を受けていた被保護者にしか認められなかった敷金等の支給について、

・　保護開始時において、安定した住居にない要保護者が住居の確保に際し、敷金等を必要とする場合……必要な額を認めて差し支えない。

として、路上生活者が住居を確保する際の敷金等の支給が認められたことなどが挙げられる[13]。

3　外国人に対する生活保護の適用

生活保護法は、第1条により、その適用対象を「国民」とし、外国人は法の適用対象とならないとされているが、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日、社発第382号）により、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、当分の間は一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行う」こととし、現在に至っている[14]。

なお、この場合、外国人登録法に基づく登録を行った居住地を管轄する保護の実施機関に対して、申請書とともに有効なる外国人登録証明書の呈示を義務づけている。

近年、Ⅴ2(3)等で後述するように、生活保護受給を目的とする入国ではないかとの疑いが持たれているケースがみられている。

4　暴力団員に対する措置

暴力団員に対しては、現在、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日、社援保発第0330002号）により、原則として、生活保護の適用はなされない。

同通達は、「暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）は、違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高く、保護の要件の判断に当たり、

・　本来は正当に就労できる能力を有すると認められ、稼働能力の活用要件を満たさない
・　暴力団活動を通じて得た違法・不当な収入を本人が申告することは期待できず、福祉事務所による調査によってこれを把握することも困難であるが、これは本人が暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況にある場合を除き、申請を却下する」こととしている[15]。

しかしながら、Ⅳ6等で後述するように、実際には暴力団員が生活保護を受給していたケースは少なくない。

5　「貧困ビジネス」の実態

「貧困ビジネス」とは、一般に、生活保護受給者や路上生活者などの社会的弱者、いわゆる貧困層を対象として稼ぐビジネスのことと言われているが[16]、その実情は、これら社会的弱者の支援等を装いながら、これらの人々を食い物にし、かえって貧困からの立ち直りを妨げるものである。

「貧困ビジネス」は、雇用や融資等様々な分野に及んでいると考えられるが、特に生活保護費の不正受給事犯に関するものとしては、不動産に絡んだケースが多く、いわゆる「囲い屋」といわれるものが、その典型である[17]。

「囲い屋」の典型的な事例としては、路上生活者に甘言（「ここに住めば生活保護が受けられるし、働かなくても食事に困ることもない」等）を用いて、無料低額宿泊所や事業者が管理する不動産に住まわせて生活保護を申請させ（事業者が同行する場合もある。）、支給された生活保護費を被保護者から全額回収して、家賃や食費、共益費、光熱費等の名目で大半を徴収した後、被保護者に対しては数万円程度を渡して、この不動産等で囲い込むものが最たるもので、生活保護法の目的である「被保護者の自立」を阻害し、貧困を固定化するビジネスモデルとなっている。

大阪府内には、この種の「囲い屋」が多数存在すると考えられており、大阪府警では、昨年5月に、路上生活者の支援を装って活動していた（自称）NPO法人を相次ぎ摘発し、生活保護受給者が、これら「囲い屋」に食い物にされている実態を暴き出した[18]。

これに先立ち、大阪府警では、平成18年にも路上生活者をマンションに囲い込み、路上生活者名義で生活保護を申請して、自治体から生活保護費を騙し取り利益を上げることを目的とする集団による不正受給詐欺事件に対して、組織的犯罪処罰法（組織的詐欺）を適用した事例[19]があるが、これは正に、「囲い屋」を摘発したリーディングケースであり、この頃には既に、生活保護受給者から生活保護費を搾取するビジネスモデルが形成されていたものとみることができる。

昨年7月に大阪府警が不正受給事犯対策本部を設置して以降、この種「囲い屋」を摘発した事例としては、不動産会社「㈱家のはしら」代表取締役等による生活保護費不正受給詐欺事件及び生活保護法違反事件の検挙が挙げられる。（Ⅳ6(1)ア、イ）

このような「囲い屋」を排除する自治体の取組みの一つとして、大阪市では、平成22年4月

から政令指定都市としては初めて、生活保護を申請する路上生活者らに一時的に住居や食事を提供して住宅探しを支援する「居宅生活移行支援事業」を開始した（V2(1)ウ）。

また、大阪府においても、「囲い屋」などの悪質な事業者を規制するため、昨年10月、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」（いわゆる「貧困ビジネス規制条例」）が制定された。（V1）[20]

Ⅱ　「不正受給事犯対策本部」の設置

1　設置に至る経緯

前述のように、大阪府下、とりわけ大阪市においては、平成20年秋以降の急激な景気後退及び雇用事情の悪化等の原因により、特に稼働可能層の生活保護が急増[21]した結果、生活保護受給世帯の数が増加の一途をたどっている。

そうした中、府下では生活保護制度や、国が実施する離職者支援等の雇用対策事業を悪用した不正受給、不正請求といった国民の税金によってまかなわれている「社会のセーフティネット」に対する信頼感を揺るがすような事件が相次いで発覚した。加えて、こうした給付制度を悪用し、組織的に受給者等を食い物にするいわゆる「貧困ビジネス事業者」や暴力団員等の受給等、組織犯罪の関与も認められるなど、公的給付・融資制度を取り巻く現状は極めて憂慮すべき状況に至っていた。

また、大阪市においても平成21年9月に、「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」を発足させるなど、実施機関の側にも不正受給問題に対する危機感が高まりを見せていた（V2）。

大阪府警においては、従来からこれらの制度を悪用した不正受給事犯対策を重視し[22]、積極的に検挙してきたところであり、それらの事件はマスコミにより大きく報道され、社会的にも反響を呼んできたところである。

しかし、これまでは、各所属が個別の取組みとして事件化を図っており、部門の縦ラインでのみ報告が上がっている状況で、組織横断的な情報の一元化、共有化が希薄であり、府警全体としての体系的な取組みには至っていないのが実情であった。

また、実施機関である自治体等との連携も、各所属が個々の事件に即して必要に応じて行っており、行政に対して問題点や対策を取りまとめて指摘するなどの組織的な対応が十分になされているとは言えない状況であった。

こうしたことから、府下で大きな社会問題となっている不正受給事犯に対して、大阪府警として戦略的な取組みを行い、対外的にもその重要性を発信することが求められるようになり、司令塔的な機能を果たす組織を創設する必要性が高まってきていた。

そこで、このような現状を踏まえ、部門を横断した体制を構築し、不正受給事犯に対して迅速、的確に対応するため、平成22年7月20日に警務部長を長とする大阪府警察不正受給事犯対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した。

この対策本部を中心に、大阪府警として、組織総合力を発揮するとともに、自治体との連携も強化し、この種事犯の検挙及び抑止に向けた諸対策をより一層強力に推進しているところである。

2　体　　制

対策本部は、警務部長を対策本部長、犯罪対策官[23]を統括副本部長、刑事部・生活安全部・警備部各参事官、組織犯罪対策本部長を副本部長などとする、関係8部門11所属で編成されている。

そのほか、対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部構成員以外の者に、対策本部への参加を求めることができる。

対策本部の事務は、警務部警務課犯罪対策室において、犯罪対策室長以下5人（うち専従は警部補2人）で行っている。

編成については、以下のとおりである。

本部長	統括副本部長	副本部長	幕　僚	本　部　員
警務部長	犯罪対策官	刑事部参事官	犯罪対策室長	警務課管理官 （抑止・防犯・治安対策担当）
		生活安全部参事官		
		警備部参事官	捜査第二課長	捜査第二課管理官（告訴担当）
		組織犯罪対策本部長	捜査第四課長	捜査第四課管理官（総括担当）
			国際捜査課長	国際捜査課管理官 （国際捜査第一担当）
			生活経済課長	生活経済課管理官 （生活経済・方面捜査担当）
			警備総務課長	警備総務課課長補佐
			公安第三課長	公安第三課課長補佐
			組織犯罪対策本部副本部長	組織犯罪対策本部企画担当組織犯罪対策本部長補佐
			総務課長	総務課管理官（企画担当）
			地域総務課長	地域総務課管理官 （企画・管理・機動担当）
			交通総務課長	交通総務課管理官（企画担当）

3　基本的推進事項

対策本部が推進すべき基本的な事項は、以下のとおりである。

⑴　組織総合力の発揮

対策本部は、組織総合力を発揮して不正受給事犯に係る諸対策を効果的に推進する。

⑵　情報の一元化・共有化

不正受給事犯に関する情報については、対策本部において一元化し、警察本部及び警察署間における情報の共有を一層推進する。

⑶　検挙及び抑止対策の推進

対策本部において、犯罪実態を踏まえ、警察本部及び警察署が連携した積極的な検挙対策を推進するとともに、自治体に対して注意喚起するなど、効果的な抑止対策を強力に推進する。

⑷　警察署における推進事項

警察署にあっては、対策本部と連携の上、地方自治体との連携を強化し、検挙及び抑止に係る諸対策を推進する。

Ⅲ　不正受給事犯対策本部としての取組み

現在、対策本部が取り組んでいる具体的な業務は、以下のとおりである。

1　部門横断的な取組みによる組織総合力の発揮

対策本部が司令塔となり、刑事・生活安全・警備等の各部門の取組みの調整を行うことにより、組織総合力を発揮した不正受給事犯対策を強力に推進している。

2　対策本部による情報の一元化

不正受給事犯にかかる事件情報や関連情報を、本部関係課及び警察署から集約し、資料化するとともに、自治体等からのあらゆる事件相談や情報提供の窓口となるなど、情報の一元化を図っている。

3　自治体等との連携及び情報交換

対策本部が窓口となって受理した事件情報等を分析・整理して関係所属に情報提供するほか、必要に応じて関係所属の捜査員同席の下、自治体等からの事件相談等を受理している。また、事件捜査時に必要となる行政機関側の連絡窓口を予め設定するほか、自治体等と緊密な連携を図り、不正受給事犯の検挙解決を主眼として、タイムリーな情報交換を行っている。

4　積極的な事件化

対策本部が関係所属や自治体等から入手した情報はもとより、府民からの広聴相談事案（情報提供）として対策本部に寄せられた情報等も最大限活用し、不正受給事犯の積極的な事件化を図っている[24)]。

5　対策本部会議の開催

対策本部構成員による対策本部会議を定期的に開催し、対策本部事務局で集約した情報や参考資料を対策本部員に提供し、部際的な情報の共有化を図っている。

6　「不正受給事犯対策トピックス」の配信

不正受給事犯対策の概要や、自治体の取組み、検挙事例、各種公的給付・融資制度の概要等を掲載した執務資料「不正受給事犯対策トピックス」を全所属宛配信し、部内における不正受給事犯対策に対する意識付けや、不正受給関係情報の共有化を図っている。

7　社会に警鐘を鳴らす積極的な広報活動の実施

不正受給事犯の検挙解決時において、同種事犯の続発防止や不正受給事犯の未然防止を主眼としたマスコミに対する積極的な素材提供等の広報活動を実施している。

さらに、大阪府警察ホームページ内に「不正受給事犯対策について」と題して、不正受給事犯の検挙事例等の掲載も行うなど、広く社会に警鐘を鳴らす活動を展開している。

8　行政機関に対する問題点等の指摘

事件相談受理時や事件捜査において判明した問題点や改善が必要と思われる事項等については、適宜関係行政機関に対して指摘及び注意喚起等を実施し、各自治体の給付行政の適正化及び財政基盤の健全化に向けた取組みにも寄与している。

9　警察と行政機関による事務レベルの検討会等の開催

対策本部員と各行政機関の担当者との間で事務レベルの検討会等を開催し、双方の意見や今

後の課題等について議論する場を設けるなど、警察と行政機関が一体となった不正受給事犯対策を推進している。

Ⅳ　不正受給事犯の検挙状況等

以下、平成22年中及び対策本部設置後の検挙状況について、制度別、部門別の内訳、特徴的事項等について述べる。また、6においては、平成22年以降の主要検挙事例を紹介するとともに、事例ごとに、捜査の結果判明した被疑者が制度悪用に至った動機、事例の分析から明らかとなった制度自体又は制度運用上の問題点並びに考えられる同種事犯の防止のための対策について、制度整備が必要な事項をも含めて論じることとする。

1　検挙状況

	検挙事件数	検挙人員（延べ数）
平成22年中	46件	240人
対策本部設置後	28件	123人

2　検挙事件（制度別）の内訳（平成22年中）

公的給付・融資制度	検挙事件数・人員
生活保護費 （生活扶助費・住宅扶助費・一時扶助費・医療扶助費）	23件・44人
介護保険 （介護給付費）	1件・2人
雇用保険 （失業等給付・求職者給付基本手当）	2件・2人
雇用保険 （失業等給付・日雇労働求職者給付）	1件・1人
公的年金 （老齢年金、遺族年金）	3件・3人
労働者災害補償保険 （療養補償給付、休業補償給付、休業特別支給金）	1件・3人
国の雇用対策事業 （就職安定資金融資）	3件・131人
国の雇用対策事業 （離職者支援資金貸付）	4件・11人
国の雇用対策事業 （総合支援資金貸付）	2件・12人
政府系機関の融資事業 （教育ローン）	1件・17人
政府系機関の融資事業 （住宅ローン）	3件・9人
大阪市の融資事業 （大阪市緊急対策資金融資）	1件・3人
大阪府の補助事業 （大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金）	1件・2人
合計	46件・240人

3　部門別検挙事件数（平成22年中）

所　属		検挙事件数・人員
生活安全部門		5件・114人
刑事部門		38件・123人
警備部門		3件・3人
	合計	46件・240人

※　刑事部門の検挙事件数・人員には、警察署刑事課が署単独で事件化した19件・25人を含む。

4　被害額合計（送致分）

平成22年中～約3億1,800万円

（対策本部設置後～約1億7,800万円）

5　その他、検挙事例からみられた特徴的事項

平成22年中に検挙した不正受給事犯（46件）のうち、暴力団員等が関係する事件は14件で、全体の約3割を占め、また、暴力団以外の「貧困ビジネス業者」が関係する事件は5件で、全体の約1割であった。

また、不正受給事犯そのものではないものの、

○　指定暴力団山口組弘道会系組織が西成あいりん地区内で運営していた日本最大級のヤミ券売り場（通称「ドーム」）をモーターボート競争法違反等により摘発したところ、被疑者22人のうち半数の11人（胴元・客双方）が生活保護受給者であることが判明（平成22年10月検挙　捜査第四課、曽根崎署等）

○　平成22年中の府下における違法薬物特別取締り結果によると、同法違反被疑者として検挙された被疑者（売人・末端乱用者双方）のうち、約22.8%（西成あいりん地区内で見ると約26.8%）が生活保護受給者であることが判明

するなど、生活保護受給者自身又は受給者の保護費の搾取を企図した者等による犯罪により、生活保護制度が間接的に犯罪組織の資金源にされているともいえる実態が見受けられた。

6　主要検挙事件の概要及び検挙事例から判明した制度上・運用上の問題点・対策等

(1)　生活保護費を悪用した不正受給事犯

ア　生活扶助費等

不動産会社「㈱家のはしら」代表取締役等による生活保護費不正受給詐欺事件 【手口：生活実態の虚偽申請】
被疑者等は、共謀のうえ、生活保護受給者の住宅入居に伴って支給される生活保護費を詐取しようと企て、真実は、生活保護申請名義人には資産があり、既にマンションに居住し生活しているなど、生活保護費の受給資格がないのに、大阪市浪速区保健福祉センターにおいて、同センター職員に対し、住居もなく所持金もわずかで生活に困窮しているかの

ように装い、内容虚偽の生活保護開始申請書等を提出するなどして、大阪市から支給された生活保護費現金約40万円を詐取したもの。（平成22年8月検挙　浪速署・捜査第二課等）

※　制度悪用の動機（被疑者等の供述による。以下同じ）
生活困窮者であると装えば生活保護が受けられ、毎月決まった金が手に入ると思ったから。

政治団体相談役による生活保護費不正受給詐欺事件
【手口：収入事実の虚偽申請】

被疑者は、大阪市から生活保護費の支給を受けていたが、平成18年以降、就労し、かつ、年金収入を得ていたことから、この事実を同市に届け出るべきところ、それを行わず虚偽の収入申告書を提出するなどして、生活保護費を不正に受給するとともに、医療扶助名目で診療等のサービスを受け、同市から支給された生活保護費現金約700万円を詐取したもの。（平成22年8月検挙　警備総務課・東署）

※　制度悪用の動機
真実を自ら申告しない限り、ばれることなく満額支給されたから。

生活保護受給者による生活保護費不正受給詐欺事件
【手口：収入事実の虚偽申請】

被疑者は、大阪市から生活保護費を受給中に、夫の死亡に伴う保険金収入を得たにもかかわらず、この事実を大阪市旭区保健福祉センターに届け出ることなく、生活保護費を詐取しようと企て、同センター職員に対し保険金収入を得ていない旨の内容虚偽の収入申告書を提出するなどして、大阪市から生活扶助費等として支給された生活保護費現金約96万円を詐取したもの。（平成22年9月検挙　旭署）

※　制度悪用の動機
保険金を受給したことを隠し通せば、今までとおり生活保護を受けることができたから。

指定暴力団員による生活保護費不正受給詐欺事件
【手口：受給資格の虚偽申請】

被疑者は、暴力団員としての身分を秘して、生活保護費を騙し取ることを企て、大阪

市担当職員に対し「トラック運転手として働いていたが倒産し、それ以降求職しているも仕事が決まらず、生活困窮に陥っている」等と虚偽の事実を申し立て、生活保護開始申請書を提出して、同人が暴力団員ではなく、生活保護費の支給が必要な被保護者であると誤信させ、同市から生活保護費約220万円を詐取したもの。

（平成22年2月検挙　捜査第四課　西成署）

※　制度悪用の動機

暴力団員であることがばれなければ、生活保護が受けられ金が手に入ったから。

○　問題点

・　保護開始申請時の審査を、簡単な聞き取り調査と1度だけの訪問調査で完結しており、審査そのものが形骸化している。

・　保護の決定が担当職員の裁量に委ねられているため、支給の可否決定について、自治体毎に差異が生じている。現に、不正受給事犯として検挙した被疑者が「某市（某区）は審査が甘く、生活保護が受けやすいと教えてもらった」等と供述している。

・　受給者に義務づけられている収入申告が自主申告制であり、申告内容に対する確認調査が確実に実施されていない。

・　自立支援を謳っているにもかかわらず、特段の指導・確認もなく受給者の申し立て（仮病等の虚偽申告）を鵜呑みにし、漫然と支給を継続している。

・　不正受給の疑いが発覚した後も、職員の調査権限不足や稼働人員の寡少等を理由に十分な調査を実施せず、適時適切な保護停止（廃止）措置を取っていない。

・　不正受給判明（警察への告訴・告発等）後も、保護費の支給が継続される場合があるため、受給者の不正受給に対する罪悪感が希薄である。

・　ケースワーカーの受け持ち世帯数が過剰状態にあるため、被保護者の生活実態（仮装別居や新たな資産の保有等）を把握しきれず、受給要件逸脱者（就労・年金収入未申告者等）に対する指示指導等も適切に実施していない[25]。

・　保護開始申請時において、申請者が暴力団員であるか否かの判断を担当者の裁量に委ねているため、暴力団員の偽装工作による不正受給を十分に防止できていない。

・　暴力団員への保護費支給に関して、自治体間で考え方に差異が生じており、暴力団員への保護費支給を正当化、或いは被害申告を躊躇する自治体が見受けられる。

○　対策

・　事前調査・確実な審査の実施

形式的な審査に留まらず、必要に応じて申請者の保有資産や就労収入等に対する調査を確実に実施するほか、保護の開始決定に関して、少しでも疑義がある場合は、積極的な保護決定期限[26]の延長を検討する。

・　調査・審査基準の統一化

調査内容や審査基準に差異が生じないよう、自治体間で統一化を図るとともに、担当職員

が自己の裁量で手続を行うことがないよう指導監督機能も強化する（保護開始まで職員が自費で立替え払いしていた事例もあった。）。

・　収入申告に対する調査及び定期的な関係機関への照会の実施

受給者に義務づけている収入申告に関して、必要な証明書類（給与明細や預金通帳）の添付を求めるほか、生活及び就労実態を把握するため関係機関（金融機関・税務署・労働局等）への照会等を積極的に実施する。

・　調査対象先や関係機関との連携強化

受給者の生活や就労実態等に対する必要な調査に関して、調査対象先等との連携や情報の共有化を図るほか、照会先に対する回答義務の付与（法律上の根拠規定の整備）や関係機関間でのオンライン端末による照会など、速やかな回答が受理できる専門のシステムの構築等を検討する。

・　性善説に立った意識の払拭

受給者のモラルを過信することなく、被保護者に対する審査については、保護開始時のみならず、支給期間中においても定期的な調査を実施するなど、厳格な制度運営を執り行う。

・　変更事項に対する確実な届出指導の実施

生活実態や資産状況等に変更事項が生じた際は、確実に報告させるよう指導を徹底し、正当な理由なく申告義務に従わない場合や受給要件逸脱者に対しては、時機を失することなく支給の停止（廃止）措置（生活保護法第28条第4項）を実施する。

・　不正受給判明後における一定期間又は恒久的な支給停止

不正受給が判明した場合には、支給停止（廃止）措置等、行政機関の不正受給に対する毅然とした対応を示すことで、受給者の不正行為に対する自制心を醸成する。

・　ケースワーカーの増員及び指示指導違反者に対する支給基準の厳格化

ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数を軽減させることにより、一世帯ごとに対する確実な調査を実施する。また、度重なる不在やケースワーカーの再三の指示指導等にも応じない受給者に対しては、必要に応じ支給停止（廃止）措置を検討する[27]。

・　生活保護制度を悪用した不正受給が横行している現状を再認識し、困窮者支援を基本としつつも、不正受給の防止を前提とした制度運営を行うほか、担当職員の公金に関する認識の徹底や職員の瑕疵（必要な調査の未実施や支給金の肩代わり等）に対する責任追及を実施する。

・　暴力団排除の徹底と捜査機関への積極的な照会の実施

前述の平成18年厚生労働省通知の趣旨を十分に踏まえ、多少なりとも暴力団員であることを疑わせる事情（言動、風評、過去の経歴等）があれば、積極的に捜査機関に対して照会を実施し、保護認定や継続判断を厳格に行うことで、暴力団排除に向けた取組みを強化する。

イ　住宅扶助費等を悪用した不正受給事犯

自称NPO「あしたばの会」幹部等による生活困窮者支援を装った生活保護費不正受給詐欺事件　【手口：転居費用の水増し申請】
自称NPO「あしたばの会」幹部等は、共謀のうえ、生活保護受給者の転居に際し支給される住宅扶助費等を詐取しようと企て、大阪市からの生活保護受給者が他県の低額家賃住居に転居する事実があるかのように装い、同市保健福祉センターに内容虚偽の申請書等を提出させるなどして、同市から住宅扶助費や一時扶助費として支給された生活保護費現金約36万円を詐取したもの。　（平成22年5月検挙　捜査第二課・西淀川署）

※　制度悪用の動機

外形的な条件さえ揃えておけば、役所はあれこれ聞いてこない。大阪市の審査はいい加減だから簡単に審査が通る。

不動産会社「㈱家のはしら」代表取締役による生活保護法第85条（不実の申請）違反事件　【手口：不実の申請】
本件は、前記不動産会社「㈱家のはしら」代表取締役等による生活保護費不正受給詐欺事件の別件余罪事件であり、不動産会社代表取締役である被疑者は、情を知らない生活保護申請者等に、真実は申請者の入居予定先の家賃が生活保護基準上限額を上回るのに、その情を秘し、申請者に虚偽内容を記載した生活保護開始申請書等の資料を大阪市に提出させるなどして、同市から申請者に生活保護費である現金約62万円を交付させたもの。 なお、本件は生活保護法第85条の罰則規定を、虚偽申請した本人ではなく申請させた業者側に適用した全国初の事例である[28]。 （平成22年10月検挙　浪速署・捜査第二課等）

※　制度悪用の動機

支給上限額内の家賃であるなどと装い申請すれば、生活保護を受けることができたから。

○　問題点

・　転居に伴う住宅（一時）扶助費支給に関して、申請者から転居先に関する「賃貸借契約書」や「重要事項説明書」等を徴求しているが、書類審査のみで完結している。

・　転居後の居住先に対する実態（訪問）調査を確実に実施しておらず、受給者の現状を把握していないため、「貧困ビジネス」が介在する余地が生じている。

・　家具什器費等の必要経費や当該物品の納入業者等に対する調査を確実に実施していない。悪質なケースの場合、役所への家具什器類の購入証明書類（領収書等）の提示後に、家具什器類を返品又は売却して現金化していた業者も存在した。また、什器備品や寝具等の販売業者の一部も「貧困ビジネス」に荷担している実態が伺える。
・　家具什器類の購入費用に関して、支給方法がほとんど現金給付である。
・　自治体（福祉担当者）間で情報の共有化が図れておらず、管轄外に転居した受給者に対する継続的指導（自立支援等）が徹底されていない。
・　住宅入居に伴う書類（賃貸借契約書等）の記載内容に対する調査を確実に行っていない。

○　対策

・　関係業者に対する調査の実施

形式的な書類審査で終わることなく、転居先を斡旋する不動産仲介業者や転居時に利用する引越業者等に対する調査を徹底する。

・　確実な現場確認の実施

転居後の受給者に対する調査を実施し、申請内容との齟齬がないか確実に確認する。

・　関係業者に対する調査の実施

家具什器類の納入業者に対する調査を強化するほか、訪問時等に受給者の家具什器類の使用状況に対する継続的な調査を実施し、手続完了後の売却等を防止する。

・　現物給付制度の拡大

現在、大阪市が寝具類に関してのみ実施している現物給付制度を、原則的にすべての家具什器類に適用し、悪質業者による中抜き等を防止する。

・　自治体間における情報交換

府下自治体間で生活保護受給者に関する情報を共有化し、自治体同士の連携により受給者への継続的指導を徹底する。

ウ　医療扶助費等[29]を悪用した不正受給事犯

生活保護（医療扶助）制度を悪用した向精神薬等の詐欺等事件 【手口：医療扶助により入手した処方箋の不正利用】
被疑者は、大阪市からの生活保護受給者が医療扶助支給により入手した処方箋を偽造して薬局から向精神薬等を多量に詐取しようと企て、大阪市内の生活保護受給者の男性が医師から受け取った処方箋をカラーコピーして複数枚偽造したうえで、大阪市西成区内所在の薬局に対して提出のうえ、同薬局から向精神薬等9品目375錠（時価合計約1万円）を詐取したもの。 なお、被疑者は詐取した向精神薬を自己の生活費捻出のため第三者に転売し現金化していたもの。　（平成22年8月検挙　薬物対策課・西成署）

※　制度悪用の動機

処方箋を偽造していることがばれなければ、いい金儲けになると思ったから。

○　問題点

・　医療扶助の必要性判断が、指定医療機関の医師に任せきりになっている。

・　受給者の医療機関利用（受診）状況を確実に把握していないため、頻回受診や処方箋の重複交付等を抑制できていない。

・　医療扶助利用者が、医療機関の処方により入手した向精神薬（ハルシオン等）を売却して現金化するなどの違法ビジネスが横行している[30]。

○　対策

・　第三者意見の導入等

受給者個々の医療機関利用状況に対して、指定医療機関の医師以外の第三者等（オブザーバー）からの客観的意見を採用し、必要に応じて医療扶助支給の停止（廃止）を検討する。

・　診療サービスの利用状況や処方箋交付状況の確実な把握

受給者の診療頻度や内容、投薬、調剤の内容等を確実に把握し、頻回受診者や複数の医療機関利用者に対する是正指導を励行する。

・　医療扶助利用者に対する自己負担制度の導入

受給者に対して、医療扶助の利用状況に応じた一定の自己負担金を課すなどの制度改正により、必要性や緊急性のない診療等を抑制することを検討する[31]。

・　大阪市等では遅れている[32]といわれるレセプト（診療報酬明細書）の電子化[33]）を強力に推進するなど、レセプト審査体制を強化し、頻回受診等の必要以上の医療機関の利用を早期に把握し是正していく。

（参考）

なお、生活保護費のうち医療扶助費が占める割合は約半分と非常に多い状況である。（グラフ4）

グラフ４　保護費総額及び医療扶助額等（全国）の推移

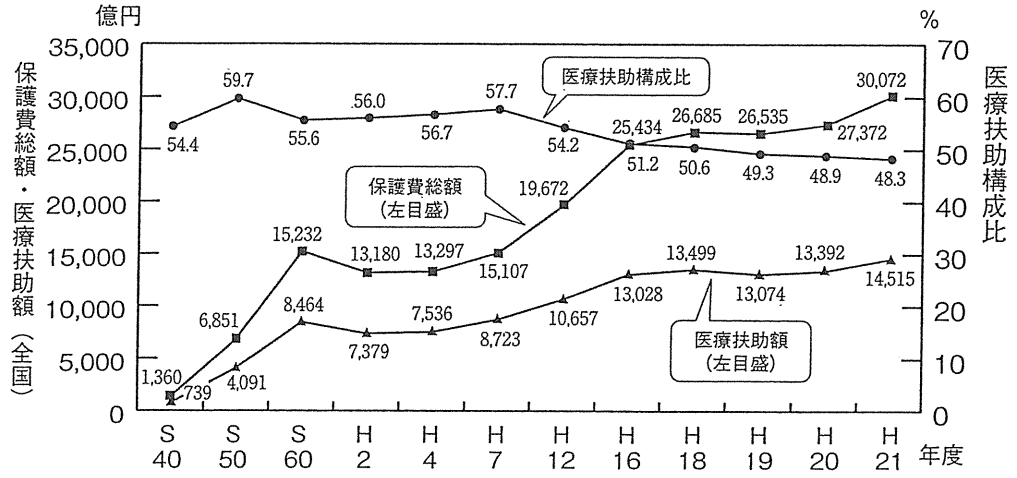

⑵　介護保険（介護給付費）を悪用した不正受給事犯

介護事業所従業員による介護給付費不正受給詐欺事件 【手口：介護サービス実績の水増し申請】
被疑者は、介護事業所の介護サービス提供責任者として介護給付費の請求業務等を行っていたものであるが、知人の名を騙り介護事業所から同人の勤務分に対する給与（介護報酬）を詐取しようと企て、知人が被疑者の実祖母に対する介護を行ったとする居宅介護サービス提供実績記録票等を偽造し、これら内容虚偽の書面を介護事業所責任者に提出するなどして介護給付費の支給を申請し、知人に支払われる給与を詐取しようとしたが、本来の受取人ではないことから前記報酬の支払いを拒否され、未遂におわったもの。 なお、本件被疑者は同様の手口により大阪府国民健康保険団体連合会を介して、くすのき広域連合から総額約400万円を詐取しているもの。 ＊　くすのき広域連合……守口市・門真市・四条畷市の3市の介護保険事業を保険者として運営している特別地方公共団体　（平成22年1月検挙　守口署）

※　制度悪用の動機

嘘の申請（水増し）をしてもばれないと思ったから。

○　問題点

・　介護サービス提供者（ヘルパー）の活動実績に関して、ヘルパー等からの報告内容に基づいて点数（報酬額）が算定されており、サービス実施内容に対する事実確認等の調査を確実に実施していないため、ヘルパー等による報酬の水増し等不正請求が可能である。

・　介護計画書の作成がケアマネージャー（民間人）に一任されており、介護計画の内容に対する行政機関のチェックが機能していない。

・　介護サービス対象者が高齢又は認知症患者であること等が多く、実施結果の把握等が困難であるのにもかかわらず、サービス実施中の監督者等の立ち会い等がないため、実績報告書の偽造や架空請求等といった不正が生じる余地がある。

○　対策

・　指導監督及び監視機関の設置

介護事業所や介護サービス実施者（ヘルパー等）に対する指導監督や監視を担当する部署を設置し、指導監督及び監視業務を強化する。

・　専門職員の起用による監査機能の強化

介護分野に習熟した人材を起用し、介護計画書の作成を担当させるほか、必要により介護現場における調査活動を実施させるなど、介護事業者等に対する監査機能を強化する。

⑶　雇用保険（求職者給付基本手当）を悪用した不正受給事犯

共産同峰起派活動家による失業等給付金不正受給詐欺事件 【手口：就労実態の虚偽申請】
被疑者は、失業等給付の求職者給付基本手当を受給中に、真実は派遣会社に再雇用され収入があること等を秘し、公共職業安定所（ハローワーク）に対して失業中のため無収入で　ある旨の虚偽申告を繰り返し、同所から失業等給付の求職者給付基本手当の支給を受け、現金約68万円を詐取したもの。（平成22年1月検挙　公安第三課）

※　制度悪用の動機

嘘がばれない限り、満額支給されたから。

○　問題点

・　失業認定を、離職者から提出される離職票等のみに基づき審査するなど、形式的な書類審査で完結している。

・　失業中における失業認定申告が自己申告制であり、就労実態等に対する調査を徹底していない。

○　対策

・　離職票発行者に対する離職事実の確認調査の実施

申請時に提出される離職票の内容を過信することなく、離職先に対する離職事実や就労期間等の確認を確実に実施する。

・　雇用主との情報共有や連携強化

労働局（ハローワーク）と雇用保険加入事業者との間において、労働者の就労状況等に関する情報を共有し、申請者からの申告内容に対する確認調査を確実に実施する。

⑷　雇用保険（日雇労働求職者給付金[34]）を悪用した不正受給事犯

日雇労働者による失業等給付金（あぶれ手当）不正受給詐欺事件 【手口：求職活動実態の虚偽申請】
被疑者は、日雇労働求職者給付金制度を悪用し、真実は別件詐欺罪で大阪府高石警察署において逮捕・勾留され、この間、労働する意思及び能力が無かったにもかかわらず、不正に入手した雇用保険印紙を貼付した雇用保険日雇労働被保険者手帳等を公共職業安定所（ハローワーク）に提出して日雇労働求職者給付金の支給を申請し、同所から現金約21万円を詐取したもの。　（平成22年2月検挙　堺署）

※　制度悪用の動機

必要なもの（印紙や消印等）さえ揃えれば、金が貰えたから。

○　問題点

・　過去の就労認定を日雇労働被保険者手帳内の印紙や消印の計数作業で完結している。

・　雇用者（印紙発行者）に対する日雇労働者の雇用状況（印紙発行状況等）の確認を徹底しておらず、日雇労働者の労働実態を確実に把握できていないため、印紙の不正利用が可能である。

なお、この種事件の中には、西成あいりん地区内等において印紙を不正売買するブローカーが介在するものもあると思料される。

○　対策

労働者の雇用状況等に関する確認調査の徹底

日雇労働被保険者手帳に貼付された印紙や消印に関して、労働局は雇用者に「出勤簿」等を備え付けさせて管理しているが、日雇労働者の雇用実態に対する調査を徹底し、印紙の不正利用（ブローカーへの転売等）が行われていないかどうかの確認を定期的に実施する。

⑸　公的年金（老齢年金）を悪用した不正受給事犯

死亡高齢者遺族による老齢年金不正受給詐欺事件 【手口：死亡事実の秘匿】
被疑者は、和泉市内の居宅において、同居していた実父が死亡したにもかかわらず、これを秘匿し、実父が受給していた老齢年金を詐取しようと企て、厚生年金保険法等により社会保険庁長官等に実父が死亡したことを届け出る義務があるのに届け出ず、社会保険庁保険業務センター業務部長等をして、実父に対する老齢年金の支払義務があるものと誤信させ、国から現金約699万円を詐取したもの。 （平成22年10月検挙　捜査第二課・和泉署）

※　制度悪用の動機

父親が死んだことを隠しておけば、今までどおり年金で生活できたから。

○　問題点

・　年金受給者に対する実態調査（生存確認等）を、住民基本台帳ネットワークシステムによる確認や現況届の受理（自主申告制）で完結し、本人との面談を確実に実施していなかった。

・　役所に死亡届が提出されていたのにもかかわらず、死亡事実が社会保険庁（現・日本年金機構）に通知されていないケースもあった。

○　対策

・　実態調査の実施

従前からの調査方法で完結することなく、受給者本人に対する確認調査を実施する[35]。

・　行政機関の情報共有

死亡届を受理した自治体等から関係行政機関への通報体制を確立することにより、届出義務者の報告漏れ等に対して、間断のないチェック機能を強化する。

⑹　労災保険（休業補償給付金等）を悪用した不正受給事犯

労働基準監督署に対する労災給付不正受給詐欺事件 【手口：不実の申請】
被疑者等は、共謀のうえ、労働者災害補償保険法に基づく、療養補償給付金及び休業補償給付金名下に金員を詐取しようと企て、真実は業務中に硝子扉に顔面を強打し負傷した事実がないのに、上記労働災害により身体に傷害を負い、一定期間労働できず給与の支給もなかったとして、労働基準監督署に内容虚偽の休業補償給付支給請求書等を提出して各保険金の支払いを請求し、同署から療養補償給付金等現金約42万円を詐取したもの。（平成22年10月検挙　天満署）

※　制度悪用の動機

現にケガをしており、嘘の申請をしてもばれないと思ったから。

○　問題点

・　労働災害の認定が、申請者から提出（郵送）された書類（事業所の証明書や医師の診断書等）のみに基づいた書類審査で完結している。

・　休業補償給付金及び休業特別支給金の支給に関して、申請者から提出された証明書（所得税源泉徴収簿等）により過去の賃金計算を実施するなど書類審査で完結しているため、会社ぐるみの不正を看破できていない。

○　対策

・　申請者との面談調査の実施

申請書類の受理が郵送でも可能となっているが、負傷状況や負傷程度を把握するほか、不正（虚偽申請等）防止のため、面談による調査を実施する。

・　税務署等関係機関との連携及び情報共有

税務署への照会等により申請者の過去の納税状況等を確認したうえで、納税額等から過去の賃金計算を実施し、会社ぐるみの賃金水増し等といった不正を防止する。

(7) 国の緊急雇用対策事業（就職安定資金融資）を悪用した不正受給事犯

就職安定資金融資制度を悪用した組織的詐欺事件 【手口：制度利用対象者へのなりすまし申請
被疑者等は、共謀のうえ、政府の緊急雇用対策事業の一環である就職安定資金融資制度を悪用し、ハローワークに内容虚偽の書類を提出して不正に「就職安定資金融資対象者証明書」の交付を受け、同証明書等を労働金庫職員に提出するなどして、真正な融資対象者であるものと誤信させ、同融資金として振込入金された現金約175万円を組織的に詐取したもの。（組織的犯罪処罰法違反適用事件） （平成22年12月検挙　生活経済課・浪速署等）

※　制度悪用の動機

必要な書類さえ揃えれば、簡単に融資が受けられたから。

○　問題点

（ハローワーク側の問題点）

・　融資可能対象者（離職・住居喪失事実）の認定を、離職先発行の「離職・住居喪失証明書」等に基づく書類審査で完結し、証明書発行会社に対する離職及び住居喪失の事実確認等を確実に実施していなかった。

・　緊急雇用対策という制度趣旨の下、必要な調査を確実に実施しないまま、安易に「就職安定資金融資対象者証明書」を発行していた。（労働金庫側の問題点）

・　ハローワーク発行の「就職安定資金融資対象者証明書」を過信し、労働金庫における離職・住居喪失事実等に関する調査を実施していなかった。

・　融資実行機関となる労働金庫においても、簡単な審査（与信審査）を実施するのみで、申請者（不正受給実行者）の返済の意思能力に関する調査を確実に行っていなかった。

・　融資実行後における申請者の再就職に関して、減免措置を適用していたが、申請者の再就職先に対する調査等を確実に実施していないため、虚偽申請を看破できなかった。

○　対策

平成22年9月30日付で制度が廃止されため、省略するが、廃止の大きな理由の一つが、こうした不正受給の横行であった。

平成22年7月1日付の厚生労働省の発表[36]によれば、制度廃止理由は、平成20年12月の制度創設以来、ピーク時の平成21年2月には約2,200件以上あった融資実績が月100件を下回るなど、利用実績が減少しているほか、不正受給が相次いでいるためとされている。

同省は、制度創設以来平成22年4月末までに行った融資1万1,524件の約3%にあたる365件が悪用され、約4億3,000万円が騙しとられた疑いがあるとしている。

悪用事例の態様は、詐取を目的としたものが約41%、その他（転居先を知らせないまま行方

不明となった者など）が約59％であった。詐取を目的としたもののうち、暴力団の関与が確認できたものが約9％、それ以外の組織的・集団的なものが約89％、その他のものが約2％であった。詐取の手口としては、利用者が事業所及び不動産媒介業者と共謀し、ハローワークに提出する「離職・住居喪失証明書」及び「入居予定住宅に関する状況通知書」を偽造することにより、離職及び入居住宅に関する事実を偽装し、貸付金を詐取する場合が多いとされている。

⑻　国の雇用対策事業（総合支援資金貸付[37]）を悪用した不正受給事犯

指定暴力団員等による総合支援資金貸付制度融資名下詐欺事件 【手口：制度利用対象者へのなりすまし申請
被疑者等は、共謀のうえ、真実は貸付申請者が離職した事実はなく、総合支援資金貸付制度に基づく貸付対象者でもないのに、制度利用対象者であるかのように装って、大阪府社会福祉協議会に内容虚偽の離職証明書等を提出するなどして貸付を申請し、同協議会から貸付金の振込入金を受け、現金約75万円を詐取したもの。 （平成22年9月検挙　捜査第四課・住之江署）

※　制度悪用の動機

形式的な書類さえ揃えれば、審査も甘く簡単に貸付が受けられたから。

○　問題点

・　離職者や減収者に対する支援という制度趣旨から、対象者が幅広く設定されており、条件さえ整えば容易に貸付が受けられる制度である。
・　早期支援を目的としているため、形式的な書類審査のみで審査を完結している。
・　申請者の本人確認（人定事項や住居地）や納税状況等に関して、申請者から提出される書類のみに基づき審査しており、他機関（市役所や税務署）への確認（照会等）を実施していない。
・　失業認定に関して、離職票の内容確認により審査を完結している。
・　貸付終了後における対象者の就労又は増収実態等を調査していない。
・　金銭の貸付という金融取引であるにもかかわらず、金融知識や貸付のノウハウに乏しい一般職員が貸付審査業務を担当していた。

○　対策

・　貸付対象者の限定

年齢や世帯構成、過去の就労年数等により対象者を現状より厳格化する。

・　審査期間の延長や担当者の増員

短期間の書類審査等で完結することなく、申請内容に不審点等があれば必要により審査期間の延長を検討する。

・　行政機関等との連携及び情報交換

自治体や税務署等との連携及び情報共有により、申請者に対する調査を強化し、虚偽申請の防止を図る。

・　離職事実に対する調査の実施

申請者から提出された離職票のみで判断することなく、離職先に対する離職事実の確認や過去の納税状況等の確実な調査を実施する。

・　貸付後の実態調査及び現状報告の義務付け

対象者に対する継続的な実態調査を実施するほか、対象者に定期的な現状報告等を義務づけ、報告がない場合には貸付停止措置や即刻返還措置を検討する。

・　確実な回収計画の策定

連帯保証人又は担保設定を検討するなど、貸付金の回収を前提とした制度運営を実施し、いわゆる借り逃げ企図者や制度悪用者等を排除する。

・　金融関係専門家の起用

金融取引に専門的知識・経験を有する職員（金融機関職員OB等）を起用し、それらの意見に基づいた貸付や回収を実施する。

⑼　政府系機関実施の教育ローンを悪用した不正受給事犯

運送会社社員による国の教育ローン詐欺事件 【手口：架空人物へのなりすまし申請】
被疑者は、教育資金貸付制度を悪用し株式会社日本政策金融公庫から金員を詐取しようと企て、各種証明書を偽造して架空の人物になりすまし、学校に入学する事実もないにもかかわらず、日本政策金融公庫に教育ローンの融資を申込み、同公庫から教育ローン名下に現金約193万円を詐取したもの。 さらに、被疑者は同制度を悪用して、現職の公務員等不特定多数の者に同ローンの不正融資を紹介斡旋し、手数料名目で現金を受け取るなどしていることが判明しており、目下余罪事件及び共犯者等について順次送致中である。 本件被疑者の犯行による被害総額は約5,700万円に上る見込みである。 （平成22年1月検挙　捜査第二課・大正署）

※　制度悪用の動機

偽造でも必要な書類さえ揃えれば、簡単に融資が受けられたから。

○　　問題点

・　申請時の審査が書類審査のみで完結し、面談による調査等を実施していないため、他人へのなりすましが容易である。

・　申請時に提出された「合格証明書」や「入学証明書」について、発行元の学校等に対して確認調査を実施していない。
・　返済の意思・能力等に対する判断を、「源泉徴収票」「公共料金支払証明書」等の書面により審査を完結している。

○　対策

・　申請書類記載内容に対する確認調査の実施

本人確認に関して、証明書発行元に対する調査のほか面談による申請受理等、確実な本人確認を実施し、他人へのなりすまし等の不正を防止する。

・　就学先への事実確認

就学（予定）先に対する事実確認を確実に実施する。

・　返済計画及び返済資力の確実な確認

書面審査で完結せず、稼働先や家族等に対する返済の意思能力に関する調査を実施し、返済能力等に不審点があれば融資実行を控える。

・　貸付金の確実な回収計画の策定

貸付金が回収不能に陥った場合に備え、連帯保証人の設定や、必要に応じて担保の設定も検討する。

⑽　政府系機関実施の住宅ローン（フラット35）を悪用した不正受給事犯

弘道会傘下組織組長等による住宅ローン詐欺事件 【手口：融資可能対象者へのなりすまし申請】
被疑者等は、共謀のうえ、住宅を購入するにあたり、住宅ローン名下に金融機関から金員を詐取しようと企て、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」取扱金融機関担当者に対し、申請者に稼働した事実や稼働先からの定まった収入もないのに、これあるように装い、虚偽内容を記載した住宅ローン申込書等を金融機関担当者に提出して融資を申込み、住宅ローン融資金名下に現金約3,600万円を詐取したもの。　（平成22年11月検挙　捜査第四課・高槻署等）

※　制度悪用の動機

民間の金融機関に比べ「フラット35」は審査が甘く、必要な書類さえ揃えれば簡単に融資が受けられたから。

○　問題点

・　融資対象の不動産（担保）評価等を加味して審査を実施するため、民間金融機関の住宅ローン審査に比べ、年収制限等の審査基準が甘い。
・　融資申込受理時の審査が、形式的な書面審査や電話による勤務先への在籍照会等で完結している。

・　公的機関発行の書面（源泉徴収票や納税証明書等）を過信し、記載内容に対する調査等を実施しておらず、偽造書類であることを看破できなかった。
・　融資実行額の決定に関して、申請時に徴求した不動産売買契約書等の記載内容を過信し、融資額の水増し（オーバーローン）を防止できなかった。

○　対策

・　審査基準の厳格化

民間金融機関との不均衡を是正し、審査基準を厳格化する。

・　確実な実態調査の実施

申込受理時に徴求した書類に関して、確実に記載内容に対する事実確認をするほか、稼働先への確認についても現地調査や面接等により確実な調査を実施する。

・　公的機関（税務署等）との連携及び情報共有

公的機関発行書面を過信することなく、税務署等の公的機関と連携し書面記載内容に対する事実確認を確実に実施し、偽造書類の悪用を防止する。

・　オーバーローン対策の実施

売買契約書や重要事項説明書等を過信することなく、書面発行者に対する確認調査を実施するほか、第三者機関による担保物件の価額評価等を実施し、適正価額以上の融資を実行しない。

⑾　大阪市緊急対策資金融資（現・景気対応緊急融資）[38]を悪用した不正受給事犯

休眠会社を悪用した大阪市緊急対策資金融資名下詐欺事件 【手口：融資可能対象者へのなりすまし申請】
被疑者等は、共謀のうえ、実体のない休眠会社を悪用し、大阪市が中小企業を対象として実施する大阪市緊急対策資金融資名下に金員を詐取しようと企て、真実は同制度に基づく融資資格がなく、融資金を返済する意思等もないのに、この情を秘し、不正に大阪市長から中小企業信用保険法に基づく認定を受けた後、大阪市信用保証協会に対して内容虚偽の信用保証依頼書等を提出し、同協会から不正に信用保証を取得したうえで、同制度取扱金融機関である大阪信用金庫において融資を申込み、同信用金庫から融資金の振込入金を受け、現金約2,300万円を詐取したもの。（平成22年9月検挙　天王寺署）

※　制度悪用の動機

銀行より審査が甘く、簡単に融資を受けられるから。

○　問題点

・　市の制度対象企業の認定が形式的な書類審査で完結している。
・　大阪市信用保証協会の審査が、大阪市発行の認定書を基に形式的な書類審査で完結してい

る。

・　融資取扱金融機関が、大阪市信用保証協会の保証を基に形式的な書類審査で完結している。

・　最終的に公金での補塡が確約されているため、大阪市・大阪市信用保証協会・融資取扱金融機関の三者すべてが貸し倒れに対する危機感を有していない。

○　対策

・　書面記載内容の事実確認及び経営実態等の調査

制度対象企業の認定に関して、書類審査で完結することなく取引先企業や関係官庁への照会等により経営実態に対する調査を確実に実施する。

・　審査基準の厳格化

他機関発行の書面を過信（責任転嫁）することなく、受理機関それぞれにおいて審査を実施し、必要であれば独自に実態調査を行うなど審査基準を厳格化する。

・　責任追及（損失補塡）制度の導入

損失発生の際に全額公金補塡される制度を見直し、関係機関に対する瑕疵の程度に応じた責任追及（損失補塡）制度の運用を検討する。

⑿　大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金を悪用した不正受給事犯

大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金交付制度名下の補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律違反事件　　【手口：取引事実の虚偽申請】
被疑者等は、共謀のうえ、架空の機器研究開発事業につき、大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金交付制度を悪用して、不正に補助金の交付を受けようと企て、真実は、同事業に関する取引事実がないのに、あったかのように装い、大阪府商工労働部職員に対し、補助対象経費が発生した旨記載した内容虚偽の実績報告書を提出するなどして、大阪府から補助金の交付を受け、現金約920万円を詐取したもの。 （平成22年9月検挙　捜査第二課・茨木署等）

※　制度悪用の動機

補助対象事業を実施しているかのように取引を仮装すれば、容易に補助金が手に入ったから。

○　問題点

・　補助事業対象企業としての認定を、提出書類による書面審査や簡単な訪問調査で完結していた。

・　補助事業に係る取引事実に対して、提出された書類で判断し、支出先等に対する確認調査等を実施していなかった。

・　補助事業実施中に中間検査を行っているが、事業実施現場を確実に確認しておらず、検査そのものが形骸化していた。

・　事業実施に関して報告書等を提出させているが、内容に対する事実確認等を確実に実施していなかった。

○　対策

平成17年3月事業終了のため、省略。

Ⅴ　自治体の取組み及び警察との連携

現在、大阪府下の各自治体においても、不正受給事犯の横行や、厳しい財政状況を受けて、公的給付・融資制度の適正な執行に向けた取組みを強化しているところである。以下、生活保護制度に係る取組みを中心に、その主な事例を紹介する。

1　大阪府における「貧困ビジネス規制条例」の制定

⑴　大阪府では、生活保護受給者に対して住居や生活サービス等を提供し、不当なサービス料を徴集する「囲い屋」等の、いわゆる「貧困ビジネス」を規制する全国初の条例「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」を上程し、昨年10月27日の府議会において可決、成立した[39]。

本条例の概要は、以下のとおりである。

ア　条例制定の背景

近年、大阪では生活保護受給者の増加により、生活保護費から不当な利益を上げる「貧困ビジネス」と呼ばれる事象が多発しており、これら不当な事業活動を排除する必要がある。

そこで、府として適正なルールを定め、不当な事業活動を規制することにより、生活保護受給者の生活の安定及び自立の助長を図ることとした。

イ　目　　的

住居・生活サービス等提供事業者（生活保護受給者に対し住居の提供とともに食事の提供その他の生活に関するサービスを提供する事業を営む者。以下同じ。）に対し、必要な規制を行うことにより、その事業者の被保護者等の処遇についての不当な行為を防止し、被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図り、福祉の増進に寄与する。

ウ　主な規制内容

・　届出義務

住居・生活サービス等提供事業を開始しようとする者は、知事に届け出なければならない。

・　重要事項の説明義務

事業者に対し、生活保護受給者等を相手方として住居・生活サービス等提供契約を締結する場合に、契約内容の重要な事項について、事前に書面を交付して説明する義務を課した。

・　契約書面の交付

事業者に対し、住居・生活サービス等提供契約を締結又は変更したときに、書面を交付しなければならない義務を課した。

・　契約に対する規制

①　生活保護受給者等が住居・生活サービス等提供契約を解約するときは1ヶ月を超える予告

期間を求める旨の定めを禁止

② 事業者が住居・生活サービス等提供契約を解約するときは、正当な事由があり、少なくとも6ヶ月前に予告しなければならない旨の定めを義務付け

③ 生活保護受給者等は生活サービス等の提供に関する契約をいつでも解約できる旨の定めを義務付け

④ 生活保護受給者等が生活サービス等の提供に関する契約の解除を申し入れた場合に、住居等の提供に関する契約を解約する旨の定めを禁止

⑤ 生活保護受給者等からの申入れにより期間途中で住居・生活サービス等提供契約又は生活サービス等の提供に関する契約を解約する場合に、生活保護受給者等が解約に対する違約金等を支払う旨の定めを禁止

エ　罰　則　等

・ 違反者に対する勧告等

事業者が重要事項の説明義務や書面の交付義務、契約に関する規制に違反した場合、知事は、必要な措置を取ることを勧告、命令することができる。

・ 罰　　則

命令に違反した事業者に対して、罰則（6月以下の懲役、100万円以下の罰金）を科す。

・ 市町村との連携

知事は、保護の実施機関に対し、必要な協力を求めることができる。

保護の実施機関は、知事に対し必要な措置を執るべきことを求めることができる。

⑵ 同条例の上程に当たっては、府議会上程（9月14日）前の8月13日～9月13日の1ヶ月間に府民意見等の募集（パブリックコメント）を実施し、合計22件の意見等が寄せられた。

府民から寄せられた意見としては、

・ 規制内容が、既存法令（社会福祉法、特定商取引に関する法律、大阪府消費者保護条例）による規制よりも劣後しており、既存法令との整合性を考慮し、悪質業者に対する規制を強化する内容にすべきである。

・ 提供されるサービスや対価の内容についても規制すべきである。

という規制内容の強化を求めるものや、

・ 条例の規制では根本的な解決にならず、逆に囲われていた生活保護受給者を再び路上生活に追いやることになりかねない。

・ 事業者に対する規制とともに、雇用や就労環境の施策も併せて考えていくべきである。

という更なる施策を求めるものなどがあった[40]。

⑶ 本条例は、平成23年2月1日に施行されたが、大阪府では、施行前に大阪府下の実施機関に対する条例概要等の説明、不動産業界・宅地建物取引業界への啓発活動の依頼などを実施し、条例の適正な運用を図るための取組みを行った。

2　大阪市の取組み

⑴ 大阪市では、平成21年9月1日に、生活保護制度を取り巻く状況について市全体の共通の

認識に立ち、社会保障制度全般を含めた抜本的な制度改革や財源措置を国へ求めるため、大阪市長を委員長とする、「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」を設置した[41]。

同プロジェクトチームにおいては、

①　生活保護の抜本的改革に向けた取組み

②　業務執行体制の在り方の検討

③　生活保護行政の適正実施、市民の信頼確保に向けた方策の検討

を主要なテーマとし、各々の課題について幹事会を設け、検討することとした。

なお、③の幹事会においては、「不正受給や不正請求などに対する厳正な対応方策の検討」を具体的に推進するため、平成21年11月1日に、生活保護行政特別調査プロジェクトチームの下に「適正化推進チーム」を設置している[42]。

ア　①に関する幹事会においては、

・　生活保護の現状や市財政への影響等の分析

・　制度の抜本的改革や財政措置の要望等にかかる戦略の検討

を主な課題として検討し、その結果を踏まえて、国への要望や働きかけを行っていくとしており、現在までに、大阪市が中心となり、以下のような国への要望や働きかけを活発に行っている[43]。

(ア)　平成21年10月19日

指定都市市長会（政令指定都市19市で構成）が、「生活保護制度に関する指定都市市長会緊急要請」として、

・　生活保護制度にかかる緊急的な財政措置を講じること

・　生活保護制度の抜本的改革に向けた具体的な検討に、早急に着手すること

を国（厚生労働大臣等）に要請。

(イ)　平成21年11月12日

指定都市市長会が、大阪市の提案を踏まえ、「生活保護を含めた貧困・困窮者支援にかかる指定都市市長会緊急要請」として、

・　「貧困」に対する抜本的対策の推進～社会保障制度の抜本的改革

・　急増する生活保護対象者への対応～財政措置

等を国（厚生労働大臣政務官等）に要請。

(ウ)　平成22年2月25日

大阪市（大阪市長）が、「生活保護の現状に鑑みた緊急対策について」として、

・　生活保護に至らないための緊急的対策の実施

～現行の「訓練・生活支援給付」制度の規模・内容の大幅な拡充を行い、生活保護制度に優先する仕組みを作るなど、実効ある「第二のセーフティネット」の構築

・　いわゆる「貧困ビジネス」事業に対する規制と貧困者支援の強化

～無届施設を含めた無料低額施設への法規制と、「貧困ビジネス」を排除するための住居の確保と日常生活への支援の枠組みの構築[44]

・　現在地保護の徹底
　～住居のない方の保護の実施にあたっての現在地保護の徹底
・　緊急的な財源措置
　～生活保護受給者の急増に伴う平成21年度予算不足額の全額国庫負担などの緊急的財源措置の4点と、
・　制度の抜本的改革について根本的な議論を早急に進めるためにも、専門家の参加を得たうえでの国と地方の協議の場を早急に設置すること
を国（厚生労働大臣等）に要請。

(ｴ)　平成22年8月4日

大阪市（大阪市長）が、中国残留邦人の親族の入国直後の生活保護集団申請事案（本項2(3)で詳述）の発生を受けて、
・　法務大臣に対して「入国審査について（要望）」
・　厚生労働大臣に対して「中国残留邦人の生活保護申請に関する取扱いについて」
を要請。

(ｵ)　平成22年9月17日

大阪市会が、国（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛）に対して「生活保護制度の抜本的改革を求める意見書」として、
・　ボーダーライン層に対する雇用・労働施策の拡充、有期保護制度の設置、高齢者のための「年金制度と整合する新たな生活保障制度」の整備
・　生活保護制度の経費を全額国庫負担とすること
・　医療扶助について、過剰、不適切な医療行為を審査できる制度の整備、医療機関への罰則の強化
・　生活保護法の資力調査等に関する調査権の強化
・　不正受給、「貧困ビジネス」の介在を排除するため、現金給付に変えて現物給付を拡大できる制度的改正
・　「貧困ビジネス」対策として、適切な法規制及び必要な財源措置
・　現在地保護の徹底と居住地不定者に対する生活保護の全額国庫負担を大阪市会議長名で要請。（地方自治法第99条に基づく意見書の提出）

(ｶ)　平成22年9月17日

大阪府市長会（大阪府内33市長で構成）が、大阪市からの提案を受け、「社会保障制度全体のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革に向けての提案」を、10月に行われる近畿市長会総会への決議事項として提案することを了承。

同提案の内容は、
・　制度の抜本的改革
・　生活保護の適正化
・　生活保護費の全額国庫負担

を求めるものである。

(ｷ)　平成22年10月15日

近畿市長会（近畿2府4県の111市長で構成）が、大阪府市長会が提案した「社会保障制度全体のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革に向けての提案」を原案どおり採択、11月の全国市長会に提案する方針を決定。

(ｸ)　平成22年10月20日

指定都市市長会が、国に対して「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」として、

・　制度改革提案
～制度の抜本的改革「働くことが出来る人は働く社会へ」
～生活保護の適正化「不正を許さない制度へ」
～生活保護費の全額国庫負担「国民みんなで支える生活保護制度へ」
・　生活保護法等改正案
～調査先への回答義務を課すなどの調査権の強化
～保護廃止後の調査権の付与
～医療費の一部自己負担　など

(ｹ)　平成22年10月29日

大阪市会民生保健委員会が、国（内閣官房長官、厚生労働大臣、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官宛）に対して「保健福祉行政に関する要望書」として、生活保護制度を持続可能な制度として適用できるよう必要な措置を講じるよう要請。

(ｺ)　平成22年11月18日

全国市長会（809市長により構成）が、国の施策及び予算に関する重点提言の中で、「生活保護制度に関する重点提言」として、

・　社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的改革に早急に取り組むこと
・　国の責任において生活保護基準の明確化を図るとともに、生活保護の適正化に向けての必要な法改正等を行い、制度の再構築を図ること
・　生活保護の財源は、全額国庫負担とすべきこと

を採択し、国（関係機関）に要請。

(ｻ)　平成22年11月26日

大阪市が、「国の施策・予算に関する緊急要望」の中で、「生活保護について」として、

・　社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の早急な着手
・　生活保護の適正化に向けて、実施機関の権限強化や医療扶助の適正化を図るための仕組み作り、関連法令等の改正及び保護基準等の考え方の整理
・　生活保護の経費の全額国庫負担

を、国（厚生労働大臣）に要請。

イ　②に関する幹事会においては、

・　急激な被保護世帯の増に伴うケースワーカー等の確保のための方策
・　人事政策を含めた生活保護業務担当職員のスキルアップに関する検討
・　局・区の業務のあり方や、事務改善方策の検討

を課題として検討し、この取組みにより、以下のとおり業務執行体制が強化された[45]。

・　平成22年4月　嘱託職員の増強

年金裁定請求支援・受給資格点検強化事業　非常勤嘱託職員　4人→30人
生活保護業務受付・調査等　非常勤嘱託職員　新規53人
被保護高齢者世帯訪問等　非常勤嘱託職員　152人→162人
生活保護事務　非常勤嘱託職員　73人→76人
被保護者就労支援　非常勤嘱託職員　27人→35人

・　平成22年5月　任期付職員（3年間）福祉職員　新規131人
・　平成22年10月　任期付職員　131人→219人

生活保護事務　非常勤嘱託職員　76人→82人
被保護者就労支援　非常勤嘱託職員　35人→46人
被保護高齢者世帯訪問等　非常勤嘱託職員　162人→169人

・　平成22年11月　任期付職員　福祉職員の募集　約40人

～平成23年4月1日から平成25年3月31日までの任用期間

なお、保健福祉センターにおける職場の安全管理や処遇困難ケースへの対応、危機管理体制の構築などの対策を図るため、元大阪府警察職員（以下「府警OB」という。）を、「生活保護行政対象暴力適正化事業嘱託職員」等として採用している。

これら職員は、

・　不正受給・不正請求の調査（適正化推進チーム配置の府警OBが担当）
・　ケースワーカーとの同行調査（区役所に配置の府警OBが担当）
・　暴力団関係者や暴力的な言動により対応が困難な対象者、刑務所出所者、薬物・アルコール依存などの処遇困難ケースへの対応（区役所に配置の府警OBが担当）

等に従事し、生活保護の適正実施に寄与している。

平成22年末現在、府警OB14人が同嘱託職員として採用されているが、平成23年度からはこれを27人に拡充し、原則としてすべての区の保健福祉センターに各1人の府警OBを配置することとしている（当面、西成区、生野区に重点的に2人を配置する予定）[46]。

ウ　③に関する幹事会においては、

・　真に困窮する方への適正な保護の実施に努めるとともに、不正受給や不正請求などに対する厳正な対応方策の検討を課題として検討し、適正化推進チームを中心に対策が講じられている。

③の幹事会の主な取組み例（平成22年12月10日時点）として、以下のものが挙げられる[47]。

・　不正受給・不正請求事案の調査等

調査検討数　61件
適正化推進チーム調査数　38件
告訴等件数　告　訴　24件
告　発　1件
被害届　2件

・　敷金上限額を家賃の7ヶ月から4ヶ月への引き下げ

国との協議により、平成22年4月から、敷金上限額を家賃7ヶ月分から4ヶ月分へ引き下げ。（大阪市・単身世帯の場合　29万4,000円→16万8,000円）

・　居宅生活移行支援事業

安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所を提供するとともに、安定した居宅確保に向けた支援や、対象者の生活歴や生活習慣などの把握をもとに基本的な生活習慣の定着に向けた支援を行い、居宅生活への円滑な移行を図るとともに、「貧困ビジネス」の影響を入り口で排除する事業を平成22年4月14日から始めた。

この効果により、申請者とともに窓口まで同行する「囲い屋」については激減し、現在ではほぼ皆無となっている状況にあるといわれている[48]。

・　被服費（布団類）の現物給付の実施

金銭で支給される被服費の布団類について、一括購入による現物給付を開始した。

・　医療扶助費の適正実施に向けた調査

大阪市における平成21年度決算で、生活保護費総額約2,700億円のうち、医療扶助が約1,240億円と5割近くを占めている現状から、医療扶助の適正実施に向けて、制度趣旨の徹底や医療扶助の取扱いに関する調査を実施した。

この中で、医療機関が高齢者専用賃貸住宅等に居住する被保護者に対し、頻繁に訪問診療を行っていることが判明したため、レセプトによる確認等を行い、その必要性や頻度について調査を進めている。

市は、平成22年12月10日現在で、

・　ヒアリングした医療機関　16医療機関
・　レセプト点検数　約1,500枚（H22.2～4の3ヶ月を対象）
・　ヒアリングした被保護者数　127人
・　訪問施設数　21施設

の調査を実施したが、この時点では過剰、不適切な診療等による不正請求などの確証を得るまでには至っていない[49]。

・　「生活保護適正化マニュアル」の作成

平成23年3月、生活保護費の不正受給や貧困ビジネス事業者の排除をより一層推進するため、各区の保健福祉センターの担当職員が、窓口などで不正を見抜くためのポイント等を記載したマニュアルを作成、配布した。

このマニュアルには、過去の不正受給事件や貧困ビジネス事業者による詐欺事件などの手

口や不正を疑われる申請に対する対応事例、聞き取りのポイントなどを具体的に示し、窓口担当者やケースワーカーが不正を見抜き、生活保護を適正に実施するために資する内容となっている。

エ　平成23年度の取組み予定（平成23年度予算に計上）

・　ケースワーク業務の充実・強化

任期付職員や嘱託職員を、ケースワーカー、被保護高齢者世帯訪問、年金裁定請求支援・受給資格点検、受付・調査等の担当に増配置し、ケースワーク業務を強化する[50]。

・　生活保護適正化推進事業の実施

民間賃貸住宅家賃代理納付[51]の実施や、レセプト管理システムの導入[52]等を実施し、生活保護の更なる適正化を図る。

・　生活保護受給者等への就労自立支援

現在3区（都島区、旭区、鶴見区）で実施しているキャリアカウンセラー派遣などを業者に委託する「総合就職サポート事業」を、全24区において実施する。

⑵　生活保護行政特別調査プロジェクトチームでは、各自治体間の情報の共有・意見交換を行うため、以下の活動を実施している。

ア　「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会においての情報交換

・　平成22年6月4日

第7回生活保護行政特別調査プロジェクトチーム委員会に、政令指定都市、近隣自治体計29市が参加[53]。

・　平成22年10月19日

第12回生活保護行政特別調査プロジェクトチーム委員会に、政令指定都市、近隣自治体計38市が参加[54]。

イ　自治体間を相互に繋ぐ行政専用の「総合行政ネットワーク」を利用した「大阪市生活保護自治体連携掲示板」の開設（平成22年9月14日）

同掲示板の活用により、政令指定市間や府下及び近隣の自治体間での「貧困ビジネス」業者等に関する情報共有、意見交換が迅速、容易になることが期待されている[55]。

⑶　上記以外の生活保護行政の適正化に向けた大阪市の取組みとして、昨年、中国残留邦人2世、3世が入国直後に大阪市内で生活保護を集団申請した件で、実施機関たる大阪市として、入国管理法の運用や生活保護制度の準用について、以下の対応を行った[56]。

ア　事案の概要

平成22年5月から6月にかけて、日本に入国した中国国籍（中国残留邦人の2世、3世）の46人が、入国後間もなく、西区、港区、東淀川区、浪速区において、生活保護の申請を行ったもの。

イ　大阪市の問題提起

大阪市では、以下の考え方に基づき、同年6月29日に本件についての事実を公表し問題提起を行った。

・　入国管理法では、「国又は地方公共団体に負担をかけるおそれのある者は入国を拒否する」

ことになっているにもかかわらず、今回は入国してすぐ生活保護を申請している。このことは、在留資格の審査について法の趣旨を大きく逸脱している。

・　厚生労働省の通達では、形式的に在留資格を得ているだけで、生活保護制度を準用することになっている。

・　人道上の観点から、中国残留邦人の子孫の処遇をどう考えるのか、という問題は国の責任において、別の制度、施策を設けて対応すべきものであり、生活保護の準用の是非という観点だけで大阪市に判断を委ねられるのは問題である。

ウ　厚生労働省への照会及び同省の回答

大阪市では、同年7月13日に、厚生労働省に対し、

「出入国管理及び難民認定法」第5条第1項第3号に該当しないとして定住または永住許可が認められ、その後、特段の事情の変化がないにもかかわらず、生活保護受給の申請を行った場合、個々の状況を考慮したうえで、実施機関が生活保護法の準用を行わないことができる、という取扱いは可能か

との内容で、本件の生活保護の適用についての見解の照会を行った。

この照会に対して、厚生労働省は、同年7月21日に、

生活保護制度における外国籍を有する方の取扱いについては、厚生労働省通達のとおり取り扱われるべきだが、「入国在留中の滞在費についてこれら（入国審査時の）資料に記載された実態がない、又は身元保証人による保証の実態がない等、生活保護の受給を目的とした入国であることが明らかである場合（種々の事情から、結果的に生活保護の受給を目的として入国したと見なさざるを得ない場合を含む。）は、この限りではない。

との内容の回答を大阪市に対して行った。

エ　大阪市の対応

上記の厚生労働省の回答を受け、大阪市は同年7月22日、今後の入国管理局の入国審査に係る再調査結果を待ち、市としての最終判断を行うこととして、既に生活保護を認定している者に対する生活保護費の支給を保留し、申請中の者については決定を保留するとした。

オ　国に対する要望

大阪市長が、同年8月4日に、中国残留邦人の生活保護申請に関する取扱い並びに入国審査について、

厚生労働省に対しては、

・　中国残留邦人の生活保護申請に関する取扱いについて

①　中国残留邦人の2世、3世に対する支援のあり方に関する方針の策定

②　今回の事案に対する人道的観点からの国の責任による特別な措置

③　上記の厚生労働省回答（入国直後に生活保護を申請した外国籍住民の取扱いについて）を全国的な適用基準とすること

法務省に対しては、

・　入国審査について

①　中国残留邦人の2世、3世に対する支援のあり方に関する方針の策定
②　入国管理法の趣旨を踏まえた厳格な運用の徹底
をそれぞれ要望した。

カ　保護の辞退、取り下げ

同年9月10日までに、今回集団で申請を行った16世帯46人全員が、生活保護の辞退及び申請の取り下げを行った。

キ　現在の取組み状況

同年8月31日の第10回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会において、過去の同種事例（平成17年度から平成21年度の5年間に、入国から3ヶ月以内に生活保護を申請した外国籍の生活保護受給者）について調査を行うことを決定、今後詳細な調査が必要と思われる被保護者として82人に対して調査を実施し、適宜、調査結果を公表している。

3　その他の自治体の取組み

例えば、大阪府下では大阪市に次いで保護率が高い門真市においては、平成22年8月27日に、

・　被保護者の自立支援の推進
・　不正受給、不当要求への対策
・　「貧困ビジネス」の撲滅
・　現行法制度の抜本的改革

等の問題に組織横断的に取り組むための準備として、副市長を委員長とする「門真市生活保護行政対策本部準備委員会」を設置、本年1月17日には、門真市長を本部長とする対策本部を正式に設置し、不正受給者を刑事告訴する基準の明文化に取り組むなど、生活保護行政の適正化に向けての活動を本格化している。

また、平成23年4月からは、府警OB2人を新たに採用し、生活保護を担当する保護課に配置して、不正受給が疑われる者の状況確認や調査などに従事することとなった[57]。

4　国の動き

本年1月25日、細川厚生労働大臣は、閣議後の記者会見で、「受給者の就労支援や不正受給防止の新たな対策を検討し、生活保護法の改正を目指す。」旨を明らかにし、今後、支給事務を行う地方自治体と協議した上で、同法改正案を1月24日に招集された第177回通常国会に提出することを検討している[58]。

5　警察との連携

(1)　大　阪　市

府警対策本部設置後の7月22日には、大阪市長と府警警務部長が面談し、今後の不正受給事案対策について一層の連携・協力関係を深めることを確認した。両者の連携・協力については、現在、対策本部事務局が窓口となり、対策本部編成の関係課とともに、特に大阪市の適正化推進チームをカウンターパートとして、不正受給に係る事件相談の受理や、「貧困ビジネス」に

関する情報交換等を行うなどの連携を図っている。

⑵　その他の自治体

管轄する警察署が窓口となり、各自治体と、事件相談や不正受給事犯の事件化に向けた情報交換を行うなどの連携を図っている。

前述の門真市においては、門真市生活保護行政対策本部が設置されたことに伴い、門真警察署に対して、不正受給防止、「貧困ビジネス」対策などを検討する作業部会のオブザーバーとしての参加要請があり、今後の意見交換の活発化等の協力体制の構築を図っている。

Ⅵ　行政における問題点及び対応策

以上、個別事件から把握された問題点やあるべき対策、さらには自治体の取組み等について論じてきたが、こうした事件等から見いだされた給付行政全般に通底する行政（実施機関）側の問題点や、考え得る対応策等を、以下に要約して列挙する。

1　担当職員数不足の解消

⑴　問　題　点

経済・雇用情勢の悪化等により、ほとんどの制度で申請者が増加の一途を辿っているにもかかわらず、申請を受理する窓口や審査（調査）担当の職員数が絶対的に寡少状態にあり、業務そのものが恒常的にオーバーフロー状態となっており、個々の申請に対する適切な審査等を実施できる体制が整備されていない。

⑵　対　応　策

恒常的に不足している担当者を増員するほか、質的にもこの種業務にふさわしい能力・適性を有する職員を配置することにより、個々の申請に対して必要十分な審査手続等が執り行える体制の充実を図る。

2　審査内容の見直し等

⑴　問　題　点

大多数の給付及び融資制度の財源は国民の税金であり、各実施機関は適正な執行を行う重い責務を負っているにもかかわらず、支給要否の判断を申請者から受理した書面のみに基づく形式的な審査に終始しており、書面記載内容に対する事実確認等の実態調査がほとんど実施されていない。

さらに、給付を受ける者は、当然申請等に当たって自らの受給資格に関する情報を提供すべきであるにもかかわらず、当該申請者等が実施機関が行う調査等に対して非協力的であるような場合には、法令に定められた申請の却下や給付の停止（廃止）等の措置が適切に講じられるべきであるが、必ずしも積極的な権限行使がなされているとは言い難い。

こうした実態の根底には、実施機関及び実施機関からの調査を受ける関係機関の双方に、申請者等の「プライバシー」に対する過度な配慮の意識があるものと思われる。

⑵　対　応　策

困窮者支援という制度趣旨を没却することがないよう配意しつつも、真に支援が必要かどうかを見極めるための実態調査等を十分に実施したうえで適正な支給又は貸付の決定をするよう審査基準を厳格化するほか、必要に応じて審査期間の延長措置等も取り入れる。さらには、法令に基づく停止（廃止）等の権限を適切に行使する。

3　担当職員の意識改革及び責任の明確化

⑴　問　題　点

不正受給が、国民からの信頼失墜や財政圧迫等の要因となっている現状に対して、担当職員の危機意識が希薄といわざるを得ない。

制度上の問題点や対策等について把握しているにもかかわらず、特段の改善策等を講じないまま無責任ともいえる給付行政を継続している。

⑵　対　応　策

公金支出業務に携わる担当職員に対して、国民の税金を預かっているという自覚と責任感を持たせるよう意識改革を徹底するとともに、内部におけるチェック体制の整備を図る[59]。

また、担当職員に対し今より厳格な法的義務（善管注意義務等）を課し、不作為や不注意等により不正受給を発生または誘発させた場合は、担当職員への責任追及（懲戒処分等）や、悪質な職員に対しては不正に支出した公金の賠償請求（徴収）も検討する。

4　担当職員の調査権限の強化

⑴　問　題　点

公金を支出する行政機関であるにもかかわらず、必要な調査権が与えられておらず、不正の疑いがある場合でも、調査権がないこと等を理由に看過している。

公的給付や融資制度が不正受給（詐欺）の温床となっているにもかかわらず、対応が後手に回る等、実状に応じた制度運営がなされていない。

⑵　対　応　策

審査業務運営上必要な内容や、不正受給の防止対策として必要と認められる範囲内で担当職員に調査権を付与し、不正受給実行者や企図者の排除を図る。

5　回収（不正受給者からの徴収等）業務専門部署（担当者）の充実

⑴　問　題　点

ほとんどの給付制度において、担当部署（担当者）が給付後の回収業務も兼ねているケースが多く、回収業務に専念できる担当部署（担当者）が強化されていない。

⑵　対　応　策

審査及び支給業務担当部署から独立した回収業務専門部署を設置するなど、不正受給判明者からの徴収や貸付金の回収を強力に推進するほか、積極的な賠償訴訟等により逃げ得を許さない制度運営を執り行う。

6　関係機関間の連携強化及び情報の共有

⑴　問　題　点

行政機関同士の縦割り意識が、各制度運営上で大きな足かせとなっているため、審査業務の中で他機関との連携や情報共有が円滑になされていれば防止できた不正受給事犯が非常に多く見受けられる。

⑵　対　応　策

公的給付（貸付）制度実施機関や公的書面発行機関との連携強化により情報の共有化を推進し、審査業務の効率化及び簡略化を図るとともに、申請者の虚偽申請等による不正請求や不正受給を防止する。

反社会的勢力への対応策として、捜査機関に対する積極的な照会等を実施するほか、反社会的勢力の関与が疑われる場合の通報体制を確立しておく。

また、こうした問題に的確に対処するためには、大阪市や門真市のように、自治体首長がリーダーシップを発揮して、部局横断的なプロジェクトチームを設置して取り組むことも効果的であろう。

なお、関係機関間の情報共有等に関して付言すれば、現在、政府において導入が検討されている「社会保障と税の共通番号制度」[60]も、様々な社会保障制度等の適正な運用及び不正受給事犯の防止に、大きな効果を発揮するものと期待される。

おわりに

昨年、岸和田少年サポートセンターに勤務する係長（男性警部補）が、自身が継続補導している中学生の生徒指導を担当する先生から、こんな話を聞かされたという。

その先生が、一向に態度が改まらない少年に対して、

「まじめに勉強せんかったら、働かれへんで。」

と、諭したところ、その子からは返ってきた答えは、これだった。

「おかん（母親）みたいに市からお金（生活保護）貰って生活するから、（勉強なんて）いいねん。」

いうまでもないことであるが、生存権として憲法で保障された国民の権利も、大多数の国民が地道に働き、正直に税金を納めているからこそ、現実化するのである。

子どもたちにこのような言葉を平然と言わせてしまうような社会であっては、人々はまじめに働く意欲を喪失し、国や自治体の制度に対する信頼感を失ってしまう[61]。そんなモラルの崩壊した国では、財政再建はおろか、治安の維持もおぼつかない。

これまで、大阪府下における摘発事例を中心に不正受給事犯対策を論じてきたが、急激に進行する少子高齢化、厳しさを増す経済・雇用情勢、経済のグローバル化やデジタル革命という技術のフロンティアの拡大等に伴う格差の拡大、「最初のセーフティネット」であるべき家族の紐帯の綻び等々、我が国の現在そして将来を取り巻く情勢の厳しさに鑑みれば、給付行政を巡る不正事犯対策は、決して大阪等特定の地域固有の問題などではなく、我が国全体の深刻な

課題として認識しなければならない[62]。

社会保障に係る国の予算は、平成22年度は27兆2,686億円と、国家予算の29.5%を占めている。国の税収が2年続けて国債発行額を下回るなど、国家財政が予断を許さない厳しい状況にある中、多額の税を費やす社会保障等の給付行政が、真に救済されるべき人々のために適正に執行されていると信頼するに足る制度であるか否かは、極めて重大かつ国民的な関心事といえよう。

本稿は、大阪府下における摘発事例に基づいて論じたため、多種多様な給付行政の中でも、最近他府県で摘発された重大な関心を払うべき分野の不正受給事犯[63]については触れることができなかった。その意味でも、本稿は不正受給事犯全体を網羅的に論じたものと言うことはできない。

さらには、生活保護制度一つをとってみても、学際的かつ官際的で、極めて複雑困難な政策課題である[64]。ましてや給付行政全般の在り方にわたる議論は、到底筆者の能力の及ぶところではないが、犯罪として立件できた事例を通して判明した問題点から、それら事犯の防止対策について、敢えて私見をも交えて提言したものである。もとより、それらの対策案の中には、個人情報保護の問題や事実確認の調査等に要する行政コスト、ケースワーカーの人材不足等々の事情から、容易に実現しがたい課題も少なくないと思われるが、国民から真に信頼される給付行政の確立のための一つの参考となれば望外の幸せである。

給付行政は、給付を受けている国民はもとより、現在は制度の恩恵に浴する必要のない国民（納税者）も含めて、「生活保護制度が整っている国でよかった」と、大多数の国民から納得され、支持される制度であるべきであると考える。

不正受給事犯の根絶は、警察の検挙活動だけではおのずと限界があり、行政機関自身の真摯な取組みがあって、初めて実現できるものである。行政機関には、国民の血税を無駄にしないためにも、警察との連携の下、公的給付・融資制度を適正に執行し、本来の制度目的を達成するためのシステムの確立が望まれる[65][66]。

そして、警察には、こうした国や自治体の重要な制度・システムに対する国民の信頼を揺るがすような事犯に対して果敢に切り込み、事件検挙等を通じて、制度やその運営に潜む問題点を明らかにして、健全な社会の維持・発展のために貢献することが求められている。

1）厚生労働省によると、生活保護の不正受給件数は平成11年度の4,665件から毎年増加し、16年度には1万件を突破し、21年度には過去最高の1万9,700件に達する見込み。金額も11年度は約33億円だったものが20年度には106億円に達し、21年度も100億円を超える見込み。21年度の件数は大阪市が全体の一割以上の2,012件（11億5,300万円）を占める。（平成23年2月19日毎日新聞（夕刊））

2）ホームレスや派遣・請負労働者など社会的弱者を顧客として稼ぐビジネスのことで、NPO法人「もやい」の湯浅誠事務局長が提唱した言葉であると説明されている。（朝日新聞出版「知恵蔵2009」）

3）たとえば、産経新聞大阪社会部が、平成19年4月から20年3月までの間、生活保護制度をテーマに連載「明日へのセーフティネット」を掲載したところ、同企画の取材班には、以下のような、生活保護をめぐる不正やモラル喪失に対する多くの「告発」が寄せられたという。

・　ブランドのバッグを持った受給者の若者が、堂々と無料の診察を受け、カラーコンタクトレンズを購入して帰る。きっちり2年で眼鏡が壊れたと、眼科処方をもらいに来る受給者があまりに多いので、市役所に問い合わせると、2年で不都合があったら、新作可能ということだった。もっと厳しく制限をかけないと、次へのステップにと保護を受けている人、本当に必要なお年寄りに十分な公費が回らない。（守口市の眼科医）

・　保護を受けている人がすべて弱者ではない。年金をかけてこなかった女性が、貯金を親戚の口座に移して、保護を受け、その貯金を使って余裕のある暮らしをしているのを目の当たりにしてきた。（大阪市の看護師）

・　ある程度は働けるのに働かず、保護で生活する人が、時間をもてあまし、必要もないのに病院めぐりをしたり、ギャンブルに手を出す人、水道代が無料だった頃には、一日に何回も風呂に入るような人もいた。（大阪市の精神保健福祉士）（産経新聞大阪社会部「生活保護が危ない～『最後のセーフティネット』はいま～」p233～235　扶桑社新書2008.9）

4）平成22年3月版「大阪府の生活保護」（大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課発行）参照

5）本稿で記述する被保護人員等の各数値は、総務省統計局「人口推計」「労働力調査」、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課「生活実態調査」「国民生活基礎調査」、厚生労働省社会援護局保護課提供資料、大阪労働局「大阪労働局年報」、大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）年次推移統計表」「生活保護統計ファイル」「大阪の生活保護」及び同課提供資料、大阪府総務部統計課「大阪府の推計人口」、大阪市健康福祉局生活福祉部「生活保護統計月報」の統計数値を参照している。

6）そのほか、世帯規模の縮小により、家族というセーフティネット機能も低下していることを被保護世帯数の増加の要因として指摘するものとして、平成22年3月衆議院調査局厚生労働調査室「貧困問題に関する資料」p.54

7）大阪市の平成22年度予算をみると、市税収入が6,091億円で、対前年度比－5.0%の大幅減となる一方、生活保護費は対前年度比17.2%増の2,863億円と、市の歳出予算1兆6,905億円の16.9%を占めている。また、府下の自治体で大阪市に次ぐ保護率となっている門真市においては、平成22年度歳出予算の21.0%が生活保護費となっている。

なお、19政令指定都市における平成23年度一般会計当初予算案では、14市が前年度を上回るプラス予算を編成（うち9市が過去最大。）しているが、生活保護費などの扶助費の増加がその主な要因となっており、北九州市を除く全市において生活保護費が最高額を更新している。生活保護や子ども手当などに充てる扶助費が17市で膨らみ、うち6市では歳出全体に占める扶助費の割合が4分の1以上であった。（平成23年2月28日時事通信）

8）平成9年から22年までの全国と大阪府の失業率を比較すると、大阪府の失業率が全国のそれより1.3～2.3ポイント上回っている状況が続いており、最低レベルの福井県と比較すると2.5～4.1ポイント上回っている。平成9年～17年及び平成22年の大阪府の失業率は全国ワースト2（ワースト1は沖縄県）で、平成18年～平成21年は、全国ワースト3（ワースト1は沖縄県、ワースト2は青森県）であった。（総務省統計局「労働力調査」結果）

9）平成22年10月21日付、大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の「生活保護の適用状況など」参照。なお、あいりん地区の生活保護受給者数は、平成22年6月現在で、約9,000人と推計されており、この地

区の保護率は360‰（約3人に1人が生活保護を受給している計算）に及ぶとされている。（あいりん地区の人口は前回（平成17年）の国勢調査結果を、生活保護受給者数は西成区の調査結果を参考とした概算の数値である。）

10）厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成22年3月26日）によれば、平成22年1月現在、ホームレス数が最も多かったのは大阪府（3,246人）で次が東京都（3,052人）であったが、15年との比較において大阪府下では4,511人減少しており、減少数としては全国最大である。また、東京23区及び政令指定都市の中では、大阪市（2,792人）が最も多く、東京23区（2,721人）がそれに次ぐ数値であるが、15年との比較では大阪市の減少数（3,811人）が最大である。

11）平成15年7月31日付社援保発第0731001号通知では、「住居地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施する」とし、改めて実施機関である都道府県、指定都市、中核都市の生活保護担当責任者宛通知した。

12）平成15年7月31日に、10）の厚生労働省社会・援護局保護課長通知と同時に、「生活保護法による保護の実施要領」を一部改正する厚生労働省社会・援護局長通知を発出し、生活保護の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生労働省社会局長通知）の第6「最低生活費の認定」の4「住宅費」の(1)「家賃、間代、地代等」に、キ「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められた者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。」の項目を追加し、さらに、同時に発出した平成15年7月31日社援発第0731007号厚生労働 省社会・援護局保護課長通知「『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について（通知）」により、上記キの認定基準を示している。

13）平成15年11月㈶大阪府人権協会「大阪府人権協会ニュースvol3」～自立支援法成立後のホームレス（野宿生活者）問題と自立支援（大阪府立大学　中山徹著）参照

14）日本弁護士連合会は、外国人を含む生活に困窮するすべての者を生活保護の対象とするよう主張している（2008年11月18日日本弁護士連合会「生活保護法改正要綱案」）。

15）同通知では、申請者等が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者からの聴き取りや新聞報道などで申請者等が暴力団員であることの確認が困難な場合は、警察から情報提供を受ける必要があるとして、都道府県警察本部又は警察署暴力団排除担当課を窓口として、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）に基づき、情報提供を求めることとしている。

16）貧困ビジネスの定義は、論者によって異なるが、湯浅誠は「貧困者の貧困それ自体をターゲットとするビジネス」（「生活困窮フリーターと『貧困ビジネス』」『論座2007.1）、「貧困層をターゲットにしていて、かつ貧困からの脱却に資することなく、貧困を固定化するビジネス」（「貧困ビジネスとは何か」『世界』2008.10）とし、門倉貴史は「貧困層をメインのターゲットにして、短期的な利益を追求するビジネス全般」（「貧困ビジネス」幻冬舎新書2009.1）としている。

17）YAHOO！JAPAN辞書「新語検索」（元「現代用語の基礎知識」編集長亀井肇が配信するコラム）によると、「囲い」の語源は、「路上で暮らしている人たちをことば巧みに集めてきて、簡易宿泊施設に収容するということにある。」と説明されている。

18）平成22年5月に捜査第二課等が検挙した（自称）NPO「あしたばの会」幹部等による生活困窮者支援を装った生活保護費不正受給詐欺事件や、同月に捜査第四課が検挙した元NPO「いきよう会」理事等による生活困窮者支援を装った生活保護費不正受給詐欺事件では、不動産仲介業者等と結託し、被保護者の転居に際して支給される住宅扶助費（家賃）や一時扶助費（移送費、敷金等）を騙し取っていた実態が判明した。

19）平成18年2月に、西警察署及び組織犯罪対策本部が、恐喝事件を端緒に、生活保護受給者を囲い込んで東大阪市から生活保護費を騙し取ったとして、宝石業者の男ら3人を検挙した。その後、路上生活者合計7人の名義による詐欺事件の立件を行い、一連事件について組織犯罪処罰法（組織的詐欺）を適用した。

20）本条例案は、平成22年9月14日に大阪府議会定例会に第23号議案として上程され、同年10月27日の府議会本会議において可決、成立、同年11月4日に公布された。

21）大阪市の生活保護受給者の世帯類型別世帯数の推移を見ると、いわゆる稼働可能層（15歳～64歳）が世帯主である生活保護受給世帯（統計では「高齢者」「母子」「傷病」「傷害」の各世帯以外の「その他」の世帯として計上）が、平成20年以降、急激に増加（平成22年12月時点で23,460世帯、構成比20.8％であり、平成20年度平均8,570世帯、構成比9.5％と比較して、世帯数で約2.7倍、構成比率で約2.2倍の増加）している。（大阪市「生活保護統計月報」平成22年12月分（速報））

22）たとえば、刑事部捜査第二課は、平成22年4月1日付けで課長通達を発出し、同課告訴センター管理官を長とする「生活保護費不正受給対策プロジェクトチーム」を発足させ、生活保護費の受給に関連する不正事犯に対する検挙対策の強化を図った。

23）平成21年4月、大阪府警察では、大阪府等の自治体が推進する治安総合対策の警察側の担当窓口として連絡・調整事務を行うとともに、犯罪の総量抑制を目的として、街頭犯罪等の対策や警察本部長特命の犯罪対策を効果的に推進するため、警務部警務課に「犯罪対策室」（室長は所属長（警視））を設置した。さらに、警察組織の総合力を発揮する上で犯罪対策室による対策推進の調整に関する重要な事務を掌理させるため、大阪市警察部長（警視正）を「犯罪対策官」に充て、部門横断的な連携・調整機能を高めた。

24）対策本部設置後、府民などから寄せられた不正受給にかかる相談や情報の件数は36件（平成23年1月末現在）に及び、これら相談・情報以外にも、生活保護等の公的給付・融資制度を実施する大阪市や他の実施機関からの事件相談も適宜受理しており、その中には、実施機関から告訴等を受理したものを含め、多くの不正受給事犯の端緒情報が含まれている。

25）毎日新聞が、昨年5～6月に、都道府県庁所在地、東京23区、全国の政令指定都市を対象に行ったアンケートの結果、全国主要74市・区の半数に当たる37市・区で、ケースワーカー1人当たりの平均受け持ち世帯数（平成21年度）が100世帯を超える「加重負担」となっていることが分かった（平成22年7月18日毎日新聞）。大阪市では、ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数は、平成22年5月の時点で114世帯に達し、平成21年度においては、全ケースワーカーの約7割が経験3年未満であった（平成22年7月30日朝日新聞）。なお、社会福祉法第16条は、市が設置する福祉事務所にあってはケースワーカー1人当たりの標準受持世帯数を80世帯としている。

26）生活保護法第24条は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とし、また、

同条第3項において「第1項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」としている。

27）大阪市においては、ケースワーク業務の充実・強化策として、稼働年齢層に対するケースワーカーの重点的な配置や高齢世帯に対する訪問活動等を強化するほか、生活保護受給者等への就労自立支援事業を推進する方針を打ち出している。～大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、第15回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成23年2月9日開催）結果参照

28）杉山富昭は、従来の被保護者の権利擁護を重視する余り、違法性の疑いのある実態を不問に付したまま、被保護者だけに都合のよい偏頗な情報ばかりを問題提起し、市民に誤った認識を植え付けようとする論調を批判し、厚生労働省、警察、自治体等が生活保護法第78条（不正受給者に対する自治体首長の費用徴収権）及び第85条（不正受給に係る罰則規定）を積極的に発動するよう主張する。「どうする？生活保護『不正受給問題』」『地方自治職員研修』2007.3

29）生活保護制度においては、被保護者からの申請（保護変更申請書（傷病届））に基づき、指定医療機関から医療要否意見書を徴取し、必要性を事前に審査のうえ、給付決定した場合は申請者に「医療券」を発行する。

医療券等の種類として、医療券（訪問介護を含む。）・調剤券・施術券・治療材料券があり、医療券の診療別として入院・入院外・訪問介護・歯科がある。

医療券は歴月を単位として原則1医療機関について1枚発行され、医療扶助受給者は、この医療券により医療機関で受診することができるが、急病等の場合は受診後に医療券が発行される場合もある。

医療扶助については、その抑制の在り方が大きな課題となっている。厚生労働省は、平成23年度から、生活保護受給者を対象に新薬より低価格のジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用するよう指導を強化する方針を固めたといわれる。平成23年度からレセプトのオンライン請求が原則として義務化されるのに伴い、受給者の医薬品の利用状況を把握し、特別な理由なく新薬を使っている場合、医療機関や自治体を通じて後発医薬品を使うよう指導する方針。（平成23年2月6日時事通信）

30）対策本部には、西成区内の簡易宿泊所の集合ポストに、向精神薬を買い取る業者（個人）が、薬品毎の買取価格を表示したチラシを投函しているとの情報も寄せられており、この種の買取業者が横行していることが推測される。

厚生労働省の発表によると、昨年4月神奈川県警が覚せい剤取締法違反容疑で逮捕した男2人が、大阪市西成区のあいりん地区の生活保護受給者から向精神薬を大量に仕入れ、インターネットで不正に転売していた事件を受け、全国の都道府県と政令指定都市、中核市を対象に緊急調査を実施したところ、昨年1月に精神科に通院した生活保護受給者約4万2,200人のうち、複数の医療機関から向精神薬を処方されていた受給者が全国で少なくとも約2,700人いることが判明した。同省は自治体に対し、複数の医療機関から向精神薬を処方された受給者の病状や処方状況を把握するよう求める通知を出している。（平成22年7月27日朝日新聞）

31）鈴木亘は、生活保護受給者であっても保険料と自己負担を生活保護費から支出し国民健康保険に加入し続けられる制度を提唱している。（「病院の『貧困ビジネス』を防ぐ処方箋」『Foresight』2010.2）鈴木と同様、被保護者を国民健康保険の被保険者にとどめおくべきとの主張として、京極高宣「生活保護改革と地方分権化」（MINERVA社会福祉叢書24）p.165,166『ミネルヴァ書房』2008。

32）鈴木前掲注31）。なお、大阪市においては、医療扶助の適正化に関する取組みとして、電子レセプトの導入を迅速に行うこととしている。（平成23年度予算で取組み予定）

33）平成18年4月10日付けの厚生労働省通知「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」により、平成23年度から、一部の例外を除きすべての医療機関はオンラインによるレセプトの請求が義務づけられることとされた。しかし、一部の医療機関等の反発等もあり、同省は平成21年11月25日付けの通知「レセプト請求に関する省令改正及び告示の制定について」により、電子媒体による請求の容認、常勤医師がすべて高齢者の医療機関のオンライン化の免除等を内容とする緩和措置を講じた。

34）日雇労働求職者給付とは、日雇労働被保険者が受給できる失業保険であり、失業日の属する月の前2ヶ月間に印紙保険料を通算して26日分以上納付（日雇労働被保険者手帳に「雇用保険印紙」を26枚以上貼付）していなければならない。

雇用者は日雇労働者から日雇労働被保険者手帳の提出を受けた場合、公共職業安定所に印紙購入通帳の交付申請を行い、郵便局で「雇用保険印紙」を購入し、日雇労働被保険者手帳に印紙を貼付する等、所定の手続をとらなければならない。

なお、雇用者は「出勤簿」により印紙貼付状況（日雇労働者の雇用状況等）を労働局に報告しなければならず、印紙を販売する郵便局も印紙を販売した業者名や枚数について労働局に報告することになっている。

35）平成22年8月29日付け朝日新聞社説「年金不正受給―届け出だけには頼れない」は、死亡した年金受給者の老齢年金の不正受給事案が各地で発覚したことを捉え、平成18年から住基ネットで生存確認できない人のみが現況届を提出することとしている現在の年金支給の制度は、現況届にウソを書かなければ不正受給できなかったころに比べ、心理的なハードルは下がったのではないかなどと現行制度の信頼性に疑問を提起し、不況や就職難の長期化で親の年金に依存する家庭が増え、不正受給が更に多くなる可能性に懸念を示している。また、年金受給者の所在が確認できない場合は、年金の支給停止だけでなく、自治体や警察を含めて情報を共有するシステムを検討すべきであるとしている。

36）平成22年7月1日付け厚生労働省職業安定局雇用開発課就労支援室発表「就職安定資金融資制度の廃止等について」。

37）生活福祉資金貸付制度の一つ。同制度は、平成21年10月に、それまで10種類あった資金種類が見直され、総合支援資金（旧離職者支援資金を含む。）、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類に統合された。

38）大阪市では、国の緊急保証制度に基づき、中小企業者等の資金繰り支援策として平成20年10月から平成22年3月末までの時限付きとして大阪市緊急対策資金融資を実施していたが、平成22年1月28日の平成21年度2次補正予算成立により、緊急保証制度に代わる制度として対象業種の指定基準や利用企業の認定基準を改め、例外業種を除き全業種の中小企業が利用可能となる新たな信用保証制度として「景気対応緊急保証」が創設されたため、これに対応して大阪市では大阪市緊急対策資金融資を廃止し、「大阪市景気対応緊急融資」を平成22年2月15日から運用開始している。なお、景気対応緊急融資制度も平成22年度末までの時限付き制度である。（中小企業庁事業環境部インターネットホームページ「景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策（平成22年2月5日付）」及び大阪市経済局インターネットホームページ「報道発表資料　大阪市景気対応緊急融資を創設します（平成22年2月10日付）」参照）

39）本条例可決時に、附帯決議として、

「特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）をはじめとする関係法令の遵守を事業者に徹底するとともに、被保護者や実施機関等の関係機関に周知すること」

「条例の施行に当たっては、被保護者等の転居支援等必要な支援が適正に行われるよう、保護の実施機関はもとより、関係機関と十分な連携を図ること」

が付された。

40）大阪府公表（大阪府ホームページに掲載）の「（仮称）大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例（案）概要」に対する府民意見等と大阪府の考え方について」参照

41）「大阪市生活保護行政特別調査プロジェクトチーム設置要綱」では、その設置目的を「本市の生活保護行政を適正に執行するにあたり、生活保護制度をとりまく状況について、市全体の共通の課題認識に立ち、社会保障制度全般を含めた制度の抜本的な改革に向けた取り組みや、生活保護行政にかかる業務執行体制、不正受給や不正請求などへの対応等について戦略的に推進するため」としている。なお、同プロジェクトチームは、市長を委員長、委員長が指名する副市長を委員長代行とし、その他、関係部局長・区長を委員に、関係課長を幹事とする組織編成となっており、委員長は随時、委員を招集して委員会を開催することとしている。

42）適正化推進チームでは、担当課長1人、課長代理2人、担当係長10人、嘱託職員6人（元大阪府警察職員2人を含む。）の体制（平成22年7月1日現在）で、主に

・　不正受給に関し、日常のケースワーク業務での対応が困難な事案について　重点的な調査の実施
・　被保護者に不利益をもたらすおそれのある施設・団体等への調査の実施
・　医療扶助の不正請求に関し、レセプト点検、医療機関への個別指導結果等を踏まえた重点的な調査の実施

を行っている。

43）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の「国に対する提案・要望（2010年9月17日付）」及び各「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年12月まで合計14回の委員会を開催）結果参照

44）梅田和尊は、無料低額宿泊所を利用した貧困ビジネス対策として、社会福祉法上届出制となっているこの種業態（同法第2条第3項第8号、同法第69条）を許可制に改めるとともに、

・　サービスに見合わない高額な利用料の徴収を予防するための施設利用料の制限
・　社会福祉士等の専門職の配置の義務づけ
・　利用者の自立支援のための支援経過記録やケアプランの作成の義務づけ
・　十分なケースワーカーの配置

を提言している。「無料低額宿泊所を利用した貧困ビジネスの実態とその改善策について」『福祉のひろば』2010-1。

厚生労働省は、平成21年10月に無料低額宿泊施設等の在り方に関する検討チームを設置し、22年度から優良施設に対し運営費の助成を行うことを決定した。入所者支援を重視する優良施設と生活保護費ピンハネ等の貧困ビジネス型施設の選別を進める方針とされている。（平成22年1月13日「毎日新聞」）

45）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、第11回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年9月22日開催）結果の資料1「生活保護行政特別調査プロジェクトチームのこの1年の

取り組み」、平成22年10月21日付「プロジェクトチーム等の具体的な成果」、第13回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年11月24日開催）結果の資料・議題3「任期付職員の公募について」参照

46）大阪市の生活保護適正化のための元警察職員の採用は、以下のとおり、年々増員が図られている。

- 平成19年4月1日　2人
- 平成21年4月1日　4人
- 平成22年4月1日　6人（うち2人は適正化推進チームに配置）
- 平成22年6月1日　14人（同上）
- 平成23年4月1日（予定）　27人（同上）

なお、申請者からの相談業務等は、社会福祉主事の資格を有する区の健康福祉センターの常勤職員の責任において行われるものであり、市に採用された元警察職員は、常勤職員の指示の下、本文記載の業務を遂行するものである。社会福祉法第15条第6項は、「福祉に関する事務所」において「指導監督を行う所員」及び「現業職員」は「社会福祉主事でなければならない」としている。

47）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、第7回生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年6月4日開催）結果の資料2「大阪市の貧困ビジネス対策」、第10回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年8月31日開催）結果の資料3「現物給付の検討状況について」、第14回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年12月20日開催）結果の資料・議題1「適正化推進チームの取り組み状況について」参照

48）大阪市公表（大阪府ホームページに掲載）「居宅生活移行支援事業の実施」参照。

しかしながら、申請に介在する「囲い屋」の存在自体は未だ根絶されておらず、市が用意した民間施設の近くで待ち伏せしアパートへの入居を迫るケースや、区役所階下で待ち受けるケースも見受けられている。（平成22年6月4日毎日新聞（夕刊）、同年9月7日朝日新聞）

49）平成22年12月16日大阪市「生活保護医療扶助の適正実施に向けた調査結果について（中間取りまとめ）」参照。

この調査の過程で、

- 通院と比較して、最大11倍もの医療費が請求されている訪問診療事例
- 一ヶ月に12回以上も訪問診療が行われている事例

などが判明したが、いずれも上限近くとはいえ、国の診療報酬基準内と判断され、過剰診療に関する明確な国の基準もない現状では不適正な診療行為とまでは判断できなかったとされた。市としては今後も様々な観点から調査し、医療扶助の実態や問題点を浮き彫りにしていくことにより、国に対して制度の改革を強力に求めていくとしている。

50）平成23年度から、就労支援目的で派遣するケースワーカーを59歳以下に重点配置し、ケースワーカーの配置割合を70世帯に1人の割合から、60世帯に1人の割合に移行する予定。（平成23年2月9日産経新聞）

51）府営住宅や市営住宅の家賃等については、直接、大阪府や大阪市に払い込んでいるが、民間の賃貸住宅においても、平成23年度から不動産会社や家主等に家賃等を直接払い込む制度を導入する方向で検討している。

52）これまでは医療機関から生活保護担当宛に送付されるレセプトはすべて書類ベースであったが、平

成23年度からは、医療機関においても進められている電子レセプトをデータで受理できるシステムを構築し、データの活用によるレセプトの点検を強化していく予定である。

53）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、第7回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年6月4日開催）結果参照。なお、同委員会においては、委員長である平松大阪市長から、市が大阪府警の全面的な協力を得て、毅然とした態度で「貧困ビジネス」事業者を徹底的に閉め出していく取り組みを行っていることが紹介され、大阪府警の協力に対して謝意が表されている。

54）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、第12回「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」委員会（平成22年10月19日開催）結果参照

55）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、平成22年9月17日付「他都市との連携」参照

56）大阪市公表（大阪市ホームページに掲載）の、平成22年9月22日付「中国国籍の方の生活保護集団申請について」参照

57）門真市と同様に保護率が高い守口市においても、本年4月から府警OB2人を採用し、生活保護を担当する生活福祉課に配置し、生活保護申請者への対応の他、不正受給者への対応などに従事することとなった。

58）平成23年1月25日付厚生労働大臣記者会見概要（厚生労働省ホームページに掲載）、平成23年1月20日付官庁速報（時事通信）参照

59）高槻市では、平成23年1月、架空の生活保護受給者を仕立てて保護費を着服していた元担当課長が逮捕されるという非違事案が発覚した。（捜査第二課、高槻署）

※事案概要

被疑者は、高槻市保健福祉部福祉事務所生活福祉課長として、生活保護の決定・支給、生活保護費の保管管理等の事務を担当していたものであるが、その立場を利用して生活保護費を詐取しようと企て、架空の2人の者に生活保護費を支給する旨の虚偽の内容を生活保護システムに登録し、合計270万円の支出負担行為兼支出命令書に押印して虚偽の公文書を作成した上、同課職員をして、同市会計室職員に対し、同文書を提出行使するなどして、同市現金270万円を騙し取ったもの。

なお、同被疑者は、更に別の架空の人物を作出し同様の詐欺事件を敢行したとして、平成23年2月に再逮捕、3月に3度目の逮捕をされている。

60）社会保障と税に共通の番号を国民一人ひとりに割り振る制度。社会保障と税制を一体化することにより、より正確な所得情報を把握して適正な課税や給付につなげ、事務の効率化や国民負担の公平性の向上を図ることを目的とする。（朝日新聞出版「知恵蔵2010」）

同制度は、平成22年度税制改正大綱に盛り込まれ、現在、政府において、本年秋の臨時国会への法案の提出を目指して、個人情報保護方策や情報システムの制度設計等の論点を中心に議論が進められている。政府としては、平成26年6月に国民に番号を配布し、平成27年1月から段階的に利用を開始する方針とされる。

61）平成22年8月26日産経新聞「主張」は、「貧困ビジネス　つけ込まれる制度見直せ」と題し、Ⅳ6(1)イの事件を事例に、不正受給の横行は制度そのものを崩壊させかねないとして、貧困ビジネスを根絶する根本的対策を求めている。また、これらの事件の根底に「低賃金の非正規雇用より生活保護の方がまし」「いざとなれば生活保護をもらうから年金保険料は払わない」といったモラルハザード（倫理の欠如）が広がっていることに懸念を表明している。

62）警察庁捜査第二課の発表によると、平成22年に全国警察の知能犯部門が検挙した生活保護に係る不正受給詐欺事件は27件であり、平成18年（同5件）と比較して5倍以上に及ぶことが分かった。（平成23年2月2日産経新聞）

なお、このうち、大阪府警察の知能犯部門における生活保護の検挙件数は10件であり、全国の検挙件数の3分の1以上に及んでいる。

63）たとえば、平成21年7月1日、奈良県警が摘発した生活保護を受給する入院患者に対して心臓カテーテル手術をしたように装い診療報酬を詐取するなどしたいわゆる「山本病院事件」や、平成22年11月26日、神奈川県警が摘発した偽装結婚に絡めて虚偽の出席届を出し、こども手当を詐取した詐欺等事件（平成22年11月27日読売新聞）等

64）京極前掲注31）ｐⅱ，ⅲ，206

65）山田利三は、相談者に申請書を出させないようにするような「水際作戦」ではなく、不正受給者や対業者を厳しく選別する「正しい水際作戦」が必要であるとし、警察との連携も含めた自治体の審査体制・能力の強化とともに、最も効果のある抑制策である就労支援の強化を図ることが、遠回りのようでも適正給付につながり、国民の信頼を取り戻す、と主張する。「生活保護制度の『正しい見直し』は実現するか」『Foresight』2006.9

66）門倉は、行政側は、不正受給に対する監視の目を強化すると同時に、生活保護を本当に必要としている人に対しては円滑に保護費を支給するという、非常に微妙で難しい政策の舵取りが求められるとし、「貧困ビジネス」を成り立たせないよう法律の隙間である「グレーゾーン」をなくす制度の整備や、罰則の強化を求めている。門倉前掲注16）p.201,205

危険運転致死傷罪の捜査のための基礎知識

Basic Knowledge for Investigation of "Dangerous Driving Causing Death or Injury"

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長
元警察大学校警察政策研究センター政策調査官
那須　修

危険運転致死傷罪（刑法第208条の２）は、平成13年12月25日施行の「刑法の一部を改正する法律」（平成13年法律第138号）により導入され、19年６月12日施行の「刑法の一部を改正する法律」（平成19年法律第54号）により、自動二輪車や原動機付自転車も対象に含まれることとなった。

その運用状況は本文Ⅰの２で述べるとおりであるが、16年から19年にかけて年間270件から434件に伸びた危険運転致死傷罪の適用件数は、その後伸び悩み、22年は333件であった。

近年の交通事故の傾向として、高速走行での事故の減少や、飲酒運転、最高速度違反等悪質性・危険性の高い事故の減少が指摘されており、こうした事情も、上記適用件数の伸び悩みの一因と考えられる。しかしながら、本罪の更なる適用に向けてより一層の捜査能力の向上を求める声があるのも事実であり、危険運転致死傷罪の適用に向けた立証上のハードルが決して低くない中、そうした期待に応えるためには、（例えば、カーブにおける制御困難高速度類型の捜査において必要となる限界旋回速度の知識等の）幅広い知識を、捜査員において身に付ける必要がある。

本稿は、そうした観点から、危険運転致死傷罪の捜査において求められる基礎知識について説明し、もってその捜査に資することを目的とするものである。

なお、文中意見にわたる部分は私見である旨申し添える。

Ⅰ　総論

１　危険運転致死傷罪とは

刑法第208条の２第１項・第２項に定める危険運転致死傷罪は、**故意に危険な自動車の運転行為を行った結果人を死傷させた者**を、暴行により人を死傷させた者に準じて処罰しようとするものであり、**暴行の結果的加重犯としての傷害罪・傷害致死罪に類似した故意犯**である[1)]。その保護法益は第一次的には人の生命・身体[2)]であって、第二次的には交通の安全についても保護法益とする[3)]が、本罪の危険運転行為は道路上のものには限られない[4)]。

故意の危険運転行為の類型としては、**①アルコール・薬物影響**（アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態。第１項前段）、**②制御困難高速度**（その進行を制御することが困難な高速度。第１項後段）、**③技量未熟**（その進行を制御する技術を有しない。第１項後段）、**④妨害目的**（人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度。第２項前段）、**⑤赤信**

号殊更無視（赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度。第２項後段）がある。

２　運用状況

表１のとおり、自動車運転過失（交通業過）致死傷罪（（重）過失致死傷罪を含む。）の適用件数が、平成 16 年の 864,569 件から 22 年の 685,120 件まで減少が続く一方、危険運転致死傷罪の適用件数は 16 年の 270 件から増加し、19 年には 434 件となった。しかし、その後、21 年には 325 件まで減少し、22 年は 333 件と、前年比でほぼ横ばいであった。

施行されてから 22 年までの間の危険運転致死傷罪 3,001 件の類型別内訳では、赤信号殊更無視 1,294 件（43.1 %）、アルコール影響 1,190 件（39.7 %）の合計が８割以上を占め、以下、制御困難高速度 296 件（9.9 %）、薬物影響 131 件（4.4 %）、妨害目的 71 件（2.4 %）、技量未熟 19 件（0.6 %）となっている。ただし、危険運転致死罪 421 件の類型別内訳では、制御困難高速度 147 件（34.9 %）、赤信号殊更無視 131 件（31.1 %）、アルコール影響 117 件（27.8 %）が大半（93.8 %）を占めている。

危険運転致死罪と致傷罪の件数を比較すると、全類型の合計では、致死罪 421 件に対し致傷罪 2,580 件と、後者が前者の６倍以上の適用件数である。しかし、制御困難高速度類型については、致死罪 147 件、致傷罪 149 件と、ほぼ拮抗している。

表１　危険運転致死傷罪の類型別適用件数

危険運転致死傷類型		平 14 年		平 15 年		平 16 年		平 17 年		平 18 年		平 19 年		平 20 年		平 21 年		平 22 年		合　計	
アルコール影響	致死	14	159	19	132	10	125	12	118	22	159	18	166	8	118	8	108	6	105	117	1,190
	致傷	145		113		115		106		137		148		110		100		99		1,073	
薬物影響	致死	0	8	3	11	1	7	0	9	3	16	2	19	1	18	0	24	0	19	10	131
	致傷	8		8		6		9		13		17		17		24		19		121	
制御困難高速度	致死	17	28	28	38	11	23	16	34	19	39	18	42	14	38	11	23	13	31	147	296
	致傷	11		10		12		18		20		24		24		12		18		149	
技量未熟	致死	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	1	1	1	6	0	3	0	5	2	19
	致傷	0		2		0		1		1		0		5		3		5		17	
妨害目的	致死	2	6	0	2	1	7	2	5	2	9	3	12	2	9	1	15	1	6	14	71
	致傷	4		2		6		3		7		9		7		14		5		57	
赤信号殊更無視	致死	21	121	21	123	15	108	22	112	14	155	13	194	10	162	7	152	8	167	131	1,294
	致傷	100		102		93		90		141		181		152		145		159		1,163	
合　計	致死	54	322	71	308	38	270	52	279	60	379	55	434	36	351	27	325	28	333	421	3,001
	致傷	268		237		232		227		319		379		315		298		305		2,580	
（参考）																					
自動車運転過失（交通業過）	致死	6,789		6,353		6,037		5,521		5,278		4,753		4,404		4,088		3,894		47,117	
	致傷	833,078		849,456		858,532		850,123		820,520		776,860		710,573		692,245		681,226		7,072,613	

※　自動車運転過失（交通業過）致死傷には（重）過失致死傷を含み、危険運転致死傷は含まない。

３　罪数

故意犯である危険運転致死傷罪が成立するときは、過失犯である自動車運転過失致死傷罪は成立しない。

危険運転致死傷罪の危険運転行為は、構成要件として、酒酔い、速度違反、無免許、信号無視等の道交法違反を取り込んでいるため、本罪が成立するときには、これらの道交法違反は成立しない。ただし、無免許でアルコール影響類型に係る危険運転致死傷罪を犯した場合のように、危

険運転行為が構成要件として取り込んでいない道交法違反の罪は、危険運転致死傷罪とは別に成立し、両罪は併合罪となる。

Ⅱ　類型ごとの論点

1　アルコール・薬物影響類型

（1）対象者

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を死傷させた者

（2）「アルコール又は薬物の影響」

アルコール等の影響が実質的に認められるのであれば、過労等の他の原因と競合していても差し支えない[5]。また、脇見やハンドルの誤操作等の行為をして死傷事故を発生させたとしても、そのときにアルコール等の影響により道路及び交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあり、その状態に起因して当該行為がなされたのであれば、危険運転致死傷罪の成立が認められる[6]。

一方、**自車の直前に歩行者が急に飛び出してきたなど、仮に適切な運転操作を行っていても回避できなかったと認められるような場合には、危険運転致死傷罪は成立しない**[7]。

（3）アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」

アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」とは、道交法第117条の2第1号の「酒に酔った状態」、すなわち、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」では足りず、前方の注視が困難になったり、意図したとおりの時期や加減でハンドル及びブレーキ等を操作することが困難になったりするなど、**現実に道路及び交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあること**をいう（千葉地判平18.2.14判タ1214号315頁）[8]。

この状態の認定については、**飲酒量、飲酒状況、運転に至るまでの経緯や運転の動機、運転状況、事故態様、事故後の被疑者の状態、飲酒検知の結果等の諸般の事情を総合**して行われる[9]。

ア　運転状況及びその前後の状況からの判断

前掲千葉地判平18.2.14は、「自動車の運転を開始する前に、相当多量に飲酒し、第三者から見て分かるほど平衡感覚を正常に保てない状態にあった上、本件自動車の運転を開始した後には、2か所の交差点で信号機を見落とし、右カーブで路外に接近してガードレールに衝突しそうになり、本件事故現場付近では、緩やかな左カーブになっているほぼ直線の道路で自動車を左外側線側に進出させ、視認しやすい状況にあった被害者らに全く気付かないまま、自車を被害者らに衝突させた」として、被告人が「正常な運転が困難な状態」にあったことを認めた。

また、東京地八王子支判平14.10.29判タ1118号299頁は、事故を起こした後、同乗者の制止も聞かず自動車を運転し、コンビニエンスストアでワンカップの日本酒を購入し、警察官が到着する前にこれを飲み干すという、罪証隠滅のための**重ね飲み**をした者に対し、重ね飲み以前に、夕刻来長時間にわたって多量のアルコールを摂取し、午後11時過ぎに飲食店を

出たときには「ふらついて、倒れかかる状態であったため、同僚から自動車の運転を制止されたが、これを拒絶し」、「容易にエンジンキーを鍵穴に差し込めない状態であり」、「駐車場の料金投入口に料金を投入できず、同僚に代わって投入してもら」い、その直後、「人身事故を起こしたのに、その場から逃走した末、再び（本件）人身事故を起こして、被害者に重傷を負わせたことを十分に認識できたのに、なおも逃走を続けた」事情等を踏まえ、危険運転致死傷罪が成立するとした。

イ　呼気アルコール濃度の算出（ウィドマーク式計算法）

アルコールが自動車の運転に及ぼす影響には個人差があるので、危険運転致死傷罪の成否は運転者の**呼気アルコール濃度**のみによって決まるのではないが、同濃度は、**「正常な運転が困難な状態」であったか否かを判断する上での重要な判断要素**となる[10]（ウ参照）。

その際問題となるのはあくまで事故発生時における呼気アルコール濃度であるが、同濃度は時間とともに低下する一方、飲酒検知は事故後一定の時間が経過してから行われることが多い。そのため、事故発生時における同濃度をどうやって求めるかが問題となる。

このような場合には、**ウィドマーク式計算法**を活用することが考えられる[11]。同法によると、**日本人の平均の呼気アルコール濃度の時間当たりの減少率は、１時間当たり平均0.075 mg/lで、幅としては0.055～0.095 mg/l**であり、これを用いて、飲酒検知時点の測定値から、事故発生時における呼気アルコール濃度を逆算するのである（＜立証に向けた基礎知識①＞の（用例１）参照）。

さらに、体内からアルコール分が抜け出てしまった後に出頭したり、重ね飲みをするなどして飲酒検知を行うことができない場合であっても、同計算法を用いて、飲酒量から事故発生時における呼気アルコール濃度を求めることができる（＜立証に向けた基礎知識①＞の（用例２）参照）。

ただし、上記のとおり、**呼気アルコール濃度だけで危険運転致死傷罪の成否が決まるわけではないため**、同濃度の測定結果やウィドマーク式計算法による算出結果にかかわらず、**運転状況等の捜査は必須**であるといえる（ア参照）。例えば、長崎地判平16.10.12は、事故約90分後の検査で呼気アルコール濃度が0.66 mg/l（仮にウィドマーク式計算法を用いて単純計算した場合、事故当時は0.74 mg/l以上）であった事案について、事故当時居眠りしており、かつ、自動車に乗る前の様子を見た者が「あれほどフラフラして真っ直ぐ歩けないぐらいに酔っておりながら、自動車を運転して帰るとは思いもしなかった」と述べるなどしたこと等も踏まえた上で、危険運転致傷罪の成立を認めた。

ウ　判例に表れた呼気アルコール濃度と危険運転致死傷罪の関係

判例に表れた呼気アルコール濃度と危険運転致死傷罪の関係を見てみると、施行約１年半後の平成15年半ばには、**「呼気検知結果が0.4～0.45 mg/lであっても、被告人の酒に対する適性や運転直前の被告人の状況や事故後の状況等を丹念に捜査して、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難であったことを明らかにして危険運転致死傷罪の適用を行った事案」**もあると分析されていた[12]。そのうち、横浜地判平14.7.26裁判所HPでは、事故の７時間あまり後で呼気アルコール濃度が約0.15 mg/l（判決では「犯行当時の体内のアルコール濃度は相当高いものであったことが容易に推認できる」とされた。なお、仮にウィドマ

ーク式計算法を用いて単純計算した場合、事故当時は 0.54 mg/l以上）の事案について、運転状況等を踏まえ、危険運転致死傷罪が適用された[13]。

その後、名古屋地判平 19.1.23 は、普通乗用自動車を運転中、対面信号機が赤色信号を表示しているにもかかわらず時速 70 ～ 80 kmで交差点に進入し、青信号に従って交差道路から交差点に進入してきたタクシーに衝突して、当該タクシーの乗客及び運転者等６人を死傷させた者について、事故約 80 分後の呼気アルコール濃度が 0.35 mg/l（仮にウィドマーク式計算法を用いて単純計算した場合、事故当時は**0.42 mg/l**以上）であったが、**危険運転致死傷罪**の赤信号殊更無視類型及び**アルコール影響類型に当たらない**とした。この事件では、運転者は、高速度の追い越し運転等危険な運転はしていたものの、反面、「意図したとおりの時期や加減でハンドル及びブレーキ等を操作することが困難になったりする」ようなことはなかったため、裁判では、あくまで赤信号殊更無視類型の成否が争われたのであった（控訴審の名古屋高判平 19.12.25 高検速報（平 19）425 頁においては、赤信号殊更無視類型の成立が認められた。５（３）ウ参照）が、呼気アルコール濃度とアルコール影響類型の成否の関係を考える上でも、参考となる事案であるといえる。

一方、仙台地判平 18.1.23 裁判所 HP は、普通貨物自動車を運転中、対面信号機が赤色信号を表示しているにもかかわらず時速約 60 kmで交差点に進入し、一時停車中の普通乗用自動車と衝突してこれを押し出し、付近の横断歩道を歩行中の高校生 18 人を死傷させた事案に関し、事故約 45 分後の飲酒検知による当該運転者の「呼気中のアルコール濃度は呼気１リットル中 0.3 ミリグラムであった」（仮にウィドマーク式計算法を用いて単純計算した場合、事故当時は**0.34 mg/l**以上）が、この「ことをもってアルコールの影響を否定する理由にはならない」とし、事故当時、アルコールの影響で居眠りをしていたこと等を踏まえ、**危険運転致死傷罪のアルコール影響類型が成立する**とした（加えて、当該運転者にかつて酒気帯び運転の非行歴があったことや任意保険に加入しておらず賠償の見込みがないこと等が考慮され、懲役 20 年の刑が科された（控訴せず確定）。）。

さらに、福岡高判平 21.5.15 高検速報（平 21）287 頁は、事故約 48 分後の呼気アルコール濃度が 0.25 mg/l（仮にウィドマーク式計算法を用いて単純計算した場合、事故当時は**0.29 mg/l**以上）であったが、「自車を走行させるための相応の運転操作は可能であったが、前方注視を行う上で必要な視覚による探索の能力が低下したために前方の注視が困難となって先行車の存在を間近に迫るまで認識することができない状態にあり、現実に道路及び交通の状況等に応じた運転操作を行えなかった」として、原判決を破棄し、**危険運転致死傷罪のアルコール影響類型に当たる**とした（なお、「事故後飲酒検知までの時間の経過に伴う保有アルコール濃度の低下は明らかである」とされた。また、本稿脱稿後、本件上告審の最決平 23.10.31 刑集 65 巻７号 1138 頁は、事故前の飲酒状況や運転状況等から、「本件事故後の飲酒検知結果等からは被告人の本件事故当時の血中アルコール濃度は血液１ml中 0.5 mgを上回る程度のものと認定できるにとどまることなどを考慮しても、相当程度の酩酊状況だったことは明らか」であるとして、危険運転致傷罪のアルコール影響類型の成立を認めた。）。

（４）薬物の影響により「正常な運転が困難な状態」

薬物については、規制薬物には限らず、運転者の精神的・身体的能力を低下させて正常な運

転が困難な状態を生じさせる薬理作用のあるものをいう。

そして、薬物の影響により「正常な運転が困難な状態」とは、道交法第 66 条の「薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態」では足りず、アルコールの影響による場合と同様、**現実に道路及び交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあること**をいい、覚せい剤の影響により妄想・幻覚にとらわれ運転操作が困難な状態であった場合（宇都宮地判平 14.12.4）のほか、鎮静剤の影響により強い眠気を覚えて意識がもうろうとしていた場合（佐賀地判平 14.11.6）等が、これに当てはまる。

（５）故意

故意犯であることから、**自己が「正常な運転が困難な状態」であることの認識が必要**である。

ただし、大量に酒を飲みながら「まだ自分は大丈夫」などと勝手に考えていたとしても、故意が否定されるわけではない[14]。こうした場合には、困難性を裏付ける事実、例えば意識がもうろうとしていること、歩行が困難であること、他人から運転をやめるように注意されたことなどの事実の認識があれば足りると考えられる[15]。

また、薬物については、薬物を服用したことの認識と正常な運転が困難である状態であること（意識がもうろうとしていること等）の認識があれば足りるものと考えられる[16]。ただし、**風邪薬のように眠ることを直接の目的としていない薬の場合は、薬物が運転に影響するとの運転者の認識や服用量等も踏まえて判断すべき**[17]ところ、その場合には、交付時に薬剤師等から眠気を催す薬である等の説明を受けたか、外袋の「使用上の注意」等にその旨の記載があったか等についての捜査が求められ、さらに、運転前にその薬を服用した理由並びに眠気を催した時及びその後の状況等についても聴取しておくべきと考えられる[18]。

なお、飲酒時に運転の意思があった場合には、運転時に責任能力が低下していたとしても、**原因において自由な行為**の法理により、刑法 39 条による刑の減免はなされないというのが判例である（最決昭 43.2.27 刑集 22 巻２号 67 頁）[19]。

＜立証に向けた基礎知識①＞ウィドマーク式計算法

飲酒量から、一定時間経過したときの血中アルコール濃度を求める計算方法として、ウィドマーク式計算法と上野式計算法がある[20]（本稿では、呼気アルコール濃度に置き換えて記述する。ちなみに、**血中アルコール濃度の1/2000が呼気アルコール濃度**となる[21]（道交法施行令第 44 条の３参照）。）。

２つの計算法には若干の違いがあるが、ウィドマーク式計算法の方が、より捜査に適しているとの説がある[22]。

同法の内容は、以下のとおりである。

$$C' = C - \beta \times t \quad \cdots\cdots（1式）、\quad C = \frac{A\ (= D \times Cd \times sg)}{2 \times W \times \gamma} \quad \cdots\cdots（2式）$$

C'：飲酒ｔ時間後の呼気アルコール濃度（mg/l）

Ｃ：飲酒直後の呼気アルコール濃度（mg/l）

β：１時間当たりの呼気アルコール濃度減少率（mg/l）

ｔ：飲酒後の経過時間（時間単位）
Ａ：アルコール摂取量（ｇ）
Ｄ：飲酒量（ml）
Ｃｄ：飲物のアルコール濃度（例えば５％なら、0.05 とする。）
ｓｇ：アルコールの比重
Ｗ：体重（kg）
γ：アルコール体内分布係数（体内でアルコールが分布しにくい骨等の硬組織や脂肪組織等を差し引くための係数）

ここで、日本人の１時間当たりの呼気アルコール濃度の減少率βは 0.055 ～ 0.095（平均 0.075）であるため、事故時の呼気アルコール濃度ｃ（mg/l）と事故ｔ時間後の呼気アルコール濃度をｃ'（mg/l）との関係は、

ｃ'＋0.055ｔ≦ｃ≦ｃ'＋0.095ｔ……（1.1式）

となる。

また、アルコール比重は 0.8、日本人のアルコール体内分布係数γは 0.60 ～ 0.96（平均 0.78）なので、これらと上記βの値を（２式）に代入すると、飲酒ｔ時間後の呼気アルコール濃度Ｃ'（mg/l）は、

$$C' = \frac{A\ (=D \times Cd \times 0.8)}{2W(0.60 \sim 0.96)} - (0.055 \sim 0.095)\ t$$

となり、これを計算すると、

$$\frac{5 \times D \times Cd}{12W} - 0.095\ t \leqq C' \leqq \frac{2 \times D \times Cd}{3W} - 0.055\ t \quad \cdots\cdots (2.1式)$$

が成立する。

（用例１）事故後に飲酒検知ができた場合

事故後に飲酒検知ができた者に対しては、上記**（1.1式）を用いて、事故時の呼気アルコール濃度を算出する。**

例えば、飲酒運転で人身事故を起こしたＡについて、事故５時間後に飲酒検知をしたところ、呼気１リットルにつき 0.13 mgのアルコールが検出されたとすると、Ａの事故当時の呼気アルコール濃度は、最低でも、

0.13 ＋ 0.055 × 5 ＝ 0.405（mg/l）

となる。

そのため、上の例のＡについては、危険運転致死傷罪（アルコール影響類型）に問えない場合でも、少なくとも道交法の**酒気帯び運転**の罪は成立する（Ⅰの３参照）。

ただし、呼気アルコール濃度がピークに達する時間及び同濃度の減少率には個人差があり、かつ、体調や飲酒状況等にも左右されるされるところ、（1.1 式）の適用に当たっては、飲酒状況等を十分捜査するとともに、算出した値の下限が 0.15 mg/lに近い場合には、特に慎重な捜査が必

要になると考えられる。

一方、事故後に逃走してから時間が経過し、アルコールが完全に体内から抜け出てしまったり、逃走中に重ね飲みをしたような場合には、(1.1式) を用いることはできない。その場合には、以下の（用例２）のように、(2.1式) により呼気アルコール濃度を明らかにすることを検討することとなる。

また、（用例１）の例のＡでも、事故から飲酒検知までの行動を立証できない場合には、当初は自供しても後になって供述を翻し、飲酒検知の数値は事故後に酒を飲んだのが影響したのであって、事故時にはそれ程酔っていなかったなどと主張する可能性がある。そのため、供述を翻した場合に備え、(用例２）のように、(2.1式) による計算もしておく必要があると考えられる（なお、事故前の飲酒量、飲酒状況、飲酒後の状況等については、常に、捜査を徹底しておく必要がある。)。

（用例２）事故後に飲酒検知ができなかった場合[23)]

上記のような**事故後に飲酒検知を行うことができない又は事故後の行動を立証できない場合**には、**(2.1式) を用いて、飲酒ｔ時間後の事故時の呼気アルコール濃度を算出する**必要がある。

すなわち、体重Wkgの人がアルコール濃度Ｃｄ（％表示だと100×Ｃｄ(％)）の酒をＤ(mg)飲んだ場合のｔ時間後の呼気アルコール濃度Ｃ’(mg/l)の下限は、

$$\frac{5 \times D \times Cd}{12W} - 0.095t \quad (mg/l)$$

となる（ちなみに、**この値が0.15を上回っていれば、酒気帯び運転**の罪に問い得ることとなる。)。

また、もし、**２種類の酒を飲んだ場合**、例えば、アルコール濃度Ｃda（％表示だと100×Ｃda(％)）の酒をＤa(mg)、同Ｃdbの酒をＤb(mg)飲んだ場合には、

$$A = Da \times Cda \times sg + Db \times Cdb \times sg$$

となるので、その人の体重がWkgだとすると、ｔ時間後の呼気アルコール濃度Ｃ’(mg/l)の下限は、

$$\frac{5 \times Da \times Cda + 5 \times Db \times Cdb}{12W} - 0.095t \quad (mg/l)$$

となる。

例えば、体重70 kgの人が、アルコール濃度５％のビールを1750 ml、5.5％のビールを960 ml飲んだとすると、飲酒５時間後の呼気アルコール濃度の下限は、以下のとおりとなる。

$$\frac{5 \times 1750 \times 0.05 + 5 \times 960 \times 0.055}{12 \times 70} - 0.095 \times 5 \fallingdotseq 0.36 \quad (mg/l)$$

ただし、**(2.1式)** の適用に当たっては、以下のような点に十分留意するとともに、酒気帯び運転に関し、算出した値の下限が 0.15 mg/lに近い場合には、特に慎重な捜査が必要になると考えられる。

①　飲酒後の経過時間（ｔ）は、飲酒開始時点とする

名古屋地判平 19.12.4 は、午後７時過ぎから 10 時過ぎ頃まで飲酒していた者が午後 11 時 30 分にひき逃げ事故を起こした事案で、「ウィドマーク法における計算方法は、飲酒を開始した午後７時過ぎにビールを一時に摂取したものと仮定して計算する」とし、その控訴審である名古屋高判平 20.4.8 は、「被告人が飲酒を始めたのは本件運転当日の午後７時過ぎころとしか認定できず、正確な時刻を確定できないから、開始時刻は被告人に最も有利な同日午後７時 00 分として算出すべき」とした（一審はｔ＝ 4.3 として計算し、酒気帯び運転について被告人を有罪としたが、控訴審はｔ＝ 4.5 として計算し、これを無罪とした。）。

②　アルコール比重（sg）の誤差

アルコールの温度等の関係から、アルコール比重を 0.8 としなかった判例もある。例えば、大阪地判平 19.6.11 は、同比重を 0.7947 とした。

③　飲酒量（Ｄ）等の誤差

飲み残しの量が問題となることがあるほか、容器入りのアルコールの容量及び濃度については一定の誤差が認められており、例えば、350 mlや 500 mlの缶ビールや中瓶・小瓶の瓶ビールは、内容量について２％の誤差まで認められている[24]。

また、前掲名古屋地判平 19.12.4 は、アルコール濃度表示が５％のアサヒスーパードライについて、許容誤差にかんがみ、被告人有利に濃度を 4.8 ％として計算するなどした。

２　制御困難高速度類型

（１）対象者

その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させ、よって人を死傷させた者

（２）「進行を制御することが困難な高速度」

「進行を制御することが困難な高速度」とは、**速度が速すぎるために道路の状況に応じて進行することが困難な状態で自車を走行させること**をいい、**当該速度での走行を続ければ、ハンドルやブレーキの操作のわずかなミスによって自車を進路から逸脱させて事故を発生させることになると認められる速度**をいう[25]。カーブを曲がることができないような高速度で自車を走行させることが典型例であるが、考慮すべき事情としては、**道路の形状（湾曲状況、幅員等）、路面の状況（水たまり、凍結状況等）、自動車の構造・性能、貨物の積載状況等の客観的事情**が挙げられる[26]。

一方、速度違反をしていたところ、たまたま路地裏から出てきた歩行者を轢いたからといって本罪が即成立するようなことはない。**制御困難な高速度に当たるかどうかは、道路状況に応じて進行することができるかどうかによって客観的に判断されるのであり、個別的な人や車の動き等への対応の可能性を考慮して決まるのではない**[27]。また、「運転者の技能については、道路の状況や車両の性能とは異なり、類型的、客観的な判断にはなじみにくい面があるので、これが判断要素になることは通常はないと考えられる。なお、それほど速度が出ていないにもかかわらず、運転操作を誤ったような場合には、もはや速度が速すぎるために死傷事故を起こしたものとはいえず、本罪には該当しないことになる」とされており[28]、**運転者の技能については、技量未熟類型に係る問題**であると考えられる（同様に、**呼気アルコール濃度については、**

アルコール影響類型の問題と考えられる。この点については、（４）の末尾参照）。

（３）故意

故意犯であることから、**「進行を制御することが困難な高速度」の認識が必要**であるが、これは、**「客観的に速度が速すぎるため道路の状況に応じて車両を進行させることが困難であると判断されるような高速度で走行していることの認識」**をもって足りるとされる（函館地判平14.9.17 判時 1818 号 176 頁）。具体的には、ハンドルのぶれや車体の揺れ、速度計が当該道路状況に照らし進路を維持するのが困難と認められる速度を表示していたこと、他車より著しく速い速度であったこと等の認識でよいと考えられる[29]。

なお、前掲函館地判平 14.9.17 は、「被告人が、本件カーブにさしかかったら減速しようと思っていたとしても、高速走行をしていたがゆえに現実には減速できなかったのであり、被告人は、そのような速度調節という進行制御ができないほどの高速度で本件車両を進行させて本件事故を惹起させており、本件は正に危険運転致死傷罪が想定する事故態様の典型例の１つに該当する」とした。

（４）制限速度及び限界旋回速度との関係

本類型に係る危険運転致死傷罪の成立を認めた判例には、金沢地判平 14.9.25 判タ 1123 号 283 頁や福島地判平 14.12.20 裁判所 HP のように、**制限速度の２倍又は限界旋回速度**（＜立証に向けた基礎知識②、③＞参照）**に達した事案が多い**[30]が、**制限速度の２倍に満たない速度でも危険運転致死傷罪の成立が認められた例もあり**、その例（限界旋回速度との関係は不明）としては、強い雨が降り、路上に水たまりができ、かつ、タイヤが摩耗している中、法定最高速度を約 40 ㎞上回る時速約 100 ㎞で進行してハンドルを取られた事案（釧路地北見支判平17.7.28 判タ 1203 号 300 頁）、湾曲する道路を制限速度を 30 ㎞以上上回る時速 70 ㎞を超す速度で進行して対向車線に飛び出した事案（横浜地判平 14.10.31）等がある。また、さいたま地判平 14.11.26 は、対面信号機が赤色であるのを認めながら殊更に無視して時速 40 ～ 50 ㎞で交差点を左折進行し、左方道路から交差点に進行してきた自動車と衝突した事案で、赤色信号の殊更無視及び制御困難な高速度による危険運転致傷罪の成立を認めた[31]。

一方、松山地判平 20.1.17 判タ 1291 号 311 頁は、酒気帯びの上、湾曲する道路を制限速度を約 30 ㎞上回る時速約 80 ㎞で進行して電柱に衝突し、同乗者を死亡させた事案について危険運転致死罪の成立を否定し、業務上過失致死罪（当時）と道交法違反（酒気帯び運転）の併合罪が成立するとした。この事案は、公判で、時速約 100 ㎞で走行していたという検察官の主張が認められなかったものであるが、**時速約80㎞で走行していた距離が短く、かつ、当該速度が限界旋回速度を下回っていた**ということが、判決に影響を与えた。

また、千葉地判平 16.5.7 判タ 1159 号 118 頁は、酒気帯びの上、左方に湾曲する道路で制限速度を 30 ㎞以上上回る時速 70 ㎞を超す速度で進行して対向車線に飛び出した事案について危険運転致死罪の成立を否定し、やはり業務上過失致死罪（当時）と道交法違反の併合罪（酒気帯び運転）が成立するとした。この事案では、**事故現場の限界旋回速度86.1～96.8㎞に対し、被告人の車両の速度が73～84㎞**であったこと及び事後的に調査したところ**事故発生現場での車両82台のうち５台が70～83㎞の速度で、いずれも問題なく現場を通過した**こと等が大きな意味を持った。なお、本判決においては、アルコールの影響については、個人差が大きく、危険運

転致死傷罪との関係では、アルコール影響類型でのみ考慮すべきであり、制御困難高速度類型の場合は、**「運転時における運転者の心身の状態等の個人的事情については、これを考慮しない」**と判示された[32]（（２）の末尾参照）。

＜立証に向けた基礎知識②＞限界旋回速度の基本

道路をカーブして走行する自動車には、速度の２乗に比例して、円の外側に飛び出そうとする力（遠心力）が働く。ここで、タイヤの横滑り摩擦抵抗力が遠心力と釣り合えば自動車はカーブを曲がることができるが、高速度で走行することによって遠心力が当該抵抗力の限界を上回ると、自動車はカーブの外側に飛び出してしまう。そして、このようにカーブの外側に飛び出さないための限界の速度、言い換えれば、**カーブを安全に曲がることのできる限界の速度を、「限界旋回速度」**という。

限界旋回速度 v_{lim}（m/s）の基本式は、**路面・タイヤ間の横滑り摩擦係数 μ_s、重力加速度G（＝9.81（m/s²））及び車両の「旋回半径」R（m）**より、以下のように表すことができる（なお、横滑り摩擦係数 μ_sについては、ブレーキ操作時（ロック制動時）の路面・タイヤ間の縦滑り摩擦係数 μ を用い、$\mu_s = 0.97\ \mu + 0.08$ と表すことができるが、μ の値については、**表２**のとおりである。）。

$$v_{lim} = \sqrt{\mu_s\ G R} \quad \cdots\cdots （３式）$$

表２　タイヤ・路面間の縦滑り摩擦係数（ロック制動時）

路面の施工方法及び状態 ＼ 路面の乾湿		乾燥		湿潤	
	制動初速度	48km/h 以下	48km/h 以上	48km/h 以下	48km/h 以上
コンクリート	新しい場所	0.80～1.00	0.70～0.85	0.50～0.80	0.40～0.75
	交通量の比較的少ない場所	0.60～0.80	0.60～0.75	0.45～0.70	0.45～0.65
	交通量が多くみがかれた場所	0.55～0.75	0.50～0.65	0.45～0.65	0.45～0.60
アスファルト	新しい場所	0.80～1.00	0.65～0.70	0.50～0.80	0.45～0.75
	交通量の比較的少ない場所	0.60～0.80	0.55～0.70	0.45～0.70	0.40～0.65
	交通量が多くみがかれた場所	0.55～0.75	0.45～0.65	0.45～0.65	0.40～0.60
	タールの過剰な場所	0.50～0.60	0.35～0.60	0.30～0.60	0.25～0.55
砂利を敷いた場所		0.40～0.70	0.40～0.70	0.45～0.75	0.45～0.75
灰がらを固めた場所		0.50～0.70	0.50～0.70	0.65～0.75	0.65～0.75
平坦な氷の場所		0.10～0.25	0.07～0.20	0.05～0.10	0.05～0.10
雪の固まった場所		0.30～0.55	0.35～0.55	0.30～0.60	0.30～0.60

注　一般的に、乗用車は高め、大型トラック、バス等は低め、軽自動車、小型トラック、二輪車等は平均的な数値を用いる。また、高級乗用車に装着しているスチールラジアル等は上限の数値を用いる（牧野隆「図解　交通資料集　第３版」（立花書房、2011年）７頁等）。

なお、実際に摩擦係数を測定する方法としては、振り子型滑り摩擦測定装置による方法、測定車輪を牽引するトレーラー法、実際に自動車を制動させる制動停止距離法等がある（道路交通研究会「交通警察の基礎知識⑱車間距離と停止距離」（月刊交通34巻11号、2003年））。

（３式）により限界旋回速度を求めるためには、旋回半径Ｒを求める必要があるが、そのために、まず、**「曲率半径」**について説明する。これは、**カーブがあるときに、そのカーブが円の一部（弧）であるとした場合におけるその円の半径**をいう。例えば、**図１**、**図２**の実線のようなカーブを走行している場合には、当該カーブは、それぞれ、**図１**、**図２**の点線で表される半径ｒ１及びｒ２の円の一部とみることができるので、**図１**のカーブの曲率半径はｒ１、**図２**のカーブの曲率半径はｒ２となる。

図１

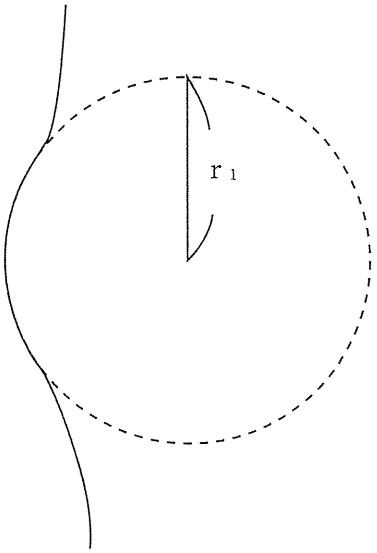

図２

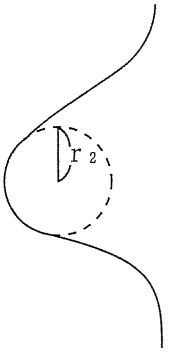

そして、**「旋回半径」**とは、**カーブを走行（旋回）しているときに、その走行（旋回）によって描く「曲率半径」**をいう。

この旋回半径Ｒは、**図３**の$\overset{\frown}{\mathrm{ADB}}$のようなカーブ（弧）を走行する場合には、カーブの弦の長さ（直線ＡＢの長さ）Ｓと弧の高さ（CD の長さ。Ｃは AB の中点）ｈより、

$$R=\frac{S^2}{8h}+\frac{h}{2}$$ **……（４式）**

となる。

図３

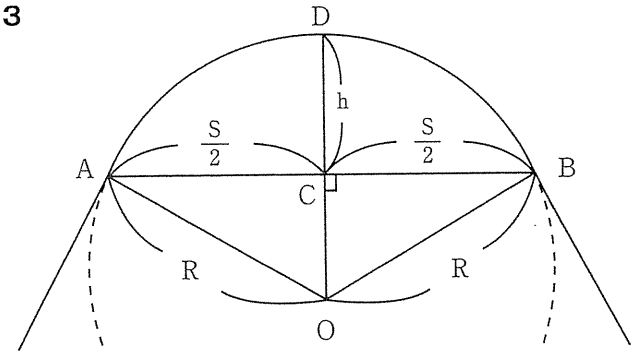

（４式）によって旋回半径Ｒが求められれば、あとは、路面・タイヤ間の横滑り摩擦係数μ_sさえ分かれば、（３式）によって限界旋回速度は求められる。

＜参考①＞（３式）及び（４式）の成り立ち

（３式）に関しては、タイヤの横滑り摩擦抵抗力の限界 fmax を超えた力が働くと、グリップが利かなくなってタイヤが横滑りを始めるが、fmax は、路面・タイヤ間の横滑り摩擦係数 μ_s、垂直抗力ｎ、車両の質量ｍ及び重力加速度Ｇより、

$$fmax = \mu_s \, n = \mu_s \, mG$$

と表される（**参考図１**参照）。

参考図１

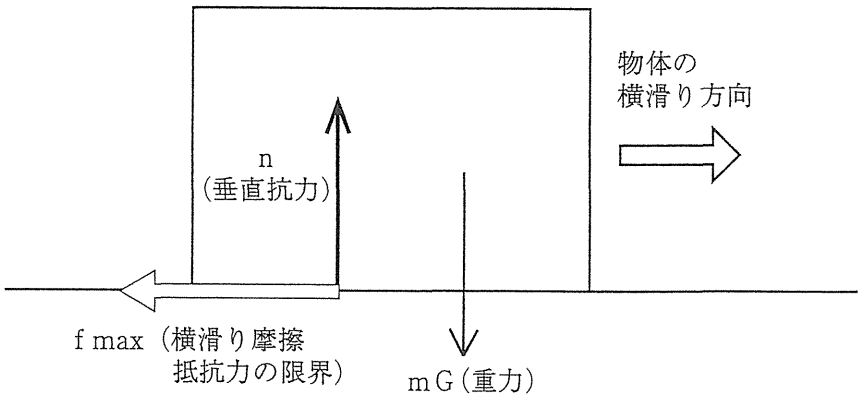

一方、半径Ｒの円の円周上を速度ｖで旋回する質量ｍの物体に働く遠心力 Fc は、公式より、

$$Fc = m v^2 / R$$

となる。

そして、タイヤの横滑り摩擦抵抗力の限界 fmax と自動車に働く遠心力 Fc が釣り合うときの速度が限界旋回速度 v_{lim} なので、

$$\mu_s \, mG = m \, v_{lim}^2 / R$$

$$v_{lim}^2 = \mu_s \, GR$$

となり、これを変形すると、（３式）が成立する。

次に、（４式）に関しては、∠Ｃ＝∠Ｒとなる直角三角形 OAC では、三平方の定理より、$OC^2 + AC^2 = OA^2$ が成立するところ、**図３**では、

$$(R-h)^2 + \left(\frac{S}{2}\right)^2 = R^2$$

となり、これを変形すると、

$$R^2 - 2Rh + h^2 + \frac{S^2}{4} = R^2$$

$$2Rh = h^2 + \frac{S^2}{4}$$

これを更に変形すると、（４式）が成立する。

＜立証に向けた基礎知識③＞横断勾配がある場合の限界旋回速度

高速道路の急カーブ等においては、一般に、カーブの外側が高くなるよう傾斜（正の横断勾配）が付けられている。この傾斜をカント又は片勾配ともいうが、これは、限界旋回速度を上げて、自動車がフェンスに衝突したり、外へ飛び出したりしないようにするためのものである。

道路に横断勾配がある場合の限界旋回速度 v_{lim}（m/s）は、路面・タイヤ間の横滑り摩擦係数 μ_s、重力加速度G及び車両の旋回半径R（m）より、以下のように表すことができる。

○　正の横断勾配（θ°）がある場合（**図４**参照）

$$v_{lim} = \sqrt{GR\,\frac{\mu_s + \tan\theta}{1 - \mu_s \tan\theta}} \quad \cdots\cdots \text{(3.1式)}$$

○　負の横断勾配（θ°）がある場合（**図５**参照）

$$v_{lim} = \sqrt{GR\,\frac{\mu_s - \tan\theta}{1 + \mu_s \tan\theta}} \quad \cdots\cdots \text{(3.2式)}$$

図４　正の横断勾配がある場合[33)]

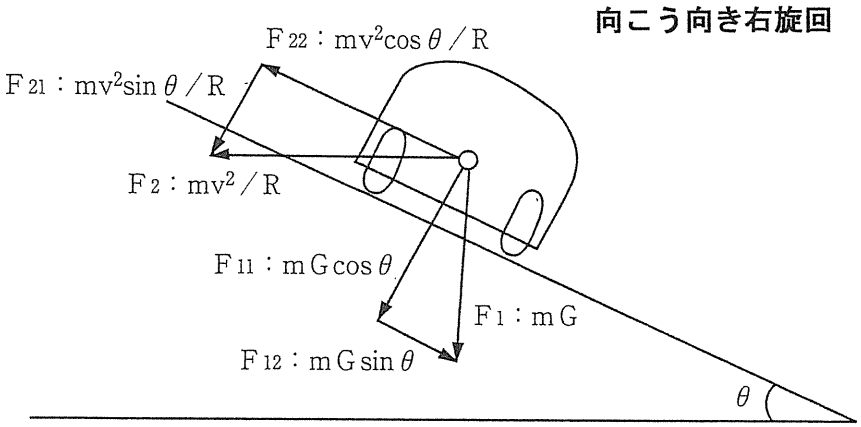

図５　負の横断勾配がある場合[33)]

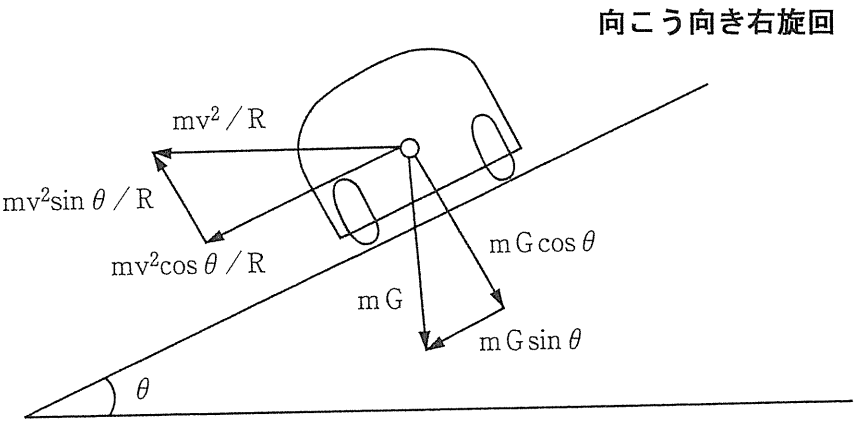

ただし、道路の勾配は、％で表されることが多い。

この勾配ｉ(％)については、始点の高さをｈ₁(m)、終点の高さをｈ₂(m)、２点間の水平距離をＬ(m)とすると、

$$i = 100 \times \left| \frac{h_2 - h_1}{L} \right|$$

で求めることができる（**図６**参照)。

図６

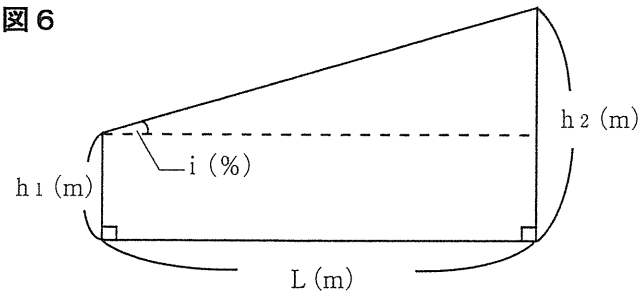

そして、勾配の％と角度の換算表及びtan θの値は**表３**及び**表４**のとおりである。

表３　勾配の％と角度の換算表

0.5%	0.286°	6%	3.434°
1%	0.573°	6.5%	3.719°
1.5%	0.859°	7%	4.004°
2%	1.146°	7.5%	4.289°
2.5%	1.432°	8%	4.574°
3%	1.718°	8.5%	4.858°
3.5%	2.005°	9%	5.143°
4%	2.291°	9.5%	5.427°
4.5%	2.577°	10%	5.711°
5%	2.862°	10.5%	5.994°
5.5%	3.148°	11%	6.277°

注）ネット等で検索すれば、換算は容易に行うことができる。
例えば、1.5%の場合は、「atan(15/1000) in degree」で「Google検索」をすると、角度に換算することができる。

表４　tanθの値

θ	tanθ	θ	tanθ
0.1°	0.00175	1°	0.01746
0.2°	0.00349	2°	0.03492
0.3°	0.00524	3°	0.05241
0.4°	0.00698	4°	0.06993
0.5°	0.00873	5°	0.08749
0.6°	0.01047	6°	0.10510
0.7°	0.01222		
0.8°	0.01396		
0.9°	0.01571		

注）$\tan(\alpha+\beta)=\dfrac{\tan\alpha+\tan\beta}{1-\tan\alpha\tan\beta}$
で表される。
なお、ネット等で検索すれば、％からでもtanの値は求められる。
例えば、「tan(3%)」で「Google検索」をすると、0.03001と求められる。

そのため、道路の正の横断勾配が5.7％だとすると、**表３**を用いて角度に換算すると約3.26°となり、**表４**を用いて算出すると、tan3.26°は約0.057となる（なお、「Google検索」で「tan(5.7%)」を求めると、より正確に、0.0571となる。)。

ここで、当該道路に関し$\mu_S = 0.7$、R＝100 mだとすると、限界旋回速度は、(3.1 式) より、

$$V_{lim} = \sqrt{9.81 \times 100 \times \frac{0.7 + 0.0571}{1 - 0.7 \times 0.0571}} \fallingdotseq 27.8\,(m/s)$$

となって、秒速約 27.8 m、すなわち時速約 100 kmとなる。

なお、仮に当該道路につき勾配を計算しないと、限界旋回速度は、

$$V_{lim} = \sqrt{0.7 \times 9.81 \times 100} \fallingdotseq 26.2\,(m/s)$$

となって、秒速約 26.2 m、すなわち時速約 94 kmと、時速で約 6 kmの差が生じることとなる。

なお、道路構造令第 16 条においては、**表５**のとおり、道路の区分等に応じて付すことができる横断勾配の最大値が定められている。

表５　カーブにおける横断最大勾配（道路構造令第 16 条）

道路の区分	道路の存する地域		最大勾配
第１種、第２種及び第３種道路（高速自動車国道・自専道及び地方部の一般道）	積雪寒冷地域	はなはだしい地域	６％
		その他の地域	８％
	その他の地域		10％
第４種道路（都市部の一般道）			６％

※　やむを得ない場合の例外は認められる。

＜参考②＞（3.1式）の成り立ち

(3.1 式) については、「分力」、「合力」という概念が、理解の前提となる。

これについて、力の大きさと方向を表すベクトル（$\vec{○}$のように表す。）を用いて説明する。

例えば、ある物体に対して**参考図２－１**のような$\vec{F_1}$、$\vec{F_2}$、$\vec{F_3}$という３つの力を加えたとすると、これは、**参考図２－１**のとおり、$\vec{F}$という１つの力を加えたのと同じこととなる。

見方を変えると、$\vec{F}$という力は$\vec{F_1}$、$\vec{F_2}$、$\vec{F_3}$という３つの力に分解できるのであって、こうした力の分解のことを「分力」という（反対に、３つの力を合わせたものが$\vec{F}$という１つの力になるのであるが、これを「合力」という。）。

そして、１つの力$\vec{F}$を２つの力に分解する場合には、**参考図２－２**のように、$\vec{F}$が対角線となる平行四辺形（当然、長方形も可）の２辺$\vec{F_1}$、$\vec{F_2}$に分力することができるのである。

参考図２－１

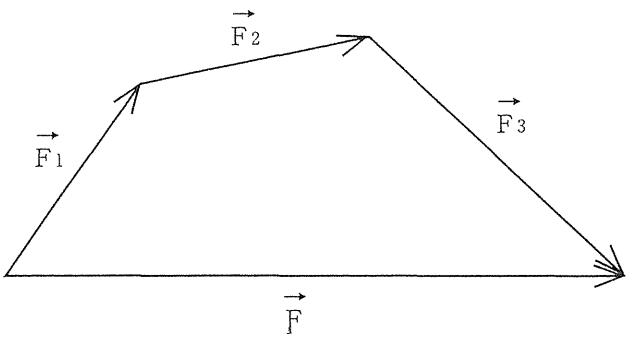

参考図２－２

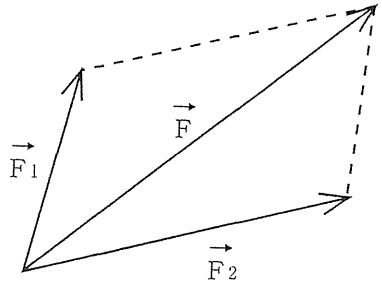

ここで、**図4**の自動車には、大きさmGの重力F_1と、これに垂直な、旋回に伴う大きさmv^2/Rの遠心力F_2の２つの力が働いている。

このうち重力F_1については、坂道の傾斜に垂直で坂道の方向に働く大きさ$mG\cos\theta$の力F_{11}と、同傾斜に平行でカーブの内側向きに働く大きさ$mG\sin\theta$の力F_{12}に分解することができる。そして、F_{12}は、カーブの外側向きに働く大きさ$-mG\sin\theta$の力と考えることもできる。

また、遠心力F_2については、坂道の傾斜に垂直で坂道の方向に働く大きさ$mv^2\sin\theta/R$の力F_{21}と、同傾斜に平行でカーブの外側向きに働く大きさ$mv^2\cos\theta/R$の力F_{22}に分解することができる。

図４　正の横断勾配がある場合[33]**（再掲）**

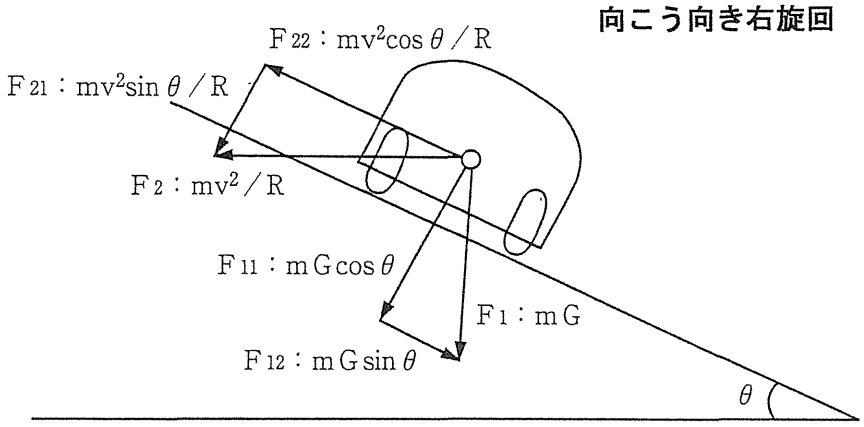

F_{11}～F_{21}の力の大きさについては、$\angle A=\theta$、$\angle C=\angle R$となる直角三角形ABCにおいて、$AC=AB\times\cos\theta$、$BC=AB\times\sin\theta$が成立することによる（**参考図２－３**参照）。

参考図２－３

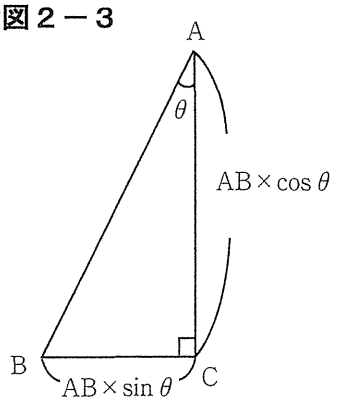

すると、自動車には、坂道の傾斜に垂直で坂道の方向に働く大きさ$mG\cos\theta$の力F_{11}と大きさ$mv^2\sin\theta/R$の力F_{21}、同傾斜に平行でカーブの外側向きに働く大きさ$-mG\sin\theta$の力F_{12}と大きさ$mv^2\cos\theta/R$の力F_{22}の４つの力が加わっていることになる。言い換えると、自動車には、坂道の傾斜に垂直で坂道の方向に働く大きさ$(mG\cos\theta+mv^2\sin\theta/R)$の力$F_3$と、同傾斜に平行でカーブの外側向きに働く大きさ$(-mG\sin\theta+mv^2\cos\theta/R)$の力$F_4$の２つの力が加わっていることになる（$\vec{F_3}=\vec{F_{11}}+\vec{F_{21}}$、$\vec{F_4}=\vec{F_{12}}+\vec{F_{22}}$）。

そして、当該坂道の傾斜に垂直で坂道の方向に働く力F_3の大きさは、自動車が坂道から受けるそれと反対方向の力、すなわち垂直抗力ｎと等しい。そのため、これに横滑り摩擦係数μ_Sを掛けると、自動車の横滑り摩擦抵抗力の大きさと等しくなる。

一方、同傾斜に平行でカーブの外側向きに働く力F_4は、いわば自動車をカーブの外側に引っ張ってコースアウトさせようとする力のことであるが、限界旋回速度で自動車が走っている場合には、横滑り摩擦抵抗力の大きさと自動車をコースアウトさせようとする力の大きさは等しいので、

$$\mu_S (mG\cos\theta + mv_{mx}^2 \sin\theta / R) = -mG\sin\theta + mv_{mx}^2 \cos\theta / R$$

が成立する。

これを変形すると、

$$mv_{mx}^2(\cos\theta - \mu_S \sin\theta) / R = mG(\mu_S \cos\theta + \sin\theta)$$

$$v_{mx}^2 = GR \frac{\mu_S \cos\theta + \sin\theta}{\cos\theta - \mu_S \sin\theta}$$

$$v_{mx} = \sqrt{GR \frac{\mu_S + (\sin\theta / \cos\theta)}{1 - \mu_S (\sin\theta / \cos\theta)}}$$

そして、三角比の公式から、$\sin\theta / \cos\theta = \tan\theta$となるところ、これを上の式に代入すると、(3.1式) が成立する。

3　技量未熟類型

（1）対象者

その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者

（2）「進行を制御する技能を有しない」

「進行を制御する技能を有しない」とは、**ハンドル、ブレーキ等の運転装置を操作する初歩的な技能すら有しないような、運転の技量が極めて未熟なこと**をいう。

（3）故意

故意犯であることから、**「進行を制御する技能を有しない」ことの認識**、すなわち、**自己の運転の技量が極めて未熟なことの認識が必要**である。ただし、**技能の未熟さを裏付ける事実を認識していれば足りる**と解され、具体的には、無免許である事実、長年ペーパードライバーであった事実、現実にハンドル、ブレーキ等の運転装置を操作することが困難になっている事実等の認識でよいと考えられる[34)]。

4　妨害目的類型

（1）対象者

人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者

（2）「人又は車」

「人又は車」とは、歩行者又は四輪以上の自動車、自動二輪車、原動機付自転車、軽車両等道路上を通行する車全般を意味する。

（3）「通行を妨害する目的」

「通行を妨害する目的」とは、**相手方に自車との衝突を避けるために急な回避措置をとらせるなど、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図すること**をいう。これらについて未必的な認識、認容があるだけでは足りないので、何らかの事情でやむなく割り込む場合に相手方の通行を妨害すると認識していた場合や、交差点で右折する際に場合によっては対向直進車に急ブレーキを踏ませることになるかもしれないと考えていただけでは、危険運転致死傷罪は成立しない[35]。

なお、警察車両による追跡を免れるために自動車専用道路を逆行した事案について、被告人は、対向車両の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図していないと主張したが、判決においては、当該逆行は「対向車両の自由かつ安全な通行を妨げること」と「表裏一体の関係」にあり、「対向車両の通行を妨害する目的」が認められるとされた（広島高判平20.5.27高検速報（平20）224頁）。

（4）「通行中の人又は車に著しく接近」

「通行中の人又は車に著しく接近」する行為としては、割り込み、幅寄せ、あおり、対向車線へのはみ出し行為等がある。条文中「走行中の自動車の直前に進入し」とあるのは、上記行為の一例である。著しく接近したか否かについては、車両の速度や接近形態に照らし、**相手方に回避措置をとらせることを余儀なくさせたか否か**という観点から判断されることとなる（横浜地横須賀支判平15.7.8判時2041号3頁）。

（5）「重大な交通の危険を生じさせる速度」

「重大な交通の危険を生じさせる速度」とは、妨害目的で相手方に著しく接近した場合に、相手方と衝突すれば大きな事故を生じさせる又は相手方の動作に即応するなどして大きな事故に結び付く衝突を回避することが困難になると一般的に認められる速度をいう。これは、低速の場合は重大な事故を起こす危険が類型的に高いとはいえないために付加された要件である。故意犯であることから、運転者において、大きな事故になる蓋然性又は衝突回避の困難性を基礎付ける事実の認識が必要となるが、具体的には相手方車両等の走行状態、位置関係等から判断されることとなる。

なお、速度に関し、立法時の国会審議において、法務当局からは、「**通常、時速20～30kmで走行していれば、本速度要件を満たす場合が多いと解される**ので、運転者において、他の車両等の走行状況や道路状況に加え、自車を時速約30kmで走行させていたなどの認識があれば足りることが多いであろう」との説明がなされた。

（6）判例に表れた主な態様

妨害目的類型の例としては、判例上、被害車両に割り込まれたことに激昂し、時速約70kmで走行後、急転把して同車の直前に割り込もうとしたところ同車と衝突し、同車の運転者を負傷させた事案（千葉地松戸支判平14.7.17）、約200m近くにわたって時速120～130kmで被害車両を追い上げ、車間距離にして6～28mに接近する行為を続け、被害車両をして対向車線から右折してきた車両に衝突せしめ、さらに自車も当該右折車に衝突し、右折車の運転者を死

亡させ、被害車両の運転者と自車の同乗者に負傷させた事案（静岡地判平 18.8.31 判タ 1223 号 306 頁）、知り合い同士で飲酒の上カーレースまがいの行為を行い、一方の車両に衝突して当該車両の運転者を負傷させ、その同乗者を死亡させた事案（神戸地姫路支判平 15.2.19 裁判所 HP）、追い越しをめぐるトラブルから２車でカーチェイスまがいの走行を繰り広げた末、衝突して対向車線に飛び出すなどして対向車に衝突してその運転者を負傷させ、さらに、当該対向車を滑走させて路上にいた歩行者と衝突させ、当該歩行者を死亡させた事案（東京高判平 16.4.13 判時 1890 号 156 頁等）等がある。

５　赤信号殊更無視類型

（１）対象者

赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者

（２）「赤色信号又はこれに相当する信号」

「赤色信号又はこれに相当する信号」のうち、前者は法令に基づき都道府県公安委員会が設置した信号機の表示する「赤色の灯火」の信号を、後者は道交法第６条に定める警察官又は交通巡視員の手信号その他の信号をいう。

なお、「赤色灯火の点滅」の信号は含まれない[36]。

（３）「殊更に無視」

「殊更に無視」とは、**およそ赤色信号に従う意思のないもの**をいう。例えば、**赤色信号であることについての確定的な認識があり、停止位置で停止することが十分可能であるにもかかわらず、これを無視して進行する行為**はもちろんのこと、**信号の規制自体に従うつもりがなく、およそ信号が何色であるかなど一切意に介さずに、対面信号機が赤色信号を表示している交差点を突っ切る行為**もこれに当たる。

ア　赤色信号の確定的認識のある例

赤色信号の確定的認識のある例としては、夜間で交通閑散なことに気を許すとともに、帰宅を急いでいたことから、**赤色信号を認識したにもかかわらず**、時速約 70 ㎞のまま交差点に進入し、交差道路から青色信号に従って交差点に進入してきた原動機付自転車に衝突し、その運転者を死亡させた事案（大阪高判平 15.8.21 判タ 1143 号 300 頁）や、追尾していたパトカーから逃走しようとし、対面信号機が赤色信号を表示しており、数台の車が信号待ちをしていた状況を認めたものの、その右側の右折専用レーンには車が停まっていなかったため、時速約 50 ㎞に減速しただけで右折専用レーンを通って交差点に進入し、交差道路から青色信号に従って交差点に進入してきた自転車に衝突し、その運転者等に傷害を負わせた事案（甲府地判平 16.7.30 裁判所 HP）等がある。

イ　信号の規制自体を無視する例

信号の規制自体を無視する例として、最決平 20.10.16 刑集 62 巻 9 号 2797 頁は、パトカーの追跡を振り切るため、対面信号機の表示を意に介することなく、**たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視しようとして**、対面信号機が赤色信号を表示している同交差点に時速約 70km で進入し、横断中の歩行者をはねて死亡させた事案について、危険運転致死罪の成立

を認めた。

ウ　限界事例

客観的に信号無視であっても、何らかの理由により対面信号機が**青色信号を表示していると思い込んでいた場合、赤色信号を看過した場合、既に安全に停止することが困難な地点に至って初めて赤色信号に気付いた場合、信号の変わり際で赤色信号であることについて未必的な認識しかなかった場合等には、「殊更に無視」には当たらない。**

名古屋地判平 21.8.10 裁判所 HP は、被告人が、呼気アルコール濃度が 0.15mg/l を上回る状態で、時速約 70 ㎞で走行中、停止線の手前約 51 ｍの地点で対面信号機が黄色信号を表示しているのを認めたが、「本件信号機が黄色の後に赤色及び右折可を示す青色矢印を表示することを知っていたので、赤色（全赤）になる前には本件交差点を通り抜けられる」と思ってそのまま直進し、前記停止線手前約 31 ｍの地点で、今度は本件信号機が「赤色及び右折可を示す青色矢印を表示していた」のを認めたが、やはり「赤色（全赤）を表示する前には通り抜けられるだろう」と思い、そのまま直進した結果、対面信号機が青色信号に変わる前に自転車横断帯を横断していた自転車と衝突し、当該自転車の運転者を死亡させた事案につき、停止線の手前約 51 ｍの地点では、信号サイクル（＜立証に向けた基礎知識④＞参照）上黄色表示は３秒間で、時速約 70 ㎞（秒速約 19.4 ｍ）で進行していたので、本人としては「黄色の間には本件停止線を通過できると感覚的に認識した上で進行を続け」たものであり、同約 31 ｍ手前の地点では、やはり時速約 70 ㎞で走行していたので、**「信号の変わり際で、当初は赤色信号を無視することについて未必的な認識しか有していなかったところ、もはや安全に停止することが困難な地点となって赤色信号に気付いた」**[37] として、**赤色信号を「殊更に無視」したとはいえず**、危険運転致死罪ではなく、自動車運転過失致死罪が成立するとした。

これに対し、宇都宮地判平 16.8.3 裁判所 HP は、無免許で無車検等車両を運転し、「スリルを味わうためや同乗者に怖い思いをさせたいとの許し難い悪ふざけ目当てに」交差点の赤色信号に向かって**時速約135㎞**（秒速約 37.5 ｍ）で走行し、当該交差点の停止線の手前約 159 ｍの「制動措置を講ずることにより、同停止線で停止し得た」地点で同乗者が大声を上げても停止せず、**「一か八かの類の根拠がないに等しい希望的観測」に基づいて「対面信号が青色に変わるとか変わって欲しいと」思いつつ、そのまま対面信号機が赤色信号を表示している交差点内に進行**し、交差道路から対面信号機の青色信号に従って交差点に進行してきた自動車の乗員及び自車の同乗者を死傷させるなどした被告人について、**危険運転致死傷罪の赤信号殊更無視類型が成立**するとして、懲役 18 年の刑を科した。

また、名古屋高判平 19.12.25 高検速報（平 19）425 頁は、原判決（前掲名古屋地判平 19.1.23。１（３）ウ参照）の、赤色信号を殊更に無視するつもりであれば、交差点進入時にクラクションを鳴らしたり、速度を落として様子を見るなどの危険回避行動をとるのが自然であるのに、そうしなかった被告人は青色信号だと思い込んでいた可能性があるとの判断を、論理自体が相当でないとしてこれを破棄し、**酒気帯び運転の上、乱暴かつ危険な追越しをし、手前の２つの交差点で続けて信号無視をしていた被告人が危険回避行動をとることが自然だとはいえないことは明らか**であるとして、危険運転致死傷罪の赤信号殊更無視類型の成立を認め

た（ちなみにアルコール影響類型の成否は、原審に引き続き、問題にならなかった。）。

さらに、高松高判平 18.10.24 高検速報（平 18）391 頁は、**赤色信号に気付いた時点で急ブレーキをかけていれば、「停止線の手前で停止できなかった可能性はあるものの」、停止線を約5.5m越えた交差点手前の横断歩道上で止まることができた**と認められる[38]にもかかわらず、そのまま進行して交差点出口の横断歩道を約 10 m越えた辺りで自転車と衝突した事案について、**危険運転致死傷罪が成立**するとした。そのほか、広島高岡山支判平 20.2.27 高検速報（平 20）189 頁は、対面信号機が**黄色信号であると認識して停止しようとした結果交差点内で停止してしまった者**が、当該信号機が赤色信号であるにもかかわらず発車して事故を起こした事案につき、当初から信号無視をしようとしたのではなく、かつ、発車は危険防止のためなので危険運転致死傷罪は成立しないとした原判決を破棄し、**一時停止後に赤色信号を認識しながら発車したのであり、安全の観点からも発車の必要はなかった**として、**危険運転致死傷罪が成立する**とした。

（4）「重大な交通の危険を生じさせる速度」

「重大な交通の危険を生じさせる速度」については、4（5）と同じである。最決平 18.3.14 刑集 60 巻 3 号 363 頁は、交差点手前で信号待ちをしていた先行車両の後方から、**赤色信号を無視し**、対向車線に進出して先行車両の右側方を通過し、**時速約20kmの速度で交差点に進入しようとした**ところ、右方道路から青色信号に従って左折して対向進行してきた自動車と衝突し、当該左折車の運転者等を負傷させた自動車の運転者について、**危険運転致傷罪の成立を認めた。**

＜立証に向けた基礎知識④＞信号表示の基本（サイクル、スプリット及びオフセット）

サイクルとは青→黄→赤又はこれに変わる一連の信号表示が一巡する時間をいい、**スプリット**とは１サイクルのうち、主道路側と従道路側に割り当てられる信号の青時間配分の割合をいう（例えば、主道路側 60 %、従道路側 40 %のように割り振る。）。

また、**オフセット**とは、道路を走る車がなるべく信号により停止することなく、各交差点をスムーズに通過できるよう隣接する交差点同士の青信号開始時間のずれをいう。

図７は、オフセットの例として、オフセットを設定する理由を表すものである。例えば、Ａ交差点を通過したａ車は、一定の速度で通行すればＢ、Ｃ、Ｄ交差点の対面信号機が次々と青色信号になるのでノンストップで通過することができる。これに対し、ｂ車のようにスピードを上げて走行しても、Ｂ交差点、Ｄ交差点で対面信号機が赤色信号になってしまうために、結局Ｄ交差点を通過する時間は、ほとんど変わらないのである。このようにオフセットは、スピードを出し過ぎる高速車のスピードを抑止するとともに、自動車を一定速度による走行に導き、交通の安全と円滑を実現するという目的があるのである。もちろん、この場合、各交差点の信号のサイクルの連動性がなければならないし、交差道路の交通を考えれば、スプリットをどうするかが問題となるのである。

図7　オフセットの例

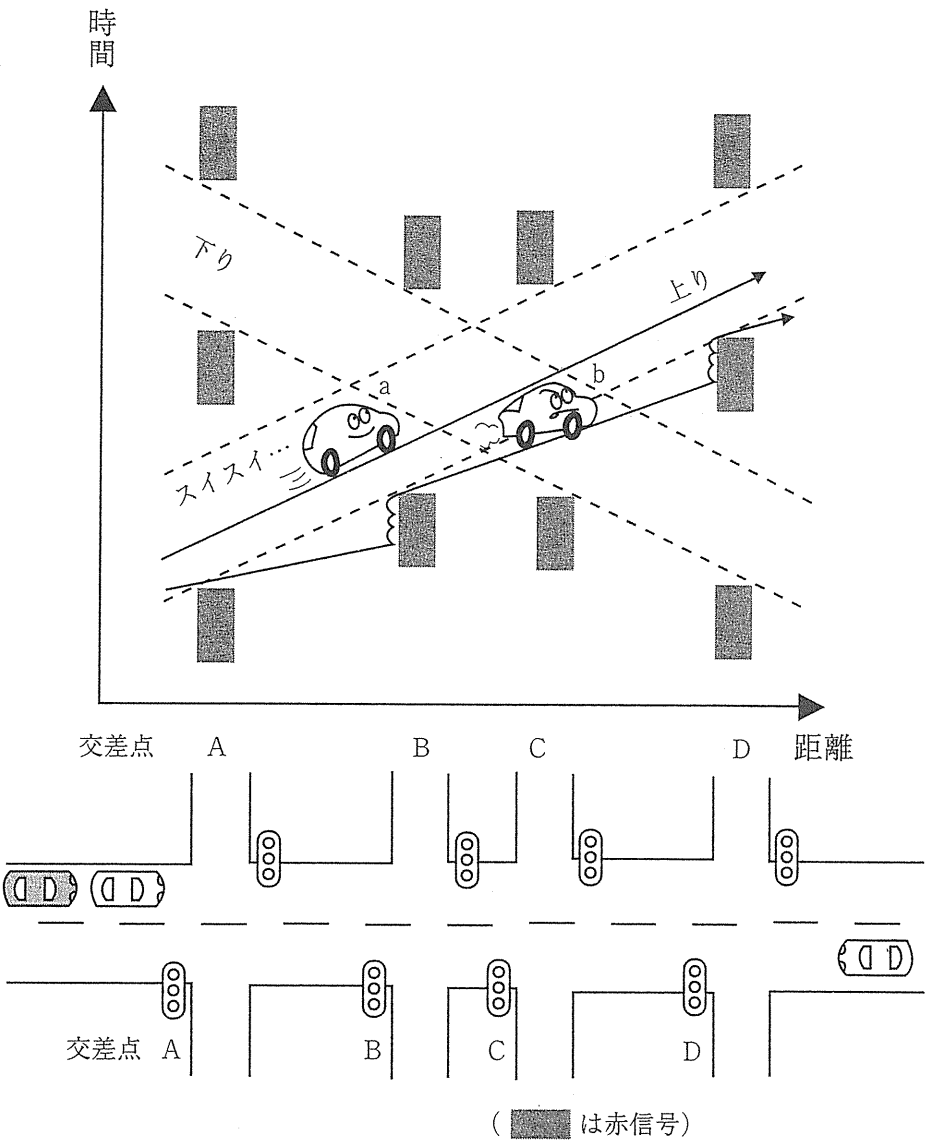

なお、注意しなければならないのは、**サイクル、スプリット及びオフセットは常に一定とは限らない**ということである。ごく大ざっぱに見ても、例えば、一日のうち朝夕の渋滞時・日中の平常時・夜間の閑散時、或いは平日と週末のようにはっきりした交通流の違いがある場合に、数通りのサイクル等のパターンをあらかじめ設定しておき、これを時間帯によってタイマーで切り替えるプログラム多段式や、車両感知器から得られた交通量に応じて青時間の長さ等を決める感応式[39]等様々な信号制御の方式がある。

一方、**隣接する交差点の同一方向の信号機の表示であっても、連動していない場合もある。**この点、隣接交差点の信号表示について連動性がないにもかかわらず、警察の取調べにおいて、これをあるものとして追及がなされた結果、被告人の自供がなされた疑いがあるとして、業務上過失致死傷罪（当時）について、無罪判決が下された例もある（横浜地判平16.1.22判タ1157号290頁）。

＜立証に向けた基礎知識⑤＞青青事故の捜査

交差点における出合い頭の事故では、事故の当事者双方が互いに対面信号機が青色信号であったとして譲らない場合も少なくないが、こうした事故を一般に「青青事故」という。しかしながら、故障していない限り、双方の信号機が同時に青色を表示することはあり得ないので、この場合には、少なくとも当事者の一方が真実を述べていないこととなる。

こうしたケース、又はこれに近いケースは、危険運転致死傷罪の赤信号殊更無視類型でも起こり得る。例えば、赤色信号を殊更に無視して交差点に進入して事故を起こしておきながら、自車側の対面信号機が青色信号であったなどと主張するような事案等である（青色信号に従って交差道路を進行してきた被害者が死亡した場合に、それを奇貨として、同様の主張をすることも考えられる。）。

そうした場合には、信号表示の基本（＜立証に向けた基礎知識④＞参照）等の知識を活用して真相を明らかにしていく必要がある（その上で、故意に関し、例えば、青色信号だと思い込んでいたと供述していれば、走行実態や現場の状況等から、その真否について捜査することとなる）。

例えば、**図８**のような道路で、甲１、乙１、乙２、丙２の信号表示のサイクル及びオフセットが**図９**のような場合において、主道路を甲交差点手前から乙交差点内まで時速 90 kmで直進してきた車長５ｍのＡ車と従道路を丙交差点手前から乙交差点内まで時速 40 kmで直進してきたＢ車が乙交差点内で衝突して双方の運転者が負傷し、ともに対面信号機が青色信号であったと主張したとする[40]。

この事案では、乙２と丙２のオフセットが 10 秒（丙２が先行）であるため、乙２の信号表示は10秒前の丙２の信号表示と同じとなる（**図９**参照）。そして、丙交差点の入口から乙交差点の入口までの距離が 111 ｍであることから、時速 40 km（秒速約 11.1 ｍ）で走行すれば 10 秒かかるため、同速度で進行したＢ車にとって、丙交差点進入時に丙２が青色信号であれば、乙交差点進入時における乙２は青色信号となる。

そのため、乙交差点における目撃者がいない場合でも、Ｂ車の速度（時速 40 km）と丙交差点で信号無視をしなかったことを立証すれば、故意に関する点はさておき、少なくとも、Ａ車が乙交差点で信号無視をしていたことは明らかとなるのである（ちなみに、甲交差点の入口から乙交差点の出口までの距離は220 ｍで、Ａ車の車長が５ｍであるため、時速90 km（秒速25 ｍ）で走行すれば、甲交差点の入口に差し掛かってから乙交差点を渡り切るまで９秒かかる。そして、甲１と乙１のオフセットは 20 秒（甲１が先行）であることから、Ａ車の甲交差点進入時に甲１が青色信号であったとしても、それが青色表示開始後 11 秒以内であればＡ車が乙交差点を渡り切るまで乙１は赤色信号となり、同じく６秒以内であればＡ車が乙交差点を渡り切るまで乙１は赤色、乙２は青色信号となる。）[41]。

図8

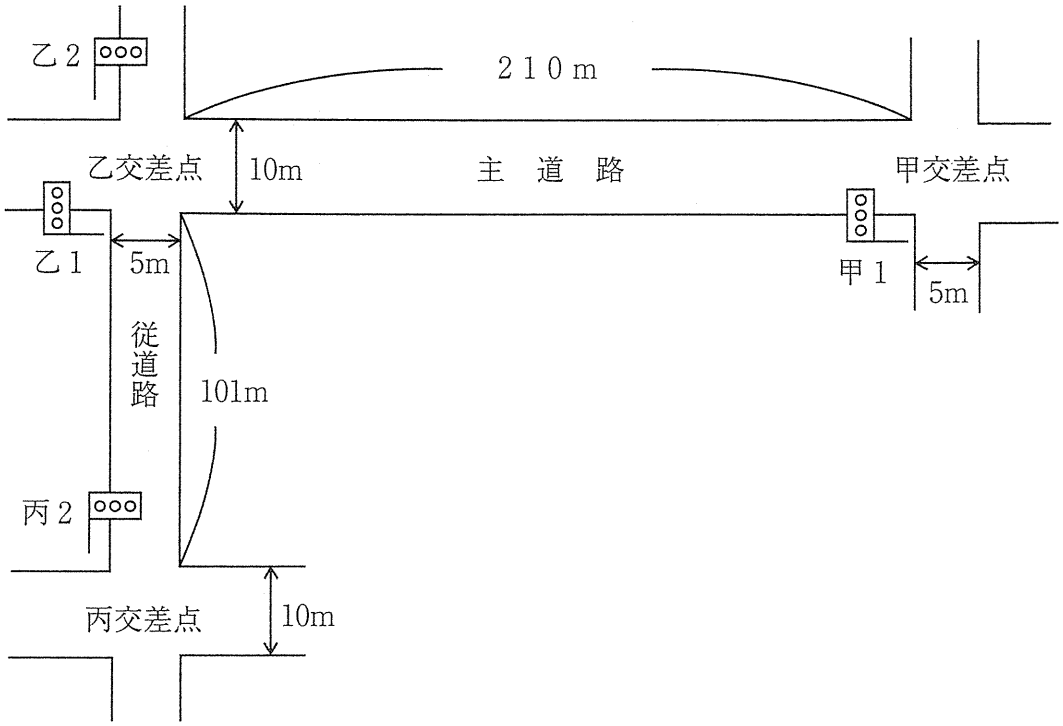

図9

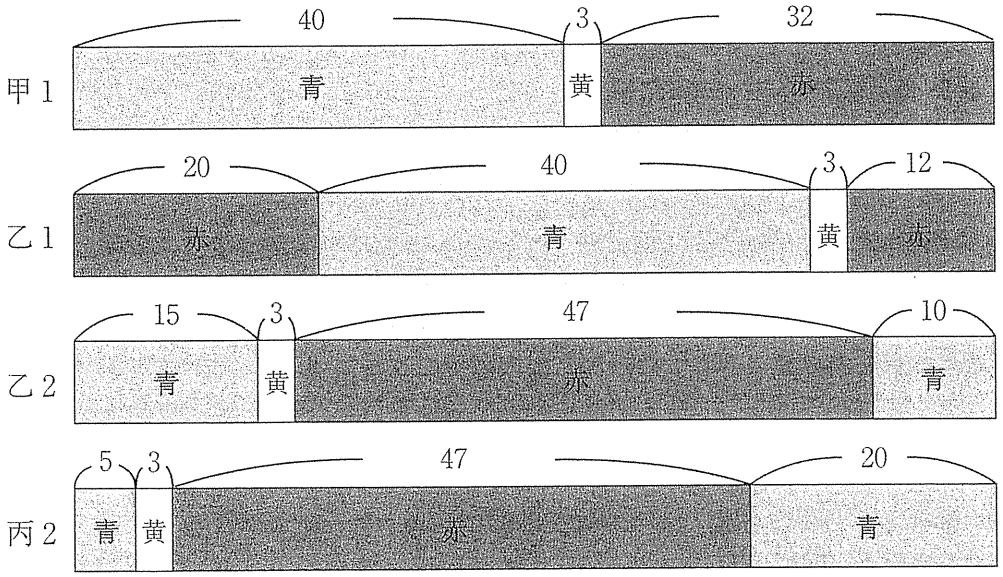

1）白井智之「危険運転致死傷罪の運用状況と適用上の問題点について」（警察学論集 56 巻 5 号、2003 年）139 頁。

大阪地堺支判平 14.7.8 判時 1790 号 161 頁は、危険運転致死傷罪について、「自動車運転による死傷事犯の実情等を踏まえ、悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対し、その事案の実態に即した処分及び科刑を行うべく、罰則強化の一環として創設された犯罪類型であって、その処罰は、行為の有する実質的危険性に照らし、暴行により人を死傷させた者に準じることとされ、ことに危険運転致死罪においては、暴行の結果的加重犯である傷害致死罪に準じた重い刑が規定されている」とした。

なお、最判昭 26.9.20 刑集５巻 10 号 1937 頁は、「傷害致死罪の成立には傷害と死亡との間の因果関係の存在を必要とするにとどまり、**致死の結果についての予見は必要としない**」としたが、危険運転致死傷罪についても同様と考えられる。

また、井上宏ほか「刑法の一部を改正する法律の解説」（法曹時報 54 巻４号、2002 年）63 頁は、「**殺人や傷害の故意をもって、危険な運転行為を行った場合**には、本罪は成立せず、**殺人（未遂）罪又は傷害（致死）罪**が成立する」とする。

2）井上ほか・前掲 55 頁等

3）井上ほか・前掲 56 頁等

4）井上ほか・前掲 60 頁等。また、道交法第 90 条第２項第５号及び第 103 条第２項第５号参照。

なお、「『運転し』という用語には、各種装置を操作して運転者のコントロール下において自動車を動かすという語感があるのに対し、『走行させ』という用語にはそのような語感はない」ところ、刑法第 208 条の２第１項では「走行させ」という用語が、同条第２項では「運転し」という用語が用いられている（井上ほか・前掲 66 頁）。

5）井上ほか・前掲 67 頁以下等

6）交通実務研究会「危険運転致死傷罪の捜査要領」（立花書房、2003 年）16 頁

7）交通実務研究会・前掲 16 頁

8）白井・前掲 141 頁等も同じ。

なお、名古屋高判平 16.12.16 高検速報（平 16）179 頁は、「未だ正常な運転が困難な状態には陥っておらず、単に将来困難になることを予測したにとどまる場合には、危険運転致死傷罪の実行の着手があったといえない」とした。

9）飲食店の従業員や、一緒に酒を飲んでいた者、同乗者等からも、当時の状況（運転しないよう注意したか等も含む。）について聴くなどし、場合によっては、これらの者について、危険運転致死傷の幇助罪等の責任を追及することも考えられる。

この点、さいたま地判平 23.2.14 は、運転者の酒酔い状態を認識しながら運転を容認して車に同乗し、結果として死傷事故を発生させた事案につき、当該同乗者２人（ともに運転者の職場の先輩であった。）に危険運転致死傷の幇助罪の成立を認めた（２人の被告人は、いずれも控訴した。）。

10）白井・前掲 141 頁は、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の認定に当たっては、飲酒量等の諸般の事情を総合することになろうが、「とりわけ事故直後の被疑者の状態及び飲酒検知の結果は、事故当時の被疑者の心身の状態を明らかにする上で重要である」としている。

11）ウィドマーク式計算法については、城祐一郎「『逃げ得』を許さない交通事件捜査」（立花書房、2007 年）31 頁以下参照。

なお、大阪府警及び愛知県警等において、適用の実績が積み重ねられてきた。

12）福原道雄「危険運転致死傷罪の適用状況について」（法律のひろば 56 巻７号、2003 年）15 頁

13）公判では、「事故から約７時間あまり経過した後の飲酒検知においても、呼気１リットル当たり約 0.15 ミリグラムのアルコールが検出されていることなどからすれば、犯行当時の体内のアルコール濃度は相当高いものであったことが容易に推認できる上、運転開始前からすでに飲酒の影響により睡魔に襲われるなど、正常な運転が困難な状態にあったことが明らかであったにもかかわらず運転を開始したばかりか、その後、再三仮睡状態に陥りながら運転を継続した」ことが認定された。

14）西田典之「刑法各論（第五版）」（弘文堂、2010 年）51 頁

15）参考まで、**酒酔い運転の罪の故意**に関しては、最判昭 46.12.23 刑集 25 巻９号 1100 頁は、「**行為者において、飲酒に**

よりアルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすることの認識があれば足りるものと解すべきであつて、**アルコールの影響により『正常な運転ができないおそれがある状態』に達しているかどうかは、客観的に判断されるべきことがらであり、行為者においてそこまで認識していることは必要でない**」とした。

また、**酒気帯び運転の罪の故意**に関しては、最決昭 52.9.19 刑集 31 巻5号 1003 頁は、**「行為者において、アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすることの認識があれば足り、（政令）所定のアルコール保有量の数値まで認識している必要はない」**とした。

なお、呼気検査により 0.25 mg/l 以上のアルコール濃度が認められ、酒臭、目の充血等があったにもかかわらず、被告人の、飲酒が運転前夜であり、数時間眠ったので、**アルコールを身体に保有している認識がなかったという弁解を排斥できない**として、**酒気帯び運転について無罪**となった判例もある（宮崎地高千穂支判昭63. 12. 8判時1300号157頁。酒気帯び運転の基準が呼気アルコール濃度 0.25 mg/l 以上とされていた当時の判例）。さらに、鹿児島地判平元. 10. 26 判タ726号244頁は、「昨夜飲んだ焼酎のアルコール分もまだ完全に抜け切ったとは思いませんでしたが、酔ってはいなかったので」という被告人の供述について、「アルコール分が体から**『抜け切ったとは思わなかった』**ことを認めるものであるが、しかし、それで、ただちに、アルコール分が残っていると思ったとの趣旨の供述であるとは解することはできず、**抜け切ったとも思わなかったし、残っているとも思わなかった（要するに、アルコールのことは考えなかった）との趣旨の供述とも解しうる**余地があり、**酒気帯び運転の故意を認めたものとするにはあいまい**であるうえ、被告人は、本件事故の直後、『昨夜は飲んだ量が少なかったし、目覚めがさわやかでしたので酒気帯び運転のことなどまったく頭にありませんでした』とも供述しているのであるから、上記供述を被告人が酒気帯び運転の故意を自認したものとまでみることはできない」とした。

この点については、**「アルコールがまだ残っていることは分かっていた」、「完全に酒が抜け切っていないことは分かっていた」という供述が得られれば、事情は異なっていた**と考えられる（清水勇男ほか「全訂新版（改訂2版）交通事故捜査の基礎と要点」（東京法令、2008年）71頁）。

16）井上ほか・前掲 68 頁

17）交通実務研究会・前掲 16 頁以下は、「未必的認識を含めて、薬物が運転行為に影響があることの認識は必要である」、「自分が服用した薬物によるという認識が必要であるが、具体的にどういう薬であるかの認識は必要でない」、「医者からもらって飲んだ薬の中に、睡眠効果があるものが入っているとは知らなかった場合、本罪には該当しない」としている。

また、野々上尚編著「3訂版増補　交通事故捜査Ⅱ　危険運転致死傷編」（近代警察社、2007 年）51 頁等。

18）例えば、「××については、○月○日に薬剤師から交付を受けた際に、服用後は眠くなるとの説明を受けましたし、外袋に印刷されていた使用上の注意に、服用後は眠くなる旨記載されていたのも読みました。また、その後、毎日昼食後に服用していたので、服用後眠気を催すことは十分に分かっていました。しかしながら、事故を起こした日は、○時までに○○で○○をしなければならなかった上、自宅から○○までは自動車で○分程度なので大丈夫だと思って、昼食後の○時○分頃に××を服用した後、○時○分頃に自動車に乗って自宅から○○に向かいました。その後、○時○分頃、○○を通って○○付近に至った辺りで急に眠気を催したのですが、○○であったため、そのまま自動車を運転することとし、」云々の供述があれば、故意が認められると考えられる。

19）西田・前掲 51 頁

20）上野式計算法は以下のとおりである（ウィドマーク式計算法との相違点については、下線部参照）。

$$C' = C - \beta \times t、C = \frac{A\ (=D \times Cd \times sg) \times f}{2 \times W \times \gamma}$$

C'：飲酒ｔ時間後の呼気アルコール濃度（mg/l）
C：飲酒直後の呼気アルコール濃度（mg/l）
β：１時間当たりの呼気アルコール濃度減少率（mg/l）
ｔ：飲酒後の経過時間（時間単位）
A：アルコール摂取量（ｇ）
D：飲酒量（ml）
Cd：アルコール濃度（例えば５％なら、0.05 とする。）
sg：アルコールの比重
ｆ：欠損率
W：体重（kg）
γ：配分率

ここで、欠損率ｆは 0.7 ～ 0.8、配分率γは男性 0.7、女性 0.6 とされる。

さらに、１時間当たりのアルコール濃度減少率βはウィドマーク式計算法の 0.055 ～ 0.095 に対し、上野式計算法では 0.06 ～ 0.095 とされる。

そして、アルコールの比重を 0.8 とすると、

男性の場合、

$$\frac{2\times D\times Cd}{5W}-0.095\ t\ \leqq C'\leqq \frac{16\times D\times Cd}{35W}-0.06\ t$$

女性の場合、

$$\frac{7\times D\times Cd}{15W}-0.095\ t\ \leqq C'\leqq \frac{8\times D\times Cd}{15W}-0.06\ t$$

となり、特に下限では、ウィドマーク式計算法と大差がないことが分かる。

21）福岡地判平 20.1.8 判タ 1268 号 330 頁は、呼気アルコール濃度の血中アルコール濃度に対する比を 3165 分の１とした初めての判例であったが、その控訴審の福岡高判平 21.5.15 高検速報（平 21）287 頁は、「一般に上記の比は 2000 分の１と解されていること（道路交通法施行令 44 条の３参照）」を認めた。

22）城・前掲 36 頁は、上野式計算法が採用する「欠損率」、「配分率」の数値上の根拠が明らかでないとして、ウィドマーク式計算法の方が「科学的に好ましいものといわれています」としている。

また、本文中（用例１）の場合には、１時間当たりの呼気アルコール濃度減少率の値が小さいウィドマーク式計算法の方が、被疑者にとっては有利な計算法となる。

23）**飲酒検知ができず、かつ、ウィドマーク式計算法や上野式計算法を用いることができない場合**でも**酒気帯び運転**が認められた事案としては、東京高判昭53.12.13刑集34巻３号94頁がある。この事案では、身体におけるアルコール保有量につき、「必ずしも検知器その他特別のいわゆる科学的検査によつて判定する必要はなく、**飲酒量、飲酒状況、飲酒後の経過時間、運転直後の言語、行動、身体的特徴等の外観的観察等から経験則によつて認定することができる**」とした上で、本件について、飲酒量、飲酒後の経過時間が明確でないため計算式を用いることができないものの、午前２時前に事故を起こした被告人が、前日午後５時半頃から当日零時半頃までにかけてビール大ジョッキ２杯とウィスキー若干量を飲んだこと及び事故直後に「強い酒臭を発し、目を充血させ、通常より大きな声で取調べに当つた警察官に対し『責任者を出せ。』などとこもごも申し向けて反抗的態度を示し、アルコール検知を拒絶したこと」などの事実を総合すれば、酒気帯び運転について、「十分これを推認することができる」とした。

なお、**飲酒検知ができず、かつ、ウィドマーク式計算法等を用いることができない場合**でも**危険運転致死傷罪**の成立が認められた事案としては、Ⅱの１（３）アの東京地八王子支判平14.10.29がある。

24）計量法（平成4年法律第 51 号）第 12 条並びに特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第 249 号）第3条及び別表第二の表（三）等参照。

25）千葉地判平 16.5.7 判タ 1159 号 118 頁。井上ほか・前掲 69 頁等も同じ。

26）井上ほか・前掲 70 頁、山田利行「刑法の一部を改正する法律の概要」（警察学論集 55 巻3号、2002 年）123 頁等

27）野々上・前掲 59 頁

28）井上ほか・前掲 71 頁

29）井上ほか・前掲 70 頁

30）前掲千葉地判平 16.5.7 に係る判タ 1159 号 118 頁以下の解説。

なお、判例上は、限界旋回速度を超える若しくはギリギリの速度で走行した場合には、制御困難な高速度であると認定されるものと考えられる（伊藤淳「危険運転致死傷罪における『制御困難な高速度運転』の有無及び認識が問題となった事例」（捜査研究№. 719、2011 年）64 頁参照）

31）白井・前掲 149 頁。

なお、井上ほか・前掲 62 頁等は、「ある運転行為が本罪の複数の類型に当たる場合においては、それらについての包括的一罪となろう」としている。

32）前掲千葉地判平 16.5.7 について、西田典之・判例批評（刑事法ジャーナル第3号、2006 年）は、「一般的にアルコールの影響が常に制限困難運転類型の危険な高速度の判断に影響を与えうるとすれば、飲酒運転中の速度違反は常に制御困難運転となる可能性を有することに」なってしまうのであり、基準はあくまで「運転者の身体的状況や運転技能などの個人的要素と独立して客観的・類型的に定めるべき」であって、「本判決の結論は極めて妥当なものといえよう」とする。

33）林洋「実用自動車事故鑑定工学」（技術書院、2002 年）115 頁の図より

34）井上ほか・前掲 70 頁

35）井上ほか・前掲 71 頁

36）交通実務研究会・前掲 71 頁

37）運転者が危険を感じてブレーキ操作を行う決心をしてから自動車が停止するまでの距離を「停止距離」というが、これは、「空走距離」（運転者が危険を感じてから実際にブレーキ操作を開始するまでの間（＝空走時間）に自動車が走る距離）と「制動距離」（自動車走行中にブレーキ操作を開始してから、実際に停止するまでの間に自動車が走る距離）の合計から成る（**「停止距離」＝「空走距離」＋「制動距離」**）。

空走距離は、**（空走時間）×（自動車の秒速）**で求められる。**空走時間**（反応時間ともいう。）は一般に 0.7 ～ 1.0 秒とされ、判例上、本件名古屋地判平 21.8.10 のように 0.75 秒とするものも多いが、近年は1秒とするものが目立ちつつある（札幌高判平 20.7.24 裁判所 HP、東京地判平 20.3.11 交民集 41 巻2号 271 頁等）。

この点、大分地判平 18.11.29 判タ 1280 号 340 頁は「通常、人が（自車の）進路前方に転倒しているなどとは考えられない」ので反応時間は長くなるとし、「通常の場合と同様に 0.75 秒とみるのは妥当ではない」として空走時間（反応時間）を1秒とし、水戸地判平 20.1.17 も「反応時間は、人によって、あるいは状況によって変化し、**危険を予知しない場合には平均約1秒**」とした（さらに、38）参照）。また、本件名古屋地判平 21.8.10 も、空走時間を 0.75 秒としても停止できなかったとする判例である点には注意を要する。

制動距離（m）は、ブレーキをかけた時点における自動車の速度（制動初速度）とブレーキ操作時（ロック制動時）の路面・タイヤ間の摩擦係数を用い、

$$\frac{\text{秒速(m/s)}^2}{2G\times\text{摩擦係数}} = \frac{\text{時速(km/h)}^2}{254\times\text{摩擦係数}}$$

となるが、当該摩擦係数は、一般に、本文の**表２**のとおりである。

そして、ブレーキをかける直前の自動車の速度をｖ(m/s)、空走時間をｔ秒、ブレーキ操作時の路面・タイヤ間の摩擦係数をμとすると、**停止距離**Ｘ(m)は、

$$X = v\,t + \frac{v^2}{2\mu G}$$

と表される（空走時間を 0.75 秒とした本件名古屋地判平 21.8.10 は、当該摩擦係数を 0.75 とし、停止距離を 40.3 ｍとした。）。

38）本件高松高判平 18.10.24 は、自動車の速度を時速 60 ㎞とした上で、「路面の摩擦係数を 0.7 とし、反応時間については、平均的な数値は 0.75 秒であるが、被告人の年齢等を考えると１秒を超えることはないと考えられる」として空走時間（反応時間）を１秒として、停止距離を「約 36.914 メートル」と算出した。

39）感応式にもいくつかの種別がある。例えば、「半感応式」とは、主道路と交差する従道路の交通流だけを計測してそれに必要な青時間だけを与え、それ以外は常時主道路側を青信号とする制御方式をいい、従道路側の交通量が比較的少ない交差点に適している。また、「全感応式」とは、主道路側も含めた方向に車両感知器を設置し、各方向に、交通量に応じた青信号を設定する制御方式をいう。これは、各方向の交通量の変動が著しく、また、突発的に交通状況が変わる交差点に適している。さらに、そのほかにも、右折車の量に応じて右折矢印信号の時間を変える「右折感応制御式」といったものもある。

40）車両の速度の算出に関しては、拙稿「理系の基礎知識を用いた交通捜査（車両の速度関係）」（警察学論集 64 巻３号、2011 年）66 頁参照。

41）当然のことながら、信号表示の基礎知識とは別の観点により、青青事故の過失の認定がなされることもある。

例えば、東京高判昭 57.9.28 高検速報（昭 57）409 頁は、被告人が「衝突した後、相手方と一言も言葉を交わさず、運転していた自動車を僅かに後退させるやいきなり前進して現場を離脱して走り去り、破損した自車を勝手に早々と修理業者に持ち込みその修理代金 35 万円余りを負担して修理をすませ、さらに知り合いのＡ子に架電し、同女が本件事故の際被告人の自動車に同乗していて本件交差点の信号が青色であったのを見ている旨警察官に嘘の供述をして貰いたい旨依頼するなどしていることが認められ、また、自ら積極的に事故の届出をすることもなく、さらに、相手方に対し事故の損害賠償を求めた様子もない」のに対し、「衝突直後、被害者において被告人車両のナンバーを確認してメモし、同乗者において直ちに下車した上、現場から立ち去ろうとする被告人車の後を 130 メートル位走って追いかけたが、結局見失って衝突現場に引き返し、直ちに、当て逃げの被害にあった旨を警察に 110 番通報し、間もなく臨場した警察官に対しても、こもごも、同人らの車両が青色信号に従って交差点に入ったところ、赤色信号を無視して交差道路から進入してきた被告人運転車両に衝突され、加害車両はそのまま逃走したとの被害事実を申告し、また、その後、被害者から被告人に対し事故の損害賠償を求める意思表示をしていることが認められる」ことなどから、被害者の供述の信用性を認め、被告人の赤信号無視の過失を認定した（藤永幸治ほか「シリーズ捜査実務全書⑭交通犯罪（第四版）」（東京法令、2008 年）133 頁）。

また、東京地判昭 47.8.31 判タ 286 号 319 頁は、タクシー運転手である被害者が、「事故のあった交差点の手前の踏切を通過する際、一時停止せず、低速（時速 15 ～ 20 ㎞）でこれを通過し、その後、交差点の青信号を確かめて加速し、時速約 40 ㎞で右交差点に進入した」と供述したが、同車に取り付けられていたタコグラフチャート紙には当該減速及び加速が全く記録されていなかったことから、その供述の信用性を否定した（藤永ほか・前掲 135 頁）。

さらに、トラック同士がぶつかって一方当事者が死亡した事故で、加害者の後ろを走っていたトラックの運転者が「加害者が信号を通過したとき、前方の信号は青だった」と証言したため、当初被害者側に自賠責が一切支払われず、逆に加害者側のトラック会社が損害賠償請求を起こした事案があるが、この事案では、被害者の遺族が現場を確認したところ、加害者が走行していた道路はかまぼこ状の高架になっており、目撃したというトラックの運転者の視点からは信号が見えなかったことが判明し、「証拠を検討した結果、警察調書や目撃証言には矛盾があり信用できない」とされ、「相手トラック側の対面信号表示が青色であったという事実は認定できない」とされた（柳原三佳「Journalist Eye 第15回」(捜査研究№590、2000年)）。

参考文献

本文及び注に掲げたもののほか、
那須修「法律の適用のための物理の知識－限界旋回速度と危険運転致死傷罪－」（大学の物理教育Vol.18 №2、2012年）

理系の基礎知識を用いた交通捜査（車両の速度関係）

Investigation of Traffic Accidents with Basic Scientific Knowledge（Velocity of Automobiles）

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長
元警察大学校警察政策研究センター政策調査官
那須　修

交通事故における車両相互の衝突とは、車両という物体同士の衝突と考えられる。そして、「衝突と衝突後の運動は、ほとんど人為の立ち入る余地のない純粋に物理的な現象」[1]であり、このことから、**「交通事故とは、損傷を伴う物理的な現象」**であるとも言われている[2]。

だが、これまでの交通捜査においては、こうした物理的視点を欠いたまま、関係者の供述等の「人証」に頼り、結果として不適正捜査との批判を受けた事案も皆無ではなかった。そうしたことから、かつて、「自動車事故というものは、れっきとした物理運動なのに、彼ら（筆者注；警察官）はそれを物理運動として解析していく方法をいっさい教わっていない」、「少しでもいい、物理運動の解析には何が大切でどんな調べ方をすればよいのかという知識をつかんでいれば、事故検証はまったく変わると思いますね」[3]との批判がなされたこともあった。

幹部の中には、交通捜査の経験が乏しい人も数多くいると思われる。だが、**決裁の過程で本稿で得た知識を活用したり、或いは現場の捜査員にちょっとした知識を授けてやることで、これまでであれば捜査の過程で見落としていた点に気付く可能性**もあるかもしれない。何より、**交通捜査に携わる人々の間で、必要に応じて物理や数学の基礎知識を用いつつ「車や現場の痕跡をひとつひとつ合わせていけば、そのときの車の動きが正確に再現できる」[4]という意識が高まれば、自ずと現場鑑識を大事にする気持ちが強まり、結果として不適正捜査を今以上に少なくすることができる**と思われるのである。

本稿では、そうした観点から、特に理系の知識が求められる車両の速度の算出方法について、説明していきたい。

１．有罪・無罪を分ける車両の速度

まずは、以下の２つの事例を見比べて頂きたい。いずれも、青信号を直進していた自動車が交差点で右折車と衝突し、直進車の運転者が被告人とされたものである。

① 夜間、制限速度を約20㎞上回る時速約70㎞で、青色信号に従い普通乗用自動車を運転中、交差点の入口の横断歩道から約14ｍ手前の地点において、自車の約52ｍ前方で対向車たる被害車両（普通貨物自動車）が右折し始めたのを認めて急ブレーキをかけたが停止できず、時速約25㎞で被害車両と衝突した。

② 夜間、制限速度を約60㎞上回る時速約100㎞で普通乗用自動車を運転し、衝突地点の約78ｍ手前で対面信号が青色であることを認めるとともに、約90ｍ前方で被害車両（普通乗用自

動車）が右折進行しているのを認めたが、被害車両が停止してくれるものと思い、時速約90㎞に減速しただけで交差点を直進しようとして被害車両と衝突した。

このうち、①の判決（東京地判昭46.2.27判時628号102頁）は、「本件事故現場の道路状況や時刻、それに、当時対面信号が青色を表示していたことからみると、制限速度を約20㎞程度超過した時速約70㎞で進行する車両は必ずしも稀有ではなく、**被害車両の右折車の運転者としては、この程度の高速直進車のありうることは一応考慮しつつ右折の判断をすべき**であって、したがって被告人としては本件交差点では右折車は直進車である自車に進路を譲ってくれるものと信じて運転すれば足りたものというべきである」と判示し、**直進車の運転者たる被告人を無罪**とした。

一方、②の判決（東京高判平13.10.24東高刑時報52巻1-12号79頁）は、「夜間とはいえ交通量が多く、かつ、被告人と同一方向に進行していた複数の車両は、ほぼ制限速度で走行していた」等の事情を踏まえ、被害者（右折車の運転者）において「法定最高速度を30～40㎞毎時も超過して直進してくる車両があることまで予想して対処すべきものとはいいがたく」、「**被告人には、少なくとも優先通行権を主張し得る程度（本件においては、時速約80㎞前後と認められる）にまで減速すべき注意義務**があ」ったとして、**直進車の運転者たる被告人を有罪**とした。

このように、右直事故についても、②のように直進車の運転者側に過失が認められることがあるが、その認定に当たっては**車両の速度の認定**が極めて重要となるのである。そして、そのためには、当事者の供述のみに頼らない客観的証拠の捜査が重要となることは言うまでもないであろう[5)]。

２．スリップ痕の長さ等から求められる車両の速度（基本）

路面に印象されるタイヤの摩擦痕をスリップ痕という。スリップ痕にはいくつかのものがあり、例えば、車両の走行中に急ブレーキをかけてタイヤをロックさせてから停止するまでの間に印象されるスキッド痕や、横滑り痕等がある[6)]。

この**スリップ痕の長さと路面・タイヤ間の摩擦係数等を用いることによって車両の速度を求めることができる**（「理系の基礎知識①」参照）。

ただし、ＡＢＳ装着車についてはスリップ痕が薄く認識が難しいことがあるなど、実際に捜査を行う上では注意すべき点も多い。例えば、留意点として以下のようなものが挙げられる。

① 湿潤時には見えなかったスリップ痕が、路面が乾燥した場合には白く浮かび上がってくることがある。

② 厳密に言えば、ブレーキはスリップ痕（スキッド痕）の付始めの手前から利いているため、車両の速度を求める場合、急ブレーキを踏み始めたときのスリップ痕（スキッド痕）については、（ⅰ）複数のタイヤによるもののうち、長い方を採用すること、（ⅱ）滑った方向から見て、薄くても見えれば測定に入れることが必要となる[7)]。

③ 直線運動している車の前後輪のスリップ痕は、重なって１本のスリップ痕に見えることがある。しかし、その場合でも、よく見ると、重なっている部分が濃くなっていて、識別できることもある[8)]。

理系の基礎知識①

上記の「摩擦係数」の概念自体分からない人がいると思われるが、まずは「摩擦力」から説明する。

「摩擦力」には「静止摩擦力」と「動摩擦力」があり、このうち、**「動摩擦力」**とは、**質量（重さ）をもった物体が動いているときに進行方向と逆向き、つまり移動を妨げる方向に働く力**をいう（ちなみに「静止摩擦力」とは、静止している物体を動かそうとするときに逆向きに働く摩擦力をいう。）。

動摩擦力の大きさｆは、垂直抗力ｎ（N）に比例する。垂直抗力とは**平らな床の上に物体を乗せた場合に、物体が床から受ける、床面に対して垂直な力**をいい、その単位Ｎ（ニュートン）は、kg･m/s²と同義である。

そして、動摩擦力の大きさｆは垂直抗力に比例するので、

ｆ＝μｎ

と表せるが、この「μ（ミュー）」が**摩擦係数**である。μは、**床面と物体の組み合わせによって様々な値をとり**、後で示す表１は、この様々な場合におけるμの値を表している。ちなみにμは物体の速度とは無関係である。

また、**垂直抗力ｎは、物体が地面に水平な床面を滑走している場合、重力とつりあう。**そのため、この場合の垂直抗力ｎは、物体の質量ｍ(kg)に重力加速度Ｇ(9.81(m/s²))を掛け合わせたものになるので、

ｆ＝μｍＧ……（Ａ式）

とも表せる（**説明図１**参照。なお、（Ａ式）は、後の説明で用いる。）。

説明図１

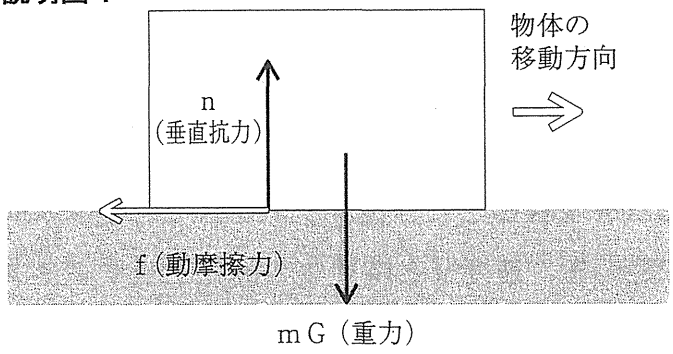

（１）急ブレーキで停止したときの制動初速度

急ブレーキで停止した場合における急ブレーキをかけた時の速度（制動初速度）ｖ(m/s)（＝秒速ｖメートル）は、ロック制動時の摩擦係数μ（**表１**参照）、重力加速度Ｇ(9.81(m/s²))、スリップ痕（スキッド痕）の長さＳ(m)を用い、以下のように求めることができる（「理系の基礎知識②」参照）。

$v=\sqrt{2\mu GS}$ …… (1.1式)

表　摩擦係数表（ロック制動時）

路面の施工方法及び状態 ＼ 路面の乾湿		乾燥		湿潤	
	制動初速度	48km/h以下	48km/h以上	48km/h以下	48km/h以上
コンクリート	新しい場所	0.80～1.00	0.70～0.85	0.50～0.80	0.40～0.75
	交通量の比較的少ない場所	0.60～0.80	0.60～0.75	0.45～0.70	0.45～0.65
	交通量が多くみがかれた場所	0.55～0.75	0.50～0.65	0.45～0.65	0.45～0.60
アスファルト	新しい場所	0.80～1.00	0.65～0.70	0.50～0.80	0.45～0.75
	交通量の比較的少ない場所	0.60～0.80	0.55～0.70	0.45～0.70	0.40～0.65
	交通量が多くみがかれた場所	0.55～0.75	0.45～0.65	0.45～0.65	0.40～0.60
	タールの過剰な場所	0.50～0.60	0.35～0.60	0.30～0.60	0.25～0.55
砂利を敷いた場所		0.40～0.70	0.40～0.70	0.45～0.75	0.45～0.75
灰がらを固めた場所		0.50～0.70	0.50～0.70	0.65～0.75	0.65～0.75
平坦な氷の場所		0.10～0.25	0.07～0.20	0.05～0.10	0.05～0.10
雪の固まった場所		0.30～0.55	0.35～0.55	0.30～0.60	0.30～0.60

注　一般的に、乗用車は高め、大型トラック、バス等は低め、軽自動車、小型トラック、二輪車等は平均的な数値を用いる。また、高級乗用車に装着しているスチールラジアル等は上限の数値を用いる（牧野隆「図解　交通資料集　第3版」（立花書房、2011年）7頁等）。

なお、実際に摩擦係数を測定する方法としては、振り子型滑り摩擦測定装置による方法、測定車輪を牽引するトレーラー法、実際に自動車を制動させる制動停止距離法等がある（道路交通研究会「交通警察の基礎知識⑱車間距離と停止距離」（月刊交通34巻11号、2003年））。

理系の基礎知識②

(1.1式)の前提として、まず、初速v_0(m/s)(＝秒速v_0メートル)、加速度a(m/s²)(＝1秒ごとに秒速aメートルずつ速くなる。)の物体αのt_1秒後の速度v_1を、速度vと時間tの関係を表すグラフで示す（**グラフ1**参照）。

グラフ1　物体αの速度

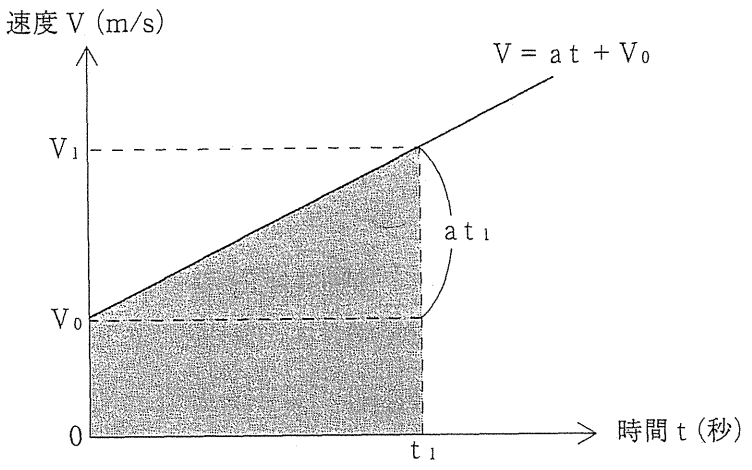

この場合、t_1秒後までの物体αの移動距離x（m）は、（移動距離）＝（速度）×（時間）なので、**グラフ1**の色塗り部分の面積となる。

この（面積）＝（移動距離）の関係は、**グラフ2**のように不規則な速度変化をする場合でも当てはまる。つまり、**グラフ2**の時間をごく短時間Δtごとに分けた場合（**グラフ3**参照）、例えば黒塗りの部分は、時間がごく短時間なので、その間の速度はほとんど変わらない。そうなると、そのごく短時間の移動距離は、（速度）×（ごく短時間Δt）になるので、結局、黒塗り部分の棒グラフの面積になる。これと同様に、ごく短時間ごとに移動距離を出して、全部を合計すれば、結局は、黒塗り部分を含めた棒グラフの部分の面積が移動距離ということになる（Δtをものすごく小さくすれば、折れ線グラフと棒グラフのずれは、ものすごく小さく、無視できるレベルになる。）。

グラフ2

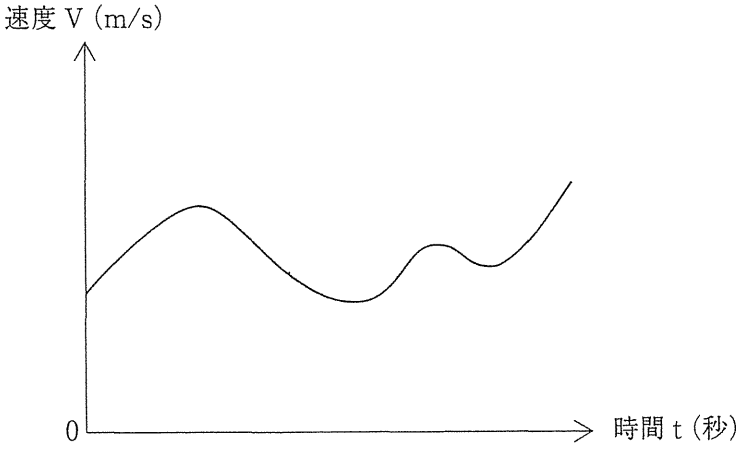

グラフ3

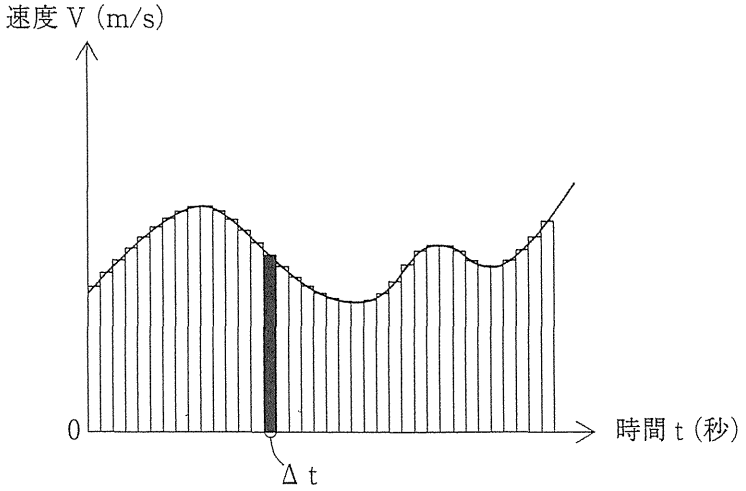

そうなると、**グラフ1**の初速がv_0（m/s）、加速度a（m/s²）の物体αのt_1秒後までの移動距離xは、色塗り部分、つまり台形の面積を求めればいいので、

$$x=\frac{1}{2}\times t_1\{v_0+(v_0+a\,t_1)\}\cdots\cdots(\text{B式})$$

より、

$$x = v_0 t_1 + \frac{1}{2} a t_1^2$$

となる。

ところで、或る物体の初速をｖ(m/s)、加速度ａ(m/s²)、ｔ秒後の速度をｖ₁(m/s)とすれば、$v_1 = v + a t$ となるが、これを変形すると、

$$t = \frac{v_1 - v}{a}$$

となる。(Ｂ式)の考え方より、当該物体のｔ秒後までの移動距離ｘは、

$$x = \frac{1}{2} \times \frac{v_1 - v}{a} \times \left(2v + a \times \frac{v_1 - v}{a}\right)$$

$$= \frac{1}{2} \times \frac{v_1 - v}{a} \times (v_1 + v)$$

これを変形すると、

$2ax = (v_1 - v)(v_1 + v) = v_1^2 - v^2$……(Ｃ式)

さらに変形すると、

$v^2 = v_1^2 - 2ax$

$v = \sqrt{v_1^2 - 2ax}$ ……(Ｄ式)

になる。

また、**ニュートンの運動の第２法則**より、物体の加速度ａ(m/s²)は、物体に働く力Ｆ(Ｎ)に比例し、物体の質量ｍ(kg)に反比例する。ここで、ａ、Ｆに関し、方向と大きさを兼ね備えたベクトルとして表すと、**運動方程式**

$m(kg) \times \vec{a}(m/s^2) = \vec{F}(N)$ ……(Ｅ式)

が成立する。

そして、地面に水平な床面で物体を滑走させた場合には、「理系の基礎知識①」の(Ａ式)の

f（動摩擦力）$= \mu mG$

が成立するが、この場合、滑走中にその物体に加わっている水平方向の力Ｆは動摩擦力だけなので、

$F = \mu mG$……(Ｆ式)

となる。

これと(Ｅ式)より、$ma = \mu mG$（＝Ｆ）が成立すると思う人もいるかもしれないが、(Ｅ式)がベクトルを用いて表されているとおり、力の方向が重要となる。

つまり、動摩擦力というのは、「理系の基礎知識①」で示したとおり、物体の進行方向と逆向きに働く力なので、摩擦係数μは、物体の加速度ａとの関係では、μに－１を掛け、

ｍａ＝－μｍＧ……（Ｇ式）、つまり、

ａ＝－μＧ……（Ｈ式）

が成立する（減速するということは、マイナスの加速度が働いていると考えると分かりやすいと思われる。）。

そうなると、速度ｖで走行中、急ブレーキをかけて停止した場合は、（Ｄ式）に関して、$v_1=0$。また、スリップ痕の長さをＳ（ｍ）とすると、急ブレーキをかけてから停止するまでの移動距離ｘはＳ（ｍ）となる。そして、これらの値と（Ｈ式）を（Ｄ式）に代入すると、

$$v=\sqrt{0^2-2(-\mu G)S}=\sqrt{2\mu GS}$$

となって、（1.1式）が成立する。

また、**表２**の「スキッド痕による車両速度算出表」を用いて制動初速度を求めることもある。

表２　スキッド痕による車両速度（制動初速度）算出表

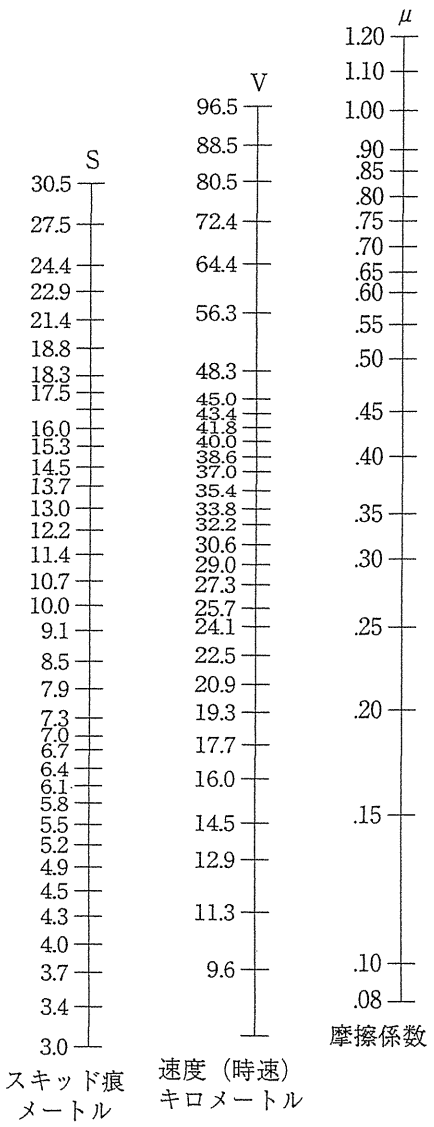

使用方法

1）現場に印象されたスキッド痕（スリップ痕のうち、急ブレーキによる縦滑り痕）のうち最も長いものを測定し、その長さをＳの数位置とする。

2）現場の路面状況から、対応するμの数位置を特定する。

3）Ｓとμで特定された２点を定規で結び、その線が速度目盛りＶと交差した点を読みとると事故車両のおおよその速度が分かる。

例題１
　Ａは、自動車を運転中、前方に障害物を発見したので、慌てて急ブレーキをかけ、停止した。このときの摩擦係数が0.7、残されたスリップ痕２本の長さが10ｍと９ｍだった場合におけるＡの制動初速度（急ブレーキをかけた時の速度）ｖ(㎞/h)を求めよ。

答．この場合には、複数あるうち長い方のスリップ痕（スキッド痕）の長さを採用する（２の柱書の②(ｉ)参照）ので、(1.1式)に関し、Ｓ＝10(m)。

さらに、与えられた条件より、μ＝0.7。さらに、重力加速度Ｇ＝9.81(m/s²)を(1.1式)に代入すると、

$$v=\sqrt{2\mu GS}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times10}\fallingdotseq11.7(m/s)$$

となり、制動初速度ｖは、秒速約11.7ｍとなる。

時速に換算すると、制動初速度ｖは時速約42㎞となる。

なお、この場合における**長い方のスリップ痕（スキッド痕）の長さ**が、**制動距離**となる。

一般に、運転者が危険を感じてブレーキ操作を行う決心をしてから自動車が停止するまでの距離を「停止距離」というが、これは、「空走距離」（運転者が危険を感じてから実際にブレーキ操作を開始するまでの間（＝空走時間）に自動車が走る距離）と「制動距離」（自動車走行中にブレーキ操作を開始してから、実際に停止するまでの間に自動車が走る距離）の合計から成る。

すなわち、**「停止距離」＝「空走距離」＋「制動距離」**となる[9]。

また、空走距離は、（空走時間）×（車の秒速）で求められる。空走時間は一般に、0.7～1.0秒とされるが、近年の判例においては、1.0秒とするものが目立ちつつある[10]。

例題１のＡの場合、空走時間を1.0秒とした場合、制動初速度が秒速11.7ｍなので、急ブレーキをかける直前に加速又は減速をしていなかったとすると、空走距離は11.7ｍとなる。そして、制動距離が10ｍなので、停止距離は両者の合計の21.7ｍとなるのである（停止する21.7ｍ手前で障害物を発見したことになる。）。

（２）車両の衝突直後の速度

車両の衝突直後の速度v_n(m/s)は、衝突後の摩擦係数μ'、重力加速度Ｇ、車両が衝突後停止するまでに移動した距離Ｓ'(m)[11]を用い、以下のように求めることができる。

$$v_n=\sqrt{2\mu'GS'}\quad\cdots\cdots(1.2式)$$

なお、衝突後の摩擦係数μ'に関しては、一般的に以下のように考えられる。

○　衝突後にブレーキを踏んでいれば（ロック制動時）、摩擦係数は**表１**のとおり。

○　エンジンブレーキ状態であれば、摩擦係数は約0.07[12]。

○　クラッチ断・ノーブレーキ状態で自転していれば、摩擦係数（ころがり抵抗係数）は0.01~0.015[12]。

○　信号待ち時のように軽くブレーキを踏んでいる状態であれば、摩擦係数は通常0.1~0.2、高くて0.3[13]。

○　駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は後輪だけにかかるため、駐車ブレーキを力一杯引いていた場合には、(1.2式）において、摩擦係数に約0.5（＝後軸荷重/車両重量）を掛けた「見かけの摩擦係数」を用いる必要がある。摩擦係数が0.7のときに駐車ブレーキを力一杯引いていれば、「見かけの摩擦係数」は約0.35（ただし、普通に引いていれば、0.1～0.2程度）となる[13]。

○　横滑りをしたときの摩擦係数μsは、縦滑り時の摩擦係数μ（**表１**参照）との関係では、$\mu s=0.97\mu+0.08$で表される[14]。

（３）急ブレーキ後の車両の速度と制動初速度の関係

急ブレーキをかけた時の速度(制動初速度)ｖ(m/s)と、その後停止又は衝突若しくは転倒（二輪車の場合）等するまでの任意の時点における速度v_1(m/s)の関係は、ロック制動時の摩擦係数μ（**表１**参照)、重力加速度Ｇ、速度がｖからv_1に低下するまでに印象されたスリップ痕（スキッド痕）の長さＳ(m)を用い、以下のように表すことができる（「理系の基礎知識③」参照)。

$$v=\sqrt{v_1^2+2\mu GS} \quad \cdots\cdots \text{(1.3式)}$$

ちなみに急ブレーキ後、衝突等することなく、そのまま減速して停止した場合（$v_1=0$）が、(1.1式）である。

理系の基礎知識③

(1.3式）は、「理系の基礎知識②」の(Ｄ式)に、(Ｈ式)とｘ＝Ｓを代入したものである。

例題２

Ａは自動車を運転中、前方に障害物を発見したので、急ブレーキをかけたが、15ｍのスリップ痕を残し、時速45㎞で障害物に衝突した。このときの摩擦係数が0.7だった場合における制動初速度ｖ(㎞/h）を求めよ。

また、空走時間を1.0秒とし、Ａは急ブレーキをかける直前は一定の速度で走行していたとすると、Ａが障害物を発見したのは、衝突地点の何メートル手前であったか。

答．Ａの自動車の制動初速度ｖは、(1.3式）より求められるが、その際には単位に留意する必要がある。

すなわち、(1.3式）のｖ、v_1とも秒速であるところ、Ａの自動車の制動初速度ｖを求めるに当たって、障害物に衝突したときの速度v_1は、時速45㎞を秒速に換算する必要がある。

よって、$v_1=12.5$(m/s)。与えられた条件より、$\mu=0.7$、Ｓ＝15(m)。さらに、重力加速度Ｇ＝9.81(m/s²)。これらを(1.3式)に代入すると、

$$v=\sqrt{v_1^2+2\mu GS}=\sqrt{12.5^2+2\times0.7\times9.81\times15}\fallingdotseq19.0\text{(m/s)}$$

となり、制動初速度ｖは、秒速約19.0ｍとなる。

時速に換算すると、制動初速度ｖは時速約68㎞となる。

また、制動初速度が秒速19.0ｍで、空走時間が1.0秒、急ブレーキを踏む直前の速度が一定とすると、空走距離は19.0ｍとなる。そして、障害物に衝突するまでのスリップ痕の長さが15ｍであったことから、Ａが障害物を発見したのは、衝突地点の34ｍ手前となる。

（４）制動距離と横転距離から推定した制動初速度

自動二輪車等が急ブレーキをかけつつ進行（第１次減速）した後、転倒してそのまま滑走（第２次減速）することがある。

このとき、急ブレーキをかけた時の速度(制動初速度)ｖ(m/s)と、第２次減速中の一定の時点における速度v_2(m/s)の関係は、第１次減速中の摩擦係数μ_1(**表１**参照)、第２次減速中の摩擦係数μ_2、重力加速度Ｇ、第１次減速中に印象されたスリップ痕(スキッド痕)の長さS_1(m)、第２次減速の開始時点から速度がv_2に低下するまでに印象されたスリップ痕の長さS_2(m)を用い、以下のように表すことができる（「理系の基礎知識④」参照)。

$$v=\sqrt{v_2^2+2\mu_1GS_1+2\mu_2GS_2} \quad \cdots\cdots(1.4式)$$

そして、自動二輪車等が第２次減速後、そのまま減速して停止した場合（$v_2=0$）には、

$$v=\sqrt{2\mu_1GS_1+2\mu_2GS_2} \quad \cdots\cdots(1.5式)$$

となる。

なお、自動二輪車転倒時（第２次減速時）の摩擦係数は、速度や路面状況にもよるが、アスファルト上では湿潤状態で0.3～0.4、乾燥状態で0.4～0.6前後と考えられる[15]。

理系の基礎知識④

(1.4式）は、(1.3式）を変形したものである。

すなわち、(1.3式）から、第１次減速中の任意の時点における速度v_1(m/s)は、制動初速度ｖ(m/s)、第１次減速中の摩擦係数μ_1、重力加速度Ｇ、速度がｖからv_1に低下するまでに印象されたスリップ痕の長さS_1(m)を使って、

$$v=\sqrt{v_1^2+2\mu_1GS_1} \quad \cdots\cdots(Ｉ式)$$

と表されるが、同様にして、転倒時（第１次減速の最終時点。第２次減速の開始時点でもある。）の速度v_1(m/s)は、(1.3式）から、第２次減速中の速度v_2(m/s)、摩擦係数μ_2、重力加速度Ｇ、速度がv_1からv_2に低下するまでの滑走距離S_2(m)を使って、

$$v_1=\sqrt{v_2^2+2\mu_2GS_2} \quad \cdots\cdots(Ｊ式)$$

と表される。

（Ｊ式）の両辺を２乗すると

$$v_1^2=v_2^2+2\mu_2GS_2$$

となるが、これを(Ｉ式）に代入したものが（1.4式）である。

例題３
　自動二輪車が、乾燥アスファルト上で急制動をかけて５ｍのスリップ痕を残し、その後転倒して20m滑走し、減速して停止した場合における制動初速度ｖ(km/h)を求めよ。
　なお、第１次減速時の摩擦係数は0.7、第２次減速時の摩擦係数は0.5であったものとする。

答．与えられた条件より、$\mu_1=0.7$、$\mu_2=0.5$、$S_1=5$(m)、$S_2=20$(m)。
　さらに、重力加速度$G=9.81(m/s^2)$を（1.5式）に代入すると、

$$v=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times5+2\times0.5\times9.81\times20}\fallingdotseq16.3\ (m/s)$$

となり、制動初速度ｖは秒速約16.3ｍとなる。
　時速に換算すると、制動初速度ｖは時速約59kmとなる。

３．運動量保存の法則によって求められる車両の衝突速度

運動量保存の法則により、２台の車両が衝突したときの衝突前後の速度等に関し、下記の等式が成立する（「理系の基礎知識⑤」、「理系の基礎知識⑥」参照）。

$$m_1|\overrightarrow{v_{10}}|\sin\theta_{10}+m_2|\overrightarrow{v_{20}}|\sin\theta_{20}=m_1|\overrightarrow{v_{11}}|\sin\theta_{11}+m_2|\overrightarrow{v_{21}}|\sin\theta_{21}$$

$$m_1|\overrightarrow{v_{10}}|\cos\theta_{10}+m_2|\overrightarrow{v_{20}}|\cos\theta_{20}=m_1|\overrightarrow{v_{11}}|\cos\theta_{11}+m_2|\overrightarrow{v_{21}}|\cos\theta_{21}$$

そして、この基本式を便宜的に以下のように表すこととする（$\sin\theta$、$\cos\theta$については、**表３、表４**参照）。

$$m_1 v_{10}\sin\theta_{10}+m_2 v_{20}\sin\theta_{20}=m_1 v_{11}\sin\theta_{11}+m_2 v_{21}\sin\theta_{21}\ \cdots\cdots\textbf{(2.1式)}$$

$$m_1 v_{10}\cos\theta_{10}+m_2 v_{20}\cos\theta_{20}=m_1 v_{11}\cos\theta_{11}+m_2 v_{21}\cos\theta_{21}\ \cdots\cdots\textbf{(2.2式)}$$

m_1(m_2)：Ａ車(Ｂ車)の質量(kg)
v_{10}(v_{20})：Ａ車(Ｂ車)の衝突直前の速度(衝突速度)(m/s)
v_{11}(v_{21})：Ａ車(Ｂ車)の衝突直後の速度(m/s)
θ_{10}(θ_{20})：Ａ車(Ｂ車)の衝突直前の進行角度
θ_{11}(θ_{21})：Ａ車(Ｂ車)の衝突直後の飛出し角度
（基本式より、v_{10}、v_{11}、v_{20}、$v_{21}\geqq0$）

この場合の車両の進行角度及び飛出し角度は、車両の重心位置[16]から求められる。
そして、両車の動きについては、両車の衝突地点を原点Ｏとしたｘ軸とｙ軸のある座標平面上に表すと分かりやすい（その場合、Ａ車の進行方向をｘ軸上にとってＡ車の進行角度$\theta_{10}=0°$とし、ｘ軸となす角度から、Ａ車の飛出し角度θ_{11}、Ｂ車の進行角度θ_{20}及び飛出し角度θ_{21}を求めると計算が容易になる（**図１**参照）。

図１

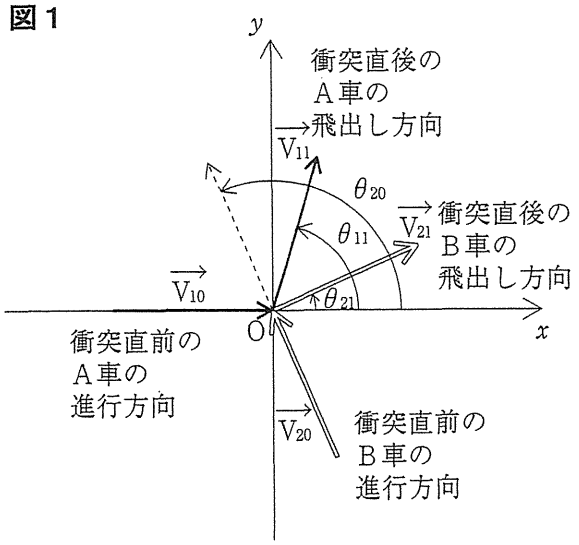

表３　sinθ及びcosθの値（小数第３位まで）

θ	sin θ	cos θ
0°	0	1
1°	0.017	1.000
2°	0.035	0.999
3°	0.052	0.999
4°	0.070	0.998
5°	0.087	0.996
6°	0.105	0.995
7°	0.122	0.993
8°	0.139	0.990
9°	0.156	0.988
10°	0.174	0.985
11°	0.191	0.982

θ	sin θ	cos θ
12°	0.208	0.978
13°	0.225	0.974
14°	0.242	0.970
15°	0.259	0.966
16°	0.276	0.961
17°	0.292	0.956
18°	0.309	0.951
19°	0.326	0.946
20°	0.342	0.940
21°	0.358	0.934
22°	0.375	0.927
23°	0.391	0.921

θ	sin θ	cos θ
24°	0.407	0.914
25°	0.423	0.906
26°	0.438	0.899
27°	0.454	0.891
28°	0.469	0.883
29°	0.485	0.875
30°	0.5	0.866
31°	0.515	0.857
32°	0.530	0.848
33°	0.545	0.839
34°	0.559	0.829
35°	0.574	0.819

θ	sin θ	cos θ
36°	0.588	0.809
37°	0.602	0.799
38°	0.616	0.788
39°	0.629	0.777
40°	0.643	0.766
41°	0.656	0.755
42°	0.669	0.743
43°	0.682	0.731
44°	0.695	0.719
45°	0.707	0.707

注）sin θ と cos θ の関係は、

sin θ ＝ cos(90° － θ)、cos θ ＝ sin(90° － θ)

sin θ ＝－ cos(90° ＋ θ)、cos θ ＝ sin(90° ＋ θ)

となることから、例えば、sin70° であれば cos20° と等しく、0.940 となる。同様に cos70° であれば sin20° と等しく、0.342 となる。

表４　sinθ及びcosθの周期表

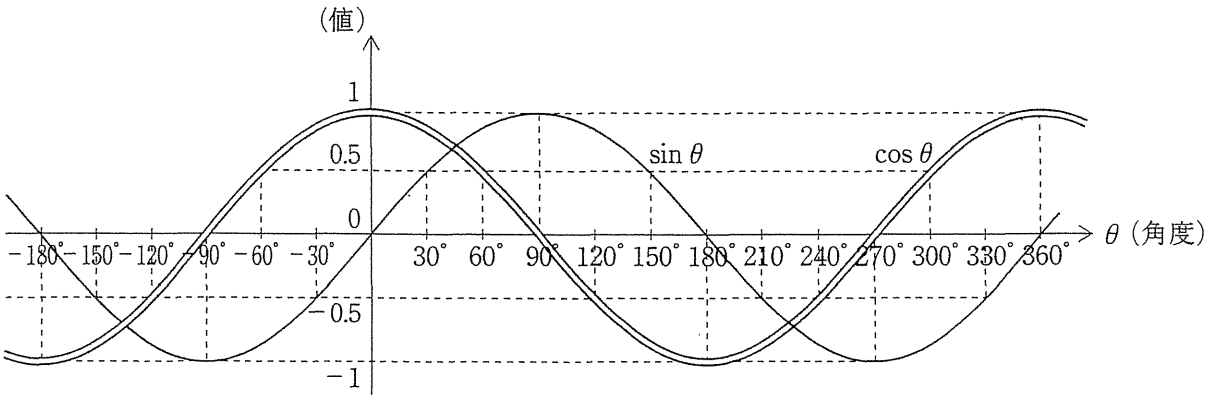

なお、この場合の留意点としては、以下のようなものがある。

① **衝突によって車両が変形した場合等にも運動量保存の法則は成り立つ。**

② **自動車内においてシートベルトで固定されている乗員の質量は、「車両の質量」に含まれる**（５．の（３式）等においても同じ。）[17]。

③ 衝突後の各車両は、多くの場合回転運動を起こすため、θ_{11}及びθ_{21}を求める際には、最終停止位置ではなく、あくまで衝突直後の角度を計測する必要がある（衝突0.1秒後と0.3秒後の重心位置を結び、その線と基準軸のなす角度を求めると精度が高まる[18]。）。

④ Ｂ車の進行角度θ_{20}の取り方に気を付ける必要がある。あくまで、Ａ車の進行方向、すなわち、ｘ軸の正の方向が基軸となるので、第１象限の方からＡ車に衝突した場合には**図１**のとおり180°を上回っても構わないが、原点Ｏを$\overrightarrow{v_{20}}$の終点にしながら$\overrightarrow{v_{10}}$の始点とするような**図２**のような取り方は不適切である。

図２　誤ったＢ車の進行角度θ_{20}の取り方

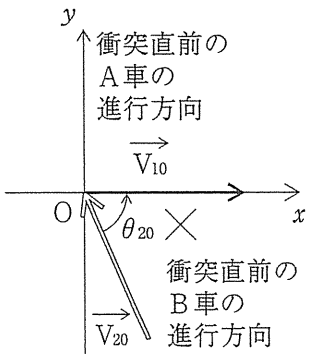

理系の基礎知識⑤

「運動量保存の法則」とは、**２つの物体が衝突した場合、外部からの力が働かない限り、衝突前の２つの物体の運動量の総和と衝突後の２つの物体の運動量の総和は変わらない**という法則である。この**「運動量」**とは、**物体の質量ｍと速度ｖの積**のことである（ちなみに速度が大きい方が運動の勢いが大きく、質量が大きい方が運動の勢いが大きい。）。

具体的には、物体Ａの質量がm_1で、物体Ｂとの衝突直前の速度がv_{10}、衝突直後の速度がv_{11}、物体Ｂの質量がm_2で、物体Ａとの衝突直前の速度がv_{20}、衝突直後の速度がv_{21}だとすると、

$$m_1 v_{10} + m_2 v_{20} = m_1 v_{11} + m_2 v_{21}$$

が成立する。

そして、この式から(2.1式)と(2.2式)を説明するために、一つ例題を示す。

説明例題

説明図５－１のような室内練習場で打撃練習中の甲選手が、乙投手が投げたボールを、乙投手に向かって右30°の方向に、秒速40mの弾丸ライナー（地面から一定の高さを保ったまま直進する痛烈な打球）で打ち返したとすると、ボールが北壁に当たるまでに何秒かかるか（空気抵抗及び落下運動は無視する。）。

説明図５－１

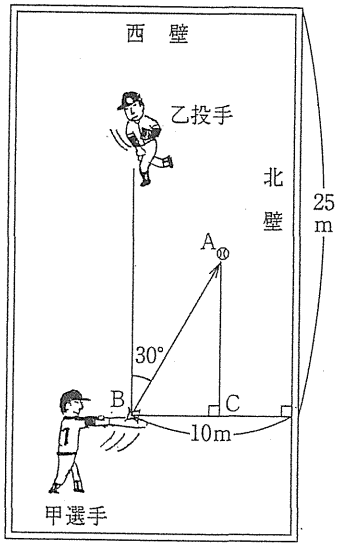

この解答のポイントは、打球の速度自体は秒速40mであるが、北壁に近付く速度としてみた場合には秒速40mではないということである。

答えを先に言ってしまうと、甲選手の打球は、北壁には40(m/s)×sin30°の速度で近付く。**表３**によると、sin30°＝0.5なので、40(m/s)×0.5＝20(m/s)、つまり北壁に近付くという視点で見た打球の速度は、秒速20mになる。ここで、ボールから北壁までは10mなので、ボールは、打ってから0.5秒後に北壁にぶつかることになる。

これは、sin、cosが分からないと理解できないので、sin、cosについて説明する。非常に簡単に言ってしまえば、**説明図５－２**のような∠A＝θ、∠C＝∠R（＝90°）の直角三角形の場合には、$\frac{BC}{AB}$がsinθ、$\frac{AC}{AB}$がcosθになる（sinθ、cosθについての詳しい説明は「理系の基礎知識⑥」参照。）。

説明図５－２

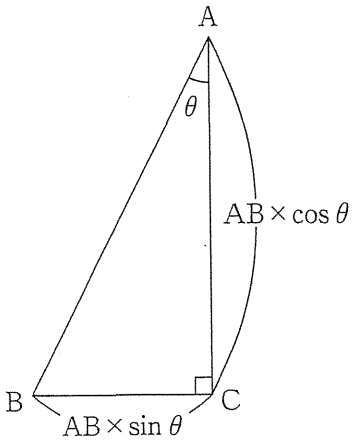

そのため、この場合には、ＢＣ＝ＡＢ×sinθとなるが、θ＝30°のときは、**表３**よりsinθ＝0.5となるので、ＢＣ＝ＡＢ×0.5となる。

説明図５－１上も、打った後のボールの位置をＡ、バットとボールが当たった地点をＢ、∠Ａ＝30°として、∠Ｃ＝∠Ｒの直角三角形ＡＢＣを考えると分かりやすいが、この直角三角形は時間とともにどんどん大きくなる。

つまり、バットとボールが当たった0.1秒後にはＢＡ＝４ｍ（ＢＡ方向の秒速40ｍゆえ）となるが、このときのＢＣはＢＡ×sin30°＝ＢＡ×0.5＝２(m)。そして、0.5秒後にＢＡ＝20m、ＢＣ＝10mになって、その時点でボールが北壁にぶつかるのである。

そうなると、仮に北壁がもっと離れていて、甲選手の打球が北壁よりも先に、Ｂ地点から乙投手の方向に25ｍ離れた西壁に当たったとする。この場合、打球は西壁には40(m/s)×cos30°の速さで近付くわけであるが、**表３**を見るとcos30°≒0.866なので、40(m/s)×0.866≒34.6(m/s)。つまり西壁に近付くという視点で見た場合には、打球は秒速約34.6mになって、結局、甲選手が打ってから約0.7秒後（25(m)÷34.6(m/s)）に西壁にぶつかるのである。

以上のことから（空気抵抗と落下運動を無視するわけであるが）、説明例題の場合、打球の速度が秒速40mだとしても、北壁方向にはこれにsin30°を乗じた秒速20m、西壁方向にはこれにcos30°を乗じた秒速約34.6mという速度に分解できる、つまり、**速度は分解できる**ことが理解できるであろう。

説明図５－３

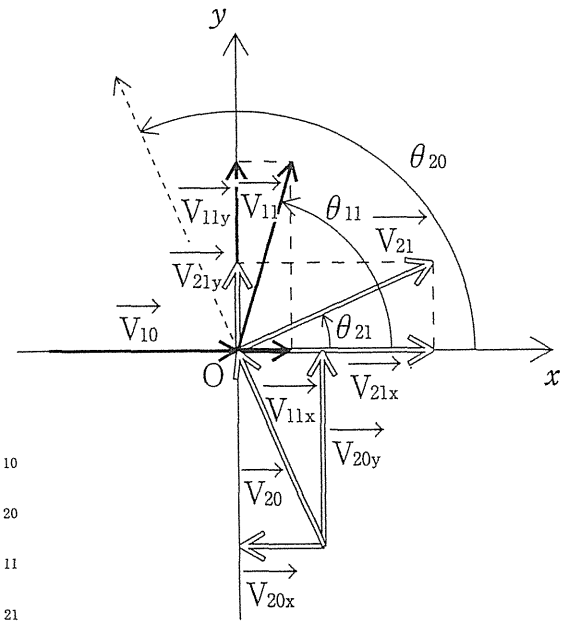

ここで、この「速度の分解」の概念を**図１**に当てはめる。

すなわち、**図１**の$\overrightarrow{v_{20}}$を$\overrightarrow{v_{20x}}$と$\overrightarrow{v_{20y}}$に、$\overrightarrow{v_{11}}$を$\overrightarrow{v_{11x}}$と$\overrightarrow{v_{11y}}$に、$\overrightarrow{v_{21}}$を$\overrightarrow{v_{21x}}$と$\overrightarrow{v_{21y}}$に、それぞれ分解する。

また、概念上は$\overrightarrow{v_{10}}$も$\overrightarrow{v_{10x}}$（実質的には$\overrightarrow{v_{10}}$と同一）とｙ軸に平行な$\overrightarrow{v_{10y}}$（＝０）に分解できる（**説明図５－３**参照）。

すると、

$v_{10x}=|\overrightarrow{v_{10}}|\cos\theta_{10}$、$v_{10y}=|\overrightarrow{v_{10}}|\sin\theta_{10}$

$v_{20x}=|\overrightarrow{v_{20}}|\cos\theta_{20}$、$v_{20y}=|\overrightarrow{v_{20}}|\sin\theta_{20}$

$v_{11x}=|\overrightarrow{v_{11}}|\cos\theta_{11}$、$v_{11y}=|\overrightarrow{v_{11}}|\sin\theta_{11}$

$v_{21x}=|\overrightarrow{v_{21}}|\cos\theta_{21}$、$v_{21y}=|\overrightarrow{v_{21}}|\sin\theta_{21}$

となる。……①

ところで、そもそも**「運動量保存の法則」**から、**運動方向の異なる２つの物体が衝突した場合には、各運動量をｘ軸方向とｙ軸方向に分解しても、それぞれの方向において「運動量保存の法則」が成り立つ**ことから、今の例題の場合、

ｘ軸方向の運動量に関し、

$$m_1 v_{10x} + m_2 v_{20x} = m_1 v_{11x} + m_2 v_{21x}$$

ｙ軸方向の運動量に関し、

$$m_1 v_{10y} + m_2 v_{20y} = m_1 v_{11y} + m_2 v_{21y}$$

が成り立つ。

これに①の結果を代入すると、(2.1式)と(2.2式)になる。

理系の基礎知識⑥

$\sin\theta$、$\cos\theta$の値については、**表３**、**表４**のとおりであるが、その求め方について、**説明図６**を用いて説明する。

説明図６

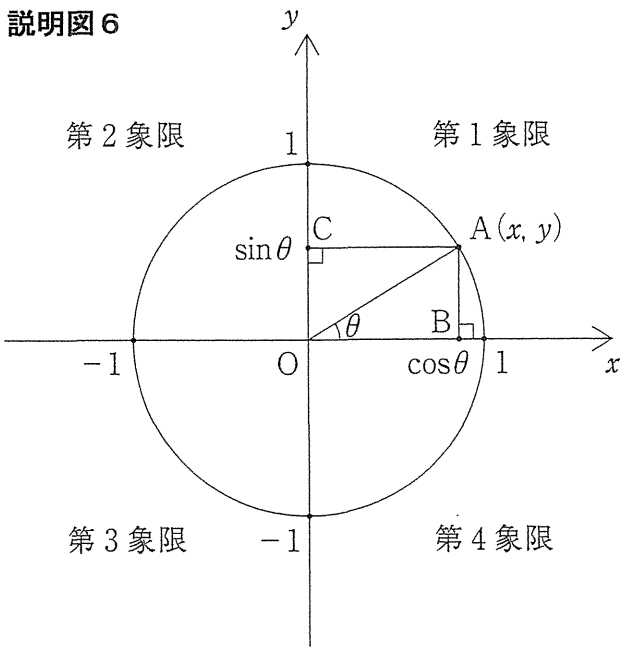

要は、ｘ軸とｙ軸のある座標平面上に、原点Ｏを中心とした半径１の円を描き、円周上に一点Ａを置き、点Ａと原点Ｏを結んだ直線ＯＡと正方向のｘ軸のなす角度をθとすると、点Ａの位置（ｘ,ｙ）のｘが$\cos\theta$、ｙが$\sin\theta$となるのである。

つまり、点Ａからｘ軸に垂線（垂直な直線）ＡＢを引くとｘ軸上のＢの値が$\cos\theta$に、点Ａからｙ軸に垂線ＡＣを引くとｙ軸上のＣの値が$\sin\theta$になる。

よって、点Ａが第２象限内又は第３象限内にあれば$\cos\theta$はマイナスの値に、点Ａが第３象限内又は第４象限内にあれば$\sin\theta$はマイナスの値になる。

さらに、別の言い方をすると、Ａからｘ軸に垂線ＡＢを引くとＯＢの長さが$\cos\theta$、Ａからｙ軸に垂線ＡＣを引くと、ＯＣの長さが$\sin\theta$になるわけであるが、正確には、点Ａが第２象限内又は第３象限内にあれば$\cos\theta$は（ＯＢの長さ）×（－１）に、点Ａが第３象限内又は第４象限内にあれば$\sin\theta$は（ＯＣの長さ）×（－１）になるのである。

ちなみに上の例で、もし、原点Ｏを中心とする円の半径（ＯＡの長さ）が１ではなくｖだとすると、Ａが第１象限内のときは、ＯＢ＝ｖ$\cos\theta$、ＯＣ＝ｖ$\sin\theta$になる。

例題４

Ａ車（質量1200kg）とＢ車（質量1500kg）が、**図３**のような態様で衝突し、進行方向を変えたとする（質量はいずれもシートベルトで固定された乗員込み）。

このとき、Ａ車、Ｂ車について、それぞれ衝突後のスリップ痕から判断した移動距離が10m、８mで、摩擦係数が0.7であった場合におけるＡ車及びＢ車の衝突速度v_{10}(km/h)及びv_{20}(km/h)を求めよ。

図３

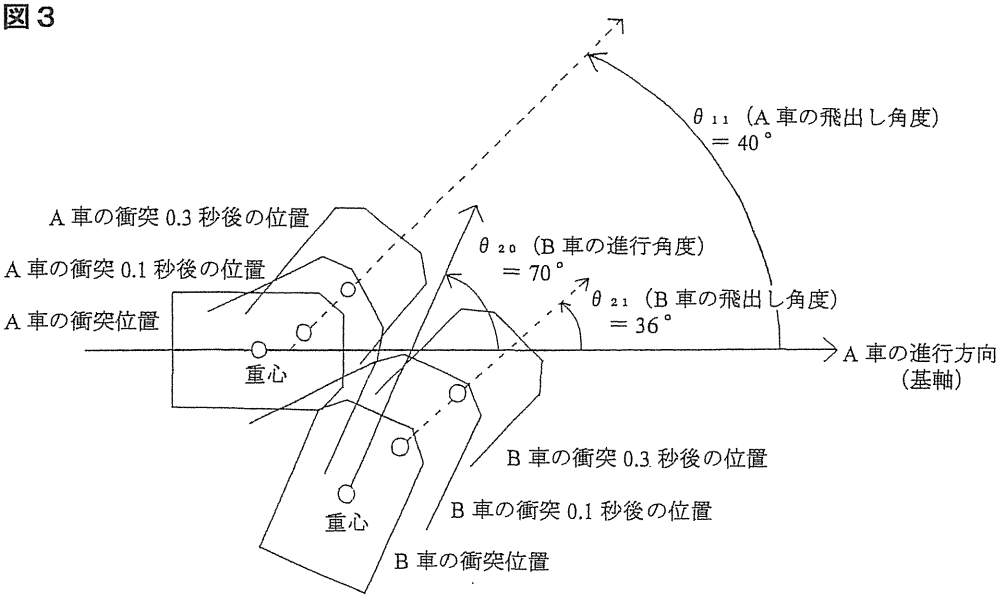

答．**図３**より、$\theta_{10}=0°$とすると$\theta_{11}=40°$、$\theta_{20}=70°$、$\theta_{21}=36°$。すると、**表３**より、$\sin\theta_{10}=0$、$\sin\theta_{11}=0.643$、$\sin\theta_{20}=0.940$、$\sin\theta_{21}=0.588$、$\cos\theta_{10}=1$、$\cos\theta_{11}=0.766$、$\cos\theta_{20}=0.342$、$\cos\theta_{21}=0.809$。

ここで、Ａ車及びＢ車の衝突後の移動距離及び摩擦係数を（1.2式）に代入すると、Ａ車及びＢ車の衝突直後の速度v_{11}及びv_{21}は、

$v_{11}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times10}\fallingdotseq11.7$(m/s)

$v_{21}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times8}\fallingdotseq10.5$(m/s)

このｖ11及びｖ21並びにＡ車及びＢ車の質量を（2.1式）及び（2.2式）に代入すると、

（2.1式）：1200ｖ10×０＋1500ｖ20×0.940 ≒ 1200×11.7×0.643＋1500×10.5×0.588

（2.2式）：1200ｖ10×１＋1500ｖ20×0.342 ≒ 1200×11.7×0.766＋1500×10.5×0.809

これを解くと、(2.1式)より1410ｖ20 ≒ 18300

よって、ｖ20 ≒ 13.0(m/s)

（2.2式）にｖ20の値を代入し、計算すると、1200ｖ10 ≒ 16800

よって、ｖ10 ≒ 14.0(m/s)

時速に換算すると、Ａ車の衝突速度ｖ10は時速約50km、Ｂ車の衝突速度ｖ20は時速約47kmとなる。

４．車体の変形状況から求められる車両の衝突速度（エネルギー保存の法則）

例えば、真っ正面からの四輪車同士の衝突で、衝突後の２台の四輪車の飛出し方向が一方の車両の衝突前の進行方向と全く同じとなるような場合には、$\theta_{10}=\theta_{11}=\theta_{21}=0^\circ$、$\theta_{20}=180^\circ$より、$\sin\theta_{10}=\sin\theta_{11}=\sin\theta_{20}=\sin\theta_{21}=0$となって、(2.1式）が意味をなさなくなるが、こうした場合等においては、３．で示した計算式以外の計算式が不可欠となる。

（１）従来分布図の利用

エネルギーは形を変えても量的に変わることはないという「エネルギー保存の法則」から、

（Ａ車衝突前の運動エネルギー）＋（Ｂ車衝突前の運動エネルギー）
＝（Ａ車の変形エネルギー）＋（Ａ車衝突後の運動エネルギー）＋（Ｂ車の変形エネルギー）＋
（Ｂ車衝突後の運動エネルギー）

という等式が成り立つ（この場合の「変形エネルギー」については、交通事故捜査の場面では**「車体吸収エネルギー」**との言い方がしばしばなされる。）。ここから、四輪車同士の衝突に関し、以下の等式が導き出される（「理系の基礎知識⑦」参照）。

$$\frac{1}{2}m_1v_{10}^2+\frac{1}{2}m_2v_{20}^2=\frac{1}{2}m_1(v_{e1}^2+v_{11}^2)+\frac{1}{2}m_2(v_{e2}^2+v_{21}^2)\quad\cdots\cdots(3式)$$

m_1（m_2）：Ａ車（Ｂ車）の質量(kg)

v_{10}（v_{20}）：Ａ車（Ｂ車）の衝突直前の速度（衝突速度）(m/s)

v_{11}（v_{21}）：Ａ車（Ｂ車）の衝突直後の速度(m/s)

v_{e1}（v_{e2}）：Ａ車（Ｂ車）のバリア衝突換算速度(m/s)

（３式）の**「バリア衝突換算速度」**とは、**衝突事故により生じた車体変形について、コンクリート壁に正面衝突してそれと等価な車体変形を生じさせるために必要となる速度**のことをいう（車両同士が衝突したときの速度ではない）。前面から衝突した事故の場合には、車種ごとの**「車体前部エネルギー吸収分布図」によって求められた「車体吸収エネルギー」を用いて算出することができる。**

この分布図にはいくつかのものがあり、最近新しいものも発表された（（２）参照）が、車体の前端から0.6m以上奥の部分まで変形した場合等には、これまで用いられてきた分布図[19)]

（以下「従来分布図」という。）を用いる。

従来分布図は、車種ごとに、車体を幅方向に８等分、前後方向には車体の前端から10cm間隔で格子状に分割した上で、それぞれのユニットの車体吸収エネルギーの量を数値で表示したものである（**図４～図８**参照）。

図４　従来分布図の枠組み

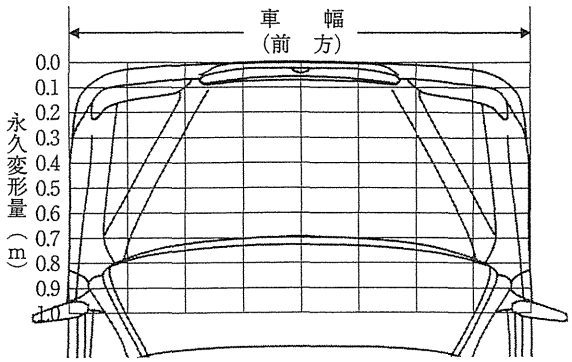

（山崎俊一「交通警察のための交通鑑定学入門(12)　衝突速度の算出（バリア換算速度について）」（月刊交通第36巻第５号、2005年）77頁参照）

図５　車種ごとの従来分布図

オフロード型車

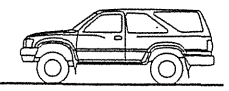

永久変形量（m）	車幅（前方）							
0.0	380	380	380	380	380	380	380	380
0.2	371	371	371	371	371	371	371	371
0.4	497	497	497	497	497	497	497	497
0.6	622	622	622	622	622	622	622	622
	747	747	747	747	747	747	747	747
	873	873	873	873	873	873	873	873

（運転席側）

ピックアップ型車

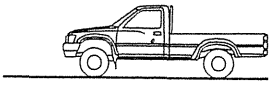

永久変形量（m）	車幅（前　方）							
0.0	434	434	434	434	434	434	434	434
0.2	256	256	256	256	256	256	256	256
0.4	315	315	315	315	315	315	315	315
0.6	374	374	374	374	374	374	374	374
	433	433	433	433	433	433	433	433
0.8	492	492	492	492	492	492	492	492
	551	551	551	551	551	551	551	551

（運転席側）

セミキャブ型車

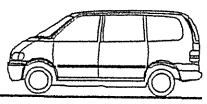

永久変形量（m）	車幅（前　方）							
0.0	259	259	259	259	259	259	259	259
0.2	244	244	244	244	244	244	244	244
0.4	325	325	325	325	325	325	325	325
0.6	405	405	405	405	405	405	405	405
	486	486	486	486	486	486	486	486
0.8	566	566	566	566	566	566	566	566
	647	647	647	647	647	647	647	647

（運転席側）

（山崎・前掲77頁参照）

そして、**車両の衝突速度を求める前提となる「バリア衝突換算速度」の求め方**は、以下のとおりである。

①　事故車に関し、事故後の車体変形図を同車種に係る従来分布図の中に描き、変形部分のユニットの数値の合計Ｕ(kgf･m)を求める（ユニットの一部が変形したときは、当該ユニットの数値に、変形部分の割合比を掛けたもの（ユニットの1/3が変形していたら、ユニットの数値の1/3）**を加える。）。**

例えば、ボンネット型ＦＲ車（車幅1.8m、質量1200kg）が、事故により、従来分布図上、**図６**のように変形したとすると、変形部分のユニットの数値の合計Ｕは、279×7.15＋265×4.89＋353×3.41＋441×1.75＋528×0.62 ≒ 5590(kgf･m)となる。

図６　ボンネット型ＦＲ車の従来分布図と車体変形図（想定例）

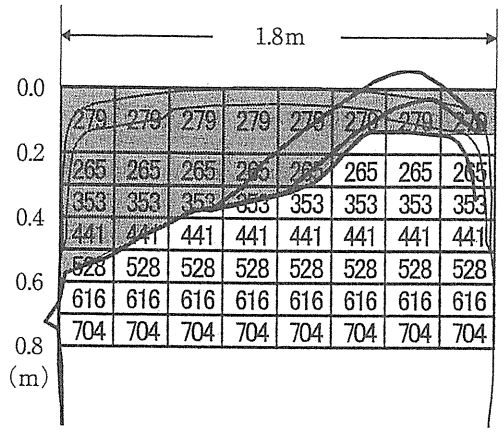

注）色塗り部分が変形部分

（山崎・前掲81頁参照）

②　①で求めたＵに重力加速度Ｇ(m/s²)及び車幅Ｌw(m)を乗ずることによって、「車体吸収エネルギー」Ｅ(J)を求める。

図６の自動車について、この

Ｅ＝ＵＧＬw……(3.1.1式)

を求めると、その車体吸収エネルギーは、車幅が1.8mであるため、

Ｅ＝5590×9.81×1.8 ≒ 98700(J)

③　②で求めたＥから「バリア衝突換算速度」ｖ。(m/s)を求める。

このとき、バリア衝突換算速度の定義上、$E=\frac{1}{2}m\cdot v_e^2$ が成立するので、

$$v_e=\sqrt{\frac{2E}{m}} \quad \cdots\cdots(3.1.2式)$$

となるため、**図６**の自動車のバリア衝突換算速度は、

$$v_e \fallingdotseq \sqrt{\frac{2\times 98700}{1200}} \fallingdotseq 12.8\ (m/s)$$

となり、時速に換算すると、約46kmとなる。

ただし、自動車の衝突速度を求めるためには、(3.1.2式)の√の計算をしてバリア衝突換算速度を求めることなく、(3.1.1式)を(3.1.2式)に代入して２乗した

$$v_0^2 = \frac{2UGL_w}{m} \quad \cdots\cdots \textbf{(3.1.3式)}$$

を(３式)に代入して計算し、これと(2.2式)との連立方程式を解くこと等が考えられる（１つの式で２つの変数を確定させることは不可能なので、(３式)だけでは、未解明のＡ車の衝突速度とＢ車の衝突速度の双方を解明することはできない。)。

理系の基礎知識⑦

（３式）の理解のためには運動エネルギーの理解が不可欠である。以下、概念が把握できていない人を念頭に説明する。

机の上に置いた消しゴムを指で真横から押して移動させた場合、消しゴムに加えられた力の大きさＦと消しゴムの移動距離ｓ、さらに力が物体にした「仕事」Ｗの関係は、

（仕事）＝（物体に加えられた力）×（移動距離）より、

$W = F \cdot s$（単位：Ｊ(ジュール)）

と表される。

物理学上は、上記の意味での**「仕事をする能力」**を**「エネルギー」**と呼び、**運動する物体の持つエネルギー**を**「運動エネルギー」**と呼ぶ。

この「運動エネルギー」に関し、例えば、重さｍのボールを真横から押して転がしたとする。このときの加速度をａ(m/s²)とすると、ボールに働く力の大きさＦは、「理系の基礎知識②」の(Ｆ式)及び(Ｇ式)より、

$F = -ma \quad (= \mu mG)$

となり、これを変形すると、

$$a = -\frac{F}{m} \quad \cdots\cdots \textbf{（K式）}$$

となる。

また、「理系の基礎知識②」の（Ｃ式）より、物体の移動距離ｘ及び移動前後の速度ｖ、v_1より、

$2ax = v_1^2 - v^2$

が成立するが、ボールを転がしたときの初速をｖ(m/s)、ボールが止まる（$v_1 = 0$となる）までに転がった距離ｘをｓ(m)とし、さらに、（K式）を代入すると、

$$2\left(-\frac{F}{m}\right)s = 0^2 - v^2$$

となり、これを変形すると、

$$F \cdot s = \frac{1}{2}mv^2$$

となる。この場合、ボールに加えられる力とボールの移動方向が一致するのでＷ＝Ｆ・ｓとなることから、結局、

$$W = \frac{1}{2}mv^2$$

となり、ボールは止まるまでに$\frac{1}{2}mv^2$の仕事をしたことになる。

これを言い換えると、ボールは転がり始める時点（速度ｖ）で$\frac{1}{2}mv^2$の仕事をする能力があった、転がり始める時点でのボールの運動エネルギーは$\frac{1}{2}mv^2$だったということとなる。

こうしたことから、**速さｖ(m/s)で移動する質量ｍ(kg)の物体が持つ運動エネルギーＫ(J)**については、力と移動方向が一致し、

$$K=\frac{1}{2}mv^2\ (J)$$

と表すことができる。

次に「バリア衝突換算速度」であるが、これについては、(3.1.2式)の両辺を２乗すると、

$$v_e^2=\frac{2E}{m}$$

（Ｅは車体吸収エネルギー）

となるので、（３式）に関し、Ａ車の車体吸収エネルギーをE_1、Ｂ車の車体吸収エネルギーをE_2とすると、

$$v_{e1}^2=\frac{2E_1}{m_1}\ 、\ v_{e2}^2=\frac{2E_2}{m_2}$$

となる。

これを（３式）に代入すると、

$$\frac{1}{2}m_1v_{10}^2+\frac{1}{2}m_2v_{20}^2=\frac{1}{2}m_1\left(\frac{2E_1}{m_1}+v_{11}^2\right)+\frac{1}{2}m_2\left(\frac{2E_2}{m_2}+v_{21}^2\right)$$

となって、計算すると、

$$\frac{1}{2}m_1v_{10}^2+\frac{1}{2}m_2v_{20}^2=E_1+\frac{1}{2}m_1v_{11}^2+E_2+\frac{1}{2}m_2v_{21}^2$$

となる。こうなると、（３式）は、単に、両車の衝突前の運動エネルギーの和と、衝突後の両車の運動エネルギー及び車体吸収エネルギーの和が等しいと言っているだけであることが理解できるであろう。

ちなみに、車体吸収エネルギーＥを求めるためのユニットの数値は物理的法則に基づくものではなく、実験の結果、経験則上得られたものである。この点は（２）、（３）、（４）で示す車体吸収エネルギーを求めるためのユニットの数値も同様である。

例題５

Ａ車（車幅1.7m、質量1500kg、ボンネット型ＦＦ車）とＢ車（車幅1.5m、質量1000kg、ワンボックス型車）が正面衝突し、両車はＡ車の進行方向にスリップ痕を残し、Ａ車は４m、Ｂ車は５m移動して停止した（質量はいずれもシートベルトで固定された乗員込み）。

ここで、摩擦係数を0.7とし、従来分布図上、Ａ車が**図７**、Ｂ車が**図８**のとおり変形している場合におけるＡ車及びＢ車の衝突速度v_{10}(km/h)及びv_{20}(km/h)を求めよ。

図７　Ａ車（ボンネット型ＦＲ車）の従来分布図と車体変形図

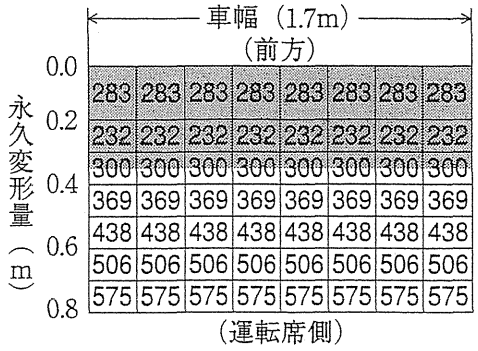

注）色塗り部分が変形部分

図８　Ｂ車（ワンボックス型車）の従来分布図と車体変形図

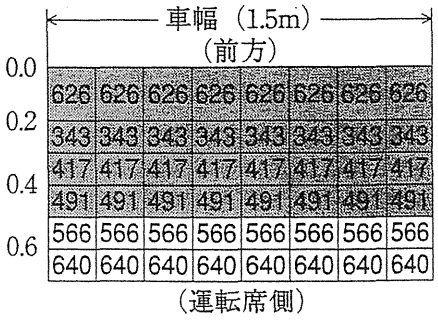

注）色塗り部分が変形部分

答

１．Ａ車及びＢ車の衝突後の移動距離及び摩擦係数を（1.2式）に代入すると、Ａ車及びＢ車の衝突直後の速度v_{11}及びv_{21}は、

$$v_{11}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times4}\fallingdotseq7.41\ (m/s)\ \cdots\cdots①$$
$$v_{11}^2\fallingdotseq54.9\cdots\cdots②$$
$$v_{21}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times5}\fallingdotseq8.29\ (m/s)\ \cdots\cdots③$$
$$v_{21}^2\fallingdotseq68.6\cdots\cdots④$$

さらに、(2.2式）に関し、θ_{10}、θ_{11}、θ_{21}は全て基軸方向への進行なので０°、θ_{20}は正面衝突なので180°。

よって、$\cos\theta_{10}=\cos\theta_{11}=\cos\theta_{21}=1$、$\cos\theta_{20}=-1$……⑤

また、与えられた条件より、Ａ車の質量は1500kg、Ｂ車の質量は1000kg ……⑥

ここで、(2.2式）に①、③、⑤、⑥を代入すると、

$1500v_{10}-1000v_{20}\fallingdotseq1500\times7.41+1000\times8.29\fallingdotseq19400$より、

$v_{20}\fallingdotseq1.5v_{10}-19.4\cdots\cdots⑦$

２．**図７**よりＡ車の変形部分のユニットの数値の合計U_1は、

$U_1=283\times8+232\times8+300\times1/2\times8=5320$

さらに、Ａ車は車幅1.7m、質量1500kgなので、(3.1.3式）より、Ａ車のバリア衝突換算速度v_{e1}の２乗は、

$$v_{e1}^2=\frac{2\times5320\times9.81\times1.7}{1500}\fallingdotseq118\ \cdots\cdots⑧$$

３．**図８**よりＢ車の変形部分のユニットの数値の合計U_2は、

$U_2=626\times8+343\times8+417\times8+491\times8=15016$

さらに、Ｂ車は車幅1.5m、質量1000kgなので、(3.1.3式) より、Ｂ車のバリア衝突換算速度v_{e2}の２乗は、

$$v_{e2}^2 = \frac{2 \times 15016 \times 9.81 \times 1.5}{1000} \fallingdotseq 442 \cdots\cdots⑨$$

４．ここで、(３式) に、②、④、⑥、⑧、⑨を代入すると、

$$\frac{1}{2} \times 1500 \times v_{10}^2 + \frac{1}{2} \times 1000 \times v_{20}^2 \fallingdotseq \frac{1}{2} \times 1500 \times (118 + 54.9) + \frac{1}{2} \times 1000 \times (442 + 68.6)$$

より、$750 v_{10}^2 + 500 v_{20}^2 \fallingdotseq 385000$

$$1.5 v_{10}^2 + v_{20}^2 \fallingdotseq 770 \cdots\cdots⑩$$

⑦を⑩に代入し、計算する。

$1.5 v_{10}^2 + (1.5 v_{10} - 19.4)^2 \fallingdotseq 770$

$3.75 v_{10}^2 - 58.2 v_{10} - 393 \fallingdotseq 0$

$v_{10}^2 - 15.5 v_{10} - 105 \fallingdotseq 0$

２次方程式$a x^2 + b x + c = 0$におけるxの値は、

$$x = \frac{-b \pm \sqrt{b^2 - 4ac}}{2a} = \frac{-b/2 \pm \sqrt{(b/2)^2 - ac}}{a}$$

と求められるところ、

$v_{10} \fallingdotseq 7.75 \pm \sqrt{7.75^2 - 1 \times (-105)}$

$v_{10} \fallingdotseq 20.6、-5.1$

(2.2式) の条件より$v_{10} \geqq 0$。

$v_{10} \fallingdotseq 20.6$(m/s)

これを⑦に代入すると、$v_{20} \fallingdotseq 11.5$(m/s)

時速に換算すると、Ａ車の衝突速度v_{10}は時速約74km、Ｂ車の衝突速度v_{20}は時速約41kmとなる。

（２）新分布図の利用

近年、従来分布図に代わる**新しい「車体前部エネルギー吸収分布図」**（以下「新分布図」という。）が明らかにされている[20]。

新分布図は、車種ごとに、車体の中央から横方向へ12.5cm間隔、前後方向には車体の前端から10cm間隔で格子状に分割した上で、それぞれのユニットの車体吸収エネルギーの量を数値で表示したものである（**図９**、**図10**参照）。

図９　車種ごとの新分布図

(1) ボンネット型軽自動車

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.6	1.1	9.9	5.9	2.4	2.7	8.8	5.9	10.0	8.8	1.4	0.8	0.0	0.0
0.0	0.0	1.5	2.1	7.6	6.6	3.5	3.7	7.0	3.1	4.6	5.9	2.0	2.1	0.0	0.0
0.0	0.0	1.7	2.0	3.7	6.5	3.5	3.9	3.5	2.0	5.3	5.5	2.1	2.7	0.0	0.0

(m)　(運転席側)

(2) ボンネット型FR車

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.0	0.2	4.2	2.9	1.2	1.3	1.2	1.3	1.9	5.3	0.4	0.1	0.0	0.0
0.0	0.1	0.3	0.4	5.6	2.8	0.7	0.7	0.7	0.8	2.0	5.7	0.7	0.3	0.1	0.0
0.0	0.2	0.4	0.5	4.7	2.8	1.1	1.4	1.6	1.4	2.1	5.6	0.8	0.4	0.3	0.0
0.1	0.9	1.6	0.9	6.0	5.4	3.3	5.8	4.8	3.3	4.0	6.7	1.1	1.1	1.3	0.2

(m)　(運転席側)

(3) ボンネット型FF車(排気量1,500cc超～2,000cc以下)

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.0	1.5	3.8	1.4	0.9	1.3	1.3	1.0	1.3	3.1	2.4	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.3	3.0	4.7	1.9	0.8	2.1	1.6	1.2	2.1	4.1	4.5	0.3	0.1	0.0
0.0	0.2	0.5	2.8	4.9	3.7	2.4	4.5	4.0	3.1	5.1	5.6	4.3	0.6	0.3	0.0
0.0	0.5	1.2	2.9	4.0	3.8	2.5	4.0	3.1	2.2	3.9	4.3	3.3	1.2	0.7	0.1

(m)　(運転席側)

(4) ボンネット型FF車（排気量2,000cc超）

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.1	2.6	4.2	1.6	0.8	1.5	1.5	0.7	1.2	3.4	3.7	0.1	0.0	0.0
0.0	0.0	0.3	4.7	4.7	2.1	1.0	1.4	1.6	1.4	2.2	5.1	6.2	0.4	0.1	0.0
0.0	0.1	0.5	3.7	4.0	3.2	2.3	3.6	4.3	3.3	4.5	5.9	5.3	0.5	0.2	0.0
0.0	0.4	0.9	3.6	3.0	2.9	1.7	2.6	2.6	1.5	1.9	3.6	4.3	0.9	0.4	0.0

(m)　(運転席側)

(5) オフロード型車

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.0	1.5	4.3	2.0	1.3	1.5	1.3	1.3	3.1	3.6	1.5	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.2	2.3	7.1	2.7	1.2	1.6	1.5	1.1	3.7	5.8	2.3	0.3	0.1	0.0
0.0	0.4	0.5	2.4	8.6	4.2	2.2	4.4	3.5	2.7	4.7	7.1	2.7	0.7	0.4	0.0
0.0	0.9	1.0	2.3	7.5	4.4	2.6	4.9	3.0	3.4	5.8	4.8	3.0	1.6	1.2	0.1

(m)　(運転席側)

(6) キャブオーバー型車

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	0.3	0.2	0.2	12.5	8.0	0.4	1.0	0.3	17.6	3.3	0.2	0.2	0.2	0.0
0.0	0.0	1.5	0.9	0.2	9.5	7.5	0.4	0.8	0.1	16.1	1.4	0.4	1.5	0.3	0.0
0.0	0.3	2.4	1.3	0.3	9.1	1.3	0.4	0.6	0.3	7.0	4.0	1.4	2.7	0.6	0.0

(m)　(運転席側)

(7) キャブ・セミキャブオーバー型軽自動車

左 1.0			0.5			0			0.5			右 1.0	
0.0	0.0	3.2	4.8	13.1	14.9	2.1	2.1	3.8	2.4	12.9	13.7	5.3	3.6	0.0	0.0
0.0	0.0	3.8	3.9	7.1	6.4	1.1	0.4	0.6	2.8	8.8	3.1	3.8	4.7	0.0	0.0

(m)　(運転席側)

新分布図の場合でも、（３式）が成立する。ただし、「車体吸収エネルギー」及び「バリア衝突換算速度」の求め方が従来分布図とは異なるところ、その求め方は以下のとおりである。

①　事故車について、車体変形図を同車種に係る新分布図の中に描き、変形部分等のユニットの数値の合計U'(kJ)を求める。

ここで、**新分布図**の作成に当たっては、**車幅が２ｍない場合には左右に余白が生じるが、そのままでよい。**

新分布図のU'(kJ) を求めるに当たっては、

- **変形後の車体より前方及び側方のユニットの数値も含める**
- **ユニットの一部が変形したときは、当該ユニットの数値に、変形部分の割合比を掛けたものを加える**

必要がある。

例えば、排気量1500cc以下のボンネット型ＦＦ車（質量1100kg）が、事故により、新分布図上、**図10**のように変形したとすると、求めるユニットの数値の合計U'は、0.1＋1.4＋6.2×0.991＋2.1×0.585＋1.3×0.325＋1.4×0.111＋0.20×0.952＋1.9×0.721＋6.8×0.175＋0.3×0.852＋0.4×0.125 ≒ 12.5(kJ)となる。

図10　ボンネット型ＦＦ車（排気量1,500cc以下）の新分布図と車体変形図（想定例）

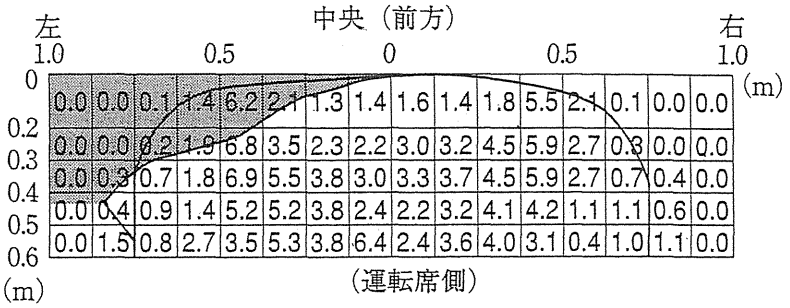

注：元の車体図に変形後の車体図を重ね合わせたもの。
色塗り部分が変形部分とその前方及び側方部分。

②　①で求めたＵ′に質量ｍ(kg)を乗じ、1000kgで除することによって、「車体吸収エネルギー」Ｅ′(kJ)を求める。これは、新分布図が質量1000kgの自動車を基準としているためである。

そこで、**図10**の自動車について、この

Ｅ′＝Ｕ′ｘｍ÷1000……(3.2.1式)

を当てはめると、その車体吸収エネルギーは、自動車の質量が1100kgであるため、

Ｅ′＝12.5×1100÷1000≒13.8(kJ)

③　②で求めたＥ′(kJ)をJ単位で表示したＥ(J)から「バリア衝突換算速度」ｖ。(m/s)を求める。

このとき、バリア衝突換算速度の定義上、$E=\frac{1}{2}m\cdot v_e^2$ より、(3.1.2式) 同様、

$$v_e=\sqrt{\frac{2E}{m}} \quad \cdots\cdots (3.2.2式)$$

となるが、**図10**の自動車のバリア衝突換算速度は、Ｊ単位で表示すると13800(J)となるため、

$$v_e \fallingdotseq \sqrt{\frac{2\times 13800}{1100}} \fallingdotseq 5.0\ (m/s)$$

となり、時速に換算すると約18kmとなる。

ただし、新分布図を用いて自動車の衝突速度を求めるためには、(3.2.2式) の√の計算をしてバリア衝突換算速度を求めることなく、(3.2.1式) のＥ′をＥに換算（×1000）した上で (3.2.2式) に代入して２乗した

$v_e^2=2U'$ ……(3.2.3式)

を（３式）に代入した

$$\frac{1}{2}m_1v_{10}^2+\frac{1}{2}m_2v_{20}^2=\frac{1}{2}m_1(2U_1'+v_{11}^2)+\frac{1}{2}m_2(2U_2'+v_{21}^2) \quad \cdots\cdots (3'式)$$

と（2.2式）の連立方程式を解くこと等が考えられる（１つの式では、Ａ車とＢ車の２台の衝突速度を解明することができないため。）。

なお、新分布図は、計算が簡単である反面、前記のとおり、車体の前端から 0.6 m以上奥の部分まで変形したような場合には、衝突速度を求めることができないという難点があることについて、留意が必要である。

（３）追突の場合

追突の場合でも、（１）の（３式）が成立する。

ただし、車体後部から衝突した場合の車体吸収エネルギー及びバリア衝突換算速度を求めるためには、**「車体後部エネルギー吸収分布図」**[21]（**図11、図13**参照。以下「後部分布図」という。）を用いる必要がある。

同分布図は、車種ごとに、車体を幅方向に８等分、前後方向には車体の後端から10cm間隔で格子状に分割した上で、それぞれのユニットの車体吸収エネルギーの量を数値で表示したものであって、従来分布図との違いは、前後方向を前端から分割するか後端から分割するかの差だけである。

また、同分布図を用いる場合、**変形部分のユニットの数値の合計Ubの求め方は、従来分布図のUの求め方**（（１）の①参照）**と同様**である。

また、車体吸収エネルギーＥ(J)に関しては、Ub(kg f・m)と車幅Lw(m)より、(3.1.1式)と同様、

$$E = Ub \cdot G \cdot Lw$$

が、また、バリア衝突換算速度ｖ。(m/s)に関しては、Ｅ及び車両の質量m(kg)より、(3.1.2式) 及び (3.1.3式) と同様、

$$v_{。} = \sqrt{\frac{2E}{m}}$$

$$v_{。}^{2} = \frac{2Ub \cdot G \cdot Lw}{m} \quad \cdots\cdots \text{(3.3式)}$$

が成立する。

図11　車種ごとの後部分布図

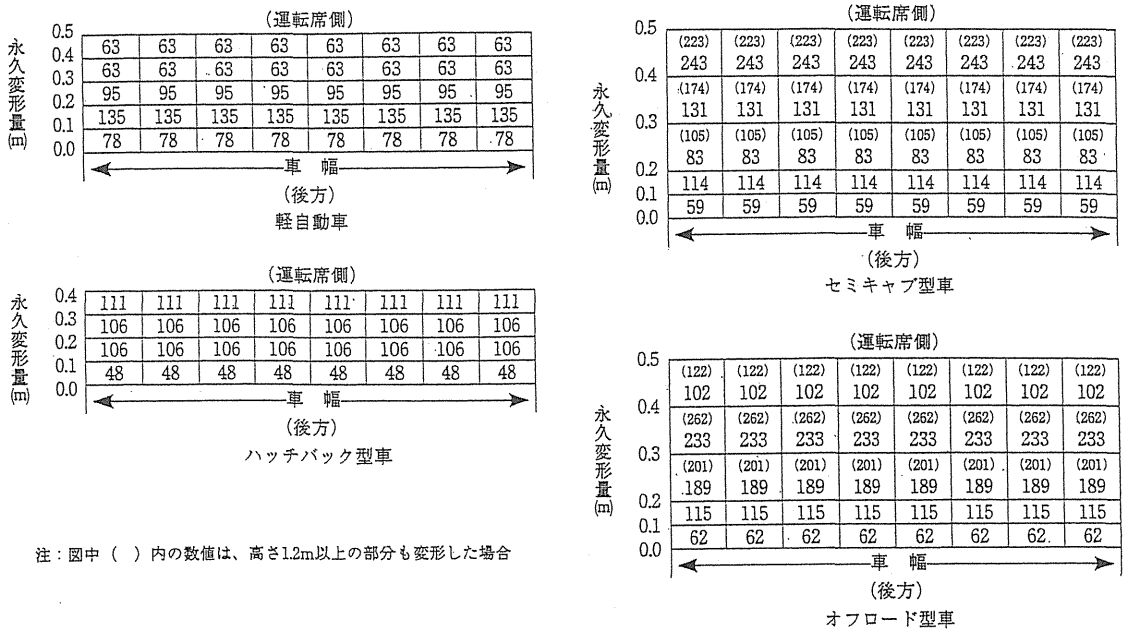

注：図中（　）内の数値は、高さ1.2m以上の部分も変形した場合

例題６

Ａ車（質量1200kg、ボンネット型ＦＲ車）が同一方向に進行するＢ車（車幅1.5m、質量1000kg、セダン型車）の真後ろから追突した（質量はいずれもシートベルトで固定された乗員込み）。スリップ痕の変化や路上遺留品等から追突地点が判明したが、Ｂ車は進行方向を変えず追突地点から５m先に、Ａ車は進行方向を変えず追突地点から４m先に進んだ地点で止まっていた。また、追突地点の前方から追突地点に至るまで、20mのＡ車のスリップ痕が残されていた。

ここで、Ａ車の車体前部エネルギー吸収分布図（新分布図）上の車体変形図が**図12**、Ｂ車の車体後部エネルギー吸収分布図（後部分布図）上の車体変形図が**図13**、摩擦係数が0.7とした場合におけるＡ車、Ｂ車の衝突速度ｖ$_{10}$(km/h)、ｖ$_{20}$(km/h)及びＡ車の制動初速度ｖ(km/h)を求めよ。

図12　Ａ車（ボンネット型ＦＲ車）の従来分布図と車体変形図

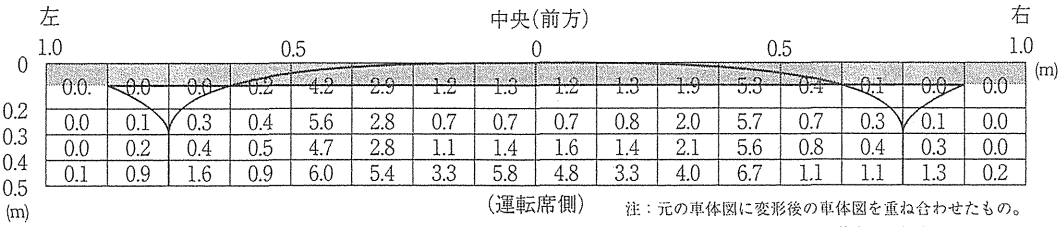

図13　Ｂ車（セダン型車）の従来分布図と車体変形図

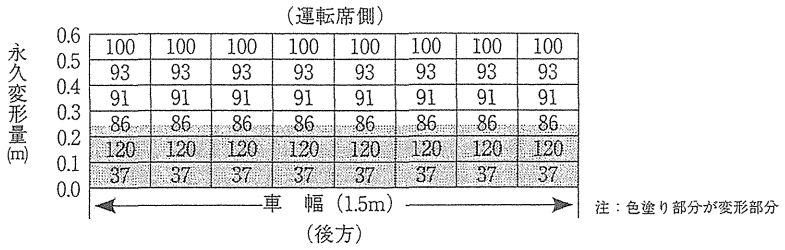

答

１．Ａ車及びＢ車の衝突後の移動距離及び摩擦係数を（1.2式）に代入すると、Ａ車及びＢ車の衝突直後の速度ｖ$_{11}$及びｖ$_{21}$は、

$v_{11}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times4}\fallingdotseq7.41$ (m/s) ……①

$v_{11}^2\fallingdotseq54.9$……②

$v_{21}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times5}\fallingdotseq8.29$ (m/s) ……③

$v_{21}^2\fallingdotseq68.6$……④

さらに、(2.2式）に関し、θ_{10}、θ_{20}、θ_{11}、θ_{21}は、全て基軸方向への進行なので０°。

よって、$\cos\theta_{10}=\cos\theta_{20}=\cos\theta_{11}=\cos\theta_{21}=1$ ……⑤

また、与えられた条件より、A車の質量は1200（kg）、B車の質量は1000（kg）……⑥
ここで、(2.2式）に、①、③、⑤、⑥を代入すると、

$1200v_{10}+1000v_{20} \fallingdotseq 1200\times7.41+1000\times8.29 \fallingdotseq 17200$

よって、$v_{20} \fallingdotseq -1.2v_{10}+17.2$……⑦

2．**図12**より、A車の変形部分のユニットの数値の合計U'は、

$U'=(0.2+4.2+2.9+1.2+1.3+1.2+1.3+1.9+5.3+0.4+0.1)\times1/2=10$

そして、(3.2.3式）より、A車のバリア衝突換算速度v_{e1}の２乗は、

$v_{e1}^2=20$……⑧

3．**図13**より、B車の変形部分のユニットの数値の合計Ubは、

$Ub=8(37+120+86\times1/2)=1600$

そして、B車は車幅1.5m、質量1000kgなので、(3.3式）より、B車のバリア衝突換算速度v_{e2}の２乗は、

$$v_{e2}^2=\frac{2\times1600\times9.81\times1.5}{1000} \fallingdotseq 47.0$$……⑨

4．ここで、(３式）に、②、④、⑥、⑧、⑨を代入すると、

$$\frac{1}{2}\times1200\times v_{10}^2+\frac{1}{2}\times1000\times v_{20}^2 \fallingdotseq \frac{1}{2}\times1200(20+54.9)+\frac{1}{2}\times1000(47.0+68.6)$$

より、$600v_{10}^2+500v_{20}^2 \fallingdotseq 103000$

$1.2v_{10}^2+v_{20}^2 \fallingdotseq 206$……⑩

⑦を⑩に代入し、計算する。

$1.2v_{10}^2+(-1.2v_{10}+17.2)^2 \fallingdotseq 206$

$2.64v_{10}^2-41.3v_{10}+89.8 \fallingdotseq 0$

$v_{10}^2-15.6v_{10}+34.0 \fallingdotseq 0$

２次方程式$ax^2+bx+c=0$におけるxの値は、

$$x=\frac{-b\pm\sqrt{b^2-4ac}}{2a}=\frac{-b/2\pm\sqrt{(b/2)^2-ac}}{a}$$

と求められるところ、

$v_{10} \fallingdotseq 7.80\pm\sqrt{7.80^2-1\times34.0}$

$v_{10} \fallingdotseq 13.0、2.6$

A車がB車に追突するので$v_{10}>v_{20}$。かつ、⑦より、

$v_{10} \fallingdotseq 13.0$(m/s)、$v_{20} \fallingdotseq 1.6$(m/s)

時速に換算すると、Ａ車の衝突速度ｖ$_{10}$は時速約47km、Ｂ車の衝突速度ｖ$_{20}$は時速約６kmとなる。

５．さらに、Ａ車の制動初速度ｖは、衝突速度ｖ$_{10}$が13.0(m/s)、摩擦係数が0.7、スリップ痕の長さが20mであるところ、(1.3式）より、

$$v=\sqrt{13.0^2+2\times0.7\times9.81\times20}\fallingdotseq21.1\text{(m/s)}$$

時速に換算すると、Ａ車の制動初速度ｖは時速約76kmとなる。

以上のことから、Ａ車は時速約76kmで走行中、前方にＢ車を発見し、衝突地点の20m前の地点で急ブレーキをかけたが、停止できず、時速約47kmの速度で、時速約６kmで進行していたＢ車に追突したことが分かる。

（４）側面衝突の場合

側面衝突の場合でも、（１）の（３式)、すなわち、

$$\frac{1}{2}m_1v_{10}^2+\frac{1}{2}m_2v_{20}^2=\frac{1}{2}m_1(v_{e1}^2+v_{11}^2)+\frac{1}{2}m_2(v_{e2}^2+v_{21}^2)$$

が成立する。

ただし、**側面衝突の場合、「車体吸収エネルギー」及び「バリア衝突換算速度」の求め方が多少異なる。**

まず、車体側面から衝突した場合の車体吸収エネルギーについては、車両側面を20等分（ハッチバックは16等分)、幅方向には側面から10cm間隔に格子状に分割した**「車体側部エネルギー吸収分布図」**[22]（**図14**参照。以下「側部分布図」という。）を用いることとなる。

図14　車種ごとの側部分布図

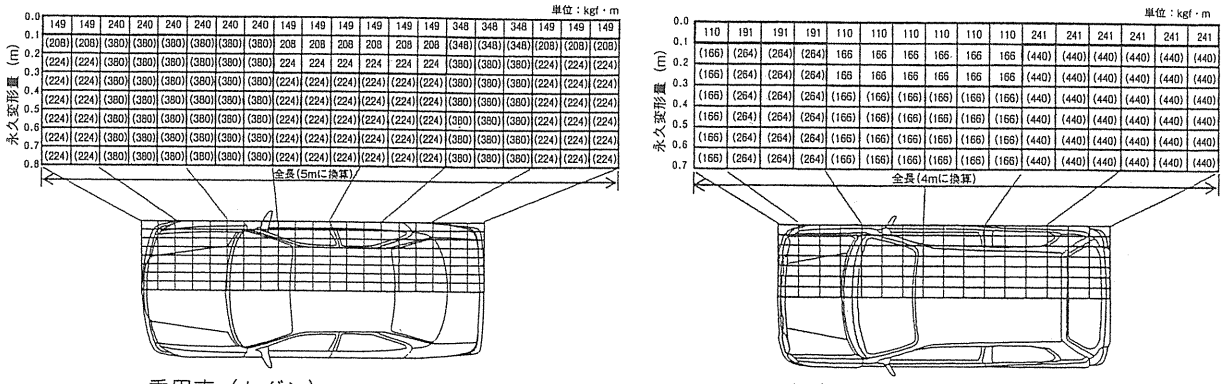

乗用車（セダン）　　軽自動車

注：図中（　）の数値は推定値

また、自動二輪車のバリア衝突換算速度ｖｅ1(m/s)は、実験の結果より、

$$v_{e1}=\frac{X+13.3}{2.88} \cdots\cdots \text{(3.5式)}$$

Ｘ：衝突によるホイールベース（軸間距離）の縮小量（右測定値と左測定値の平均）(cm)で求められる[23]。

そして、四輪車と衝突した自動二輪車の衝突速度は、自動二輪車の進行角度を０°とした上で、(2.1式）により、自動二輪車の乗員の質量に関係なく四輪車の衝突速度を求めた上で、当該衝突速度を、自動二輪車の乗員の質量を考慮した（３”式）に代入すると、精度よく求められるとの説がある。

なお、自動二輪車が四輪車の側部に衝突した場合、両車両に変形が生じ、変形終了後、自動二輪車のフロントホークが四輪車に接触する頃に、両車両が移動を開始する。このとき、自動二輪車の前輪のタイヤは四輪車に密着しているので、四輪車の移動方向に自動二輪車の前輪のタイヤ痕が印象される。

そのため、**自動二輪車のタイヤ痕は、衝突直後は、自動二輪車の進行方向に印象され、その後、四輪車の移動方向に印象される**こととなる。

そして、四輪車の飛出し角度は、自動二輪車と衝突した時点での四輪車の重心の位置と、自動二輪車と平行になった時点における四輪車の重心の位置を結んだ直線と、衝突直前の四輪車の進行方向とがなす角度から求められる。

また、自動二輪車の飛出し角度は、二輪車の移動状況から求めるが、自動二輪車と四輪車が衝突した場合の移動状況等は**図15**のとおりである（（５）の記述及び**図15**については、**山崎俊一「交通事故解析の基礎と応用」（東京法令、2009年）**121頁以下等[24]参照)。

図15

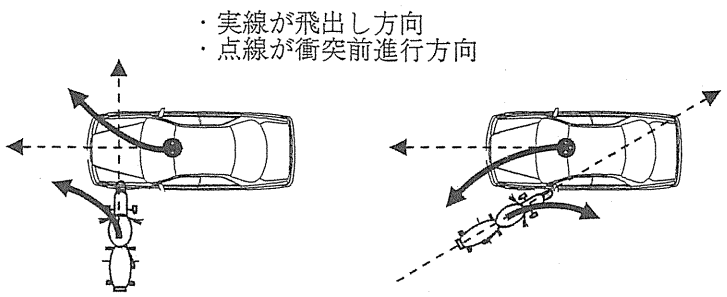

側部分布図を用いる場合、変形部分のユニットの数値の合計Ｕｓの求め方は、従来分布図のＵの求め方（（１）の①参照）と同様であるが、変形量については、各点のバンパー上端の高さにおける変形量を計測する。

ただし、**Ｕｓを求めるに当たり、サイドシル**（「側面の敷居」の意。左右ドアの真下、車体の両サイドを構成するフレーム。ドアを開けたときにまたぐ部分）**がバンパー上端の高さでの変形と同程度変形している場合には、当該変形部分のユニットの数値を1.3倍にする**必要がある。

また、側部分布図は、車両全長を５ｍ（ハッチバック型車両については４ｍ）とした場合のエネルギー吸収量に換算したものであるため、その分の修正が必要となる。

すなわち、Ｕｓ(ｋｇｆ・ｍ)と車長Ｌ(ｍ)によって求められる車体吸収エネルギーＥ(Ｊ)の関係は、

Ｅ＝Ｕｓ・Ｇ・Ｌ／５（ハッチバック型車両はＥ＝Ｕｓ・Ｇ・Ｌ／４）

となる。

また、バリア衝突換算速度ｖｅ(ｍ/ｓ)に関しては、Ｅ及び車両の質量ｍ(ｋｇ)より、(3.1.2式)と同様、

$$v_e = \sqrt{\frac{2E}{m}}$$

が成り立つが、Ｕｓを用いて表すと、

$$v_e^2 = \frac{2Us \cdot G \cdot L}{5m} \quad \cdots\cdots \text{(3.4.1式)}$$

ハッチバック型車両の場合、

$$v_e^2 = \frac{Us \cdot G \cdot L}{2m} \quad \cdots\cdots \text{(3.4.2式)}$$

となる。

（５）自動二輪車と四輪車の衝突

自動二輪車の場合でも、（３式）の考え方は、おおむね当てはまる。

ただし、自動二輪車の場合には、強い力で衝突すると乗員がシートから投げ出されるが、この際、乗員が自車の燃料タンクに股間を衝突させ、それによって燃料タンクが乗員の運動エネルギーを吸収する場合がある。

そのため、自動二輪車の場合は、

$$\frac{1}{2}(m_1 + K' \cdot m_h) v_{10}^2 + \frac{1}{2} m_2 v_{20}^2 = \frac{1}{2} m_1 (v_{e1}^2 + v_{11}^2) + \frac{1}{2} m_2 (v_{e2}^2 + v_{21}^2) \cdots\cdots (3'' \text{式})$$

m_h：乗員の質量(ｋｇ)

K'：自動二輪車の燃料タンクが凹損しているときは1/3、凹損していないときは０

（なお、原動機付自転車の場合はK'＝１）。

例題７

交差点を通過中だったセダン型乗用車（車長4.8m、質量1130kg）の右側ドア部分に、交差道路を直進してきた自動二輪車（質量230kg）が真横から衝突した（質量はいずれも乗員分を含まない。）。

このとき、自動二輪車の進行角度０°、飛出し角度45°、乗用車の進行角度90°、飛出し角度35°であった。また、衝突によって自動二輪車のホイールベースは20cm縮小した。側部分布図上の乗用車の変形状況は**図16**のとおりで、右側ドア部分に集中しており、かつ、サイドシルがバンパー上端の高さでの変形と同程度変形していた。

さらに、衝突後、減速して停止するまでの移動距離が自動二輪車は５m、乗用車は６mで、摩擦係数は0.7。両車とも乗員は１人で、その体重はともに70kg、乗用車の乗員はシートベルトを装着していた。一方、自動二輪車の乗員は衝突後、自車の燃料タンクにぶつかってこれを凹損させた後、路上に放り出された場合における自動二輪車及び乗用車の衝突速度v_{10}(km/h)及びv_{20}(km/h)を求めよ。

図16

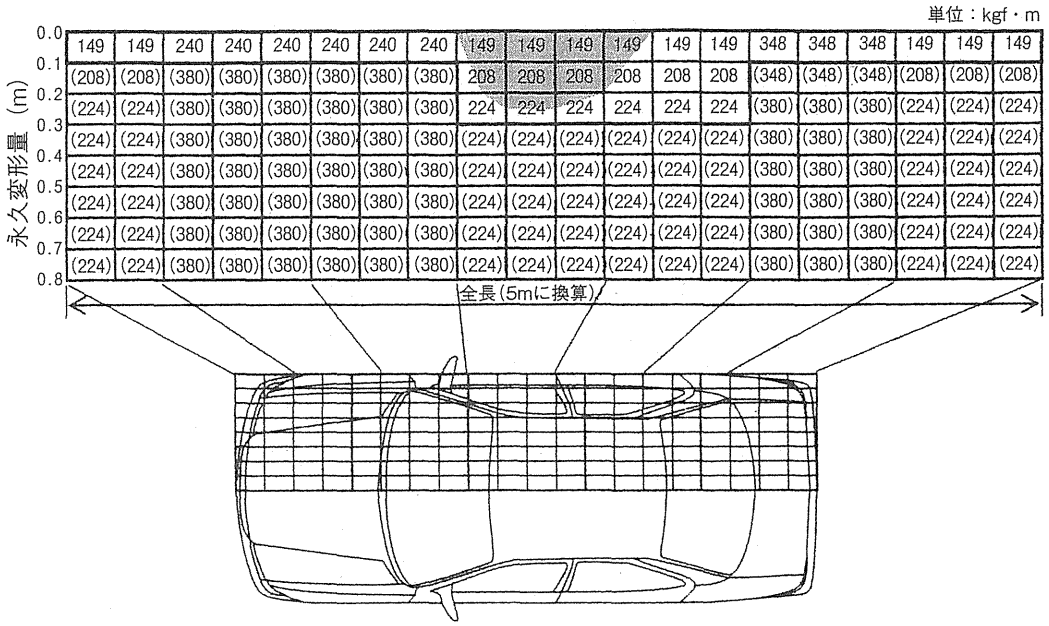

答

１．与えられた条件より、摩擦係数が0.7、自動二輪車、乗用車の衝突後の移動距離がそれぞれ５m、６mであることから、自動二輪車、乗用車の衝突直後の速度v_{11}、v_{21}は、(1.2式）より、

$v_{11}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times5}\fallingdotseq8.29$（m/s）……①

$v_{11}^2\fallingdotseq68.6$……②

$v_{21}=\sqrt{2\times0.7\times9.81\times6}\fallingdotseq9.08$（m/s）……③

$v_{21}^2\fallingdotseq82.3$……④

さらに、与えられた条件より、(2.1式) に関し、$\theta_{10}=0^\circ$、$\theta_{20}=90^\circ$、$\theta_{11}=45^\circ$、$\theta_{21}=35^\circ$。すると、**表3**より、$\sin\theta_{10}=0$、$\sin\theta_{20}=1$、$\sin\theta_{11}=0.707$、$\sin\theta_{21}=0.574$……⑤

また、与えられた条件より、自動二輪車の質量は230kg、乗用車の質量はシートベルトで固定された乗員の質量を含めて1200kg……⑥

ここで、(2.1式) に、①、③、⑤、⑥を代入すると、

$1200\,v_{20}\times 1 \fallingdotseq 230\times 8.29\times 0.707+1200\times 9.08\times 0.574 \fallingdotseq 7600$

よって、$v_{20} \fallingdotseq 6.33\,(m/s)$……⑦

時速に換算すると、乗用車の衝突速度v_{20}は時速は約23kmとなる。

2．自動二輪車の衝突によるホイールベースの縮小量が20cmなので、(3.5式) より、自動二輪車のバリア衝突換算速度v_{e1}(m/s)は、

$$v_{e1}=\frac{20+13.3}{2.88} \fallingdotseq 11.6\cdots\cdots⑧$$

3．**図16**より、乗用車の変形部分のユニットの数値からUsが求められるが、乗用車の変形部分がドア部分に集中しており、かつ、サイドシルがバンパー上端の高さでの変形と同程度変形していたことから、Usを求めるためにはユニットの数値の合計を1.3倍する必要がある。

そのため、

$Us=1.3\{149(0.875+2+0.75)+208(0.625+2+0.25)+224(0.125+0.50+0.25)\} \fallingdotseq 1730$

そして、乗用車の車長4.8m、質量1200kgなので、(3.4.1式) より、乗用車のバリア衝突換算速度v_{e2}の2乗は、

$$v_{e2}^{\,2} \fallingdotseq \frac{2\times 1730\times 9.81\times 4.8}{5\times 1200} \fallingdotseq 27.2\cdots\cdots⑨$$

4．(3"式) に関し、衝突した自動二輪車の燃料タンクが凹損しているので、K'=1/3。さらに、与えられた条件より、自動二輪車の乗員の質量70kgで、かつ、②、④、⑥、⑦、⑧、⑨を (3"式) に代入すると、

$$\frac{1}{2}\left(230+\frac{70}{3}\right)v_{10}^{\,2}+\frac{1}{2}\times 1200\times 6.33^{\,2} \fallingdotseq \frac{1}{2}\times 230(11.6^{\,2}+68.6)+\frac{1}{2}\times 1200(27.2+82.3)$$

よって、$\frac{380}{3}v_{10}^{\,2}+24000 \fallingdotseq 23400+65700$

$v_{10}^{\,2} \fallingdotseq 514$

$v_{10} \fallingdotseq 22.7\ (m/s)$

時速に換算すると、自動二輪車の衝突速度v_{10}は時速約82kmとなる。

例題８

急ブレーキをかけて路面に６ｍスリップ痕を印象させた後、転倒して15m滑走してコンクリート壁に衝突した自動二輪車のホイールベースが、10cm縮小していた。

ここで、第１次減速時の摩擦係数が0.7、第２次減速時の摩擦係数が0.5であった場合における自動二輪車の制動初速度ｖ(km/h)を求めよ。

答．コンクリート壁に衝突した自動二輪車のホイールベースの縮小量が10cmであったところ、(3.5式）より、衝突時の速度v_2（単独でコンクリート壁に衝突した事故であるため、バリア衝突換算速度が衝突時の速度となる。）は、

$$v_2=\frac{10+13.3}{2.88}\fallingdotseq 8.09\ (\mathrm{m/s})$$ となる。

また、(1.4式）より、制動初速度ｖは、

$$v=\sqrt{v_2^2+2\mu_1 G S_1+2\mu_2 G S_2}$$

と表されるところ、$v_2=8.09$ 及び与えられた条件より$\mu_1=0.7$、$\mu_2=0.5$、$S_1=6$(m)、$S_2=15$(m)。さらに、$G=9.81(\mathrm{m/s^2})$を代入し、計算すると、$v\fallingdotseq 17.2(\mathrm{m/s})$となる。

時速に換算すると、制動初速度ｖは時速約62kmとなる。

1）林洋「実用自動車事故鑑定工学（新装版）」（技術書院、2002年）６頁

2）逸見和彦「交通事故事件捜査における交通鑑識」（月刊交通32巻12号、2001年）13頁

3）柳原三佳「交通事故鑑定人－鑑定歴五〇年・駒沢幹也の事件ファイル－」（角川oneテーマ21、2002年）80頁。交通事故鑑定人であった故駒沢幹也氏の言葉。

4）柳原・前掲55頁。また、逸見・前掲13頁も、**「刑事現場と同じように、交通鑑識活動も事象や事物をありのままに観察し、現場の状況、対象物の状態、痕跡、落下物等から事故の発生形態や経緯、当事者の行動等を見極めるための作業なのである。」**とする。

5）前掲・故駒沢氏は、以下のようなたとえ話で説明していたという（柳原・前掲18頁）。これは、事故直後の例え話であるが、その後の取調べでも、当てはまるところは大きいと思われる。

「皆さんご自身が、今運転なさっているとしましょう。うっかり気楽な気分で運転していた。そこへ、突然思いがけず、目の前に子供が飛び出してきた。"ガチャン"と音がした、子どもがひっくり返った、血だらけになってひっくり返っている。そこへおまわりさんが飛んできた。

『おまえ今何キロで走っていたんだ！』

と言われたときに、皆さん本当のことが言えますか？皆さんの中で、私は絶対に嘘をつかない、私は絶対に本当のことを言いますと言える人が一人でもいたら手を挙げてみてください……」。

6）スリップ痕には、車輪がロックした状態で滑って印象される縦滑り痕と、タイヤが横方向に滑って印象される横滑り痕がある。縦滑り痕には、急制動によるスキッド痕と急発進痕があり、横滑り痕には急激な横滑りやスピンしたときに生じる転動横滑り痕（ヨーイング痕）と、転動せずに横滑りしたときに生じる固定横滑り痕がある（山崎俊一「交通事故事件捜査におけるわかりやすい実況見分のポイント」（東京法令、2003年）51頁）。

7）山崎俊一「交通事故解析の基礎と応用」（東京法令、2009年）40頁

8）林・前掲77頁

9）制動距離（m）は、(1.1式)を変形して、

$$\frac{\text{時速(km/h)}^2}{254\times\text{摩擦係数}}\left(=\frac{(\text{時速}/3.6)^2}{2G\times\text{摩擦係数}}\right)$$

と表せるが、ブレーキ操作時（ロック制動時）の摩擦係数は、一般に、本文の表１のとおりである。

そのため、仮に空走時間1.0秒、摩擦係数0.7とすると、時速40kmだと制動距離は9.0m（空走距離は11.1 m、停止距離は20.1 m）、時速70kmだと制動距離は27.6 m（空走距離は19.4 m、停止距離は47.0 m）となる。

10）空走時間について、以前は、札幌地判平18.8.21「0.8秒」、東京地判平19.9.13「0.8秒」のように１秒取らないものが目立ったが、近年は、札幌高判平20.7.24及び水戸地判平20.1.17判タ1265号339頁「１秒」、東京地判平20.3.11交民集41巻２号271頁「約１秒」のように、「１秒」とするものが目立ちつつある。ただし、福岡地判平20.1.8判タ1268号330頁は、0.75秒が一般的であるとした。

11）横滑り痕の場合には、「各タイヤの横滑りタイヤ痕の全長の総和」を「タイヤの本数」で割ったものが移動距離となる（山崎俊一「交通警察官のための交通鑑定学入門(14)衝突速度の算出（運動量保存則の応用例について）」（月刊交通36巻８号、2005年））。

12）林・前掲46頁。

13）林・前掲57～59頁。

14）林・前掲60頁による引用に係る高波克治「自動車技術」（1971年）。

15）自動二輪車転倒時の摩擦係数について、牧野隆「捜査官のための交通事故解析」（検察協会・立花書房、2006年）18頁は湿潤状態で0.3～0.4、乾燥状態で0.4～0.5としているほか、林・前掲62頁、山崎俊一「交通事故解析の基礎と応用」（東京法令、2009年）68頁の実験結果では、それぞれ若干のばらつきがあるが、おおむね本文記載のような結果となっている。

16）重心（Center of Gravity）とは質点の中心のことである。乗員を勘案しない自動車の場合、重心はホイールベース上にあるが、前軸から重心までの距離L_Fは、ホイールベースの長さL_0、後軸荷重W_R、車両重量W（前軸荷重W_F＋後軸荷重W_R）により、以下のように表される。

$$L_F = \frac{W_R}{W} \times L_0$$

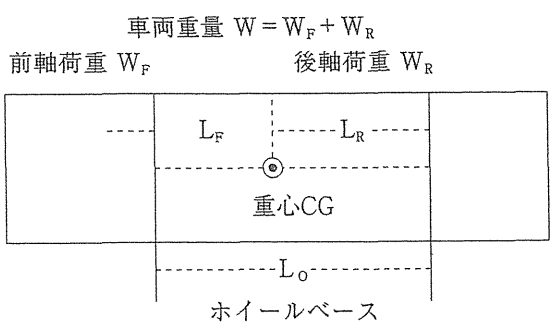

17）林洋ほか「改訂　自動車事故鑑定の方法」（技術書院、1984年）52頁等

18）山崎・前掲７）71頁、75頁

19）久保田正美・國分義晴「前面形状別の車体エネルギ吸収特性」（「自動車研究」Vol.17、No.1、1995年）

20）大賀涼「変形エネルギー吸収分布図－新しい分布図とその使い方－」（月刊交通39巻８号、2008年）

21）久保田正美・山崎俊一・山田喜久司「後面形状別の車体エネルギ吸収特性」（自動車研究29巻３号、2006年）

22）鮭川佳宏ほか「乗用車側面のエネルギ吸収特性」（自動車研究29巻９号、2007年）

23）(3.5式)の例外として、

①　直立状態で走行中の自動二輪車が、

②　停止中又はごく低速で走行中の乗用車に対し、

③　乗用車の側面（フェンダー、ドア等）に、ほぼ真横から衝突した

という条件を満たす場合には、自動二輪車のバリア衝突換算速度v_e(m/s)は、衝突によるホイールベースの縮小量(右測定値と左測定値の平均)X(cm)より、

$$v_e = \frac{X+8}{2.4}$$

と表される。(山崎・前掲18)118頁等)

24）山崎俊一「続・交通警察官のための交通鑑定学入門(７)、(８)　二輪車事故解析の解説・前、後」（月刊交通41巻４号・５号、2010年）等も参照のこと。

参考文献

本文及び注に掲げたもののほか、
那須修「那須教授の交通捜査・事例解説１～12」（月刊交通39巻４号～40巻５号、2008年･2009年）（特に39巻８号･10号･11号、40巻１号・２号）
那須修「警察における交通事故事件捜査員のための物理学テキスト私案」（大学の物理教育Vol.17 No.3、2011年）
代々木ゼミナール講師鈴木誠治「パワーUP版　センター試験　物理Ⅰの点数が面白いほどとれる本」（中経出版、2009年）

平成23年度警察政策研究センターの活動概要一覧

平成23(2011)年

４月　　所長及び教授が東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、中央大学法科大学院、同大学総合政策学部、首都大学東京都市教養学部及び法政大学法学部などで講義を実施したほか、本庁各部局職員の講師派遣を斡旋するなど警察政策に関する研究の発展及び普及を図った。また、 慶應義塾大学大学院法学研究科、早稲田大学社会安全政策研究所及び警察政策学会犯罪予防法制研究部会のそれぞれと共同研究を実施した。

５月　19日　セミナー「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」（講師：小谷　渉氏（警察庁刑事局組織犯罪対策部長)、村上泰氏（弁護士、日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会副委員長）を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。

５月　23日　日本被害者学会第２２回学術大会（会場：同志社大学）に出席。

６月12～17日　主任教授が米国コネティカット州ニューヘイブンで開催されたアジア警察学会に出席し、「変容する振り込め詐欺への総合的な対策」について、日本における現状等を発表し、関係各国の警察関係者、実務家と意見交換を行った。

７月　　昨年度に引き続き、国家公務員Ｉ種試験専門委員（行政）として、教授が試験問題の作成・検討に参加（～12月)。

７月　14日　警察政策学会と共催でシンポジウム「サイバー犯罪の現状と対策～不正アクセスから国民・経済を守る～」（基調講演者：前田雅英氏（首都大学東京法科大学院長、総合セキュリティ対策会議委員長）及び四方　光氏（警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長)、田嶋　龍氏（株式会社JCBセキュリティー推進部長）、徳田敏文氏（日本IBM情報セキュリティー担当部長）、西村　敏氏(NHK科学文化部記者)、早貸順子氏(JPCERTコーディネーションセンター常務理事))を開催（会場：グランドアーク半蔵門)。

８月　７日　警察政策学会と共催でシンポジウム「犯罪抑止政策の総合的な展開　～日本の教訓」（基調講演者：佐久間修氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授)、小宮信夫氏（立正大学文学部教授)、富田邦敬氏（内閣参事官）及び加藤伸宏氏（警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長))を開催（会場：神戸国際会議場)。

11月　１日　警察政策フォーラム「反グローバリズム運動を始めとする社会運動の実態と対策」（基調講

演者：ゲアハルト・シンドラー氏（ドイツ連邦共和国内務省公安局長）及び沖田芳樹氏（警察庁長官官房審議官（警備局担当））を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

11月15～21日　所長と教授が米国ワシントンDCで開催された米国犯罪学会に出席し、「サイバー犯罪の新たなる潮流」と題して日本のサイバー犯罪の現状について発表し、関係各国の研究者、実務家と意見交換を行った。

12月　14日　警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」（基調講演者：藤本哲也氏（中央大学名誉教授・常盤大学教授）、ロイ・レディンガム氏（英国司法省犯罪者管理庁多機関公衆保護制度指導室長）及び金泰明氏（韓国国立全北大学法科大学院教授））を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

平成24（2012）年

１月　17日　懸賞論文「地域社会の安全をいかに守るか」授賞式（会場：グランドアーク半蔵門）

２月　21日　警察政策フォーラム「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」（講演者：守山正氏（拓殖大学教授）、リチャード・ウォートレイ氏（ロンドン大学ジル・ダンドー犯罪科学研究所長）、ヨハネス・クヌットソン氏（ノルウェー警察総合大学教授）及び河合潔氏（警視庁生活安全部長））を開催（会場：グランドアーク半蔵門）。

３月12～18日　所長と教授が米国ニューヨークで開催された刑事司法アカデミー2012年次大会に出席し、「東日本大震災における日本警察の活動」と題して日本警察の災害時における活動について発表し、関係各国の研究者、実務家と意見交換を行った。